奈良市地域防災計画

（令和７年度修正）

様式集
資料集
法令集

奈良市防災会議

様式集

目次

被害報告基準 1
火災・災害等即報要領について 4
様式１　応援要請 9
様式２　労働者要請 10
様式３　奈良市災害ボランティア登録申込書［団体］ 11
様式４　奈良市災害ボランティア登録申込書［専門職］ 12
様式５　被害状況報告様式（災害概況即報・被害状況即報） 13
様式６　第４号様式（その１）［災害概況即報］ 17
様式７　第４号様式（その２）［被害状況即報］ 18
様式８　災害年報 20
様式９　罹災証明書 21
様式 10　避難所状況報告書[初動期用] 22
様式 11　避難所状況報告書[第　　報] 24
様式 12　避難者カード[世帯単位] 25
様式 13　退所届 26
様式 14　避難所日誌 27
様式 15　避難所物品受払簿 28
様式 16　避難所入所記録簿（市民用） 29
様式 17　避難所入所記録簿（市民以外用） 30
様式 18　避難所勤務状況 31
様式 19　遺体処理票 32
様式 20　遺留品処理票 33
様式 21　氏名札 34
様式 22　遺体調書 35
様式 23　身元不明者等受付簿 36
様式 24　遺体送致票 37
様式 25　（県小災害救助内規 様式第１号） 38
様式 26　（県小災害救助内規 様式第２号） 38
様式 27　（県小災害救助内規 様式第２号の１） 39
様式 28　職員参集表 40
様式 29　（県水防計画　７．水防実施状況報告様式） 41
様式 30　文化財被害状況報告（概況・中間・確定） 42
災害救助の手引き 43
災害救助法様式６　救助の種目別物資受払状況 52
災害救助法様式７　避難所設置及び収容状況 53
災害救助法様式８　応急仮設住宅台帳 54
災害救助法様式９　炊出し給与状況 55
災害救助法様式 10　飲料水の供給簿 56
災害救助法様式 11　物資の給与状況 57
災害救助法様式 12　救護班活動状況 58
災害救助法様式 13　病院診療所医療実施状況 59

災害救助法様式 14　助産台帳 60
災害救助法様式 15　被災者救出状況記録簿 61
災害救助法様式 16　住宅応急修理記録簿 62
災害救助法様式 18　学用品の給与状況 63
災害救助法様式 19　埋葬台帳 64
災害救助法様式 20　遺体処理台帳 65
災害救助法様式 21　障害物除去の状況 66
災害救助法様式 22　輸送記録簿 67

被害報告基準

被害項目		報告基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるもの。
	負傷者 （重傷者 軽傷者）	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは１月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは１月未満で治療できる見込みの者。なお、重軽傷者の別が把握できない場合はとりあえず負傷者として報告する。併せて、負傷した高齢者や障害者等は再掲する。
住家の被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟	主屋のほかに小さい附属建物（物置、便所、風呂場等）が棟を異にして建てられている場合はそれぞれ一棟とみなす。
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいう。
	全壊 （全焼） （流失）	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。
	半壊 （半焼）	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。
	一部破損	損壊の程度が半壊にいたらないもの。ただし、窓ガラス２～３枚が割れた程度のものは除く。
	床上浸水	その住家の床上以上に浸水したもの及び全壊又は半壊には該当しないが土砂竹木などのたい積のため一時的に居住することができないもの。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。
非住家の被害		非住家（住家以外の建物）のうち全壊、半壊程度の被害を受けたもの。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣は非住家とする。ただし、これらの施設に常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。「公共建物」とは、例えば、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

被害報告基準

被害項目			報告基準
その他被害	田畑の被害	流失埋没	耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため耕作が不能となったもの。
		冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。
	文教施設		小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設をいう。
	道路		「道路」とは、道路法（昭和27年法律第 180号）第２条第１項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。 「道路決壊」とは、高速自動車道、一般国道、都道府県及び市町村道の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。
	橋梁		「橋梁」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。 「橋梁流失」とは、高速自動車道、一般国道、都道府県及び市町村道の橋梁が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。
	河川		「河川」とは、河川法（昭和39年法律第 167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。 「堤防決壊」とは、河川法にいう１級河川及び２級河川の堤防、あるいは溜池の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。
	砂防		「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第１条に規定する砂防施設、同法第３条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第３条の２の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設		「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道		「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能になった程度の被害とする。
	船舶		「被害船舶」とは、ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	水道		「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	電話		「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気		「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。

被害報告基準

被害項目		報告基準
その他被害	ガス	「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	文化財	「文化財」とは、国、県又は市により指定、選定又は登録された文化財のほか、未指定文化財のうち特に必要と認めるもの、文化財保管施設、史跡等の重要な構成要素となっている建造物等を含むものとする。
り災者	り災世帯	「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば、寄宿者、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、又同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	り災者	「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。
火災発生		地震による被害の場合のみ報告する。
被害金額	公立文教施設	「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第 169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路及び下水道とする。
	その他の公共施設	「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
その他の被害金額	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、魚貝、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具とする。

火災・災害等即報要領について

（昭和59年10月15日消防災第 267号消防庁長官通知及び奈良県地域防災計画より抜粋）

(1)　即報

当該災害が発生した地域の属する市町村(当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合をいう。以下同じ。)は、災害に関する即報（火災等即報、救急・救助事故即報及び災害即報）を奈良県防災統括室に報告するものとする。

都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等即報を消防庁に報告するものとする。

(2)　直接即報

直接即報基準に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第一報を都道府県に加え、消防庁に対しても、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合について、市町村は第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対して行うものとする。

〈災害別基準等〉

災害	報告様式	即報基準に該当するもの	直接即報基準に該当するもの
建物火災	第１号様式	① 死者３人以上又は死者・負傷者 10人以上発生したもの又は発生のおそれがあるもの ② 特定防火対象物(劇場、映画館、公会堂、キャバレー、飲食店、百貨店、マーケット、展示場、旅館、ホテル、病院、社会福祉施設、幼稚園、養護学校、公衆浴場、これらを含む他の用途と複合したもの、地下街、準地下街)の火災で死者が発生したもの又は発生するおそれがあるもの ③ 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの又は避難するおそれがあるもの ④ 大使館・領事館、国指定重要文化財又は特定違反対象物の火災 ⑤ 建物延焼延べ面積3,000㎡以上と推定されるもの ⑥ 損害額１億円以上と推定されるもの ⑦ 報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの	ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災
林野火災	第１号様式	① 死者３人以上又は死者・負傷者 10人以上発生したもの又は発生のおそれがあるもの ② 焼損面積 10ha以上と推定されるもの ③ 空中消火を要請又は実施したもの ④ 住宅等へ延焼するおそれがある社会的に影響度が高いもの ⑤ 報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの	

災害	報告様式	即報基準に該当するもの	直接即報基準に該当するもの
交通機関の火災	第１号様式	① 死者３人以上又は死者・負傷者10人以上発生したもの又は発生のおそれがあるもの ② 航空機火災 ③ タンカー火災の他社会的影響度の高い船舶火災 ④ トンネル内車両火災 ⑤ 列車火災 ⑥ 報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの	① 死者３人以上又は死者・負傷者10人以上発生したもの又は発生のおそれがあるもの ② 航空機火災 ③ タンカー火災の他社会的影響度の高い船舶火災 ④ トンネル内車両火災 ⑤ 列車火災
その他の火災	第１号様式	① 死者３人以上又は死者・負傷者10人以上発生したもの又は発生のおそれがあるもの ② 特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの （例示：消火活動を著しく妨げる毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの） ③ 報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの	
危険物等に係る事故 危険物等: 危険物 高圧ガス 可燃性ガス 毒物 劇物 火薬 等	第２号様式	① 死者３人以上又は死者・負傷者10人以上発生したもの又は発生のおそれがあるもの ② 死者（交通事故によるものを除く）・行方不明の発生したもの ③ 負傷者が５人以上発生したもの ④ 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により建物等に被害を及ぼしたもの ⑤ 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故 ⑥ 海上、河川への危険物等流出事故 ⑦ 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故 ⑧ 報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの	① 死者３人以上又は死者・負傷者10人以上発生したもの又は発生のおそれがあるもの ② 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、該当工場等の施設内又は周辺で、500㎡程度以上の区域に影響を与えたもの ③ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの ア 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの イ 500キロリットル以上のタンクから危険物等が漏えい等したもの ④ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの ⑤ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
原子力災害等	第２号様式	① 死者３人以上又は死者・負傷者10人以上発生したもの又は発生のおそれがあるもの ② 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの ③ 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力	① 死者３人以上又は死者・負傷者10人以上発生したもの又は発生のおそれがあるもの ② 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの ③ 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生し

災害	報告様式	即報基準に該当するもの	直接即報基準に該当するもの
		事業者等から消防機関に通報があったもの ④ 原子力災害対策特別措置法第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの ⑤ 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの ⑥ 報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの	た旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの ④ 原子力災害対策特別措置法第 10 条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの ⑤ 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの
その他の特定の事故	第２号様式	① 可燃性ガス等の爆発､漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの ② 報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの	爆発、異臭等の事故であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）
救急･救助事故	第３号様式	① 死者５人以上の救急事故 ② 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故 ③ 要救助者が５人以上の救助事故 ④ 覚知から救助完了までの所要時間が５時間以上を要した救助事故 ⑤ その他報道機関に取り上げられる等の社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。） （例示） ・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故 ・バスの転落による救急・救助事故 ・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故 ・消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る救急・救助事故 ・不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故 ・全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故	死者・負傷者15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの ① 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故 ② バスの転落等による救急・救助事故 ③ ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故 ④ 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 ⑤ その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故
武力攻撃災害	第３号様式	① 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第２条第４項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害 ・ゲリラや特殊部隊による攻撃	

災害	報告様式	即報基準に該当するもの	
		・弾道ミサイル攻撃 ・航空攻撃 ・着上陸侵攻 ② 武力攻撃事態及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第22条第１項に規定する緊急対処事態、すなわち、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態 ・ダーティボム等の爆発による放射能の拡散 ・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 ・市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布 ・水源地に対する毒素等の混入 ・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ ・弾道ミサイル等の飛来 ・県外における原子力事業所等の破壊 ・石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破 ・県外における危険物積載船への攻撃 ・ダムの破壊 ・大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破 ・列車等の爆破	
地震災害	第４号様式	① 災害救助法の適用基準に合致するもの又は合致するおそれのあるもの ② 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの又は設置が見込まれるもの ③ 災害が２都道府県以上にまたがるもので１の都道府県における被害が軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの又は生じるおそれのあるもの ④ 当該都道府県又は市町村の区域内で震度４以上を記録したもの ⑤ 報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの	当該市町村の区域内で震度５強以上を記録したもの
風水害	第４号様式	① 災害救助法の適用基準に合致するもの又は合致するおそれのあるもの ② 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの又は設置が見込まれるもの ③ 災害が２都道府県以上にまたがるもので１の都道府県における被害が軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの又は生じるおそれのあるもの ④ 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの又は生じるおそれがあるもの ⑤ 河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等に	

災害	報告様式	即報基準に該当するもの	直接即報基準に該当するもの
		より、人的被害又は住家被害を生じたもの又は生じるおそれがあるもの ⑥ 報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの	
雪害	第４号様式	① 災害救助法の適用基準に合致するもの又は合致するおそれのあるもの ② 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの又は設置が見込まれるもの ③ 災害が２都道府県以上にまたがるもので１の都道府県における被害が軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの又は生じるおそれのあるもの ④ 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの又は生じるおそれがあるもの ⑤ 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの又は生じるおそれがあるもの ⑥ 報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの	

様式１　応援要請

第　　号
年　月　日

知事（市長）　　様

奈良市長　　印

○○災害に伴う職員等の派遣について（依頼）

法　　条に基づき、下記により貴職の職員等の派遣を要請します。

記

１　派遣を要請する理由

２　派遣を要請する職員の職種別人員数

３　派遣を必要とする期間

４　派遣される職員の給与その他勤務条件

５　その他必要事項

様式２　労働者要請

第　　号
年　月　日

殿

奈良市長　　印

災害発生に伴う労働者確保の要請について

このことについて、次のとおり労働者の確保を要請します。

記

１　求人を必要とする理由

２　作業の種別

３　必要人員

４　必要期間

５　賃金

６　その他必要事項

様式３

奈良市災害ボランティア登録申込書［団体］

No.

			記入年月日	年　月　日	
住　所			電話番号		
(フリガナ) 氏　名		生年 月日	年　月　日	性 別	男・女
職　業		勤務先 と 所在地		電話 番号	
上記以外の連絡先（連絡事務所・副代表者など）					
				電話 番号	

現在、所属している団体・グループ名を○で囲み、その内容を詳しく記入してください。
１　日赤奉仕団　　２　社会福祉協議会　　３　国際交流協会
４　その他の団体（　　）

グループで参加するメンバー数：　　人（内訳：男性　　人、女性　　人）
名簿は裏面のとおり

希望する活動内容	一般的な活動	専門的な活動
	１　救援物資等の搬送、整理 ２　炊出しなどの食事サービス ３　避難所等の管理・運営補助 ４　避難者の生活援助 ５　情報収集、伝達 ６　清掃等の衛生管理 ７　トイレ清掃 ８　その他（　　）	１　救急・救助活動 ２　建築物の応急危険度判定 ３　医療・救護活動 ４　高齢者・障がい者等の介護 ５　外国語通訳（　　語） ６　手話通訳 ７　ボランティアのコーディネート ８　その他（　　）

免許・資格等	1	2	3
免許等の名称 免許等の番号			

活動可能な地域	
活動可能な期間等：	年　月　日（　）～　年　月　日（　） 日間　、休日だけ、その他（　　）
その他特記事項	

（注）「希望する活動内容」欄には、該当する番号を○で囲んで下さい。（複数記入可）

様式４

奈良市災害ボランティア登録申込書［専門職］

No.

			記入年月日	年　月　日	
住　所			電話番号		
(フリガナ) 氏　名		生年 月日	年　月　日	性 別	男・女
血液型　（　　）					
職　業		勤務先 と 所在地		電話 番号	

現在、団体・グループに　　1　所属している　　2　所属していない

（現在、所属している団体・グループ名を○で囲み、その内容を詳しく記入してください。）
1　日赤奉仕団　　2　社会福祉協議会　　3　国際交流協会
4　その他の団体（　　）

グループ名		代表者氏名 住　所 電話番号	－　－

希望する活動内容	専門的な活動
	1　救急・救助活動 2　建築物の応急危険度判定 3　医療・救護活動 4　高齢者・障がい者等の介護 5　外国語通訳（　　語） 6　手話通訳 7　ボランティアのコーディネート 8　その他（　　）

免許・資格等	1	2	3
免許等の名称 免許等の番号			

活動可能な地域

活動可能な期間等：	年　月　日（　）～　年　月　日（　） 日間　、休日だけ、その他（　　）

その他特記事項

（注）「希望する活動内容」欄には、該当する番号を○で囲んで下さい。（複数記入可）

様式５　被害状況報告様式（災害概況即報・被害状況即報）

市町村名（消防(局)本部名）		被害情報の有無（いずれかに○を）	有り・無し
課(室)名			
報告者名			
災害名報告番号	災害名		
	第　　報　（　月　日　時　分現在）		

◎被害情報がない場合も必ず報告してください。

◎第1報は県からの依頼後速やかに、第2報以降は県から求める時刻までに必ず報告願います。

1 被害の状況 （被害が発生した場合は、必ず被害状況詳細報告(別紙1)を添付してください）

区分			件数	摘要
人的被害	死者		人	
	行方不明者		人	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者について記入
	負傷者	重傷	人	当該災害により負傷し、1月以上の治療を要する見込みの者について記入
		軽傷	人	当該災害により負傷し、1月未満で治療できる見込みの者について記入
住家被害	全壊		棟	損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難なもの
	半壊		棟	損壊が甚だしいが、補修すれば再使用できる程度のもの
	一部破損		棟	全壊及び半壊にはいたらない住家の破損で、補修を要するものについて記入（ガラス数枚程度の被害を除く）
	床上浸水		棟	住家の床より上に浸水したもの、及び全壊・半壊に該当しないが土砂等のたい積により一時的に居住できないものについて記入
	床下浸水		棟	床上浸水にいたらない程度に浸水したものについて記入
非住家被害	公共の建物		棟	公用又は公共の用に供する建物が、**全壊又は半壊したもの**について記入（例）役場庁舎、公民館、公立保育園
	その他		棟	公共用以外の建物が**全壊又は半壊したもの**について記入（例）倉庫、車庫、工場、事務所
その他被害	文教施設		棟	小学校、中学校、高等学校及び幼稚園における教育の用に供する施設が被害を受けたもの（一部破損、浸水を含む）について記入
	病院		棟	病院（診療所を除く）が被害を受けたもの（一部破損、浸水を含む）について記入
	道路		箇所	**市町村道**（橋りょうを除く）**が**、土石崩落、路面陥没、路肩崩壊等により**通行規制を行ったもの**について記入
	橋りょう		箇所	**市町村道の橋りょう**（橋長2m以上）**が損壊し、通行規制を行ったもの**について記入
	崖くずれ		箇所	崖くずれ、地すべり、土石流により**人的被害、建物被害、又は市町村道に道路被害が発生したもの**について記入
	水道		戸	上水道又は簡易水道の**報告時点における断水戸数**を記入
火災被害（地震の場合のみ）	建物		件	
	危険物		件	高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故
	その他		件	
119番通報件数			件	震度6弱以上の地震の場合に記入
上記以外 ※				

※田畑の冠水面積等、上記以外で奈良県地域防災計画に定める第4号様式(その2)に掲げる項目の被害状況が判明している場合は記入してください。

2 避難の状況 （該当がある場合は、必ず避難状況詳細報告(別紙2)を添付してください）

該当の有無　（いずれかに○を）	有り・無し

3 市町村災害対策本部の設置状況 （災害対策基本法に基づく、市町村長を長とした災害対策本部を設置した場合のみ記入してください）

名称		設置	月　日　時　分
		廃止	月　日　時　分

（注） 災害確定報告については、奈良県地域防災計画に定める第4号様式(その2)によりご報告願います。

別紙１　被害状況詳細報告

市町村名（消防（局）本部名）：

月　　日　　時　　分現在

1　人的被害の状況

被害区分	発生日時	発生場所（地区名）	年齢	性別	被　災　状　況

※被害区分には「死亡」、「行方不明」、「重傷」、「軽傷」の別を記入
※死亡の場合は、被災状況欄に死亡日時を記入

2　建物被害の状況　　※地図を添付してください

建物区分	被害区分	発生日時	所在地（地区名）	施設名又は用途	原因、及び被害の状況

※建物区分には「住家」、「公共建物」、「文教施設」、「病院」、「その他」の別を記入
※被害区分には「全壊」、「半壊」、「一部破損」、「床上」、「床下」の別を記入

3　道路・橋りょう被害の状況　　※地図を添付してください

発生場所（地区名）	発生日時	路線名	被害区分	通行規制の規模（延長）	現在の状況（通行規制、復旧状況）

※被害区分には「土石崩落」、「路面陥没」、「路肩崩壊」、「落橋」等を記入

4　崖くずれ等土砂災害の状況　　※地図を添付してください

発生場所（地区名）	発生日時	規模（幅×高さ）	崖くずれ等に伴う人的、建物又は道路被害の状況

別紙2－1　避難の状況

市町村名

月　日　時　分現在

1　避難世帯数・避難者数

避難世帯数	避難者数	
世帯	人	…①

2　避難先（各避難所の状況）　※避難者の有無にかかわらず、**開設済みの避難所は全て記入してください。**

避難所名	避難世帯数	避難者数	摘　要
か所			…②

※　①と②は一致

別紙２－２　避難指示等の発令状況

市町村名:

月　　日　　時　　分現在

１　避難指示

対象地区	対象世帯数	対象人数	発令日時	解除日時
計				

２　高齢者等避難

対象地区	対象世帯数	対象人数	発令日時	解除日時
計				

様式６　第４号様式（その１）［災害概況即報］

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村 （消防本部名）	
報告者名	

消防庁受信者氏名

災害名　　（第　　報）

災害の概況	発生場所				発生日時	月　日　時　分	
被害の状況	死傷者	死者	人	不明　人	住家	全壊　棟	一部破損　棟
		負傷者	人	計　人		半壊　棟	床上浸水　棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)		(市町村)			

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

様式７　第４号様式（その２）［被害状況即報］

市町村名				区分				被害
災害名・報告番号	災害名 第　　報 （　　月　　日　　時現在）			そ	田	流失・埋没	ha	
						冠水	ha	
					畑	流失・埋没	ha	
						冠水	ha	
報告者名					文教施設		箇所	
					病院		箇所	
区分			被害		道路		箇所	
人的被害	死者		人		橋りょう		箇所	
	行方不明者		人		河川		箇所	
	負傷者	重傷	人		港湾		箇所	
		軽傷	人		砂防		箇所	
住家被害	全壊		棟	の	清掃施設		箇所	
			世帯		崖くずれ		箇所	
			人		鉄道不通		箇所	
	半壊		棟		被害船舶		隻	
			世帯		水道		戸	
			人		電話		回線	
	一部破損		棟	他	電気		戸	
			世帯		ガス		戸	
			人		ブロック塀等		箇所	
	床上浸水		棟					
			世帯					
			人					
	床下浸水		棟		罹災世帯数		世帯	
			世帯		罹災者数		人	
			人	火災発生	建物		件	
非住家	公共の建物		棟		危険物		件	
	その他		棟		その他		件	

<table>
<tr><td colspan="3">区分</td><td>被　害</td><td rowspan="4">市町村の災害対策本部設置状況</td><td>名　称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">公共文教施設</td><td>千円</td><td></td><td>設　置</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">農林水産業施設</td><td>千円</td><td></td><td>解　散</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">公共土木施設</td><td>千円</td><td></td><td colspan="4" rowspan="2">※災害対策本部については、市町村長を長とした災害対策基本法に基づくものを設置した場合のみ記入すること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他の公共施設</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">小　計</td><td>千円</td><td></td><td colspan="4" rowspan="2">【住民避難の状況】
地区名
世帯数、人数
種別(避難指示、高齢者等避難、自主避難)
原因
発令時刻
解除時刻
避難場所
(詳細については避難指示状況報告書に記入)</td></tr>
<tr><td rowspan="7">その他</td><td>農業被害</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td>林業被害</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td>畜産被害</td><td>千円</td><td></td><td colspan="4" rowspan="5"></td></tr>
<tr><td>水産被害</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td>商工被害</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td colspan="4" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>その他</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">被害総額</td><td>千円</td><td></td><td>消防職員出動延人数</td><td>人</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td></td><td></td><td>消防団員出動延人数</td><td>人</td><td></td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="8">災害発生場所
災害発生日時
災害の種類概況
応急対策の状況
119番通報件数
・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
・避難指示の状況
・避難所の設置状況
・他の地方公共団体への応援要請、救援活動の状況
・自衛隊の派遣要請、出動状況
・ボランティアセンターの設置状況(設置の有無及び設置場所等)
・ボランティアの活動状況(受入の有無、派遣の有無等)
・その他関連事項</td></tr>
</table>

※1　被害額は省略することができるものとする。
※2　119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

様式８　災害年報

市町村名

区分			災害名						計
			発生年月日						
人的被害	死者		人						
	行方不明者		人						
	負傷者	重傷	人						
		軽傷	人						
住家被害	全壊		棟						
			世帯						
			人						
	半壊		棟						
			世帯						
			人						
	一部破損		棟						
			世帯						
			人						
	床上浸水		棟						
			世帯						
			人						
	床下浸水		棟						
			世帯						
			人						
非住家	公共建物		棟						
	その他		棟						
その他	田	流失・埋没	ha						
		冠水	ha						
	畑	流失・埋没	ha						
		冠水	ha						
	学校		箇所						
	病院		箇所						
	道路		箇所						
	橋りょう		箇所						
	河川		箇所						
	港湾		箇所						
	砂防		箇所						
	清掃施設		箇所						
	崖くずれ		箇所						
	鉄道不通		箇所						

市町村名

区分		災害名						計
		発生年月日						
その他	被害船舶	隻						
	水道	戸						
	電話	回線						
	電気	戸						
	ガス	戸						
	ブロック塀等	箇所						
火災発生	建物	件						
	危険物	件						
	その他	件						
罹災世帯数		世帯						
罹災者数		人						
公立文教施設		千円	( )	( )	( )	( )	( )	( )
農林水産業施設		千円	( )	( )	( )	( )	( )	( )
公共土木施設		千円	( )	( )	( )	( )	( )	( )
その他の公共施設		千円	( )	( )	( )	( )	( )	( )
小計		千円	( )	( )	( )	( )	( )	( )
その他	農産被害	千円						
	林産被害	千円						
	畜産被害	千円						
	水産被害	千円						
	商工被害	千円						
	その他	千円						
被害総額		千円						
市町村災害対策本部	設置		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
	解散		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
消防職員出動延人数								
消防団員出動延人数								

様式９　罹災証明書

罹 災 証 明 書

世帯主住所			
世帯主氏名			
世帯構成員	氏 名	続 柄	年 齢
		世帯主	

罹災原因	年　　月　　日の　　による

被災住家※の所在地	
住家※の被害の程度	□全壊　□大規模半壊　□中規模半壊　□半壊　□準半壊　□準半壊に至らない（一部損壊）
浸水区分	□床上浸水　□床下浸水　□その他（　　）

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

住家以外の被害	

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年　　月　　日

証第　　号

奈良市長　　印

様式 10　避難所状況報告書[初動期用]

避難所名					
開設日時	月　日　時　分	避難種別	自主避難・高齢者等避難・避難指示	閉鎖日時	月　日　時　分

第１報（参集後すぐ）		第２報（３時間後）		第３報（６時間後・閉鎖）	
送信者名		送信者名		送信者名	
受信者名		受信者名		受信者名	
報告日時	月　日　時　分	報告日時	月　日　時　分	報告日時	月　日　時　分
受信手段	FAX・電話・伝令・その他（　）	受信手段	FAX・電話・伝令・その他（　）	受信手段	FAX・電話・伝令・その他（　）
受信先番号		受信先番号		受信先番号	
避難人数	約　人	避難人数	約　人	避難人数	約　人
避難世帯	約　世帯	避難世帯	約　世帯	避難世帯	約　世帯
周辺状況 建物安全確認	未実施・安全・要注意・危険	周辺状況 建物安全確認	未実施・安全・要注意・危険	周辺状況 建物安全確認	未実施・安全・要注意・危険
周辺状況 人命救助	不明・不要・必要（約　人）	周辺状況 人命救助	不明・不要・必要（約　人）	周辺状況 人命救助	不明・不要・必要（約　人）
周辺状況 延焼	なし・延焼中（約　件）・大火の危険	周辺状況 延焼	なし・延焼中（約　件）・大火の危険	周辺状況 延焼	なし・延焼中（約　件）・大火の危険
周辺状況 土砂崩れ	不明・警戒中・あり	周辺状況 土砂崩れ	不明・警戒中・あり	周辺状況 土砂崩れ	不明・警戒中・あり
周辺状況 ライフライン	断水・停電・ガス停止・電話不通	周辺状況 ライフライン	断水・停電・ガス停止・電話不通	周辺状況 ライフライン	断水・停電・ガス停止・電話不通
周辺状況 道路状況	通行可・渋滞・片側通行・通行不可	周辺状況 道路状況	通行可・渋滞・片側通行・通行不可	周辺状況 道路状況	通行可・渋滞・片側通行・通行不可
周辺状況 建物倒壊	不明・なし・あり（約　件）	周辺状況 建物倒壊	不明・なし・あり（約　件）	周辺状況 建物倒壊	不明・なし・あり（約　件）
※ 第１報においては、わかるものだけでよい。		避難者数増減見込み	増　加・減　少・変化なし	避難者数増減見込み	増　加・減　少・変化なし
(緊急を要する事項、その他連絡事項)		(緊急を要する事項、その他連絡事項)		(緊急を要する事項、その他連絡事項)	
参集避難所配置職員		参集避難所配置職員		参集避難所配置職員	
参集施設管理者		参集施設管理者		参集施設管理者	

「避難所状況報告書[初動期用]」記入の注意事項

（避難所開設から概ね６時間経過まで）

［第１報］

○　避難所配置職員は、避難所に到着したら速やかに第１報を避難所統括班に連絡する。

○　「受信手段」は避難所の受信手段を記入する。

○　避難所で、ＦＡＸ、電話を使用できない場合は、伝令により連絡する。

○　「周辺状況」については、避難者等から情報収集し、わかる範囲で記入する。

○　「世帯数」は「避難者カード」の枚数等で概算を把握する。

○　「緊急を要する事項その他連絡事項」は具体的に箇条書きする。

○　人的被害の状況や避難所の避難者受入能力等については「緊急を要する事項その他連絡事項」に記入する。

［第２報］

○　避難所配置職員は、避難所に到着後概ね３時間後に第２報を避難所統括班に連絡する。

○　「避難者数増減見込み」には避難者が増加しているか否かについて報告する。

○　その他第１報と同じ。

［第３報］

○　避難所配置職員は、避難所に到着後概ね６時間後に第３報を避難所統括班に連絡する。

○　概ね６時間以内に避難所を閉鎖した場合は、「閉鎖日時」を記入し第３報で速やかに報告する。

○　その他第１報と同じ。

＊第１報から第３報は同じ用紙に記入すること。

＊第４報以降は、「避難所状況報告書」（市様式３の２）を使用し報告すること。

＊避難所状況報告書は避難所統括班に報告後、各避難所で保管すること。

様式 11　避難所状況報告書[第　　報]

避難所名			送信者名			
報告日時		月　日　時　分	受信者名			
避難所の状況		現在数（A）	前日数（B）		差引（A）－（B）	
世帯数	避難者	世帯	世帯		世帯	
	屋外避難者 (車内その他の施設等)	世帯	世帯		世帯	
	被災者	世帯	世帯		世帯	
	合計	世帯	世帯		世帯	
人数	避難者	人	人		人	
	屋外避難者 (車内その他の施設等)	人	人		人	
	被災者	人	人		人	
	合計	人	人		人	
運営状況	自主防災組織等	なし･活動なし･活動中	周辺状況	延焼	なし・延焼中(約　件)・大火の危険	
	運営組織（運営会等）	未結成・準備中・結成		土砂崩れ	不明・あり・警戒中	
	自主運営班（ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ）	未結成・準備中・結成		ライフライン	断水・停電・ガス停止・電話不通	
	運営組織等代表	(氏　名) (連絡先)		道路状況	通行可・渋滞・片側通行・通行不可	

連絡事項
(今後の見通し等)

○ 第４報以降はこの様式により、一日一回報告すること。
○ 「周辺状況」については、避難者等から情報収集し、わかる範囲で記入する。
○ 「連絡事項(今後の見通し等)」には、各避難所で発生した問題やその対応、避難者数増減見込みなどを記入する。
　避難者：自宅等が全壊又は半壊等で住めなくなり、避難所等で生活している人
　被災者：自宅に住むことはできるが、ﾗｲﾌﾗｲﾝの破壊等の理由で避難所の施設を利用及び物資などの配給を受けている人

様式 12　避難者カード[世帯単位]

〔避難者の方へ〕
◎ このｶｰﾄﾞは、世帯主又は代表の方が書いて担当の職員に渡してください。
○ このｶｰﾄﾞによって避難者の人数確認等を行い、生活支援の資料とします。
○ 「奈良市民ですか」には、市民・以外のどちらかに○を付けて下さい。
○ 他からの問い合わせに対して、住民と氏名を公表してよいかには、必ずどちらかに○を付けて下さい。
※ 名簿の内容を公表することによって、ご親族の方々に安否を知らせるなどの効果があります。
○ 避難所を退所される方は、「退所届」に転出先等を記入し必ず提出してください。
○ 内容に変更がある場合は、速やかに申し出てください。
○ このｶｰﾄﾞに記載の内容は、避難者確認を目的とするものであり、それ以外の用途には使用しません。
○ わからないことは、職員に聞いて下さい。

避難者カード（世帯単位）

①	どちらに避難されていますか？	□避難所に入所	避難所名						
		□その他の施設 □車内等	施設名、公園名等 又は目印となる場所						
②	住所				電話番号				
					自治会/町内会等				
		ふりがな 氏名 ※避難した人だけを記入して下さい。	続柄	性別	年齢	備考 入れ歯やめがねの不備、病気などの特別な配慮を必要とする方がいるなど、注意点があったらお書き下さい。	問い合わせがあったとき、住所・氏名を公表してもよいですか？	奈良市民ですか？	入所日
	1		世帯主 又は 代表者	男 女			よ　い よくない	・市民 ・以外	年　月　日
	2			男 女			よ　い よくない	・市民 ・以外	年　月　日
	3			男 女			よ　い よくない	・市民 ・以外	年　月　日
	4			男 女			よ　い よくない	・市民 ・以外	年　月　日
	5			男 女			よ　い よくない	・市民 ・以外	年　月　日
	6			男 女			よ　い よくない	・市民 ・以外	年　月　日
	7			男 女			よ　い よくない	・市民 ・以外	年　月　日
	8			男 女			よ　い よくない	・市民 ・以外	年　月　日
③	③親族などお住いらっしゃいますか？	連絡先 （住　所） （電話番号）			家屋の被害状況	全壊・半壊・一部損壊・断水 停電・ガス停止・電話不通			
	ペットの状況	□飼っている　→　右欄へ □飼っていない			種類 （頭数）	□同伴希望（ペット台帳に記入） □置き去り　□行方不明			
	④ 自動車を使用の方	車種　色　登録番号				※受付	月　日　時		
④	備考					※登録/担当者			
						※整理番号			

様式 13

退　　所　　届

避難所等から退所（転出または退去）しますので届け出ます。

①	どちらに避難されていましたか？	□避難所に入所	避難所名				
		□その他の施設 □車内等	施設名、公園名等又は目印となる場所				
②	住　所 電話番号						
		ふりがな 氏名 ＊避難していた人すべてを記入して下さい。	続柄	性別	年齢	退所日	備考
	1		世帯主又は代表者	男 女		年　月　日	
	2			男 女		年　月　日	
	3			男 女		年　月　日	
	4			男 女		年　月　日	
	5			男 女		年　月　日	
	6			男 女		年　月　日	
	7			男 女		年　月　日	
	8			男 女		年　月　日	
③	転出先等	連絡先 （住　所） （電話番号）					
	備　考					＊受付	月　日　時
						＊登録/担当者	
						＊整理番号	

様式 14

NO

避難所日誌

（避難所名　　）

記録日 年	月	日	事　　項	措 置 の 概 要	記入者

様式 15

避難所物品受払簿

NO

品　名					（避難所名				
年月日			受入先	払出先	数　量			備考	記入者
					受	払	残		

様式 16

No.

避難所入所記録簿（市民用）

（避難所名　　）

※避難所の掲示板に公開する項目

	整理番号	氏名 ※	フリガナ ※	性別 ※	年齢 ※	続柄	住所 ※	番地	携帯番号（電話番号）	公開可否 ○×	入居日	退去日	備考（妊婦・要介護者・持病等）
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													

様式 17

No.

避難所入所記録簿（市民以外用）

（避難所名　　）

※避難所の掲示板に公開する項目

	整理番号	氏名 ※	フリガナ ※	性別 ※	年齢 ※	続柄	住所 ※	番地	携帯番号（電話番号）	公開可否 ○×	入居日	退去日	備考（妊婦・要介護者・持病等）
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													

様式18

NO

避難所勤務状況

（避難所名　　）

	平常時所属	職　名	職員番号	氏　　名	避　難　所				摘要
					到　着		退　出		
					年月日	時・分	年月日	時・分	
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									

様式19

遺　体　処　理　票

市町村名：　奈　良　市

災害遺体番号		
死亡者	氏　　名	
	住　　所	
	死亡年月日	
	死亡原因	
	遺体発見の日時・場所	
引取人	氏　　名	
	住　　所	
	死亡者との関係	
	引取年月日	
遺留品	処理番号	
	保　管　所	
備　考（身元不明遺体の場合は、遺体の特徴等を詳細に記入すること）		
遺体安置所		

※　身元不明遺体の場合は、備考欄にその旨記入し、遺体の特徴その他参考となる事項を詳しく記入する。

様式20

遺　留　品　処　理　票

市町村名：　奈　良　市

遺留品処理番号		
遺留品		
引取人	氏　　名	
	住　　所	
	死亡者との関係	
	引取年月日	
死亡者	遺体番号	
	氏　　名	
	住　　所	
遺留品保管所		

様式21

氏　名　札

奈　良　市　災　害　遺　体

第　　号

氏　名

様式22

遺　体　調　書

番号	

捜索収容者	所属		捜索現場責任者氏名				
遺体の種別	１．身元不明の遺体　２．引受人のない遺体　３．その他						
遺体発見日時	年　月　日　時　分						
遺体発見場所							
遺体の身元	現住所						
	氏　名			性別		年齢	歳位
	識別事項（着衣、所持品、身長、体格等）						
遺族その他の関係者	現住所	（電話）					
	氏　名	（死者との続柄）					
	遺体の引受け	可　・　不可　（引渡し　年　月　日）					
	遺骨の引取り	可　・　不可　（引渡し　年　月　日）					
見分日時（検視）	月　日　時　分		見分者（検視）				
検案日時	月　日　時　分		検案医師				
火葬許可証交付日	年　月　日		遺体発見現場の概略図				
火葬日	年　月　日						
（所持品の処理）							
（備考）							

様式23

身 元 不 明 者 等 受 付 簿

種別	１．身元不明の遺体　２．引受人のない遺体　３．その他		受付番号		※遺体調書番号	
氏名		性別	年齢　歳位	受付者氏名		
住所				届出人 （氏名）		
遺体の現場				（住所） （電話）		
識別事項（着衣、所持品、身長、体格等）						

種別	１．身元不明の遺体　２．引受人のない遺体　３．その他		受付番号		※遺体調書番号	
氏名		性別	年齢　歳位	受付者氏名		
住所				届出人 （氏名）		
遺体の現場				（住所） （電話）		
識別事項（着衣、所持品、身長、体格等）						

※　遺体収容後に作成する遺体調書の番号を記入する。

様式24

遺 体 送 致 票

（送致番号　　）

災　害　遺　体　送　致　票

奈良市災害遺体第　　号

（氏名　　）を送致する。

年　　月　　日

（市長　　）

（火葬場）宛

様式 25　（県小災害救助内規 様式第１号）

番　　号

年　　月　　日

奈良県知事　　様

市町村長　　印

受　　領　　書

年　　月　　日発生の　　災害におけるり災者救助物資として下記のとおり受領しました。

物資の種類	数　量	備　考

様式 26　（県小災害救助内規 様式第２号）

番　　号

年　　月　　日

奈良県知事　　様

市町村長　　㊞

救　助　実　施　報　告　書

年　　月　　日付け福政第　　号をもって送付願った救助物資を別添のとおり配分したので報告します。

様式27　（県小災害救助内規 様式第２号の１）

救　助　物　資　配　分　表

市町村長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

番号	住家被害程度区分	世帯主氏名	基礎となった世帯構成人員	内訳									物資給与の品名			物資給与の数量			備考（給与月日）
				大人			中学生以上			小学生以下									
				男	女	計	男	女	計	男	女	計	毛布			毛布			
			人	人	人	人	人	人	人	人	人	人							
計		全壊世帯	人																
		半壊世帯	人																
		合計世帯	人																

様式28

職　員　参　集　表

年　月　日　時　分　発　生	
年　月　日　時　分　作　成	

＿＿＿

様式29（県水防計画　７．水防実施状況報告様式）

水防活動実施報告書

令和　　年　　月　　日

作成責任者

<table>
<tr><td>出水の
概　況</td><td colspan="8">川　　警戒水位　　m
雨　　量　　㎜</td></tr>
<tr><td>水防
実施箇所</td><td colspan="8">川　　左岸　　地先　　m
右岸</td></tr>
<tr><td>日時</td><td colspan="8">自　　月　　日　　時　　至　　月　　日　　時</td></tr>
<tr><td rowspan="2">出動
人員</td><td>水防団員</td><td colspan="2">消防団員</td><td colspan="2">その他</td><td colspan="3">合　計</td></tr>
<tr><td>人</td><td colspan="2">人</td><td colspan="2">人</td><td colspan="3">人</td></tr>
<tr><td>水防作業
の概況
及び工法</td><td colspan="8">箇　所
m
工　法</td></tr>
<tr><td rowspan="2">水防の
結果</td><td></td><td>堤防</td><td>田</td><td>畑</td><td>家</td><td>鉄道</td><td>道路</td><td>人口</td><td>その他</td></tr>
<tr><td>効果
被害</td><td>m
m</td><td>㎡
㎡</td><td>㎡
㎡</td><td>戸
戸</td><td>m
m</td><td>m
m</td><td>人
人</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="6">使用
資器材</td><td>かます、俵</td><td colspan="2"></td><td rowspan="2">居住者の
出動状況</td><td colspan="3" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>万年、土俵</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>な　わ</td><td colspan="2"></td><td rowspan="2">水防関係者の
死　傷</td><td colspan="3" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>丸　太</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>そ　の　他</td><td colspan="2"></td><td rowspan="2">雨量水位の
状　況</td><td colspan="3" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="9">水防活動に関する
自己評価
備　考</td></tr>
</table>

（注）水防を行った箇所ごとに作成すること。

様式30

【市町村→県文化財保存課】

文化財被害状況報告（概況・中間・確定） （文化財名及び市町村名：　　） 月　日　時　分現在			
災害の原因		災害発生日時	月　日　時　分
発信者		受信者	
所有者名（管理者）	被害文化財名称	被害状況	
応急対策 その他			

災害救助の手引き

■災害救助法の概要

1　救助の性格（本質）

災害救助法による救助は、

1　災害に際しての応急救助である。

2　災害にかかった者の保護と社会秩序の保全を図ることである。

3　国の責任において行われるものである。

4　地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に行われるものである。

従って、災害が終わった後の災害復旧対策や生活困窮者に対する生活保護法による生活保護とは性格を異にする。

また、救助は国がその責任において行われるものとされているが、その実施については自治法に規定する法定受託事務として救助の実施にあたっている。

2　救助の実施機関

救助は国の責任において行われるものであるが、その実施については，知事に全面的に委任（第１号法定受託事業）されており、知事が国の機関として救助の実施に当たる。

知事は、避難所の設置、炊出し等最も緊急を要する救助及び学用品の給与等市町村において実施することが適切であるものについては、その救助に関する職権の一部を市町村長に委任して実施することができる。

市町村長は知事の委任を受けた救助を実施するほか、法による救助に関して知事を補助する。また、本法の適用基準に満たない小災害については、災害対策基本法第５条及び第62条により市町村長が所要の対策を講じて被災者の救助の実施にあたらなければならない。

3　適用基準

1）基準の内容

(1)適用単位は、市町村の区域単位とする。

(2)同一災害によることが原則である。

＜例外＞
・同時又は相接近して異なる原因による災害
・時間的に接近して、同一市町村内の別の地域での同種又は異なる災害
以上２点による場合でも社会的混乱の同一性があれば法適用の対象となる。

→適用の可否については、内閣府へ協議

(3)市町村又は県の人口に応じ一定の被害世帯以上に達したとき。

(4)被災者が現に救助を必要とする状態にあるとき。

２）基準（災害救助法施行令第１条第１項各号（１～４）に規定する被害の程度）

１号基準	１市町村の区域内で住家の滅失した世帯の数が別表の第１号基準の数以上であること。
２号基準	県の区域内で住家の滅失した世帯の数1,500以上で、かつ、１市町村の区域内で住家の滅失した世帯数が別表の第２号基準以上であること。
３号基準（前段）	県の区域内で住家の滅失した世帯数が7,000以上で、かつ、１市町村の区域内で※１多数の世帯の住家が滅失したとき。
(後段)	災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする省令で定める特別の事情がある場合であって、かつ多数の世帯※１の住家が滅失したとき。
４号基準	多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合で省令で定める基準に該当するとき。

（別表）本県における災害救助法適用基準（住家滅失世帯数）

	１号	２号	小災害
奈良市	１５０	７５	３３
大和高田市	８０	４０	２６
大和郡山市	８０	４０	２６
天理市	８０	４０	２６
橿原市	１００	５０	３３
桜井市	８０	４０	２６
五條市	６０	３０	２０
御所市	６０	３０	２０
生駒市	１００	５０	３３
香芝市	８０	４０	２６
葛城市	６０	３０	２０
宇陀市	６０	３０	２０
山添村	３０	１５	１０
平群町	５０	２５	１６
三郷町	５０	２５	１６
斑鳩町	５０	２５	１６
安堵町	４０	２０	１３
川西町	４０	２０	１３
三宅町	４０	２０	１３

	１号	２号	小災害
田原本町	６０	３０	２０
曽爾村	３０	１５	１０
御杖村	３０	１５	１０
高取町	４０	２０	１３
明日香村	４０	２０	１３
上牧町	５０	２５	１６
王寺町	５０	２５	１６
広陵町	６０	３０	２０
河合町	５０	２５	１６
吉野町	４０	２０	１３
大淀町	５０	２５	１６
下市町	４０	２０	１３
黒滝村	３０	１５	１０
天川村	３０	１５	１０
野迫川村	３０	１５	１０
十津川村	３０	１５	１０
下北山村	３０	１５	１０
上北山村	３０	１５	１０
東吉野村	３０	１５	１０

※住家滅失世帯数の換算率

① 住家の全壊・全焼・流出 ・・・・・１世帯

② 住家の半壊・半焼 ・・・・・１／２世帯

③ 床上浸水等 ・・・・・１／３世帯

滅失世帯数＝（全壊・全焼・流出）＋（半壊・半焼×１／２）＋床上浸水×１／３）

＜住家及び世帯の概念＞

世帯とは、生計を一にしている実際の生活単位、同一家屋内の親子夫婦でも生活の実態が別々ならば２世帯。マンション、アパート等のように１棟の建物内にそれぞれの世帯が独立した生計を営んでいる場合もそれぞれを１世帯とする。

※１　多数の世帯（「多数の世帯」という場合の世帯数）

次に掲げる理由から確定数では示していない。

・被害の進行が緩慢か急激か、死傷者が生じているか等の被害態様により異なること。
・四囲の状況に応じて個々に判断されるべきものであること。
・現に各市町村の救助活動に任せられない程度の被害か否かで判断されるもので、各市町村の人口、その他の規模等だけではなく現実の救助体制等によっても異なること。

ただし、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令等から多数の世帯とは、最低５世帯以上は必要と考えられる。

第３号の後段で定める災害

１　災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする省令で定める特別の事情がある場合で、かつ、市町村で多数の世帯の住家が滅失した場合。

２　省令で定める特別な事情とは、災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とする場合であり、具体的には、次のような場合であること。

（１）　被害地域が他の村落から隔離又は孤立しているため、生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とする場合

（２）　有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのために特殊な技術を必要とする場合

（３）　水害により、被災者が孤立し救助が極めて困難であるため、ボートによる救出等の特殊の技術を必要とする場合

第４号に定める災害

１　多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって省令で定める基準に該当する場合

２　省令で定める基準とは、災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とする場合であり、具体的には、次のような場合であること。

（１）火山噴火、有毒ガスの発生、放射線物質の放出等のため、多数の住民が避難指示を受けて避難生活を余儀なくされる場合
（２）船舶の沈没、交通事故、爆発事故等の事故により多数の者が死傷した場合
（３）また、災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とする場合とは、具体的には、次のような場合であること。
１）交通路の途絶のため多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合
２）火山噴火、有毒ガス発生等のため多数の者が危険にさらされている場合
３）豪雪により多数の者が危険状態となる場合
・平年に比して、短期間の異常な降雪及び積雪による住家の倒壊等又はその危険性の増大
・平年、孤立したことのない集落の交通途絶による孤立化
・雪崩れ発生による人命及び住家被害の発生

（注１）令第１条第１項第１号～第３号に該当する可能性はあっても夜間等で被害状況の確認が困難な場合に、多数の者が死傷し、又は、危険にさらされ、迅速な救助が必要であれば、第４号に該当することができる。
（注２）第４号の基準は、災害による被害の発生前に適用することができるものであるため、生命又は身体に対する危害のおそれの程十分に検討のうえ、適用の判断をすること。

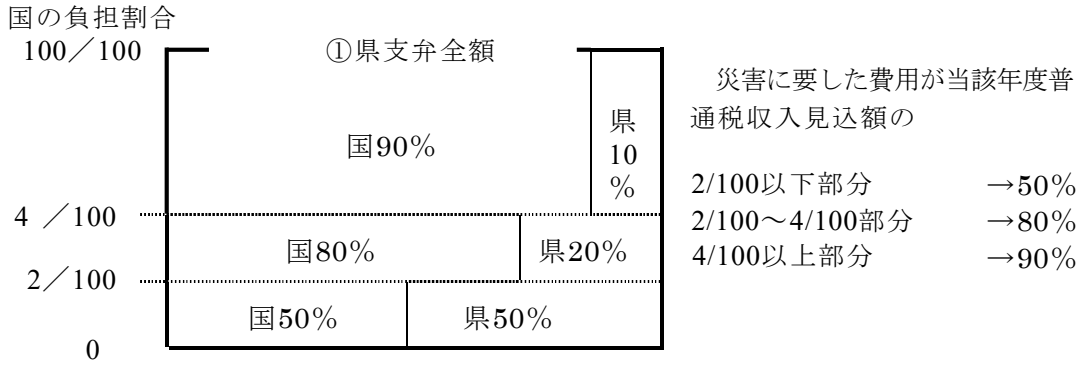
４　費用

県及び国は、市町村が災害救助に要した費用を負担する。負担率は、概ね1/2ずつである。本県では、法第44条の規定に基づき，市町村長が救助を実施した場合、その費用については市町村が一時繰替支弁するものとする。

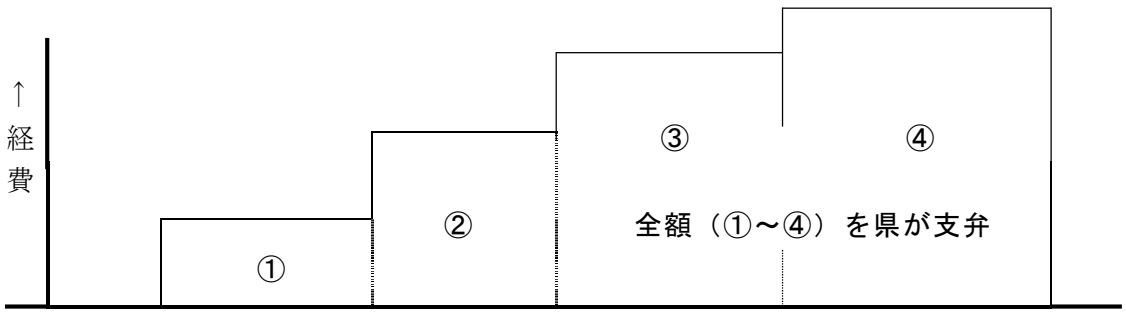
１　県の支弁
・救助に要する費用は、県が支弁

２　国庫負担
・１により費用が100万円以上となる場合には、その額の県の普通税収入見込額の割合に応じ、次により負担

＜災害に要した費用の負担割合＞



＜災害救助に要した費用支弁のフロー＞



（災害発生）・災害者救出　・仮設住宅　・生業に必要な資金　・埋葬　救助完了
・食品等の給与　・医療及び助産　・学用品の給与　・死体捜索等　（経費の全額支弁）
・生活必需品

※救助の種類ごとに要した費用を災害救助基金の取り崩しでその都度支弁する。

5　救助のための計画と組織

○ 趣旨

市町村の責務として、災害対策基本法第５条により、市町村地域防災計画を作成し、災害発生の場合は、応急救助をしなければならない。

従って救助の万全を期するための必要な計画を樹立し、救助組織を確立しておかなければならない。

○ 被害状況判断基準の周知徹底

法適用の基準は、前述したとおり、当該市町村の住家滅失世帯数であるので、次の被害状況別判定基準により被害の程度を把握することとなるが、防災担当者及び救助担当者は十分に熟知しておくとともに関係職員についても普段から周知徹底を図るものとする。

6　被害状況判定基準

被害区分		判定基準
人的被害	死者	○当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの ○死体を確認することはできないが、死亡したことが確実なもの ※災害が原因で死亡した者には、従来より、災害時に死亡した者だけでなく、災害により身体に損傷等を受け、それが原因で一定の日時が経過した後に死亡した者も含むこととしている。
	行方不明	○当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの
	重傷	○災害のために負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のあるもので、１ヶ月以上の治療を要する見込みの者
	軽傷	○災害のために負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のあるもので、１ヶ月未満で治療できる見込みの者
住家の被害	住家全壊 （全焼・全流出）	○住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、 住家全部が倒壊、流出、埋没、消失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用できる程度のもの。 具体的には、 ①住家の損壊・焼失又は流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの ②住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの
	住家半壊 （半焼）	○住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの 具体的には、 ①損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの ②住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの
	床上浸水	○浸水がその住家の床上以上に達した程度のもの ○土砂・竹木林等のたい積等により一時的に居住することができない状態となったもの
	床下浸水	○浸水がその住家の床以上に達した程度のもの
	一部損壊	○住家の損壊程度が半壊に達しない程度もの

注意：①住家被害戸数について「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
②損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったもの
③主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

＜参考＞
平成７年の阪神・淡路大震災では、ＰＴＳＤ（心的外傷後ストレス障害）の問題が顕在化し、災害により精神的に損傷等を受け、それが原因で一定の日時が経過した後 に死亡した者も災害が原因で死亡した者に含んだが、実際の認定に当たっては、各市町における専門家等による判定委員会に諮り、因果関係が明確なものに限った。

7　情報提供

○ 趣旨

救助活動は、まず正確な被害状況を迅速に把握することから始まる。

県が法を適用すべきか否かを判断し、災害の事態に対応した救助を実施するためには、市町村からの正確な情報提供に基づくことが必要である。従って、市町村は、災害が発生した場合には、何をおいても迅速かつ、正確に被害状況を収集把握して、速やかに県に情報提供しなければならない。このため、市町村では調査班等を編成し、これに当たることが望ましい。

○ 情報提供の責任の明確化

市町村においては、被害状況の情報提供の重要性に鑑み、災害報告主任及び副主任を予め定めておくものとする。

○ 情報提供

情報提供を要する災害は、概ね次のとおりとする。

① 風等あらかじめ進路が予測され、法による救助の可能性があり、待機の体制を執ったとき（準備情報）
② 法の適用基準に該当するもの
③ 被害による被害が当初は軽微であってもその被害が拡大するおそれがあり、法の適用基準に該当する見込みのある程度のもの
④ 当該市町村の被害が軽微であっても全体的には大規模な同一災害であり、被害が２市町村以上にまたがるもの
⑤ 被害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて情報提供の必要があると認められる程度のもの
⑥ その他特別に情報提供の依頼があったもの

○ 情報提供の区分と内容

区分	情報提供を必要とする災害の程度	情報提供の内容	方法	実施時期	備考
発生情報	○法の適用が明確なもの ○法の適用が見込まれるもの	○災害発生の日時及び場所 ○災害の原因 ○被害状況 ○既に執った措置及び執ろうとする措置	【迅速に】 ・電話 ・FAX	発生後速やかに	○被害状況調は第１号様式 ○内容の全てが判明していないときは判明している内容について
中間情報	災害救助法適用の指定が完了した後	○上記発生情報の内容の変更 ○救助の種類別実施状況（日報） ○救助費の概算額	【具体に】 ・電話 ・FAX ・文書	救助の実施期間中毎日実施する	○日報は第２号様式による ○概算額は第５様式による
完了情報	災害救助法による応急救助が完了した場合	○発生情報、中間情報の全てが確定した状況 ○救助に要した経費 ・救助費調書 ・救助台帳 ・救助費の予算措置の概要	【正確に】 文書	救助完了後１ヶ月以内	○救助費調書は第５号様式による ○救助台帳は第９号様式～第32号様式による

８　厚生労働省に対する災害の情報提供　　（県→国）

（平成２１年度災害救助担当者全国会議にて、厚生労働省より説明）

（１）情報提供する災害

法による救助を実施する必要のある災害又はその可能性がある災害が発生した場合は、被害状況等について厚生労働省あて情報提供すること。

法による救助を実施する可能性のない災害についても、一定規模以上の災害については、適宜、これに準じた連絡を行うことが望ましい。

（２）情報提供の種類とその内容

ア　発生情報

（ア）　法による救助の実施の必要性が明白であるか、又はその可能性があると認められる災害が発生したとき行うこと。

（イ）　発生情報の内容は、局長通知に定める様式１によることとなるが、被害状況の把握に時間を要する場合は、とりあえず次の内容を情報提供すること。

① 災害発生の日時及び場所

② 災害の原因及び被害の概況

③ 市町村別被害状況調（とりあえず概数によって差し支えない。）

a 人的被害

死者数、行方不明者数、負傷者数（重傷者数及び軽傷者数）

b 住家の被害

全壊、全焼及び流失世帯数及び人員

半壊又は半焼世帯数及び人員

床上浸水世帯数及び人員

④ 法による救助実施（見込み含む。）市町村名及び実施年月日

⑤ 既に執った措置（救助種類等）及び今後取ろうとする措置（救助種類）

⑥ その他必要事項

イ　中間情報

発生情報を提供した災害については、原則として当該災害によって法による救助を行う全市町村の指定が完了した直後、速やかに市町村別に被害状況を取りまとめ、発生情報の内容のほか、次の事項について情報提供されたい。

なお、救助期間がきわめて短い場合は決定情報によってこれに代えることとして差し支えない。また、救助期間が極めて長い場合は、大幅な変更があった場合などに随時行う必要がある。

（ア）　救助の種類別、実施状況

（イ）　災害救助費概算（見込）額調（局長通知に定める様式２によるが、救助の種類別、員数（見込）、単価（見込）、所要（見込）額の記載があれば、様式にはこだわらない。）

（ウ）救助費の予算措置の概況

ウ　決定情報

決定情報は、法による救助が完了したときに行うものとし、その内容は中間情報の内容とすること。

エ　災害情報の方法

（ア）発生情報及び中間情報は、電話及びファックス又はメールにより速やかに行うこと。

（イ）決定情報は、文書により行うこと。

（ウ）発生情報、中間情報、決定情報のほか、被害状況や救助内容が大幅に変わった場合、報道機関等に被害状況等を発表する場合は、その内容について厚生労働省に情報提供されたい。

（エ）法による救助実施期間中は、状況が一定の状態に落ち着くまでは、必要に応じて日々一定の時間に連絡を行うようにお願いすることもあり得るので、その場合の対応についても配慮をお願いしたい。

（３）通信連絡体制の確保

ア　災害時には、通信網の途絶等により情報収集が遅れ、応急救助に円滑を欠く事例も見られるので、優先利用できる有線電気通信設備等の確保に努めること。

イ　有線通信を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難な場合は、携帯電話、日本赤十字社が保有する非常無線等を活用するほか、必要に応じ、アマチュア無線等の活用など複数による通信手段の確保も考慮すること。

（４）緊急時の補完体制

ア　都道府県の出先機関又は市町村等は、都道府県本庁が被災するなどし、都道府県本庁へ連絡が取れないなど、厚生労働省への情報提供が著しく遅滞する等の緊急事態にあると想定される場合には、直接厚生労働省に情報提供されたい。

イ　正確な数値を把握できないが、相当の被害があり、迅速な救助が必要と判断される場合は、とりあえず概数を把握し、厚生労働省へ情報提供のうえ、法に基づく救助を開始されたい。

（注１）法による救助の実施の必要性が明白又はその可能性があると認められた時点において、被害状況の全貌が判明しない場合は、判明している内容について情報提供されたい。その後、正確な数値等を把握した時点であらためて厚生労働省まで情報提供されたい。

（注２）法による救助は、通常、適用という言い方もするが、本来は、法による救助として行うか否かということであり、一定規模以上の被害があると判断し法による救助として行った後に、被害がそれ以下と判明したとしても、既に実施した救助を後に法による救助と見なせないと認定することは、通常、担当者等に相当の瑕疵等がない場合には困難であると考えられる。

災害救助法様式６

救 助 の 種 目 別 物 資 受 払 状 況

市町村名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

救助の種目別	年 月 日	品 名	単位	受入先又は払出先	購入単価	受高		払高		残高		備 考
						数量	金 額	数量	金 額	数量	金 額	
	年 月 日				円		円		円		円	
	年 月 日											
	年 月 日											
	年 月 日											
	年 月 日											
	年 月 日											
	年 月 日											
	年 月 日											
	年 月 日											
	年 月 日											
	年 月 日											
	年 月 日											
	年 月 日											
	年 月 日											
	年 月 日											
	年 月 日											
	年 月 日											
	年 月 日											
	年 月 日											
	年 月 日											
	年 月 日											

(注) 1「救助の種目別」欄は、次のように区分して、記入すること。
①避難所用、②炊出しその他による食品給与用、③給水用機械器具・燃料及び浄水用薬品・資材、④被服・寝具等、⑤医薬品・衛生材料、⑥被災者救出用機械器具・燃料、⑦燃料及び消耗品

2 各救助の種目別最終行に受高、払高、残高の合計を明らかにすること。なお、物資等において、都道府県よりの受入分及び市町村調達分がある場合には、それぞれの別に、受高、払高、残高の合計を明らかにすること。

3 救護班による場合には、救護班ごとに、救護業務従事期間中における品目ごとに使用状況を記入すること。

災害救助法様式７

避 難 所 設 置 及 び 収 容 状 況

市町村名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

避難所の名称	種　別	開　設　期　間	実人員	延人員	物　品　使　用　状　況			実　支　出　額	備　　考
					品　　名	単　　価	数　　量		
		月　日～　月　日	人	人		円		円	
		月　日～　月　日							
		月　日～　月　日							
		月　日～　月　日							
		月　日～　月　日							
		月　日～　月　日							
		月　日～　月　日							
		月　日～　月　日							
		月　日～　月　日							
		月　日～　月　日							
		月　日～　月　日							
		月　日～　月　日							
		月　日～　月　日							
		月　日～　月　日							
		月　日～　月　日							
小　　計 合　　計	既存建物　　箇所 野外仮設　　箇所 天　　幕　　箇所		人	人				円	

（注）１　「種別」欄は、既存建物、野外仮設、天幕の別に記入すること。
２　物品の使用状況は、開設期間中に使用した品名、単価、数量を記入すること。
３　他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考」欄に記入すること。
４　「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

災害救助法様式８

応 急 仮 設 住 宅 台 帳

市町村名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

応急仮設住宅番号	世帯主氏名	家族人員	所在地	構造区分	面積	敷地区分	着工月日	竣工月日	入居月日	実支出額	備考
		人			㎡		月 日	月 日	月 日	円	
							月 日	月 日	月 日	円	
							月 日	月 日	月 日	円	
							月 日	月 日	月 日	円	
							月 日	月 日	月 日	円	
							月 日	月 日	月 日	円	
							月 日	月 日	月 日	円	
							月 日	月 日	月 日	円	
							月 日	月 日	月 日	円	
							月 日	月 日	月 日	円	
							月 日	月 日	月 日	円	
							月 日	月 日	月 日	円	
							月 日	月 日	月 日	円	
							月 日	月 日	月 日	円	
							月 日	月 日	月 日	円	
							月 日	月 日	月 日	円	
							月 日	月 日	月 日	円	
							月 日	月 日	月 日	円	
小計 合計	世帯									円	

（注） 1 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に附した番号とし、設置箇所を明らかにした簡単な図面を添付すること。
2 「家族人員」欄は、入居時における世帯主を含めての人員を記入すること。
3 「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること。
4 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅、パイプ式組立住宅の別を記入すること。
5 「敷地区分」欄は、公私有別とし、有無償の別をも明らかにすること。
6 「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと。
7 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

災害救助法様式９

炊 出 し 給 与 状 況

市町村名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

炊出し場の名称		月 日 朝	月 日 昼	月 日 夕	月 日 朝	月 日 昼	月 日 夕	月 日 朝	月 日 昼	月 日 夕	月 日 朝	月 日 昼	月 日 夕	実支出額	備 考
	内容														
	単価														
	数量													円	
	内容														
	単価														
	数量													円	
	内容														
	単価														
	数量													円	
	内容														
	単価														
	数量													円	
	内容														
	単価														
	数量													円	
	内容														
	単価														
	数量													円	
	内容														
	単価														
	数量													円	
	内容														
	単価														
	数量													円	
	内容														
	単価														
	数量													円	
小 計 合 計	内容														
箇所	単価														
	数量													円	

（注）１　「備考」欄には、給食内容の詳細等を記入すること。　　２　「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

災害救助法様式10

飲 料 水 の 供 給 簿

市町村名 _____

供給月日	対象人員	給水用機械器具								実支出額	備考
		名称	借上			修繕			燃料費		
			数量	所有者住所・氏名	金額	修繕月日	修繕費	故障の概要			
月 日	人				円	月 日	円		円	円	
月 日						月 日					
月 日						月 日					
月 日						月 日					
月 日						月 日					
月 日						月 日					
月 日						月 日					
月 日						月 日					
月 日						月 日					
月 日						月 日					
月 日						月 日					
月 日						月 日					
月 日						月 日					
月 日						月 日					
月 日						月 日					
小計 合計	人				円		円		円	円	

（注）1　給水用機械器具は借上費の有償、無償の別を問わず作成するものとし、有償による場合にのみ「金額」欄に額を記入すること。

2　「故障の概要」欄には、修理の原因及び主な修理箇所を記入すること。

3　「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

災害救助法様式11

物 資 の 給 与 状 況

市町村名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住家被害程度区分	世帯主住所・氏名		基礎となった世帯構成人員	給与月日	給与物資									実支出額	備考
					品名										
					単価										
			人	月 日	数量									円	
				月 日	数量										
				月 日	数量										
				月 日	数量										
				月 日	数量										
				月 日	数量										
				月 日	数量										
				月 日	数量										
				月 日	数量										
				月 日	数量										
小計 合計	全壊（焼）・流失				数量									円	
	半壊（焼）				数量									円	
	床上浸水				数量									円	
	計				計									円	

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違なし

年　　月　　日

給与責任者　氏名　　印

（注）1　「住家被害程度区分」欄に、全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水の別を記入すること。
2　「給与月日」欄に、その世帯に対して最後に給与された物資の給与月日を記入すること。
3　「給与物資」欄に、品名、単価、数量を記入すること。
4　「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

災害救助法様式12

救　護　班　活　動　状　況

救護班　　班長：医師　氏名

月　日	市町村名	患者数	措置の概要	死体検案数	修繕費	備考
月　日		人		体	円	
月　日						
月　日						
月　日						
月　日						
月　日						
月　日						
月　日						
月　日						
月　日						
月　日						
月　日						
月　日						
月　日						
月　日						
月　日						
月　日						
月　日						
月　日						
月　日						
計		人		体	円	

（注）　「備考」欄に班の編成、活動期間を記入すること。

災害救助法様式13

病 院 診 療 所 医 療 実 施 状 況

市町村名 _____

診療機関名	患者住所	患者氏名	診療期間	傷病名	診療区分		診療報酬点数		金額	備考
					入院日数	通院日数	入院	通院		
			月 日～ 月 日		日	日	点	点	円	
			月 日～ 月 日		日	日	点	点	円	
			月 日～ 月 日		日	日	点	点	円	
			月 日～ 月 日		日	日	点	点	円	
			月 日～ 月 日		日	日	点	点	円	
			月 日～ 月 日		日	日	点	点	円	
			月 日～ 月 日		日	日	点	点	円	
			月 日～ 月 日		日	日	点	点	円	
			月 日～ 月 日		日	日	点	点	円	
			月 日～ 月 日		日	日	点	点	円	
			月 日～ 月 日		日	日	点	点	円	
			月 日～ 月 日		日	日	点	点	円	
小 計 合 計 機関		人			日	日	点	点	円	

（注）診療機関ごとに記入する。

災害救助法様式14

助　産　台　帳

市町村名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

分べん者 住所・氏名		分べん 日時	助産機関名	分べん 期間	金額	備考
				月　日 ～ 月　日	円	
				月　日 ～ 月　日		
				月　日 ～ 月　日		
				月　日 ～ 月　日		
				月　日 ～ 月　日		
				月　日 ～ 月　日		
				月　日 ～ 月　日		
				月　日 ～ 月　日		
				月　日 ～ 月　日		
				月　日 ～ 月　日		
小　計 合　計	人				円	

（注）　「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

災害救助法様式15

被　災　者　救　出　状　況　記　録　簿

市町村名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

年月日	救出人員	救出用機械器具								実支出額	備考
		名称	借上費			修繕費			燃料費		
			数量	所有者（管理者）住所・氏名	金額	修繕月日	修繕費	修繕の概要			
年　月　日	人				円	月　日	円		円	円	
年　月　日						月　日					
年　月　日						月　日					
年　月　日						月　日					
年　月　日						月　日					
年　月　日						月　日					
年　月　日						月　日					
年　月　日						月　日					
年　月　日						月　日					
年　月　日						月　日					
年　月　日						月　日					
年　月　日						月　日					
年　月　日						月　日					
年　月　日						月　日					
小計 合計	人				円		円		円	円	

（注）1　他市町村に及んだ場合には、備考欄にその市町村名を記入すること。

2　借上費については、有償、無償を問わず記入するものとし、有償による場合にのみ、その借上費を「金額」欄に記入すること。

3　「修繕の概要」には、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること。

4　「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

災害救助法様式16

住 宅 応 急 修 理 記 録 簿

市町村名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

世　帯　主 住　所・氏　名	修 理 箇 所 概 要	完了月日	実支出額	摘要
		月　日	円	
		月　日		
		月　日		
		月　日		
		月　日		
		月　日		
		月　日		
		月　日		
		月　日		
		月　日		
		月　日		
小　計 合　計　　世帯			円	

（注）　「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

災害救助法様式18

学 用 品 の 給 与 状 況

市町村名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

学校名	学年	児童（生徒）氏名	親権者氏名	給与月日	給与品の内訳 教科書										給与品の内訳 学用品							実支出額	備考
					教科										品名								
					単価										単価								
				月 日																		円	
				月 日																		円	
				月 日																		円	
				月 日																		円	
				月 日																		円	
				月 日																		円	
				月 日																		円	
				月 日																		円	
				月 日																		円	
				月 日																		円	
				月 日																		円	
小計 合計	小学校	人			数量										数量							円	
	中学校	人			数量										数量							円	

学用品を上記のとおり給与したことに相違なし。

年 月 日

給与責任者（学校長） 氏 名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 印

（注） 1 「給与月日」欄は、その児童（生徒）に対して最後に給与した月日を記入すること。

2 「給与品の内訳」欄には、教科又は品名、単価、数量を記入すること。

3 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

災害救助法様式19

埋　葬　台　帳

市町村名

死亡年月日	埋葬年月日	死亡者		遺族住所・氏名	埋葬を行った者		埋葬費				備考
		氏名	年齢		死亡者との関係	住所・氏名	棺(付属品を含む)	埋葬又は火葬料	骨箱	計	
年　月　日	年　月　日						円 (現物給与) 有・無	円 (支給額) 円	円 (現物給与) 有・無	円 (支給額) 円	
年　月　日	年　月　日						円 (現物給与) 有・無	円 (支給額) 円	円 (現物給与) 有・無	円 (支給額) 円	
年　月　日	年　月　日						円 (現物給与) 有・無	円 (支給額) 円	円 (現物給与) 有・無	円 (支給額) 円	
年　月　日	年　月　日						円 (現物給与) 有・無	円 (支給額) 円	円 (現物給与) 有・無	円 (支給額) 円	
年　月　日	年　月　日						円 (現物給与) 有・無	円 (支給額) 円	円 (現物給与) 有・無	円 (支給額) 円	
年　月　日	年　月　日						円 (現物給与) 有・無	円 (支給額) 円	円 (現物給与) 有・無	円 (支給額) 円	
年　月　日	年　月　日						円 (現物給与) 有・無	円 (支給額) 円	円 (現物給与) 有・無	円 (支給額) 円	
年　月　日	年　月　日						円 (現物給与) 有・無	円 (支給額) 円	円 (現物給与) 有・無	円 (支給額) 円	
小計 合計		人					円 (現物給与) 件	円 (支給額) 円	円 (現物給与) 件	円 (支給額) 円	

（注）１　「埋葬費」欄には、現物給付の有無、埋葬又は火葬費の支給額等も各々記入すること。
　　２　「小計・合計」欄は該当しないものを二重線で消すこと。

災害救助法様式20

遺　体　処　理　台　帳

市町村名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

処理 年月日	遺体発見 日　時	遺体発見場所	死亡者氏名	遺族		洗浄等の処理				遺体の一時保存料	検案料	実支出額	備考
				住所・氏名	死亡者との関係	品名	単価	数量	金額				
年　月　日	月　日 時						円		円	円	円	円	
年　月　日	月　日 時												
年　月　日	月　日 時												
年　月　日	月　日 時												
年　月　日	月　日 時												
年　月　日	月　日 時												
年　月　日	月　日 時												
年　月　日	月　日 時												
年　月　日	月　日 時												
年　月　日	月　日 時												
年　月　日	月　日 時												
年　月　日	月　日 時												
年　月　日	月　日 時												
小計 合計			人						円	円	円	円	

（注）　「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

災害救助法様式21

障　害　物　除　去　の　状　況

市町村名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住家被害 程度区分	世　帯　主 住　所・氏　名	除去に要 した期間	実支出額	除去を要すべき 状　態　の　概　要	備考
		月　日 ～ 月　日	円		
		月　日 ～ 月　日			
		月　日 ～ 月　日			
		月　日 ～ 月　日			
		月　日 ～ 月　日			
		月　日 ～ 月　日			
		月　日 ～ 月　日			
		月　日 ～ 月　日			
		月　日 ～ 月　日			
		月　日 ～ 月　日			
小　計 合　計	半　壊　世帯 半　焼　世帯 床上浸水　世帯		円		

（注）１　「住家被害程度区分」欄には、半壊、半焼、床上浸水の別を記すこと。
　　２　「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

災害救助法様式22

輸　送　記　録　簿

市町村名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

輸送月日	目　的	輸送区間（距　離）	借　上　等			修　繕					燃料費	実支出額	備　考
			使用車輌等		金　額	故　障　車　輌　等		修繕月日	修　繕　費	故障の概要			
			種類	台数		名称番号	所　有　者 住所・氏名						
月　日					円			月　日	円		円	円	
月　日								月　日					
月　日								月　日					
月　日								月　日					
月　日								月　日					
月　日								月　日					
月　日								月　日					
月　日								月　日					
小　計 合　計				台	円				円		円	円	

（注）1　「目的」欄は主たる目的（又は救助の種類別）を記入すること。
2　都道府県又は市町村の車輌等による場合は「備考」欄に車輌番号を記入すること。
3　借上車輌等による場合は有償、無償を問わず記入すること。
4　借上等の「金額」欄には、運送費又は車輌等の借上費を記入すること。
5　「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。
6　「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

資料集

目次

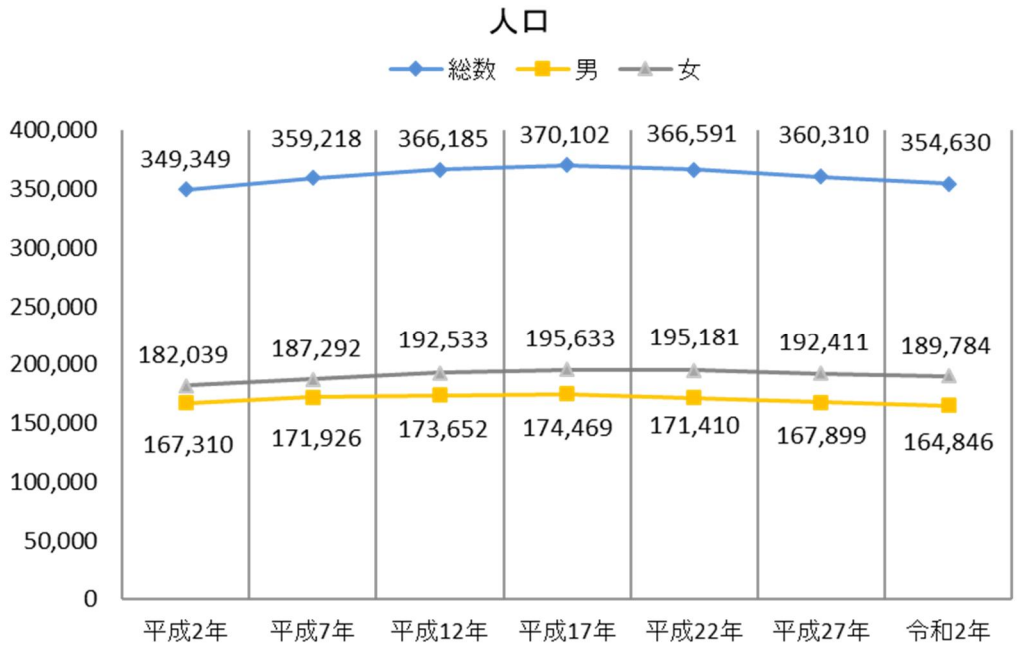
資料１　人口及び世帯数の推移 1
資料２　防災地区のタイプ分類 2
資料３　タイプ別防災地区課題のまとめ 3
資料４　防災地区のタイプ分類図 4
資料５　昭和年代以降における主な災害 5
資料６　市内の活断層 10
資料７　気象庁震度階級関連解説表 11
資料８　防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱 16
資料９　重要水防箇所一覧表 22
資料 10　特定都市河川一覧表 25
資料 11　特定都市河川流域図 26
資料 12　主要井堰等一覧表 27
資料 13　要配慮者利用施設の名称、所在地、情報伝達系統（洪水浸水想定区域内） 31
資料 14　奈良市ハザードマップ 44
資料 15　防災重点農業用ため池一覧表 78
資料 16　ダム一覧表 81
資料 17　地すべり防止区域 82
資料 18　急傾斜地崩壊危険区域 83
資料 19　土砂災害警戒区域一覧表 84
資料 20　要配慮者利用施設の名称、所在地、情報伝達系統（土砂災害警戒区域内） 156
資料 21　山地災害危険地区（治山） 158
資料 22　消防相互応援協定 164
資料 23　国有林・県有林及び私有林一覧表 165
資料 24　奈良市耐震改修促進計画の要約 166
資料 25　国宝重要文化財等件数 171
資料 26　危険物施設数一覧表 172
資料 27　液化石油ガス充填所 172
資料 28　液化石油ガススタンド 172
資料 29　水素ステーション 173
資料 30　放射性同位元素貯蔵所 173
資料 31　指定緊急避難場所及び指定避難所一覧表 174
資料 32　指定緊急避難場所及び指定避難所配置図 180
資料 33　緊急輸送道路 181
資料 34　緊急通行車両確認申出書 186
資料 35　緊急通行車両確認証明書 187
資料 36　標章 188
資料 37　奈良市避難行動要支援者避難支援プラン 189
資料 38　自主防災防犯組織（自治連合会単位で結成のもの） 215

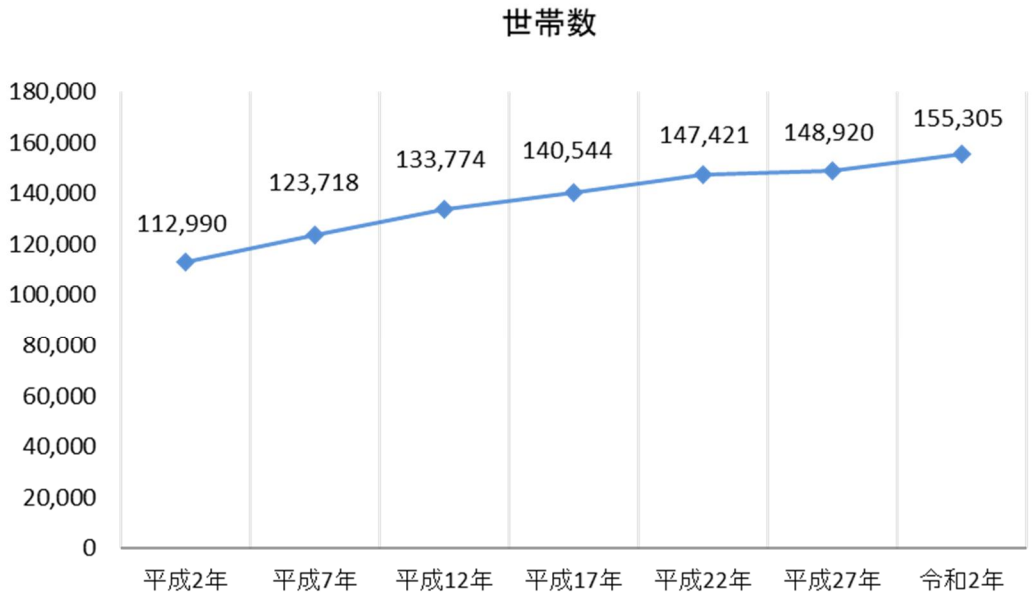
資料 39　地区防災計画の作成例（項目） 216
資料 40　女性防災クラブ連合会 217
資料 41　水防倉庫 217
資料 42　水防用資機材 218
資料 43　救護・防疫用資機材 218
資料 44　消防用資機材 220
資料 45　防災倉庫等の設置数 222
資料 46　災害用備蓄物資一覧表 224
資料 47　施設の概況（西日本旅客鉄道㈱） 230
資料 48　施設の概況（近畿日本鉄道㈱） 230
資料 49　配水池緊急遮断弁等設置箇所 231
資料 50　相互融通連絡管設置計画箇所 232
資料 51　都祁水道及び月ヶ瀬簡易水道の施設箇所 233
資料 52　災害時動員計画表 234
資料 53　災害の被害認定基準 238
資料 54　救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準 240
資料 55　災害時相互応援協定 245
資料 56　水道災害に係る応援協定 248
資料 57　防災協力事業所登録一覧表 249
資料 58　非常通信経路 250
資料 59　奈良市防災無線一覧表 251
資料 60　屋外拡声子局設置場所 264
資料 61　災害時優先電話一覧表 266
資料 62　関係機関の電話番号一覧表 268
資料 63　奈良市の警報・注意報発表基準一覧表 269
資料 64　県担当課への被害状況報告系統 273
資料 65　出動体制区分表 274
資料 66　火災警報発令系統図 275
資料 67　警報の関係機関伝達系図 276
資料 68　消防団方面隊別管轄分団表 277
資料 69　市有車両及びリース車両一覧表 278
資料 70　緊急輸送拠点施設一覧表 283
資料 71　ヘリコプター離着陸地点等の基準 284
資料 72　市内のヘリコプター臨時発着場 285
資料 73　被災宅地危険度判定のシステム 287
資料 74　警戒レベルに応じた奈良市の防災体制 289
資料 75　台風の接近に伴う洪水を対象とした、奈良市の避難指示の発令等に着目したタイムライン 294
資料 76　水害対応チェックリスト（奈良市） 295
資料 77　救急告示病院一覧表 296
資料 78　救護所一覧表 296

資料 79　災害時における協定締結業者一覧表..... 297
資料 80　炊出しが可能な場所..... 303
資料 81　応急給水車両及びタンクの保有数、容量..... 305
資料 82　応急仮設住宅建設候補地台帳（ライフライン復旧活動拠点候補地）..... 305
資料 83　薬剤散布実施要領..... 306
資料 84　飲料水の消毒について..... 309
資料 85　被災建築物応急危険度判定のシステム..... 310
資料 86　避難路一覧表..... 312
資料 87　上水道水源..... 314
資料 88　都祁水道及び月ヶ瀬簡易水道の水源（配水池等）..... 315
資料 89　許可業者等のバキューム車保有台数..... 315
資料 90　「南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン概要版（令和 7 年 8 月改定)」(抜粋）. 316
資料 91　災害緊急資金及び農林漁業セーフティネット資金..... 324
資料 92　災害援護資金..... 324
資料 93　災害弔慰金及び災害障害見舞金..... 325
資料 94　生活福祉資金..... 325
資料 95　母子・父子・寡婦福祉資金..... 326
資料 96　被保護世帯に対する布団類等の支給内容..... 326
資料 97　協定締結先一覧表（福祉避難所関係）..... 327
資料 98　指定福祉避難所一覧表..... 328
資料 99　奈良市職員必携「災害時初動マニュアル」..... 329

資料１　人口及び世帯数の推移

人口及び世帯数の推移（国勢調査結果）





（＊H17.04.01 奈良市、都祁村、月ヶ瀬村合併。基準日が合併日以前は旧二村分を含まない。）

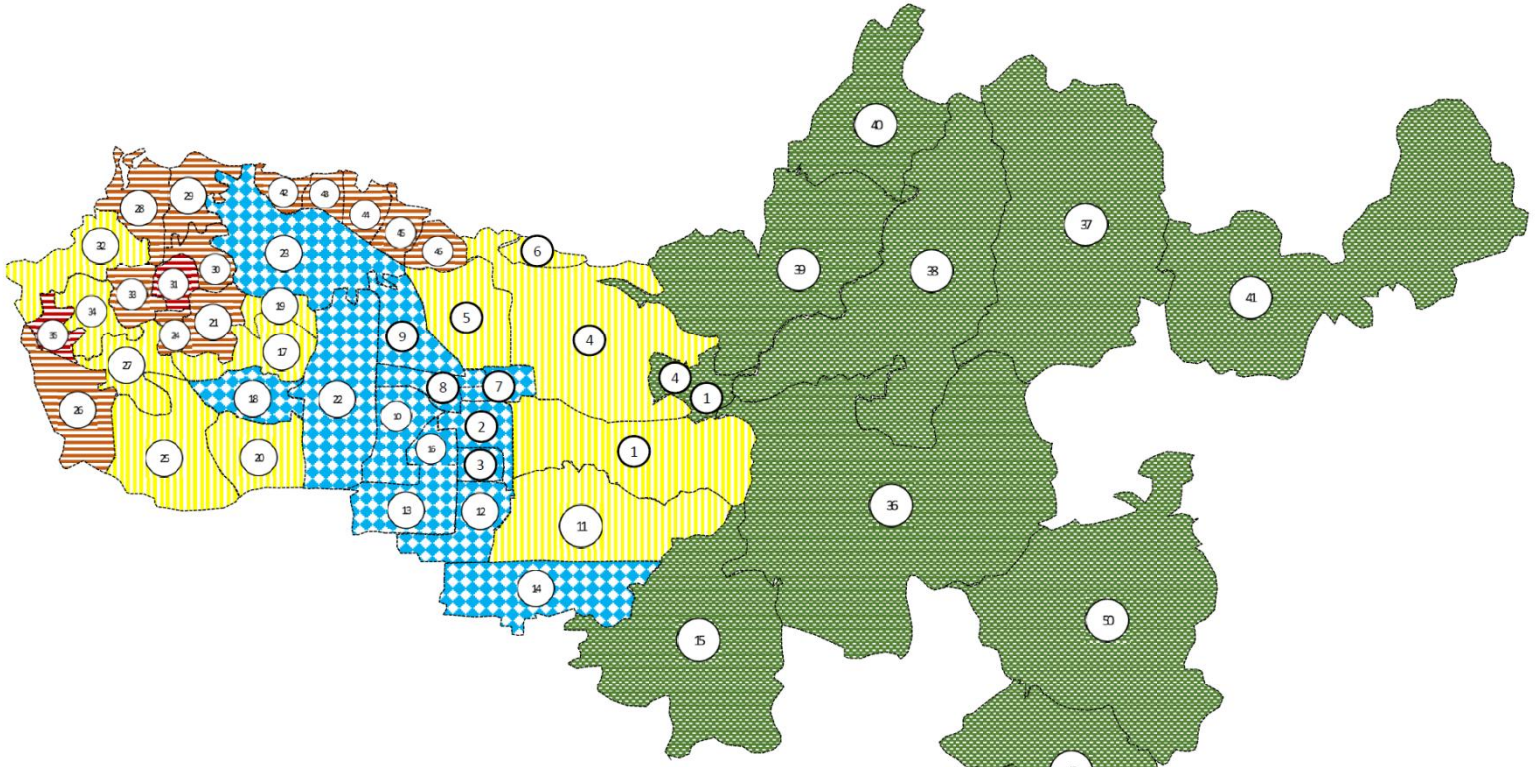
資料２　防災地区のタイプ分類

集落形態 / 地形特性	1　在来集落	2　在来集落及び新興住宅地	3　市街地	4　新興住宅地
A　低地	9　佐保川 14　帯解 16　大安寺 22　都跡 23　平城	10　大安寺西 12　明治 13　辰市 18　伏見南	2　済美 3　済美南 7　椿井 8　大宮	＊＊＊＊＊
B　低地及び丘陵地・段丘	＊＊＊＊＊	1　飛鳥 4　鼓阪 5　佐保 6　青山 11　東市 17　伏見 19　西大寺北 20　六条 25　富雄南 27　学園三碓 32　二名 34　富雄	＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊
C　丘陵地・段丘	＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊	21　あやめ池 24　学園南 26　奈良帝塚山 28　登美ヶ丘 29　東登美ヶ丘 30　平城西 31　鶴舞 33　青和 35　鳥見 42　神功 43　右京 44　朱雀 45　左京 46　佐保台
D　山地	15　精華 36　田原 37　柳生 38　大柳生 39　東里 40　狭川 41　月ヶ瀬 47　並松 48　吐山 49　都祁 50　六郷	1　飛鳥地区の一部 4　鼓阪地区の一部	＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊

資料３　タイプ別防災地区課題のまとめ

集落形態 ／ 地形特性	１　在来集落	２　在来集落及び新興住宅地	３　市街地	４　新興住宅地
A　低地	市の中央部から西方にかけての地域である。河川沿い、山麓部、主要道路沿いに古くから集落が発達し、木造住宅が密集し、道路幅員は広くない。火気器具の取扱いが重要である。 低地であることから、豪雨時に浸水被害等が起こっている箇所があり、浸水対策などが必要である。	市の中央部から南西部の地域であり、古くからの集落と近年に開発された新興住宅地とが混在する。 木造住宅密集地、多くの車両交通量、不特定多数の集中等が問題となる。 豪雨時の浸水・土砂災害対策、火気器具や危険物の取扱い、災害時の交通規制対策などが必要である。	市中心部であり、古来の集落が発達し、また新たな都市化が進んでいる。 木造住宅密集地、狭隘道路、都市化施設、交通渋滞、不特定多数の集中等が問題である。 豪雨時の浸水対策、火気器具や危険物の取扱い、不特定多数の避難誘導、災害時の交通規制対策などが必要である。	＊＊＊＊＊＊
B　低地及び 丘陵地・段丘	＊＊＊＊＊＊	主として市中北部及び西部の富雄川沿いの地域である。木造住宅密集地、狭隘道路、交通渋滞、不特定多数の集中などがある。 浸水・土石流・地すべり対策、火気器具の取扱い、不特定多数の避難誘導、災害時の交通規制対策などが必要である。	＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊
C　丘陵地・段丘	＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊	市の北西部及び西端地域である。集合住宅、繁華街、交通渋滞、路上駐車、急坂路、洪水時の避難路分断などの問題がある。 谷底低地での浸水、擁壁等の崩壊・土石流対策、不特定多数の避難誘導、災害時の交通規制対策などが必要である。
D　山地	市東部一帯の地域である。土砂災害により避難路が寸断されるおそれ、避難場所までの距離が遠いことなどの問題がある。 浸水・地すべり・土石流・崩壊対策などが必要である。また、情報連絡体制の確立が必要である。	＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊

資料４　防災地区のタイプ分類図



番号	防災地区	番号	防災地区	番号	防災地区	番号	防災地区	番号	防災地区
1	飛鳥	11	東市	21	あやめ池	31	鶴舞	41	月ヶ瀬
2	済美	12	明治	22	都跡	32	二名	42	神功
3	済美南	13	辰市	23	平城	33	青和	43	右京
4	鼓阪	14	帯解	24	学園南	34	富雄	44	朱雀
5	佐保	15	精華	25	富雄南	35	鳥見	45	左京
6	青山	16	大安寺	26	奈良帝塚山	36	田原	46	佐保台
7	椿井	17	伏見	27	学園三碓	37	柳生	47	並松
8	大宮	18	伏見南	28	登美ヶ丘	38	大柳生	48	吐山
9	佐保川	19	西大寺北	29	東登美ヶ丘	39	東里	49	都祁
10	大安寺西	20	六条	30	平城西	40	狭川	50	六郷

資料５　昭和年代以降における主な災害

１．台風によるもの

年月日 （名称） （災害種別）	被害地域 〔気象状況〕	最低気圧hPa 最大風速m/s 総雨量mm	被害状況 県	被害状況 市
昭和 9.9.21 （1934年） （室戸台風） （風水害）	県全域 沖縄方面からの四国室戸岬、大阪、京都、滋賀から日本海西岸を北進した最大級の台風	968.4 ＳＳＷ 22.3（－） 25.8	死傷者90、全壊家屋643、半壊家屋710、その他、土木・農作物・林業関係等の被害甚大	負傷者５、全半壊家屋105、その他、学校、奈良公園内被害甚大 月ヶ瀬地区 雨量21.9mm、暴風雨による被害甚大
25.9.3 （1950年） （ｼﾞｪｰﾝ台風） （風水害）	県全域 四国室戸岬東方から淡路島をへて神戸西方に上陸し、若狭湾へ抜けた台風	978.5 ＳＳＥ 19.6(27.5) 67.5	死者１、負傷者15、全半壊家屋1727、水田流失119.5ha、道路損壊844、橋梁流失173、堤防決壊197、通信関係（電柱）2000	死者１、負傷者３、被害家屋（浸水家屋含む。）2000戸以上、学校、社寺、樹木等被害甚大 月ヶ瀬地区 風雨による稲の倒伏冠水多大
28.9.25 （1953年） （台風第13号） （水害）	県全域 室戸岬南方沖から潮岬の南端をかすめ熊野灘を北東進した台風	974.9 ＮＮＷ 21.4(29.7) 9/24-25 147.9	死者行方不明12、全半壊家屋670、流失家屋103、浸水家屋10801、田畑流失埋没922ha、道路損壊669、橋梁流失430	半壊家屋１、浸水家屋約1300、河川氾濫、農作物被害甚大災害救助法適用
34.9.26 （1959年） （伊勢湾台風） （水害）	県東・南部 潮岬附近に上陸し奈良県内を北東進した台風 近年最大の災害となる。	951 ＥＮＥ 23.3(32.6) 154.7	死者88、負傷者104、不明25、全壊家屋795、半壊家屋1598、流失家屋558、床上浸水6171、床下浸水4054、田畑流失埋没421ha、道路損壊863、橋梁流失381	都祁地区 農作物・耕地等に大被害
36.9.16 （1961年） （第２室戸台風） （風水害）	県全域 平坦部 風害甚大	946.5 ＳＳＥ 25.0（42.4） 9/14-16 42.6	死者６、負傷者142、家屋全壊362、半壊988、流失３、床上浸水91、床下浸水66、一部破損10,963、非住家被害2,470、田流失・埋没454ha、田冠水665ha、畑流失・埋没2ha、畑冠水124ha、道路損壊192、橋梁流失34、鉄軌道被害８、通信施設被害864回線、木材流出1,510㎥等	死傷者14（うち死亡２）、被害戸数574（うち全壊133）、災害救助法適用

年月日 （名称） （災害種別）	被害地域 〔気象状況〕	最低気圧hPa 最大風速m/s 総雨量mm	被害状況 県	被害状況 市
40.9.17 （1965年） （台風第24号） （水害）	県北・南部 紀伊半島をかすめ中部地方に上陸し北東進した台風９月13 日～18日の総雨量259.3mm	977.1 ＮＮＷ 18.8(30.9) 259.3		負傷者１、全壊家屋２、半壊家屋７、一部破損19、床上浸水398、床下浸水1236、田畑流失埋没81.5ha、農作物被害304.0ha、土木関係被害398（河川103道路262、橋梁33）、水道、教育施設48、災害救助法適用
47.9.16 （1972年） （台風第20号） （風水害）	県全域	965.9		非住居全壊家屋２、床下浸水40河川崩壊１、山崩れ１、農業施設12、農作物84.2ha、教育施設43
昭和 57.7.31 ～8.3 （1982年） 台風第10号と９号から変わった低気圧 （水害）	県全域 台風第10号が本県東側をほとんど真北に進み、続いて台風第９号から変わった低気圧が四国沖から本州南岸沿いに東北東進した日出岳で943mm（７月31日19時～８月２日３時）、五條で194mm（８月２日21時～８月３日13時）、奈良160mm（８月１日）	983.8 S 6.7(16.0) 342.5	死者10、負傷者12、全壊家屋24、半壊・一部破損34、床上浸水5573、床下浸水5084 農業被害額 4,351百万円 水業被害額 58百万円 林業被害額457百万円	負傷者１、全壊家屋３、半壊家屋４、一部破損30、床上浸水17、床下浸水381、公共施設55、農業施設671、田畑流失埋没177.23ha、農作物161.5ha、道路損壊565、河川被害294、崖崩れ46 都祁地区 暴風雨と豪雨による被害総額は8億4千万円余りに達する。総雨量259.5mm。住家の全壊１、一部破損34、床上床下浸水19、田畑流失埋没33ha、冠水157ha。道路、河川、崖くずれ150箇所。避難者総数62名 月ヶ瀬地区 大字月瀬の崩壊危険区域に避難命令。避難者総数255、全壊１、半壊２、一部破損10、床下浸水５、道路、河川等公共被害218箇所、農地、山地等被害88箇所、農作物に被害甚大

年月日 （名称） （災害種別）	被害地域 〔気象状況〕	最低気圧hPa 最大風速m/s 総雨量mm	被害状況 県	市
平成 10.9.22 （1998年） （台風第７号） （風水害）	県全域 台風第７号が22日13時過ぎに御坊市付近に上陸後、大阪府・奈良県境付近を北北東進し、富山市付近を経て日本海を抜けた。このため、特に強風により県全域で建造物の被害や農林業被害が多数発生した。	976.8 13.1(37.6) 58	死者２、負傷者87、非住家被害1,803、住家全壊52、住家一部損壊9,979、床上浸水１、床下浸水36、道路損壊68、橋梁流失３、山・崖崩れ77、農作物135億6,800万円、生産関係施設43億3,800万円、農地・農業施設2億4,000万円、畜産10億4,300万円、林業被害（林道被害含む。）61億円	負傷者16、住家一部破損660、床上浸水１、床下浸水１、道路損壊12、崖崩れ１、停電14,000世帯、被害総額1,629,619千円 都祁地区 水道、住家、文化財、山林被害甚大

※　最大風速欄・・・平均最大風速（10分間平均）、（　）内は最大瞬間風速、アルファベットは風向

２．地震によるもの

年月日 （名称・震源地）	被害地域 〔地震状況〕	規模 （M）	被害状況	
			県	市
昭和2.3.7 （1927年） （北丹後） （丹後の北方 峰山町・網野町）	県北部 （最初は強震として感じ八木で地震計のペンが飛んだ18時28分発震）	7.3	程度は軽微であったが亀裂、倒壊現象があった。	石灯籠倒壊60、その他けが人多数
11.2.21 （1936年） （河内大和） （二上山南部）	奈良盆地 （八木で強震（震度５）を観測震源の深さ約10km、強震区域は奈良盆地一円、地鳴が24日まで続く、余震本震合わせて102回）	6.4	死者１、負傷者７、建物倒壊37、家屋の損傷約1,200、道路亀裂66、その他器物の転倒、石灯籠の倒壊	家屋倒壊３、石灯籠倒壊５、家屋等一部倒壊５
19.12.7 （1944年） （東南海） （熊野灘）	県全域 （八木で強震（震度５）を観測）	7.9	死者3、負傷者21、家屋の全壊89、半壊331	
21.12.21 （1946年） （南海道） 潮岬の 南南西沖	県全域 （橿原で強震（震度５）を観測震源地まで162km、余震５回あり）	8	負傷者13、家屋の全壊37、その他墓石、石灯籠、倒壊相当数に及ぶ。	全壊家屋７、半壊34、石灯籠倒壊300
27.7.18 （1952年） （吉野） （紀ノ川上流）	県全域 （橿原で中震（震度４）を観測水平動が激しく継続時間も長かった。）	6.7	死者３、負傷者６、家屋半壊1、石灯籠倒壊650	土塀、電柱、屋根瓦等、かなりの被害 石灯籠倒壊650
37.1.4 （1962年） （紀伊水道） （紀伊水道）	県全域 （13時35分発震奈良で震度３を観測）	6.4	国道168号線沿線でがけ崩れあり、電話不通	
平成 7.1.17 （1995年） （兵庫県南部） （淡路島）	県全域 （超近代過密都市を襲った直下型地震で、神戸市を中心とした阪神地域及び淡路島北部に震度７の激震地が指定された奈良の震度４）	7.3	負傷者12、建物の一部損壊15等比較的軽微であった。	負傷者２、住家一部破損62、非住家一部破損８（平成８年３月までに申告のあった被害を含んでいる。）

年月日 （名称・震源地）	被害地域 〔地震状況〕	規模 （M）	被害状況	
			県	市
平成 30.6.18 （2018年） （大阪府北部） （大阪府北部）	県北部 大阪市で震度6弱を観測する等、近畿地方を中心に強い揺れを観測。奈良県では、震度5弱（大和郡山市、御所市、高取町、広陵町）を観測したほか、奈良県内のほぼ全ての市町村で震度4～2を観測。	6.1	軽傷4、一部損壊27、その他重要文化財の落下	負傷者２、住家一部損壊1、文教施設27

※　災害の被害記録資料・・・大阪管区異常気象報告（奈良地方気象台所蔵）、奈良災害編年史、奈良市の被害状況記録（昭和40年以降）

資料６　市内の活断層

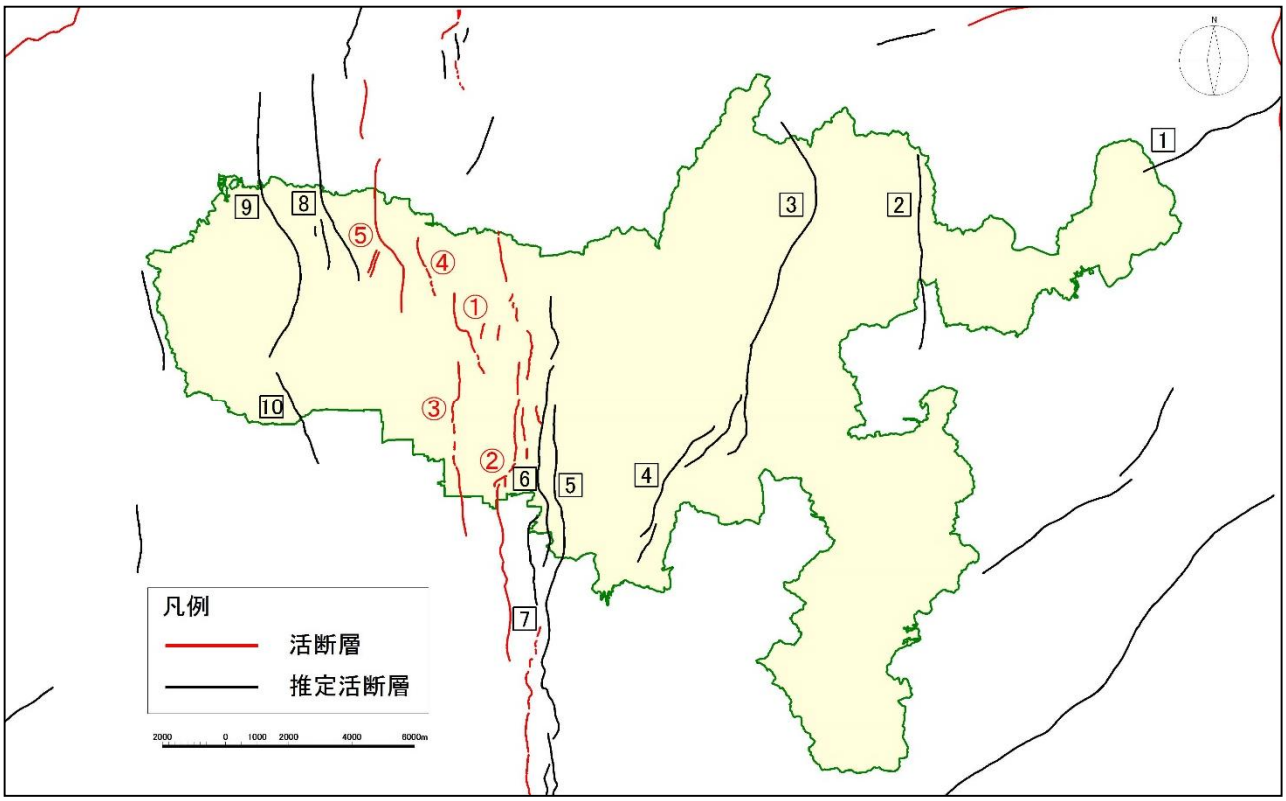
活断層・推定活断層一覧表

図中番号	断層名	区分	図中番号	断層名	区分
①	奈良盆地東縁断層帯（奈良坂撓曲）	活断層	4	矢田原断層	推定活断層
②	奈良盆地東縁断層帯（天理撓曲）	活断層	5	奈良盆地東縁断層帯（高樋断層）	推定活断層
③	奈良盆地東縁断層帯（帯解断層）	活断層	6	奈良盆地東縁断層帯（三百断層）	推定活断層
④	佐保田撓曲	活断層	7	奈良盆地東縁断層帯（菩提仙川－天理）	推定活断層
⑤	曽根山撓曲	活断層	8	秋篠撓曲	推定活断層
1	花ノ木断層	推定活断層	9	あやめ池撓曲	推定活断層
2	邑地	推定活断層	10	石木	推定活断層
3	田原断層	推定活断層			

出典：「活断層詳細デジタルマップ」（中田・今泉編：東京大学出版会、2002 年）、断層名は「近畿の活断層」（岡田・東郷編：東京大学出版会、2000 年）による。

これらの活断層及び推定活断層について、「活断層詳細デジタルマップ」（中田・今泉編）では、「活断層」を「最近数十万年間に概ね千年から数万年の間隔で繰り返し活動し、その痕跡が地形に現れ、今後も活動を繰り返すと考えられる断層」と定義し、活断層の認定にあたっては、後期更新世以降（最近の数十万年間）の断層変位地形を特に重視して、地表での変位地形の存在の確からしさをもとに「活断層」と「推定活断層」に区分されている。

区　分	内　　容
活断層	最近数十万年間に概ね千年から数万年の間隔で繰り返し活動し、その痕跡が地形に現れ、今後も活動を繰り返すと考えられる断層
推定活断層	地形的な特徴により活断層の存在が推定されるが、現時点では（断層変位地形やその変位基準の年代が）明確に特定できないもの



活断層・推定活断層概要図　　＊「活断層」は「活断層（位置やや不明確）」を含める。

資料７　気象庁震度階級関連解説表

（平成 21 年３月 31 日より改定）

使用にあたっての留意事項

(1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。

(2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。

(3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の１ 回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。

(4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。

(5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、５年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。

(6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用　　語	意　　味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※　気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度○相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	－	－
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	－	－
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	－
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。 揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

●木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	－	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	－	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

（注 1）木造建物（住宅）の耐震性により２つに区分した。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注 2）この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注 3）木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

●鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	－	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやＸ状のひび割れ・亀裂がみられることがある。１階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。１階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやＸ状のひび割れ・亀裂が多くなる。１階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

（注 1）鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注 2）鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

●地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
５弱 ５強	亀裂※1や液状化※2が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
６弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
６強 ７	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。

※1　亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2　地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3　大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

●ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度５弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度５弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度４程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度６弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度５弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※　震度６強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

●大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いＯＡ機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※　規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

出典：気象庁　気象庁震度階級関連解説表

資料８　防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱

１　市

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
奈良市	1　防災会議に関する事務 2　気象予警報の伝達 3　防災知識の普及 4　地域住民による自主防災防犯組織等の育成及び防災資機材の整備 5　防災訓練・避難訓練の実施 6　防災活動体制・通信体制の整備 7　消防力・消防水利等の整備 8　救急・救助体制の整備 9　危険物施設等の災害予防 10　公共建築物・公共施設の強化 11　都市の防災構造の強化 12　水道の確保体制の整備 13　避難計画の作成及び避難所等の整備 14　ボランティア活動支援の環境の整備 15　要配慮者の安全確保体制の整備 16　食料、飲料水、生活必需品の備蓄 17　防疫予防体制の整備 18　廃棄物処理体制の整備 19　火葬場等の確保体制の整備	1　災害対策本部に関する事務 2　災害対策要員の動員 3　早期災害情報・被害状況等の報告 4　ヘリコプターの受入準備 5　災害広報 6　消防、救急救助、水防等の応急措置 7　被災者の救出・救難・救助等 8　ボランティアの活動支援 9　要配慮者の福祉的処遇 10　避難の勧告又は指示 11　避難所の設置・運営 12　災害時における交通・輸送の確保 13　食料、飲料水、生活必需品の供給 14　危険物施設等の応急対策 15　防疫等応急保健衛生対策 16　遺体の捜索、火葬等 17　廃棄物の処理及び清掃 18　災害時における文教対策 19　復旧資材の確保 20　被災施設の応急対策 21　義援金の募集活動の支援	1　被災施設の復旧 2　義援金の配分の支援 3　その他法令及び地域防災計画に基づく復旧・復興対策の実施

２　県の機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
奈良県	1　防災に関する組織の整備・改善 2　防災に関する知識の普及・教育及び訓練の実施 3　都市整備、治水、砂防、治山等災害に強い県土づくりの推進 4　災害危険箇所の災害防止対策 5　防災に関する施設・設備の整備、点検 6　災害応急対策又は復旧に必要な物資・資材の備蓄、整備、点検	1　被害規模の早期把握及び情報の迅速な収集・伝達並びにそのための通信手段の確保 2　関係機関との連携・協力による活動体制及び市町村応援体制の確立 3　災害救助法の運用 4　消火・水防等の応急措置活動 5　被災者の救助・救急及び医療措置の実施 6　保健衛生、廃棄物処理に関する措置 7　緊急輸送体制の確保	1　被災地域の復旧・復興の基本方針の決定と事業の計画的推進 2　民生の安定化策の実施 3　公共施設の早期復旧等、災害復旧対策の実施 4　その他法令及び奈良県地域防災計画に基づく災害復旧・復興対策の実施 5　義援金の受入・配分等に関する計画

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
	7　県防災行政ネットワークの整備、運用、点検 8　消防防災ヘリコプターの運用、点検 9　国、他都道府県、防災関係機関との相互連携体制の整備 10　自主防災組織等の育成支援 11　ボランティア活動の環境整備 12　災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善 13　災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成	8　緊急物資の調達・供給 9　児童、生徒の応急教育 10　施設、設備の応急復旧 11　県民への広報活動 12　ボランティア、救援物資の適切な受入 13　その他法令及び奈良県地域防災計画に基づく災害応急対策の実施	
奈良県警察本部 （奈良警察署・奈良西警察署・天理警察署）	1　危険箇所等の実態把握と基礎資料の整備 2　災害警備に必要な装備・資機材の整備充実 3　道路実態の把握と交通規制の策定 4　防災訓練の実施 5　災害に関する住民等に対する啓発及び広報活動	1　被害の実態把握 2　被災者の救出救護及び被害の拡大防止 3　行方不明者の捜索 4　危険区域内の居住者、滞在者その他の者に対する避難の指示及び誘導 5　死体の調査等及び検視 6　緊急交通路の確保等被災地及びその周辺の交通規制 7　被災地、避難場所等における犯罪の予防検挙 8　広報活動 9　関係機関の行う災害復旧活動に対する援助活動	1　交通情報の収集･伝達及び交通規制 2　交通信号施設等の復旧 3　防災関係機関の行う災害復旧活動に対する援助活動

3　指定地方行政機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
近畿財務局奈良財務事務所			1　災害復旧事業費査定の立会 2　金融機関に対する緊急措置の指導要請 3　地方公共団体に対する単独災害復旧事業費(起債分)の審査及び災害融資 4　地方公共団体に対する災害短期資金(財政融資資金）の融資 5　国有財産の無償貸付等に関すること

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
近畿農政局	1　農地、農業用施設等に係る災害防止事業の指導並びに助成 2　農作物等の防災管理指導	1　土地改良機械の緊急貸付 2　農業関係被害情報の収集報告 3　農作物等の病害虫の防除指導 4　食料品、飼料、種もみ等の安定供給対策	1　各種現地調査団の派遣 2　農地、農業用施設等に係る災害復旧事業の指導並びに助成 3　被害農林漁業者等に対する災害融資に関する対策
近畿地方整備局	1　国管理の公共土木施設の整備と防災管理に関すること 2　応急復旧資機材の整備及び備蓄に関すること 3　国管理の公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること 4　指定河川の洪水予報及び水防警報の発表及び伝達に関すること	1　国管理道路の災害時における道路通行規制及び道路交通の確保に関すること 2　国管理の公共土木施設の二次災害の防止に関すること 3　災害対応の応援	国管理の公共土木施設の復旧に関すること
大阪管区気象台 （奈良地方気象台）	1　気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 2　気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 3　気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 4　地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 5　防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発	1　災害発生後における注意報・警報・土砂災害警戒情報の暫定基準の運用 2　災害時の応急活動を支援するため、災害時気象支援資料の提供及び解説（職員の派遣等）	被災地域への支援情報の提供

4　自衛隊

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
陸上自衛隊第４施設団	1　災害派遣の計画及び準備 (1) 防災関係資料（災害派遣に必要な情報）の収集 (2) 災害派遣計画の作成 (3) 災害派遣計画に基づく訓練の実施 2　防災訓練への参加	1　被害状況の把握 2　避難の援助 3　遭難者等の捜索救助 4　水防活動 5　消防活動 6　道路又は水路の啓開 7　応急医療・救護・防疫 8　人員及び物資の緊急輸送 9　炊飯及び給水	災害復旧対策の支援

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
		10　救援物資の無償貸与又は譲与 11　危険物の保安及び除去	

5　指定公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
西日本旅客鉄道株式会社（奈良駅）	鉄道施設の保全と整備	1　災害時における緊急鉄道輸送の確保 2　鉄道施設の災害応急対策	被災鉄道施設の復旧
ＮＴＴ西日本株式会社（奈良支店）	1　電気通信設備の保全と整備 2　気象情報の伝達	1　電気通信設備の応急対策 2　災害時における非常緊急通信の調整	被災電気通信設備の災害復旧
日本赤十字社（奈良県支部）	1　医療救護班の派遣準備 2　被災者に対する救援物資の備蓄 3　血液製剤の確保及び供給体制の整備	1　災害時における医療救護 2　避難所での生活環境の整備及びこころのケア 3　防災ボランティアの派遣 4　血液製剤の確保及び供給 5　救護物資の配分	義援金の受入・配分の連絡調整
日本放送協会（奈良放送局）	1　放送施設の保全と整備 2　気象予警報等の放送	1　気象情報等及び災害情報の放送 2　災害時における広報活動 3　放送施設の応急対策	被災放送施設の復旧
関西電力送配電株式会社（奈良本部）	電力施設の保全	1　災害時における電力供給対策 2　電力施設の応急対策	被災電力施設の復旧
日本通運株式会社		災害時における緊急陸上輸送の協力	復旧資材の輸送
大阪ガスネットワーク株式会社北東部事業部	ガスの供給施設の保全と防災管理	1　ガス供給施設の応急対策 2　災害時における供給対策	被災ガス供給施設の復旧
日本郵便株式会社（奈良中央郵便局）		1　災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付 2　被災者が差し出す郵便物の料金免除 3　被災地宛て救助用郵便物等の料金免除 4　被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除	

6　指定地方公共機関等

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
近畿日本鉄道株式会社（奈良駅） 奈良交通株式会社（乗合事業部）	輸送施設等の保全と整備	1　災害時における交通輸送の確保 2　輸送施設等の災害応急対策	被災輸送施設等の復旧
公益社団法人奈良県トラック協会		1　緊急物資の輸送 2　緊急輸送車両の確保	
一般社団法人奈良市医師会、一般社団法人奈良市歯科医師会	1　防災訓練の実施 2　防災知識の普及 3　医療救護班（ＪＭＡＴ）の編成及び派遣体制の整備（(一社)奈良県医師会）	災害時における医療の確保及び医療救護班（ＪＭＡＴ）の派遣（(一社)奈良県医師会）	1　医療機関の早期復旧（(一社)奈良県医師会） 2　避難所の医療救護及び保健衛生の確保(（一社）奈良県医師会） 3　災害支援ナースの派遣要請(（公社）奈良県看護協会）

7　公共団体・機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
報道機関	1　住民に対する防災知識の普及 2　住民に対する予警報等の周知徹底	住民に対する災害情報及び災害応急対策等の報道	
農業協同組合 森林組合 水産業協同組合	共同利用施設の整備	1　共同利用施設の災害応急対策 2　農林業生産資材及び農林家生活資材の確保斡旋 3　県市町村が行う被災状況調査及びその応急対策についての協力 4　農作物･林産物の被害応急対策の指導	1　被災共同利用施設の復旧 2　被災組合員に対する融資又は斡旋
病院等	1　災害時における診療機能維持のための施設・設備の整備 2　防災訓練	災害時における医療の確保及び負傷者の医療･助産救護	病院機能の早期復旧
社会福祉法人奈良市社会福祉協議会	1　関係機関との連携 2　災害ボランティア本部の設置・運営訓練	災害ボランティアセンターの運営支援	
金融機関			1　被災事業者に対する資金融資その他緊急措置 2　預貯金の中途解約、払出事務の簡便化など特例措置
学校法人	1　避難施設の整備 2　防災訓練	災害時における応急教育対策	被災施設の復旧

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
商工会議所 商工会		1　物価安定についての協力 2　救助用物資･復旧資材の確保、協力斡旋	1　商工業者への融資斡旋実施 2　災害時における中央資金源の導入

参考：奈良県地域防災計画　第１章第２節

資料９　重要水防箇所一覧表

１．水防警報河川

（知事管理区間）

河川名	左右岸	重要水防箇所		種別	特に重要な水防箇所		種別
		位置	延長（m）		位置	延長（m）	
佐保川	左	自 川上町 至 芝辻町三丁目	2,800	堤防高・家屋連たん			
	左	自 芝辻町三丁目 至 芝辻町三丁目	200	堤防高・家屋連たん・漏水			
	左	自 芝辻町三丁目 至 八条四丁目	2,700	堤防高・家屋連たん			
	左	自 八条四丁目 至 八条四丁目	400	堤防高・家屋連たん・漏水			
	左	自 八条四丁目 至 八条四丁目	200	堤防高・家屋連たん			
	左	自 八条四丁目 至 八条四丁目	300	堤防高・家屋連たん・漏水			
	左	自 八条四丁目 至 秋篠川合流点	1,300	堤防高・家屋連たん			
	右	自 川上町 至 秋篠川合流点	7,900	堤防高・家屋連たん			
秋篠川	左	自 中山町 至 四条大路五丁目	6,800	堤防高・家屋連たん			
	左	自 四条大路五丁目 至 五条町	500	堤防高・家屋連たん・漏水			
	左	自 五条町 至 五条町	100	堤防高・家屋連たん・漏水・法崩れ・すべり			
	左	自 五条町 至 乾川合流点	660	堤防高・家屋連たん			
	左	自 七条東町 至 大和郡山市九条町	200	法崩れ・すべり			
	右	自 学園朝日元町二丁目 至 五条町	7,300	堤防高・家屋連たん			
	右	自 五条町 至 五条町	100	堤防高・家屋連たん・漏水			
	右	自 五条町 至 乾川合流点	660	堤防高・家屋連たん			
	右	自 七条東町 至 大和郡山市九条町	600	法崩れ・すべり			

河川名	左右岸	重要水防箇所		種別	特に重要な水防箇所		種別
		位置	延長（m）		位置	延長（m）	
富雄川	左	自 生駒市界 至 三碓二丁目	2,764	堤防高・家屋連たん			
	左	自 三碓二丁目 至 中町	2,800	堤防高・家屋連たん・漏水・法崩れ・すべり			
	左	自 中町 至 大和郡山市界	1,850	堤防高・家屋連たん			
	右	自 生駒市界 至 大和郡山市界	7,414	堤防高・家屋連たん			
能登川	左	自 高畑町 至 南京終町七丁目	2,800	堤防高			
	左	自 南京終町七丁目 至 南京終町七丁目	100	堤防高・漏水			
	左	自 南京終町七丁目 至 南京終町七丁目	150	漏水			
	右	自 高畑町 至 南京終町	2,900	堤防高			
	右	自 南京終町三丁目 （岩井川合流点） 至 南京終町三丁目	350	漏水			
岩井川	左	自 杏町 至 杏町	300	法崩れ・すべり・漏水			
	左	自 杏町 至 杏町・八条町境界	200	法崩れ・すべり・漏水			
	右	自 八条一丁目 至 八条一丁目	800	法崩れ・すべり・漏水			
地蔵院川	左	自 藤原町 至 大和郡山市界	3,420	堤防高			
	右	自 藤原町 至 大和郡山市界	3,420	堤防高			

※佐保川（国土交通大臣管理区間）は大和川河川事務所王寺出張所（電話0745(73)6571）担当

２．水防警報河川以外の河川

（知事管理区間）

河川名	左右岸	重要水防箇所		種別	特に重要な水防箇所		種別
		位置	延長（m）		位置	延長	
大池川	左	自 あやめ池南九丁目 至 疋田町	1,400	堤防高・家屋連たん			
	右	自 あやめ池南九丁目 至 疋田町	1,400	堤防高・家屋連たん			
乾川	左	自 六条町 至 六条町	600	堤防高			
	右	自 六条町 至 六条町	600	堤防高			
菰川	左	自 法華寺町 至 佐保川合流点	2,200	堤防高・家屋連たん			
	右	自 法華寺町 至 佐保川合流点	2,200	堤防高・家屋連たん			

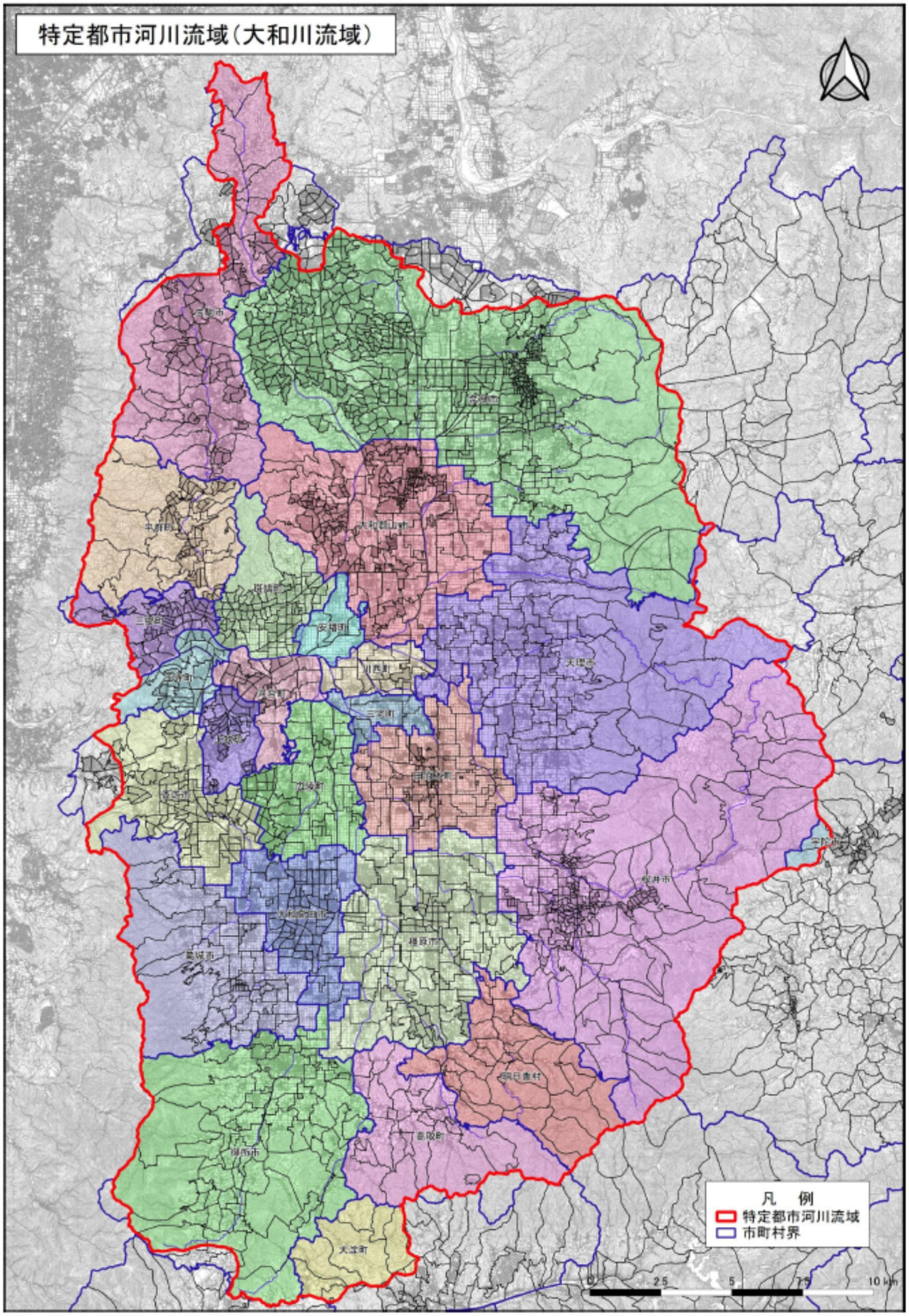
資料 10　特定都市河川一覧表

（令和 7 年 10 月現在）

河川名	左右岸	指定区間		備考
		上流端	下流端	
佐保川	左	奈良市中ノ川町字石出 1217 番地先	大和川への合流点	（国管理区間　上流端） 奈良市西九条町地先
	右	奈良市中ノ川町字クレ橋 825 番地先		（国管理区間　上流端） 大和郡山市観音寺町地先
富雄川	左	生駒市高山町字滝ノ口 4958 番地先	大和川への合流点	
	右	生駒市高山町字庄田 4606 番地先		
岩井川		奈良市紀寺町字中谷 1119 番 1 地先県道六度橋	佐保川への合流点	
秋篠川	左	奈良市中山町西一丁目 755 番の 1 地先	佐保川への合流点	
	右	奈良市学園朝日元町二丁目 689 番の 1 地先		
地蔵院川		奈良市藤原町字十六 1 番 2 地先	佐保川への合流点	
高瀬川	左	奈良市米谷町ゴダニ 1584 番の 1 地先	佐保川への合流点	
	右	奈良市米谷町ダイド 1468番の2地先		
能登川		奈良市高畑町字市の井 1501 番の 2 地先の市道橋	岩井川への合流点	

資料 11　特定都市河川流域図

（令和７年10月現在）



資料 12　主要井堰等一覧表

番号	井堰及び水（樋）門名	河川名	位置			構造			操作要領	管理責任
			市	町	字	型式	H	W		
1	荒新田井堰	富雄川	奈良	石木	荒新田	自動倒伏ゲート	1.5	28.6	自動	石木町水利組合
2	源代井堰	富雄川	奈良	石木	上新田	自動倒伏ゲート	1.5	29.0	自動	石木町水利組合
3	統合第１井堰	富雄川	奈良	中	砂茶屋	ゴム引布製起伏堰	1.5	22.0	自動	富雄川 1 号井堰水利組合
4	統合第２井堰右岸	富雄川	奈良	中	藤ノ木	ゴム引布製起伏堰	1.5	22.0	自動	中町 2 号井堰右岸水利組合
5	統合第２井堰左岸	富雄川	奈良	中	藤ノ木	ゴム引布製起伏堰	1.5	22.0	自動	富雄川第 2 号井堰左岸水利組合
6	寺口井堰	富雄川	奈良	中	藤ノ木	ゴム引布製起伏堰	1.5	17.5	自動	富雄川 3 号井堰水利組合
7	寺口井堰右岸	富雄川	奈良	中	藤ノ木	ゴム引布製起伏堰	1.5	17.5	自動	富雄川第 3 号井堰右岸水利組合
8	４号井堰	富雄川	奈良	中	中山	揚水機場				富雄川四号井堰水利組合
9	西谷井堰	富雄川	奈良	三碓六丁目		自動倒伏ゲート	1.5	16.5	自動	三碓 5 号井堰水利組合
10	新井堰	富雄川	奈良	三碓二丁目		ゴム引布製起伏堰	1.5	15.5	自動	富雄川 6 号井堰水利組合
11	大井堰	富雄川	奈良	二名	三松	自動倒伏ゲート	1.5	13.8	自動	富雄川 7 号井堰(大井堰)水利組合
12	伊勢木井堰	富雄川	奈良	二名	平野	自動倒伏ゲート	1.5	13.5	自動	伊勢木井堰水利組合
13	八反田井堰	佐保川	奈良	法蓮	桜町	コンクリート堰	1.1	10.0	手動	芝辻水利組合
14	賢田井堰	佐保川	奈良	法蓮	立花	コンクリート堰	0.7	8.8	手動	法蓮水利組合

番号	井堰及び水（樋）門名	河川名	位置			構造			操作要領	管理責任
			市	町	字	型式	H	W		
15	聖武井堰	佐保川	奈良	法蓮		コンクリート堰	2.0	12.0	手動	法蓮水利組合
16	八反田井堰	佐保川	奈良	川上	八反田	コンクリート堰	1.7	8.7	手動	川上町水利組合
17	鳥ケ坪井堰	佐保川	奈良	川上	川上東	コンクリート堰	0.5	9.0	手動	川上町水利組合
18	十ケ坪井堰	佐保川	奈良	川上	川上東	コンクリート堰	1.8	10.3	手動	川上町水利組合
19	火渡井堰	佐保川	奈良	川上	川上東	コンクリート堰	1.8	10.0	手動	川上町水利組合
20	八ケ瀬井堰	佐保川	奈良	川上		石積堰	1.9	9.0	手動	川上町水利組合
21	瓦坂井堰	佐保川	奈良	川上		コンクリート堰	1.9	9.0	手動	川上町水利組合
22	新井堰	秋篠川	奈良	七条		ゴム引布製起伏堰	1.9	21.0	自動	七条町水利土木組合
23	下堂井堰	秋篠川	奈良	西ノ京		自動倒伏ゲート	1.6	9.0	自動	西ノ京水利組合 六条町土木水利組合
24	五条下井堰	秋篠川	奈良	五条		自動倒伏ゲート	1.5	21.9	自動	六条町土木水利組合
25	五条上井堰	秋篠川	奈良	五条		自動倒伏ゲート	2.0	17.6	自動	五条町水利組合
26	尼ヶ辻井堰	秋篠川	奈良	二条大路南五丁目		自動倒伏ゲート	2.5	21.6	自動	尼ヶ辻東方水利組合
27	箱井堰	秋篠川	奈良	秋篠		自動倒伏ゲート	3.0	10.9	自動	秋篠町水利組合
28	大井堰	秋篠川	奈良	山陵		自動倒伏ゲート	3.0	10.8	自動	秋篠町水利組合

番号	井堰及び水（樋）門名	河川名	位置			構造			操作要領	管理責任
			市	町	字	型式	H	W		
29	小井堰	秋篠川	奈良	中山		自動倒伏ゲート	0.5	6.8	自動	秋篠町水利組合
30	中山町第４号井堰	秋篠川	奈良	中山		自動転倒ゲート	1.6	7.2	自動	中山町水利組合
31	中山町第３号井堰	秋篠川	奈良	中山		自動転倒ゲート	0.6	6.1	自動	中山町水利組合
32	清水池井堰	岩井川	奈良	八条		ゴム引布製起伏堰	2.5	11.5	自動	八条水利組合
33	岩井井堰	岩井川	奈良	東九条		自動転倒ゲート	0.5	7.0	自動	東九条水利組合
34	出屋敷井堰	岩井川	奈良	南京終		自動転倒ゲート	1.5	4.8	自動	肘塚北・京終水利組合
35	神殿井堰	岩井川	奈良	古市		自動転倒ゲート	2.7	8.5	自動	神殿町水利組合
36	八反田井堰	岩井川	奈良	古市		コンクリート堰	1.5	8.0	手動	清水永井水利組合
37	永井井堰	岩井川	奈良	古市		コンクリート堰	4.5	9.0	手動	清水永井水利組合
38	百百井堰	岩井川	奈良	古市		コンクリート堰 石積堰	2.0	10.0	手動	古市町水利組合
39	二ノ井井堰	岩井川	奈良	鹿野園		コンクリート堰 石積堰	4.6	7.7	手動	白亳寺町耕地方
40	一ノ井井堰	岩井川	奈良	鹿野園		コンクリート堰 石積堰	2.4	5.8	手動	鹿野園町水利農家組合
41	一本橋井堰	能登川	奈良	南京終町 七丁目		コンクリート堰	0.5	7.0	手動	肘塚北・京終水利組合
42	観音寺井堰	能登川	奈良	南京終町 六丁目		コンクリート堰	1.0	5.0	手動	肘塚北・京終水利組合
43	榛原井堰	能登川	奈良	紀寺南方町		コンクリート堰	1.5	5.2	手動	肘塚北・京終水利組合

番号	井堰及び水（樋）門名	河川名	位置			構造			操作要領	管理責任
			市	町	字	型式	H	W		
44	紀寺南方井堰	能登川	奈良	紀寺南方町		コンクリート堰	1.8	5.0	手動	紀寺水利組合
45	吉兵衛井堰	能登川	奈良	南紀寺二丁目		コンクリート堰	2.0	5.0	手動	紀寺水利組合
46	上門井堰	能登川	奈良	南紀寺二丁目		コンクリート堰	2.0	5.0	手動	紀寺水利組合
47	深溝井堰	能登川	奈良	南紀寺三丁目		コンクリート堰	1.0	4.0	手動	紀寺水利組合
48	車井堰	能登川	奈良	高畑町		コンクリート堰	1.7	8.0	手動	紀寺水利組合
49	立花井堰	能登川	奈良	高畑町		コンクリート堰	2.5	5.8	手動	紀寺水利組合
50	市之井井堰	能登川	奈良	高畑町		コンクリート堰	4.2	4.0	手動	高畑水利組合
51	五反田井堰	地蔵院川	奈良	横井		ゴム引布製起伏堰	1.0	5.0	自動	横井東町水利組合
52	前池井堰	地蔵院川	奈良	横井		自動倒伏ゲート	1.0	5.0	自動	横井東町水利組合
53	今井井堰	地蔵院川	奈良	横井		ゴム引布製起伏堰	1.0	5.0	自動	横井東町水利組合
54	芦田樋門	地蔵院川	奈良	横井		コンクリート堰	1.0	5.0	手動	横井東町水利組合
55	瀬本樋門	地蔵院川	奈良	横井		自動倒伏ゲート	1.0	6.0	自動	横井東町水利組合
56	柳井堰	菩提山川	奈良	高樋		石積井堰	3.9	8.0	手動	田中町土木水利組合

資料 13　要配慮者利用施設の名称、所在地、情報伝達系統（洪水浸水想定区域内）

（1） 名称及び所在地

主要河川名　　佐保川

	名　称	所在地
1	奈良育英学園（中学校・高等学校）	奈良市法蓮町１０００番地
2	奈良育英グローバル小学校	奈良市法蓮町１０００番地
3	Ｍｓねっと	奈良市法蓮町４３３番地１ グローリー新大宮１階
4	グループホームあかり	奈良市西九条町三丁目７番２７号
5	グループホーム　オリーブ	奈良市三条大路一丁目２－２　コーポ・ジュネス１０１号他
6	グループホーム　サボテン	奈良市法華寺町２６５－７　白樺ハイツ大宮Ｉ１０１号他
7	グループホームひなた	奈良市西九条町三丁目９番４号
8	たすく	奈良市法蓮町１６６番地の１　シャトレー井田２－Ｂ
9	小さなパン屋さんMOMO	奈良市法蓮町３９５－１
10	ＩＴ・プログラミング療育　ツクル　ミ・ナーラ校	奈良市二条大路南一丁目３番１号　ミ・ナーラ１階
11	ショートステイあかり	奈良市西九条町三丁目７番２７号
12	ショートステイひなた	奈良市西九条町三丁目９番４号
13	空と海	奈良市法蓮町９７３－８
14	てまりカレッジ	奈良市三条大路一丁目１０番地の１０　タカハシ第３ビル　３Ｆ
15	なないろ初伝舎	奈良市三条大路一丁目１０番４３号 FOREST SQUARE ２階
16	奈良市立みどりの家歯科診療所	奈良市柏木町５１９番地の２８　１階
17	野の花舎	奈良市法蓮町３５０番地の６
18	はなばたけ	奈良市法蓮町３５０－１
19	フラーテル奈良	奈良市三条大路一丁目１０番４３号６Ｆ
20	ほうれん	奈良市法蓮町３５０－３
21	もこもこ	奈良市法蓮町４３３番地１ グローリー新大宮１階
22	あすならホーム今小路グループホーム	奈良市今小路町２９－１
23	温浴サプリ・機能訓練ハーフデイ奈良日和	奈良市三条大路一丁目８－８
24	ジョイーレ奈良機能訓練デイサービス	奈良市法華寺町３０３－１
25	デイサービス八重桜	奈良市法蓮町４１０番地の２
26	ファミリーモア八重桜一条館	奈良市法蓮町４１０番地の７
27	ファミリーモア八重桜新法蓮館	奈良市法蓮町４１０番地の８

	名　称	所在地
28	ぽれぽれ四条大路	奈良市四条大路二丁目８６０－１
29	モミの木デイサービスセンター	奈良市法蓮町１１８５
30	よりあい処れん	奈良市法蓮町９７３
31	リハビリデイサービスアイリス	奈良市法蓮町６３２－２
32	リハビリデイサービスアイリスアップ	奈良市法連町６３２－２
33	リハビリこうあん	奈良市三条大路一丁目１－９０　奈良セントラルビル１Ｆ
34	大安寺西しろはとこども園	奈良市大安寺西一丁目３４８番地
35	辰市こども園	奈良市杏町４１４番地の４
36	あいのそのこども園	奈良市法蓮町９８６番地の７３
37	おひさま保育園	奈良市柏木町５８５番地４
38	佐保川こども園	奈良市法蓮町３９３番地
39	奈良育英幼稚園	奈良市法蓮町１０００番地
40	ミ・ナーラさくら保育園	奈良市二条大路南一丁目３番１号ミ・ナーラ３階
41	佐保山荘	奈良市法蓮町３９３番地
42	奈良市立休日歯科応急診療所	奈良市柏木町５１９番地の２８　　２階
43	奈良市立休日夜間応急診療所	奈良市柏木町５１９番地の２８
44	クリニック石洲会	奈良市四条大路一丁目５－５２
45	中野産婦人科	奈良市四条大路一丁目３番５７号
46	奈良小南病院	奈良市八条五丁目４３７－８
47	大安寺西小学校	奈良市大安寺西一丁目３４２番地
48	鼓阪小学校	奈良市雑司町９７番地
49	佐保川小学校	奈良市法蓮町２２９番地の１
50	佐保小学校	奈良市法蓮町２８０番地の１
51	大安寺西バンビーホーム	奈良市大安寺西一丁目３４２番地　大安寺西小学校内
52	鼓阪バンビーホーム	奈良市雑司町９７番地　鼓阪小学校内
53	佐保川バンビーホーム	奈良市法蓮町２２９番地の１　佐保川小学校内
54	佐保バンビーホーム	奈良市法蓮町２８０番地の１　佐保小学校内

主要河川名　富雄川

	名　称	所在地
55	グループホーム大和田	奈良市大和田町３２番地の１
56	ショートステイ大和田	奈良市大和田町３２番地の１
57	生活介護事業にじいろ	奈良市大和田町３２番地２
58	ウェルライフ希	奈良市大和田町１１６６
59	介護老人保健施設　エリシオン石木の里	奈良市石木町７９９
60	Ｋｉｙｏリハビリ ＰＲＯＳ	奈良市石木町８４５－１

	名　称	所在地
61	ＫｉｙｏリハビリＰＲＯＳ　２号館	奈良市石木町８４７
62	グループホームとみのくに	奈良市中町３８５７
63	特別養護老人ホーム　光の桜	奈良市石木町７１５－１
64	富雄南こども園	奈良市中町４１７４番地
65	のぞみ保育園	奈良市大和田町１１６６番地
66	奈良セントラル病院	奈良市石木町８００番地
67	富雄中学校	奈良市三碓二丁目３番１２号
68	富雄南小学校	奈良市中町４１８５番地
69	富雄南バンビーホーム	奈良市中町４１８５番地　富雄南小学校内

主要河川名　　秋篠川

	名　称	所在地
70	県立奈良養護学校	奈良市七条町１３５
71	オープンスペースＡＹＵＭＩ	奈良市秋篠町１３８１－１
72	かぶとむし	奈良市中山町４３－２
73	サポートシステムあゆみ・ＷａｋｕＷａｋｕあゆみ	奈良市秋篠町１３８８－２
74	三蔵庵	奈良市西ノ京町１５５番地の１
75	ディーキャリア奈良オフィス	奈良市西大寺栄町３番２７号　泉谷ビル３階３０５号
76	ＬＩＴＡＬＩＣＯワークス大和西大寺	奈良市西大寺栄町３番２７号　泉谷ビル６階
77	ワークラボ	奈良市山陵町１１０－７
78	介護付有料老人ホーム　なら八条	奈良市八条五丁目４８９－１
79	介護老人保健施設　秋篠	奈良市秋篠町１４３２－１
80	医療法人宝山会　介護老人保健施設　桜の里	奈良市八条五丁目４３７－１０
81	医療法人宝山会　介護老人保健施設　佐保の里	奈良市八条五丁目４３７－８
82	介護老人保健施設　ロイヤルフェニックス	奈良市六条町９９－２
83	kumiki 2nd	奈良市中山町西３－２１８
84	機能訓練専門デイサービスきたえるーむ奈良西ノ京	奈良市西ノ京町１４６－１
85	グループホームアクール	奈良市秋篠町１５６７
86	グループホーム　どんぐり	奈良市中山町１７４８－１
87	グループホーム　ふれあい秋篠	奈良市中山町１１４６－１
88	サービス付き高齢者住宅　桜の樹	奈良市中山町１３２４－１
89	住宅型有料老人ホーム　あんしん学園前	奈良市中山町１２５０－７

	名　称	所在地
90	住宅型有料老人ホーム　あんしん学園前Ⅱ番館	奈良市中山町１２５１－１
91	ツクイ奈良みあと	奈良市四条大路五丁目４－３７
92	デイサービス和	奈良市中山町西三丁目２０４－１
93	デイサービスみやび	奈良市西ノ京町２５０－１
94	トゥインクル中山町	奈良市中山町２番１
95	特別養護老人ホームらくじ苑	奈良市八条五丁目４３７－１１
96	西の京介護医療院　やすらぎ	奈良市六条町９９番地２
97	平城園	奈良市秋篠町１５６７
98	リハビリライフつむぎ	奈良市中山町７番１
99	平城こども園	奈良市秋篠町１５４０番地の１
100	都跡こども園	奈良市四条大路五丁目２番５５号
101	介護老人保健施設　秋篠　施設内保育所	奈良市秋篠町１４３２－１
102	トゥインクル中山町保育園「星の子園」	奈良市中山町２番１
103	幼保連携型認定こども園西の京さくら保育園	奈良市五条町２９２番４
104	西の京病院　院内保育所「ひかり」	奈良市七条町９５－１
105	福寿会マミーズ保育園	奈良市秋篠町１５６７番地
106	ラベンダーハウス	奈良市西大寺新町１－７－７
107	ＹＭＣＡあきしのこども園	奈良市秋篠新町３３８番地
108	高山クリニック	奈良市柏木町１９０－５
109	西の京病院	奈良市六条町１０２－１
110	平城小学校	奈良市秋篠町１３９４番地
111	平城中学校	奈良市秋篠町１３３３番地
112	都跡小学校	奈良市四条大路五丁目６番１号
113	都跡中学校	奈良市柏木町１３番地
114	平城バンビーホーム	奈良市秋篠町１３９４番地　平城小学校内
115	都跡バンビーホーム	奈良市四条大路五丁目６番１号　都跡小学校内

主要河川名　岩井川

	名　称	所在地
115	レゾナンス	奈良市東九条町１４４７番地１　エセール奈良１０２号室他
116	大安寺小学校	奈良市大安寺二丁目１５番１号
117	大安寺バンビーホーム	奈良市大安寺二丁目１５番１号　大安寺小学校内

主要河川名　　能登川

	名　称	所在地
118	アフタースクール風の谷	奈良市東九条町７７１－３　２Ｆ

	名　称	所在地
119	からあ	奈良市神殿町６６５－３
120	ジョイアススクールつなぎ	奈良市南京終町七丁目５４０－５　２階
121	そらはるか	奈良市南京終町七丁目５４０－５
122	チェリッシュ	奈良市神殿町６５６番地の４
123	びぃとぅぎゃざ～	奈良市南京終町七丁目５６４番地の６
124	ぼんそわーる	奈良市南京終町７丁目５６４－４
125	ゆい	奈良市南京終町二丁目１２０１－１４
126	ライフサポート風の谷	奈良市東九条町７７１－３　2F
127	らぶり	奈良市西木辻町３３－３
128	愛音デイサービスセンター	奈良市南京終町一丁目２１－６
129	愛怜半日デイサービス	奈良市北永井町３８４－１
130	アロハデイサービス Hauoli	奈良市紀寺町４１４番地の２　１Ｆ
131	いくしゅう庵	奈良市紀寺町４００－８
132	おうとくケアセンター	奈良市神殿町６９１－３
133	介護老人保健施設　サンライフ奈良	奈良市南肘塚町２０５－１
134	介護老人保健施設　やくしの里	奈良市高畑町２１０
135	機能訓練デイサービス壮寿リハトレ広場	奈良市南京終町一丁目１５４－６　２階
136	機能訓練デイサービス壮寿リハトレ広場２ばんかん	奈良市南京終町一丁目１５４－６　１階
137	グループホームあじさい園宝	奈良市南肘塚町９９番１
138	グループホームらくじの杜	奈良市南京終町１９－１
139	ケアハウスらくじ苑	奈良市南京終町１３－４
140	元気サポート　和ごころ	奈良市南永井町４０５
141	サービス付き高齢者向け住宅　こもれび	奈良市東九条町６４４－３
142	住宅型有料老人ホーム　福助１号館	奈良市南京終町一丁目８９－４
143	住宅型有料老人ホーム　福助２号館	奈良市南京終町一丁目８９－５
144	谷掛整形外科診療所	奈良市神殿町６４４－１
145	だんらんの家　京終	奈良市南京終町七丁目５２２－２
146	チャーム奈良公園	奈良市東紀寺町一丁目１１－５
147	デイサービス・青い鳥	奈良市東九条町６４０－１
148	デイサービス・幸の鳥	奈良市東九条町６４１番地
149	デイサービス　どんぐり	奈良市神殿町２９２－２
150	デイサービス奈良の森	奈良市南肘塚町２２０番地の１
151	特別養護老人ホーム　あじさい園宝	奈良市南肘塚町９９－１
152	ナーシングホームアルク奈良北之庄	奈良市北之庄町５０番地の１
153	奈良京終ケアセンターそよ風	奈良市南京終町６８１番地
154	ハッピーカム奈良	奈良市南京終町６６５－１
155	ベストライフ奈良	奈良市大森町９７－１

	名　称	所在地
156	まーめいど	奈良市神殿町６４５－１
157	有料老人ホーム　ハッピーガーデン　大安寺	奈良市東九条町１４４８－１
158	ＲｅＨＯＰＥ奈良	奈良市大森町１４８番
159	コンパスウォーク奈良北之庄	奈良市北永井町３７２番地
160	大安寺幼稚園	奈良市大安寺１丁目７番１号
161	済美幼稚園	奈良市西木辻町２８番地
162	あいづ保育園	奈良市八条二丁目９１番地
163	春日よつば保育園	奈良市西木辻町１６５番地の２
164	すまいる保育園	奈良市西木辻町３６番の１
165	桃の木保育園	奈良市白毫寺町２０８番地
166	子育て広場 ノル	奈良市南京終町２１２－３岡田マンション１階
167	おかたに病院	奈良市南京終町一丁目２５－１
168	岡村産婦人科	奈良市西木辻町３０－１０
169	春日中学校	奈良市西木辻町６７番地
170	済美小学校	奈良市西木辻町５番地の２
171	済美南小学校	奈良市南京終町６７６番地
172	済美バンビーホーム	奈良市西木辻町５番地の２　済美小学校内
173	済美南バンビーホーム	奈良市南京終町６７６番地　済美南小学校内

主要河川名　　地蔵院川

	名　称	所在地
175	横井児童館	奈良市横井五丁目３３７番地の２
176	都南中学校	奈良市南永井町９８番地の１

主要河川名　　乾川

	名　称	所在地
177	発達支援リハスタジオ　ハッピーリングｗｉｔｈ	奈良市六条二丁目６番１号
178	あすならホーム西の京	奈良市六条二丁目２０番６５号
179	ハッピーデイリハビリ館西ノ京	奈良市六条二丁目１９番１７号

主要河川名　　大池川

	名　称	所在地
180	エバーライフ西大寺	奈良市西大寺南町１７番１３号
181	悠遊庵	奈良市菅原東一丁目９番７号
182	ライフアートコミュニティ佐保の里　菅原デイサービスセンター	奈良市菅原町２９８－１

主要河川名　　菩提川

	名　称	所在地
183	そんぽの家Ｓ三条桧町	奈良市三条桧町２２－１２
184	ニチイケアセンター奈良	奈良市三条栄町１０－５
185	ハートランド奈良	奈良市恋の窪一丁目１８番１８号
186	ひなたデイサービス	奈良市恋の窪三丁目８番２－１号－Ｄ号室

主要河川名　　菩提仙川

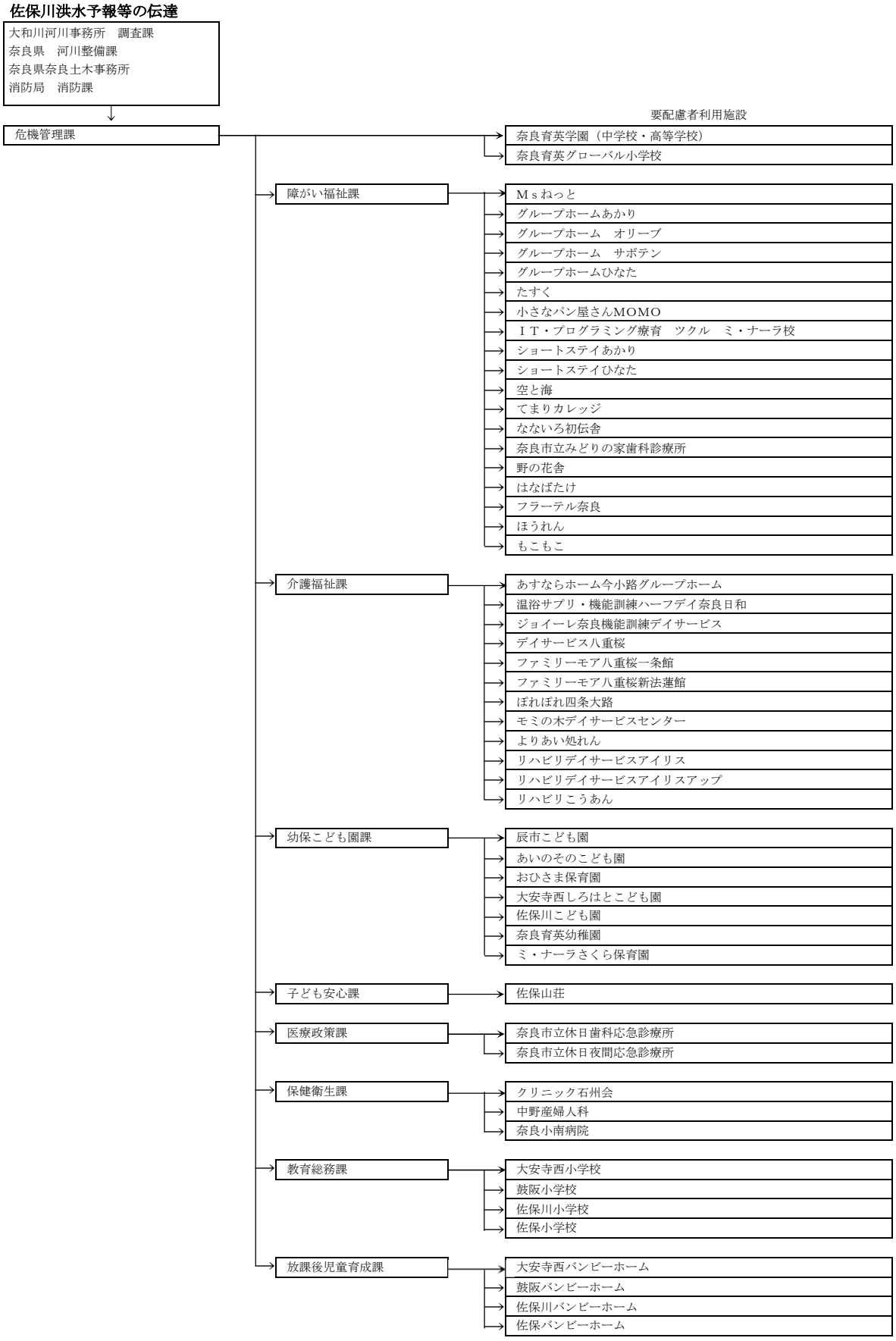
	名　称	所在地
188	特別養護老人ホームリノ	奈良市窪之庄町１１６－１

主要河川名　打滝川

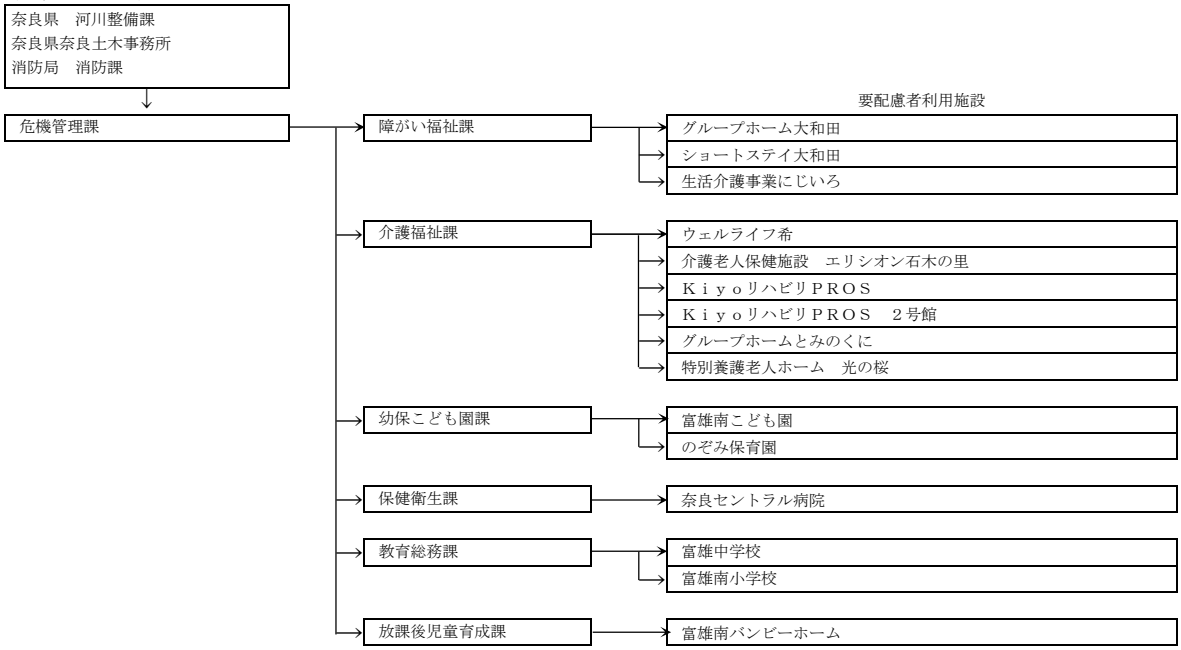
	名　称	所在地
189	柳生こども園	奈良市柳生下町１５６番地

（2）伝達系統

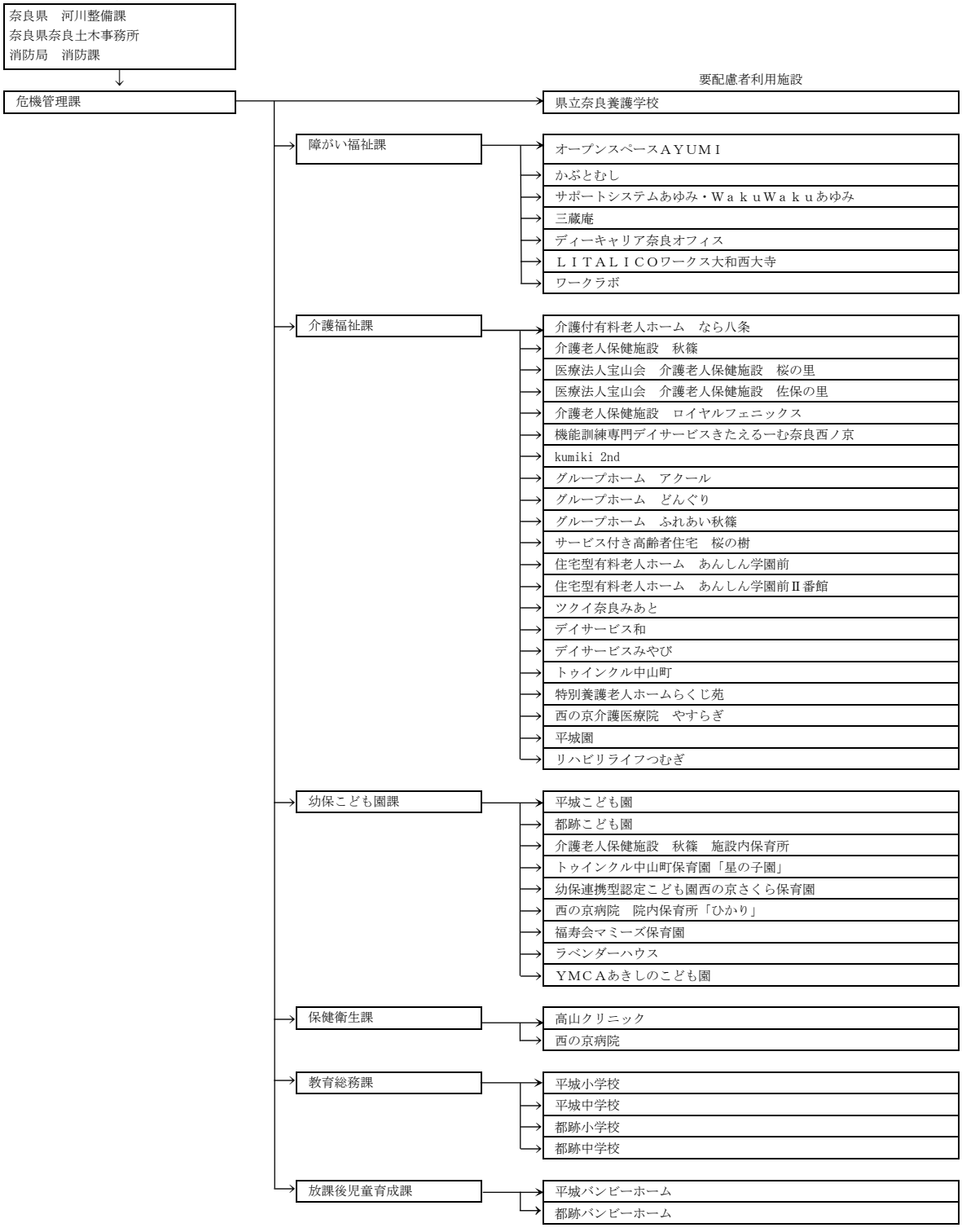
佐保川洪水予報等の伝達



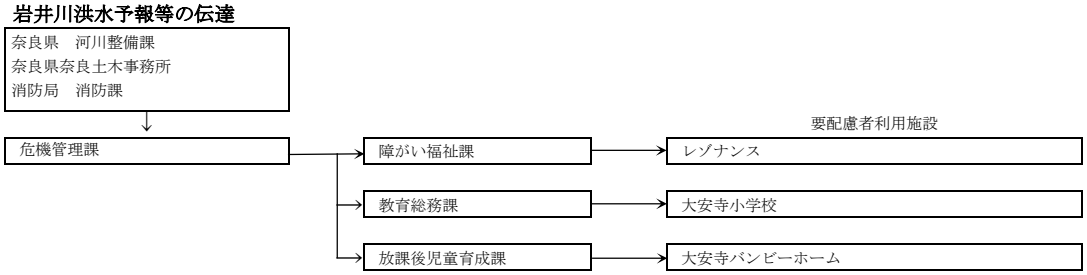
富雄川洪水予報等の伝達



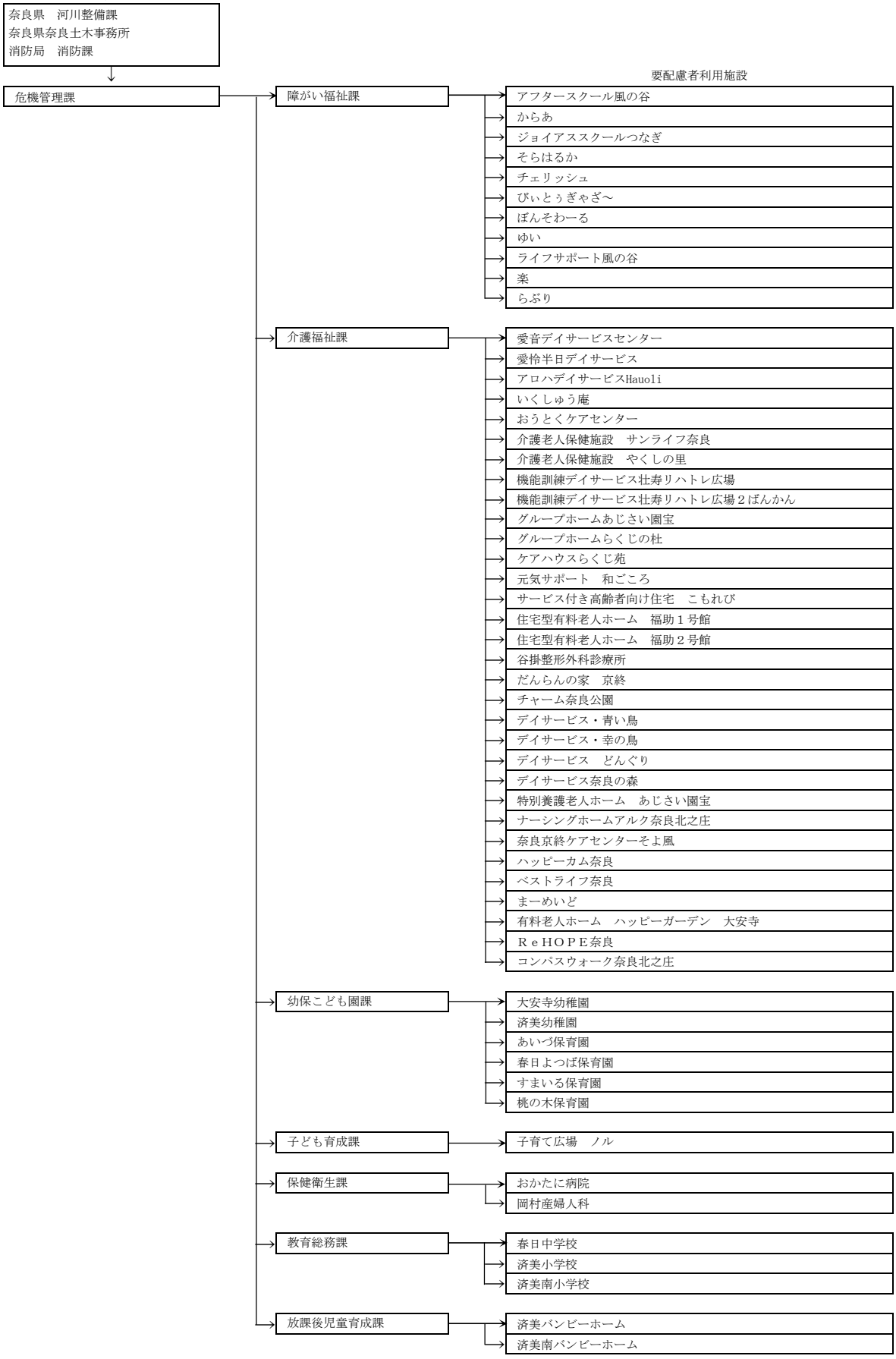
秋篠川洪水予報等の伝達



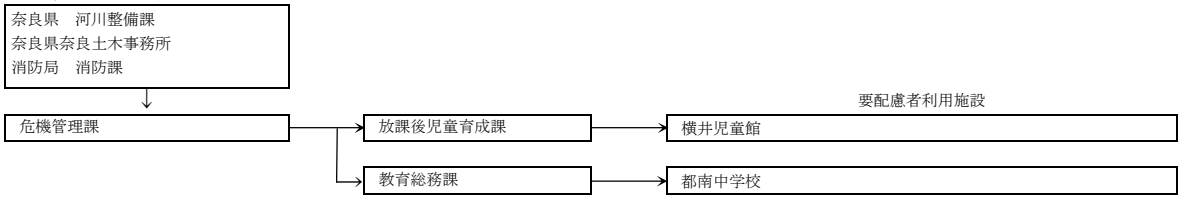
岩井川洪水予報等の伝達



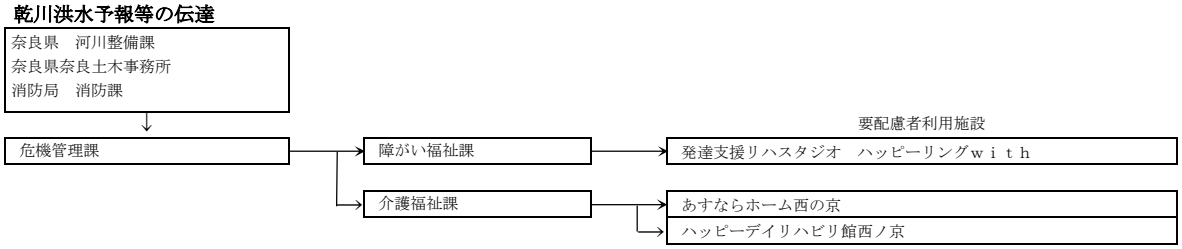
能登川洪水予報等の伝達



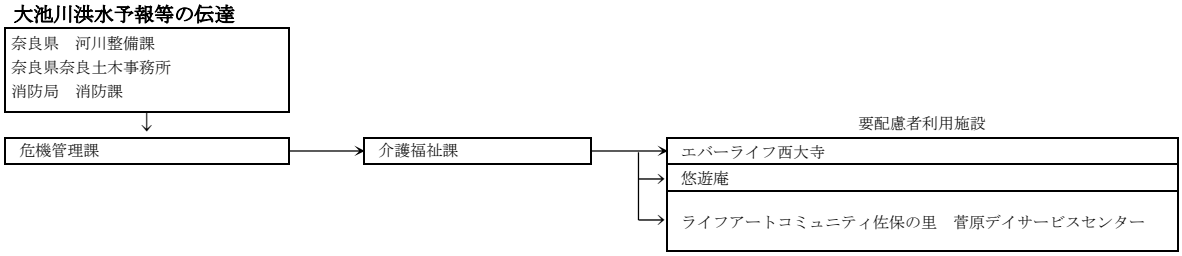
地蔵院川洪水予報等の伝達



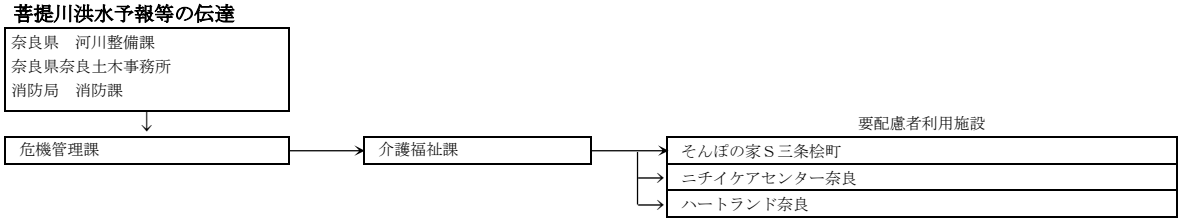
乾川洪水予報等の伝達



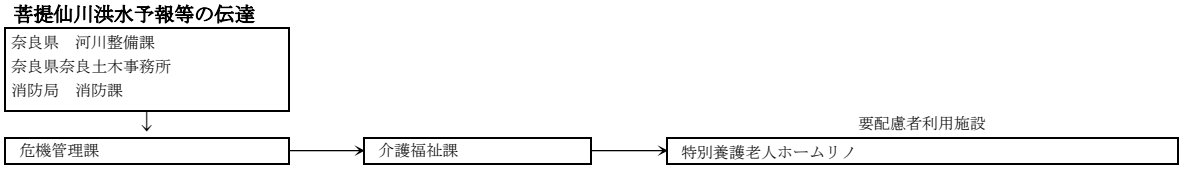
大池川洪水予報等の伝達



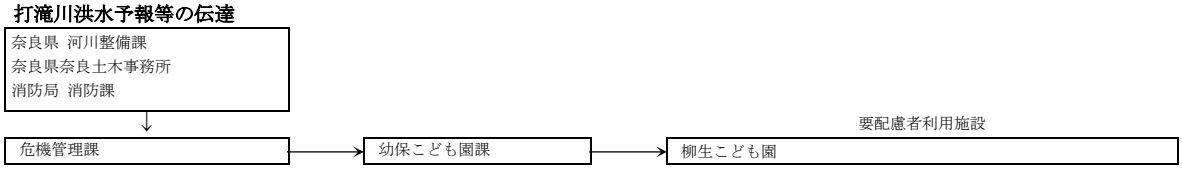
菩提川洪水予報等の伝達



菩提仙川洪水予報等の伝達

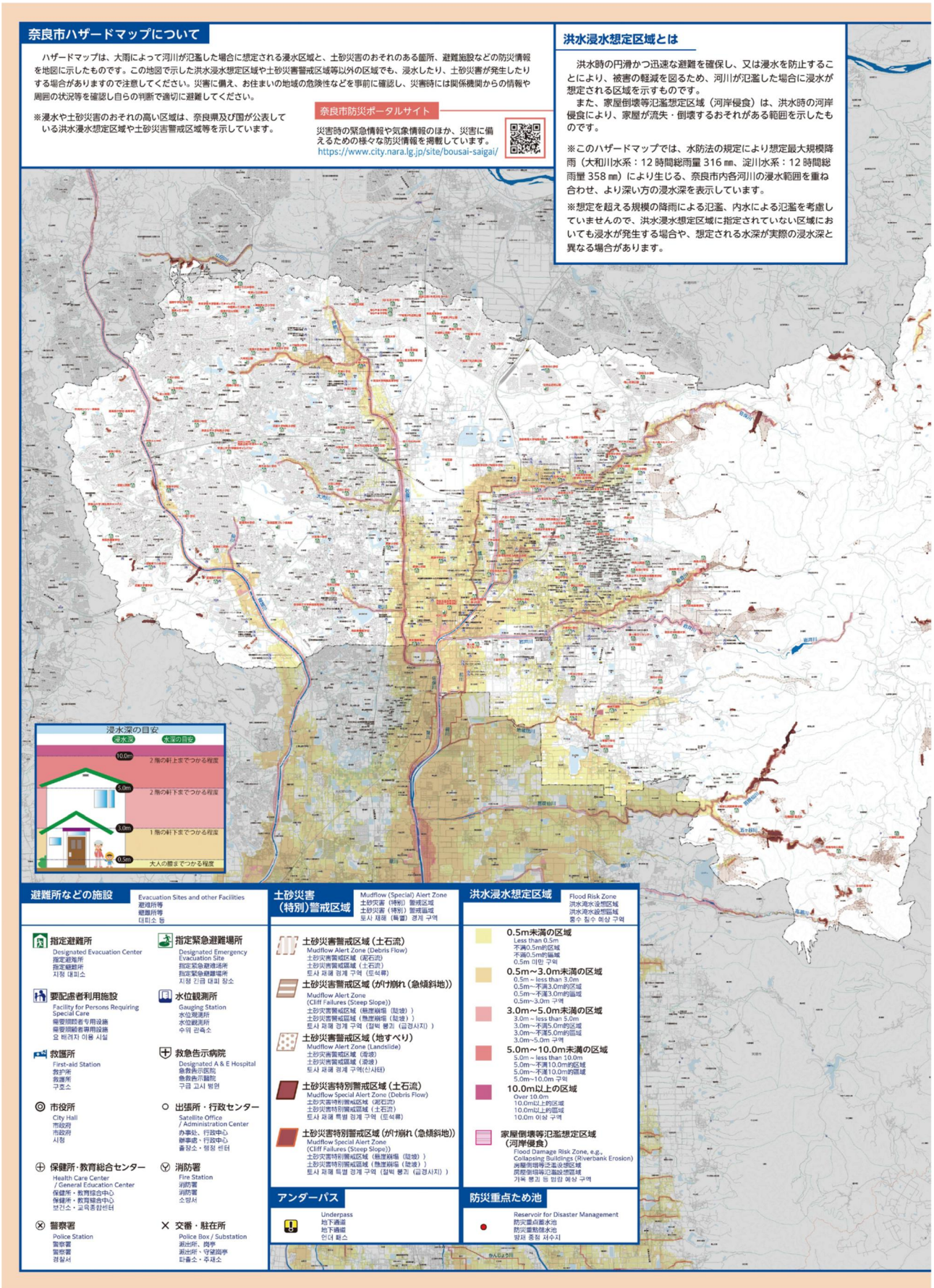


打滝川洪水予報等の伝達

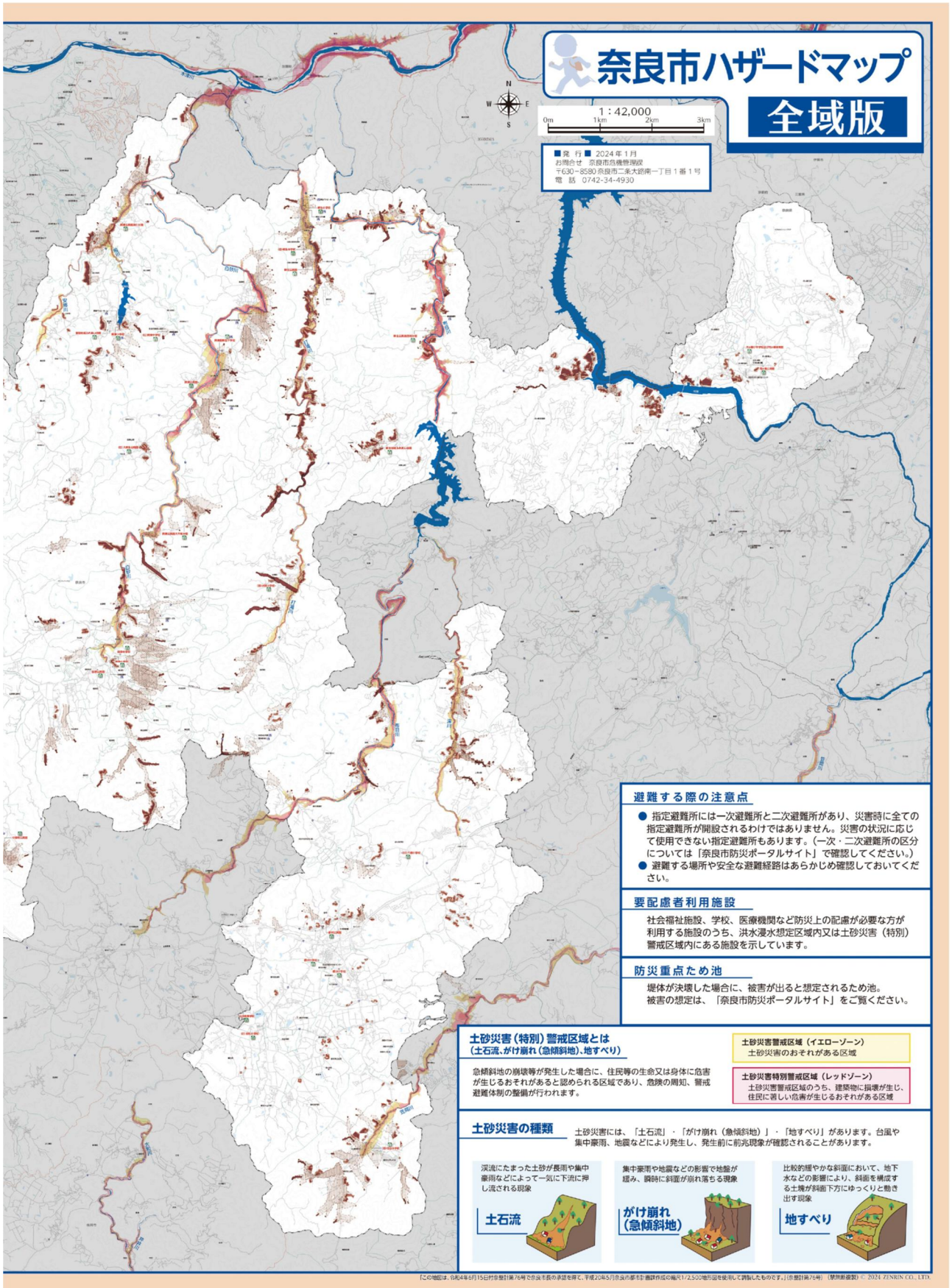


資料 14　奈良市ハザードマップ

2024 年 1 月発行



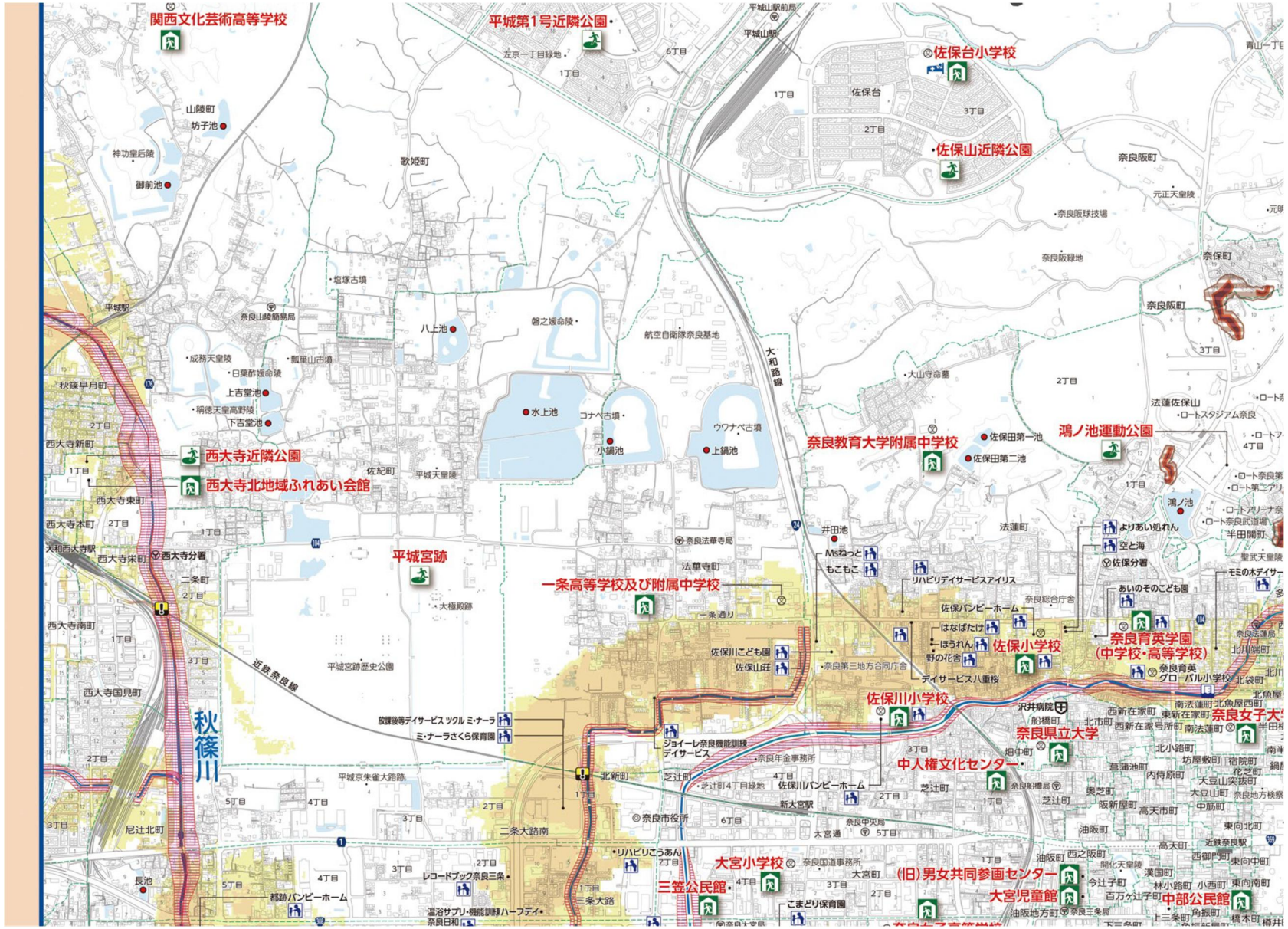
(c) 2024 ZENRIN CO., LTD. (Z25EH 第 201 号)



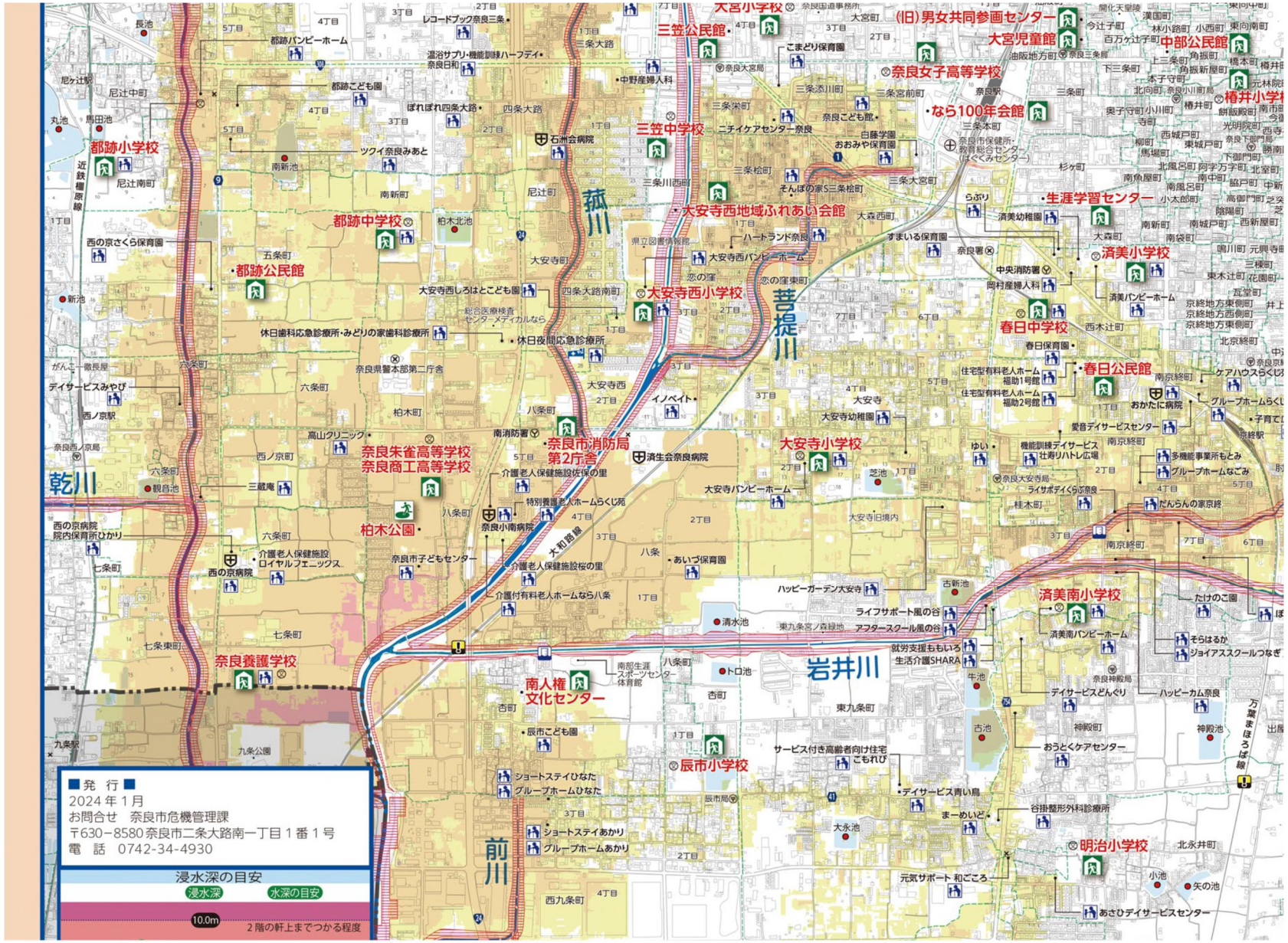
(c) 2024 ZENRIN CO., LTD. (Z25EH 第 201 号)



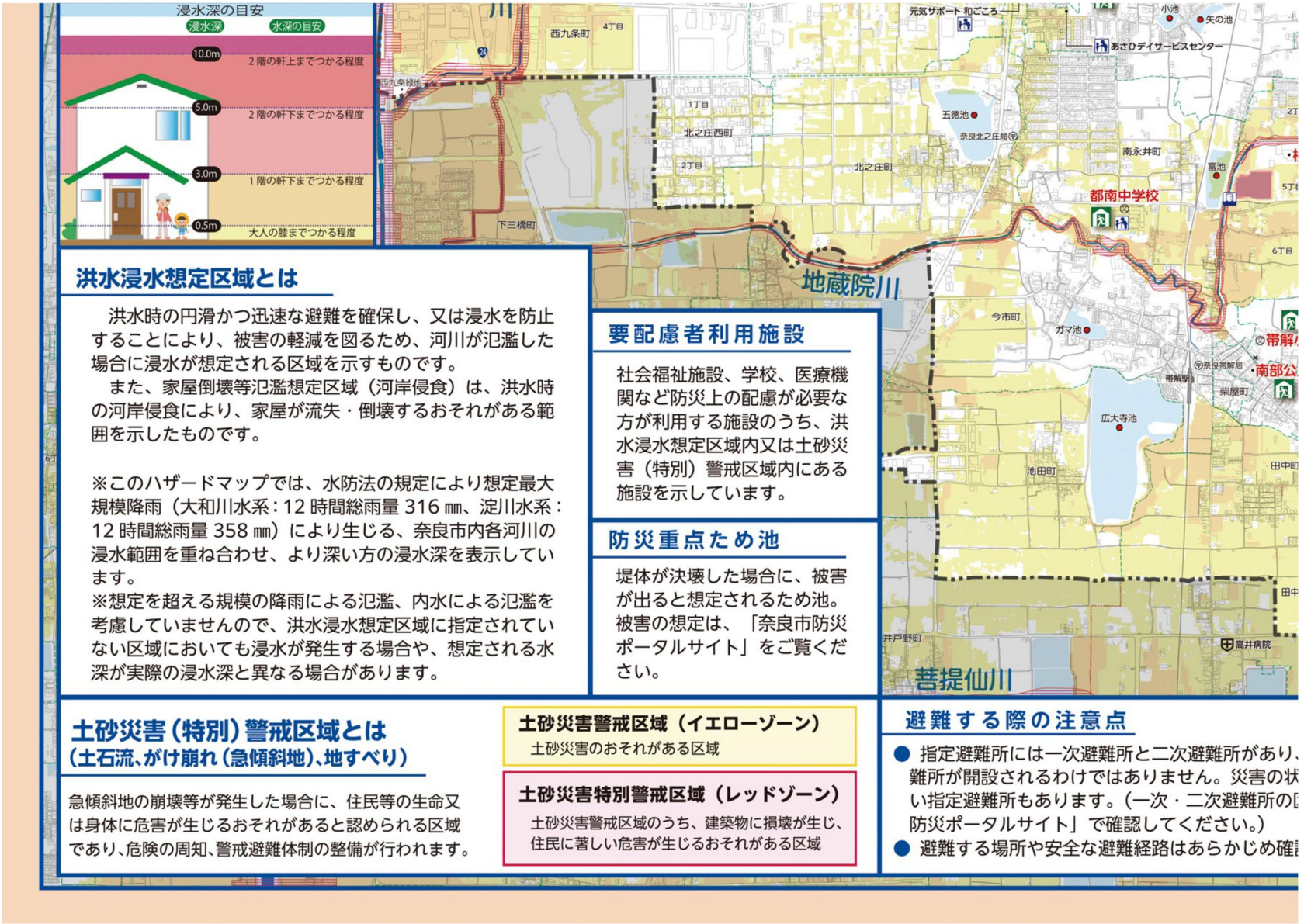
(c) 2024 ZENRIN CO., LTD. (Z25EH 第 201 号)



(c) 2024 ZENRIN CO., LTD. (Z25EH 第 201 号)



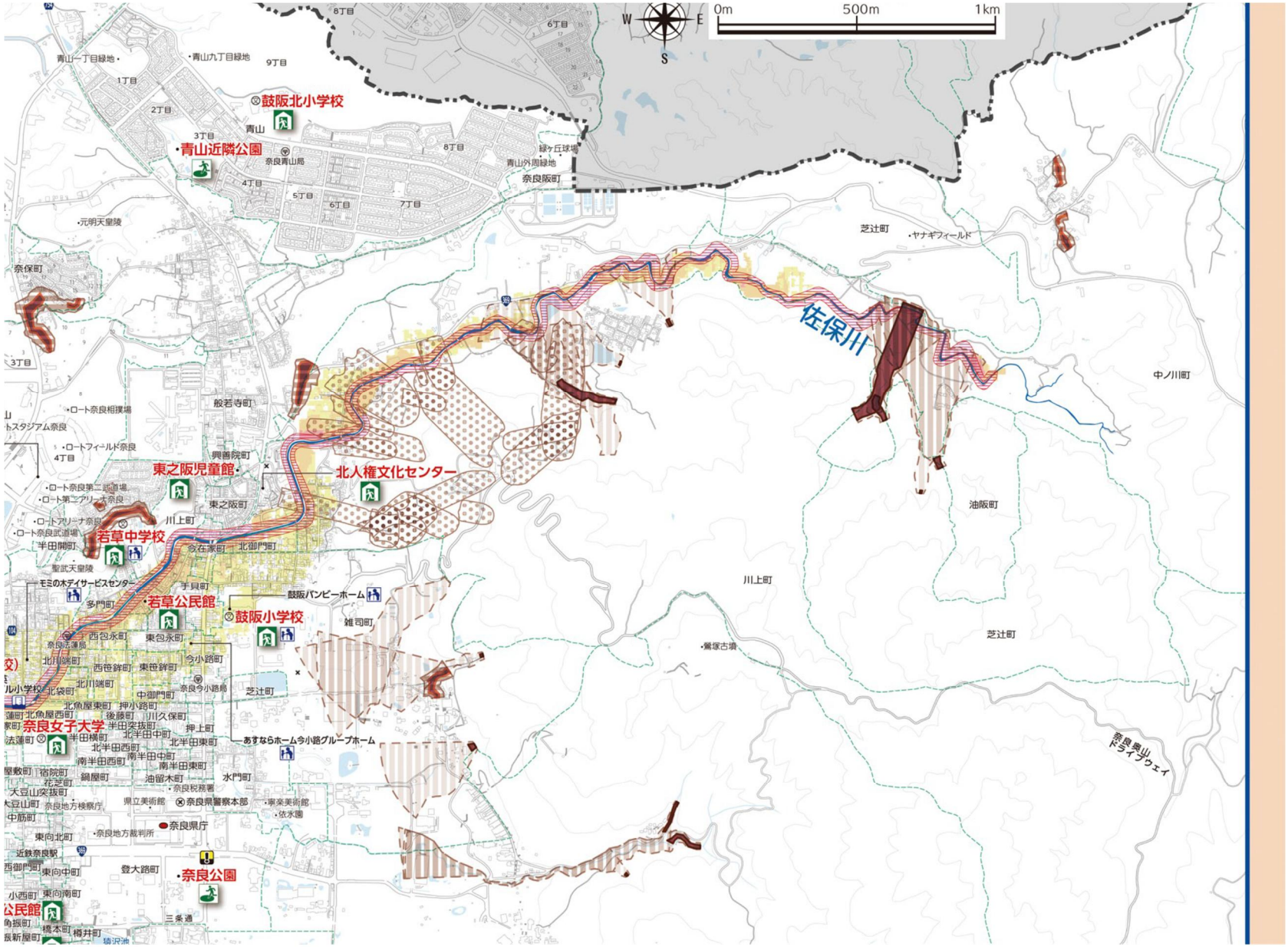
(c) 2024 ZENRIN CO., LTD. (Z25EH 第 201 号)

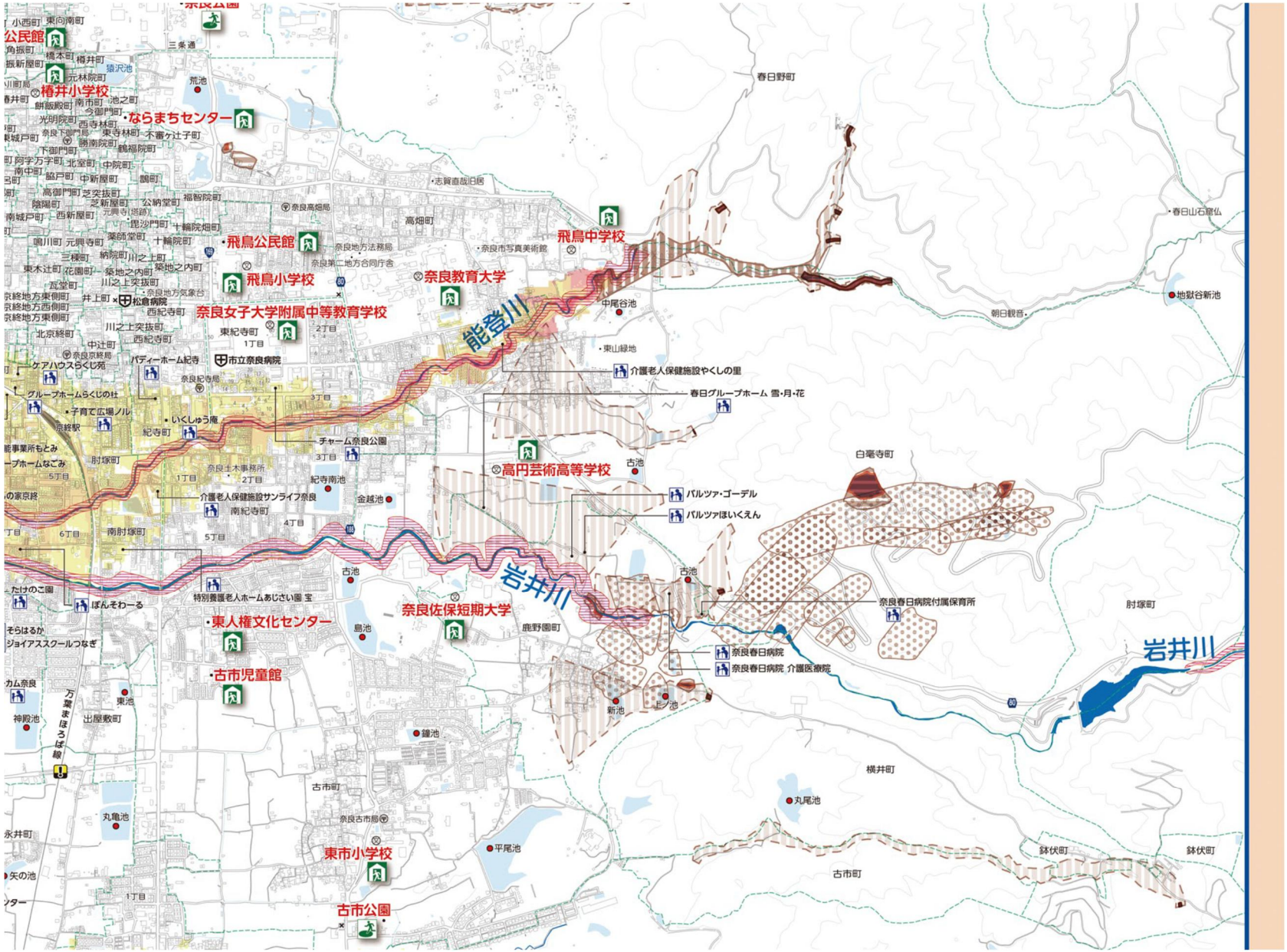


(c) 2024 ZENRIN CO., LTD. (Z25EH 第 201 号)

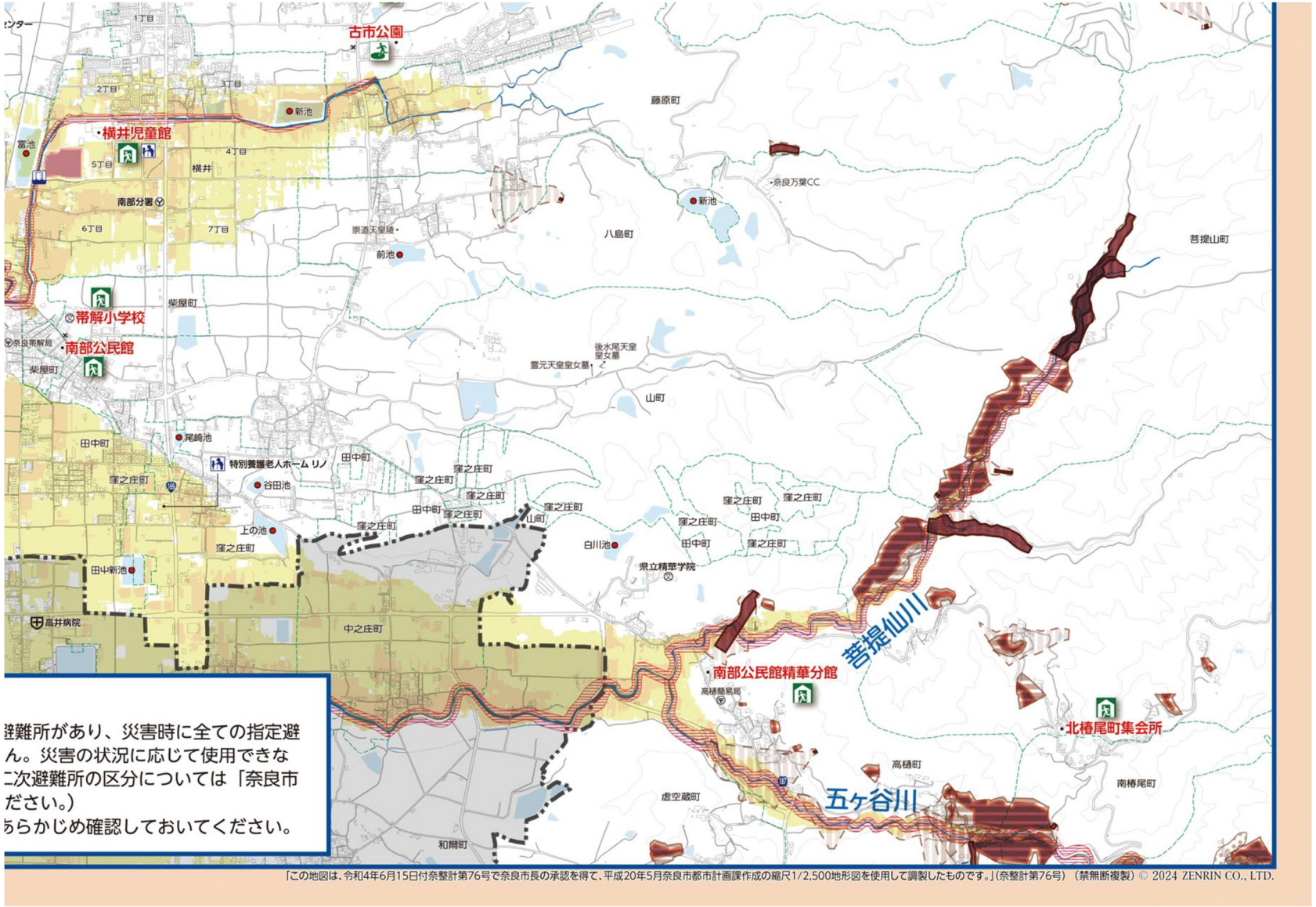


(c) 2024 ZENRIN CO., LTD. (Z25EH 第 201 号)


0m
500m
1km
W
E
S
鼓阪北小学校
青山近隣公園
東之阪児童館
北人権文化センター
若草中学校
若草公民館
鼓阪小学校
奈良女子大学
奈良県庁
奈良公園
佐保川
青山
奈良青山局
奈良阪町
芝辻町
ヤナギフィールド
中ノ川町
油阪町
川上町
般若寺町
東之阪町
北御門町
半田開町
手貝町
多門町
雑司町
鼓阪バンビーホーム
あすならホーム今小路グループホーム
水門町
奈良公園
(c) 2024 ZENRIN CO., LTD. (Z25EH 第 201 号)



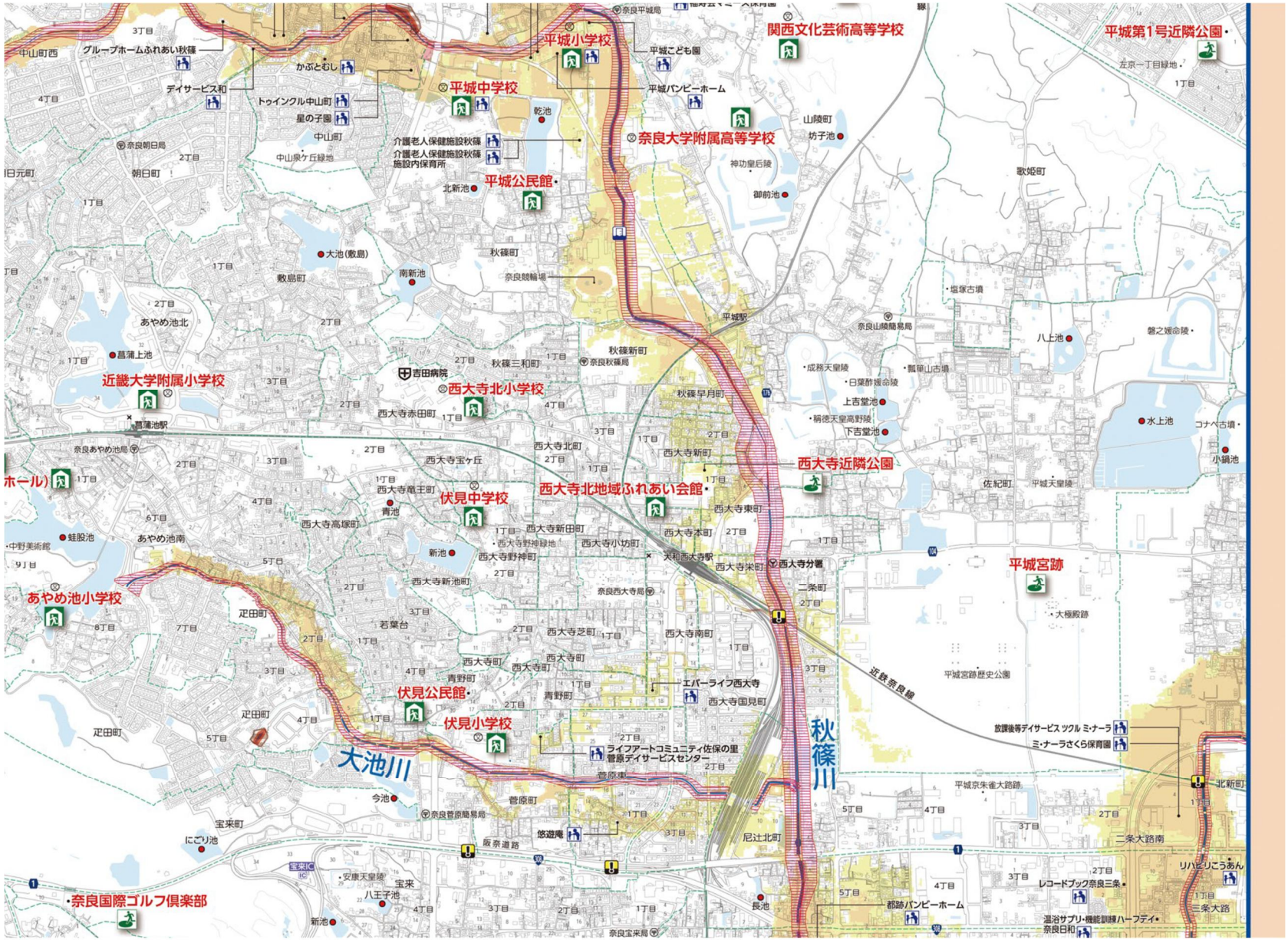
(c) 2024 ZENRIN CO., LTD. (Z25EH 第 201 号)



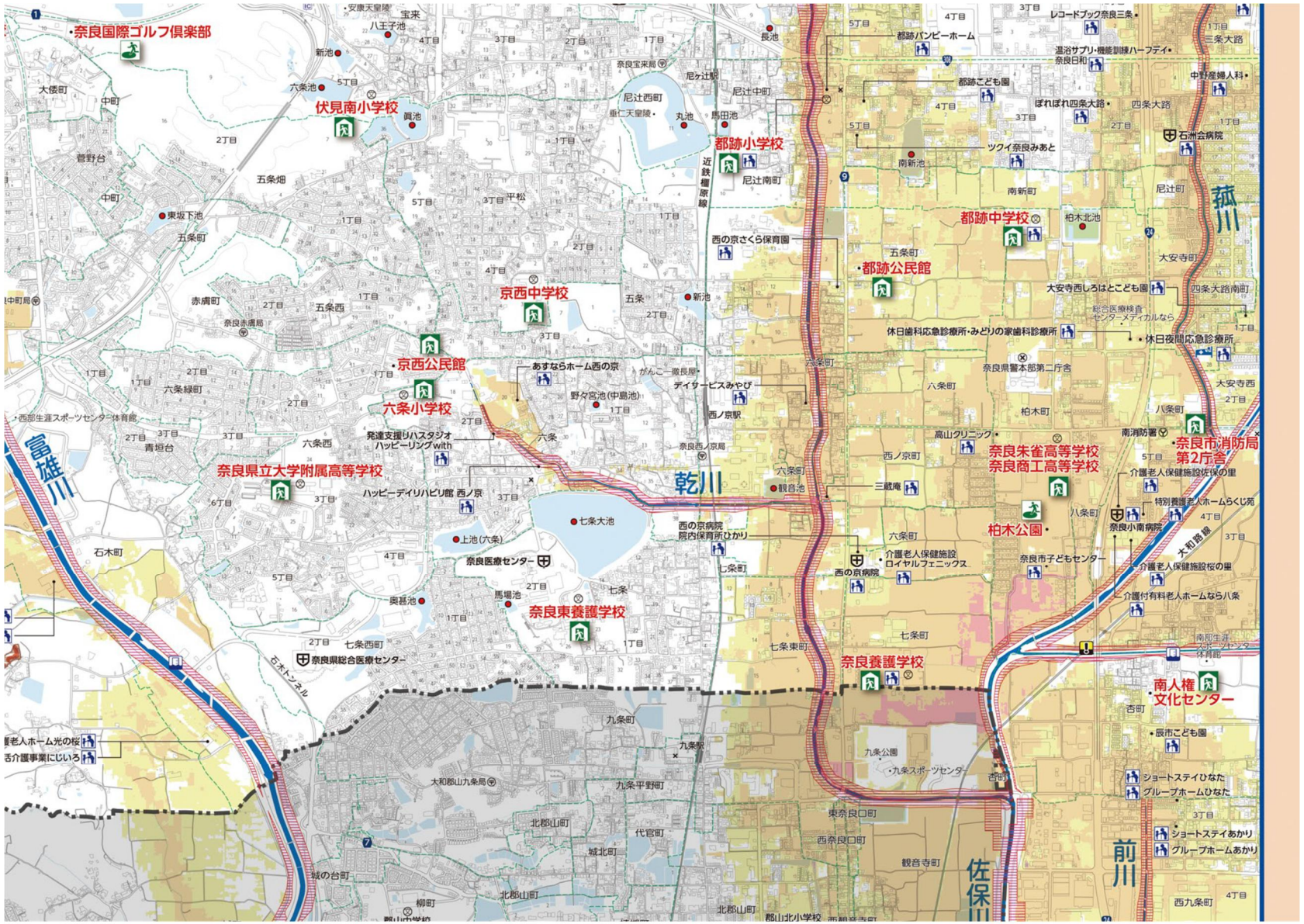
(c) 2024 ZENRIN CO., LTD. (Z25EH 第 201 号)



(c) 2024 ZENRIN CO., LTD. (Z25EH 第 201 号)



(c) 2024 ZENRIN CO., LTD. (Z25EH 第 201 号)


奈良国際ゴルフ倶楽部
伏見南小学校
都跡小学校
京西中学校
京西公民館
六条小学校
奈良県立大学附属高等学校
奈良東養護学校
奈良養護学校
都跡中学校
都跡公民館
奈良朱雀高等学校
奈良商工高等学校
柏木公園
奈良市消防局
第2庁舎
南人権
文化センター
富雄川
佐保川
前川
菰川
乾川
石木トンネル
大和路線
(c) 2024 ZENRIN CO., LTD. (Z25EH 第 201 号)



「この地図は、令和4年6月15日付奈整計第76号で奈良市長の承認を得て、平成20年5月奈良市都市計画課作成の縮尺1/2,500地形図を使用して調製したものです。」（奈整計第76号）（禁無断複製）© 2024 ZENRIN CO., LTD.

（c）2024 ZENRIN CO., LTD.（Z25EH 第 201 号）

洪水浸水想定区域とは

洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、被害の軽減を図るため、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を示すものです。

また、家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）は、洪水時の河岸侵食により、家屋が流失・倒壊するおそれがある範囲を示したものです。

※このハザードマップでは、水防法の規定により想定最大規模降雨（大和川水系：12 時間総雨量 316 ㎜、淀川水系：12 時間総雨量 358 ㎜）により生じる、奈良市内各河川の浸水範囲を重ね合わせ、より深い方の浸水深を表示しています。

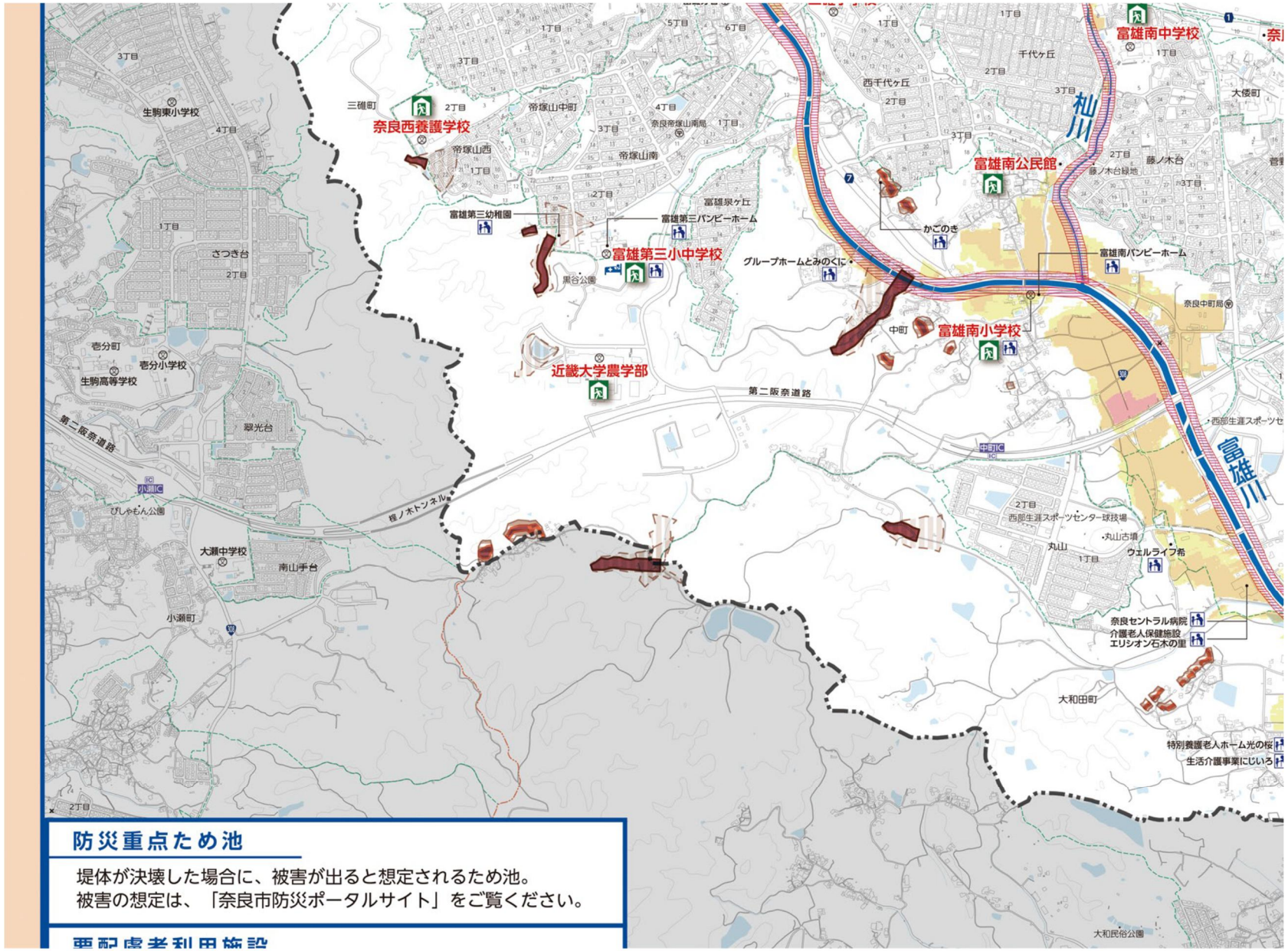
※想定を超える規模の降雨による氾濫、内水による氾濫を考慮していませんので、洪水浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。



(c) 2024 ZENRIN CO., LTD. (Z25EH 第 201 号)



(c) 2024 ZENRIN CO., LTD. (Z25EH 第 201 号)



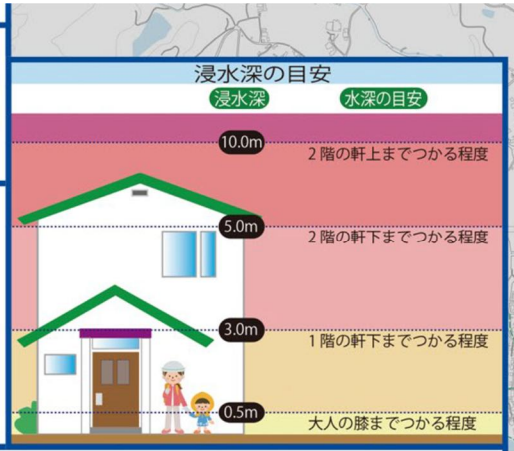
(c) 2024 ZENRIN CO., LTD. (Z25EH 第 201 号)

要配慮者利用施設

社会福祉施設、学校、医療機関など防災上の配慮が必要な方が利用する施設のうち、洪水浸水想定区域内又は土砂災害（特別）警戒区域内にある施設を示しています。

避難する際の注意点

- 指定避難所には一次避難所と二次避難所があり、災害時に全ての指定避難所が開設されるわけではありません。災害の状況に応じて使用できない指定避難所もあります。（一次・二次避難所の区分については「奈良市防災ポータルサイト」で確認してください。）
- 避難する場所や安全な避難経路はあらかじめ確認しておいてください。



土砂災害（特別）警戒区域とは（土石流、がけ崩れ（急傾斜地）、地すべり）

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。

土砂災害警戒区域（イエローゾーン）
土砂災害のおそれがある区域

土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）
土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域

土砂災害の種類

土砂災害には、「土石流」・「がけ崩れ（急傾斜地）」・「地すべり」があります。
台風や集中豪雨、地震などにより発生し、発生前に前兆現象が確認されることがあります。

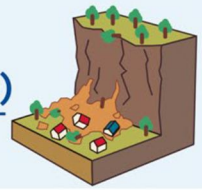
渓流にたまった土砂が長雨や集中豪雨などによって一気に下流に押し流される現象

土石流



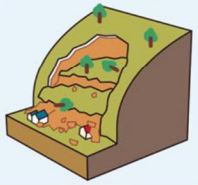
集中豪雨や地震などの影響で地盤が緩み、瞬時に斜面が崩れ落ちる現象

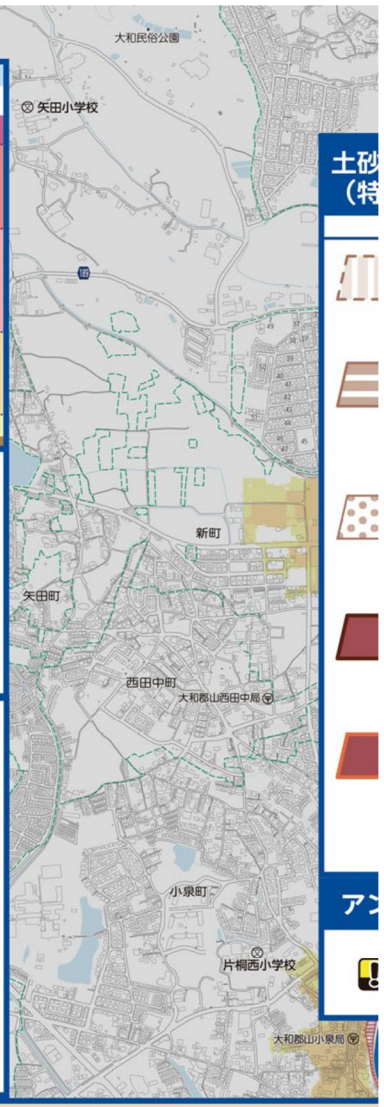
がけ崩れ（急傾斜地）



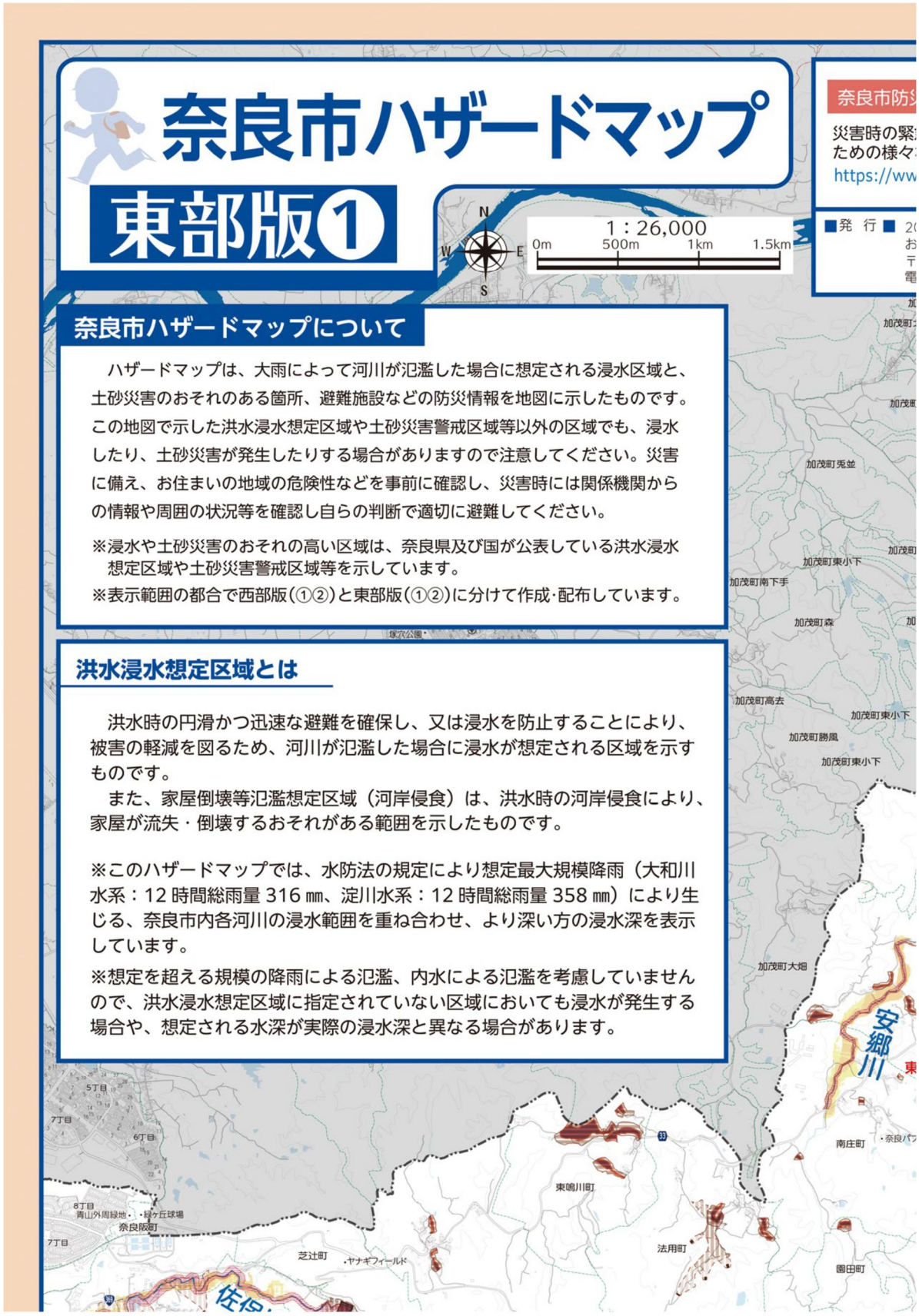
比較的緩やかな斜面において、地下水などの影響により、斜面を構成する土塊が斜面下方にゆっくりと動き出す現象

地すべり

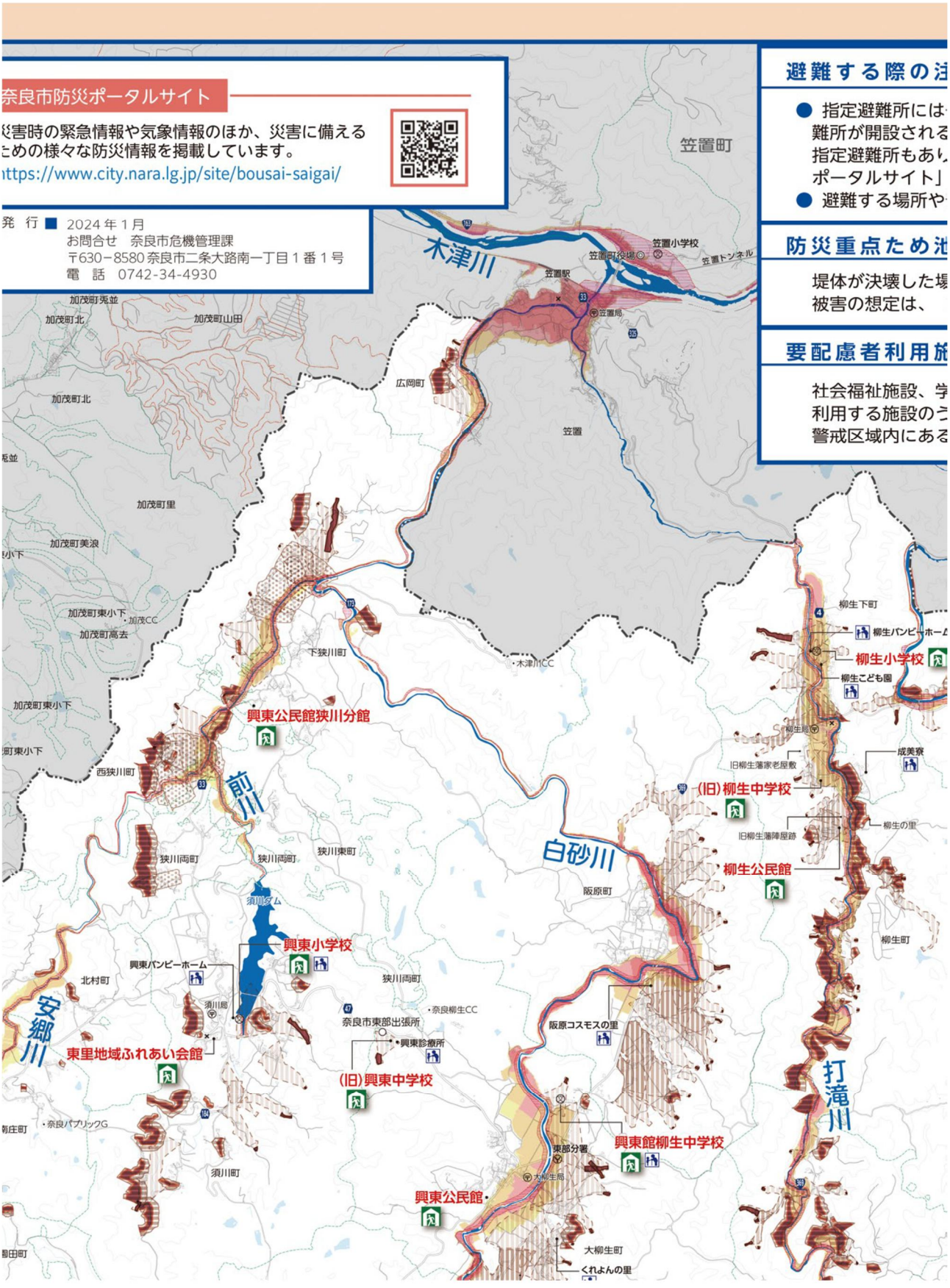




(c) 2024 ZENRIN CO., LTD. (Z25EH 第 201 号)



(c) 2024 ZENRIN CO., LTD. (Z25EH 第 201 号)



(c) 2024 ZENRIN CO., LTD. (Z25EH 第 201 号)

際の注意点

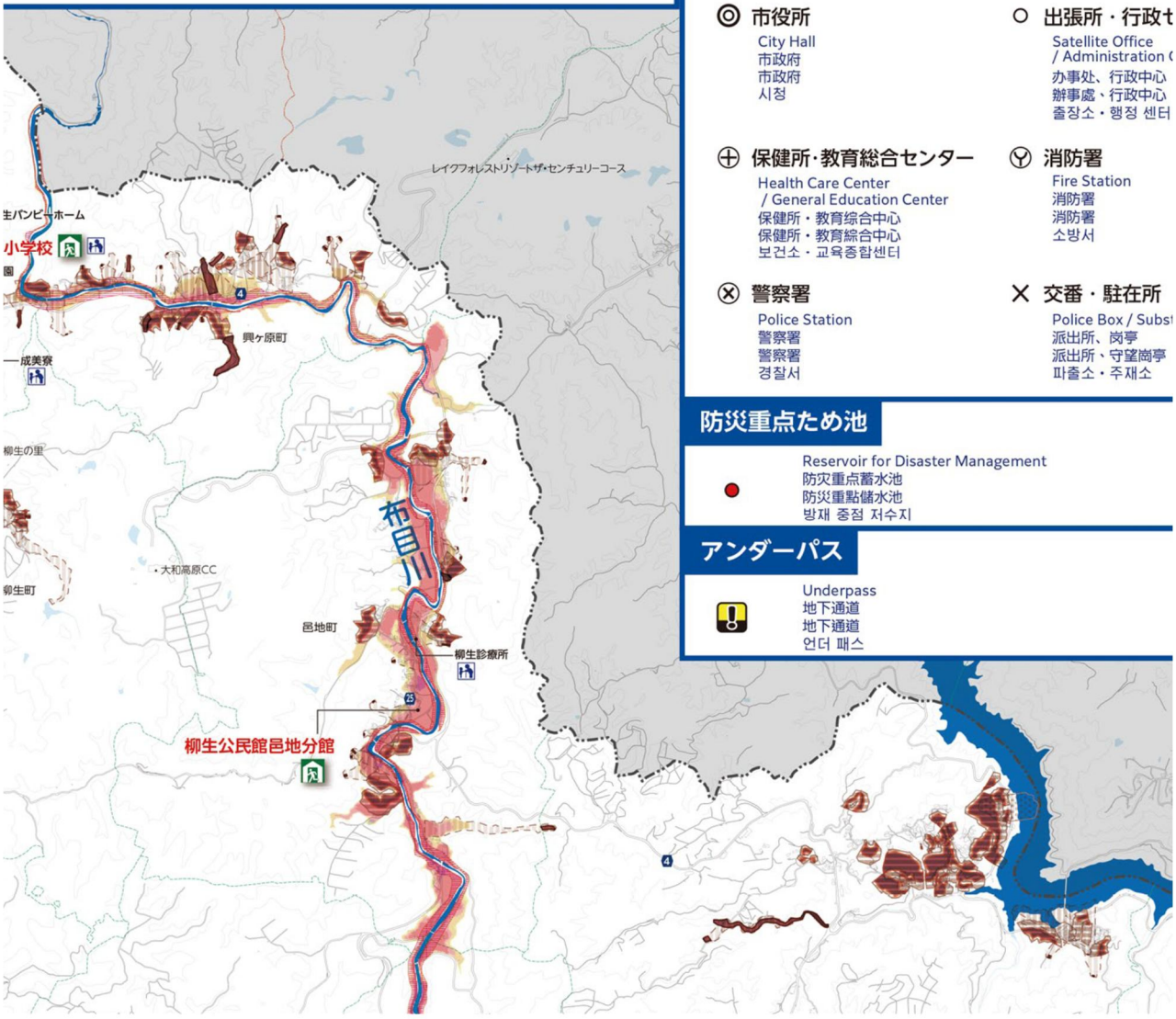
雌所には一次避難所と二次避難所があり、災害時に全ての指定避
設されるわけではありません。災害の状況に応じて使用できない
所もあります。(一次・二次避難所の区分については「奈良市防災
サイト」で確認してください。)
5場所や安全な避難経路はあらかじめ確認しておいてください。

ため池

壊した場合に、被害が出ると想定されるため池。
定は、「奈良市防災ポータルサイト」をご覧ください。

利用施設

施設、学校、医療機関など防災上の配慮が必要な方が
施設のうち、洪水浸水想定区域内又は土砂災害（特別）
内にある施設を示しています。



避難所などの施設

Evacuation Sites and other Faci
避难所等
避難所等
대피소 등

- 指定避難所
  Designated Evacuation Center
  指定避难所
  指定避難所
  지정 대피소
- 指定緊急避難場
  Designated Emer
  Evacuation Site
  指定紧急避难场所
  指定緊急避難場所
  지정 긴급 대피 장
- 要配慮者利用施設
  Facility for Persons Requiring Special Care
  需要照顾者专用设施
  需要照顧者專用設施
  요 배려자 이용 시설
- 水位観測所
  Gauging Station
  水位观测所
  水位觀測所
  수위 관측소
- 救護所
  First-aid Station
  救护所
  救護所
  구호소
- 救急告示病院
  Designated A & E
  急救告示医院
  急救告示醫院
  구급 고시 병원
- 市役所
  City Hall
  市政府
  市政府
  시청
- 出張所・行政セ
  Satellite Office / Administration
  办事处、行政中心
  辦事處、行政中心
  출장소・행정 센터
- 保健所・教育総合センター
  Health Care Center / General Education Center
  保健所・教育综合中心
  保健所・教育綜合中心
  보건소・교육종합센터
- 消防署
  Fire Station
  消防署
  消防署
  소방서
- 警察署
  Police Station
  警察署
  警察署
  경찰서
- 交番・駐在所
  Police Box / Subst
  派出所、岗亭
  派出所、守望崗亭
  파출소・주재소

防災重点ため池

Reservoir for Disaster Management
防灾重点蓄水池
防災重點儲水池
방재 중점 저수지

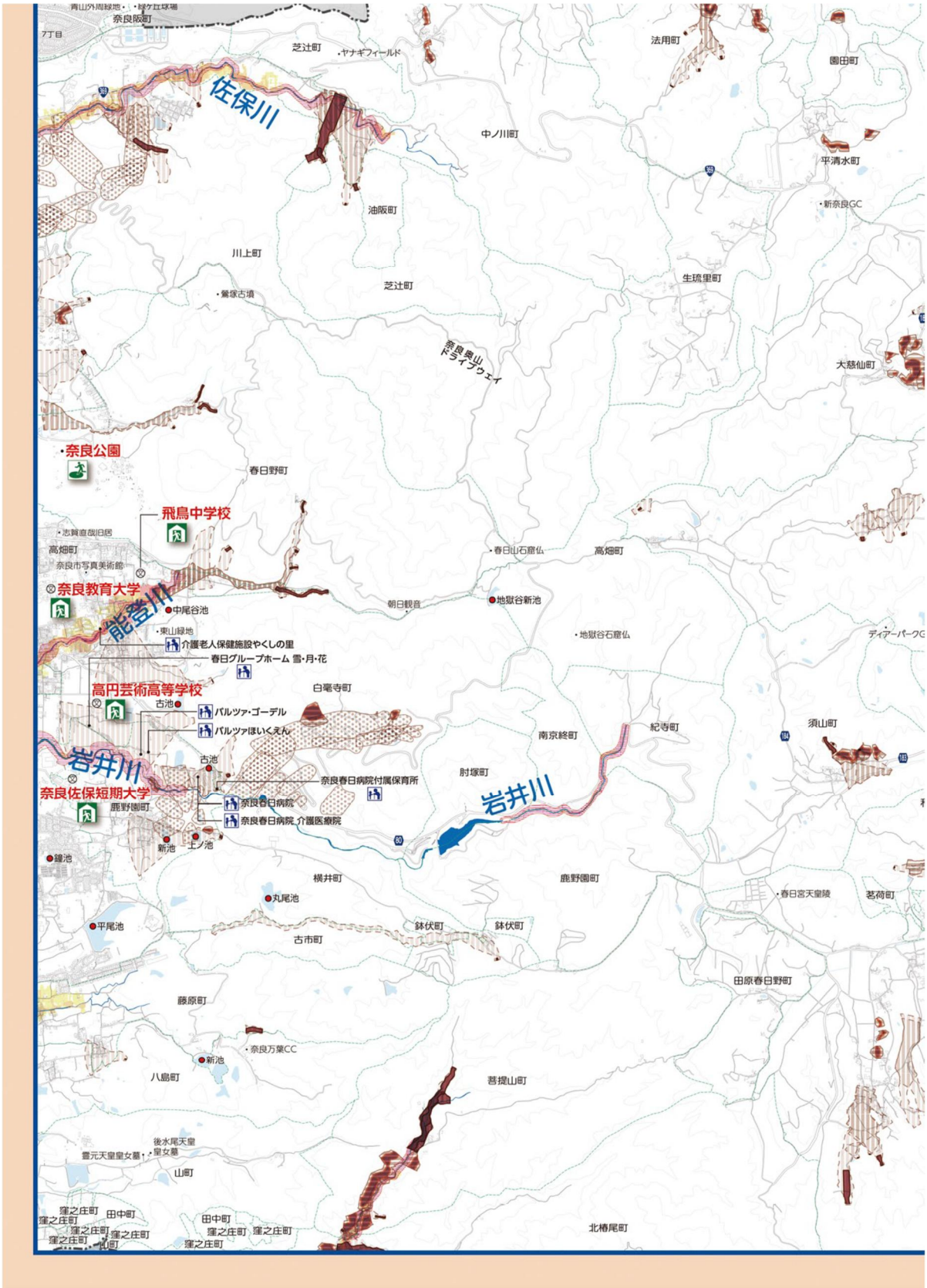
アンダーパス

Underpass
地下通道
地下通道
언더 패스

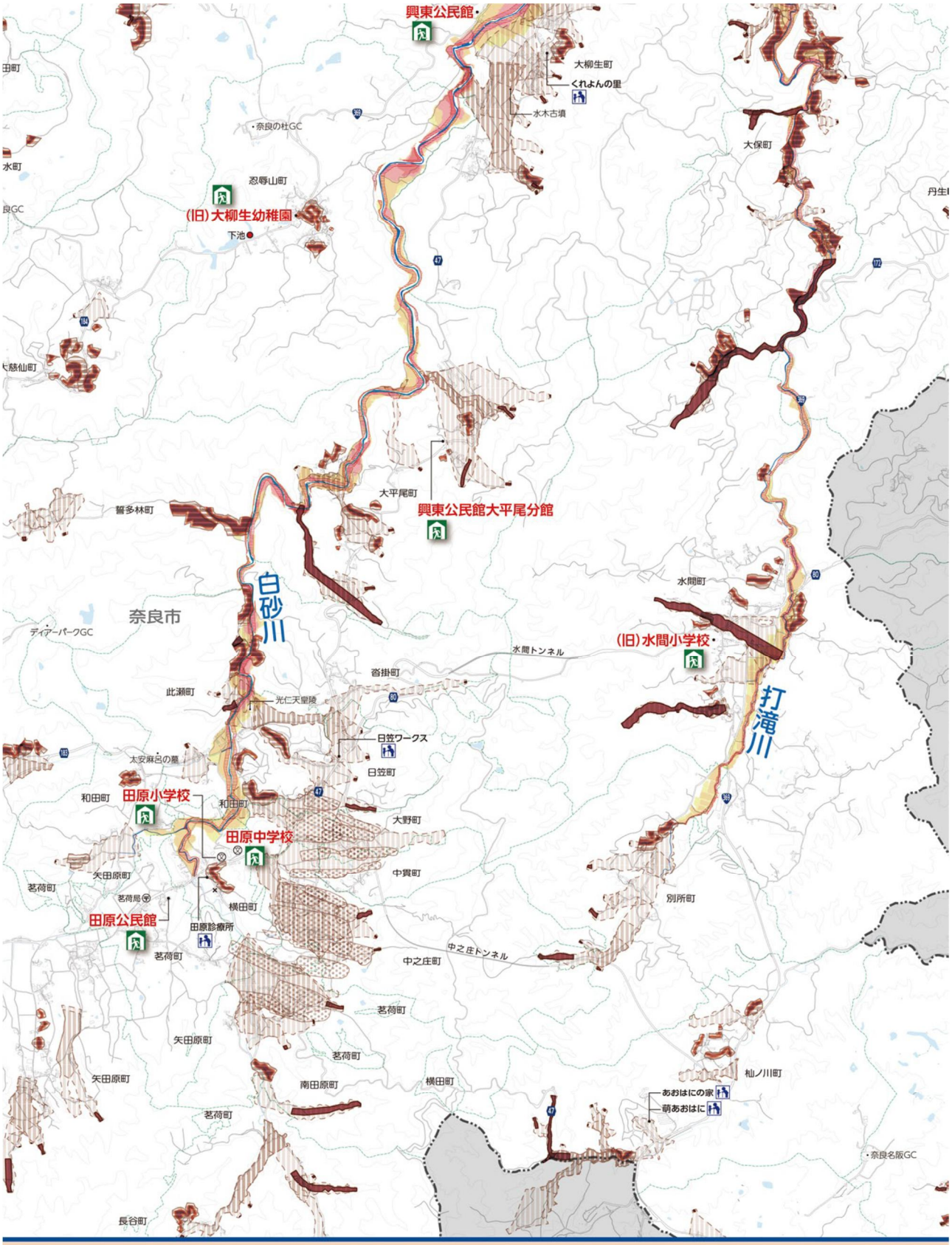
(c) 2024 ZENRIN CO., LTD. (Z25EH 第 201 号)



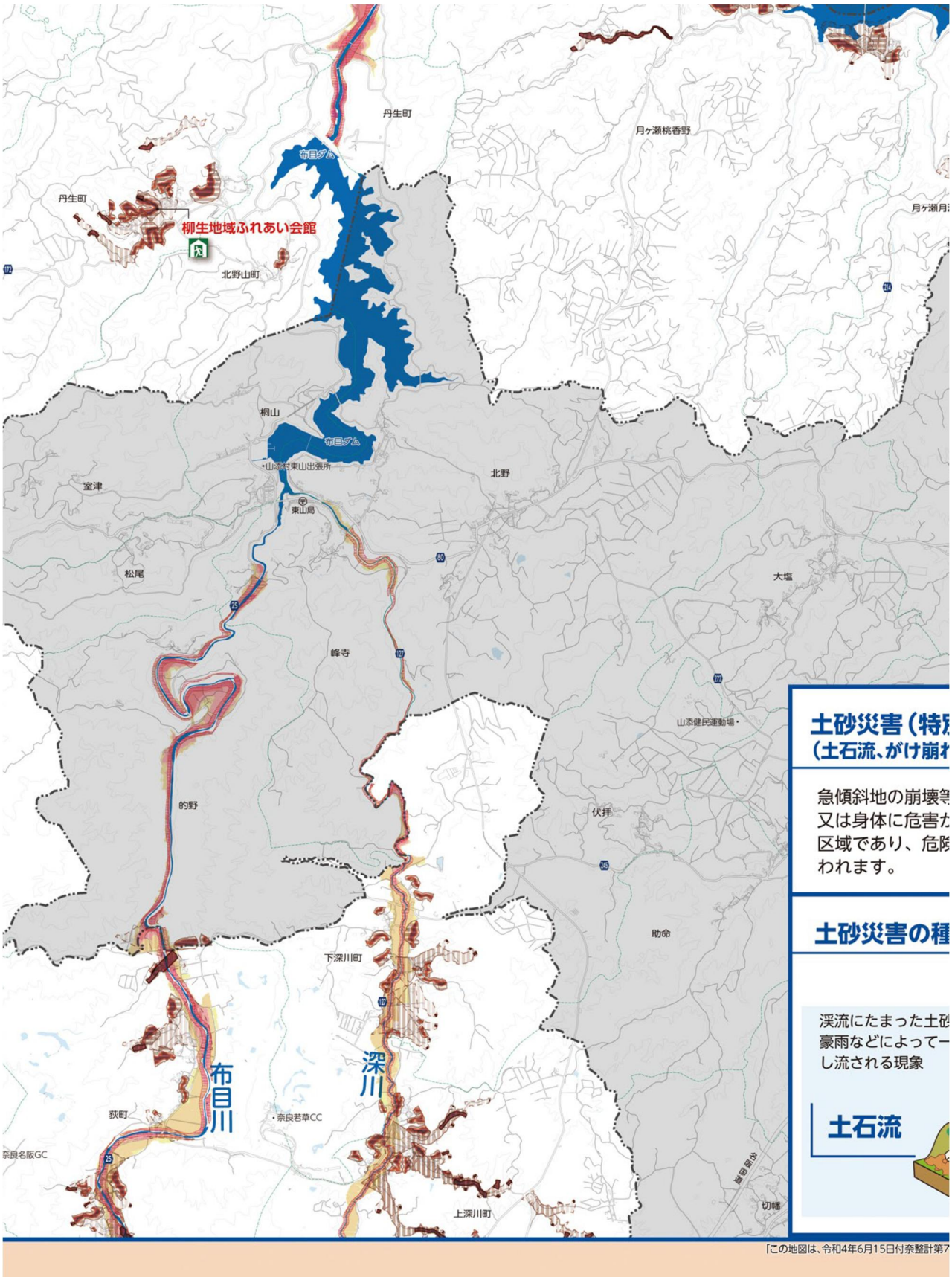
(c) 2024 ZENRIN CO., LTD. (Z25EH 第 201 号)



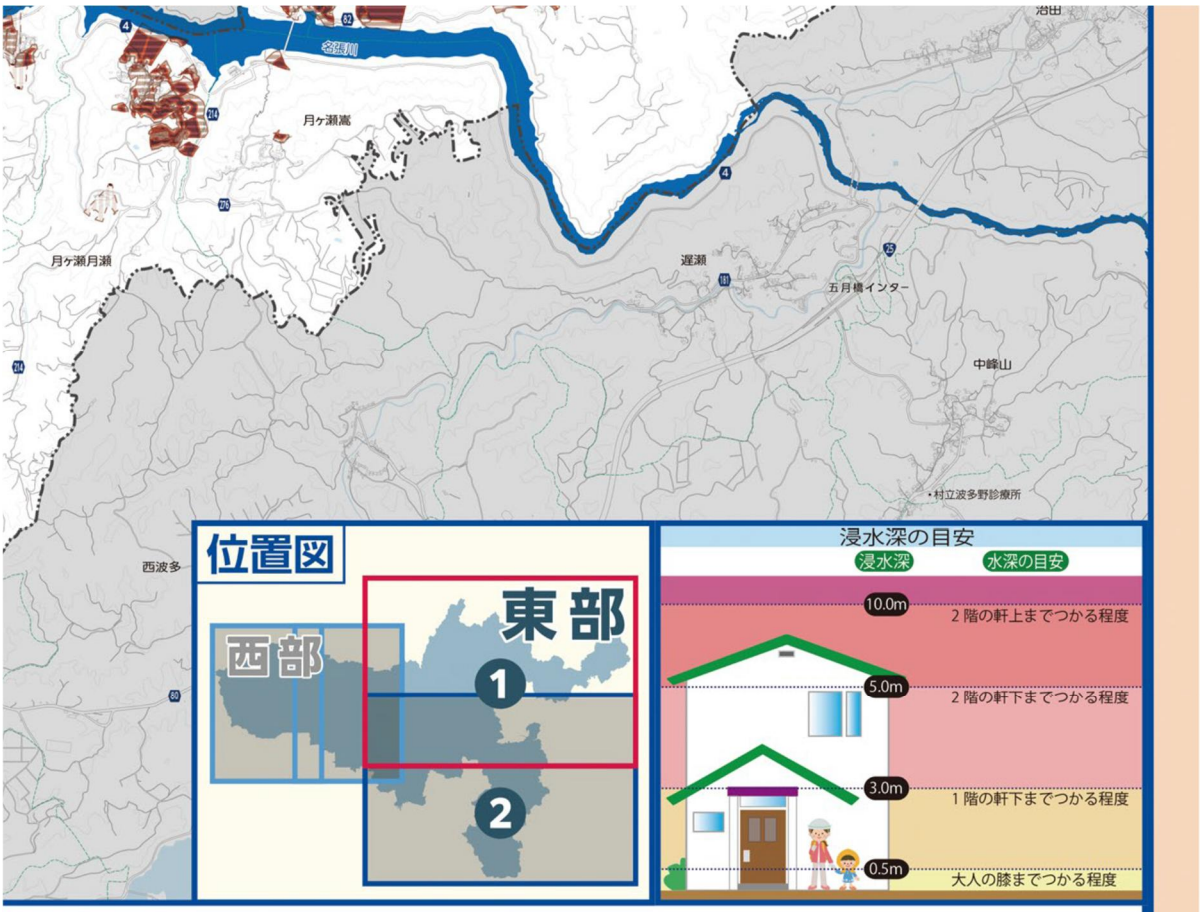
(c) 2024 ZENRIN CO., LTD. (Z25EH 第 201 号)



(c) 2024 ZENRIN CO., LTD. (Z25EH 第 201 号)



(c) 2024 ZENRIN CO., LTD. (Z25EH 第 201 号)



害（特別）警戒区域とは
、がけ崩れ（急傾斜地）、地すべり）

他の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命
本に危害が生じるおそれがあると認められる
あり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行
す。

土砂災害警戒区域（イエローゾーン）
土砂災害のおそれがある区域

土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）
土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、
住民に著しい危害が生じるおそれがある区域

害の種類

土砂災害には、「土石流」・「がけ崩れ（急傾斜地）」・「地すべり」があります。
台風や集中豪雨、地震などにより発生し、発生前に前兆現象が確認されることがあります。

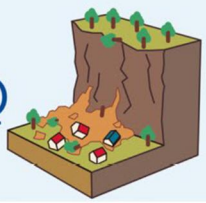
まった土砂が長雨や集中
によって一気に下流に押
る現象

流



集中豪雨や地震などの影響で地盤が
緩み、瞬時に斜面が崩れ落ちる現象

がけ崩れ（急傾斜地）



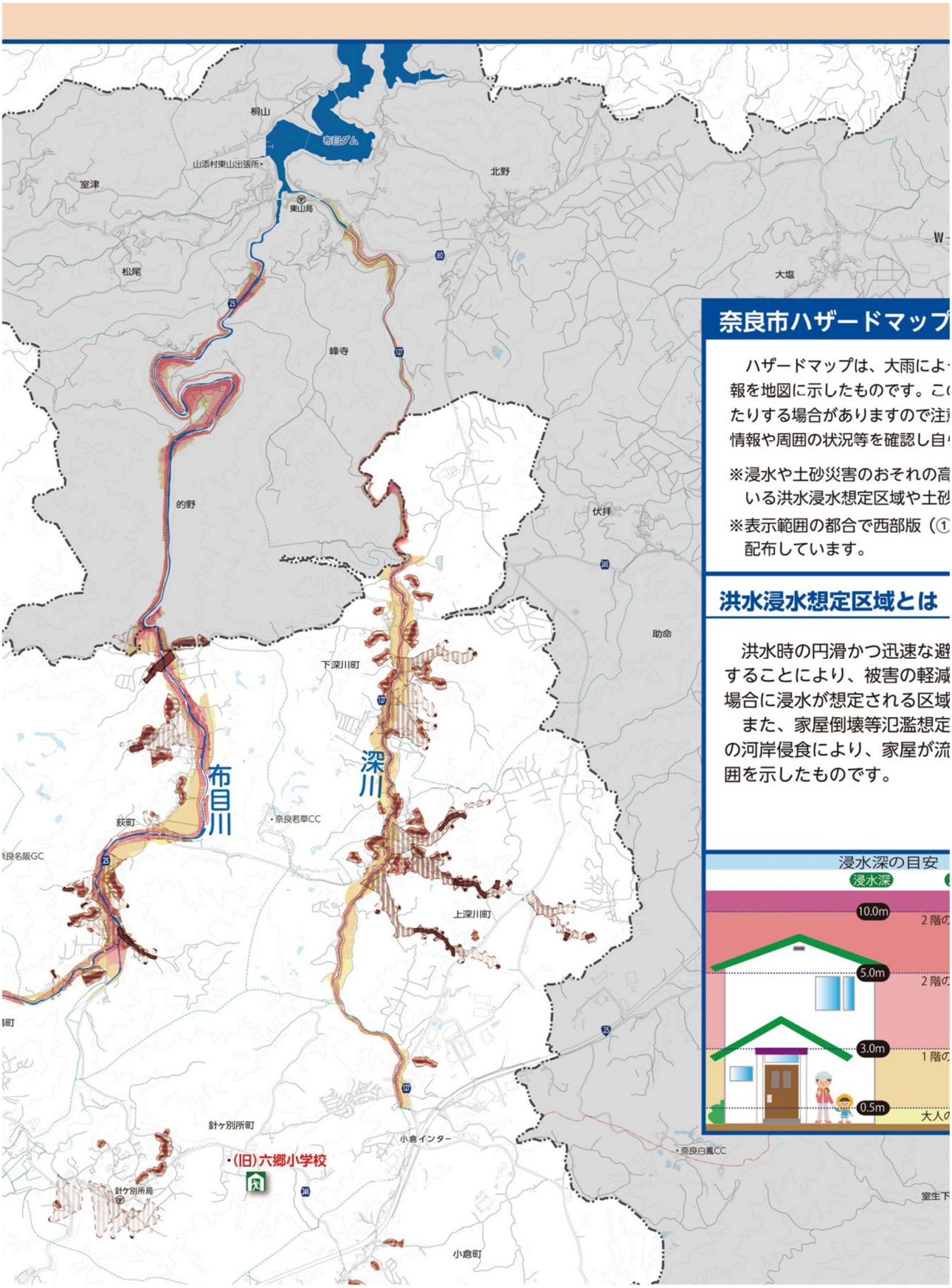
比較的緩やかな斜面において、地下
水などの影響により、斜面を構成す
る土塊が斜面下方にゆっくりと動き
出す現象

地すべり

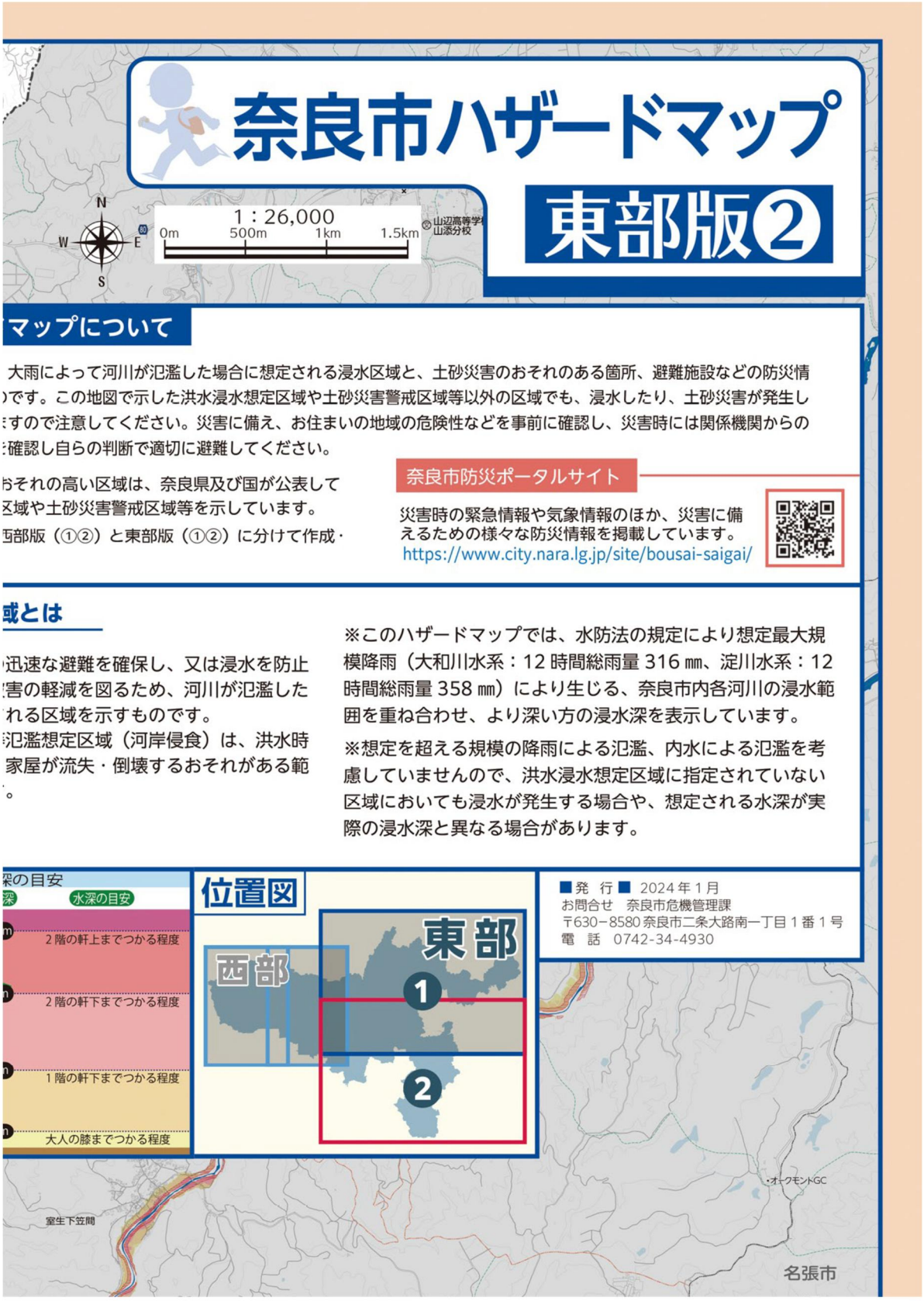


5日付奈整計第76号で奈良市長の承認を得て、平成20年5月奈良市都市計画課作成の縮尺1/2,500地形図を使用して調製したものです。」（奈整計第76号）（禁無断複製）© 2024 ZENRIN CO., LTD.

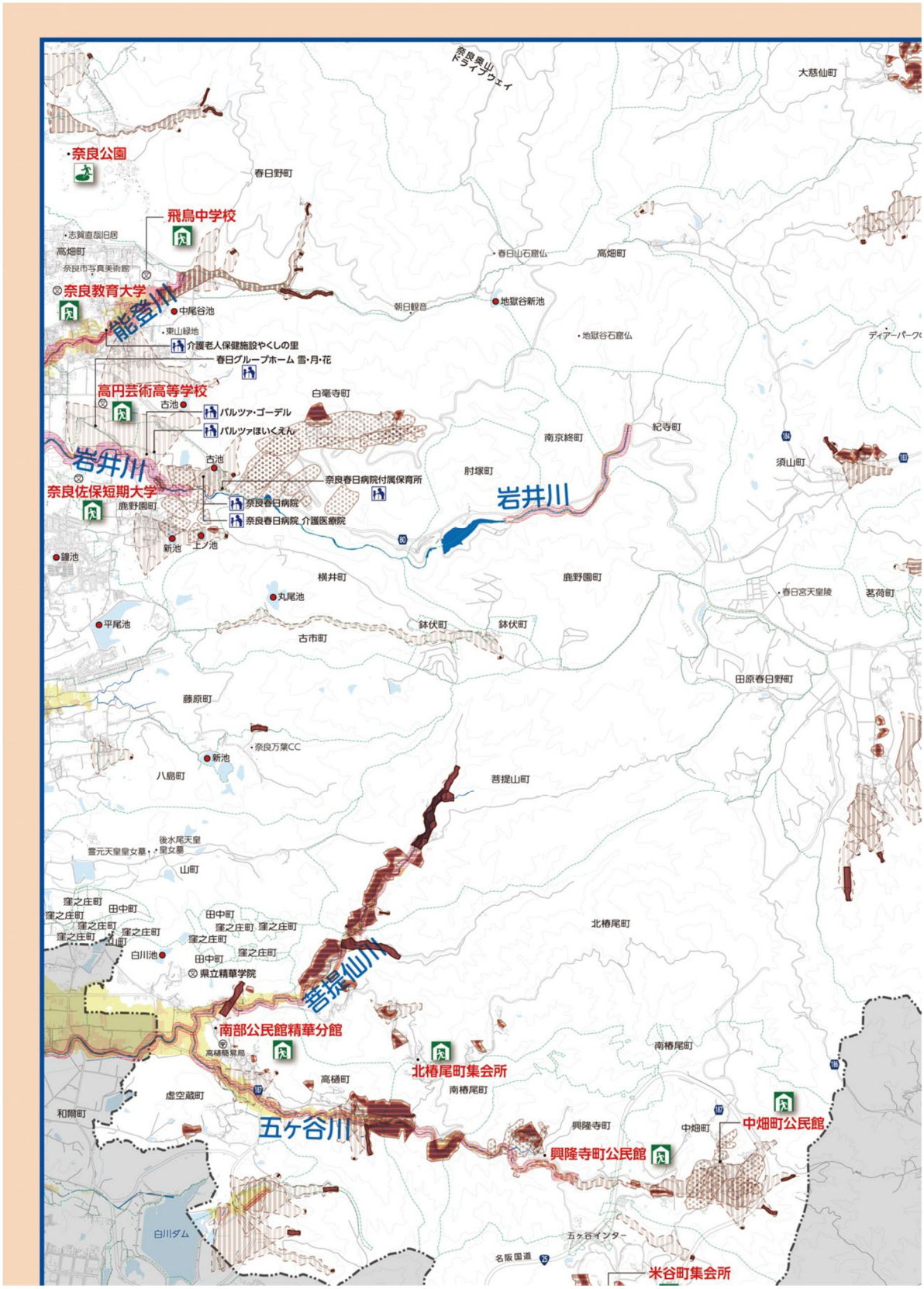
（c）2024 ZENRIN CO., LTD.（Z25EH 第 201 号）



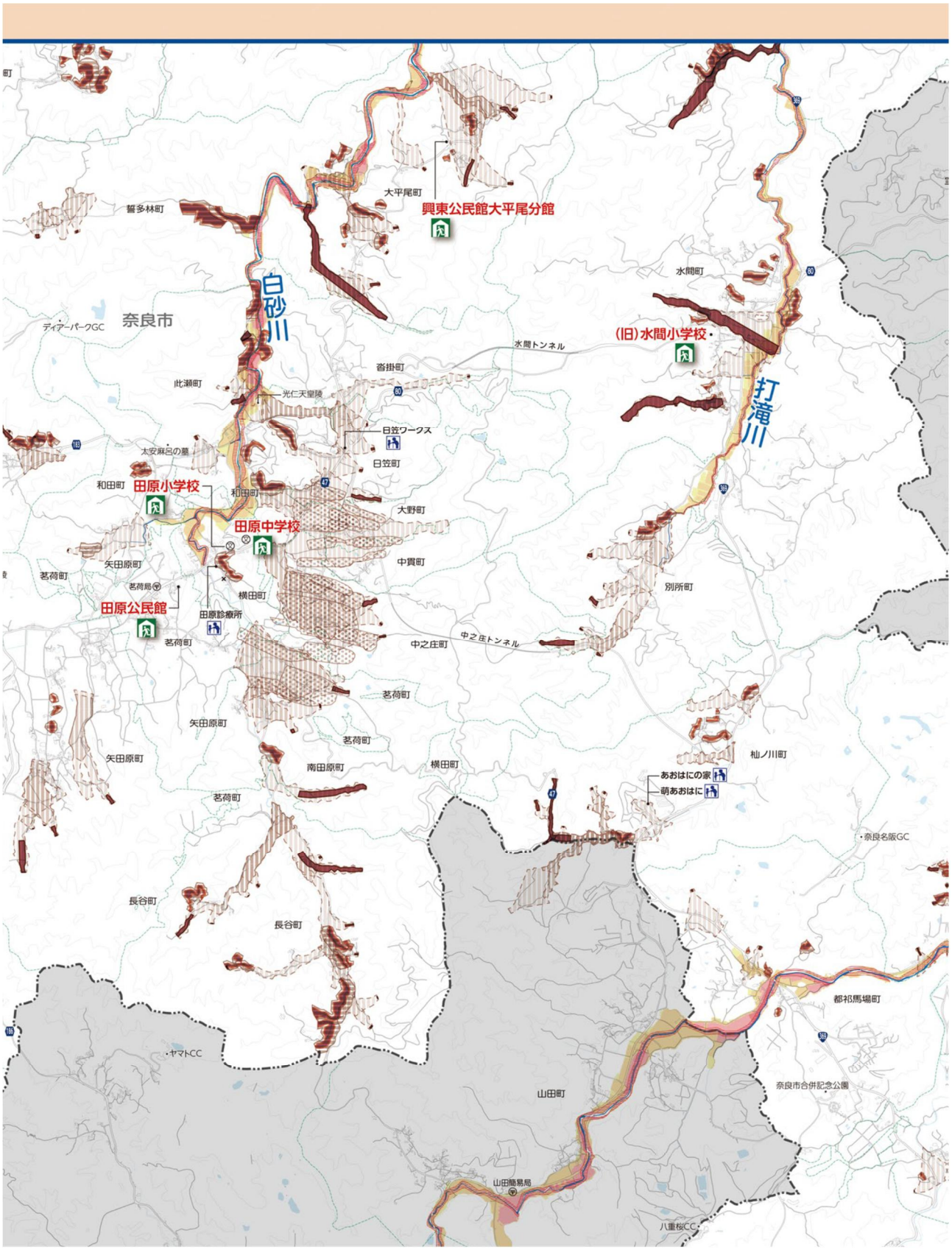
(c) 2024 ZENRIN CO., LTD. (Z25EH 第 201 号)



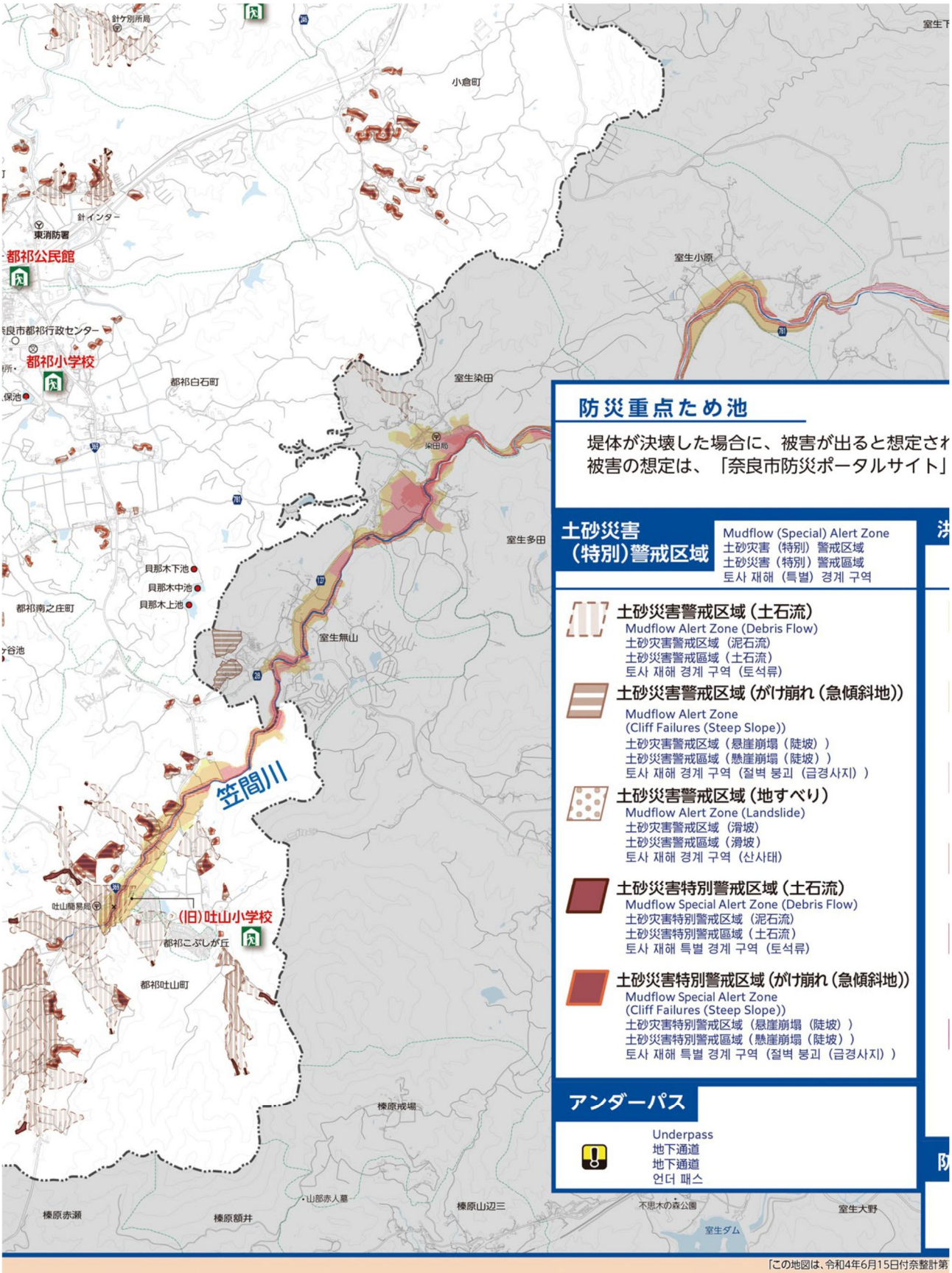
(c) 2024 ZENRIN CO., LTD. (Z25EH 第 201 号)



(c) 2024 ZENRIN CO., LTD. (Z25EH 第 201 号)



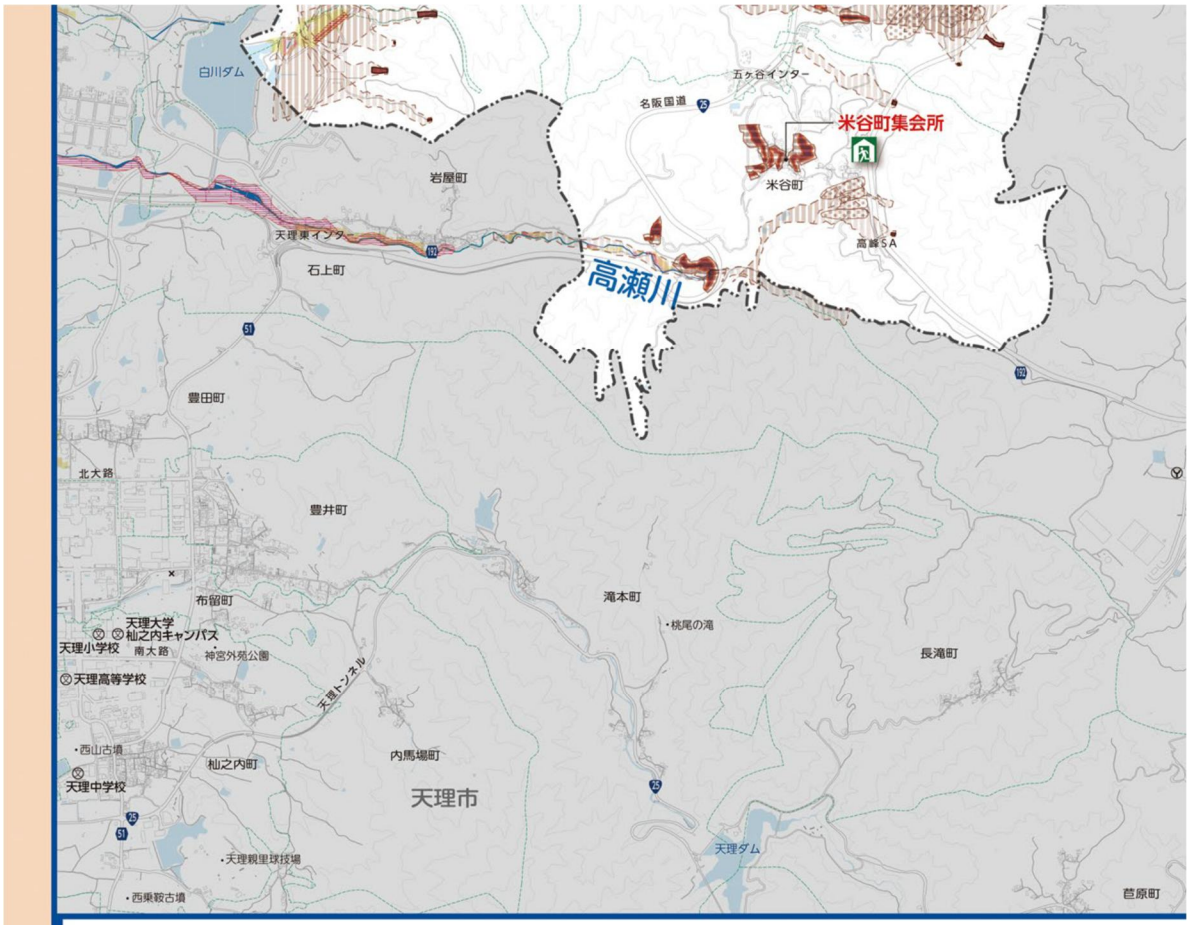
(c) 2024 ZENRIN CO., LTD. (Z25EH 第 201 号)



(c) 2024 ZENRIN CO., LTD. (Z25EH 第 201 号)



（c）2024 ZENRIN CO., LTD.（Z25EH 第 201 号）



土砂災害（特別）警戒区域とは
（土石流、がけ崩れ（急傾斜地）、地すべり）

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。

土砂災害警戒区域（イエローゾ
土砂災害のおそれがある区

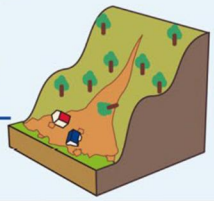
土砂災害特別警戒区域（レッド
土砂災害警戒区域のうち、建築
住民に著しい危害が生じるおそ

土砂災害の種類

土砂災害には、「土石流」・「がけ崩れ（急傾斜地）」・「地すべり」があり
集中豪雨、地震などにより発生し、発生前に前兆現象が確認されることがあり

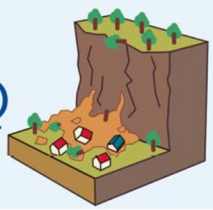
渓流にたまった土砂が長雨や集中豪雨などによって一気に下流に押し流される現象

土石流



集中豪雨や地震などの影響で地盤が緩み、瞬時に斜面が崩れ落ちる現象

がけ崩れ（急傾斜地）

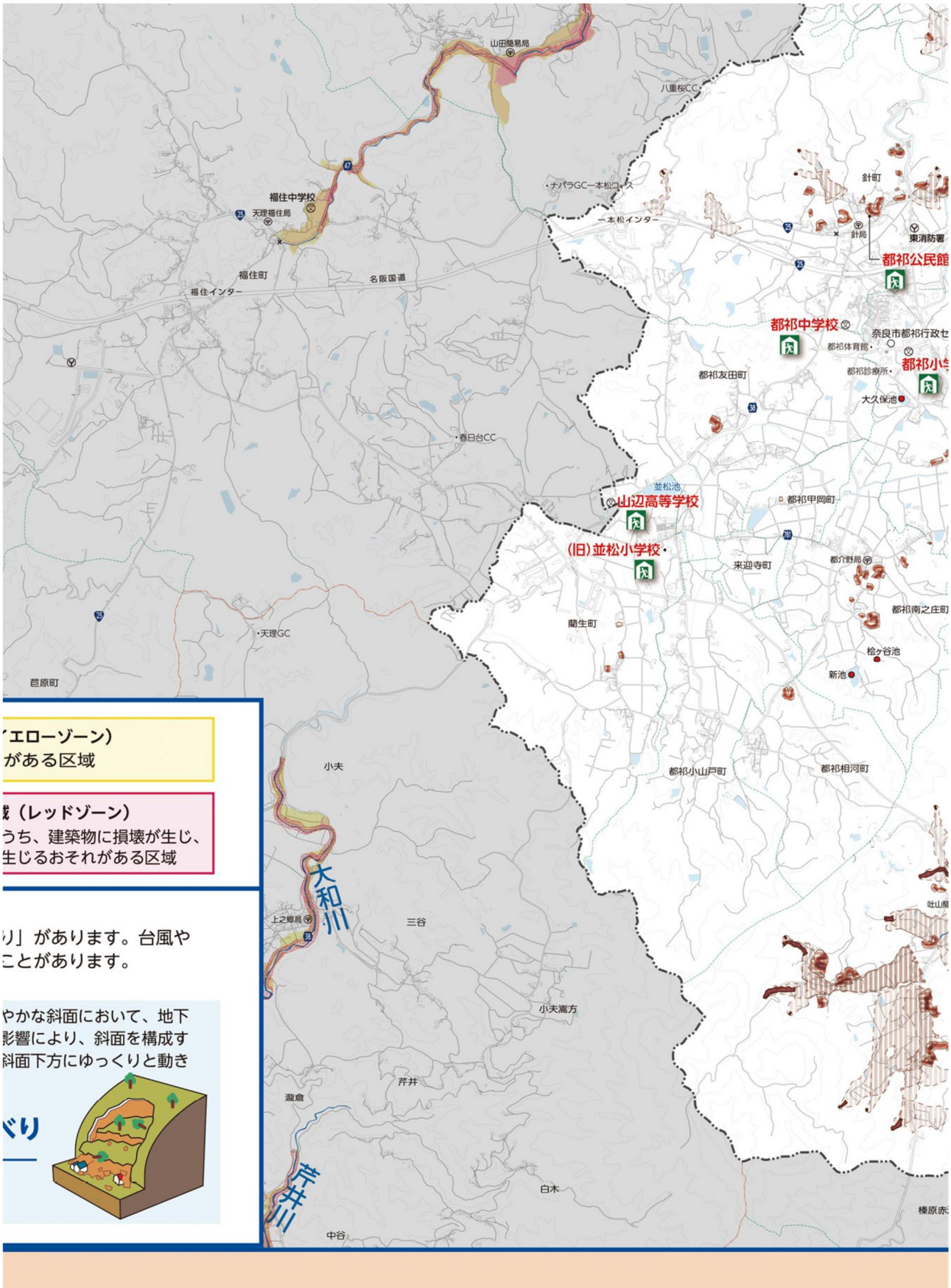


比較的緩やかな斜面
水などの影響により
る土塊が斜面下方に
出す現象

地すべり



(c) 2024 ZENRIN CO., LTD. (Z25EH 第 201 号)



(c) 2024 ZENRIN CO., LTD. (Z25EH 第 201 号)

資料 15　防災重点農業用ため池一覧表

指定日：令和４年３月 30 日

ため池名称	ふりがな	所在地
地獄谷新池	じごくだにしんいけ	奈良市高畑町 1541-4
丸尾池	まるおいけ	奈良市横井町 956-1
平尾池	ひらおいけ	奈良市古市町 13-1
広大寺池	こうだいじいけ	奈良市池田町 413-1
上鍋池	うわなべいけ	奈良市法華寺町 1824
水上池	みずがみいけ	奈良市佐紀町 1193-1
菖蒲上池	あやめかみいけ	奈良市あやめ池北一丁目 1370-1
蛙股池	かえるまたいけ	奈良市あやめ池南九丁目 1114-1
大渕池	おおぶちいけ	奈良市登美ヶ丘二丁目 727-1
大池（七条）	おおいけ	奈良市七条二丁目 736-1
貝那木下池	かいなぎしたいけ	奈良市都祁白石町 2158
桧ヶ谷池	ひのきがたにいけ	奈良市都祁南之庄町桧ヶ谷 416
中尾谷池	なかおだにいけ	奈良市白毫寺町 306-1
古池	ふるいけ	奈良市白毫寺町 971
金越池	かねこしいけ	奈良市白毫寺町 807-1
紀寺南池	きでらみなみいけ	奈良市南紀寺町三丁目 138-1
下池	しもいけ	奈良市忍辱山町 1229
上ノ池	かみのいけ	奈良市鹿野園町 221-1
新池	しんいけ	奈良市鹿野園町 197-1
新池	しんいけ	奈良市藤原町 825-1
古池	ふるいけ	奈良市古市町 1860-1
島池	しまいけ	奈良市古市町 1848-1
鐘池	かねいけ	奈良市古市町 2164-1
前池	まえいけ	奈良市八島町 260-1
谷田池	たにだいけ	奈良市窪之庄町 658-1
東池	ひがしいけ	奈良市出屋敷町 197-3
丸亀池	まるがめいけ	奈良市北永井町 8-1
神殿池	こどのいけ	奈良市神殿町 64-1
矢の池	やのいけ	奈良市北永井町 483-1
小池	こいけ	奈良市北永井町 487-1

ため池名称	ふりがな	所在地
富池	とみいけ	奈良市南永井町 275-1
尾崎池	おざきいけ	奈良市田中町 537-1
田中新池	たなかしんいけ	奈良市田中町 102-1 他
白川池	しらかわいけ	奈良市田中町 693-1
古池	ふるいけ	奈良市鹿野園町 1192-2-1
佐保田第二池	さほだだいにいけ	奈良市法蓮町 1852-1
小鍋池	こなべいけ	奈良市法華寺町 1805-1
芝池	しばいけ	奈良市大安寺町 1238-1
八上池	はちがみいけ	奈良市佐紀町 2278-1
南新池	みなみしんいけ	奈良市四条大路四丁目 209-1
大谷池	おおたにいけ	奈良市山陵町 1464-1
坊子池	ぼうずいけ	奈良市山陵町 1250-1
御前池	おまえいけ	奈良市山陵町 905-1
長池	ながいけ	奈良市尼辻北町 317-1
馬田池	うまだいけ	奈良市尼辻中町 132-1
観音池	かんのんいけ	奈良市西ノ京町 340
新池	しんいけ	奈良市五条二丁目 540-1
野々宮池(中島池)	ののみやいけ	奈良市六条一丁目 766-1
山下池	やましたいけ	奈良市押熊町 1432-1
奥山田池	おくやまだいけ	奈良市押熊町 1526-1
蛭池	ひるいけ	奈良市押熊町 238-1
後谷池	うしろたにいけ	奈良市中山町 1189-1
二ツ池	ふたついけ	奈良市押熊町 1402-1
乾池	いぬいいけ	奈良市秋篠町 1449-1
北新池	きたしんいけ	奈良市秋篠町 977-1
南新池	みなみしんいけ	奈良市秋篠町 579-1
大池(敷島)	おおいけ	奈良市敷島町一丁目 1102-1
新池	しんいけ	奈良市西大寺新池町 1731-1
青池	あおいけ	奈良市西大寺竜王町一丁目 1627-1
八王子池	はちおおじいけ	奈良市宝来四丁目 605-1
新池	しんいけ	奈良市宝来五丁目 524-1
眞池	しんいけ	奈良市平松一丁目 744-1
六条池	ろくじょういけ	奈良市宝来五丁目 280-1

ため池名称	ふりがな	所在地
にごり池	にごりいけ	奈良市宝来町 1320-1
井田池	いだいけ	奈良市法蓮町 526-1
東坂下池	ひがしさかしもいけ	奈良市中町 4968-1
古新池	ふるしんいけ	奈良市東九条町 1114-1
牛池	うしいけ	奈良市東九条町 744-1
古池	ふるいけ	奈良市東九条町 743-1
大永池	おおながいけ	奈良市東九条町 327-1
五徳池	ごとくいけ	奈良市北之庄町 723-1
ガマ池	がまいけ	奈良市今市町 345-1
上池(六条)	かみいけ	奈良市六条三丁目 873-1
馬場池	ばばいけ	奈良市七条二丁目 656-1
奥甚池	おくじんいけ	奈良市七条西町一丁目 630-1
大久保池	おおくぼいけ	奈良市都祁白石町 1056-1
荒池	あらいけ	奈良市高畑町 1140 他
新池	しんいけ	奈良市横井町 900-1
上の池	かみのいけ	奈良市窪之庄町 238-1
佐保田第一池	さほだだいいちいけ	奈良市法蓮町 1851-1
柏木北池	かしわぎきたいけ	奈良市柏木町 589-1
丸池	まるいけ	奈良市尼辻西町 1029-1
仏池	ほとけいけ	奈良市押熊町 2368-1
清水池	しみずいけ	奈良市八条町 1-1
トロ池	とろいけ	奈良市杏町 555
貝那木中池	かいなぎなかいけ	奈良市都祁白石町 2140-1
貝那木上池	かいなぎかみいけ	奈良市都祁白石町 2150-1
新池	しんいけ	奈良市都祁南之庄町 346-1
上吉堂池	かみよしどういけ	奈良市佐紀町 3058-1
下吉堂池	しもよしどういけ	奈良市佐紀町 3067-1
今池	いまいけ	奈良市菅原町 660-1
鴻ノ池	こうのいけ	奈良市法蓮佐保山四丁目 1703-1

「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」第４条第１項の規定に基づき決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池（国が国有財産法第３条第２項に規定する行政財産として所有し、自ら防災工事等を実施する又は独立行政法人水資源機構が所有するものを除く。）

資料 16　ダム一覧表

（堤高　15.0m以上）

ダム名	水系名	河川名（渓流）	目的	ダム諸元					所在地		所有者	管理者	完成年	備考
				型式	堤高（m）	堤長（m）	貯水量（㎥）	流域面積（㎢）	市町	大字				
須川	淀川	前川	水道用水	ﾄﾞｰﾑ型ｱｰﾁ式ｺﾝｸﾘｰﾄ	31.5	107.0	792,500（有効）	直 5.2 間 119.4	奈良市	須川町	奈良市	奈良市企業局	1969年	
布目	淀川	布目川	多目的	重力式ｺﾝｸﾘｰﾄ	72.0	322.0	15,400,000（有効）	75.0	奈良市	北野山町 丹生町	独立行政法人水資源機構	独立行政法人水資源機構	1991年	
岩井	大和川	岩井川	治水	重力式ｺﾝｸﾘｰﾄ	55.0	180.9	810,000	3.3	奈良市	鹿野園町 肘塚町	奈良県	奈良県	2008年	

資料 17　地すべり防止区域

○国土交通大臣指定の地すべり防止区域

区 域 名	告示日及び番号	位　置		区域面積 (ha)	備　考
		郡　市	町　村		
西狭川	平成１１年３月２３日 ７８３号	奈良市	西狭川町	5.09	
鹿野園	平成　７年７月２４日 １３９６号	奈良市	鹿野園町	5.40	
川上	①　昭和５６年３月１７日 ５５６号 ②　昭和５７年３月２７日 ８５２号	奈良市	川上町	64.50	区域面積 ①　17.9ha ②　46.6ha
米谷	昭和４９年４月１２日 ５７８号	奈良市	米谷町	22.00	
興隆寺	平成２４年１月２３日 １０６号	奈良市	興隆寺町	7.66	

資料 18　急傾斜地崩壊危険区域

○知事指定急傾斜地崩壊危険区域

区　域　名	告示日及び番号	位　置		区域面積(ha)	備　考
		郡　市	町　村		
八反田	昭和 47 年８月 26 日 281 号の２	奈良市	川上町	1.40	
北天満	昭和 60 年３月 19 日 773 号改	奈良市	高畑町	1.20	
和田（イ）	平成 15 年 12 月 19 日 441 号	奈良市	和田町	0.47	急傾斜地崩壊危険箇所と判読されていない知事指定の区域
月瀬Ⅱ	①昭和 47 年 10 月 31 日 402 号 ②平成７年１月 17 日 420 号 ③平成 31 年２月８日 356 号	奈良市	月ヶ瀬月瀬	6.43	区域面積 ①4.6ha ②1.7ha ③0.13ha
月瀬（ハ）	平成 16 年９月 17 日 311 号	奈良市	月ヶ瀬月瀬	1.44	
桃香野下出	平成元年４月 28 日 56 号改	奈良市	月ヶ瀬桃香野	8.30	
太郎谷	昭和 52 年７月５日 176 号	奈良市	月ヶ瀬桃香野	8.40	
下深川	平成 12 年 10 月３日 282 号	奈良市	下深川町	1.10	
向井	昭和 58 年５月４日 80 号	奈良市	下深川町	1.46	
城福寺	昭和 58 年５月４日 80 号	奈良市	都祁吐山町	2.11	
大和田町(イ)	平成 30 年９月 21 日 198 号	奈良市	大和田町	1.91	
丹生	令和３年８月 13 日 142 号	奈良市	丹生町	1.49	
下深川	令和４年 10 月７日 210 号	奈良市	下深川	0.119	
都祁白石町	令和４年 10 月 28 日 226 号	奈良市	都祁白石町	0.620	

資料 19　土砂災害警戒区域一覧表

（平成 20 年度指定 240 件）

番号	所在地	区域名称	指定年月日	区分	
				警戒	特別
1	誓多林町	奈良市誓多林町（001）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－
2	誓多林町	奈良市誓多林町（002）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－
3	誓多林町	奈良市誓多林町（003）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－
4	誓多林町	奈良市誓多林町（004）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－
5	誓多林町	奈良市誓多林町（001）土石流警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－
6	誓多林町	奈良市誓多林町（002）土石流警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－
7	誓多林町	奈良市誓多林町（003）土石流警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－
8	誓多林町	奈良市誓多林町（004）土石流警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－
9	誓多林町	奈良市誓多林町（005）土石流警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－
10	誓多林町・大慈仙町	奈良市誓多林町（006）土石流警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－
11	沓掛町・此瀬町	奈良市沓掛町（001）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－
12	沓掛町・日笠町	奈良市沓掛町（001）土石流警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－
13	沓掛町・日笠町	奈良市沓掛町（002）土石流警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－
14	沓掛町・日笠町	奈良市沓掛町（003）土石流警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－
15	此瀬町	奈良市此瀬町（002）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－
16	此瀬町	奈良市此瀬町（001）土石流警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－
17	此瀬町	奈良市此瀬町（002）土石流警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－
18	此瀬町	奈良市此瀬町（003）土石流警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－
19	此瀬町	奈良市此瀬町（004）土石流警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－
20	此瀬町・誓多林町	奈良市此瀬町（001）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－
21	須山町	奈良市須山町（001）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－
22	須山町	奈良市須山町（001）土石流警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－
23	須山町	奈良市須山町（002）土石流警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－
24	須山町	奈良市須山町（003）土石流警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－
25	日笠町	奈良市日笠町（001）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－
26	日笠町	奈良市日笠町（002）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－
27	日笠町	奈良市日笠町（003）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－
28	日笠町	奈良市日笠町（001）土石流警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－
29	日笠町	奈良市日笠町（002）土石流警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－
30	和田町	奈良市和田町（001）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－
31	和田町	奈良市和田町（002）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－
32	和田町	奈良市和田町（003）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－
33	和田町	奈良市和田町（001）土石流警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－
34	別所町	奈良市別所町（001）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－
35	別所町	奈良市別所町（002）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－
36	別所町	奈良市別所町（001）土石流警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－
37	別所町	奈良市別所町（002）土石流警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－
38	別所町	奈良市別所町（003）土石流警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－
39	別所町	奈良市別所町（004）土石流警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－

番号	所在地	区域名称	指定年月日	区分	
				警戒	特別
40	別所町	奈良市別所町（005）土石流警戒区域	平成20年6月6日	○	－
41	別所町	奈良市別所町（006）土石流警戒区域	平成20年6月6日	○	－
42	別所町	奈良市別所町（007）土石流警戒区域	平成20年6月6日	○	－
43	横田町	奈良市横田町（001）急傾斜地崩壊警戒区域	平成20年6月6日	○	－
44	矢田原町	奈良市矢田原町（001）急傾斜地崩壊警戒区域	平成20年6月6日	○	－
45	矢田原町	奈良市矢田原町（002）急傾斜地崩壊警戒区域	平成20年6月6日	○	－
46	矢田原町	奈良市矢田原町（003）急傾斜地崩壊警戒区域	平成20年6月6日	○	－
47	矢田原町	奈良市矢田原町（001）土石流警戒区域	平成20年6月6日	○	－
48	矢田原町	奈良市矢田原町（002）土石流警戒区域	平成20年6月6日	○	－
49	矢田原町	奈良市矢田原町（003）土石流警戒区域	平成20年6月6日	○	－
50	矢田原町	奈良市矢田原町（004）土石流警戒区域	平成20年6月6日	○	－
51	矢田原町	奈良市矢田原町（005）土石流警戒区域	平成20年6月6日	○	－
52	矢田原町	奈良市矢田原町（006）土石流警戒区域	平成20年6月6日	○	－
53	菩提山町	奈良市菩提山町（001）急傾斜地崩壊警戒区域	平成20年6月6日	○	－
54	菩提山町	奈良市菩提山町（002）急傾斜地崩壊警戒区域	平成20年6月6日	○	－
55	菩提山町	奈良市菩提山町（003）急傾斜地崩壊警戒区域	平成20年6月6日	○	－
56	菩提山町	奈良市菩提山町（004）急傾斜地崩壊警戒区域	平成20年6月6日	○	－
57	菩提山町	奈良市菩提山町（001）土石流警戒区域	平成20年6月6日	○	－
58	菩提山町	奈良市菩提山町（002）土石流警戒区域	平成20年6月6日	○	－
59	菩提山町	奈良市菩提山町（003）土石流警戒区域	平成20年6月6日	○	－
60	菩提山町	奈良市菩提山町（004）土石流警戒区域	平成20年6月6日	○	－
61	北椿尾町	奈良市北椿尾町（002）急傾斜地崩壊警戒区域	平成20年6月6日	○	－
62	北椿尾町	奈良市北椿尾町（003）急傾斜地崩壊警戒区域	平成20年6月6日	○	－
63	北椿尾町	奈良市北椿尾町（004）急傾斜地崩壊警戒区域	平成20年6月6日	○	－
64	北椿尾町	奈良市北椿尾町（005）急傾斜地崩壊警戒区域	平成20年6月6日	○	－
65	北椿尾町	奈良市北椿尾町（006）急傾斜地崩壊警戒区域	平成20年6月6日	○	－
66	北椿尾町	奈良市北椿尾町（003）土石流警戒区域	平成20年6月6日	○	－
67	北椿尾町・山町	奈良市北椿尾町（002）土石流警戒区域	平成20年6月6日	○	－
68	北椿尾町・菩提山町	奈良市北椿尾町（001）急傾斜地崩壊警戒区域	平成20年6月6日	○	－
69	北椿尾町・菩提山町	奈良市北椿尾町（001)土石流警戒区域	平成20年6月6日	○	－
70	中畑町	奈良市中畑町（001）急傾斜地崩壊警戒区域	平成20年6月6日	○	－
71	中畑町	奈良市中畑町（002）急傾斜地崩壊警戒区域	平成20年6月6日	○	－
72	中畑町	奈良市中畑町（001）土石流警戒区域	平成20年6月6日	○	－
73	中畑町・興隆寺町	奈良市中畑町（002）土石流警戒区域	平成20年6月6日	○	－
74	中畑町・興隆寺町	奈良市中畑町（003）土石流警戒区域	平成20年6月6日	○	－
75	中畑町・興隆寺町	奈良市中畑町（004）土石流警戒区域	平成20年6月6日	○	－
76	興隆寺町	奈良市興隆寺町（001）急傾斜地崩壊警戒区域	平成20年6月6日	○	－
77	興隆寺町	奈良市興隆寺町（002）急傾斜地崩壊警戒区域	平成20年6月6日	○	－
78	興隆寺町	奈良市興隆寺町（003）急傾斜地崩壊警戒区域	平成20年6月6日	○	－
79	興隆寺町	奈良市興隆寺町（004）急傾斜地崩壊警戒区域	平成20年6月6日	○	－
80	南椿尾町	奈良市南椿尾町（001）急傾斜地崩壊警戒区域	平成20年6月6日	○	－
81	南椿尾町	奈良市南椿尾町（001）土石流警戒区域	平成20年6月6日	○	－

番号	所在地	区域名称	指定年月日	区分	
				警戒	特別
82	南椿尾町・高樋町	奈良市南椿尾町（002）急傾斜地崩壊警戒区域	平成20年6月6日	○	－
83	南椿尾町・北椿尾町	奈良市南椿尾町（002）土石流警戒区域	平成20年6月6日	○	－
84	高樋町	奈良市高樋町（002）急傾斜地崩壊警戒区域	平成20年6月6日	○	－
85	高樋町	奈良市高樋町（003）急傾斜地崩壊警戒区域	平成20年6月6日	○	－
86	高樋町	奈良市高樋町（004）急傾斜地崩壊警戒区域	平成20年6月6日	○	－
87	高樋町	奈良市高樋町（006）急傾斜地崩壊警戒区域	平成20年6月6日	○	－
88	高樋町	奈良市高樋町（007）急傾斜地崩壊警戒区域	平成20年6月6日	○	－
89	高樋町	奈良市高樋町（002）土石流警戒区域	平成20年6月6日	○	－
90	高樋町	奈良市高樋町（003）土石流警戒区域	平成20年6月6日	○	－
91	高樋町	奈良市高樋町（004）土石流警戒区域	平成20年6月6日	○	－
92	高樋町・虚空蔵町	奈良市高樋町（001）土石流警戒区域	平成20年6月6日	○	－
93	高樋町・虚空蔵町	奈良市高樋町（005）土石流警戒区域	平成20年6月6日	○	－
94	高樋町・山町	奈良市高樋町（005）急傾斜地崩壊警戒区域	平成20年6月6日	○	－
95	高樋町・北椿尾町	奈良市高樋町（001）急傾斜地崩壊警戒区域	平成20年6月6日	○	－
96	虚空蔵町	奈良市虚空蔵町（001）急傾斜地崩壊警戒区域	平成20年6月6日	○	－
97	虚空蔵町	奈良市虚空蔵町（005）土石流警戒区域	平成20年6月6日	○	－
98	虚空蔵町・高樋町	奈良市虚空蔵町（001）土石流警戒区域	平成20年6月6日	○	－
99	虚空蔵町・高樋町	奈良市虚空蔵町（002）土石流警戒区域	平成20年6月6日	○	－
100	虚空蔵町・高樋町	奈良市虚空蔵町（003）土石流警戒区域	平成20年6月6日	○	－
101	虚空蔵町・高樋町	奈良市虚空蔵町（004）土石流警戒区域	平成20年6月6日	○	－
102	大保町	奈良市大保町（002）急傾斜地崩壊警戒区域	平成20年6月6日	○	－
103	大保町	奈良市大保町（003）急傾斜地崩壊警戒区域	平成20年6月6日	○	－
104	大保町	奈良市大保町（004）急傾斜地崩壊警戒区域	平成20年6月6日	○	－
105	大保町	奈良市大保町（005）急傾斜地崩壊警戒区域	平成20年6月6日	○	－
106	大保町	奈良市大保町（006）急傾斜地崩壊警戒区域	平成20年6月6日	○	－
107	大保町	奈良市大保町（007）急傾斜地崩壊警戒区域	平成20年6月6日	○	－
108	大保町	奈良市大保町（008）急傾斜地崩壊警戒区域	平成20年6月6日	○	－
109	大保町	奈良市大保町（009）急傾斜地崩壊警戒区域	平成20年6月6日	○	－
110	大保町	奈良市大保町（011）急傾斜地崩壊警戒区域	平成20年6月6日	○	－
111	大保町	奈良市大保町（012）急傾斜地崩壊警戒区域	平成20年6月6日	○	－
112	大保町	奈良市大保町（013）急傾斜地崩壊警戒区域	平成20年6月6日	○	－
113	大保町	奈良市大保町（014）急傾斜地崩壊警戒区域	平成20年6月6日	○	－
114	大保町	奈良市大保町（015）急傾斜地崩壊警戒区域	平成20年6月6日	○	－
115	大保町	奈良市大保町（016）急傾斜地崩壊警戒区域	平成20年6月6日	○	－
116	大保町	奈良市大保町（017）急傾斜地崩壊警戒区域	平成20年6月6日	○	－
117	大保町	奈良市大保町（006）土石流警戒区域	平成20年6月6日	○	－
118	大保町	奈良市大保町（007）土石流警戒区域	平成20年6月6日	○	－
119	大保町	奈良市大保町（008）土石流警戒区域	平成20年6月6日	○	－
120	大保町	奈良市大保町（009）土石流警戒区域	平成20年6月6日	○	－
121	大保町	奈良市大保町（010）土石流警戒区域	平成20年6月6日	○	－
122	大保町	奈良市大保町（011）土石流警戒区域	平成20年6月6日	○	－
123	大保町	奈良市大保町（012）土石流警戒区域	平成20年6月6日	○	－

番号	所在地	区域名称	指定年月日	区分	
				警戒	特別
124	大保町	奈良市大保町（013）土石流警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－
125	大保町	奈良市大保町（014）土石流警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－
126	大保町	奈良市大保町（015）土石流警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－
127	大保町	奈良市大保町（016）土石流警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－
128	大保町	奈良市大保町（017）土石流警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－
129	大保町	奈良市大保町（018）土石流警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－
130	大保町	奈良市大保町（019）土石流警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－
131	大保町	奈良市大保町（020）土石流警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－
132	大保町	奈良市大保町（021）土石流警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－
133	大保町	奈良市大保町（022）土石流警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－
134	大保町・阪原町	奈良市大保町（001）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－
135	大保町・阪原町	奈良市大保町（010）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－
136	大保町・阪原町	奈良市大保町（001）土石流警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－
137	大保町・阪原町	奈良市大保町（002）土石流警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－
138	大保町・阪原町	奈良市大保町（003）土石流警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－
139	大保町・阪原町	奈良市大保町（004）土石流警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－
140	大保町・阪原町	奈良市大保町（005）土石流警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－
141	須川町	奈良市須川町（001）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－
142	須川町	奈良市須川町（002）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－
143	須川町	奈良市須川町（003）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－
144	須川町	奈良市須川町（004）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－
145	須川町	奈良市須川町（005）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－
146	須川町	奈良市須川町（007）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－
147	須川町	奈良市須川町（008）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－
148	須川町	奈良市須川町（009）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－
149	須川町	奈良市須川町（010）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－
150	須川町	奈良市須川町（011）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－
151	須川町	奈良市須川町（001）土石流警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－
152	須川町	奈良市須川町（002）土石流警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－
153	須川町	奈良市須川町（003）土石流警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－
154	須川町	奈良市須川町（004）土石流警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－
155	須川町	奈良市須川町（005）土石流警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－
156	須川町	奈良市須川町（006）土石流警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－
157	須川町	奈良市須川町（007）土石流警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－
158	須川町・北村町	奈良市須川町（006）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－
159	雑司町	奈良市雑司町（001）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－
160	雑司町	奈良市雑司町（001）土石流警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－
161	雑司町	奈良市雑司町（002）土石流警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－
162	雑司町・春日野町	奈良市雑司町（003）土石流警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－
163	都祁白石町	奈良市都祁白石町（001）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－

番号	所在地	区域名称	指定年月日	区分	
				警戒	特別
164	都祁白石町	奈良市都祁白石町（002）急傾斜地崩壊警戒区域	平成20年6月6日	○	－
165	都祁白石町	奈良市都祁白石町（003）急傾斜地崩壊警戒区域	平成20年6月6日	○	－
166	都祁白石町	奈良市都祁白石町（004）急傾斜地崩壊警戒区域	平成20年6月6日	○	－
167	都祁白石町	奈良市都祁白石町（005）急傾斜地崩壊警戒区域	平成20年6月6日	○	－
168	都祁白石町	奈良市都祁白石町（006）急傾斜地崩壊警戒区域	平成20年6月6日	○	－
169	都祁白石町	奈良市都祁白石町（007）急傾斜地崩壊警戒区域	平成20年6月6日	○	－
170	都祁白石町	奈良市都祁白石町（008）急傾斜地崩壊警戒区域	平成20年6月6日	○	－
171	都祁白石町	奈良市都祁白石町（009）急傾斜地崩壊警戒区域	平成20年6月6日	○	－
172	都祁白石町	奈良市都祁白石町（010）急傾斜地崩壊警戒区域	平成20年6月6日	○	－
173	都祁白石町	奈良市都祁白石町（011）急傾斜地崩壊警戒区域	平成20年6月6日	○	－
174	都祁白石町	奈良市都祁白石町（012）急傾斜地崩壊警戒区域	平成20年6月6日	○	－
175	都祁白石町	奈良市都祁白石町（014）急傾斜地崩壊警戒区域	平成20年6月6日	○	－
176	都祁白石町	奈良市都祁白石町（015）急傾斜地崩壊警戒区域	平成20年6月6日	○	－
177	都祁白石町	奈良市都祁白石町（016）急傾斜地崩壊警戒区域	平成20年6月6日	○	－
178	都祁白石町・南之庄町	奈良市都祁白石町（013）急傾斜地崩壊警戒区域	平成20年6月6日	○	－
179	中町	奈良市中町（001）急傾斜地崩壊警戒区域	平成20年6月6日	○	－
180	中町	奈良市中町（002）急傾斜地崩壊警戒区域	平成20年6月6日	○	－
181	中町	奈良市中町（003）急傾斜地崩壊警戒区域	平成20年6月6日	○	－
182	中町	奈良市中町（004）急傾斜地崩壊警戒区域	平成20年6月6日	○	－
183	中町	奈良市中町（005）急傾斜地崩壊警戒区域	平成20年6月6日	○	－
184	中町	奈良市中町（006）急傾斜地崩壊警戒区域	平成20年6月6日	○	－
185	中町	奈良市中町（007）急傾斜地崩壊警戒区域	平成20年6月6日	○	－
186	中町	奈良市中町（008）急傾斜地崩壊警戒区域	平成20年6月6日	○	－
187	中町	奈良市中町（001）土石流警戒区域	平成20年6月6日	○	－
188	中山町	奈良市中山町（001）急傾斜地崩壊警戒区域	平成20年6月6日	○	－
189	中山町西・登美ヶ丘	奈良市中山町西（001）急傾斜地崩壊警戒区域	平成20年6月6日	○	－
190	菅原町・疋田町	奈良市菅原町（001）急傾斜地崩壊警戒区域	平成20年6月6日	○	－

番号	所在地	区域名称	指定年月日	区分	
				警戒	特別
191	大和田町	奈良市大和田町（001）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－
192	大和田町	奈良市大和田町（002）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－
193	大和田町	奈良市大和田町（001）土石流警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－
194	鹿野園町	奈良市鹿野園町（001）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－
195	鹿野園町	奈良市鹿野園町（002）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－
196	鹿野園町	奈良市鹿野園町（003）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－
197	鹿野園町	奈良市鹿野園町（004）土石流警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－
198	鹿野園町・白毫寺町	奈良市鹿野園町（001）土石流警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－
199	鹿野園町・白毫寺町	奈良市鹿野園町（002）土石流警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－
200	鹿野園町・白毫寺町	奈良市鹿野園町（003）土石流警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－
201	帝塚山南・中町	奈良市帝塚山南（001）土石流警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－
202	帝塚山南・中町	奈良市帝塚山南（002）土石流警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－
203	藤原町・鉢伏町	奈良市藤原町（001）土石流警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－
204	八島町	奈良市八島町（002）土石流警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－
205	八島町・藤原町	奈良市八島町（001）土石流警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－
206	針町	奈良市針町（001）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－
207	針町	奈良市針町（002）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－
208	針町	奈良市針町（003）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－
209	針町	奈良市針町（004）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－
210	針町	奈良市針町（005）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－
211	針町	奈良市針町（006）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－
212	針町	奈良市針町（007）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－
213	針町	奈良市針町（008）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－
214	針町	奈良市針町（009）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－
215	針町	奈良市針町（010）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－
216	針町	奈良市針町（011）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－
217	針町	奈良市針町（012）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－
218	針町	奈良市針町（013）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－
219	針町	奈良市針町（014）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－
220	針町	奈良市針町（015）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－
221	針町	奈良市針町（016）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－
222	針町	奈良市針町（017）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－
223	針町	奈良市針町（001）土石流警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－
224	針町	奈良市針町（002）土石流警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－
225	針町	奈良市針町（003）土石流警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－
226	針町	奈良市針町（004）土石流警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－
227	針町	奈良市針町（005）土石流警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－
228	針町	奈良市針町（006）土石流警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－
229	針町	奈良市針町（007）土石流警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－
230	針町	奈良市針町（008）土石流警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－
231	針町	奈良市針町（009）土石流警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－
232	針町	奈良市針町（010）土石流警戒区域	平成 20 年 6 月 6 日	○	－

番号	所在地	区域名称	指定年月日	区分	
				警戒	特別
233	月ヶ瀬長引	奈良市月ヶ瀬長引（001）急傾斜地崩壊警戒区域	平成20年6月6日	○	－
234	月ヶ瀬長引	奈良市月ヶ瀬長引（002）急傾斜地崩壊警戒区域	平成20年6月6日	○	－
235	月ヶ瀬長引	奈良市月ヶ瀬長引（003）急傾斜地崩壊警戒区域	平成20年6月6日	○	－
236	月ヶ瀬長引	奈良市月ヶ瀬長引（004）急傾斜地崩壊警戒区域	平成20年6月6日	○	－
237	月ヶ瀬長引	奈良市月ヶ瀬長引（001）土石流警戒区域	平成20年6月6日	○	－
238	月ヶ瀬長引	奈良市月ヶ瀬長引（004）土石流警戒区域	平成20年6月6日	○	－
239	月ヶ瀬長引・尾山	奈良市月ヶ瀬長引（002）土石流警戒区域	平成20年6月6日	○	－
240	月ヶ瀬長引・尾山	奈良市月ヶ瀬長引（003）土石流警戒区域	平成20年6月6日	○	－

（平成 21 年度指定 151 件）

番号	所在地	区域名称	指定年月日	区分	
				警戒	特別
1	長谷町	奈良市長谷町（001）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 21 年 7 月 10 日	○	－
2	長谷町	奈良市長谷町（002）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 21 年 7 月 10 日	○	－
3	長谷町	奈良市長谷町（003）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 21 年 7 月 10 日	○	－
4	長谷町	奈良市長谷町（004）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 21 年 7 月 10 日	○	－
5	長谷町	奈良市長谷町（005）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 21 年 7 月 10 日	○	－
6	長谷町	奈良市長谷町（006）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 21 年 7 月 10 日	○	－
7	長谷町	奈良市長谷町（007）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 21 年 7 月 10 日	○	－
8	長谷町	奈良市長谷町（008）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 21 年 7 月 10 日	○	－
9	長谷町	奈良市長谷町（009）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 21 年 7 月 10 日	○	－
10	長谷町	奈良市長谷町（001）土石流警戒区域	平成 21 年 7 月 10 日	○	－
11	長谷町	奈良市長谷町（002）土石流警戒区域	平成 21 年 7 月 10 日	○	－
12	長谷町	奈良市長谷町（003）土石流警戒区域	平成 21 年 7 月 10 日	○	－
13	長谷町	奈良市長谷町（004）土石流警戒区域	平成 21 年 7 月 10 日	○	－
14	長谷町	奈良市長谷町（005）土石流警戒区域	平成 21 年 7 月 10 日	○	－
15	長谷町	奈良市長谷町（006）土石流警戒区域	平成 21 年 7 月 10 日	○	－
16	長谷町	奈良市長谷町（007）土石流警戒区域	平成 21 年 7 月 10 日	○	－
17	長谷町	奈良市長谷町（010）土石流警戒区域	平成 21 年 7 月 10 日	○	－
18	長谷町	奈良市長谷町（009）土石流警戒区域	平成 21 年 7 月 10 日	○	－
19	長谷町	奈良市長谷町（010）土石流警戒区域	平成 21 年 7 月 10 日	○	－
20	大平尾町	奈良市大平尾町（001）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 21 年 7 月 10 日	○	－
21	大平尾町	奈良市大平尾町（002）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 21 年 7 月 10 日	○	－
22	大平尾町	奈良市大平尾町（003）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 21 年 7 月 10 日	○	－
23	大平尾町	奈良市大平尾町（004）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 21 年 7 月 10 日	○	－
24	大平尾町	奈良市大平尾町（005）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 21 年 7 月 10 日	○	－
25	大平尾町	奈良市大平尾町（006）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 21 年 7 月 10 日	○	－
26	大平尾町	奈良市大平尾町（007）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 21 年 7 月 10 日	○	－
27	大平尾町	奈良市大平尾町（008）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 21 年 7 月 10 日	○	－
28	大平尾町	奈良市大平尾町（001）土石流警戒区域	平成 21 年 7 月 10 日	○	－
29	大平尾町	奈良市大平尾町（002）土石流警戒区域	平成 21 年 7 月 10 日	○	－
30	大平尾町	奈良市大平尾町（003）土石流警戒区域	平成 21 年 7 月 10 日	○	－
31	大平尾町	奈良市大平尾町（004）土石流警戒区域	平成 21 年 7 月 10 日	○	－
32	大平尾町	奈良市大平尾町（005）土石流警戒区域	平成 21 年 7 月 10 日	○	－
33	大平尾町	奈良市大平尾町（006）土石流警戒区域	平成 21 年 7 月 10 日	○	－
34	大平尾町	奈良市大平尾町（007）土石流警戒区域	平成 21 年 7 月 10 日	○	－
35	大平尾町	奈良市大平尾町（008）土石流警戒区域	平成 21 年 7 月 10 日	○	－

番号	所在地	区域名称	指定年月日	区分	
				警戒	特別
36	大平尾町	奈良市大平尾町（009）土石流警戒区域	平成 21 年 7 月 10 日	○	－
37	大平尾町	奈良市大平尾町（010）土石流警戒区域	平成 21 年 7 月 10 日	○	－
38	大平尾町	奈良市大平尾町（011）土石流警戒区域	平成 21 年 7 月 10 日	○	－
39	小倉町	奈良市小倉町（001）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 21 年 7 月 10 日	○	－
40	小倉町	奈良市小倉町（002）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 21 年 7 月 10 日	○	－
41	小倉町	奈良市小倉町（003）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 21 年 7 月 10 日	○	－
42	小倉町	奈良市小倉町（004）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 21 年 7 月 10 日	○	－
43	小倉町	奈良市小倉町（005）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 21 年 7 月 10 日	○	－
44	小倉町	奈良市小倉町（006）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 21 年 7 月 10 日	○	－
45	小倉町	奈良市小倉町（007）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 21 年 7 月 10 日	○	－
46	小倉町	奈良市小倉町（008）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 21 年 7 月 10 日	○	－
47	小倉町	奈良市小倉町（009）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 21 年 7 月 10 日	○	－
48	小倉町	奈良市小倉町（010）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 21 年 7 月 10 日	○	－
49	小倉町	奈良市小倉町（011）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 21 年 7 月 10 日	○	－
50	小倉町	奈良市小倉町（012）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 21 年 7 月 10 日	○	－
51	小倉町	奈良市小倉町（013）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 21 年 7 月 10 日	○	－
52	小倉町	奈良市小倉町（014）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 21 年 7 月 10 日	○	－
53	小倉町	奈良市小倉町（015）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 21 年 7 月 10 日	○	－
54	小倉町	奈良市小倉町（016）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 21 年 7 月 10 日	○	－
55	小倉町	奈良市小倉町（017）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 21 年 7 月 10 日	○	－
56	小倉町	奈良市小倉町（018）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 21 年 7 月 10 日	○	－
57	小倉町	奈良市小倉町（019）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 21 年 7 月 10 日	○	－
58	小倉町	奈良市小倉町（020）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 21 年 7 月 10 日	○	－
59	小倉町	奈良市小倉町（021）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 21 年 7 月 10 日	○	－
60	小倉町	奈良市小倉町（022）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 21 年 7 月 10 日	○	－
61	小倉町	奈良市小倉町（023）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 21 年 7 月 10 日	○	－
62	北野山町	奈良市北野山町（001）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 21 年 7 月 10 日	○	－
63	北村町	奈良市北村町（001）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 21 年 7 月 10 日	○	－
64	北村町	奈良市北村町（002）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 21 年 7 月 10 日	○	－
65	北村町	奈良市北村町（003）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 21 年 7 月 10 日	○	－
66	北村町	奈良市北村町（004）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 21 年 7 月 10 日	○	－
67	北村町	奈良市北村町（005)急傾斜地崩壊警戒区域	平成 21 年 7 月 10 日	○	－
68	北村町	奈良市北村町（006）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 21 年 7 月 10 日	○	－
69	二名	奈良市二名（001）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 21 年 7 月 10 日	○	－
70	二名	奈良市二名（002）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 21 年 7 月 10 日	○	－
71	三碓町	奈良市三碓町（001）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 21 年 7 月 10 日	○	－
72	三碓町	奈良市三碓町（002）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 21 年 7 月 10 日	○	－

番号	所在地	区域名称	指定年月日	区分	
				警戒	特別
73	米谷町	奈良市米谷町（001）急傾斜地崩壊警戒区域	平成21年7月10日	○	－
74	米谷町	奈良市米谷町（002）急傾斜地崩壊警戒区域	平成21年7月10日	○	－
75	米谷町	奈良市米谷町（003）急傾斜地崩壊流警戒区域	平成21年7月10日	○	－
76	米谷町	奈良市米谷町（004）急傾斜地崩壊警戒区域	平成21年7月10日	○	－
77	米谷町	奈良市米谷町（005）急傾斜地崩壊警戒区域	平成21年7月10日	○	－
78	米谷町	奈良市米谷町（006）急傾斜地崩壊警戒区域	平成21年7月10日	○	－
79	米谷町	奈良市米谷町（007）急傾斜地崩壊警戒区域	平成21年7月10日	○	－
80	米谷町	奈良市米谷町（001）土石流警戒区域	平成21年7月10日	○	－
81	米谷町	奈良市米谷町（002）土石流警戒区域	平成21年7月10日	○	－
82	南庄町	奈良市南庄町（001）急傾斜地崩壊警戒区域	平成21年7月10日	○	－
83	南庄町	奈良市南庄町（002）急傾斜地崩壊警戒区域	平成21年7月10日	○	－
84	忍辱山町	奈良市忍辱山町（001）急傾斜地崩壊警戒区域	平成21年7月10日	○	-
85	忍辱山町	奈良市忍辱山町（002）急傾斜地崩壊警戒区域	平成21年7月10日	○	－
86	忍辱山町	奈良市忍辱山町（003）急傾斜地崩壊警戒区域	平成21年7月10日	○	－
87	忍辱山町	奈良市忍辱山町（004）急傾斜地崩壊警戒区域	平成21年7月10日	○	－
88	忍辱山町	奈良市忍辱山町（005）急傾斜地崩壊警戒区域	平成21年7月10日	○	－
89	忍辱山町	奈良市忍辱山町（006）急傾斜地崩壊警戒区域	平成21年7月10日	○	－
90	大慈仙町	奈良市大慈仙町（001）急傾斜地崩壊警戒区域	平成21年7月10日	○	－
91	大慈仙町	奈良市大慈仙町（002）急傾斜地崩壊警戒区域	平成21年7月10日	○	－
92	大慈仙町	奈良市大慈仙町（003）急傾斜地崩壊警戒区域	平成21年7月10日	○	－
93	大慈仙町	奈良市大慈仙町（004）急傾斜地崩壊警戒区域	平成21年7月10日	○	－
94	大慈仙町	奈良市大慈仙町（005）急傾斜地崩壊警戒区域	平成21年7月10日	○	－
95	大慈仙町	奈良市大慈仙町（006）急傾斜地崩壊警戒区域	平成21年7月10日	○	－
96	大慈仙町	奈良市大慈仙町（007）急傾斜地崩壊警戒区域	平成21年7月10日	○	-
97	大慈仙町	奈良市大慈仙町（008）急傾斜地崩壊警戒区域	平成21年7月10日	○	-
98	大慈仙町	奈良市大慈仙町（001）土石流警戒区域	平成21年7月10日	○	-
99	都祁馬場町	奈良市都祁馬場町（001）急傾斜地崩壊警戒区域	平成21年7月10日	○	-
100	都祁馬場町	奈良市都祁馬場町（002）急傾斜地崩壊警戒区域	平成21年7月10日	○	-
101	都祁馬場町	奈良市都祁馬場町（003）急傾斜地崩壊警戒区域	平成21年7月10日	○	-
102	都祁馬場町	奈良市都祁馬場町（004）急傾斜地崩壊警戒区域	平成21年7月10日	○	-
103	都祁馬場町	奈良市都祁馬場町（001）土石流警戒区域	平成21年7月10日	○	-
104	都祁馬場町	奈良市都祁馬場町（002）土石流警戒区域	平成21年7月10日	○	-
105	都祁南之庄町	奈良市都祁南之庄町（001）急傾斜地崩壊警戒区域	平成21年7月10日	○	-
106	都祁南之庄町	奈良市都祁南之庄町（002）急傾斜地崩壊警戒区域	平成21年7月10日	○	-
107	都祁南之庄町	奈良市都祁南之庄町（003）急傾斜地崩壊警戒区域	平成21年7月10日	○	-
108	都祁南之庄町	奈良市都祁南之庄町（004）急傾斜地崩壊警戒区域	平成21年7月10日	○	-
109	都祁南之庄町	奈良市都祁南之庄町（005）急傾斜地崩壊警戒区域	平成21年7月10日	○	-

番号	所在地	区域名称	指定年月日	区分	
				警戒	特別
110	都祁南之庄町	奈良市都祁南之庄町（006）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 21 年 7 月 10 日	○	－
111	都祁南之庄町	奈良市都祁南之庄町（007）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 21 年 7 月 10 日	○	－
112	都祁南之庄町	奈良市都祁南之庄町（008）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 21 年 7 月 10 日	○	－
113	都祁南之庄町	奈良市都祁南之庄町（009）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 21 年 7 月 10 日	○	－
114	藺生町	奈良市藺生町（001）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 21 年 7 月 10 日	○	－
115	藺生町	奈良市藺生町（002）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 21 年 7 月 10 日	○	－
116	藺生町	奈良市藺生町（003）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 21 年 7 月 10 日	○	－
117	都祁友田町	奈良市都祁友田町（001）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 21 年 7 月 10 日	○	－
118	都祁友田町	奈良市都祁友田町（002）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 21 年 7 月 10 日	○	－
119	針ヶ別所町	奈良市針ヶ別所町（001）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 21 年 7 月 10 日	○	－
120	針ヶ別所町	奈良市針ヶ別所町（002）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 21 年 7 月 10 日	○	－
121	針ヶ別所町	奈良市針ヶ別所町（003）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 21 年 7 月 10 日	○	－
122	針ヶ別所町	奈良市針ヶ別所町（004）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 21 年 7 月 10 日	○	－
123	針ヶ別所町	奈良市針ヶ別所町（005）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 21 年 7 月 10 日	○	－
124	針ヶ別所町	奈良市針ヶ別所町（006）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 21 年 7 月 10 日	○	－
125	針ヶ別所町	奈良市針ヶ別所町（001）土石流警戒区域	平成 21 年 7 月 10 日	○	－
126	針ヶ別所町	奈良市針ヶ別所町（002）土石流警戒区域	平成 21 年 7 月 10 日	○	－
127	針ヶ別所町	奈良市針ヶ別所町（003）土石流警戒区域	平成 21 年 7 月 10 日	○	－
128	針ヶ別所町	奈良市針ヶ別所町（004）土石流警戒区域	平成 21 年 7 月 10 日	○	－
129	月ヶ瀬尾山	奈良市月ヶ瀬尾山（001）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 21 年 7 月 10 日	○	－
130	月ヶ瀬尾山	奈良市月ヶ瀬尾山（002）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 21 年 7 月 10 日	○	－
131	月ヶ瀬尾山	奈良市月ヶ瀬尾山（003）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 21 年 7 月 10 日	○	－
132	月ヶ瀬尾山	奈良市月ヶ瀬尾山（004）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 21 年 7 月 10 日	○	－
133	月ヶ瀬尾山	奈良市月ヶ瀬尾山（005）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 21 年 7 月 10 日	○	－
134	月ヶ瀬尾山	奈良市月ヶ瀬尾山（006）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 21 年 7 月 10 日	○	－
135	月ヶ瀬尾山	奈良市月ヶ瀬尾山（007）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 21 年 7 月 10 日	○	－
136	月ヶ瀬尾山	奈良市月ヶ瀬尾山（008）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 21 年 7 月 10 日	○	－
137	月ヶ瀬尾山	奈良市月ヶ瀬尾山（009）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 21 年 7 月 10 日	○	－
138	月ヶ瀬尾山	奈良市月ヶ瀬尾山（010）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 21 年 7 月 10 日	○	－
139	月ヶ瀬尾山	奈良市月ヶ瀬尾山（011）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 21 年 7 月 10 日	○	－
140	月ヶ瀬尾山	奈良市月ヶ瀬尾山（012）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 21 年 7 月 10 日	○	－
141	月ヶ瀬尾山	奈良市月ヶ瀬尾山（013）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 21 年 7 月 10 日	○	－
142	月ヶ瀬尾山	奈良市月ヶ瀬尾山（014）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 21 年 7 月 10 日	○	－
143	月ヶ瀬石打	奈良市月ヶ瀬石打（001）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 21 年 7 月 10 日	○	－
144	月ヶ瀬石打	奈良市月ヶ瀬石打（002）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 21 年 7 月 10 日	○	－
145	月ヶ瀬石打	奈良市月ヶ瀬石打（003）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 21 年 7 月 10 日	○	－
146	月ヶ瀬石打	奈良市月ヶ瀬石打（004）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 21 年 7 月 10 日	○	－

番号	所在地	区域名称	指定年月日	区分	
				警戒	特別
147	月ヶ瀬石打	奈良市月ヶ瀬石打（005）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 21 年 7 月 10 日	○	－
148	月ヶ瀬石打	奈良市月ヶ瀬石打（006）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 21 年 7 月 10 日	○	－
149	月ヶ瀬石打	奈良市月ヶ瀬石打（007）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 21 年 7 月 10 日	○	－
150	春日野町	奈良市春日野町（001）土石流警戒区域	平成 21 年 7 月 10 日	○	－
151	春日野町	奈良市春日野町（002）土石流警戒区域	平成 21 年 7 月 10 日	○	－

（平成 26 年度指定 200 件）

【急傾斜地の崩壊】

番号	所在地	区域名称	指定年月日	区分	
				警戒	特別
1	奈良阪町	奈良市奈良阪町（001）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
2	法用町	奈良市法用町（001）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
3	法用町	奈良市法用町（002）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
4	法用町	奈良市法用町（003）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
5	東鳴川町	奈良市東鳴川町（001）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
6	東鳴川町	奈良市東鳴川町（002）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
7	東鳴川町	奈良市東鳴川町（003）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
8	東鳴川町	奈良市東鳴川町（004）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
9	東鳴川町	奈良市東鳴川町（005）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
10	東鳴川町	奈良市東鳴川町（006）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
11	園田町	奈良市園田町（001）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
12	園田町	奈良市園田町（002）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
13	平清水町	奈良市平清水町（001）急傾斜崩壊警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
14	平清水町	奈良市平清水町（002）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
15	高畑町	奈良市高畑町（001）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
16	中ノ川町	奈良市中ノ川町（001）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
17	中ノ川町	奈良市中ノ川町（002）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
18	広岡町	奈良市広岡町（001）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
19	広岡町	奈良市広岡町（002）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
20	杣ノ川町	奈良市杣ノ川町（001）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
21	杣ノ川町	奈良市杣ノ川町（002）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
22	杣ノ川町	奈良市杣ノ川町（003）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
23	杣ノ川町	奈良市杣ノ川町（004）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
24	杣ノ川町	奈良市杣ノ川町（005）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
25	南田原町	奈良市南田原町（001）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
26	柳生町	奈良市柳生町（001）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
27	柳生町	奈良市柳生町（002）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
28	柳生町	奈良市柳生町（003）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
29	柳生町	奈良市柳生町（004）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
30	柳生町	奈良市柳生町（005）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
31	柳生町	奈良市柳生町（006）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
32	柳生町	奈良市柳生町（007）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
33	柳生町	奈良市柳生町（008）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
34	柳生町	奈良市柳生町（009）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
35	柳生町	奈良市柳生町（010）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－

番号	所在地	区域名称	指定年月日	区分	
				警戒	特別
36	柳生町	奈良市柳生町（011）急傾斜地崩壊警戒区域	平成26年8月1日	○	－
37	柳生町・柳生下町	奈良市柳生町（012）急傾斜地崩壊警戒区域	平成26年8月1日	○	－
38	柳生町	奈良市柳生町（013）急傾斜地崩壊警戒区域	平成26年8月1日	○	－
39	柳生下町	奈良市柳生下町（001）急傾斜地崩壊警戒区域	平成26年8月1日	○	－
40	柳生下町	奈良市柳生下町（002）急傾斜地崩壊警戒区域	平成26年8月1日	○	－
41	興ヶ原町	奈良市興ヶ原町（001）急傾斜地崩壊警戒区域	平成26年8月1日	○	－
42	興ヶ原町	奈良市興ヶ原町（002）急傾斜地崩壊警戒区域	平成26年8月1日	○	－
43	興ヶ原町	奈良市興ヶ原町（003）急傾斜地崩壊警戒区域	平成26年8月1日	○	－
44	興ヶ原町	奈良市興ヶ原町（004）急傾斜地崩壊警戒区域	平成26年8月1日	○	－
45	興ヶ原町	奈良市興ヶ原町（005）急傾斜地崩壊警戒区域	平成26年8月1日	○	－
46	興ヶ原町	奈良市興ヶ原町（006）急傾斜地崩壊警戒区域	平成26年8月1日	○	－
47	興ヶ原町	奈良市興ヶ原町（007）急傾斜地崩壊警戒区域	平成26年8月1日	○	－
48	都祁甲岡町	奈良市都祁甲岡町（001）急傾斜地崩壊警戒区域	平成26年8月1日	○	－
49	都祁相河町	奈良市都祁相河町（001）急傾斜地崩壊警戒区域	平成26年8月1日	○	－
50	月ヶ瀬月瀬	奈良市月ヶ瀬月瀬（001）急傾斜地崩壊警戒区域	平成26年8月1日	○	－
51	月ヶ瀬月瀬	奈良市月ヶ瀬月瀬（002）急傾斜地崩壊警戒区域	平成26年8月1日	○	－
52	月ヶ瀬月瀬	奈良市月ヶ瀬月瀬（003）急傾斜地崩壊警戒区域	平成26年8月1日	○	－
53	月ヶ瀬月瀬	奈良市月ヶ瀬月瀬（004）急傾斜地崩壊警戒区域	平成26年8月1日	○	－
54	月ヶ瀬月瀬	奈良市月ヶ瀬月瀬（005）急傾斜地崩壊警戒区域	平成26年8月1日	○	－
55	月ヶ瀬月瀬	奈良市月ヶ瀬月瀬（006）急傾斜地崩壊警戒区域	平成26年8月1日	○	－
56	月ヶ瀬月瀬	奈良市月ヶ瀬月瀬（007）急傾斜地崩壊警戒区域	平成26年8月1日	○	－
57	月ヶ瀬月瀬	奈良市月ヶ瀬月瀬（008）急傾斜地崩壊警戒区域	平成26年8月1日	○	－
58	月ヶ瀬月瀬	奈良市月ヶ瀬月瀬（009）急傾斜地崩壊警戒区域	平成26年8月1日	○	－
59	月ヶ瀬月瀬	奈良市月ヶ瀬月瀬（010）急傾斜地崩壊警戒区域	平成26年8月1日	○	－
60	月ヶ瀬月瀬	奈良市月ヶ瀬月瀬（011）急傾斜地崩壊警戒区域	平成26年8月1日	○	－
61	月ヶ瀬月瀬	奈良市月ヶ瀬月瀬（012）急傾斜地崩壊警戒区域	平成26年8月1日	○	－
62	月ヶ瀬嵩	奈良市月ヶ瀬嵩（001）急傾斜地崩壊警戒区域	平成26年8月1日	○	－
63	月ヶ瀬嵩	奈良市月ヶ瀬嵩（002）急傾斜地崩壊警戒区域	平成26年8月1日	○	－
64	大柳生町	奈良市大柳生町（001）急傾斜地崩壊警戒区域	平成26年8月1日	○	－
65	大柳生町	奈良市大柳生町（002）急傾斜地崩壊警戒区域	平成26年8月1日	○	－
66	大柳生町	奈良市大柳生町（003）急傾斜地崩壊警戒区域	平成26年8月1日	○	－
67	大柳生町	奈良市大柳生町（004）急傾斜地崩壊警戒区域	平成26年8月1日	○	－
68	阪原町	奈良市阪原町（001）急傾斜地崩壊警戒区域	平成26年8月1日	○	－
69	白毫寺町	奈良市白毫寺町（001）急傾斜地崩壊警戒区域	平成26年8月1日	○	－
70	白毫寺町	奈良市白毫寺町（002）急傾斜地崩壊警戒区域	平成26年8月1日	○	－
71	白毫寺町	奈良市白毫寺町（003）急傾斜地崩壊警戒区域	平成26年8月1日	○	－

【土石流】

番号	所在地	区域名称	指定年月日	区分	
				警戒	特別
1	法用町	奈良市法用町（001）土石流警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
2	法用町	奈良市法用町（002）土石流警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
3	法用町	奈良市法用町（003）土石流警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
4	法用町	奈良市法用町（004）土石流警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
5	高畑町	奈良市高畑町（001）土石流警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
6	高畑町	奈良市高畑町（002）土石流警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
7	高畑町	奈良市高畑町（003）土石流警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
8	高畑町	奈良市高畑町（004）土石流警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
9	高畑町	奈良市高畑町（005）土石流警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
10	高畑町	奈良市高畑町（006）土石流警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
11	高畑町	奈良市高畑町（007）土石流警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
12	高畑町	奈良市高畑町（008）土石流警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
13	中ノ川町	奈良市中ノ川町（001）土石流警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
14	中ノ川町	奈良市中ノ川町（002）土石流警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
15	広岡町	奈良市広岡町（001）土石流警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
16	広岡町	奈良市広岡町（002）土石流警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
17	広岡町	奈良市広岡町（003）土石流警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
18	杣ノ川町	奈良市杣ノ川町（001）土石流警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
19	杣ノ川町	奈良市杣ノ川町（002）土石流警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
20	杣ノ川町	奈良市杣ノ川町（003）土石流警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
21	杣ノ川町	奈良市杣ノ川町（004）土石流警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
22	杣ノ川町	奈良市杣ノ川町（005）土石流警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
23	杣ノ川町	奈良市杣ノ川町（006）土石流警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
24	杣ノ川町	奈良市杣ノ川町（007）土石流警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
25	杣ノ川町	奈良市杣ノ川町（008）土石流警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
26	杣ノ川町	奈良市杣ノ川町（009）土石流警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
27	杣ノ川町	奈良市杣ノ川町（010）土石流警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
28	杣ノ川町	奈良市杣ノ川町（011）土石流警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
29	杣ノ川町	奈良市杣ノ川町（012）土石流警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
30	南田原町	奈良市南田原町（001）土石流警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
31	南田原町	奈良市南田原町（002）土石流警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
32	南田原町	奈良市南田原町（003）土石流警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
33	南田原町	奈良市南田原町（004）土石流警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
34	南田原町	奈良市南田原町（005）土石流警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
35	南田原町	奈良市南田原町（006）土石流警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
36	南田原町	奈良市南田原町（007）土石流警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－

番号	所在地	区域名称	指定年月日	区分	
				警戒	特別
37	中之庄町	奈良市中之庄町（001）土石流警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
38	中之庄町	奈良市中之庄町（002）土石流警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
39	中之庄町	奈良市中之庄町（003）土石流警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
40	大野町	奈良市大野町（001）土石流警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
41	柳生町・柳生下町	奈良市柳生町（001）土石流警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
42	柳生町	奈良市柳生町（002）土石流警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
43	柳生町・柳生下町	奈良市柳生町（003）土石流警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
44	柳生町	奈良市柳生町（004）土石流警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
45	柳生町	奈良市柳生町（005）土石流警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
46	柳生町	奈良市柳生町（006）土石流警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
47	柳生町	奈良市柳生町（007）土石流警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
48	柳生町	奈良市柳生町（008）土石流警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
49	柳生町	奈良市柳生町（009）土石流警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
50	柳生町	奈良市柳生町（010）土石流警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
51	柳生町	奈良市柳生町（011）土石流警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
52	柳生町	奈良市柳生町（012）土石流警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
53	柳生町	奈良市柳生町（013）土石流警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
54	柳生町	奈良市柳生町（014）土石流警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
55	柳生町	奈良市柳生町（015）土石流警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
56	柳生町	奈良市柳生町（016）土石流警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
57	柳生町	奈良市柳生町（017）土石流警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
58	柳生町	奈良市柳生町（018）土石流警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
59	柳生町	奈良市柳生町（019）土石流警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
60	柳生町	奈良市柳生町（020）土石流警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
61	柳生町	奈良市柳生町（021）土石流警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
62	柳生町	奈良市柳生町（022）土石流警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
63	柳生町	奈良市柳生町（023）土石流警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
64	柳生町	奈良市柳生町（024）土石流警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
65	柳生下町	奈良市柳生下町（001）土石流警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
66	柳生下町	奈良市柳生下町（002）土石流警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
67	柳生下町	奈良市柳生下町（003）土石流警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
68	柳生下町	奈良市柳生下町（004）土石流警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
69	柳生下町	奈良市柳生下町（005）土石流警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
70	柳生下町・興ヶ原町	奈良市柳生下町（006）土石流警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
71	柳生下町	奈良市柳生下町（007）土石流警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
72	柳生下町・興ヶ原町	奈良市柳生下町（008）土石流警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
73	興ヶ原町	奈良市興ヶ原町（001）土石流警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－

番号	所在地	区域名称	指定年月日	区分	
				警戒	特別
74	興ヶ原町	奈良市興ヶ原町（002）土石流警戒区域	平成26年8月1日	○	－
75	興ヶ原町	奈良市興ヶ原町（003）土石流警戒区域	平成26年8月1日	○	－
76	興ヶ原町	奈良市興ヶ原町（004）土石流警戒区域	平成26年8月1日	○	－
77	興ヶ原町	奈良市興ヶ原町（005）土石流警戒区域	平成26年8月1日	○	－
78	興ヶ原町	奈良市興ヶ原町（006）土石流警戒区域	平成26年8月1日	○	－
79	興ヶ原町	奈良市興ヶ原町（007）土石流警戒区域	平成26年8月1日	○	－
80	興ヶ原町	奈良市興ヶ原町（008）土石流警戒区域	平成26年8月1日	○	－
81	興ヶ原町	奈良市興ヶ原町（009）土石流警戒区域	平成26年8月1日	○	－
82	興ヶ原町	奈良市興ヶ原町（010）土石流警戒区域	平成26年8月1日	○	－
83	興ヶ原町	奈良市興ヶ原町（011）土石流警戒区域	平成26年8月1日	○	－
84	興ヶ原町	奈良市興ヶ原町（012）土石流警戒区域	平成26年8月1日	○	－
85	興ヶ原町	奈良市興ヶ原町（013）土石流警戒区域	平成26年8月1日	○	－
86	興ヶ原町	奈良市興ヶ原町（014）土石流警戒区域	平成26年8月1日	○	－
87	興ヶ原町	奈良市興ヶ原町（015）土石流警戒区域	平成26年8月1日	○	－
88	興ヶ原町	奈良市興ヶ原町（016）土石流警戒区域	平成26年8月1日	○	－
89	興ヶ原町	奈良市興ヶ原町（017）土石流警戒区域	平成26年8月1日	○	－
90	興ヶ原町	奈良市興ヶ原町（018）土石流警戒区域	平成26年8月1日	○	－
91	興ヶ原町	奈良市興ヶ原町（019）土石流警戒区域	平成26年8月1日	○	－
92	興ヶ原町	奈良市興ヶ原町（020）土石流警戒区域	平成26年8月1日	○	－
93	月ヶ瀬月瀬・月ヶ瀬桃香野	奈良市月ヶ瀬月瀬（001）土石流警戒区域	平成26年8月1日	○	－
94	大柳生町	奈良市大柳生町（001）土石流警戒区域	平成26年8月1日	○	－
95	大柳生町	奈良市大柳生町（002）土石流警戒区域	平成26年8月1日	○	－
96	大柳生町	奈良市大柳生町（003）土石流警戒区域	平成26年8月1日	○	－
97	大柳生町	奈良市大柳生町（004）土石流警戒区域	平成26年8月1日	○	－
98	大柳生町	奈良市大柳生町（005）土石流警戒区域	平成26年8月1日	○	－
99	大柳生町	奈良市大柳生町（006）土石流警戒区域	平成26年8月1日	○	－
100	大柳生町	奈良市大柳生町（007）土石流警戒区域	平成26年8月1日	○	－
101	大柳生町	奈良市大柳生町（008）土石流警戒区域	平成26年8月1日	○	－
102	大柳生町	奈良市大柳生町（009）土石流警戒区域	平成26年8月1日	○	－
103	大柳生町	奈良市大柳生町（010）土石流警戒区域	平成26年8月1日	○	－
104	大柳生町	奈良市大柳生町（011）土石流警戒区域	平成26年8月1日	○	－
105	大柳生町	奈良市大柳生町（012）土石流警戒区域	平成26年8月1日	○	－
106	大柳生町	奈良市大柳生町（013）土石流警戒区域	平成26年8月1日	○	－
107	大柳生町	奈良市大柳生町（014）土石流警戒区域	平成26年8月1日	○	－
108	阪原町	奈良市阪原町（001）土石流警戒区域	平成26年8月1日	○	－
109	阪原町	奈良市阪原町（002）土石流警戒区域	平成26年8月1日	○	－
110	阪原町	奈良市阪原町（003）土石流警戒区域	平成26年8月1日	○	－

番号	所在地	区域名称	指定年月日	区分	
				警戒	特別
111	阪原町	奈良市阪原町（004）土石流警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
112	阪原町	奈良市阪原町（005）土石流警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
113	阪原町	奈良市阪原町（006）土石流警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
114	阪原町	奈良市阪原町（007）土石流警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
115	阪原町	奈良市阪原町（008）土石流警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
116	阪原町	奈良市阪原町（009）土石流警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
117	阪原町	奈良市阪原町（010）土石流警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
118	阪原町	奈良市阪原町（011）土石流警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
119	阪原町	奈良市阪原町（012）土石流警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
120	阪原町	奈良市阪原町（013）土石流警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
121	阪原町	奈良市阪原町（014）土石流警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
122	阪原町	奈良市阪原町（015）土石流警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
123	阪原町	奈良市阪原町（016）土石流警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
124	阪原町	奈良市阪原町（017）土石流警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
125	阪原町	奈良市阪原町（018）土石流警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
126	阪原町	奈良市阪原町（019）土石流警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
127	阪原町	奈良市阪原町（020）土石流警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
128	阪原町	奈良市阪原町（021）土石流警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－
129	阪原町	奈良市阪原町（022）土石流警戒区域	平成 26 年 8 月 1 日	○	－

（平成 26 年度指定 285 件）

【急傾斜地の崩壊】

番号	所在地	区域名称	指定年月日	区分	
				警戒	特別
1	下狭川町	奈良市下狭川町（001）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
2	下狭川町	奈良市下狭川町（002）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
3	下狭川町	奈良市下狭川町（003）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
4	下狭川町	奈良市下狭川町（004）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
5	水間町	奈良市水間町（001）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
6	水間町	奈良市水間町（002）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
7	水間町	奈良市水間町（003）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
8	水間町	奈良市水間町（004）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
9	水間町	奈良市水間町（005）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
10	水間町	奈良市水間町（006）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
11	水間町	奈良市水間町（007）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
12	水間町	奈良市水間町（008）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
13	水間町	奈良市水間町（009）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
14	水間町	奈良市水間町（010）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
15	水間町	奈良市水間町（011）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
16	水間町	奈良市水間町（012）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
17	水間町	奈良市水間町（013）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
18	水間町	奈良市水間町（014）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
19	丹生町	奈良市丹生町（001）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
20	丹生町	奈良市丹生町（002）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
21	丹生町	奈良市丹生町（003）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
22	丹生町	奈良市丹生町（004）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
23	丹生町	奈良市丹生町（005）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
24	丹生町	奈良市丹生町（006）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
25	丹生町	奈良市丹生町（007）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
26	丹生町	奈良市丹生町（008）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
27	丹生町	奈良市丹生町（009）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
28	丹生町	奈良市丹生町（010）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
29	丹生町	奈良市丹生町（011）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
30	邑地町	奈良市邑地町（001）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
31	邑地町	奈良市邑地町（002）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
32	邑地町	奈良市邑地町（003）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
33	邑地町	奈良市邑地町（004）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
34	邑地町	奈良市邑地町（005）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
35	邑地町	奈良市邑地町（006）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－

番号	所在地	区域名称	指定年月日	区分	
				警戒	特別
36	邑地町	奈良市邑地町（007）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
37	邑地町	奈良市邑地町（008）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
38	邑地町	奈良市邑地町（009）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
39	西狭川町	奈良市西狭川町（001）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
40	西狭川町	奈良市西狭川町（002）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
41	西狭川町	奈良市西狭川町（003）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
42	西狭川町	奈良市西狭川町（004）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
43	西狭川町	奈良市西狭川町（005）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
44	西狭川町	奈良市西狭川町（006）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
45	狭川両町	奈良市狭川両町（001）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
46	般若寺町川上町	奈良市般若寺町（001）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
47	都祁吐山町	奈良市都祁吐山町（001）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
48	都祁吐山町	奈良市都祁吐山町（002）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
49	都祁吐山町	奈良市都祁吐山町（003）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
50	都祁吐山町	奈良市都祁吐山町（004）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
51	都祁吐山町	奈良市都祁吐山町（005）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
52	都祁吐山町	奈良市都祁吐山町（006）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
53	都祁吐山町	奈良市都祁吐山町（007）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
54	都祁吐山町	奈良市都祁吐山町（008）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
55	都祁吐山町	奈良市都祁吐山町（009）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
56	都祁吐山町	奈良市都祁吐山町（010）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
57	都祁吐山町	奈良市都祁吐山町（011）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
58	都祁吐山町	奈良市都祁吐山町（012）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
59	都祁吐山町	奈良市都祁吐山町（013）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
60	都祁吐山町	奈良市都祁吐山町（014）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
61	都祁吐山町	奈良市都祁吐山町（015）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
62	都祁吐山町	奈良市都祁吐山町（016）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
63	都祁吐山町	奈良市都祁吐山町（017）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
64	都祁吐山町	奈良市都祁吐山町（018）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
65	都祁吐山町	奈良市都祁吐山町（019）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
66	都祁吐山町	奈良市都祁吐山町（020）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
67	都祁吐山町	奈良市都祁吐山町（021）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
68	都祁吐山町	奈良市都祁吐山町（022）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
69	都祁吐山町	奈良市都祁吐山町（023）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
70	都祁吐山町	奈良市都祁吐山町（024）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
71	都祁吐山町	奈良市都祁吐山町（025）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
72	都祁吐山町	奈良市都祁吐山町（026）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－

番号	所在地	区域名称	指定年月日	区分	
				警戒	特別
73	都祁吐山町	奈良市都祁吐山町（027）急傾斜地崩壊警戒区域	平成27年2月3日	○	－
74	都祁吐山町	奈良市都祁吐山町（028）急傾斜地崩壊警戒区域	平成27年2月3日	○	－
75	都祁吐山町	奈良市都祁吐山町（029）急傾斜地崩壊警戒区域	平成27年2月3日	○	－
76	都祁吐山町	奈良市都祁吐山町（030）急傾斜地崩壊警戒区域	平成27年2月3日	○	－
77	都祁吐山町	奈良市都祁吐山町（031）急傾斜地崩壊警戒区域	平成27年2月3日	○	－
78	都祁吐山町	奈良市都祁吐山町（032）急傾斜地崩壊警戒区域	平成27年2月3日	○	－
79	都祁吐山町	奈良市都祁吐山町（033）急傾斜地崩壊警戒区域	平成27年2月3日	○	－
80	荻町	奈良市荻町（001）急傾斜地崩壊警戒区域	平成27年2月3日	○	－
81	荻町	奈良市荻町（002）急傾斜地崩壊警戒区域	平成27年2月3日	○	－
82	荻町	奈良市荻町（003）急傾斜地崩壊警戒区域	平成27年2月3日	○	－
83	荻町	奈良市荻町（004）急傾斜地崩壊警戒区域	平成27年2月3日	○	－
84	荻町	奈良市荻町（005）急傾斜地崩壊警戒区域	平成27年2月3日	○	－
85	荻町	奈良市荻町（006）急傾斜地崩壊警戒区域	平成27年2月3日	○	－
86	荻町	奈良市荻町（007）急傾斜地崩壊警戒区域	平成27年2月3日	○	－
87	荻町	奈良市荻町（008）急傾斜地崩壊警戒区域	平成27年2月3日	○	－
88	荻町	奈良市荻町（009）急傾斜地崩壊警戒区域	平成27年2月3日	○	－
89	荻町	奈良市荻町（010）急傾斜地崩壊警戒区域	平成27年2月3日	○	－
90	荻町	奈良市荻町（011）急傾斜地崩壊警戒区域	平成27年2月3日	○	－
91	荻町	奈良市荻町（012）急傾斜地崩壊警戒区域	平成27年2月3日	○	－
92	荻町	奈良市荻町（013）急傾斜地崩壊警戒区域	平成27年2月3日	○	－
93	荻町	奈良市荻町（014）急傾斜地崩壊警戒区域	平成27年2月3日	○	－
94	荻町	奈良市荻町（015）急傾斜地崩壊警戒区域	平成27年2月3日	○	－
95	荻町	奈良市荻町（016）急傾斜地崩壊警戒区域	平成27年2月3日	○	－
96	荻町	奈良市荻町（017）急傾斜地崩壊警戒区域	平成27年2月3日	○	－
97	都祁馬場町	奈良市都祁馬場町（005）急傾斜地崩壊警戒区域	平成27年2月3日	○	－
98	上深川町	奈良市上深川町（001）急傾斜地崩壊警戒区域	平成27年2月3日	○	－
99	上深川町	奈良市上深川町（002）急傾斜地崩壊警戒区域	平成27年2月3日	○	－
100	上深川町	奈良市上深川町（003）急傾斜地崩壊警戒区域	平成27年2月3日	○	－
101	上深川町	奈良市上深川町（004）急傾斜地崩壊警戒区域	平成27年2月3日	○	－
102	上深川町	奈良市上深川町（005）急傾斜地崩壊警戒区域	平成27年2月3日	○	－
103	上深川町	奈良市上深川町（006）急傾斜地崩壊警戒区域	平成27年2月3日	○	－
104	上深川町	奈良市上深川町（007）急傾斜地崩壊警戒区域	平成27年2月3日	○	－
105	上深川町	奈良市上深川町（008）急傾斜地崩壊警戒区域	平成27年2月3日	○	－
106	上深川町	奈良市上深川町（009）急傾斜地崩壊警戒区域	平成27年2月3日	○	－
107	上深川町	奈良市上深川町（010）急傾斜地崩壊警戒区域	平成27年2月3日	○	－
108	上深川町	奈良市上深川町（011）急傾斜地崩壊警戒区域	平成27年2月3日	○	－
109	上深川町	奈良市上深川町（012）急傾斜地崩壊警戒区域	平成27年2月3日	○	－

番号	所在地	区域名称	指定年月日	区分	
				警戒	特別
110	上深川町	奈良市上深川町（013）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
111	上深川町	奈良市上深川町（014）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
112	上深川町	奈良市上深川町（015）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
113	上深川町	奈良市上深川町（016）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
114	上深川町	奈良市上深川町（017）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
115	下深川町	奈良市下深川町（001）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
116	下深川町	奈良市下深川町（002）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
117	下深川町	奈良市下深川町（003）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
118	下深川町	奈良市下深川町（004）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
119	下深川町	奈良市下深川町（005）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
120	下深川町	奈良市下深川町（006）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
121	下深川町	奈良市下深川町（007）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
122	下深川町	奈良市下深川町（008）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
123	下深川町	奈良市下深川町（009）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
124	下深川町	奈良市下深川町（010）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
125	下深川町	奈良市下深川町（011）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
126	下深川町	奈良市下深川町（012）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
127	下深川町	奈良市下深川町（013）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
128	月ヶ瀬桃香野	奈良市月ヶ瀬桃香野（001）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
129	月ヶ瀬桃香野	奈良市月ヶ瀬桃香野（002）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
130	月ヶ瀬桃香野	奈良市月ヶ瀬桃香野（003）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
131	月ヶ瀬桃香野	奈良市月ヶ瀬桃香野（004）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
132	月ヶ瀬桃香野	奈良市月ヶ瀬桃香野（005）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
133	月ヶ瀬桃香野	奈良市月ヶ瀬桃香野（006）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
134	月ヶ瀬桃香野	奈良市月ヶ瀬桃香野（007）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
135	月ヶ瀬桃香野	奈良市月ヶ瀬桃香野（008）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
136	月ヶ瀬桃香野	奈良市月ヶ瀬桃香野（009）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
137	月ヶ瀬桃香野	奈良市月ヶ瀬桃香野（010）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
138	月ヶ瀬桃香野	奈良市月ヶ瀬桃香野（011）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
139	月ヶ瀬桃香野	奈良市月ヶ瀬桃香野（012）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
140	月ヶ瀬桃香野	奈良市月ヶ瀬桃香野（013）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
141	月ヶ瀬桃香野	奈良市月ヶ瀬桃香野（014）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
142	月ヶ瀬桃香野	奈良市月ヶ瀬桃香野（015）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
143	月ヶ瀬桃香野	奈良市月ヶ瀬桃香野（016）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
144	月ヶ瀬桃香野	奈良市月ヶ瀬桃香野（017）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
145	月ヶ瀬桃香野	奈良市月ヶ瀬桃香野（018）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
146	月ヶ瀬桃香野	奈良市月ヶ瀬桃香野（019）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－

番号	所在地	区域名称	指定年月日	区分	
				警戒	特別
147	月ヶ瀬桃香野	奈良市月ヶ瀬桃香野（020）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
148	月ヶ瀬桃香野	奈良市月ヶ瀬桃香野（021）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
149	月ヶ瀬桃香野	奈良市月ヶ瀬桃香野（022）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
150	月ヶ瀬桃香野	奈良市月ヶ瀬桃香野（023）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
151	月ヶ瀬桃香野	奈良市月ヶ瀬桃香野（024）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
152	月ヶ瀬桃香野	奈良市月ヶ瀬桃香野（025）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
153	月ヶ瀬桃香野	奈良市月ヶ瀬桃香野（026）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
154	月ヶ瀬桃香野	奈良市月ヶ瀬桃香野（027）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
155	月ヶ瀬桃香野	奈良市月ヶ瀬桃香野（028）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
156	月ヶ瀬桃香野	奈良市月ヶ瀬桃香野（029）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
157	月ヶ瀬桃香野	奈良市月ヶ瀬桃香野（030）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
158	月ヶ瀬桃香野	奈良市月ヶ瀬桃香野（031）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
159	月ヶ瀬桃香野	奈良市月ヶ瀬桃香野（032）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
160	月ヶ瀬桃香野	奈良市月ヶ瀬桃香野（033）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
161	月ヶ瀬桃香野	奈良市月ヶ瀬桃香野（034）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－

【土石流】

番号	所在地	区域名称	指定年月日	区分	
				警戒	特別
1	下狭川町	奈良市下狭川町（001）土石流警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
2	下狭川町	奈良市下狭川町（002）土石流警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
3	下狭川町	奈良市下狭川町（003）土石流警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
4	下狭川町	奈良市下狭川町（004）土石流警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
5	下狭川町	奈良市下狭川町（005）土石流警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
6	下狭川町	奈良市下狭川町（006）土石流警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
7	下狭川町	奈良市下狭川町（007）土石流警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
8	水間町	奈良市水間町（001）土石流警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
9	水間町	奈良市水間町（002）土石流警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
10	水間町	奈良市水間町（003）土石流警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
11	水間町	奈良市水間町（004）土石流警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
12	水間町	奈良市水間町（005）土石流警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
13	水間町	奈良市水間町（006）土石流警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
14	水間町	奈良市水間町（007）土石流警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
15	水間町	奈良市水間町（008）土石流警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
16	丹生町	奈良市丹生町（001）土石流警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
17	丹生町	奈良市丹生町（002）土石流警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
18	丹生町	奈良市丹生町（003）土石流警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
19	丹生町	奈良市丹生町（004）土石流警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
20	丹生町	奈良市丹生町（005）土石流警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
21	邑地町	奈良市邑地町（001）土石流警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
22	邑地町	奈良市邑地町（002）土石流警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
23	邑地町	奈良市邑地町（003）土石流警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
24	邑地町	奈良市邑地町（004）土石流警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
25	邑地町	奈良市邑地町（005）土石流警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
26	邑地町	奈良市邑地町（006）土石流警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
27	邑地町	奈良市邑地町（007）土石流警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
28	邑地町	奈良市邑地町（008）土石流警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
29	邑地町	奈良市邑地町（009）土石流警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
30	邑地町	奈良市邑地町（010）土石流警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
31	邑地町	奈良市邑地町（011）土石流警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
32	邑地町	奈良市邑地町（012）土石流警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
33	邑地町	奈良市邑地町（013）土石流警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
34	西狭川町	奈良市西狭川町（001）土石流警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
35	西狭川町	奈良市西狭川町（002）土石流警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
36	西狭川町	奈良市西狭川町（003）土石流警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－

番号	所在地	区域名称	指定年月日	区分	
				警戒	特別
37	西狭川町	奈良市西狭川町（004）土石流警戒区域	平成27年2月3日	○	－
38	中ノ川町	奈良市中ノ川町（003）土石流警戒区域	平成27年2月3日	○	－
39	中ノ川町	奈良市中ノ川町（004）土石流警戒区域	平成27年2月3日	○	－
40	川上町	奈良市川上町（001）土石流警戒区域	平成27年2月3日	○	－
41	川上町	奈良市川上町（002）土石流警戒区域	平成27年2月3日	○	－
42	川上町	奈良市川上町（003）土石流警戒区域	平成27年2月3日	○	－
43	川上町	奈良市川上町（004）土石流警戒区域	平成27年2月3日	○	－
44	米谷町	奈良市米谷町（003）土石流警戒区域	平成27年2月3日	○	－
45	都祁吐山町	奈良市都祁吐山町（001）土石流警戒区域	平成27年2月3日	○	－
46	都祁吐山町	奈良市都祁吐山町（002）土石流警戒区域	平成27年2月3日	○	－
47	都祁吐山町	奈良市都祁吐山町（003）土石流警戒区域	平成27年2月3日	○	－
48	都祁吐山町	奈良市都祁吐山町（004）土石流警戒区域	平成27年2月3日	○	－
49	都祁吐山町	奈良市都祁吐山町（005）土石流警戒区域	平成27年2月3日	○	－
50	都祁吐山町	奈良市都祁吐山町（006）土石流警戒区域	平成27年2月3日	○	－
51	都祁吐山町	奈良市都祁吐山町（007）土石流警戒区域	平成27年2月3日	○	－
52	都祁吐山町	奈良市都祁吐山町（008）土石流警戒区域	平成27年2月3日	○	－
53	都祁吐山町	奈良市都祁吐山町（009）土石流警戒区域	平成27年2月3日	○	－
54	都祁吐山町	奈良市都祁吐山町（010）土石流警戒区域	平成27年2月3日	○	－
55	都祁吐山町	奈良市都祁吐山町（011）土石流警戒区域	平成27年2月3日	○	－
56	都祁吐山町	奈良市都祁吐山町（012）土石流警戒区域	平成27年2月3日	○	－
57	都祁吐山町	奈良市都祁吐山町（013）土石流警戒区域	平成27年2月3日	○	－
58	都祁吐山町	奈良市都祁吐山町（014）土石流警戒区域	平成27年2月3日	○	－
59	都祁吐山町	奈良市都祁吐山町（015）土石流警戒区域	平成27年2月3日	○	－
60	都祁吐山町	奈良市都祁吐山町（016）土石流警戒区域	平成27年2月3日	○	－
61	都祁吐山町	奈良市都祁吐山町（017）土石流警戒区域	平成27年2月3日	○	－
62	都祁吐山町	奈良市都祁吐山町（018）土石流警戒区域	平成27年2月3日	○	－
63	都祁吐山町	奈良市都祁吐山町（019）土石流警戒区域	平成27年2月3日	○	－
64	都祁吐山町	奈良市都祁吐山町（020）土石流警戒区域	平成27年2月3日	○	－
65	都祁吐山町	奈良市都祁吐山町（021）土石流警戒区域	平成27年2月3日	○	－
66	都祁吐山町	奈良市都祁吐山町（022）土石流警戒区域	平成27年2月3日	○	－
67	都祁吐山町	奈良市都祁吐山町（023）土石流警戒区域	平成27年2月3日	○	－
68	都祁吐山町	奈良市都祁吐山町（024）土石流警戒区域	平成27年2月3日	○	－
69	荻町	奈良市荻町（001）土石流警戒区域	平成27年2月3日	○	－
70	荻町	奈良市荻町（002）土石流警戒区域	平成27年2月3日	○	－
71	荻町	奈良市荻町（003）土石流警戒区域	平成27年2月3日	○	－
72	荻町	奈良市荻町（004）土石流警戒区域	平成27年2月3日	○	－
73	荻町	奈良市荻町（005）土石流警戒区域	平成27年2月3日	○	－

番号	所在地	区域名称	指定年月日	区分	
				警戒	特別
74	荻町	奈良市荻町（006）土石流警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
75	荻町	奈良市荻町（007）土石流警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
76	荻町	奈良市荻町（008）土石流警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
77	荻町	奈良市荻町（009）土石流警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
78	荻町	奈良市荻町（010）土石流警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
79	荻町	奈良市荻町（011）土石流警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
80	荻町	奈良市荻町（012）土石流警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
81	上深川町	奈良市上深川町（001）土石流警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
82	上深川町	奈良市上深川町（002）土石流警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
83	上深川町	奈良市上深川町（003）土石流警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
84	上深川町	奈良市上深川町（004）土石流警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
85	上深川町	奈良市上深川町（005）土石流警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
86	上深川町	奈良市上深川町（006）土石流警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
87	上深川町	奈良市上深川町（007）土石流警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
88	上深川町	奈良市上深川町（008）土石流警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
89	上深川町	奈良市上深川町（009）土石流警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
90	上深川町	奈良市上深川町（010）土石流警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
91	上深川町	奈良市上深川町（011）土石流警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
92	上深川町	奈良市上深川町（012）土石流警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
93	上深川町	奈良市上深川町（013）土石流警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
94	上深川町	奈良市上深川町（014）土石流警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
95	上深川町	奈良市上深川町（015）土石流警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
96	上深川町	奈良市上深川町（016）土石流警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
97	上深川町	奈良市上深川町（017）土石流警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
98	上深川町	奈良市上深川町（018）土石流警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
99	上深川町	奈良市上深川町（019）土石流警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
100	上深川町	奈良市上深川町（020）土石流警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
101	上深川町	奈良市上深川町（021）土石流警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
102	上深川町	奈良市上深川町（022）土石流警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
103	上深川町	奈良市上深川町（023）土石流警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
104	上深川町	奈良市上深川町（024）土石流警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
105	上深川町	奈良市上深川町（025）土石流警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
106	上深川町	奈良市上深川町（026）土石流警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
107	上深川町	奈良市上深川町（027）土石流警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
108	上深川町	奈良市上深川町（028）土石流警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
109	上深川町	奈良市上深川町（029）土石流警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
110	上深川町	奈良市上深川町（030）土石流警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－

番号	所在地	区域名称	指定年月日	区分	
				警戒	特別
111	上深川町	奈良市上深川町（031）土石流警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
112	下深川町	奈良市下深川町（001）土石流警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
113	下深川町	奈良市下深川町（002）土石流警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
114	下深川町	奈良市下深川町（003）土石流警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
115	下深川町	奈良市下深川町（004）土石流警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
116	下深川町	奈良市下深川町（005）土石流警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
117	下深川町	奈良市下深川町（006）土石流警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
118	下深川町	奈良市下深川町（007）土石流警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
119	月ヶ瀬桃香野	奈良市月ヶ瀬桃香野（001）土石流警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
120	月ヶ瀬桃香野	奈良市月ヶ瀬桃香野（002）土石流警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
121	月ヶ瀬桃香野	奈良市月ヶ瀬桃香野（003）土石流警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
122	月ヶ瀬桃香野	奈良市月ヶ瀬桃香野（004）土石流警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
123	月ヶ瀬桃香野	奈良市月ヶ瀬桃香野（005）土石流警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－
124	月ヶ瀬桃香野	奈良市月ヶ瀬桃香野（006）土石流警戒区域	平成 27 年 2 月 3 日	○	－

（平成 26 年度指定 11 件）

【地滑り】

番号	所在地	区域名称	指定年月日	区分	
				警戒	特別
1	下狭川町	奈良市下狭川町（001）地滑り警戒区域	平成 27 年 3 月 10 日	○	－
2	西狭川町	奈良市西狭川町（001）地滑り警戒区域	平成 27 年 3 月 10 日	○	－
3	狭川両町	奈良市狭川両町（001）地滑り警戒区域	平成 27 年 3 月 10 日	○	－
4	鹿野園町	奈良市鹿野園町（001）地滑り警戒区域	平成 27 年 3 月 10 日	○	－
5	川上町	奈良市川上町（001）地滑り警戒区域	平成 27 年 3 月 10 日	○	－
6	興隆寺町	奈良市興隆寺町（001）地滑り警戒区域	平成 27 年 3 月 10 日	○	－
7	米谷町	奈良市米谷町（001）地滑り警戒区域	平成 27 年 3 月 10 日	○	－
8	白毫寺町	奈良市白毫寺町（001）地滑り警戒区域	平成 27 年 3 月 10 日	○	－
9	大野町・中之庄町・日笠町・南田原町	奈良市大野町（001）地滑り警戒区域	平成 27 年 3 月 10 日	○	－
10	中畑町	奈良市中畑町（001）地滑り警戒区域	平成 27 年 3 月 10 日	○	－
11	月ヶ瀬桃香野	奈良市月ヶ瀬桃香野（001）地滑り警戒区域	平成 27 年 3 月 10 日	○	－

平成 27 年度指定 128 件）

【急傾斜地の崩壊】

番号	所在地	区域名称	指定年月日	区分	
				警戒	特別
1	法蓮町	奈良市法蓮町（001）急傾斜地崩壊警戒区域	平成27年5月29日	○	—
2	法蓮町	奈良市法蓮町（002）急傾斜地崩壊警戒区域	平成27年5月29日	○	—
3	法蓮町	奈良市法蓮町（003）急傾斜地崩壊警戒区域	平成27年5月29日	○	—
4	三松町	奈良市三松町（001）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成27年5月29日	○	○
5	邑地町	奈良市邑地町（001）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年3月25日	○	○
6	邑地町	奈良市邑地町（002）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年3月25日	○	○
~~7~~	~~邑地町~~	~~奈良市邑地町（003）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域~~	~~平成28年3月25日~~	~~○~~	~~○~~
8	邑地町	奈良市邑地町（004）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年3月25日	○	○
9	邑地町	奈良市邑地町（005）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年3月25日	○	○
10	邑地町	奈良市邑地町（006）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年3月25日	○	○
11	邑地町	奈良市邑地町（007）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年3月25日	○	○
12	邑地町	奈良市邑地町（008）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年3月25日	○	○
13	邑地町	奈良市邑地町（009）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年3月25日	○	○
14	大保町	奈良市大保町（002）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年3月25日	○	○
15	大保町	奈良市大保町（010）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年3月25日	○	○
16	大保町	奈良市大保町（011）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年3月25日	○	○
17	大保町	奈良市大保町（015）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年3月25日	○	○
18	大保町	奈良市大保町（017）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年3月25日	○	○
19	大柳生町	奈良市大柳生町（001）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年3月25日	○	○
20	大柳生町	奈良市大柳生町（002）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年3月25日	○	○
~~21~~	~~大柳生町~~	~~奈良市大柳生町（003）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域~~	~~平成28年3月25日~~	~~○~~	~~○~~

番号	所在地	区域名称	指定年月日	区分	
				警戒	特別
22	大柳生町	奈良市大柳生町（004）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年3月25日	○	○
23	興ヶ原町	奈良市興ヶ原町（001）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年3月25日	○	○
24	興ヶ原町	奈良市興ヶ原町（002）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年3月25日	○	○
25	興ヶ原町	奈良市興ヶ原町（004）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年3月25日	○	○
26	興ヶ原町	奈良市興ヶ原町（005）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年3月25日	○	○
27	興ヶ原町	奈良市興ヶ原町（006）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年3月25日	○	○
28	興ヶ原町	奈良市興ヶ原町（007）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年3月25日	○	○
29	北野山町	奈良市北野山町（001）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年3月25日	○	○
30	沓掛町・此瀬町	奈良市沓掛町（001）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年3月25日	○	○
31	此瀬町・誓多林町	奈良市此瀬町（001）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年3月25日	○	○
32	此瀬町	奈良市此瀬町（002）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年3月25日	○	○
33	下狭川町	奈良市下狭川町（001）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年3月25日	○	○
34	下狭川町	奈良市下狭川町（002）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年3月25日	○	○
35	下狭川町	奈良市下狭川町（003）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年3月25日	○	○
36	誓多林町	奈良市誓多林町（001）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年3月25日	○	○
37	誓多林町	奈良市誓多林町（002）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年3月25日	○	○
38	誓多林町	奈良市誓多林町（003）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年3月25日	○	○
39	誓多林町	奈良市誓多林町（004）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年3月25日	○	○
40	誓多林町	奈良市誓多林町（005）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年3月25日	○	○
41	杣ノ川町	奈良市杣ノ川町（001）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年3月25日	○	○
42	杣ノ川町	奈良市杣ノ川町（002）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年3月25日	○	○

番号	所在地	区域名称	指定年月日	区分	
				警戒	特別
43	杣ノ川町	奈良市杣ノ川町（003）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年3月25日	○	○
44	杣ノ川町	奈良市杣ノ川町（004）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年3月25日	○	○
45	杣ノ川町	奈良市杣ノ川町（005）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年3月25日	○	○
46	大慈仙町	奈良市大慈仙町（001）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年3月25日	○	○
47	大慈仙町	奈良市大慈仙町（006）急傾斜地崩壊警戒区域・ 特別警戒区域	平成28年3月25日	○	○
48	大慈仙町	奈良市大慈仙町（008）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年3月25日	○	○
49	月ヶ瀬月瀬	奈良市月ヶ瀬月瀬（011）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年3月25日	○	○
50	月ヶ瀬長引	奈良市月ヶ瀬長引（001）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年3月25日	○	○
51	月ヶ瀬長引	奈良市月ヶ瀬長引（002）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年3月25日	○	○
52	月ヶ瀬長引	奈良市月ヶ瀬長引（003）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年3月25日	○	○
53	忍辱山町	奈良市忍辱山町（004）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年3月25日	○	○
54	忍辱山町	奈良市忍辱山町（006）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年3月25日	○	○
55	日笠町	奈良市日笠町（001）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年3月25日	○	○
56	南田原町	奈良市南田原町（001）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年3月25日	○	○
57	柳生下町	奈良市柳生下町（001）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年3月25日	○	○
58	柳生下町	奈良市柳生下町（002）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年3月25日	○	○
59	横田町	奈良市横田町（001）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成28年3月25日	○	○

【土石流】

番号	所在地	区域名称	指定年月日	区分	
				警戒	特別
1	邑地町	奈良市邑地町（001）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成28年3月25日	○	○
2	邑地町	奈良市邑地町（002）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成28年3月25日	○	○
3	邑地町	奈良市邑地町（003）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成28年3月25日	○	○
4	邑地町	奈良市邑地町（004）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成28年3月25日	○	○
5	邑地町	奈良市邑地町（005）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成28年3月25日	○	○
6	邑地町	奈良市邑地町（006）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成28年3月2日	○	○
7	邑地町	奈良市邑地町（008）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成28年3月25日	○	○
8	邑地町	奈良市邑地町（009）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成28年3月25日	○	○
9	邑地町	奈良市邑地町（011）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成28年3月25日	○	○
10	邑地町･月ヶ瀬桃香野	奈良市邑地町（012）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成28年3月25日	○	○
11	邑地町	奈良市邑地町（013）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成28年3月25日	○	○
12	大保町・阪原町	奈良市大保町（001）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成28年3月25日	○	○
13	大保町・阪原町	奈良市大保町（002）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成28年3月25日	○	○
14	大保町・阪原町	奈良市大保町（003）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成28年3月25日	○	○
15	大保町・阪原町	奈良市大保町（004）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成28年3月25日	○	○
16	大保町・阪原町	奈良市大保町（005）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成28年3月25日	○	○
17	大保町	奈良市大保町（017）土石流警戒区域	平成28年3月25日	○	－
18	大保町	奈良市大保町（018）土石流警戒区域	平成28年3月25日	○	－
19	大保町	奈良市大保町（022）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成28年3月25日	○	○
20	大柳生町	奈良市大柳生町（001）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成28年3月25日	○	○
21	大柳生町	奈良市大柳生町（002）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成28年3月25日	○	○
22	大柳生町	奈良市大柳生町（003）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成28年3月25日	○	○
23	大柳生町	奈良市大柳生町（004）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成28年3月25日	○	○
24	大柳生町	奈良市大柳生町（005）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成28年3月25日	○	○
25	大柳生町	奈良市大柳生町（006）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成28年3月25日	○	○
26	大柳生町	奈良市大柳生町（008）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成28年3月25日	○	○
27	大柳生町	奈良市大柳生町（009）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成28年3月25日	○	○
28	大柳生町	奈良市大柳生町（010）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成28年3月25日	○	○
29	大柳生町	奈良市大柳生町（011）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成28年3月25日	○	○
30	大柳生町	奈良市大柳生町（012）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成28年3月25日	○	○
31	大柳生町	奈良市大柳生町（013）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成28年3月25日	○	○
32	大柳生町	奈良市大柳生町（014）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成28年3月25日	○	○
33	興ヶ原町	奈良市興ヶ原町（001）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成28年3月25日	○	○

番号	所在地	区域名称	指定年月日	区分	
				警戒	特別
34	興ヶ原町	奈良市興ヶ原町（002）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成28年3月25日	○	○
35	興ヶ原町	奈良市興ヶ原町（003）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成28年3月25日	○	○
36	興ヶ原町	奈良市興ヶ原町（005）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成28年3月25日	○	○
37	興ヶ原町	奈良市興ヶ原町（006)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成28年3月25日	○	○
38	興ヶ原町	奈良市興ヶ原町（007）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成28年3月25日	○	○
39	興ヶ原町	奈良市興ヶ原町（008）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成28年3月25日	○	○
40	興ヶ原町	奈良市興ヶ原町（010）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成28年3月25日	○	○
41	興ヶ原町	奈良市興ヶ原町（011）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成28年3月25日	○	○
42	興ヶ原町	奈良市興ヶ原町（013）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成28年3月25日	○	○
43	興ヶ原町	奈良市興ヶ原町（016）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成28年3月25日	○	○
44	興ヶ原町	奈良市興ヶ原町（017）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成28年3月25日	○	○
45	興ヶ原町	奈良市興ヶ原町（018）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成28年3月25日	○	○
46	興ヶ原町	奈良市興ヶ原町（019）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成28年3月25日	○	○
47	興ヶ原町	奈良市興ヶ原町（020）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成28年3月25日	○	○
48	此瀬町	奈良市此瀬町（001）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成28年3月25日	○	○
49	此瀬町	奈良市此瀬町（003） 土石流警戒区域・特別警戒区域	平成28年3月25日	○	○
50	下狭川町	奈良市下狭川町（001)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成28年3月25日	○	○
51	下狭川町	奈良市下狭川町（002）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成28年3月25日	○	○
52	誓多林町･大慈仙町	奈良市誓多林町（006）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成28年3月25日	○	○
53	杣ノ川町･山田町	奈良市杣ノ川町（006）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成28年3月25日	○	○
54	杣ノ川町･山田町	奈良市杣ノ川町（007）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成28年3月25日	○	○
55	杣ノ川町	奈良市杣ノ川町（008）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成28年3月25日	○	○
56	杣ノ川町･山田町	奈良市杣ノ川町（009）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成28年3月25日	○	○
57	杣ノ川町･山田町	奈良市杣ノ川町（010）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成28年3月25日	○	○
58	杣ノ川町･山田町	奈良市杣ノ川町（011）土石流警戒区域・別警戒区域	平成28年3月25日	○	○
59	杣ノ川町･山田町	奈良市杣ノ川町（012）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成28年3月25日	○	○
60	西狭川町･下狭川町	奈良市西狭川町（004）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成28年3月25日	○	○
61	日笠町	奈良市日笠町（002）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成28年3月25日	○	○
62	南田原町	奈良市南田原町（002）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成28年3月25日	○	○
63	南田原町	奈良市南田原町（004）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成28年3月25日	○	○
64	南田原町	奈良市南田原町（005）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成28年3月25日	○	○
65	南田原町	奈良市南田原町（006）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成28年3月25日	○	○
66	南田原町	奈良市南田原町（007）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成28年3月25日	○	○
67	柳生下町	奈良市柳生下町（002）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成28年3月25日	○	○

番号	所在地	区域名称	指定年月日	区分	
				警戒	特別
68	柳生下町	奈良市柳生下町（004）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成28年3月25日	○	○
69	柳生下町・興ヶ原町	奈良市柳生下町（008）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成28年3月25日	○	○

（平成 28 年度指定 16 件）

【急傾斜地の崩壊】

番号	所在地	区域名称	指定年月日	区分	
				警戒	特別
1	丹生町	奈良市丹生町（001）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成29年1月27日	○	○
2	丹生町	奈良市丹生町（002）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成29年1月27日	○	○
3	丹生町	奈良市丹生町（003）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成29年1月27日	○	○
4	丹生町	奈良市丹生町（004）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成29年1月27日	○	○
5	丹生町	奈良市丹生町（005）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成29年1月27日	○	○
6	丹生町	奈良市丹生町（006）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成29年1月27日	○	○
7	丹生町	奈良市丹生町（007）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成29年1月27日	○	○
8	丹生町	奈良市丹生町（008）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成29年1月27日	○	○
9	丹生町	奈良市丹生町（009）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成29年1月27日	○	○
10	丹生町	奈良市丹生町（010）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成29年1月27日	○	○
11	丹生町	奈良市丹生町（011）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成29年1月27日	○	○

【土石流】

番号	所在地	区域名称	指定年月日	区分	
				警戒	特別
1	丹生町	奈良市丹生町（001）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成29年1月27日	○	○
2	丹生町	奈良市丹生町（002）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成29年1月27日	○	○
3	丹生町	奈良市丹生町（003）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成29年1月27日	○	○
4	丹生町	奈良市丹生町（004）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成29年1月27日	○	○
5	丹生町	奈良市丹生町（005）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成29年1月27日	○	○

（平成 30 年 11 月 2 日指定 183 件）

番号	所在地	区域名称	指定年月日	区分	
				警戒	特別
1	大和田町	奈良市大和田町（001）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成 30 年 11 月 2 日	○	○
2	大和田町	奈良市大和田町（002）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成 30 年 11 月 2 日	○	○
3	高畑町	奈良市高畑町（001）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成 30 年 11 月 2 日	○	○
4	白毫寺町	奈良市白毫寺町（001）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成 30 年 11 月 2 日	○	○
5	白毫寺町	奈良市白毫寺町（002）急傾斜地崩壊警戒区域	平成 30 年 11 月 2 日	○	—
6	白毫寺町	奈良市白毫寺町（003）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成 30 年 11 月 2 日	○	○
7	長谷町	奈良市長谷町（001）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成 30 年 11 月 2 日	○	○
8	長谷町	奈良市長谷町（002）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成 30 年 11 月 2 日	○	○
9	長谷町	奈良市長谷町（003）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成 30 年 11 月 2 日	○	○
10	長谷町	奈良市長谷町（004）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成 30 年 11 月 2 日	○	○
11	長谷町	奈良市長谷町（005）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成 30 年 11 月 2 日	○	○
12	長谷町	奈良市長谷町（006）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成 30 年 11 月 2 日	○	○
13	長谷町	奈良市長谷町（007）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成 30 年 11 月 2 日	○	○
14	長谷町	奈良市長谷町（008）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成 30 年 11 月 2 日	○	○
15	長谷町	奈良市長谷町（009）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成 30 年 11 月 2 日	○	○
16	矢田原町	奈良市矢田原町（001）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成 30 年 11 月 2 日	○	○
17	矢田原町	奈良市矢田原町（002）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成 30 年 11 月 2 日	○	○
18	矢田原町	奈良市矢田原町（003）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成 30 年 11 月 2 日	○	○
19	水間町	奈良市水間町（001）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成 30 年 11 月 2 日	○	○
20	水間町	奈良市水間町（002）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成 30 年 11 月 2 日	○	○

番号	所在地	区域名称	指定年月日	区分	
				警戒	特別
21	水間町	奈良市水間町（003）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
22	水間町	奈良市水間町（004）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
23	水間町	奈良市水間町（006）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
24	水間町	奈良市水間町（007）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
25	水間町	奈良市水間町（008）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
26	水間町	奈良市水間町（009）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
27	水間町	奈良市水間町（010）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
28	水間町	奈良市水間町（011）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
29	水間町	奈良市水間町（012）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
30	水間町	奈良市水間町（013）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
31	水間町	奈良市水間町（014）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
32	別所町	奈良市別所町（001）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
33	別所町	奈良市別所町（002）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
34	和田町	奈良市和田町（001）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
35	和田町	奈良市和田町（002）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
36	和田町	奈良市和田町（003）急傾斜地崩壊警戒区域	平成30年11月2日	○	—
37	柳生町	奈良市柳生町（001）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
38	柳生町	奈良市柳生町（002）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
39	柳生町	奈良市柳生町（003）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
40	柳生町	奈良市柳生町（004）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
41	柳生町	奈良市柳生町（005）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○

番号	所在地	区域名称	指定年月日	区分	
				警戒	特別
42	柳生町	奈良市柳生町（006）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
43	柳生町	奈良市柳生町（007）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
44	柳生町	奈良市柳生町（008）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
45	柳生町	奈良市柳生町（009）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
46	柳生町	奈良市柳生町（010）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
47	柳生町	奈良市柳生町（011）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
48	柳生町	奈良市柳生町（012）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
49	柳生町	奈良市柳生町（013）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
50	阪原町	奈良市阪原町（001）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
51	月ヶ瀬石打	奈良市月ヶ瀬石打（001）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
52	月ヶ瀬石打	奈良市月ヶ瀬石打（002）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
53	月ヶ瀬石打	奈良市月ヶ瀬石打（003）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
54	月ヶ瀬石打	奈良市月ヶ瀬石打（004）急傾斜地崩壊警戒区域	平成30年11月2日	○	―
55	月ヶ瀬石打	奈良市月ヶ瀬石打（005）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
56	月ヶ瀬石打	奈良市月ヶ瀬石打（006）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
57	月ヶ瀬石打	奈良市月ヶ瀬石打（007）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
58	月ヶ瀬桃香野	奈良市月ヶ瀬桃香野（001）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
59	月ヶ瀬桃香野	奈良市月ヶ瀬桃香野（002）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
60	月ヶ瀬桃香野	奈良市月ヶ瀬桃香野（003）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
61	月ヶ瀬桃香野	奈良市月ヶ瀬桃香野（004）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
62	月ヶ瀬桃香野	奈良市月ヶ瀬桃香野（005）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○

番号	所在地	区域名称	指定年月日	区分	
				警戒	特別
63	月ヶ瀬桃香野	奈良市月ヶ瀬桃香野（006）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
64	月ヶ瀬桃香野	奈良市月ヶ瀬桃香野（007）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
65	月ヶ瀬桃香野	奈良市月ヶ瀬桃香野（008）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
66	月ヶ瀬桃香野	奈良市月ヶ瀬桃香野（009）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
67	月ヶ瀬桃香野	奈良市月ヶ瀬桃香野（010）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
68	月ヶ瀬桃香野	奈良市月ヶ瀬桃香野（011）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
69	月ヶ瀬桃香野	奈良市月ヶ瀬桃香野（012）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
70	月ヶ瀬桃香野	奈良市月ヶ瀬桃香野（013）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
71	月ヶ瀬桃香野	奈良市月ヶ瀬桃香野（014）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
72	月ヶ瀬桃香野	奈良市月ヶ瀬桃香野（015）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
73	月ヶ瀬桃香野	奈良市月ヶ瀬桃香野（016）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
74	月ヶ瀬桃香野	奈良市月ヶ瀬桃香野（017）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
75	月ヶ瀬桃香野	奈良市月ヶ瀬桃香野（018）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
76	月ヶ瀬桃香野	奈良市月ヶ瀬桃香野（019）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
77	月ヶ瀬桃香野	奈良市月ヶ瀬桃香野（020）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
78	月ヶ瀬桃香野	奈良市月ヶ瀬桃香野（021）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
79	月ヶ瀬桃香野	奈良市月ヶ瀬桃香野（022）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
80	月ヶ瀬桃香野	奈良市月ヶ瀬桃香野（023）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
81	月ヶ瀬桃香野	奈良市月ヶ瀬桃香野（024）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
82	月ヶ瀬桃香野	奈良市月ヶ瀬桃香野（025）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
83	月ヶ瀬桃香野	奈良市月ヶ瀬桃香野（026）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○

番号	所在地	区域名称	指定年月日	区分	
				警戒	特別
84	月ヶ瀬桃香野	奈良市月ヶ瀬桃香野（027）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
85	月ヶ瀬桃香野	奈良市月ヶ瀬桃香野（028）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
86	月ヶ瀬桃香野	奈良市月ヶ瀬桃香野（029）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
87	月ヶ瀬桃香野	奈良市月ヶ瀬桃香野（030）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
88	月ヶ瀬桃香野	奈良市月ヶ瀬桃香野（031）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
89	月ヶ瀬桃香野	奈良市月ヶ瀬桃香野（032）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
90	月ヶ瀬桃香野	奈良市月ヶ瀬桃香野（033）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
91	月ヶ瀬桃香野	奈良市月ヶ瀬桃香野（034）急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
92	高畑町・春日野町	奈良市高畑町（001）土石流警戒区域	平成30年11月2日	○	—
93	高畑町・白毫寺町・春日野町	奈良市高畑町（002）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
94	高畑町・白毫寺町・春日野町	奈良市高畑町（003）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
95	高畑町・白毫寺町・春日野町	奈良市高畑町（004）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
96	高畑町・白毫寺町・春日野町	奈良市高畑町（005）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
97	高畑町・白毫寺町・春日野町	奈良市高畑町（006）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
98	高畑町・白毫寺町・春日野町	奈良市高畑町（007）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
99	高畑町	奈良市高畑町（008）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
100	長谷町	奈良市長谷町（001）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
101	長谷町	奈良市長谷町（002）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
102	長谷町	奈良市長谷町（003）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
103	長谷町	奈良市長谷町（004）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
104	長谷町	奈良市長谷町（005）土石流警戒区域	平成30年11月2日	○	—

番号	所在地	区域名称	指定年月日	区分	
				警戒	特別
105	長谷町	奈良市長谷町（006）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
106	長谷町	奈良市長谷町（007）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
107	長谷町	奈良市長谷町（008）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
108	長谷町	奈良市長谷町（009）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
109	長谷町	奈良市長谷町（010）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
110	矢田原町	奈良市矢田原町（001）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
111	矢田原町	奈良市矢田原町（002）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
112	矢田原町	奈良市矢田原町（003）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
113	矢田原町	奈良市矢田原町（004）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
114	矢田原町	奈良市矢田原町（005）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
115	矢田原町	奈良市矢田原町（006）土石流警戒区域	平成30年11月2日	○	—
116	水間町	奈良市水間町（001）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
117	水間町	奈良市水間町（002）土石流警戒区域	平成30年11月2日	○	—
118	水間町・大保町・丹生町	奈良市水間町（003）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
119	水間町	奈良市水間町（005）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
120	大野町・此瀬町・中貫町・中之庄町・日笠町・横田町	奈良市大野町（001）土石流警戒区域	平成30年11月2日	○	—
121	中之庄町・大野町・横田町	奈良市中之庄町（001）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
122	中之庄町・横田町	奈良市中之庄町（002）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
123	中之庄町・大野町・横田町	奈良市中之庄町（003）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
124	別所町	奈良市別所町（001）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
125	別所町	奈良市別所町（002）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○

番号	所在地	区域名称	指定年月日	区分	
				警戒	特別
126	別所町	奈良市別所町（003）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
127	別所町	奈良市別所町（004）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
128	別所町	奈良市別所町（005）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
129	別所町	奈良市別所町（006）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
130	別所町	奈良市別所町（007）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
131	和田町	奈良市和田町（001）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
132	柳生町・柳生下町	奈良市柳生町（001）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
133	柳生町	奈良市柳生町（002）土石流警戒区域	平成30年11月2日	○	—
134	柳生町・柳生下町	奈良市柳生町（003）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
135	柳生町・柳生下町	奈良市柳生町（004）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
136	柳生町・柳生下町	奈良市柳生町（005）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
137	柳生町・柳生下町	奈良市柳生町（006）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
138	柳生町	奈良市柳生町（007）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
139	柳生町	奈良市柳生町（008）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
140	柳生町・柳生下町	奈良市柳生町（009）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
141	柳生町	奈良市柳生町（010）土石流警戒区域	平成30年11月2日	○	—
142	柳生町	奈良市柳生町（011）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
143	柳生町	奈良市柳生町（012）土石流警戒区域	平成30年11月2日	○	—
144	柳生町	奈良市柳生町（013）土石流警戒区域	平成30年11月2日	○	—
145	柳生町	奈良市柳生町（014）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
146	柳生町	奈良市柳生町（015）土石流警戒区域	平成30年11月2日	○	—
147	柳生町	奈良市柳生町（016）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○

番号	所在地	区域名称	指定年月日	区分	
				警戒	特別
148	柳生町	奈良市柳生町（017）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
149	柳生町	奈良市柳生町（018）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
150	柳生町・柳生下町	奈良市柳生町（019）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
151	柳生町・柳生下町	奈良市柳生町（020）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
152	柳生町	奈良市柳生町（021）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
153	柳生町	奈良市柳生町（022）土石流警戒区域	平成30年11月2日	○	—
154	柳生町	奈良市柳生町（023）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
155	柳生町	奈良市柳生町（024）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
156	阪原町	奈良市阪原町（001）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
157	阪原町	奈良市阪原町（002）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
158	阪原町	奈良市阪原町（003）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
159	阪原町	奈良市阪原町（004）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
160	阪原町	奈良市阪原町（005）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
161	阪原町	奈良市阪原町（006）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
162	阪原町	奈良市阪原町（007）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
163	阪原町	奈良市阪原町（008）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
164	阪原町	奈良市阪原町（009）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
165	阪原町	奈良市阪原町（010）土石流警戒区域	平成30年11月2日	○	—
166	阪原町	奈良市阪原町（011）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
167	阪原町	奈良市阪原町（012）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
168	阪原町	奈良市阪原町（013）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
169	阪原町・大柳生町	奈良市阪原町（014）土石流警戒区域	平成30年11月2日	○	—

番号	所在地	区域名称	指定年月日	区分	
				警戒	特別
170	阪原町・大柳生町	奈良市阪原町（015）土石流警戒区域	平成30年11月2日	○	—
171	阪原町	奈良市阪原町（016）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
172	阪原町	奈良市阪原町（017）土石流警戒区域	平成30年11月2日	○	—
173	阪原町	奈良市阪原町（018）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
174	阪原町	奈良市阪原町（019）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
175	阪原町	奈良市阪原町（020）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
176	阪原町	奈良市阪原町（021）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
177	阪原町	奈良市阪原町（022）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
178	月ヶ瀬桃香野	奈良市月ヶ瀬桃香野（001）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
179	月ヶ瀬桃香野	奈良市月ヶ瀬桃香野（002）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
180	月ヶ瀬桃香野	奈良市月ヶ瀬桃香野（003）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
181	月ヶ瀬桃香野	奈良市月ヶ瀬桃香野（004）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
182	月ヶ瀬桃香野	奈良市月ヶ瀬桃香野（005）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○
183	月ヶ瀬桃香野	奈良市月ヶ瀬桃香野（006）土石流警戒区域・特別警戒区域	平成30年11月2日	○	○

（平成 31 年 4 月 26 日指定 230 件）

番号	所在地	区域名称	指定年月日	区分	
				警戒	特別
1	都祁甲岡町	奈良市都祁甲岡町(001)急傾斜地崩壊警戒区域	平成 31 年 4 月 26 日	○	—
2	都祁白石町	奈良市都祁白石町(002)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成 31 年 4 月 26 日	○	○
3	都祁白石町	奈良市都祁白石町(003)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成 31 年 4 月 26 日	○	○
4	都祁白石町	奈良市都祁白石町(004)急傾斜地崩壊警戒区域	平成 31 年 4 月 26 日	○	—
5	都祁白石町	奈良市都祁白石町(005)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成 31 年 4 月 26 日	○	○
6	都祁白石町	奈良市都祁白石町(006)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成 31 年 4 月 26 日	○	○
7	都祁白石町	奈良市都祁白石町(007)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成 31 年 4 月 26 日	○	○
8	都祁白石町	奈良市都祁白石町(008)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成 31 年 4 月 26 日	○	○
9	都祁白石町	奈良市都祁白石町(009)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成 31 年 4 月 26 日	○	○
10	都祁白石町	奈良市都祁白石町(010)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成 31 年 4 月 26 日	○	○
11	都祁白石町	奈良市都祁白石町(011)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成 31 年 4 月 26 日	○	○
12	都祁白石町	奈良市都祁白石町(013)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成 31 年 4 月 26 日	○	○
13	都祁白石町	奈良市都祁白石町(015)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成 31 年 4 月 26 日	○	○
14	都祁白石町	奈良市都祁白石町(016)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成 31 年 4 月 26 日	○	○
15	都祁相河町	奈良市都祁相河町(001)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成 31 年 4 月 26 日	○	○
16	都祁友田町	奈良市都祁友田町(002)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成 31 年 4 月 26 日	○	○
17	都祁吐山町	奈良市都祁吐山町(001)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成 31 年 4 月 26 日	○	○
18	都祁吐山町	奈良市都祁吐山町(002)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成 31 年 4 月 26 日	○	○
19	都祁吐山町	奈良市都祁吐山町(003)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成 31 年 4 月 26 日	○	○
20	都祁吐山町	奈良市都祁吐山町(004)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成 31 年 4 月 26 日	○	○
21	都祁吐山町	奈良市都祁吐山町(005)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成 31 年 4 月 26 日	○	○

番号	所在地	区域名称	指定年月日	区分	
				警戒	特別
22	都祁吐山町	奈良市都祁吐山町(006)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
23	都祁吐山町	奈良市都祁吐山町(007)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
24	都祁吐山町	奈良市都祁吐山町(008)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
25	都祁吐山町	奈良市都祁吐山町(009)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
26	都祁吐山町	奈良市都祁吐山町(010)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
27	都祁吐山町	奈良市都祁吐山町(011)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
28	都祁吐山町	奈良市都祁吐山町(012)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
29	都祁吐山町	奈良市都祁吐山町(013)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
30	都祁吐山町	奈良市都祁吐山町(014)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
31	都祁吐山町	奈良市都祁吐山町(015)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
32	都祁吐山町	奈良市都祁吐山町(016)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
33	都祁吐山町	奈良市都祁吐山町(017)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
34	都祁吐山町	奈良市都祁吐山町(018)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
35	都祁吐山町	奈良市都祁吐山町(019)急傾斜地崩壊警戒区域	平成31年4月26日	○	—
36	都祁吐山町	奈良市都祁吐山町(020)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
37	都祁吐山町	奈良市都祁吐山町(021)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
38	都祁吐山町	奈良市都祁吐山町(022)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
39	都祁吐山町	奈良市都祁吐山町(023)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
40	都祁吐山町	奈良市都祁吐山町(024)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
41	都祁吐山町	奈良市都祁吐山町(025)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
42	都祁吐山町	奈良市都祁吐山町(026)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○

番号	所在地	区域名称	指定年月日	区分	
				警戒	特別
43	都祁吐山町	奈良市都祁吐山町(027)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
44	都祁吐山町	奈良市都祁吐山町(028)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
45	都祁吐山町	奈良市都祁吐山町(029)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
46	都祁吐山町	奈良市都祁吐山町(030)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
47	都祁吐山町	奈良市都祁吐山町(031)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
48	都祁吐山町	奈良市都祁吐山町(032)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
49	都祁吐山町	奈良市都祁吐山町(033)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
50	都祁吐山町	奈良市都祁吐山町(001)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
51	都祁吐山町	奈良市都祁吐山町(002)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
52	都祁吐山町	奈良市都祁吐山町(003)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
53	都祁吐山町	奈良市都祁吐山町(004)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
54	都祁吐山町	奈良市都祁吐山町(005)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
55	都祁吐山町	奈良市都祁吐山町(006)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
56	都祁吐山町	奈良市都祁吐山町(007)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
57	都祁吐山町	奈良市都祁吐山町(008)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
58	都祁吐山町	奈良市都祁吐山町(009)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
59	都祁吐山町	奈良市都祁吐山町(010)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
60	都祁吐山町	奈良市都祁吐山町(011)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
61	都祁吐山町	奈良市都祁吐山町(012)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
62	都祁吐山町	奈良市都祁吐山町(013)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
63	都祁吐山町	奈良市都祁吐山町(014)土石流警戒区域	平成31年4月26日	○	—

番号	所在地	区域名称	指定年月日	区分	
				警戒	特別
64	都祁吐山町	奈良市都祁吐山町(015)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
65	都祁吐山町	奈良市都祁吐山町(016)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
66	都祁吐山町	奈良市都祁吐山町(017)土石流警戒区域	平成31年4月26日	○	—
67	都祁吐山町	奈良市都祁吐山町(018)土石流警戒区域	平成31年4月26日	○	—
68	都祁吐山町	奈良市都祁吐山町(019)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
69	都祁吐山町	奈良市都祁吐山町(020)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
70	都祁吐山町	奈良市都祁吐山町(021)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
71	都祁吐山町	奈良市都祁吐山町(023)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
72	都祁吐山町	奈良市都祁吐山町(024)土石流警戒区域	平成31年4月26日	○	—
73	都祁馬場町	奈良市都祁馬場町(001)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
74	都祁馬場町	奈良市都祁馬場町(002)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
75	都祁馬場町	奈良市都祁馬場町(003)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
76	都祁馬場町	奈良市都祁馬場町(004)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
77	都祁馬場町	奈良市都祁馬場町(005)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
78	都祁馬場町	奈良市都祁馬場町(001)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
79	都祁馬場町	奈良市都祁馬場町(002)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
80	都祁南之庄町	奈良市都祁南之庄町(001)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
81	都祁南之庄町	奈良市都祁南之庄町(002)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
82	都祁南之庄町	奈良市都祁南之庄町(003)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
83	都祁南之庄町	奈良市都祁南之庄町(004)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
84	都祁南之庄町	奈良市都祁南之庄町(005)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
85	都祁南之庄町	奈良市都祁南之庄町(006)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○

番号	所在地	区域名称	指定年月日	区分	
				警戒	特別
86	都祁南之庄町	奈良市都祁南之庄町(007)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
87	都祁南之庄町	奈良市都祁南之庄町(008)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
88	都祁南之庄町	奈良市都祁南之庄町(009)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
89	針ヶ別所町	奈良市針ヶ別所町(001)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
90	針ヶ別所町	奈良市針ヶ別所町(002)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
91	針ヶ別所町	奈良市針ヶ別所町(003)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
92	針ヶ別所町	奈良市針ヶ別所町(004)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
93	針ヶ別所町	奈良市針ヶ別所町(005)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
94	針ヶ別所町	奈良市針ヶ別所町(006)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
95	針ヶ別所町	奈良市針ヶ別所町(001)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
96	針ヶ別所町	奈良市針ヶ別所町(002)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
97	針ヶ別所町	奈良市針ヶ別所町(003)土石流警戒区域	平成31年4月26日	○	—
98	針ヶ別所町	奈良市針ヶ別所町(004)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
99	月ヶ瀬尾山	奈良市月ヶ瀬尾山(001)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
100	月ヶ瀬尾山	奈良市月ヶ瀬尾山(002)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
101	月ヶ瀬尾山	奈良市月ヶ瀬尾山(003)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
102	月ヶ瀬尾山	奈良市月ヶ瀬尾山(004)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
103	月ヶ瀬尾山	奈良市月ヶ瀬尾山(005)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
104	月ヶ瀬尾山	奈良市月ヶ瀬尾山(006)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
105	月ヶ瀬尾山	奈良市月ヶ瀬尾山(007)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
106	月ヶ瀬尾山	奈良市月ヶ瀬尾山(008)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○

番号	所在地	区域名称	指定年月日	区分	
				警戒	特別
107	月ヶ瀬尾山	奈良市月ヶ瀬尾山(009)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
108	月ヶ瀬尾山	奈良市月ヶ瀬尾山(010)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
109	月ヶ瀬尾山	奈良市月ヶ瀬尾山(011)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
110	月ヶ瀬尾山	奈良市月ヶ瀬尾山(012)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
111	月ヶ瀬尾山	奈良市月ヶ瀬尾山(013)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
112	月ヶ瀬尾山	奈良市月ヶ瀬尾山(014)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
113	藺生町	奈良市藺生町(001)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
114	藺生町	奈良市藺生町(002)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
115	藺生町	奈良市藺生町(003)急傾斜地崩壊警戒区域	平成31年4月26日	○	―
116	針町	奈良市針町(001)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
117	針町	奈良市針町(002)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
118	針町	奈良市針町(003)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
119	針町	奈良市針町(004)急傾斜地崩壊警戒区域	平成31年4月26日	○	―
120	針町	奈良市針町(005)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
121	針町	奈良市針町(006)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
122	針町	奈良市針町(007)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
123	針町	奈良市針町(008)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
124	針町	奈良市針町(009)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
125	針町	奈良市針町(010)急傾斜地崩壊警戒区域	平成31年4月26日	○	―
126	針町	奈良市針町(011)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
127	針町	奈良市針町(012)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
128	針町	奈良市針町(013)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○

番号	所在地	区域名称	指定年月日	区分	
				警戒	特別
129	針町	奈良市針町(014)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
130	針町	奈良市針町(015)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
131	針町	奈良市針町(016)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
132	針町	奈良市針町(017)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
133	上深川町	奈良市上深川町(001)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
134	上深川町	奈良市上深川町(002)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
135	上深川町	奈良市上深川町(003)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
136	上深川町	奈良市上深川町(004)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
137	上深川町	奈良市上深川町(005)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
138	上深川町	奈良市上深川町(006)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
139	上深川町	奈良市上深川町(007)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
140	上深川町	奈良市上深川町(008)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
141	上深川町・下深川町	奈良市上深川町(009)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
142	上深川町	奈良市上深川町(010)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
143	上深川町	奈良市上深川町(011)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
144	上深川町・下深川町	奈良市上深川町(012)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
145	上深川町	奈良市上深川町(013)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
146	上深川町	奈良市上深川町(014)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
147	上深川町	奈良市上深川町(015)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
148	上深川町	奈良市上深川町(016)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
149	上深川町	奈良市上深川町(017)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○

番号	所在地	区域名称	指定年月日	区分	
				警戒	特別
150	下深川町	奈良市下深川町(001)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
151	下深川町	奈良市下深川町(002)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
152	下深川町	奈良市下深川町(003)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
153	下深川町	奈良市下深川町(004)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
154	下深川町	奈良市下深川町(005)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
155	下深川町	奈良市下深川町(006)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
156	下深川町	奈良市下深川町(007)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
157	下深川町	奈良市下深川町(008)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
158	下深川町	奈良市下深川町(009)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
159	下深川町	奈良市下深川町(010)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
160	下深川町	奈良市下深川町(011)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
161	下深川町	奈良市下深川町(012)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
162	下深川町	奈良市下深川町(013)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
163	菩提山町	奈良市菩提山町(001)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
164	菩提山町	奈良市菩提山町(002)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
165	菩提山町	奈良市菩提山町(003)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
166	菩提山町	奈良市菩提山町(004)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
167	鹿野園町	奈良市鹿野園町(001)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
168	鹿野園町	奈良市鹿野園町(002)急傾斜地崩壊警戒区域	平成31年4月26日	○	—
169	鹿野園町	奈良市鹿野園町(003)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
170	針町	奈良市針町(001)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○

番号	所在地	区域名称	指定年月日	区分	
				警戒	特別
171	針町	奈良市針町(002)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
172	針町	奈良市針町(003)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
173	針町	奈良市針町(004)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
174	針町	奈良市針町(005)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
175	針町	奈良市針町(006)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
176	針町	奈良市針町(007)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
177	針町	奈良市針町(008)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
178	針町	奈良市針町(009)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
179	針町	奈良市針町(010)土石流警戒区域	平成31年4月26日	○	—
180	上深川町	奈良市上深川町(001)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
181	上深川町	奈良市上深川町(002)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
182	上深川町	奈良市上深川町(003)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
183	上深川町	奈良市上深川町(004)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
184	上深川町	奈良市上深川町(005)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
185	上深川町	奈良市上深川町(006)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
186	上深川町	奈良市上深川町(007)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
187	上深川町	奈良市上深川町(008)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
188	上深川町	奈良市上深川町(009)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
189	上深川町	奈良市上深川町(010)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
190	上深川町	奈良市上深川町(011)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
191	上深川町	奈良市上深川町(012)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○

番号	所在地	区域名称	指定年月日	区分	
				警戒	特別
192	上深川町	奈良市上深川町(013)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
193	上深川町	奈良市上深川町(014)土石流警戒区域	平成31年4月26日	○	—
194	上深川町	奈良市上深川町(015)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
195	上深川町	奈良市上深川町(016)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
196	上深川町	奈良市上深川町(017)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
197	上深川町	奈良市上深川町(018)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
198	上深川町	奈良市上深川町(019)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
199	上深川町	奈良市上深川町(020)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
200	上深川町	奈良市上深川町(021)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
201	上深川町	奈良市上深川町(022)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
202	上深川町	奈良市上深川町(023)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
203	上深川町	奈良市上深川町(024)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
204	上深川町	奈良市上深川町(025)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
205	上深川町	奈良市上深川町(026)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
206	上深川町	奈良市上深川町(027)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
207	上深川町	奈良市上深川町(028)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
208	上深川町	奈良市上深川町(029)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
209	上深川町	奈良市上深川町(030)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
210	上深川町	奈良市上深川町(031)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
211	上深川町	奈良市下深川町(001)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
212	上深川町	奈良市下深川町(002)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○

番号	所在地	区域名称	指定年月日	区分	
				警戒	特別
213	下深川町	奈良市下深川町(003)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
214	下深川町	奈良市下深川町(004)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
215	下深川町・上深川町	奈良市下深川町(005)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
216	下深川町・上深川町	奈良市下深川町(006)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
217	下深川町・上深川町	奈良市下深川町(007)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
218	春日野町・雑司町	奈良市春日野町(001)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
219	春日野町・雑司町	奈良市春日野町(002)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
220	藤原町・鉢伏町	奈良市藤原町(001)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
221	菩提山町	奈良市菩提山町(001)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
222	菩提山町	奈良市菩提山町(002)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
223	菩提山町	奈良市菩提山町(003)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
224	菩提山町・北椿尾町	奈良市菩提山町(004)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
225	八島町・藤原町	奈良市八島町(001)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
226	八島町・藤原町	奈良市八島町(002)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
227	鹿野園町・白毫寺町	奈良市鹿野園町(001)土石流警戒区域	平成31年4月26日	○	—
228	鹿野園町・白毫寺町	奈良市鹿野園町(002)土石流警戒区域	平成31年4月26日	○	—
229	鹿野園町・白毫寺町	奈良市鹿野園町(003)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○
230	鹿野園町・鉢伏町	奈良市鹿野園町(004)土石流警戒区域・特別警戒区域	平成31年4月26日	○	○

（令和２年３月 10 日指定 315 件）

番号	所 在 地	区 域 名 称	指定年月日	区 分	
				警戒	特別
1	三碓町・富雄元町	奈良市三碓町(001)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和２年３月 10 日	○	○
2	富雄元町	奈良市富雄元町(001)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和２年３月 10 日	○	○
3	二名	奈良市二名(001)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和２年３月 10 日	○	○
4	二名	奈良市二名(002)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和２年３月 10 日	○	○
5	中町・西千代ヶ丘	奈良市中町(001)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和２年３月 10 日	○	○
6	中町	奈良市中町(002)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和２年３月 10 日	○	○
7	中町	奈良市中町(003)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和２年３月 10 日	○	○
8	中町	奈良市中町(004)急傾斜地崩壊警戒区域	令和２年３月 10 日	○	―
9	中町・大和郡山市矢田町	奈良市中町(006)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和２年３月 10 日	○	○
10	中町・大和郡山市矢田町	奈良市中町(007)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和２年３月 10 日	○	○
11	中町	奈良市中町(008)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和２年３月 10 日	○	○
12	奈良市中山町西・登美ヶ丘	奈良市中山町西(001)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和２年３月 10 日	○	○
13	中山町	奈良市中山町(001)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和２年３月 10 日	○	○
14	疋田町	奈良市疋田町(001)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和２年３月 10 日	○	○
15	奈保町・法蓮佐保山	奈良市奈保町(001)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和２年３月 10 日	○	○
16	雑司町	奈良市雑司町(001)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和２年３月 10 日	○	○
17	般若寺町・川上町	奈良市般若寺町(001)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和２年３月 10 日	○	○
18	北椿尾町	奈良市北椿尾町(001)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和２年３月 10 日	○	○
19	北椿尾町	奈良市北椿尾町(002)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和２年３月 10 日	○	○
20	北椿尾町	奈良市北椿尾町(003)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和２年３月 10 日	○	○
21	北椿尾町	奈良市北椿尾町(004)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和２年３月 10 日	○	○

番号	所在地	区域名称	指定年月日	区分	
				警戒	特別
22	北椿尾町	奈良市北椿尾町(005)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
23	北椿尾町	奈良市北椿尾町(006)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
24	興隆寺町	奈良市興隆寺町(001)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
25	興隆寺町	奈良市興隆寺町(002)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
26	興隆寺町	奈良市興隆寺町(003)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
27	興隆寺町	奈良市興隆寺町(004)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
28	虚空蔵町	奈良市虚空蔵町(001)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
29	高樋町・南椿尾町	奈良市高樋町(001)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
30	高樋町	奈良市高樋町(002)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
31	高樋町	奈良市高樋町(003)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
32	高樋町	奈良市高樋町(004)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
33	高樋町	奈良市高樋町(005)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
34	高樋町	奈良市高樋町(006)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
35	高樋町	奈良市高樋町(007)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
36	中畑町	奈良市中畑町(001)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
37	中畑町	奈良市中畑町(002)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
38	米谷町	奈良市米谷町(001)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
39	米谷町	奈良市米谷町(002)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
40	米谷町	奈良市米谷町(003)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
41	米谷町	奈良市米谷町(004)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
42	米谷町	奈良市米谷町(005)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○

番号	所在地	区域名称	指定年月日	区分	
				警戒	特別
43	米谷町	奈良市米谷町(006)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
44	米谷町	奈良市米谷町(007)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
45	南椿尾町・高樋町	奈良市南椿尾町(001)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
46	南椿尾町・高樋町	奈良市南椿尾町(002)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
47	中ノ川町	奈良市中ノ川町(001)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
48	中ノ川町	奈良市中ノ川町(002)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
49	大平尾町	奈良市大平尾町(001)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
50	大平尾町	奈良市大平尾町(002)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
51	大平尾町	奈良市大平尾町(003)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
52	大平尾町	奈良市大平尾町(004)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
53	大平尾町	奈良市大平尾町(005)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
54	大平尾町	奈良市大平尾町(006)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
55	大平尾町	奈良市大平尾町(007)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
56	大平尾町	奈良市大平尾町(008)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
57	須川町	奈良市須川町(001)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
58	須川町	奈良市須川町(002)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
59	須川町	奈良市須川町(003)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
60	須川町	奈良市須川町(004)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
61	須川町	奈良市須川町(005)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
62	須川町	奈良市須川町(006)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
63	須川町	奈良市須川町(007)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○

番号	所在地	区域名称	指定年月日	区分	
				警戒	特別
64	須川町	奈良市須川町(008)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
65	須川町	奈良市須川町(009)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
66	須川町	奈良市須川町(010)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
67	須川町	奈良市須川町(011)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
68	園田町	奈良市園田町(001)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
69	園田町	奈良市園田町(002)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
70	平清水町	奈良市平清水町(001)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
71	平清水町	奈良市平清水町(002)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
72	荻町	奈良市荻町(001)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
73	荻町	奈良市荻町(002)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
74	荻町	奈良市荻町(003)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
75	荻町	奈良市荻町(004)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
76	荻町	奈良市荻町(005)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
77	荻町	奈良市荻町(006)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
78	荻町	奈良市荻町(007)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
79	荻町	奈良市荻町(008)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
80	荻町	奈良市荻町(009)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
81	荻町	奈良市荻町(010)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
82	荻町	奈良市荻町(011)急傾斜地崩壊警戒区域	令和2年3月10日	○	—
83	荻町	奈良市荻町(012)急傾斜地崩壊警戒区域	令和2年3月10日	○	—
84	荻町	奈良市荻町(013)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
85	荻町	奈良市荻町(014)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○

番号	所在地	区域名称	指定年月日	区分	
				警戒	特別
86	荻町	奈良市荻町(015)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
87	荻町	奈良市荻町(016)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
88	荻町	奈良市荻町(017)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
89	小倉町	奈良市小倉町(002)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
90	小倉町	奈良市小倉町(003)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
91	小倉町	奈良市小倉町(004)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
92	小倉町	奈良市小倉町(005)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
93	小倉町	奈良市小倉町(006)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
94	小倉町	奈良市小倉町(007)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
95	小倉町	奈良市小倉町(008)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
96	小倉町	奈良市小倉町(009)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
97	小倉町	奈良市小倉町(010)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
98	小倉町	奈良市小倉町(011)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
99	小倉町	奈良市小倉町(012)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
100	小倉町	奈良市小倉町(013)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
101	小倉町	奈良市小倉町(014)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
102	小倉町	奈良市小倉町(015)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
103	小倉町	奈良市小倉町(016)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
104	小倉町	奈良市小倉町(017)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
105	小倉町	奈良市小倉町(018)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
106	小倉町	奈良市小倉町(019)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○

番号	所在地	区域名称	指定年月日	区分	
				警戒	特別
107	小倉町	奈良市小倉町(020)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
108	小倉町	奈良市小倉町(021)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
109	小倉町	奈良市小倉町(022)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
110	小倉町	奈良市小倉町(023)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
111	中町	奈良市中町(001)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
112	大和田町	奈良市大和田町(001)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
113	雑司町	奈良市雑司町(001)土石流警戒区域	令和2年3月10日	○	—
114	雑司町	奈良市雑司町(002)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
115	雑司町	奈良市雑司町(003)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
116	川上町	奈良市川上町(001)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
117	川上町	奈良市川上町(002)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
118	川上町	奈良市川上町(003)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
119	川上町	奈良市川上町(004)土石流警戒区域	令和2年3月10日	○	—
120	北椿尾町・菩提山町	奈良市北椿尾町(001)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
121	北椿尾町	奈良市北椿尾町(003)土石流警戒区域	令和2年3月10日	○	—
122	虚空蔵町・高樋町	奈良市虚空蔵町(001)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
123	虚空蔵町・高樋町	奈良市虚空蔵町(002)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
124	虚空蔵町・高樋町	奈良市虚空蔵町(003)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
125	虚空蔵町・高樋町・天理市楢町	奈良市虚空蔵町(004)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
126	虚空蔵町・高樋町・天理市楢町	奈良市虚空蔵町(005)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
127	高樋町・虚空蔵町	奈良市高樋町(001)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
128	高樋町	奈良市高樋町(002)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○

番号	所在地	区域名称	指定年月日	区分	
				警戒	特別
129	高樋町	奈良市高樋町(003)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
130	高樋町	奈良市高樋町(004)土石流警戒区域	令和2年3月10日	○	—
131	高樋町	奈良市高樋町(005)土石流警戒区域	令和2年3月10日	○	—
132	高樋町	奈良市高樋町(006)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
133	中畑町・興隆寺町	奈良市中畑町(001)土石流警戒区域	令和2年3月10日	○	—
134	中畑町・興隆寺町	奈良市中畑町(002)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
135	中畑町	奈良市中畑町(003)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
136	中畑町	奈良市中畑町(004)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
137	米谷町・天理市石上町	奈良市米谷町(001)土石流警戒区域	令和2年3月10日	○	—
138	米谷町・天理市石上町	奈良市米谷町(002)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
139	米谷町	奈良市米谷町(003)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
140	南椿尾町	奈良市南椿尾町(001)土石流警戒区域	令和2年3月10日	○	—
141	南椿尾町・高樋町	奈良市南椿尾町(002)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
142	中ノ川町	奈良市中ノ川町(001)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
143	中ノ川町	奈良市中ノ川町(002)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
144	中ノ川町・川上町	奈良市中ノ川町(003)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
145	中ノ川町・川上町	奈良市中ノ川町(004)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
146	須川町	奈良市須川町(001)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
147	須川町	奈良市須川町(002)土石流警戒区域	令和2年3月10日	○	—
148	須川町	奈良市須川町(003)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
149	須川町	奈良市須川町(004)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
150	須川町	奈良市須川町(005)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
151	須川町	奈良市須川町(006)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○

番号	所在地	区域名称	指定年月日	区分	
				警戒	特別
152	須川町	奈良市須川町(007)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
153	大平尾町	奈良市大平尾町(001)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
154	大平尾町	奈良市大平尾町(002)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
155	大平尾町	奈良市大平尾町(003)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
156	大平尾町	奈良市大平尾町(004)土石流警戒区域	令和2年3月10日	○	—
157	大平尾町	奈良市大平尾町(005)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
158	大平尾町	奈良市大平尾町(006)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
159	大平尾町	奈良市大平尾町(007)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
160	大平尾町	奈良市大平尾町(008)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
161	大平尾町	奈良市大平尾町(009)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
162	大平尾町	奈良市大平尾町(010)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
163	大平尾町	奈良市大平尾町(011)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
164	荻町	奈良市荻町(001)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
165	荻町	奈良市荻町(002)土石流警戒区域	令和2年3月10日	○	—
166	荻町	奈良市荻町(003)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
167	荻町	奈良市荻町(004)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
168	荻町	奈良市荻町(005)土石流警戒区域	令和2年3月10日	○	—
169	荻町	奈良市荻町(006)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
170	荻町	奈良市荻町(007)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
171	荻町	奈良市荻町(008)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
172	荻町	奈良市荻町(009)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
173	荻町	奈良市荻町(010)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○

番号	所在地	区域名称	指定年月日	区分	
				警戒	特別
174	荻町	奈良市荻町(011)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
175	荻町	奈良市荻町(012)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
176	西狭川町、下狭川町	奈良市西狭川町(004)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
177	西狭川町、狭川東町、下狭川町	奈良市西狭川町(005)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
178	水間町	奈良市水間町(005)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
179	月ヶ瀬月瀬	奈良市月ヶ瀬月瀬(004)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
180	南庄町	奈良市南庄町(001)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
181	興ヶ原町	奈良市興ヶ原町(003)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
182	下狭川町	奈良市下狭川町(006)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
183	大柳生町	奈良市大柳生町(007)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
184	此瀬町	奈良市此瀬町(004)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
185	水間町	奈良市水間町(004)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
186	水間町	奈良市水間町(006)土石流警戒区域	令和2年3月10日	○	—
187	水間町	奈良市水間町(007)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
188	水間町	奈良市水間町(008)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
189	大保町	奈良市大保町(006)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
190	大保町	奈良市大保町(007)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
191	大保町	奈良市大保町(008)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
192	邑地町	奈良市邑地町(007)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
193	邑地町	奈良市邑地町(010)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
194	法用町	奈良市法用町(004)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○

番号	所在地	区域名称	指定年月日	区分	
				警戒	特別
195	興ヶ原町	奈良市興ヶ原町(004)土石流警戒区域	令和2年3月10日	○	—
196	興ヶ原町	奈良市興ヶ原町(009)土石流警戒区域	令和2年3月10日	○	—
197	興ヶ原町	奈良市興ヶ原町(012)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
198	興ヶ原町	奈良市興ヶ原町(014)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
199	興ヶ原町	奈良市興ヶ原町(015)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
200	杣ノ川町	奈良市杣ノ川町(001)土石流警戒区域	令和2年3月10日	○	—
201	杣ノ川町	奈良市杣ノ川町(003)土石流警戒区域	令和2年3月10日	○	—
202	杣ノ川町	奈良市杣ノ川町(004)土石流警戒区域	令和2年3月10日	○	—
203	杣ノ川町	奈良市杣ノ川町(005)土石流警戒区域	令和2年3月10日	○	—
204	柳生下町	奈良市柳生下町(001)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
205	柳生下町	奈良市柳生下町(003)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
206	柳生下町	奈良市柳生下町(005)土石流警戒区域	令和2年3月10日	○	—
207	柳生下町	奈良市柳生下町(006)土石流警戒区域	令和2年3月10日	○	—
208	柳生下町	奈良市柳生下町(007)土石流警戒区域	令和2年3月10日	○	—
209	西狭川町	奈良市西狭川町(001)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
210	西狭川町	奈良市西狭川町(002)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
211	西狭川町	奈良市西狭川町(003)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
212	西狭川町	奈良市西狭川町(006)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
213	西狭川町	奈良市狭川両町(001)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
214	下狭川町	奈良市下狭川町(004)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
215	広岡町	奈良市広岡町(001)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
216	広岡町	奈良市広岡町(002)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
217	大慈仙町	奈良市大慈仙町(002)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
218	大慈仙町	奈良市大慈仙町(003)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○

番号	所在地	区域名称	指定年月日	区分	
				警戒	特別
219	大慈仙町	奈良市大慈仙町(004)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
220	大慈仙町	奈良市大慈仙町(005)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
221	大慈仙町	奈良市大慈仙町(007)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
222	忍辱山町	奈良市忍辱山町(001)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
223	忍辱山町	奈良市忍辱山町(002)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
224	忍辱山町	奈良市忍辱山町(003)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
225	日笠町	奈良市日笠町(002)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
226	日笠町	奈良市日笠町(003)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
227	須山町	奈良市須山町(001)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
228	大保町	奈良市大保町(001)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
229	大保町	奈良市大保町(003)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
230	大保町	奈良市大保町(004)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
231	大保町	奈良市大保町(005)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
232	大保町	奈良市大保町(006)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
233	大保町	奈良市大保町(007)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
234	大保町	奈良市大保町(008)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
235	大保町	奈良市大保町(009)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
236	大保町	奈良市大保町(012)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
237	大保町	奈良市大保町(013)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
238	大保町	奈良市大保町(014)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
239	大保町	奈良市大保町(016)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○

番号	所在地	区域名称	指定年月日	区分	
				警戒	特別
240	東鳴川町	奈良市東鳴川町(001)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
241	東鳴川町	奈良市東鳴川町(002)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
242	東鳴川町	奈良市東鳴川町(003)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
243	東鳴川町	奈良市東鳴川町(004)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
244	東鳴川町	奈良市東鳴川町(005)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
245	東鳴川町	奈良市東鳴川町(006)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
246	法用町	奈良市法用町(001)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
247	法用町	奈良市法用町(002)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
248	法用町	奈良市法用町(003)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
249	南庄町	奈良市南庄町(002)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
250	南庄町	奈良市北村町(001)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
251	南庄町	奈良市北村町(002)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
252	南庄町	奈良市北村町(003)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
253	南庄町	奈良市北村町(004)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
254	南庄町	奈良市北村町(005)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
255	月ヶ瀬長引	奈良市月ヶ瀬長引(004)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
256	月ヶ瀬嵩	奈良市月ヶ瀬嵩(001)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
257	月ヶ瀬嵩	奈良市月ヶ瀬嵩(002)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
258	月ヶ瀬月瀬	奈良市月ヶ瀬月瀬(001)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
259	月ヶ瀬月瀬	奈良市月ヶ瀬月瀬(002)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
260	月ヶ瀬月瀬	奈良市月ヶ瀬月瀬(003)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○

番号	所在地	区域名称	指定年月日	区分	
				警戒	特別
~~261~~	~~月ヶ瀬月瀬~~	~~奈良市月ヶ瀬月瀬(005)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域~~	~~令和2年3月10日~~	~~○~~	~~○~~
262	月ヶ瀬月瀬	奈良市月ヶ瀬月瀬(006)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
263	月ヶ瀬月瀬	奈良市月ヶ瀬月瀬(007)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
264	月ヶ瀬月瀬	奈良市月ヶ瀬月瀬(008)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
~~265~~	~~月ヶ瀬月瀬~~	~~奈良市月ヶ瀬月瀬(009)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域~~	~~令和2年3月10日~~	~~○~~	~~○~~
266	月ヶ瀬月瀬	奈良市月ヶ瀬月瀬(010)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
267	月ヶ瀬月瀬	奈良市月ヶ瀬月瀬(012)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
268	西狭川町	奈良市西狭川町(001)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
269	西狭川町	奈良市西狭川町(002)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
270	西狭川町	奈良市西狭川町(003)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
271	下狭川町	奈良市下狭川町(003)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
272	下狭川町	奈良市下狭川町(004)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
273	下狭川町	奈良市下狭川町(005)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
274	下狭川町	奈良市下狭川町(007)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
275	広岡町	奈良市広岡町(001)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
276	広岡町	奈良市広岡町(002)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
277	広岡町	奈良市広岡町(003)土石流警戒区域	令和2年3月10日	○	—
278	大慈仙町	奈良市大慈仙町(001)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
279	誓多林町	奈良市誓多林町(001)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
280	誓多林町	奈良市誓多林町(002)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
281	誓多林町	奈良市誓多林町(003)土石流警戒区域	令和2年3月10日	○	—

番号	所在地	区域名称	指定年月日	区分	
				警戒	特別
282	誓多林町	奈良市誓多林町(004)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
283	誓多林町	奈良市誓多林町(005)土石流警戒区域	令和2年3月10日	○	—
284	沓掛町	奈良市沓掛町(001)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
285	沓掛町	奈良市沓掛町(002)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
286	沓掛町	奈良市沓掛町(003)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
287	日笠町	奈良市日笠町(001)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
288	此瀬町	奈良市此瀬町(002)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
289	南田原町	奈良市南田原町(001)土石流警戒区域	令和2年3月10日	○	—
290	南田原町	奈良市南田原町(003)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
291	須山町	奈良市須山町(001)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
292	須山町	奈良市須山町(002)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
293	須山町	奈良市須山町(003)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
294	大保町	奈良市大保町(009)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
295	大保町	奈良市大保町(010)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
296	大保町	奈良市大保町(011)土石流警戒区域	令和2年3月10日	○	—
297	大保町	奈良市大保町(012)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
298	大保町	奈良市大保町(013)土石流警戒区域	令和2年3月10日	○	—
299	大保町	奈良市大保町(014)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
300	大保町	奈良市大保町(015)土石流警戒区域	令和2年3月10日	○	—
301	大保町	奈良市大保町(016)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
302	大保町	奈良市大保町(019)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
303	大保町	奈良市大保町(020)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
304	大保町	奈良市大保町(021)土石流警戒区域	令和2年3月10日	○	—

番号	所在地	区域名称	指定年月日	区分	
				警戒	特別
305	法用町	奈良市法用町(001)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
306	法用町	奈良市法用町(002)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
307	法用町	奈良市法用町(003)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
308	月ヶ瀬長引	奈良市月ヶ瀬長引(001)土石流警戒区域	令和2年3月10日	○	—
309	月ヶ瀬長引	奈良市月ヶ瀬長引(003)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
310	月ヶ瀬月瀬	奈良市月ヶ瀬月瀬(001)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
311	法蓮町	奈良市法蓮町(001)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
312	法蓮町	奈良市法蓮町(002)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
313	法蓮町	奈良市法蓮町(003)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
314	帝塚山南・中町	奈良市帝塚山南(001)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○
315	帝塚山南・中町	奈良市帝塚山南(002)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和2年3月10日	○	○

（令和5年10月20日指定5件）

番号	所在地	区域名称	指定年月日	区分	
				警戒	特別
1	中町	奈良市中町(002)土石流警戒区域	令和5年10月20日	○	—
2	月ヶ瀬月瀬	奈良市月ヶ瀬月瀬(005)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和5年10月20日	○	○
3	月ヶ瀬月瀬	奈良市月ヶ瀬月瀬(009)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和5年10月20日	○	○
4	法蓮佐保山	奈良市法蓮佐保山(001)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和5年10月20日	○	○
5	帝塚山西	奈良市帝塚山西(001)土石流警戒区域・特別警戒区域	令和5年10月20日	○	○

（令和７年４月 25 日指定６件）

番号	所在地	区域名称	指定年月日	区分	
				警戒	特別
1	鹿野園町	奈良市鹿野園町(004)急傾斜地崩壊警戒区域	令和７年４月 25 日	○	―
2	法蓮町	奈良市法蓮町(004)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和７年４月 25 日	○	○
3	法蓮町	奈良市法蓮町(005)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和７年４月 25 日	○	○
4	水間町	奈良市水間町(015)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和７年４月 25 日	○	○
5	邑地町	奈良市邑地町(003)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和７年４月 25 日	○	○
6	大柳生町	奈良市大柳生町(003)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和７年４月 25 日	○	○

（令和８年１月 20 日指定 12 件）

番号	所在地	区域名称	指定年月日	区分	
				警戒	特別
1	奈良市杣ノ川町	奈良市杣ノ川町(006)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和８年１月 20 日	○	○
2	奈良市杣ノ川町	奈良市杣ノ川町(007)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和８年１月 20 日	○	○
3	奈良市杣ノ川町	奈良市杣ノ川町(008)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和８年１月 20 日	○	○
4	奈良市杣ノ川町	奈良市杣ノ川町(009)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和８年１月 20 日	○	○
5	奈良市杣ノ川町	奈良市杣ノ川町(010)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和８年１月 20 日	○	○
6	奈良市杣ノ川町	奈良市杣ノ川町(011)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和８年１月 20 日	○	○
7	奈良市杣ノ川町	奈良市杣ノ川町(012)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和８年１月 20 日	○	○
8	奈良市杣ノ川町	奈良市杣ノ川町(013)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和８年１月 20 日	○	○
9	奈良市杣ノ川町	奈良市杣ノ川町(014)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和８年１月 20 日	○	○
10	奈良市杣ノ川町	奈良市杣ノ川町(015)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和８年１月 20 日	○	○
11	奈良市杣ノ川町	奈良市杣ノ川町(016)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和８年１月 20 日	○	○
12	奈良市横田町	奈良市横田町(002)急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	令和８年１月 20 日	○	○

※打消し線は指定解除

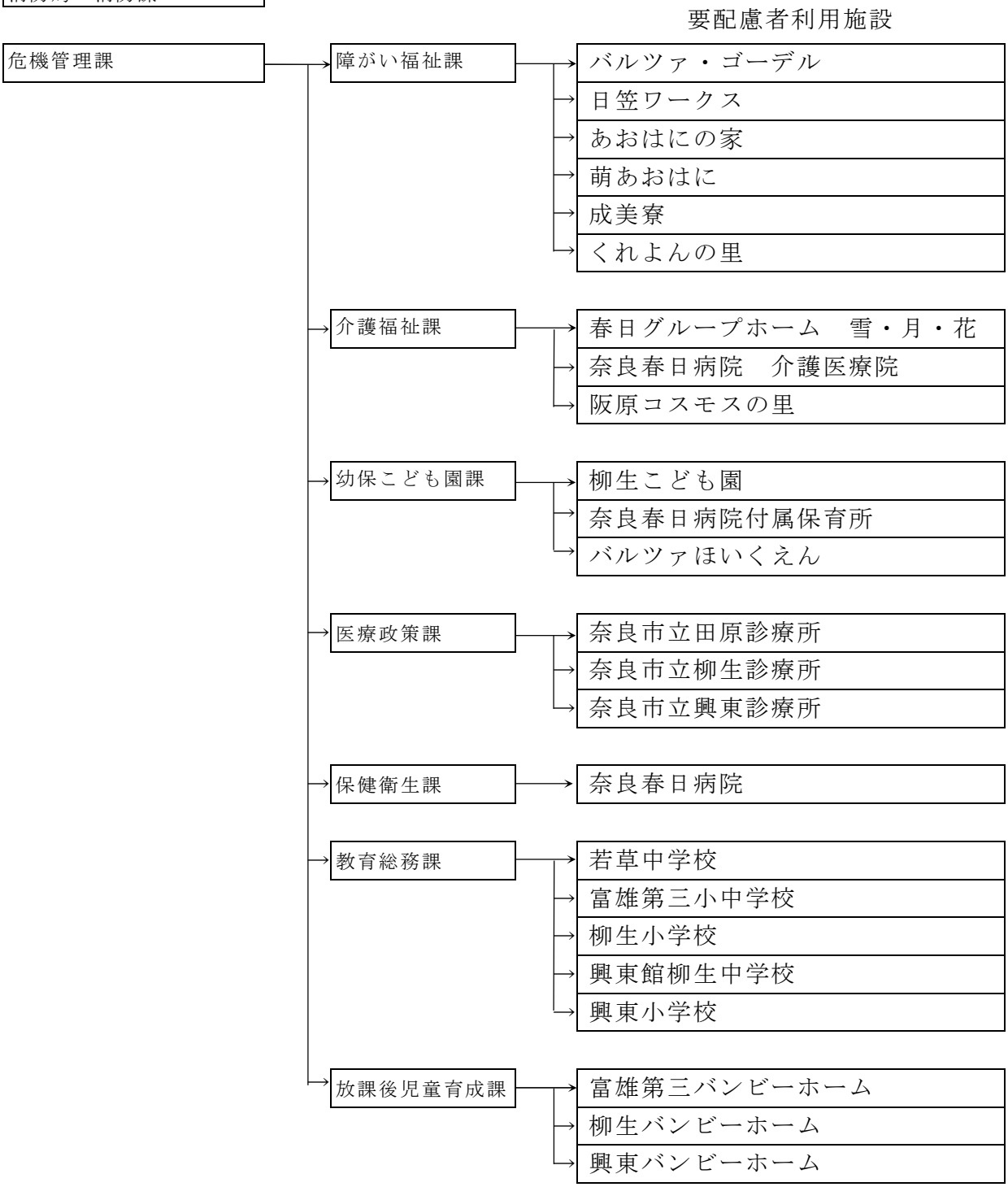
資料 20　要配慮者利用施設の名称、所在地、情報伝達系統（土砂災害警戒区域内）

（１）名称及び所在地

	地区	名称	所在地
１	飛鳥	春日グループホーム 雪・月・花	奈良市白毫寺町９００－１
２	佐保	若草中学校	奈良市法蓮町１４１６番地の１
３	東市	奈良春日病院	奈良市鹿野園町１２１２－１
４		バルツァ・ゴーデル	奈良市鹿野園町１０００－１
５		医療法人新仁会奈良春日病院 介護医療院	奈良市鹿野園町１２１２－１
６		奈良春日病院付属保育所	奈良市鹿野園町１２１２－１
７		バルツァほいくえん	奈良市鹿野園町１０００－１
８	奈良帝塚山	富雄第三小中学校	奈良市帝塚山南二丁目１１番１号
９		富雄第三バンビーホーム	奈良市帝塚山南二丁目１１番１号 富雄第三小学校内
１０	田原	日笠ワークス	奈良市日笠町３９６－２
１１		あおはにの家	奈良市杣ノ川町５０番地の１
１２		萌あおはに	奈良市杣ノ川町５０番地の１
１３		奈良市立田原診療所	奈良市横田町３３６番地の１
１４	柳生	成美寮	奈良市柳生下町４４６－３
１５		柳生小学校	奈良市柳生下町１３８番地
１６		柳生バンビーホーム	奈良市柳生下町１３８番地　柳生小学校内
１７		柳生こども園	奈良市柳生下町１５６番地
１８		奈良市立柳生診療所	奈良市邑地町２７８６番地
１９	大柳生	阪原コスモスの里	奈良市阪原町８０３－１
２０		くれよんの里	奈良市大柳生町１５５４番地
２１		奈良市立興東診療所	奈良市大柳生町４２５４番地
２２		興東館柳生中学校	奈良市大柳生町８３２番地
２３	東里	興東小学校	奈良市須川町１４２４番地
２４		興東バンビーホーム	奈良市須川町１４２４番地　興東小学校内

（２）伝達系統

奈良県　砂防・災害対策課
奈良県奈良土木事務所
奈良地方気象台
消防局　消防課



資料 21　山地災害危険地区（治山）

（令和 7 年 11 月現在）

番号	位置		延長又は面積	予想される危険	保全対象		
	大字	字			人家戸数（戸）	公共施設等	道路
1		二名	1 ha	山腹崩壊	40	0	市
2		川上	1 ha	山腹崩壊	35	0	市
3		中ノ川	1 ha	山腹崩壊	20	0	県
4		東鳴川	2 ha	山腹崩壊	18	0	県
5		法用	2 ha	山腹崩壊	31	0	県
6		狭川両	4 ha	山腹崩壊	32	0	県
7		須川	3 ha	山腹崩壊	41	0	県
8		須川	1 ha	山腹崩壊	33	0	県
9		須川	2 ha	山腹崩壊	21	0	県
10		須川	7 ha	山腹崩壊	80	0	県
11		上須川	4 ha	山腹崩壊	28	0	市
12		大柳生	1 ha	山腹崩壊	25	0	県
13		忍辱山	1 ha	山腹崩壊	42	1	県
14		大慈山	2 ha	山腹崩壊	20	0	県
15		大慈山	1 ha	山腹崩壊	9	0	県
16		上誓多林	4 ha	山腹崩壊	31	1	県
17		日笠	1 ha	山腹崩壊	53	0	県
18		和田	3 ha	山腹崩壊	53	1	県
19		八島	1 ha	山腹崩壊	80	0	市
20		山	1 ha	山腹崩壊	12	1	
21		菩提山	2 ha	山腹崩壊	12	0	市
22		菩提山	5 ha	山腹崩壊	38	0	市
23		菩提山	2 ha	山腹崩壊	26	0	市
24		菩提山	9 ha	山腹崩壊	43	0	市
25		北椿尾	2 ha	山腹崩壊	59	1	県
26		北椿尾	10 ha	山腹崩壊	55	3	県
27		高樋	5 ha	山腹崩壊	132	2	県
28		興隆寺	2 ha	山腹崩壊	31	1	県
29		中畑	5 ha	山腹崩壊	0	0	国
30		中畑	8 ha	山腹崩壊	47	1	国
31		長谷	6 ha	山腹崩壊	19	0	市

番号	位置		延長又は面積	予想される危険	保全対象		
	大字	字			人家戸数(戸)	公共施設等	道路
32		長谷	6 ha	山腹崩壊	10	0	市
33		長谷	4 ha	山腹崩壊	5	0	市
34		長谷	1 ha	山腹崩壊	25	0	市
35		下狭川	8 ha	山腹崩壊	93	2	県
36		下狭川	5 ha	山腹崩壊	57	1	市
37		西狭川	8 ha	山腹崩壊	67	0	市
38		広岡	13 ha	山腹崩壊	45	0	県
39		柳生下	4 ha	山腹崩壊	100	2	県
40		柳生	2 ha	山腹崩壊	51	0	県
41		興ヶ原	3 ha	山腹崩壊	85	1	市
42		大柳生	7 ha	山腹崩壊	96	0	県
43		大柳生	3 ha	山腹崩壊	0	0	市
44		阪原	3 ha	山腹崩壊	41	0	市
45		柳生	10 ha	山腹崩壊	40	2	県
46		柳生	3 ha	山腹崩壊	31	0	県
47		柳生	3 ha	山腹崩壊	27	0	市
48		柳生	7 ha	山腹崩壊	43	0	国
49		尾羽根	4 ha	山腹崩壊	16	0	市
50		尾羽根	4 ha	山腹崩壊	24	0	市
51		大保	2 ha	山腹崩壊	4	1	市
52		大保	1 ha	山腹崩壊	0	0	市
53		大保	6 ha	山腹崩壊	48	0	県
54		大保	7 ha	山腹崩壊	36	0	県
55		水間	3 ha	山腹崩壊	24	0	市
56		丹生	1 ha	山腹崩壊	83	1	県
57		北野山	2 ha	山腹崩壊	67	0	市
58		邑地	4 ha	山腹崩壊	135	2	県
59		邑地	1 ha	山腹崩壊	38	0	市
60		邑地	5 ha	山腹崩壊	44	0	県
61		邑地	5 ha	山腹崩壊	20	0	県
62		邑地	2 ha	山腹崩壊	37	0	県
63		邑地	3 ha	山腹崩壊	63	0	県
64		下誓多林	6 ha	山腹崩壊	27	1	市

番号	位置		延長又は面積	予想される危険	保全対象		
	大字	字			人家戸数(戸)	公共施設等	道路
65		大平尾	3 ha	山腹崩壊	21	2	市
66		水間	1 ha	山腹崩壊	52	0	市
67		水間	4 ha	山腹崩壊	31	0	市
68		別所	2 ha	山腹崩壊	28	0	市
69		別所	2 ha	山腹崩壊	44	1	市
70		下杣ノ川	1 ha	山腹崩壊	38	1	市
71		大柳生	10 ha	山腹崩壊	74	0	県
72		中	1 ha	山腹崩壊	114	1	市
73		東鳴川	1 ha	山腹崩壊	32	0	
74		南椿尾	3 ha	山腹崩壊	2	0	市
75		五ヵ谷１８９７	2 ha	山腹崩壊	2	0	国
76		高樋	2 ha	山腹崩壊	7	1	県
77		月ヶ瀬石打ムカイデ	2 ha	山腹崩壊	3	0	市
78		月ヶ瀬石打	1 ha	山腹崩壊	0	0	市
79		月ヶ瀬尾山	1 ha	山腹崩壊	0	0	市
80		月ヶ瀬尾山	5 ha	山腹崩壊	0	0	市
81		月ヶ瀬尾山	9 ha	山腹崩壊	13	0	県
82		月ヶ瀬長引タニ	1 ha	山腹崩壊	17	0	
83		月ヶ瀬嵩カワラ	4 ha	山腹崩壊	8	0	
84		月ヶ瀬嵩オオタニ	1 ha	山腹崩壊	2	0	市
85		月ヶ瀬月瀬ニシタニ	4 ha	山腹崩壊	6	0	
86		月ヶ瀬月瀬ヲクボ	1 ha	山腹崩壊	2	0	
87		月ヶ瀬月瀬シモタニ	5 ha	山腹崩壊	3	0	
88		月ヶ瀬月瀬シブカイ	2 ha	山腹崩壊	1	0	
89		月ヶ瀬桃ヶ野オクノタニ	6 ha	山腹崩壊	0	0	県
90		月ヶ瀬桃ヶ野アヤメ	6 ha	山腹崩壊	15	0	
91		月ヶ瀬桃ヶ野カンジヨダニ	3 ha	山腹崩壊	13	0	
92		月ヶ瀬桃ヶ野フキダニ	1 ha	山腹崩壊	11	0	
93		月ヶ瀬桃ヶ野ムケラ	2 ha	山腹崩壊	30	0	
94		月ヶ瀬桃ヶ野サラノシリ	5 ha	山腹崩壊	10	0	
95		月ヶ瀬桃ヶ野ホツタニ	1 ha	山腹崩壊	7	0	
96		月ヶ瀬桃ヶ野アマイダニ	3 ha	山腹崩壊	15	0	
97		月ヶ瀬桃ヶ野クマゴシ	1 ha	山腹崩壊	0	0	市

番号	位置		延長又は面積	予想される危険	保全対象		
	大字	字			人家戸数(戸)	公共施設等	道路
98		月ヶ瀬石打	1 ha	山腹崩壊	1	0	
99		月ヶ瀬石打	1 ha	山腹崩壊	10	0	市
100		月ヶ瀬石打	1 ha	山腹崩壊	15	0	市
101		月ヶ瀬石打	1 ha	山腹崩壊	20	0	
102		月ヶ瀬月瀬ニシタニ	1 ha	山腹崩壊	2	0	県
103		月ヶ瀬嵩ミヤマ	20 ha	山腹崩壊	0	0	県
104		月ヶ瀬桃香野尾松	4 ha	山腹崩壊	0	0	県
105		都祁吐山	1 ha	山腹崩壊	1	0	
106		都祁吐山ヤマトゲ	3 ha	山腹崩壊	6	0	市
107		都祁吐山大夫	1 ha	山腹崩壊	2	0	
108		都祁吐山	1 ha	山腹崩壊	11	0	県
109		都祁吐山	2 ha	山腹崩壊	1	0	
110		都祁吐山	3 ha	山腹崩壊	1	0	市
111		都祁吐山	3 ha	山腹崩壊	3	0	市
112		都祁吐山	4 ha	山腹崩壊	11	1	
113		都祁吐山	5 ha	山腹崩壊	10	0	県
114		都祁吐山	5 ha	山腹崩壊	4	0	市
115		都祁甲岡	1 ha	山腹崩壊	2	0	
116		都祁白石	1 ha	山腹崩壊	6	0	県
117		都祁白石	1 ha	山腹崩壊	12	0	市
118		小倉	1 ha	山腹崩壊	7	0	市
119		針ヶ別所ウシロヤマ	1 ha	山腹崩壊	2	1	
120		荻上荻	5 ha	山腹崩壊	5	0	市
121		荻西山	4 ha	山腹崩壊	0	0	市
122		荻上荻	2 ha	山腹崩壊	4	0	
123		荻上荻	1 ha	山腹崩壊	7	1	市
124		荻上荻	1 ha	山腹崩壊	5	0	市
125		上深川カンジョ	1 ha	山腹崩壊	6	0	市
126		都祁馬場カキノ山	3 ha	山腹崩壊	0	0	県
127		都祁馬場峠桜	1 ha	山腹崩壊	3	0	県
128		都祁吐山オオブ	1 ha	山腹崩壊	0	1	県
129		柳生下町ナカヤマダニ	1 ha	山腹崩壊	30	3	国
130		水間ムカイヤマ	2 ha	山腹崩壊	30	1	国

番号	位置		延長又は面積	予想される危険	保全対象		
	大字	字			人家戸数(戸)	公共施設等	道路
131		水間	1 ha	山腹崩壊	25	1	国
132		茗荷イケノタニ	2 ha	山腹崩壊	25	5	県
133		都祁友田シヤリヤマ	2 ha	山腹崩壊	30	1	県
134		般若寺カタハラヤマ	1 ha	山腹崩壊	15	1	国
135	飯守町		36 ha	地すべり	13	0	県
136		中川鬼ヶ辻	73 ha	地すべり	7	0	市
137	大平尾町	大平尾	93 ha	地すべり	45	1	市
138		月ケ瀬石打	11.8 ha	地すべり	1	0	市
139		富雄泉ヶ丘	1.30 ha	崩壊土砂流出	30	0	市
140		飯守	0.84 ha	崩壊土砂流出	10	0	市
141		中誓多林	0.60 ha	崩壊土砂流出	5	0	市
142		沓掛	0.90 ha	崩壊土砂流出	0	0	市
143		古市	2.88 ha	崩壊土砂流出	5	1	市
144		菩堤山	1.89 ha	崩壊土砂流出	5	0	市
145		北椿尾立石	2.10 ha	崩壊土砂流出	6	0	市
146		大野	0.72 ha	崩壊土砂流出	10	0	市
147		中貫	0.90 ha	崩壊土砂流出	3	0	市
148		長谷	0.90 ha	崩壊土砂流出	0	0	県
149		南椿尾	0.75 ha	崩壊土砂流出	5	0	市
150		阪原塔阪	0.60 ha	崩壊土砂流出	9	0	市
151		別所	0.75 ha	崩壊土砂流出	3	0	市
152		別所	0.60 ha	崩壊土砂流出	5	0	市
153		月ヶ瀬石打イオ	0.18 ha	崩壊土砂流出	0	0	市
154		月ヶ瀬長引ザラヲ	0.36 ha	崩壊土砂流出	4	2	県
155		月ヶ瀬長引カワラ	0.23 ha	崩壊土砂流出	4	2	県
156		月ヶ瀬嵩カワラ	0.18 ha	崩壊土砂流出	11	0	県
157		月ヶ瀬嵩カワラ	0.12 ha	崩壊土砂流出	0	0	市
158		月ヶ瀬月瀬	0.30 ha	崩壊土砂流出	4	0	県
159		月ヶ瀬月瀬カワラ	0.42 ha	崩壊土砂流出	5	0	県
160		月ヶ瀬月瀬カミタニ	0.42 ha	崩壊土砂流出	0	0	県
161		月ヶ瀬桃ヶ野ヨワラ	0.15 ha	崩壊土砂流出	0	0	県
162		月ヶ瀬桃ヶ野タロダニ	1.08 ha	崩壊土砂流出	11	0	県
163		月ヶ瀬桃ヶ野ナガオ	0.63 ha	崩壊土砂流出	0	0	県

番号	位置		延長又は面積	予想される危険	保全対象		
	大字	字			人家戸数(戸)	公共施設等	道路
164		月ヶ瀬桃ヶ野タケノダニ	0.72 ha	崩壊土砂流出	3	0	県
165		月ヶ瀬桃ヶ野ヤンタニ	0.24 ha	崩壊土砂流出	52	0	県
166		月ヶ瀬桃ヶ野クロゴシ	0.45 ha	崩壊土砂流出	0	0	県
167		都祁下深川	0.09 ha	崩壊土砂流出	6	0	市
168		都祁上深川	0.30 ha	崩壊土砂流出	20	0	市
169		都祁上深川	0.06 ha	崩壊土砂流出	12	1	市
170		都祁上深川	0.06 ha	崩壊土砂流出	15	0	県
171		都祁荻ミヨツ谷	0.30 ha	崩壊土砂流出	12	0	県
172		都祁中山	0.09 ha	崩壊土砂流出	20	0	県
173		都祁小倉小倉谷	0.30 ha	崩壊土砂流出	37	0	市
174		都祁吐山峠坂谷	0.06 ha	崩壊土砂流出	10	0	市
175		都祁吐山峠坂谷	0.06 ha	崩壊土砂流出	7	0	市
176		都祁城福寺	0.60 ha	崩壊土砂流出	22	1	市
177		帝塚山南ニシヤマ	0.60 ha	崩壊土砂流出	80	3	市
178		柚ノ川町オザオ	0.36 ha	崩壊土砂流出	15	1	国

資料 22　消防相互応援協定

（令和 7 年 9 月 1 日現在）

協定名	締結先	締結年月日
奈良市・天理市・大和郡山市・生駒市消防相互応援協定	天理市・生駒市・大和郡山市	昭和 42 年 10 月 1 日
奈良県消防防災ヘリコプター支援協定	奈良県（防災航空隊）	平成 16 年 4 月 1 日
伊賀市及び奈良市消防相互応援協定	伊賀市	平成 17 年 4 月 1 日
奈良県消防広域相互応援協定	県内市町村、奈良県広域消防組合消防本部	平成 29 年 4 月 1 日
東大阪市、生駒市及び奈良市消防相互応援協定（第二阪奈道路）	東大阪市・生駒市	平成 31 年 3 月 29 日
奈良市・相楽中部消防組合消防相互応援協定	相楽中部消防組合	令和 2 年 11 月 1 日
奈良市・精華町消防相互応援協定	精華町	令和 3 年 2 月 1 日

資料 23　国有林・県有林及び私有林一覧表

（国有林）林野庁所管

地　域　名	面積（㎢）	地　域　名	面積（㎢）
地獄谷国有林	1.0302	忍辱山国有林	0.4118
寺山国有林	0.1756	大亀谷国有林	0.0829
菩提山国有林	1.2085		
合計		2.9090 ㎢	

（国有林）財務省所管、県管理地

地　域　名	面積（㎢）	地　域　名	面積（㎢）
花山	0.7740	若草山	0.3333
芳山	1.4994	手向山	0.0414
春日山	1.8408	惣寺院山	0.1059
合計		4.5948 ㎢	

（県有林）

地　域　名	面積（㎢）
紀寺	0.0585
誓多林	0.0390
そ　の　他	0.9654
合計	1.0629 ㎢

（私有林）

地　域　名	面積（㎢）
奈良市全域（竹林を含む。）	123.00 ㎢

資料 24　奈良市耐震改修促進計画の要約

（令和 7 年 10 月 1 日現在）

1　建築物の耐震診断・耐震改修

災害に強い、安全・安心なまちづくりの推進に向けて、日常最も滞在時間の長い住宅、多数の者が利用する建築物及び防災拠点となる公共建築物等で、既存建築物のうち耐震化されていない建築物について、地震に対する安全性の向上を計画的に促進することを目的にする。

なお、多数の者が利用する建築物等とは建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下、「耐震改修促進法」という）第 14 条に掲げる建築物で次のとおり規定されている。

○ 多数の者が利用する建築物

学校、体育館、病院、劇場、観覧場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で一定規模以上のもの（法第 14 条第 1 号、法施令第 6 条）

○ 一定規模以上の危険物を取り扱う建築物

火薬類、石油類その他政令で定める危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物（法第 14 条第 2 号、法施令第 7 条）

○ 道路を閉塞させる建築物

(1) 住宅（民間、市有）の耐震診断・耐震改修

住宅（戸建て住宅、共同住宅）の耐震化率を 95%とすることを目標とする。

(2) 多数の者が利用する建築物（民間）の耐震診断・耐震改修

多数の者が利用する建築物（民間）の耐震化率を 95%とすることを目標とする。

(3) 公共建築物（市有建築物）の耐震診断・耐震改修

多数の者が利用する建築物（市有）の耐震化率を 100%とすることを目標とする。

・防災上特に重要な施設から耐震化を進めており、市有避難所建築物の耐震化率は 100%となっている。

・その他の建築物については、建築物の用途や立地条件を踏まえた耐震化促進の優先順位を設定し、効率的・効果的な施策展開によって、耐震化の促進を図る。

2　耐震診断・耐震改修に係る基本的な取組方針

(1) 耐震化を図る施策の基本方針

既存建築物の耐震診断及び耐震改修を計画的かつ総合的に進めていく。

○ 「市民の生命・財産を守る」ことを基本として、優先度を明確にして施策に取り組み、耐震化目標値を達成する。

○ 高齢者世帯等の様々な理由により建物全体の耐震化が困難な場合は、最低限「生命を守る」ための改修等を促進する。

○ 市民・事業者に対して、防災意識の向上と建築物の耐震化の必要性・重要性の普及・啓発に積極的に取り組む。

○ 所有者にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の実施等、耐震化の促進に必要な施策を講じる。

○ 新耐震基準建築物についても、法改正・告示基準の制定がなされ、国・県の動向に呼応し更なる建築物の安全性確保に取り組む。

住宅の耐震化に向けては耐震診断の推進が不可欠であることから、耐震診断の推進に向けて、次のような取組を行う。

○ 旧耐震基準による木造住宅に対して耐震診断の実施を推進し、早急な耐震改修が必要な住宅を把握する。

○ 老朽木造の密集市街地や狭隘な避難路沿いに立地する住宅を把握し、耐震診断を推進する。

○ 耐震化が進んでいない木造住宅については、重点的に耐震診断を実施する。

○ 地域における防災訓練等のイベントに併せて、耐震診断・耐震改修を啓発する。

(2) 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定

○ 住宅のうち旧耐震基準建築物に該当する木造住宅については、その耐震性について特に問題があると考えられることから、「より重点的に耐震化を図る建築物」とする。

○ 多数の者が利用する建築物は、地震発生時に利用者の安全を確保する必要が高いこと、一定の規模以上の危険物を取り扱う建築物は、倒壊した場合に多大な被害につながるおそれがあること、地震発生時に道路を閉塞させる建築物は、倒壊した場合に道路を閉塞し、多数の者の円滑な避難を妨げるおそれがあることから、「重点的に耐震化を図る建築物」とする。

このうち、地震が発生した際に応急対策活動の拠点となる災害対策本部及び支部の庁舎、避難収容拠点となる学校等その他の防災上重要な建築物については、「より重点的に耐震化を図る建築物」とする。

また、地震発生時の建築物の倒壊による周辺市街地への影響や、人的被害発生の懸念等から、劇場、展示場、百貨店等の不特定多数の者が利用する建築物については、「重点的に耐震化を図る建築物」とする。

○ 本市が所有する建築物については、市民の安全の確保、地震時における応急対策活動の拠点施設や避難施設としての利用の観点から、「重点的に耐震化を図る建築物」とする。

3　耐震診断・耐震改修を促進する支援策

耐震診断及び耐震改修に対する支援とともに､防災意識の向上や支援制度のＰＲについて、より効果的な対策を積極的に実施する。

市の支援事業

耐震診断支援事業	奈良市既存木造住宅耐震診断員派遣事業
	奈良市既存住宅・特定既存耐震不適格建築物耐震診断補助金交付事業
耐震改修支援事業	奈良市既存木造住宅耐震改修工事補助金交付事業
	住宅耐震改修に伴う固定資産税の減額措置

4　安心して耐震改修を行うことができる環境整備

市は、県及びなら建築物安全安心推進協議会と連携し、安心して耐震改修を行うことができる環境整備をしている。

5　地震時の建築物の総合的な安全対策

地震防災対策等の総合的な安全対策については、建築確認申請時において指導するほか、防災点検等の指導の徹底を図り、市の広報紙等による啓発活動を行う。

(1) ブロック塀等の安全対策
(2) 窓ガラス、天井落下防止対策等
(3) エレベーター・エスカレーターの地震防災対策
(4) 家具の固定
(5) その他の建築設備の安全対策
(6) 避難路・細街路等の現況調査

6　建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

(1) 地震ハザードマップの作成・公表
(2) 広報媒体を活用した周知
(3) リフォームに合わせた耐震改修の誘導
(4) 経済的な耐震改修等の方策の推進
(5) 家具の転倒防止策の推進

7　建築物の耐震改修の促進に関する法律による指導等

耐震診断義務付け対象建築物

要安全確認計画記載建築物及び要緊急安全確認大規模建築物（以下「耐震診断義務付け対象建築物」という。）の所有者は耐震診断を行い、その結果を所管行政庁（奈良市）に報告することが義務付けられた。本市は、耐震診断の結果の報告を受け、公表する。

また、耐震診断義務付け対象建築物の所有者は、耐震診断の結果、必要に応じ、耐震改修を行うよう努めなければならないとされた。

(1) 報告命令等

対象となる建築物の所有者が耐震診断の結果の報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命令することができる。命令をしたときは、その旨を市の公報やホームページ等により公表する。

(2) 耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等

所管行政庁は、耐震診断義務付け対象建築物の耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、所有者に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

また、必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、建築物の所有者に対し、必要な指示をすることができ、正当な理由がなく指示に従わなかったときは、その旨を市の公報やホームページ等により公表する。

(3) 報告、検査等

所管行政庁は、耐震診断義務付け対象建築物の所有者に対し、当該建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又は市職員に立ち入り、当該建築物、その敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

特定既存耐震不適格建築物

特定既存耐震不適格建築物の所有者は、当該建築物について耐震診断を行い、その結果、必要に応じ、耐震改修を行うよう努めなければならないとされた。

(1) 耐震診断及び耐震改修に係る指導及び助言

所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、建築物の所有者に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

(2) 耐震診断及び耐震改修に係る指示等

所管行政庁は、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要な特定既存耐震不適格建築物(指示対象建築物)について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、当該建築物の所有者に対し、必要な指示をすることができ、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を市の公報やホームページ等により公表する。

(3) 報告、検査等

所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物及び指示対象建築物の所有者に対し、地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又は市職員に立ち入り、当該建築物、その敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

一定の既存耐震不適格建築物

耐震診断義務付け対象建築物・指示対象建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、当該建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行うよう努めなければならないとされた。

(1) 耐震診断及び耐震改修の指導・助言

所管行政庁は、耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該建築物の所有者に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

8　建築基準法による勧告又は命令等の実施

耐震診断及び耐震改修の指導、助言、指示等に従わないために耐震改修促進法に基づく「公表」を行ったにもかかわらず、当該建築物の所有者が、耐震診断及び耐震改修を明らかに行わない場合には、市は当該建築物に立入調査を実施し、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について、著しく保安上危険であると明らかに認められる建築物については、建築基準法第 10 条第３項の規定による命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となると明らかに認められる建築物については、同条第１項の規定による勧告や同条第２項による命令を行うことで耐震化を促進する。

9　建築物の耐震化の円滑な促進のための措置

(1) 耐震改修計画の認定

建築物の耐震改修をしようとする者は、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。認定を受けた計画に係る建築物については、建築基準法の規定の緩和・特例措置があり、耐震改修工事が完了したときは報告が必要。

(2) 建築物の地震に対する安全性に係る認定

建築物の所有者は、所管行政庁に、地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を申請することができる。認定を受けた者は、認定を受けている旨の表示することができる。全ての建築物が対象。

(3) 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定

耐震診断を行った区分所有建築物の管理者等は、所管行政庁に、その区分所有建築物について、耐震改修を行う必要がある旨の認定の申請をすることができる。認定を受けた区分所有建築物の耐震改修が建物の区分所有法等に関する法律（昭和 37 年法律第 67 号）の共用部分の変更にあたる場合は、共用部分の変更決議について、区分所有者及び議決権の各３/４以上から各過半数の多数による集会の決議により行うことができる。

資料 25　国宝重要文化財等件数

（令和７年８月末日）

１．指定文化財　　980 件

［件数］

分類			国指定			県指定	市指定	総数
有形文化財	建造物（　）内は棟数		国宝 31 (35)	重要文化財 75 (130)	計※ 105 (165)	42 (81)	28 (33)	175 (279)
	美術工芸品	絵画	〃 6	〃 28	〃 34	18	40	92
		彫刻	〃 49	〃 198	〃 247	34	39	320
		工芸品	〃 26	〃 97	〃 123	18	9	150
		書跡･典籍	〃 4	〃 61	〃 65	6	4	75
		古文書	〃 1	〃 25	〃 26	6	0	32
		考古資料	〃 4	〃 6	〃 10	1	7	18
		歴史資料	〃 0	〃 5	〃 5	5	5	15
	小計		国宝 121	重要文化財 495	計※ 615	小計 130	小計 132	小計 877
無形文化財			重要無形文化財 0			1	0	1
民俗文化財	有形の民俗文化財		重要有形民俗文化財 2			2	7	11
	無形の民俗文化財		重要無形民俗文化財 3			10	3	16
記念物	遺跡		特別史跡 2	史跡 25	計 27	5	8	40
	名勝地		特別名勝 2	名勝 6	計 8	1	2	11
	動物・植物・地質鉱物		特別天然記念物 1	天然記念物 5	計 6	6	12	24
	小計		特史名天 5	史名天 36	計 41	小計 12	小計 22	小計 75
総数					661	155	164	980

※　有形文化財（建造物）の国指定の合計件数が国宝及び重要文化財の各件数の和と一致しないのは、１件に国宝・重要文化財の両方を含むものがあるためである。

※　ほかに国宝 14 件（絵画４、彫刻１、工芸品３、書跡・典籍３、古文書３）と重要文化財 119 件（絵画 44、彫刻 16、工芸品 17、書跡・典籍 18、古文書 12、考古資料 11、歴史資料１）を独立行政法人国立文化財機構（住所東京都）が所有し奈良国立博物館及び奈良文化財研究所が保管する。

２．登録有形文化財　　126 件
（建造物）　124 件　（43 箇所）
（書跡･典籍）　1 件
（歴史資料）　1 件

３．選定保存技術　　2 件　〔国 2 件〕

４．旧村指定文化財　　72 件［旧月ヶ瀬村指定文化財 30 件、旧都祁村指定文化財 42 件］

＊国選定保存技術、県指定文化財、市指定文化財と重複している 12 件を除く。

資料 26　危険物施設数一覧表

（令和７年９月１日現在）

製造所等の別		施設数
製造所		8
貯蔵所	屋内貯蔵所	83
	屋外タンク貯蔵所	27
	屋内タンク貯蔵所	14
	地下タンク貯蔵所	108
	移動タンク貯蔵所	50
	屋外貯蔵所	7
	小計	289
取扱所	給油取扱所	93
	販売取扱所	1
	一般取扱所	54
	小計	148
合計		445
少量危険物		710
総計		1,155

資料 27　液化石油ガス充填所

（令和７年９月１日現在）

No.	所在地	名称
1	神殿町	大和石油ガス株式会社
2	柏木町	株式会社福井商会
3	南京終町	株式会社西井商店
4	今市町	株式会社加藤商会

資料 28　液化石油ガススタンド

（令和７年９月１日現在）

No.	所在地	名称
1	神殿町	大和石油ガス株式会社
2	柏木町	株式会社福井商会
3	今市町	株式会社加藤商会
4	南京終町	株式会社西井商店
5	中町	株式会社加藤商会

資料 29　水素ステーション

（令和７年９月１日現在）

No.	所　在　地	名　　称
1	大 安 寺 一 丁 目	イワタニ水素ステーション（岩谷瓦斯株式会社）

資料 30　放射性同位元素貯蔵所

（令和７年９月１日現在）

No.	貯蔵取扱場所	名　　称
1	北 魚 屋 西 町	奈良女子大学理学部
2	北 魚 屋 西 町	奈良女子大学アイソトープ総合実験室
3	三 条 本 町	奈良市保健所
4	七 条 町	メディカルプラザ薬師西の京
5	東 紀 寺 町 一 丁 目	市立奈良病院
6	七 条 町	西の京病院
7	七 条 西 町 二 丁 目	奈良県総合医療センター

資料 31　指定緊急避難場所及び指定避難所一覧表

１．指定避難所を兼ねない指定緊急避難場所

①一時避難場所：地震などによる延焼火災などの危険から一時的に身を守るために避難する場所

No.	名称	種別	洪水	土砂災害	地震	大規模な火事	面積（㎡）	有効避難面積（㎡）	収容可能人員（人）	備考
1	青山近隣公園	近隣公園	○	○	○	○	33,789	6,935	3,460	※
2	柏木公園	地区公園	×	○	○	○	29,900	22,100	11,050	※
3	大渕池公園	総合公園(県)	○	○	○	○	235,000	9,757	4,870	※
4	登美ヶ丘近隣公園	近隣公園	○	○	○	○	14,922	2,907	1,450	※
5	中登美ヶ丘近隣公園	近隣公園	○	○	○	○	30,096	8,430	4,210	耐震性貯水槽・防災倉庫設置
6	平城第３号近隣公園	近隣公園	○	○	○	○	19,998	2,748	1,370	※ 防災倉庫設置
7	平城第２号公園	地区公園	○	○	○	○	55,685	24,812	12,400	※
8	平城第１号近隣公園	近隣公園	○	○	○	○	20,000	15,549	7,770	※
9	佐保山近隣公園	近隣公園	○	○	○	○	10,336	6,985	3,490	
10	西大寺近隣公園	近隣公園	○	○	○	○	10,020	5,925	2,960	耐震性貯水槽・防災倉庫設置
11	古市公園	近隣公園	○	○	○	○	13,455	8,018	4,000	耐震性貯水槽・防災倉庫設置
計	11 か所						473,201	114,166	57,030	

※印は、ライフライン復旧活動拠点候補地

②広域避難場所：地震などによる火災が延焼拡大して地域全体が危険になった時に避難する場所

No.	名称	洪水	土砂災害	地震	大規模な火事	面積（㎡）	有効避難面積（㎡）	収容可能人員（人）	備考
1	奈良公園	○	○	○	○	（平坦部） 462,900	86,590	43,290	内､県所有87,600㎡ その他国所有
2	鴻ノ池運動公園	○	○	○	○	300,808	190,060	95,030	
3	平城宮跡	○	○	○	○	1,320,000	754,720	377,360	国所有
4	奈良国際ゴルフ倶楽部	○	○	○	○	990,000	661,560	330,780	
5	飛鳥カンツリー倶楽部	○	○	○	○	390,000	231,950	115,970	
計	5 か所					3,463,708	1,924,880	962,430	

２．指定避難所を兼ねる指定緊急避難場所

①一次避難所を兼ねる指定緊急避難場所：台風の接近等により「高齢者等避難」を発令する場合及び地震等により大規模な災害が発生した場合に開設

No.	防災地区	名称	所在地	洪水	土砂災害	地震	大規模な火事	収容面積（㎡）	収容可能人員（人）	構造	耐震化
1	飛鳥	飛鳥小学校	紀寺町 785 番地	○	○	○	○	881	440	鉄筋	有
2		飛鳥中学校	高畑町 1475 番地の 1	○	○	○	○	1,005	500	鉄筋	有
3	済美	済美小学校	西木辻町 5 番地の 2	○	○	○	○	800	400	鉄筋	有
4	済美南	済美南小学校	南京終町 676 番地	○	○	○	○	800	400	鉄筋	有
5	鼓阪	鼓阪小学校	雑司町 97 番地	○	○	○	○	756	370	鉄筋	有
6		若草公民館	川上町 575 番地	×	○	○	○	316	150	木造	有
7	佐保	佐保小学校	法蓮町 280 番地の 1	○	○	○	○	815	400	鉄筋	有
8	青山	鼓阪北小学校	青山九丁目 3 番地の 1	○	○	○	○	800	400	鉄筋	有
9	椿井	椿井小学校	椿井町 25 番地	○	○	○	○	743	370	鉄筋	有
10	大宮	大宮小学校	大宮町四丁目 223 番地の 1	○	○	○	○	596	290	鉄骨	有
11		大宮児童館	西之阪町 5 番地の 1	○	○	○	○	678	330	鉄筋	有
12	佐保川	佐保川小学校	法蓮町 229 番地の 1	○	○	○	○	823	410	鉄筋	有
13		一条高等学校及び附属中学校	法華寺町 1351 番地	○	○	○	○	1,520	760	鉄筋	有
14	大安寺西	大安寺西地域ふれあい会館	四条大路南町 1 番 22 号	○	○	○	○	252	60	鉄骨	有
15	東市	東市小学校	古市町 268 番地	○	○	○	○	796	390	鉄筋	有
16		東人権文化センター	古市町 1226 番地	○	○	○	○	554	270	鉄骨鉄筋	有
17		横井児童館	横井五丁目 337 番地の 2	○	○	○	○	561	280	鉄筋	有
18	明治	明治小学校	北永井町 414 番地	○	○	○	○	698	340	鉄骨	有
19	辰市	辰市小学校	西九条町一丁目 7 番地の 1	○	○	○	○	647	320	鉄骨	有
20		南人権文化センター	杏町 401 番地の 1	○	○	○	○	230	110	鉄筋	有
21	帯解	帯解小学校	柴屋町 9 番地	○	○	○	○	484	240	鉄骨	有
22		南部公民館	山町 27 番地の 1	○	○	○	○	354	170	鉄筋	有
23	精華	南部公民館精華分館	高樋町 640 番地の 1	○	○	○	○	263	130	鉄筋	有
24	大安寺	大安寺小学校	大安寺二丁目 15 番 1 号	○	○	○	○	800	400	鉄筋	有
25	伏見	伏見小学校	菅原町 370 番地	○	○	○	○	795	390	鉄筋	有
26		伏見公民館	青野町二丁目 13 番 4 号	○	○	○	○	193	90	鉄筋	有
27	伏見南	伏見南小学校	宝来五丁目 2 番 1 号	○	○	○	○	798	390	鉄筋	有
28		京西中学校	平松四丁目 3 番 1 号	○	○	○	○	1,097	540	鉄筋	有
29	西大寺北	西大寺北地域ふれあい会館	西大寺東町一丁目 1 番 15 号	○	○	○	○	343	70	鉄骨	有
30	六条校区	京西公民館	六条西一丁目 3 番 43-2 号	○	○	○	○	197	90	鉄筋	有

No.	防災地区	名称	所在地	洪水	土砂災害	地震	大規模な火事	収容面積（㎡）	収容可能人員（人）	構造	耐震化
31	あやめ池	あやめ池小学校	あやめ池南九丁目 939 番地の 39	○	○	○	○	602	300	鉄筋	有
32	都跡	都跡小学校	四条大路五丁目 6 番 1 号	×	○	○	○	800	400	鉄筋	有
33	平城	平城公民館	秋篠町 1468 番地	○	○	○	○	207	100	鉄筋	有
34	学園南	西部公民館	学園南三丁目 1 番 5 号	○	○	○	○	697	340	鉄骨鉄筋	有
35	富雄南	富雄南公民館	中町 501 番地の 3	○	○	○	○	208	100	鉄筋	有
36	奈良帝塚山	富雄第三小中学校	帝塚山南二丁目 11 番 1 号	○	○	○	○	800	400	鉄筋	有
37	学園三碓	三碓小学校	西千代ヶ丘一丁目 20 番 9 号	○	○	○	○	755	370	鉄筋	有
38	登美ヶ丘	登美ヶ丘公民館	中登美ヶ丘三丁目 4162 番地の 81	○	○	○	○	288	140	鉄筋	有
39	東登美ヶ丘	東登美ヶ丘小学校	東登美ヶ丘四丁目 21 番 33 号	○	○	○	○	769	380	鉄筋	有
40	平城西	登美ヶ丘中学校	東登美ヶ丘三丁目 1059 番地	○	○	○	○	1,103	550	鉄筋	有
41		登美ヶ丘南公民館	中山町西二丁目 921 番地の 1	○	○	○	○	163	80	鉄筋	有
42	鶴舞	鶴舞小学校	鶴舞東町 2 番 1 号	○	○	○	○	609	300	鉄筋	有
43	二名	二名小学校	二名一丁目 3716 番地の 1	○	○	○	○	782	390	鉄筋	有
44	青和	青和小学校	百楽園四丁目 1 番 1 号	○	○	○	○	703	350	鉄筋	有
45	富雄	富雄北小学校	富雄北一丁目 13 番 6 号	○	○	○	○	842	420	鉄筋	有
46	鳥見	富雄公民館	鳥見町二丁目 9 番地	○	○	○	○	301	150	鉄筋	有
47	田原	田原公民館	茗荷町 1078 番地の 1	○	○	○	○	239	110	鉄筋	有
48		（旧）水間小学校	水間町 450 番地の 2	○	○	○	○	402	200	鉄筋	有
49	柳生	柳生小学校	柳生下町 138 番地	○	○	○	○	393	190	鉄骨	有
50		柳生公民館邑地分館	邑地町 451 番地の 4	○	○	○	○	98	40	木造	有
51	大柳生	興東公民館	大柳生町 3633 番地	○	○	○	○	192	90	鉄骨	有
52	東里	東里地域ふれあい会館	須川町 776 番地	○	○	○	○	201	40	鉄骨	有
53	狭川	興東公民館狭川分館	下狭川町 3109 番地の 2	○	○	○	○	159	70	鉄骨	有
54	月ヶ瀬	月ヶ瀬公民館	月ヶ瀬尾山 2815 番地	○	○	○	○	606	300	鉄筋	有
55	神功	平城西公民館	神功四丁目 25 番地	○	○	○	○	155	70	鉄筋	有
56	右京	右京コミュニティスポーツ会館	右京四丁目 11 番地の 1	○	○	○	○	738	360	鉄筋	有
57	朱雀	平城東公民館	朱雀六丁目 9 番地の 1	○	○	○	○	197	90	鉄筋	有
58	左京	左京小学校	左京三丁目 1 番地の 1	○	○	○	○	800	400	鉄筋	有
59	佐保台	佐保台小学校	佐保台三丁目 902 番地の 341	○	○	○	○	801	400	鉄筋	有
60	並松	（旧）並松小学校	藺生（いう）町 1894 番地	○	○	○	○	857	420	鉄筋	有
61	吐山	（旧）吐山小学校	都祁吐山町 3939 番地	○	○	○	○	850	420	鉄筋	有
62	都祁	都祁小学校	都祁白石町 974 番地	○	○	○	○	826	410	鉄筋	有
63	六郷	（旧）六郷小学校	針ヶ別所町 820 番地	○	○	○	○	725	360	鉄筋	有

No.	防災地区	名称	所在地	洪水	土砂災害	地震	大規模な火事	収容面積（㎡）	収容可能人員（人）	構造	耐震化
計	63 か所							37,463	18,240		

※　洪水・土砂災害の場合は、建物の２階以上への垂直避難も含む。

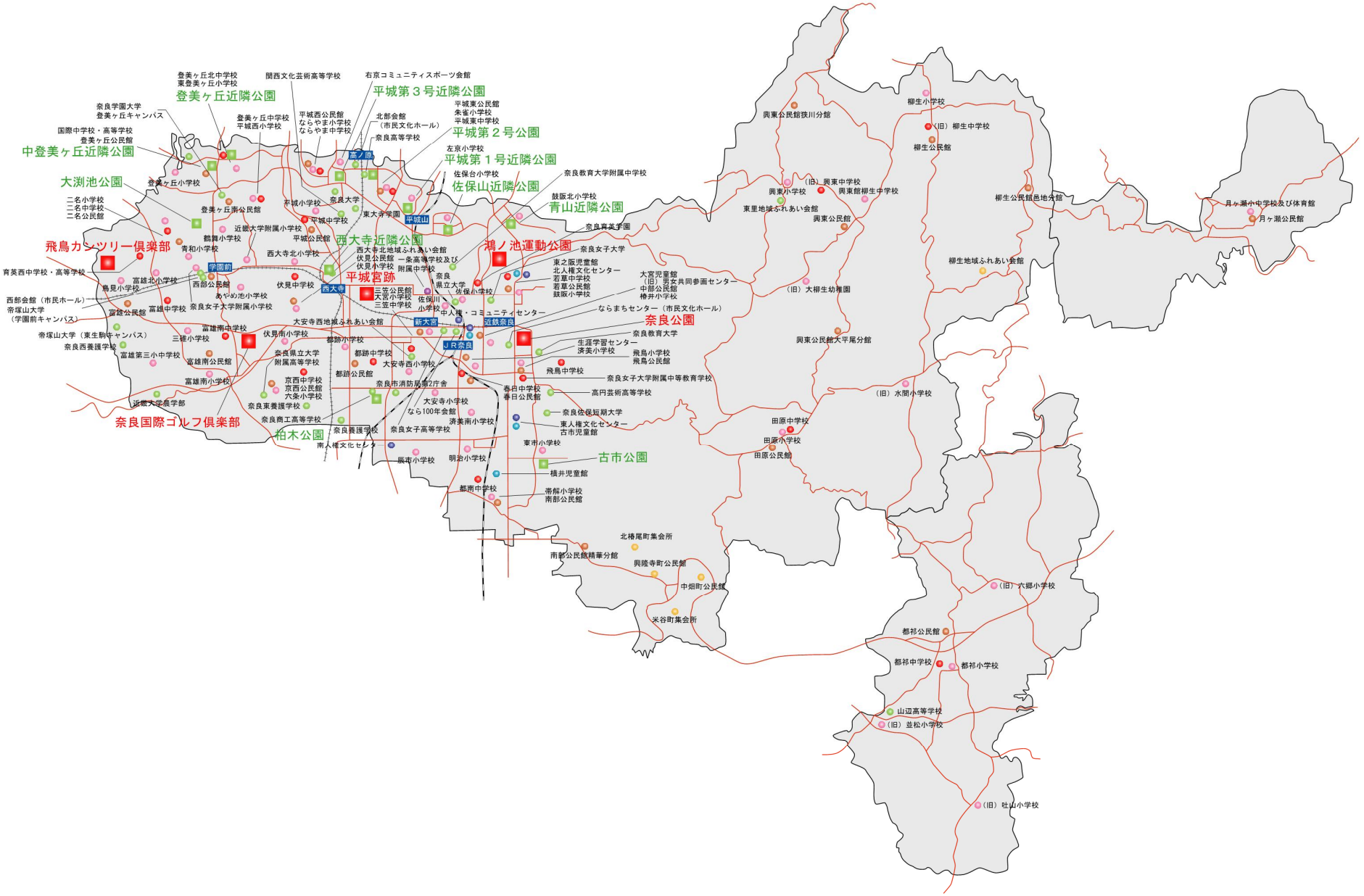
②二次避難所を兼ねる指定緊急避難場所：地震等により大規模な災害が発生した場合に開設。台風の接近等においても被害が拡大し一次避難所のみで対応出来ない場合、必要に応じて開設。

No.	防災地区	名称	所在地	洪水	土砂災害	地震	大規模な火事	収容面積（㎡）	収容可能人員（人）	構造	耐震化
1	飛鳥	飛鳥公民館	紀寺町 984 番地	○	○	○	○	194	90	鉄筋	有
2		県立高円芸術高等学校	白毫寺町 633 番地	○	×	○	○	1,080	540	鉄筋	有
3		奈良教育大学	高畑町	○	○	○	○	1,126	560	鉄骨	有
4		奈良女子大学附属中等教育学校	東紀寺町一丁目 60-1	○	○	○	○	1,409	700	鉄骨	有
5	済美	春日中学校	西木辻町 67 番地	○	○	○	○	1,100	550	鉄筋	有
6		春日公民館	南京終町一丁目 86 番地の 1	○	○	○	○	194	90	鉄筋	有
7		生涯学習センター	杉ヶ町 23 番地	○	○	○	○	614	300	鉄筋	有
8	鼓阪	北人権文化センター	川上町 418 番地の 1	○	○	○	○	411	200	鉄筋	有
9		東之阪児童館	川上町 461 番地の 1	○	○	○	○	466	230	鉄筋	有
10	佐保	若草中学校	法蓮町 1416 番地の 1	○	○	○	○	1,100	550	鉄筋	有
11		中人権・コミュニティセンター	畑中町 4 番地の 4	○	○	○	○	143	70	鉄筋	有
12		公立大学法人奈良県立大学	船橋町 10	○	○	○	○	693	340	鉄骨	有
13		奈良教育大学附属中学校	法蓮町 2058-2	○	○	○	○	881	440	鉄骨鉄筋	有
14		奈良女子大学	北魚屋東町	○	○	○	○	1,415	700	鉄骨鉄筋	有
15		学校法人奈良育英学園（中学校・高等学校）	法蓮町 1000 番地	○	○	○	○	1,121	560	鉄筋	有
16	椿井	中部公民館	上三条町 23 番地の 4	○	○	○	○	484	240	鉄骨鉄筋	有
17		ならまちセンター（市民文化ホール）	東寺林町 38 番地	○	○	○	○	741	490	鉄骨鉄筋	有
18	大宮	三笠公民館	大宮町四丁目 313 番地の 3	○	○	○	○	280	140	鉄骨	有
19		（旧）男女共同参画センター	西之阪町 12 番地	○	○	○	○	194	90	鉄筋	有
20		なら 100 年会館	三条宮前町 7 番 1 号	○	○	○	○	（座席数で算定）	1,990	鉄骨鉄筋	有
21		奈良女子高等学校	三条宮前町 3 番 6 号	○	○	○	○	1,303	650	鉄筋	有
22	大安寺西	大安寺西小学校	大安寺西一丁目 342 番地	○	○	○	○	798	390	鉄筋	有
23		三笠中学校	三条川西町 3 番 1 号	○	○	○	○	1,514	750	鉄筋	有

No.	防災地区	名称	所在地	洪水	土砂災害	地震	大規模な火事	収容面積（㎡）	収容可能人員（人）	構造	耐震化
24	大安寺西	奈良市消防局第2庁舎	八条五丁目404番地の1	○	○	○	○	231	110	鉄骨鉄筋	有
25	東市	古市児童館	古市町1263番地	○	○	○	○	756	370	鉄筋	有
26		奈良佐保短期大学	鹿野園町806	○	○	○	○	811	400	鉄筋	有
27	明治	都南中学校	南永井町98番地の1	○	○	○	○	1,366	680	鉄筋	有
28	精華	米谷町集会所	米谷町566番地の1	○	○	○	○	109	50	鉄骨	—
29		興隆寺町公民館	興隆寺町356番地の2	○	×	×	○	44	20	木造	—
30		中畑町公民館	中畑町1276番地	○	×	×	○	80	40	木造	—
31		北椿尾町集会所	北椿尾町659番地	○	○	×	○	94	47	木造	—
32	伏見	伏見中学校	西大寺野神町一丁目6番1号	○	○	○	○	1,100	550	鉄筋	有
33	西大寺北	西大寺北小学校	西大寺赤田町一丁目6番1号	○	○	○	○	771	380	鉄筋	有
34	六条校区	六条小学校	六条二丁目14番1号	○	○	○	○	668	330	鉄筋	有
35		県立奈良東養護学校（体育館）	七条二丁目670番地	○	○	○	○	442	220	鉄筋	有
36		奈良県立大学附属高等学校	六条西三丁目24番1号	○	○	○	○	1,050	520	鉄筋	有
37	あやめ池	近畿大学附属小学校	あやめ池北一丁目33-3	○	○	○	○	708	350	鉄骨鉄筋	有
38		私立帝塚山大学(学園前キャンパス)	学園南三丁目1番3号	○	○	○	○	672	330	鉄骨鉄筋	有
39	都跡	都跡中学校	柏木町13番地	○	○	○	○	1,099	540	鉄筋	有
40		都跡公民館	五条町204番地の1	○	○	○	○	211	100	鉄筋	有
41		県立奈良養護学校（体育館）	七条町135番地	×	○	○	○	442	220	鉄筋	有
42		県立奈良商工高等学校	柏木町248番地	×	○	○	○	1,017	500	鉄骨	有
43	平城	平城小学校	秋篠町1394番地	○	○	○	○	741	370	鉄骨	有
44		平城中学校	秋篠町1333番地	○	○	○	○	908	450	鉄筋	有
45		学校法人東大寺学園	山陵町1375番地	○	○	○	○	891	440	鉄骨	有
46		学校法人奈良大学	山陵町1500番地	○	○	○	○	1,476	730	鉄筋	有
47		私立奈良大学附属高等学校	秋篠町50番地	○	○	○	○	1,299	640	鉄筋	有
48		関西文化芸術高等学校	山陵町1179番地	○	○	○	○	208	100	鉄筋	有
49	学園南	西部会館（市民ホール）	学園南三丁目1番5号	○	○	○	○	(座席数で算定)	300	鉄骨鉄筋	有
50	富雄南	富雄南小学校	中町4185番地	○	○	○	○	829	410	鉄筋	有
51		富雄南中学校	藤ノ木台一丁目5番13号	○	○	○	○	994	490	鉄筋	有
52	奈良帝塚山	県立奈良西養護学校（体育館）	帝塚山西二丁目1-1	○	○	○	○	1,686	820	鉄筋	有
53		私立帝塚山大学(東生駒キャンパス)	帝塚山七丁目1-1	○	○	○	○	1,127	560	鉄骨鉄筋	有
54		近畿大学農学部	中町3327-204	○	○	○	○	1,008	500	鉄骨	有
55	学園三碓	富雄中学校	三碓二丁目3番12号	○	○	○	○	1,016	500	鉄筋	有

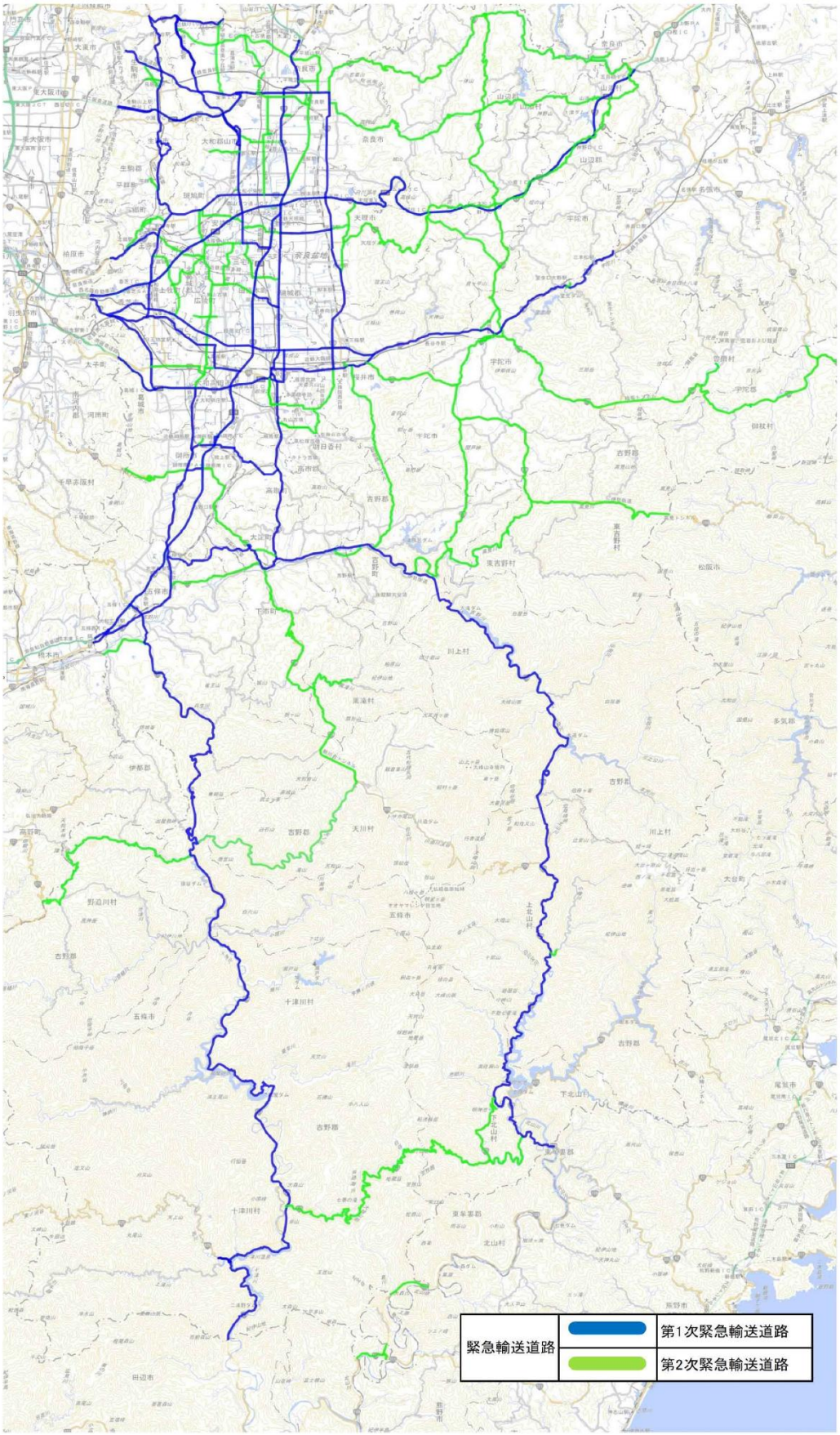
No.	防災地区	名称	所在地	洪水	土砂災害	地震	大規模な火事	収容面積（㎡）	収容可能人員（人）	構造	耐震化
56	登美ヶ丘	登美ヶ丘小学校	西登美ヶ丘四丁目 21 番 1 号	○	○	○	○	657	320	鉄筋	有
57		奈良学園大学登美ヶ丘キャンパス	中登美ヶ丘三丁目 15-1	○	○	○	○	2,822	1,390	鉄筋	有
58		県立国際中学校・高等学校	二名町 1944 番地の 12	○	○	○	○	944	470	鉄骨鉄筋	有
59	東登美ヶ丘	登美ヶ丘北中学校	北登美ヶ丘一丁目 1 番 1 号	○	○	○	○	998	490	鉄筋	有
60	平城西	平城西小学校	東登美ヶ丘三丁目 1093 番地の 1	○	○	○	○	797	390	鉄筋	有
61	二名	二名中学校	二名一丁目 3667 番地の 2	○	○	○	○	1,097	540	鉄筋	有
62	青和	二名公民館	学園赤松町 3684 番地	○	○	○	○	350	170	鉄筋	有
63		奈良女子大学附属小学校	百楽園一丁目 7-28	○	○	○	○	395	190	鉄筋	有
64	富雄	育英西中学校・高等学校	三松四丁目 637-1	○	○	○	○	665	330	鉄骨鉄筋	有
65	鳥見	鳥見小学校	鳥見町三丁目 11 番地の 2	○	○	○	○	741	370	鉄骨	有
66	田原	田原小学校	横田町 199 番地の 1	○	○	○	○	601	300	鉄筋	有
67		田原中学校	横田町 295 番地の 1	○	○	○	○	701	350	鉄筋	有
68	柳生	（旧）柳生中学校	柳生町 212 番地の 2	○	○	○	○	700	350	鉄筋	有
69		柳生公民館	柳生町 340 番地	○	×	○	○	63	30	鉄骨	有
70		柳生地域ふれあい会館	丹生町 847 番地	○	×	○	○	207	100	鉄骨	有
71	大柳生	（旧）大柳生幼稚園	忍辱山町 1303 番地	○	×	○	○	82	40	鉄筋	有
72		興東館柳生中学校	大柳生町 832 番地	○	○	○	○	631	310	鉄筋	有
73		（旧）興東中学校	大柳生町 4736 番地	○	○	○	○	432	210	鉄骨	有
74		興東公民館大平尾分館	大平尾町 471 番地	○	○	○	○	80	40	鉄骨	有
75	東里	興東小学校	須川町 1424 番地	○	○	○	○	601	300	鉄筋	有
76	月ヶ瀬	月ヶ瀬小中学校及び月ヶ瀬体育館	月ヶ瀬尾山 2551 番地	○	○	○	○	1,050	520	鉄骨鉄筋	有
77	神功	ならやま小学校	神功二丁目 1 番地	○	○	○	○	609	300	鉄骨鉄筋	有
78		ならやま中学校	神功二丁目 1 番地	○	○	○	○	1,100	550	鉄筋	有
79	右京	北部会館（市民文化ホール）	右京一丁目 1 番地の 4	○	○	○	○	259	120	鉄骨鉄筋	有
80	朱雀	朱雀小学校	朱雀六丁目 10 番地の 1	○	○	○	○	800	400	鉄筋	有
81		県立奈良高等学校	朱雀二丁目 11 番地	○	○	○	○	1,080	540	鉄筋	有
82		平城東中学校	朱雀六丁目 11 番地	○	○	○	○	1,100	550	鉄筋	有
83	並松	県立山辺高等学校	都祁友田町 937 番地	○	○	○	○	720	360	鉄筋	有
84	都祁	都祁中学校	針町 2554 番地	○	○	○	○	1,296	640	鉄筋	有
85		都祁公民館	針町 2191 番地	○	○	○	○	185	90	鉄筋	有
計	85 か所							62,878	33,487		

資料 32　指定緊急避難場所及び指定避難所配置図

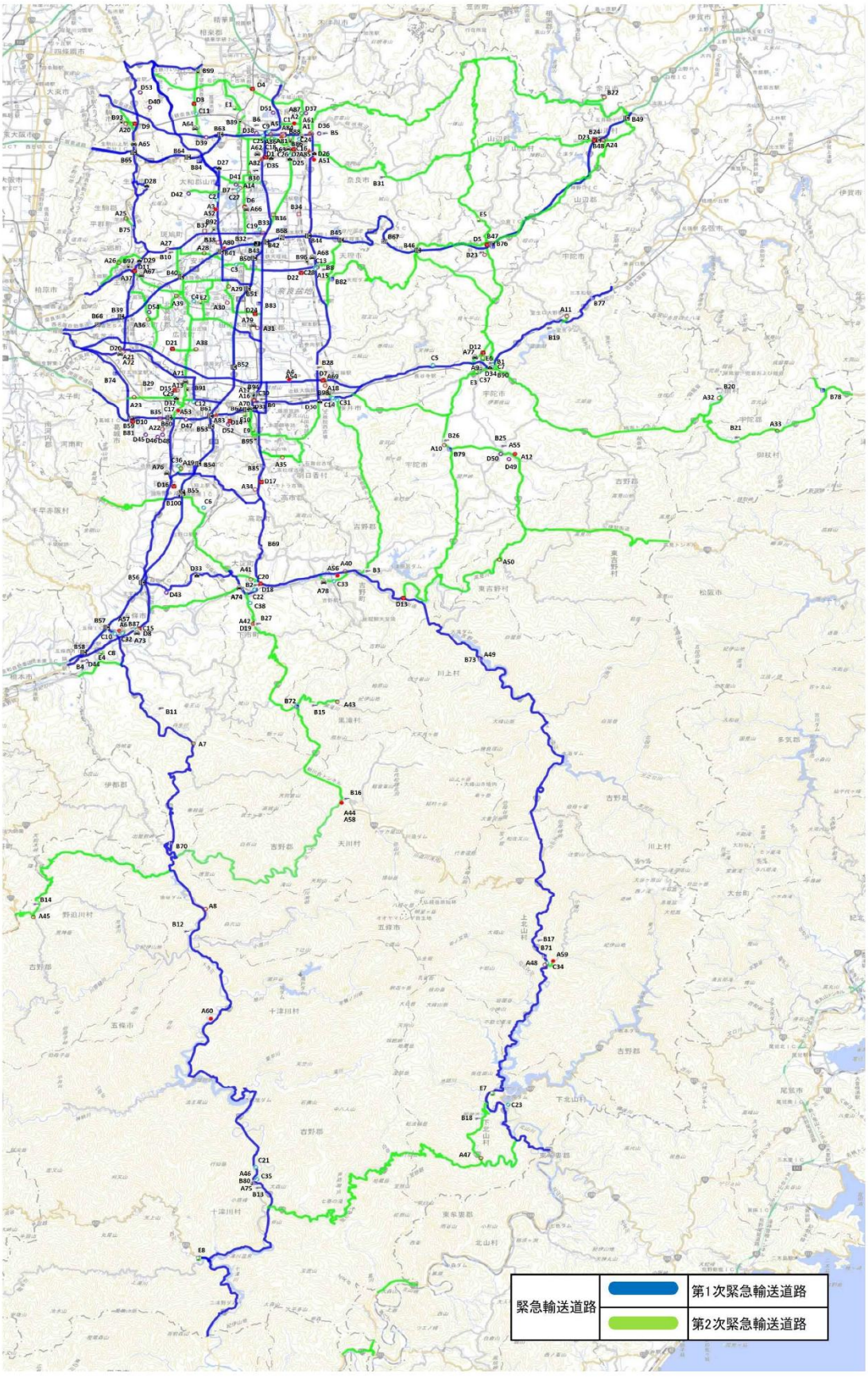


資料 33　緊急輸送道路

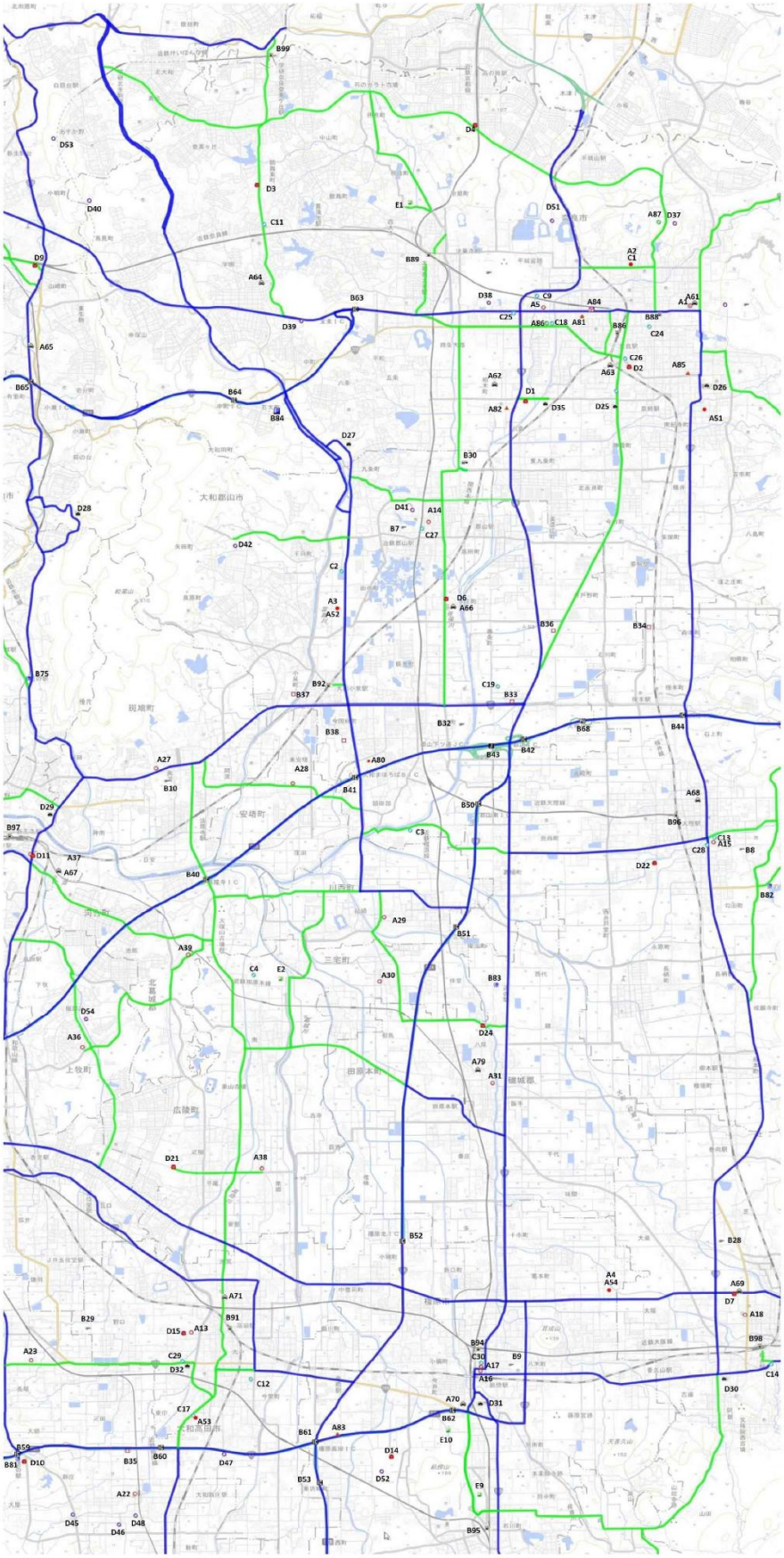
奈良県緊急輸送道路ネットワーク図（令和７年３月）



奈良県緊急輸送道路ネットワーク図（令和７年３月）



奈良県緊急輸送道路ネットワーク図　北西部拡大版（令和７年３月）



奈良県緊急輸送道路ネットワーク図防災拠点一覧



番号	施設名称		備考	位置
1. 災害管理対策拠点				
1	奈良県庁	国道369号		A1
2	奈良総合庁舎	主要地方道奈良加茂線		A2
5	郡山総合庁舎	県道大和郡山環状線		A5
6	橿原総合庁舎	県道中和幹線		A6
7	奈良市役所	国道369号		A7
8	月ヶ瀬行政センター	主要地方道上野南山城線		A8
9	都祁行政センター	国道369号		A9
10	五條市役所	国道24号	移転反映	A10
11	西吉野支所	主要地方道下市宗桧線		A11
12	大塔支所	国道168号		A12
13	宇陀市役所	国道370号		A13
14	大宇陀地域事務所	国道166号		A14
15	室生地域事務所	県道室生口大野停車場線		A15
16	菟田野地域事務所	国道166号		A16
17	大和高田市役所	主要地方道大和高田斑鳩線		A17
18	大和郡山市役所	県道大和郡山広陵線		A18
19	天理市役所	市道536号線		A19
20	橿原市役所	国道24号		A20
21	桜井市役所	国道169号		A21
22	御所市役所	県道御所高取線		A22
23	生駒市役所	県道谷田奈良線		A23
24	香芝市役所	国道165号		A24
25	葛城市役所	国道24号		A25
26	葛城市役所當麻庁舎	国道166号		A26
27	山添村役場	国道25号		A27
28	平群町役場	国道168号		A28
29	三郷町役場	県道王寺三郷斑鳩線		A29
30	斑鳩町役場	国道25号		A30
31	安堵町役場	県道天理斑鳩線		A31
32	川西町役場	県道大和郡山広陵線		A32
33	三宅町役場	県道結崎田原本線		A33
34	田原本町役場	国道24号		A34
35	曽爾村役場	主要地方道名張曽爾線		A35
36	御杖村役場	国道369号		A36
37	高取町役場	主要地方道橿原高取線		A37
38	明日香村役場	県道多武峰見瀬線	移転反映	A38
39	上牧町役場	県道中筋出作川合線		A39
40	王寺町役場	国道25号		A40
41	広陵町役場	県道田原本広陵線		A41
42	河合町役場	県道河合大和高田線		A42
43	吉野町役場	国道169号		A43
44	大淀町役場	県道平畑運動公園線		A44
45	下市町役場	主要地方道下市宗桧線		A45
46	黒滝村役場	県道赤滝五條線		A46
47	天川村役場	主要地方道高野天川線		A47
48	野迫川村役場	県道川津高野線		A48
49	十津川村役場	国道168号		A49
50	下北山村役場	国道425号		A50
51	上北山村役場	国道169号		A51
52	川上村役場	国道169号		A52
53	東吉野村役場	村道国栖小川線		A53
54	奈良土木事務所	国道169号		A54
55	郡山土木事務所	県道大和郡山環状線		A55
56	高田土木事務所	国道24号		A56
57	中和土木事務所	県道中和幹線		A57
58	宇陀土木事務所	国道166号		A58
59	吉野土木事務所	国道169号		A59
60	五條土木事務所	国道24号	移転反映	A60
61	吉野土木事務所工務第一課天川・黒滝方面係	主要地方道高野天川線		A61
62	吉野土木事務所工務第二課	県道大台河合線		A62
63	五條土木事務所工務第二課	国道168号		A63
64	奈良県警察本部	国道369号		A64
65	奈良県警本部第二庁舎	国道24号		A65
66	奈良警察署	県道木津横田線		A66
67	奈良西警察署	市道登美ヶ丘中町線		A67
68	生駒警察署	県道生駒停車場宛木線		A68
69	郡山警察署	県道大和郡山広陵線		A69
70	西和警察署	主要地方道天理王寺線		A70
71	天理警察署	国道169号		A71
72	桜井警察署	県道中和幹線		A72
73	橿原警察署	国道24号		A73
74	高田警察署	主要地方道大和高田斑鳩線		A74
75	香芝警察署	国道165号		A75
76	五條警察署	国道24号		A76
77	吉野警察署	国道370号		A77
78	五條警察署十津川警察庁舎	国道168号		A78
79	高田警察署御所警察庁舎	国道24号		A79
80	桜井警察署宇陀警察庁舎	市道玉立2号線		A80
81	吉野警察署さくら警察庁舎	主要地方道桜井吉野線		A81
82	天理警察署田原本警察庁舎	国道24号		A82
83	奈良運輸支局	県道大和郡山環状線		A83
84	奈良国道事務所	国道369号		A84
85	奈良維持出張所	国道24号		A85
86	橿原維持出張所	国道24号		A86
87	奈良中央郵便局	国道369号		A87
88	奈良地方気象台	主要地方道奈良加茂線		A88
95	NHK奈良放送局	国道369号		A95
96	奈良テレビ	主要地方道奈良加茂線		A96
2. 輸送拠点				
1	榛原中学校	国道369号		B1
2	大淀中学校	国道370号		B2
3	吉野中学校	国道169号		B3
4	五條中学校	国道310号		B4
5	春日野園地	国道369号		B5
6	平城宮跡	主要地方道奈良生駒線		B6
7	桜花グランド	県道大和郡山広陵線		B7
8	天理高校	市道536号線		B8
9	畝傍高校	国道165号		B9
10	斑鳩小学校	国道25号		B10
11	西吉野農業高等学校	国道168号	名称修正	B11
12	大塔運動場	国道168号	名称修正	B12
13	十津川中学校	国道168号	名称修正	B13
14	野迫川小中学校	主要地方道川津高野線	移転反映・名称修正	B14
15	黒滝健民運動場	県道赤滝五條線		B15
16	天川健民運動場	主要地方道高野天川線		B16
18	上北山村立上北山やまゆり学園	国道169号		B18
19	池の平グランド	国道425号		B19
20	室生運動場	国道165号		B20
21	曽爾村健民運動場	主要地方道名張曽爾線		B21
22	御杖村民運動場	国道369号		B22
23	月ヶ瀬健民運動場	主要地方道上野南山城線		B23
24	都祁中学校	国道369号		B24
25	やまぞえ小学校	国道25号		B25
26	菟田野運動場	国道166号		B26
27	宇陀高等学校	国道166号		B27
28	下市町総合運動場	国道309号		B28
29	芝運動公園	国道169号		B29
30	大和高田第2健民運動場	国道166号		B30
31	奈良ヘリポート	主要地方道奈良名張線		B31
32	奈良中央卸売市場	県道筒井二階堂線		B32
33	近物レックス奈良支店	国道25号	名称修正	B33
34	日本通運株式会社　奈良営業所	県道木津横田線	移転反映・名称修正	B34
35	近畿福山通運新庄営業所	国道165号	名称修正	B35
36	西濃運輸株式会社　奈良支店	県道木津横田線	名称修正	B36
37	トナミ運輸奈良営業所	県道大和郡山環状線	名称修正	B37
38	ヤマト運輸奈良主管支店	県道大和郡山環状線	名称修正	B38
39	香芝I. C	西名阪自動車道		B39
40	法隆寺I. C	西名阪自動車道		B40
41	大和まほろばスマートI. C	西名阪自動車道		B41
42	郡山I. C	西名阪自動車道		B42
43	郡山下ツ道JCT	西名阪自動車道		B43
44	天理I. C	西名阪自動車道		B44
45	天理東I. C	国道25号	名阪国道	B45
46	福住I. C	国道25号	名阪国道	B46
47	針I. C	国道25号	名阪国道	B47
48	山添I. C	国道25号	名阪国道	B48
49	五月橋I. C	国道25号	名阪国道	B49
50	郡山南I. C	国道24号	京奈和自動車道	B50
51	三宅I. C	国道24号	京奈和自動車道	B51
52	橿原北I. C	国道24号	京奈和自動車道	B52
53	橿原高田I. C	国道24号	京奈和自動車道	B53
54	御所I. C	国道24号	京奈和自動車道	B54
55	御所南I. C	国道24号	京奈和自動車道	B55
56	五條北I. C	国道24号	京奈和自動車道	B56
57	五條I. C	国道24号	京奈和自動車道	B57
58	五條西I. C	国道24号	京奈和自動車道	B58
59	葛城I. C	国道166号	南阪奈有料道路	B59
60	東室ランプ	国道165号	大和高田バイパス	B60
61	新堂ランプ	国道24号	大和高田バイパス	B61
62	四条ランプ	国道24号	大和高田バイパス	B62
63	宝来I. C	国道308号	第二阪奈有料道路	B63
64	中町I. C	国道308号	第二阪奈有料道路	B64
65	壱分I. C	国道308号	第二阪奈有料道路	B65
66	香芝S. A	西名阪自動車道		B66
67	高峰S. A	国道25号	名阪国道	B67
68	天理P. A	西名阪自動車道		B68
69	吉野路大淀ｲﾝﾀｰ	国道169号	道の駅	B69
70	吉野路大塔	国道168号	道の駅	B70

番号	施　設　名　称		備　考	位置
71	吉野路上北山	国道169号	道の駅	B71
72	吉野路黒滝	国道309号	道の駅	B72
73	杉の湯川上	国道169号	道の駅	B73
74	ふたかみパーク當麻	国道165号	道の駅	B74
75	大和路へぐり	国道168号	道の駅	B75
76	針T・R・S	国道25号（名阪国道）	道の駅	B76
77	宇陀路室生	国道165号	道の駅	B77
78	伊勢本街道御杖	国道369号	道の駅	B78
79	宇陀路大宇陀	国道370号	道の駅	B79
80	十津川郷	国道168号	道の駅	B80
81	かつらぎ	主要地方道御所香芝線	道の駅	B81
82	JR奈良駅	県道木津横田線		B82
83	JR五条駅	県道五條停車場線		B83
84	近鉄奈良駅	国道369号		B84
85	近鉄大和西大寺駅	主要地方道奈良精華線		B85
86	近鉄榛原駅	国道369号		B86
87	JR高田駅	主要地方道大和高田斑鳩線		B87
88	JR大和小泉駅	県道大和郡山環状線		B88
89	近鉄生駒駅	県道生駒停車場宛木線		B89
90	近鉄大和八木駅	国道24号		B90
91	近鉄橿原神宮前駅	国道169号		B91
92	JR・近鉄天理駅	国道25号		B92
93	JR・近鉄王寺駅	県道王寺三郷斑鳩線		B93
94	JR・近鉄桜井駅	県道桜井停車場線		B94
95	近鉄学研奈良登美ヶ丘駅	市道登美ヶ丘鹿畑線		B95
96	御所南P．A	国道24号	今回追加	B96
97	なら歴史芸術文化村	国道25号	今回追加　道の駅	B97
98	レスティ唐古・鍵	国道24号	今回追加　道の駅	B98
99	道の駅「クロスウェイなかまち」	第二阪奈道路	今回追加　道の駅	B99
3．ライフライン拠点				
1	奈良総合庁舎	主要地方道奈良加茂線		C1
2	奈良県広域水道センター	県道大和郡山環状線		C2
3	奈良県浄化センター	県道天理斑鳩線		C3
4	奈良県第2浄化センター	県道大和郡山広陵線		C4
5	奈良県桜井浄水場	国道165号		C5
6	奈良県御所浄水場	国道309号		C6
7	奈良県宇陀川浄化センター	国道369号		C7
8	奈良県吉野川浄化センター	国道24号		C8
9	奈良市企業局	国道24号		C9
10	五條市水道局	国道310号		C10
11	大阪ガス奈良事業所	市道登美ヶ丘中町線		C11
12	大和ガス	国道166号		C12
13	天理市上下水道局	市道536号線		C13
14	桜井ガス	国道165号		C14
15	五条ガス	国道168号		C15
16	関西電力送配電株式会社奈良支社	県道木津横田線		C16
17	関西電力送配電株式会社高田配電営業所	国道166号		C17
18	関西電力送配電株式会社奈良配電営業所	主要地方道奈良生駒線		C18
19	関西電力送配電株式会社奈良電力所	国道25号		C19
20	電源開発北山川電力所	国道169号		C20
21	NTT奈良支店	県道木津横田線		C21
23	NTT奈良西ビル	市道登美ヶ丘中町線		C23
24	NTT大宮ビル	主要地方道奈良生駒線		C24
25	NTT生駒ビル	県道生駒停車場宛木線		C25
26	NTT大安寺ビル	県道木津横田線		C26
27	NTT大和郡山ビル	県道大和郡山広陵線		C27
28	NTT天理ビル	国道169号		C28
29	NTT王寺ビル	国道168号		C29
30	NTT香芝ビル	国道168号		C30
31	NTT大中ビル	国道166号		C31
32	NTT片塩ビル	主要地方道大和高田斑鳩線		C32
33	NTT大和橿原ビル	国道24号		C33
34	NTT桜井ビル	主要地方道桜井吉野線		C34
35	NTT五條ビル	県道五條停車場線		C35
36	NTT吉野ビル	主要地方道桜井吉野線		C36
37	NTT上北山ビル	国道169号		C37
38	NTT十津川ビル	国道168号		C38
4．救助活動拠点				
1	奈良市消防局	国道24号		D1
2	奈良市中央消防署	県道木津横田線		D2
3	奈良市西消防署	市道登美ヶ丘中町線		D3
4	奈良市北消防署	奈良阪南田原線		D4
5	奈良市東消防署	国道369号		D5
6	奈良県広域消防組合大和郡山消防署	県道大和郡山広陵線		D6
7	奈良県広域消防組合桜井消防署	中和幹線	移転反映	D7
8	奈良県広域消防組合五條消防署	国道24号		D8
9	生駒市消防本部	市道大谷線		D9
10	奈良県広域消防組合葛城消防署	主要地方道御所香芝線		D10
11	奈良県広域消防組合西和消防署	国道25号		D11
12	奈良県広域消防組合宇陀消防署	国道165号		D12
13	奈良県広域消防組合吉野消防署	国道169号		D13
14	奈良県広域消防組合消防本部	国道24号		D14
15	奈良県広域消防組合高田消防署	主要地方道大和高田斑鳩線		D15
16	奈良県広域消防組合御所消防署	国道24号		D16

番号	施　設　名　称		備　考	位置
17	奈良県広域消防組合高市消防署	国道169号		D17
18	奈良県広域消防組合大淀消防署	国道169号		D18
19	奈良県広域消防組合下市消防署	国道309号		D19
20	奈良県広域消防組合香芝消防署	国道165号		D20
21	奈良県広域消防組合広陵消防署	町道柳板大谷線		D21
22	奈良県広域消防組合天理消防署	国道25号		D22
23	奈良県広域消防組合山添消防署	主要地方道奈良名張線		D23
24	奈良県広域消防組合磯城消防署	県道結崎田原本線		D24
25	日赤奈良支部	県道木津横田線		D25
26	市立奈良病院	国道169号		D26
27	奈良県総合医療センター	主要地方道枚方大和郡山線		D27
28	近畿大学医学部奈良病院	国道168号		D28
29	奈良県西和医療センター	国道25号		D29
30	済生会中和病院	国道165号		D30
31	県立医大付属病院	国道24号		D31
32	大和高田市立病院	国道168号		D32
33	南奈良総合医療センター	町道西西部73号線		D33
34	宇陀市立病院	国道165号		D34
35	奈良市：奈良公園	国道369号		D35
36	奈良市：鴻ノ池公園	主要地方道奈良加茂線		D36
37	奈良市：平城京跡	国道369号		D37
38	奈良市：奈良国際ゴルフクラブ	主要地方道奈良生駒線		D38
39	奈良市：飛鳥カントリークラブ	主要地方道枚方大和郡山線		D39
40	大和郡山市：城趾公園	県道大和郡山広陵線		D40
41	大和郡山市：総合公園	県道矢田寺線		D41
42	五條市：あだみね運動公園	国道370号		D42
43	五條市：上野公園	国道24号		D43
44	葛城市：中央公民館	主要地方道御所香芝線		D44
45	葛城市：いきいきセンター	主要地方道御所香芝線		D45
46	葛城市：コミュニティーセンター	国道24号		D46
47	葛城市：健康福祉センター	主要地方道御所香芝線		D47
48	宇陀市：菟田野小学校	国道166号		D48
49	宇陀市：菟田野中学校	国道166号		D49
50	航空自衛隊奈良基地	国道24号		D50
51	橿原運動公園	国道165号		D51
52	生駒市総合公園	国道168号		D52
53	上牧町：中央公民館	桜井田原本王寺線		D53
5．広域防災拠点				
1	県営競輪場	主要地方道奈良精華線		E1
2	第2浄化センター	県道大和郡山広陵線		E2
3	消防学校	国道370号		E3
4	吉野川浄化センター	国道24号		E4
5	都祁生涯スポーツセンター	国道369号	今回追加	E5
6	宇陀市総合体育館	国道369号	今回追加	E6
7	下北山スポーツ公園	国道169号	今回追加	E7
8	鼎の郷	国道425号	今回追加	E8

資料 34　緊急通行車両確認申出書

別記様式第3(第6条関係)

年　　月　　日

知事・公安委員会　殿

緊急通行車両確認申出書

申出者　　住　所

氏　名

番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
活　動　地　域		
車両の使用者	住　所	（　　）　　局　　番
	氏名又は名称	
緊　急　連絡先	住　所	（　　）　　局　　番
	氏　名	
備　　考		

備考　用紙は、日本産業規格Ａ４とする。

資料 35　緊急通行車両確認証明書

別記様式第5(第6条の2関係)

<table>
<tr><td colspan="3">第　　号

年　月　日

緊　急　通　行　車　両　確　認　証　明　書

知　事　㊞
公安委員会　㊞</td></tr>
<tr><td colspan="2">番号標に表示されている番号</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">活　動　地　域</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">車両の使用者</td><td>住　所</td><td>(　)　局　番</td></tr>
<tr><td>氏名又は名称</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">有　効　期　限</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">備　考</td><td></td></tr>
</table>

備考　用紙は、日本産業規格A4とする。

資料 36　標章

別記様式第4(第6条の2関係)



備考　1　色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。

2　記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

3　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

資料 37　奈良市避難行動要支援者避難支援プラン

奈良市避難行動要支援者避難支援プラン

令和７年度改正

１　計画の趣旨等

（１）奈良市の状況

市は、平成１８年３月の「災害時要援護者支援ガイドライン」をもとに、地震や風水害、その他の災害が発生した場合に「災害時要援護者」への支援活動を具体化することにより、避難支援や安否確認を迅速かつ的確に行うための体制を確立することを目的として、平成２２年３月に「奈良市災害時要援護者避難支援プラン」を策定した。

対象者の範囲として、災害時要援護者とは、「災害から自らを守るために、必要な情報の把握や安全な場所に避難するなど、適切な避難行動等をとるのに支援を要する者」（以下「要援護者」という。）をいい、次に掲げる在宅のものを対象者とした。

①　身体障害者

身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳４級以上の交付を受けた者

②　知的障害者

奈良県療育手帳制度実施要綱に基づく療育手帳の交付を受けた者

③　精神障害者

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

④　難病患者

特定疾患治療研究事業の受給者のうち重症認定者

⑤　要介護・要支援の者

介護保険法に基づく要介護・要支援認定者（認知症を有する者を含む。）

⑥　常時一人暮らしで満年齢７０歳以上の者

これをもとに、「災害時要援護者名簿」を作成したが、名簿に掲載することに同意した者だけでも約２万２千人にものぼっている。この名簿を、各自主防災防犯組織を通じて各自治会に配付するために、自治会毎に帳票形式で簿冊を作成したが、一部の自主防災防犯組織に受領されず、個別計画・避難支援プランの作成までには至っていない状況であった。

（２）国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」制定の背景

平成２３年の東日本大震災においては、被災地全体の死者数のうち６５歳以

上の高齢者の死者数は約６割であり、障害者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約２倍にのぼった。他方で、例えば、消防職員・消防団員の死者・行方不明者は２８１名、民生委員・児童委員（以下「民生児童委員」という。）の死者・行方不明者は５６名にのぼるなど、多数の支援者も犠牲となった。

こうした東日本大震災の教訓を踏まえ、平成２５年に災害対策基本法の改正において、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援がなされるよう、

① 避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務付けるとともに、その作成に際し必要な個人情報を利用できること

② 避難行動要支援者本人からの同意を得て、平常時から市関係部署、消防、警察、社会福祉協議会、自治会、消防団、自主防災防犯組織、民生児童委員、地域支援者等の避難支援等関係者に情報提供すること

③ 現に災害が発生又は発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に提供できること

④ 名簿情報の提供を受けた者に守秘義務を課すとともに、市町村においては、名簿情報の漏えいの防止のため必要な措置を講ずることなどが定められた。

（３）個別避難計画の作成推進

令和３年５月に災害対策基本法が改正され、市町村に避難行動要支援者ごとに個別避難計画の作成が努力義務化されるなどの規定等が創設され、市町村の限られた体制の中で、できるだけ早期に作成されるよう、優先度の高い方から作成することが適当であり、優先度が高いと市町村が判断した者について、地域の実情を踏まえながら、改正法施行後からおおむね５年程度で取り組むこととされた。なお、奈良市では、個別避難計画を避難行動要支援者避難行動個別計画・支援プラン（以下「個別計画・支援プラン」という。）と呼称している。

（４）計画修正の趣旨

こうした国の施策を踏まえ、従来の「奈良市災害時要援護者避難支援プラン」を全体的に見直し、より市の状況に適合した計画として、「奈良市避難行動要支援者避難支援プラン」を策定し、避難行動要支援者の生命及び身体を災害から保護することとした。

２　計画の位置づけ

「奈良市避難行動要支援者避難支援プラン」（以下「支援プラン」という。）は、「奈良市地域防災計画」の下位計画とする。

3　用語の定義

（1）要配慮者

従来の「災害時要援護者」に該当する用語で、高齢者や障害者、乳幼児等、災害発生時に特に配慮が必要な者をいう。（法第８条第２項第１５号）

（2）避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難に当たって特に支援が必要な者で、「奈良市災害時要援護者避難支援プラン」に代わる本プランでの対象者をいう。

（3）申請者

避難行動要支援者の範囲（４　避難行動要支援者の対象範囲）の①から⑤には該当しないが、災害時に自ら避難することが困難で、特に支援が必要なため、「申請書・副申書」（様式２）を提出した要配慮者をいう。

（4）避難行動要支援者名簿

避難行動要支援者を掲載した名簿で、法で市町村に作成が義務付けられた名簿をいう。

（5）避難支援等

避難の支援、安否の確認その他要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置をいう。

（6）避難支援等関係者

避難支援等関係者は、市関係部署、消防、警察、社会福祉協議会、自治会、消防団、自主防災防犯組織、民生児童委員、地域支援者等として奈良市地域防災計画に定められたものとし、避難行動要支援者の安否確認や情報提供、避難誘導等を行う組織・団体をいう。（法第４９条の１１第２項）

（7）避難支援者

避難支援等関係者のうち、災害発生時に避難行動要支援者の安否確認、避難誘導等を行うことで当該避難行動要支援者を直接支援することとなったものをいう。

4　避難行動要支援者の対象範囲

要配慮者のうち、在宅で災害時に自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難に当たって特に支援が必要な者として、次に掲げるものを対象者とする。

①　身体障害者

身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳１・２級の交付を受けた者

②　知的障害者

奈良県療育手帳制度実施要綱に基づく療育手帳Ａ１・Ａ２の交付を受けた者

③　精神障害者

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者保健福祉手帳１・２級の交付を受けた者

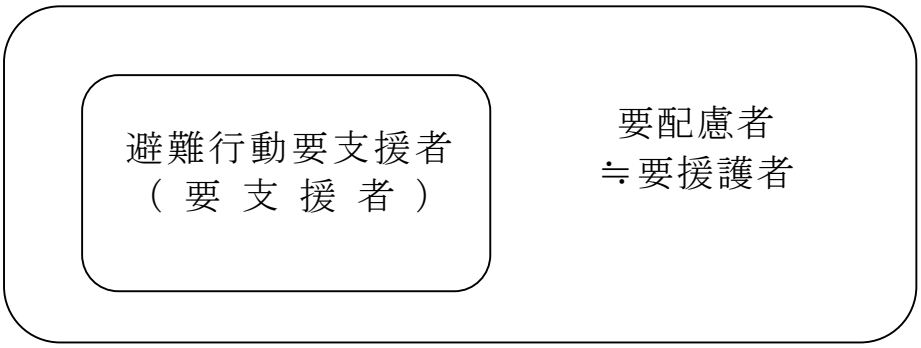
④　難病患者

旧「特定疾患治療研究事業」の受給者のうち重症認定者及びそれに相当する者

⑤　要介護の者

介護保険法に基づく要介護３以上の認定を受けた者

⑥　市長が特に必要と認めた者



5　避難行動要支援者名簿の作成等

（１）名簿の作成手順

ア　避難行動要支援者に該当する者を把握するために市の関係部局で把握している情報をもとに、避難行動要支援者名簿の作成後に避難行動要支援者に対して避難支援等関係者への情報提供について同意を確認する。

イ　同意については、「避難行動要支援者名簿情報の提供に関する意向確認書」（様式１）により市が郵送を実施し、書面による回答をもって、本人が実質的に同意しているか否かを判断するものとする。

ウ　避難行動要支援者本人が、未成年、成年被後見人等であって、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生じる結果について判断できる能力を有していない場合などは、親権者や法定代理人等から同意を得るものとする。

（２）要配慮者のうち、避難行動要支援者の範囲の①から⑤には該当しないが、災害時に自ら避難することが困難で、「⑥市長が特に必要と認めた者」の申請

要配慮者は、避難支援等関係者に相談し、「避難行動要支援者名簿情報の提供に関する意向確認書」（様式１）及び「申請書・副申書」（様式２）を

提出するものとする。ただし、自ら申請が困難な者は、その代理者による申請も可能とする。申請者については、関係機関等と協議のうえ、翌年度に避難行動要支援者として避難行動要支援者名簿に掲載する。

（３）申請書の受理について

ア　申請書を受理する場合、名簿に掲載する旨を申請者に通知するものとする。

イ　名簿への掲載に当たっては、個人及び同居家族等の避難能力の有無に加え、避難支援等の必要性を総合的に勘案して判断するものとする。

ウ　要配慮者個人としての避難能力の有無については、主として、

①　警報や避難指示等の災害関連情報の取得能力

②　避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力

③　避難行動を取るうえで必要な身体能力

に着目して判断する。

エ　避難支援等の必要性については、同居親族等の有無や社会福祉施設等への入所の有無のほか、居住地が浸水想定区域や土砂災害警戒区域内かどうか、災害関連情報の受信方法（緊急速報メール等の視覚情報での発信や外国語での発信など）等に留意して判断する。

（４）避難行動要支援者名簿の記載事項

ア　避難行動要支援者名簿（担当：福祉政策課）（法第４９条の１０第２項）

（ア）避難行動要支援者の対象範囲の①～⑥に該当する者を登載した「避難行動要支援者名簿」（様式３）を作成する。その際、次の情報を収集して、名簿情報として避難行動要支援者名簿に記載する。整理に当たっては、自主防災防犯組織の地区ごとに同意、不同意に分けて整理する。

①　氏名

②　生年月日

③　性別

④　住所又は居所　（※注１）

⑤　電話番号、その他の連絡先　（※注２）

⑥　避難支援等を必要とする事由

⑦　居住自治会名

⑧　避難支援等関係者への情報提供に関する同意の有無

⑨　その他市長が必要と認める事項

（※注１）「住所」とは、各人の生活の本拠（民法第２２条）であり、必ずしも住民基本台帳に記載されている住所に限定されない。一方、「居所」とは、人が多少の期間継続して居住しているが、その場所とその人の生活との結びつきが住所ほど密接でなく、生活の本拠であるというまでには至らない場所をいう。本名簿

では奈良市内に居住する者を対象とするものであり、その居住場所が講学上の住所であるか居所であるかを問わないことから、両者を並列して規定したものである。

（※注２）「電話番号、その他の連絡先」は、災害の発生時又は発生するおそれがある場合における迅速な安否確認に必要となるものであり、「その他の連絡先」としては、携帯電話のメールアドレス等である。（家族等の連絡先は、「個別計画・支援プラン」に記述する。）

（イ）前項①から④までに掲げる事項は、いわゆる住民基本台帳の４情報であり、避難行動要支援者本人の特定に必要となる基本的な情報である。

（ウ）⑥の「避難支援等を必要とする事由」は、「４　避難行動要支援者の対象範囲」の①から⑥の番号であらわすこととするが、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由等の障害の種類及びその程度、要介護状態区分などの避難行動要支援者個人の避難能力に関する事項のほか、同居親族の有無等といった避難支援等に必要とする具体的な理由も付記するものとする。これは、災害発生時における緊急的な避難支援等の実施に当たり、必要な人員数や支援方法等を的確に判断する上で必要となる情報である。

イ　避難支援等関係者に配付する場合の取扱い（担当：福祉政策課）

避難支援等関係者に配付する場合は、避難行動要支援者名簿の記載事項のうち、必要な限度において抽出し、避難支援等関係者に応じた「避難行動要支援者名簿」（様式３）又は「避難行動要支援者名簿（個票）」（様式４）を作成する。

（５）避難支援等関係者への名簿の提供

避難行動要支援者名簿を避難支援等関係者へ提供することについて、以下のとおり定める。

ア　自主防災防犯組織への提供

自主防災防犯組織（自主防災防犯組織会長）への避難行動要支援者名簿提供に当たっては、自主防災防犯組織会長は、事前に「避難行動要支援者名簿に関する協定書」（様式５）を市と締結しなければならない。

個人情報の取扱いについては、「個人情報取扱特記事項」（様式７）による。

イ　自治会（自治会長等）への提供

自治会（自治会長等）への避難行動要支援者名簿提供は、原則として、市から避難行動要支援者名簿の提供を受けた自主防災防犯組織会長から行うものとする。

自治会（自治会長等）が避難行動要支援者名簿を受領した際は、「避難行

動要支援者名簿受領書」（様式６）を福祉政策課又は自主防災防犯組織に提出しなければならない。

個人情報の取扱いについては、「個人情報取扱特記事項」（様式７）による。

ウ　避難支援者となる自治会員への提供

避難支援者となる自治会員への避難行動要支援者名簿の複製の提供は、避難行動要支援者名簿の提供を受けた自治会長等から行うものとする。

複製を受領した避難支援者は、「避難行動要支援者名簿受領書」（様式６）を自治会長等に提出しなければならない。

個人情報の取扱いについては、「個人情報取扱特記事項」（様式７）による。

エ　自治連合会又は自主防災防犯組織がない場合又は未加入自治会への名簿の提供について

（ア）自治連合会がない又は自主防災防犯組織がない自治会等に対する名簿の提供

直接、市から自治会等（自治会長等）に提供するものとし、手続きは、自主防災防犯組織（自主防災防犯組織会長）との手続きに準じて行う。

（イ）自治連合会又は自主防災防犯組織に加入していない自治会等に対する名簿の提供

原則、当該地区の自主防災防犯組織を通じて名簿を提供するものとする。

オ　民生児童委員への提供

民生児童委員への名簿提供に当たっては、市は民生委員法第２０条に定めのある地区民生委員・児童委員協議会（以下「地区民児協」という。）毎に「避難行動要支援者名簿に関する協定書（地区民児協用）」（様式８）を締結しなければならない。

その際、地区民児協は「避難行動要支援者名簿受領書（地区民児協用）」（様式１０）を福祉政策課に提出しなければならない。

個人情報の取扱いについては、「個人情報取扱特記事項（地区民児協用）」（様式９）による。

地区民児協に所属する民生児童委員は担当区域毎の名簿の受領の際、「避難行動要支援者名簿受領書（民生児童委員用）」（様式１１）を地区民児協に提出しなければならない。

個人情報の取扱いについては、「個人情報取扱特記事項（民生児童委員用）」（様式１２）による。

（６）避難行動要支援者名簿の保管

避難行動要支援者名簿は、できるかぎり施錠可能な場所に保管するものとする。

また、避難行動要支援者名簿を受け取った避難支援等関係者は、名簿情報紛失、漏えい、滅失、毀損又は改ざん等の防止に努めなければならない。

（７）避難行動要支援者名簿の更新及び前年度の避難行動要支援者名簿の返却・廃棄

市は、毎年度、避難行動要支援者名簿の更新を行い、各避難支援等関係者に提供するものとする。ただし、避難支援等関係者は、更新時に前年度に配付した避難行動要支援者名簿及び下記関係書類を福祉政策課に返却し、又は個人情報を判読不可能とするための措置を講じた後に廃棄するものとする。

①　前年度の避難行動要支援者名簿

②　転出や転居、死亡等により避難行動要支援者の要件から外れた方の個別計画・支援プラン及びその写し

③　不必要となった、避難行動要支援者名簿、個別計画・支援プラン等関係書類

（８）避難行動要支援者名簿の複製

避難支援等関係者に対し名簿の複製が必要になった場合、複製する名簿は、必要最小限にとどめるものとする。

６　避難支援等関係者の避難支援要領

（１）平常時の支援活動

ア　個別計画・支援プランの作成

自主防災防犯組織及び自治会は、避難行動要支援者名簿に基づき、民生児童委員等の避難支援等関係者の協力を得て、地域の実情に応じて、避難支援者を選定し、個別計画・支援プランを作成するものとする。作成した個別計画・支援プランは関係する避難支援等関係者で共有するとともに自主防災防犯組織又は自治会を通じて福祉政策課に提出するものとする。

尚、個別計画・支援プランの様式は原則様式１３のとおりとするが、福祉政策課と調整の上、別様式としても構わないものとする。

イ　個別計画・支援プランの保管

避難行動要支援者から聞き取り等により作成した個別計画・支援プランについては、原本は自治会長が保管し、２部複製し、１部を自主防災防犯組織会長が保管し、もう１部は福祉政策課で保管することとする。保管は、できるだけ施錠可能な場所に保管するものとする。

また、個別計画・支援プランを作成・保管する避難支援等関係者は、個別計画・支援プランの情報紛失、漏えい、滅失、毀損又は改ざん等の防止

に努めなければならない。

ウ　避難行動要支援者に関する情報の更新

避難行動要支援者に関して、転居、施設等への入所等の変化が生じた場合は、福祉政策課に連絡するとともに、必要な名簿等の情報の更新を行う。

エ　個別計画・支援プランの修正

個別計画・支援プランに修正の必要性が生じた場合は、必要箇所を修正し、修正後の個別計画・支援プランの複製を福祉政策課に再提出する。

オ　避難支援等関係者の交代

避難支援等関係者が任期満了等により交代する場合は、次のとおり名簿等を取扱うものとする。

（ア）自主防災防犯組織会長

退任する会長は、名簿等関係書類を福祉政策課へ返却する。新会長に対して、改めて名簿等関係書類を提供し、協定書を締結する。

（イ）自治会長

退任する自治会長が、自主防災防犯組織会長に対して名簿等関係書類を返納し、新会長に対して新たに提供するか、又は、旧自治会長と新自治会長の間において引継ぎを行う。

（ウ）避難行動要支援者名簿等を保有する自治会員等

自治会員等の支援者が変更となる場合は、不必要となった避難行動要支援者名簿等を自治会長に返却し、又は個人情報を判読不可能とするための措置を講じた後に廃棄するとともに、新たに支援者となる自治会員等に対し、自治会長又は自主防災防犯組織会長が必要な説明と情報の提供を行うものとする。

カ　見守り活動、防災訓練等

（ア）避難支援者は、民生児童委員、自主防災防犯組織及び自治会と連携を図り、災害時を想定しながら避難行動要支援者の見守り、声掛け活動を行い、地域コミュニティ力を向上する。

この際、障害者団体、福祉事業者、ボランティア等との連携強化に努める。

（イ）避難行動要支援者及びその家族等は、地域の活動に積極的に参加する等地域との関係強化に努める。この際、必要な支援内容等について避難支援等関係者との話し合いを行い、避難支援等を円滑に受けられる関係を作る。

（ウ）地域での防災訓練を行う際には、避難行動要支援者及び避難支援等関係者の参加を促すとともに、関係機関・関係者と連携する。

（２）災害時の支援活動

ア　避難支援者は、自らとその家族の安全を確保した後、避難支援等関係者と連携を図りながら、避難行動要支援者の安否確認や避難支援を行う。人手が足りない場合には、無理をせず周囲の人に協力を求める。

（ア）高齢者等避難が発令された場合

避難行動要支援者は、避難に時間を要するため、積極的に声掛けを実施し、指定された避難所等への避難など危険な場所から避難するよう準備及び移動の手助け等を行う。

（イ）避難指示が発令された場合

指定された避難所等へ速やかに避難できるよう準備及び移動等の支援を実施する。

（３）不同意であった者に対する措置

市は、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあり、避難行動要支援者名簿登載者の生命又は身体を保護するため必要があると判断した場合は、その同意の有無にかかわらず、安否確認や避難支援に活用すべく、名簿情報を避難支援等関係者に提供する。

（４）同意書の未返信者

同意書の未返信者については、不同意であった者と同等に扱うものとする。

（令和７年５月　改正）

要返送

避難行動要支援者名簿情報の提供に関する意向確認書

（宛先）奈良市長

Ｑ１.（どちらかに☑）現在、ご自宅にお住まいですか？

☐　はい
自宅に住んでいます。　→　Ｑ２へ

☐　いいえ
（例）・長期入院中
・老人ホーム等の施設入所中
・遠方の子の家に長期滞在中

→ **下記の【全員記入】欄の記入をお願いします。**
（注）この制度は、市内在宅の方を対象としていますので、名簿登載の対象外です。次年度以降、意向確認書は送付しませんので、自宅に戻られ意向確認を希望される場合は、福祉政策課までご連絡ください。

Ｑ２.（どちらかに☑）避難支援等関係者にあなたの情報を提供することに、

☐　**同意します。**

避難支援等関係者が、状況調査のため自宅を訪問させていただく場合があります。

☐　**同意しません。**

（注）同意の意思は、変更や辞退等がない限り継続するものとします。

【全員記入】下の枠内の記入をお願いします。（※は必ずお書きください。）

※　フリガナ			
※　氏　名 （ご本人様のお名前をご記入ください）			
	代理記入の場合	記入者氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿ 本人との関係：＿＿＿＿　連絡先：＿＿＿－＿＿＿－＿＿＿	
※　生年月日	年　月　日	性　別	男　・　女
※　住　所 （ご本人様が、日頃お住まいのご住所をご記入ください）	〒　－ （注）市外・入所施設等に住所がある方は名簿には登録されません		
電話番号（携帯可）	－　－	FAX 番号	－　－
お住まいの自治会名	自治会		

様式２

年　　月　　日

申　　請　　書

奈良市長　　様

下記の理由により、避難行動要支援者名簿への掲載を希望します。

記

フリガナ

１　氏　名：

２　生年月日　　明・大・昭・平・令　　年　　月　　日

３　住　所：〒

ＴＥＬ：

４　申請理由：

５　（代理人氏名）：　　（続柄　　）

（代理を必要とする理由）：

（代理人連絡先）：

年　　月　　日

副　　申　　書

上記の者は、災害対策基本法第４９条の１０第１項に規定する避難行動要支援者に該当すると判断されるため副申します。

副申者（避難支援等関係者）

職　　名：

氏　名：

ＴＥＬ：

様式３

避　難　行　動　要　支　援　者　名　簿

令和　年　月　日時点

番号	氏名	氏名（全角カナ）	住所又は居所	方書	生年月日	郵便番号	電話番号	備考	性別	指定区分			居住自治会名	年度	個別計画・支援プラン	自己作成プラン	自主防地区	民生地区

①身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳１・２級の交付を受けた方
②奈良県療育手帳制度実施要綱に基づく療育手帳 A1・A2 の交付を受けた方
③精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者保健福祉手帳１・２級の交付を受けた方
④旧「特定疾患治療研究事業」の受給者のうち重症認定者及びそれに該当する方
⑤介護保険法に基づく要介護３以上の認定を受けた方
⑥市長が特に認めた方
①～⑤については令和　年　月　日時点の情報

様式４

避難行動要支援者名簿（個票）　　年度

連番		登録年度	
民生地区		自主防災 防犯組織名	
自治会名		生年月日	
カナ（氏名）		性別	
氏名		電話番号	
住所			
	方書		
備考			

様式５

避難行動要支援者名簿に関する協定書

奈良市（以下「甲」という。）と、　　（以下「乙」という。）は、避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）の交付及び受領に関して、次のとおり協定を締結する。

１　甲は、避難行動要支援者について、避難の支援、安否の確認、その他避難行動要支援者の生命及び身体を災害から保護するために必要な措置を講じるため、名簿を乙に交付する。

２　乙は、名簿受領のうえは、この情報が個人のプライバシーに深くかかわるものであるため、避難行動要支援者の避難支援等以外には使用しないものとし、個人情報の取扱いについては、「個人情報取扱特記事項」（様式７）によるものとする。

３　乙は、情報管理に万全の注意を払うものとする。

この協定を証するため、協定書２通を作成し、甲乙記名の上、各自その１通を所有する。

年　　月　　日

甲　奈良市二条大路南一丁目１番１号
奈良市

乙　奈良市

様式６

避難行動要支援者名簿受領書

避難行動要支援者名簿を別紙のとおり確かに受領しました。

この名簿の取扱いについては、万全の注意を払い、避難行動要支援者に対する支援活動以外には一切利用しません。

年　　月　　日

様

所 在 地

団体名称

代表者または避難支援等関係者

様式７

個人情報取扱特記事項

避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）に係る個人情報については次のとおり取り扱うものとする。

１　個人情報の保護の重要性を認識し、避難行動要支援者の避難支援等を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱うこと。

２　避難行動要支援者の避難支援等の実施において、個人情報を取り扱うときには、個人情報の漏えい等の防止に努めること。

３　避難行動要支援者の避難支援等の活動において知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

４　やむを得ず名簿を複製しなければならない場合は、必要最小限にとどめること。

５　更新などにより保有する必要のなくなった避難行動要支援者名簿は速やかに福祉政策課に返還し、又は個人情報を判読不可能とするための措置を講じた後に廃棄すること。

様式８

避難行動要支援者名簿に関する協定書（地区民児協用）

奈良市（以下「甲」という）と、地区民生委員・児童委員協議会（以下「乙」という）は、避難行動要支援者支援活動に係る民生児童委員用避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という）の交付及び受領に関して、次のとおり協定を締結する。

１　甲は、災害時における要支援者の安否確認及び避難誘導に活用するため、名簿を作成して乙に提供するものとする。

２　乙は、名簿受領のうえは、この情報が個人のプライバシーに深くかかわるものであるため、避難行動要支援者の避難支援活動以外には使用しないものとし、個人情報の取扱いについては、「個人情報取扱特記事項（地区民児協用）」（様式９）によるものとする。

３　乙は、名簿の管理に万全の注意を払うものとする。

年　　月　　日

甲　　奈良市二条大路南一丁目１番１号
奈良市

市　長

乙　　奈良市

地区民生委員・児童委員協議会

会　長

様式９

個人情報取扱特記事項（地区民児協用）

避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）に係る個人情報については次のとおり取り扱うものとする。

（基本事項）

第１　乙及び乙に所属する民生児童委員は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第２　乙及び乙に所属する民生児童委員は、名簿において知り得た情報を正当な理由なく外部に提供してはならない。

２　前項の規定は、乙に属する民生児童委員が、乙を離脱した場合においても同様とする。

（目的外利用の禁止）

第３　乙及び乙に所属する民生児童委員は、名簿において知り得た個人情報を正当な理由なく目的外に利用してはならない。

（複写及び複製の制限）

第４　乙及び乙に所属する民生児童委員は、原則、名簿を複写及び複製してはならない。避難支援等に関連し、やむを得ず名簿を複写及び複製しなければならない場合は、必要最低限にとどめるものとする。

（提供名簿の返還）

第５　乙及び乙に所属する民生児童委員は、甲の求めあるときは、速やかに名簿を返還すること。

（個人情報の管理）

第６　個人情報の適切な管理のため、乙の会長は、乙に所属する民生児童委員に名簿を渡す際に、個人情報の適切な取扱いを確保するための措置を講じなければならない。

様式１０

避難行動要支援者名簿受領書（地区民児協用）

「民生児童委員用避難行動要支援者名簿」当地区分を確かに受領しました。
この名簿の取扱いについては、「避難行動要支援者名簿に関する協定書」（様式８）を遵守いたします。

年　　月　　日

（宛先）奈良市長

住　所　奈良市

名　称　地区民生委員・児童委員協議会

氏　名

様式１１

避難行動要支援者名簿受領書（民生児童委員用）

避難行動要支援者支援活動に係る「民生児童委員用避難行動要支援者名簿」担当地区分を確かに受領しました。

この名簿の取扱いについては、「個人情報取扱特記事項（民生児童委員用）」（様式１２）を遵守いたします。

年　　月　　日

地区民生委員・児童委員協議会長　様

民生委員・児童委員

住　所　奈良市

氏　名

別記　　様式１２

個人情報取扱特記事項（民生児童委員用）

避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）に係る個人情報については次のとおり取り扱うものとする。

（基本事項）

第１　民生児童委員は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第２　民生児童委員は、名簿において知り得た情報を正当な理由なく外部に提供してはならない。

２　前項の規定は、民生児童委員が、その職を退いた場合においても同様とする。

（目的外利用の禁止）

第３　民生児童委員は、名簿において知り得た個人情報を正当な理由なく目的外に利用してはならない。

（複写及び複製の制限）

第４　民生児童委員は、原則、名簿を複写及び複製してはならない。避難支援等に関連し、やむを得ず名簿を複写及び複製しなければならない場合は、必要最低限にとどめるものとする。

（事故発生時における報告義務）

第５　民生児童委員は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに地区会長に報告し、その指示に従わなければならない。

（提供名簿の返還義務）

第６　民生児童委員は、奈良市福祉部福祉政策課の求めあるときは、速やかに名簿を返還しなければならない。

（個人情報の適正な管理）

第７　民生児童委員は、個人情報の漏えい等がないよう、名簿を適正に管理しなければならない。

様式１３

避難行動要支援者避難行動個別計画・支援プラン

この個別計画・支援プランは、避難行動要支援者もしくはその代理のもの、自主防災防犯組織及び自治会等と民生児童委員等の避難支援等関係者が協力して作成し、自主防災防犯組織会長又は自治会長で原本を保管し、写しを福祉政策課に提出するものとする。

※欄は記入必須。他欄は任意

<table>
<tr><td>自主防災
防犯組織名</td><td colspan="2"></td><td>居住地
自治会名</td><td colspan="2"></td><td>地区
民児協名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>※ふりがな</td><td colspan="2"></td><td rowspan="2">※性　別</td><td rowspan="2">男・女</td><td rowspan="2">※生年
月日</td><td colspan="2" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>※氏　名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>※住　所</td><td colspan="8"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">※連絡先
（電話番号
どちら
か必須）</td><td>自宅電話</td><td colspan="3"></td><td>ＦＡＸ</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>携帯電話</td><td colspan="3"></td><td>メール
アドレス</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="8">緊急時の家族等の連絡先</td><td colspan="2"></td><td colspan="3">第１連絡先</td><td colspan="3">第２連絡先</td></tr>
<tr><td colspan="2">ふりがな</td><td colspan="3"></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">氏　　名</td><td colspan="3"></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">続　柄</td><td colspan="3"></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">住　所</td><td colspan="3"></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">電話番号</td><td>自宅</td><td colspan="3"></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>携帯</td><td colspan="3"></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">メールアドレス</td><td colspan="3"></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">居住場所の状況</td><td colspan="2">同居人の有無</td><td colspan="6">□　あり　（　　人）　　□　なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">居住建物の構造</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="2">普段のいる部屋</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="2">寝室の位置</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="4">救急医療キットの配布状況（〇をつけてください）</td><td colspan="5">配布済み　・　未配布</td></tr>
<tr><td>避難時に配慮しなくてはならない事項</td><td colspan="8">（あてはまるものに全てにチェック）
□　一人で歩行が困難　　□　言葉や文字の理解が難しい
□　音が聞こえない（聞き取りにくい）　　□　危険なことを判断できない
□　物が見えない（見えにくい）　　□　顔を見ても知人と家族とわからない
□　その他（避難に必要な人数、担架、車椅子、常備薬等具体的に記載）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">ケアマネ利用介護施設の状況</td><td>施設等法人名</td><td colspan="2">担当者名</td><td colspan="2">施設連絡先</td><td colspan="3">担当携帯番号</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>※避難場所等の情報</td><td colspan="8">※　避難場所・避難所との位置・経路・移動するまでの注意事項等を記述</td></tr>
</table>

以下自主防災防犯組織もしくは自治会長等の避難支援等関係者が記入する。

避難支援者情報		**※避難支援者１**	避難支援者２	
	※ふりがな			
	※氏名又は団体名（代表者）			
	※住　所			
	※電話番号（どちらか必須） 自宅			
	※電話番号（どちらか必須） 携帯			
	メールアドレス			

避難支援等関係者	団体等名	代表者	電話番号 携帯番号	メールアドレス

１　この個別計画を複写し自主防災防犯組織、自治会、民生・児童委員等の市が指定・認定した支援等関係者に提供します。

２　この個別計画に関する情報は、災害時の避難支援活動、安否確認及び日頃の見守りなどの支援活動などに利用するものであり、それ以外の用途に使用したり、他に提供したりすることは禁止します。

３　この個別計画は、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保障するものではなく、また避難等関係者及び避難支援者は、法的な責任や義務を負うものではありません。

奈良市長

上記記載内容に誤りないことを確認するとともに自主防災防犯組織、自治会、民生児童委員等の支援等関係者に提供することに同意いたします。

年　　月　　日

避難行動要支援者氏名

代理人氏名

資料 38　自主防災防犯組織（自治連合会単位で結成のもの）

（令和 7 年 12 月現在）

	地区	名　　称		地区	名　　称
1	飛鳥	飛鳥地区自主防災・防犯会	26	奈良帝塚山	奈良帝塚山地区自主防災・防犯会
2	済美	済美地区自主防災防犯協議会	27	学園三碓	学園三碓地区自主防災防犯会
3	済美南	済美南地区防災防犯協議会	28	登美ヶ丘	登美ヶ丘地区自主防災防犯会
4	鼓阪	鼓阪地区自主防災・防犯会	29	東登美ヶ丘	東登美ヶ丘地区自主防災防犯会
5	佐保	佐保地区自主防災防犯協議会	30	平城西	平城西地区自主防災防犯会
6	青山	青山地区自主防災・防犯会	31	鶴舞	鶴舞地区自主防災・防犯協議会
7	椿井	椿井地区自主防災防犯会	32	二名	二名地区自主防災防犯会
8	大宮	大宮地区防災防犯協議会	33	青和	青和地区自主防災・防犯協議会
9	佐保川	佐保川地区自主防災・防犯会	34	富雄	富雄地区自主防災防犯協議会
10	大安寺西	大安寺西地区自主防災防犯会	35	鳥見	鳥見地区自主防災・防犯会
11	東市	東市地区自主防災・防犯協議会	36	田原	田原地区防災防犯対策協議会
12	明治	明治地区自主防災・防犯会	37	柳生	柳生地区自主防災防犯会
13	辰市	辰市地区自主防災防犯会	38	大柳生	大柳生地区防災防犯対策協議会
14	帯解	帯解地区自主防災防犯協議会	39	東里	東里地区自主防災・防犯会
15	精華	精華地区自主防災・防犯協議会	40	狭川	狭川地区自主防災・防犯会
16	大安寺	大安寺地区自主防災防犯会	41	月ヶ瀬	月ヶ瀬地区防災防犯対策協議会
17	伏見	伏見地区自主防犯・防災協議会	42	神功	神功地区自主防災防犯協議会
18	伏見南	伏見南地区防災防犯協議会	43	右京	右京地区自主防災・防犯協議会
19	西大寺北	西大寺北地区自主防災防犯会	44	朱雀	朱雀地区自主防災防犯協議会
20	六条	六条校区自主防災防犯会	45	左京	左京地区自治連合会自主防災防犯部会
21	あやめ池	あやめ池地区自主防災防犯協議会	46	佐保台	佐保台地区自主防災防犯協議会
22	都跡	都跡地区自主防災・防犯会	47	並松	並松地区自主防災防犯会
23	平城	平城地区自主防災・防犯会	48	吐山	吐山地区自主防災防犯会
24	学園南	学園南地区自主防災・防犯協議会	49	都祁	都祁地区自主防災防犯会
25	富雄南	富雄南地区自主防災・防犯会	50	六郷	六郷地区自主防災防犯会

資料 39　地区防災計画の作成例（項目）

以下に地区防災計画の項目例を記載する。この項目例はあくまでもイメージであり、各地区の特性に応じ、地域コミュニティの住民等の意向を反映する形で、実践することができる防災計画を作成することが重要である。

○○地区防災計画

１　計画の対象地区の範囲
　奈良市○○町

２　基本的な考え方
（１）基本方針（目的）
（２）活動目標
（３）長期的な活動計画

３　地区の特性
（１）自然特性
（２）社会特性
（３）防災マップ

４　防災活動の内容
（１）防災活動の体制（班編成）
（２）平常時の活動
（３）発災直前の活動
（４）災害時の活動
（５）復旧・復興期の活動
（６）市町村等、消防団、各種地域団体、ボランティア等との連携

５　実践と検証
（１）防災訓練の実施・検証
（２）防災意識の普及啓発
（３）計画の見直し

出典：地区防災計画ガイドライン（平成 26 年３月　内閣府）

資料 40　女性防災クラブ連合会

（令和７年９月現在）

防 災 地 区	名　　称
鶴舞地区	鶴舞地区女性防災クラブ
狭川地区	狭川地区　　〃
精華地区	精華地区　　〃
鳥見地区	鳥見地区　　〃
朱雀地区	朱雀地区　　〃
左京地区	左京地区　　〃
明治地区	明治地区　　〃
済美地区	済美地区　　〃
済美南地区	済美南地区　　〃
鼓阪地区	鼓阪地区　　〃
飛鳥地区	飛鳥地区　　〃
椿井地区	椿井地区　　〃
帯解地区	帯解地区　　〃
都祁地区	都祁地域　　〃
東市地区	東市　　〃
伏見地区	伏見地区　　〃
平城地区	平城地区　　〃
青山地区	青山地区　　〃
奈良帝塚山地区	奈良帝塚山地区〃
富雄南地区	富雄南地区　　〃
西大寺北地区	西大寺北地区　〃
平城西地区	平城西地区　　〃

資料 41　水防倉庫

（令和７年９月１日現在）

河　川　名	設 置 箇 所	棟　数	面　　積	摘　　要
秋篠川、佐保川、富雄川、大池川	五条町	1	33.3 ㎡	
乾川、菰川、能登川、地蔵院川	杏中町	1	23.4 ㎡	

（注）上記以外に市内南紀寺町で県管理に係る倉庫１棟（108.0 ㎡）がある。

資料 42　水防用資機材

消防保有数

（令和７年９月１日現在）

品　　名	数　　量	品　　名	数　　量
鋸（のこぎり）※	92 丁	スコップ※	171 丁
鉈（なた）※	67 丁	ツルハシ	40 丁
鍬（くわ）	57 丁	鎌（縄切用）※	183 丁
金槌	25 丁	丸杭	674 本
一輪車	55 台	10 番線	18.5kg
ロープ（12m）	1 本	鋏（かすがい）	73 本
たこせ	33 丁	縄（ナイロン）	138 巻
掛矢	66 丁	ブルーシート	1,652 枚
土のう（土入り袋）	2,001 袋	クリッパー600 型	５丁
土のう用袋	7,986 袋	水中ポンプ	１台

※林野火災用資機材を兼ねる。

土木管理センター保有数

（令和７年９月１日現在）

品　　名	数　　量	品　　名	数　　量
Ａ型バリケード	30 基	真砂土	15 ㎥
カラーコーン	25 本	砕石	20 ㎥
コーンバー	20 本	砂	10 ㎥
土のう	200 袋	セメント（30ｋｇ）	５袋
土のう袋	2,000 枚	発電機	２台
ブルーシート	10 枚	投光器	２器
トラロープ	100ｍ×５巻	水中ポンプ	２台
丸太杭（Ｌ＝1.8）	100 本	チェンソー	３台
横矢板（Ｌ＝2.0）	50 枚	工具	一式

資料 43　救護・防疫用資機材

（１）　医療救護用資機材

品　　名	数　　量	品　　名	数　　量
医療用テント（３ｍ×６ｍ）	４張	テント用鋳物おもり	24 個
ポータブル電源	８基	聴診器	20 台

品　　名	数　　量	品　　名	数　　量
コットベッド	４台	血圧計	16 台
コードリール（10m）	８個	体温計	20 本
テント用ライト	12 基	ペンライト（瞳孔判定用）	12 本
折りたたみ診察台	８台	ホワイトボード	12 台
医療用照明灯	８基	折りたたみ担架	20 台
折りたたみ車いす	８台	松葉杖	12 本
折りたたみ机	８脚	折りたたみイス	20 脚
間仕切り用スクリーン	24 枚	のぼり一式	８枚
台車	４台	ビニールシート（10ｍ×10ｍ）	８枚
車いす	８台	杖	12 本

（２）防疫用資機材

種　　類	数　　量
肩掛け式噴霧器	２台

資料 44　消防用資機材

（１）化学消火剤及び油処理剤

（令和７年９月１日現在）

種　　類	品　　名	保有数量
化学消火剤	界面泡消火薬剤	240ℓ
	水溶性液体用泡消火薬剤	2,160ℓ
油処理剤	吸収剤	20袋
	マット	700枚

（２）林野火災用資機材

（令和７年９月１日現在）

署所別／品名	中央消防署	南消防署	西消防署	北消防署	東消防署	合計
林野火災対応器具セット	9	9	11	2	4	35
スコップ※	51	36	25	11	30	153
鎌※	70	34	21	18	25	168
鉈（ナタ）　※	30	13	14	2	6	65
鋸※	37	16	14	2	16	85
背負式消火水のう	18	17	17	17	21	90
エンジンカッター	7	4	4	3	4	22
チェンソー※	7	4	4	2	5	22

※水防用資機材を兼ねる。

（３）消防用特殊資機材

（令和７年４月１日現在）

資 機 材 名	数量	資 機 材 名	数量
放水銃	2	携帯警報機	68
かぎ付きはしご	19	防毒マスク	74
三連はしご	11	化学防護服（陽圧式を除く）	94
空気式救助マット	2	陽圧式化学防護服	20
救命索発射銃	4	耐熱服	12
平担架	6	放射線防護服	13
油圧ジャッキ	6	耐電手袋	17
油圧スプレッダー	4	耐電衣	6
大型油圧スプレッダー	2	耐電ズボン	6
可搬ウィンチ	4	耐電長靴	6
マンホール救助器具	4	簡易画像探索機	4
マット型空気ジャッキ一式	7	除染シャワー	4
救助用支柱器具	3	除染剤散布器	7
油圧切断機	2	潜水器具一式	18
大型油圧切断機	4	救命胴衣	19
エンジンカッター	22	救命浮環	27
ガス溶断器	4	救命ボート	6
チェンソー	20	船外機	4
空気鋸	3	バスケット担架	10
空気切断機	4	投光器一式	30
携帯用コンクリート破壊器具	6	携帯拡声器	44
削岩機	2	緩降機	4
ハンマドリル	6	発電機	12
生物剤検知器	2	画像探索機	2
化学剤検知器	1	地中音響探知機	1
ガス測定器	36	熱画像直視装置	16
放射線測定器	18	夜間用暗視装置	1
空気呼吸器	92	地震警報器	1
酸素呼吸器	9	電磁波探査装置	1
簡易呼吸器	5	二酸化炭素探査装置	1
送排風機	5	水中探査装置	1

資料 45　防災倉庫等の設置数

令和８年３月現在

（１）集中備蓄（倉庫及び庁舎）

1	奈良市役所	6	西部生涯スポーツセンター第２備蓄倉庫
2	消防局第２庁舎	7	中登美ヶ丘近隣公園備蓄倉庫
3	古市公園備蓄倉庫	8	平城第３号近隣公園備蓄倉庫
4	西大寺北地域ふれあい会館備蓄倉庫	9	都祁行政センター及び針テラス防災倉庫
5	西部生涯スポーツセンター第１備蓄倉庫	計	９箇所

（２）分散備蓄倉庫

1	飛鳥小学校	26	富雄第三小中学校
2	済美小学校	27	三碓小学校
3	済美南小学校	28	登美ヶ丘小学校
4	鼓阪小学校	29	東登美ヶ丘小学校
5	佐保小学校	30	平城西小学校
6	鼓阪北小学校	31	鶴舞小学校
7	椿井小学校	32	二名小学校
8	大宮小学校	33	青和小学校
9	佐保川小学校	34	富雄北小学校
10	大安寺西小学校	35	鳥見小学校
11	東市小学校	36	田原小学校
12	明治小学校	37	柳生小学校
13	辰市小学校	38	興東館柳生中学校
14	帯解小学校	39	興東小学校
15	南部公民館精華分館	40	興東公民館狭川分館
16	大安寺小学校	41	月ヶ瀬行政センター
17	伏見小学校	42	ならやま小中学校
18	伏見南小学校	43	右京コミュニティスポーツ会館
19	西大寺北小学校	44	朱雀小学校
20	六条小学校	45	左京小学校
21	あやめ池小学校	46	佐保台小学校
22	都跡小学校	47	（旧）並松小学校
23	平城小学校	48	（旧）吐山小学校
24	企業局西部研修所	49	都祁小学校
25	富雄南小学校	50	（旧）六郷小学校
		計	50箇所

（３）小型備蓄倉庫

1	飛鳥中学校	13	富雄南公民館
2	若草公民館	14	登美ヶ丘公民館
3	ならまちセンター	15	登美ヶ丘中学校
4	大宮児童館	16	登美ヶ丘南公民館
5	なら100年会館	17	富雄公民館
6	横井児童館	18	田原公民館
7	南人権文化センター	19	（旧）水間小学校
8	南部公民館	20	興東公民館
9	伏見公民館	21	月ヶ瀬公民館
10	京西中学校	22	平城西公民館
11	京西公民館	23	平城東公民館
12	平城公民館	計	23箇所

（４）施設内保管

1	生涯学習センター	3	東人権文化センター
2	中部公民館	計	３箇所

（５）鴻ノ池運動公園防災用備蓄倉庫

1	鴻ノ池運動公園防災用第１備蓄倉庫	2	鴻ノ池運動公園防災用第2備蓄倉庫
		計	２箇所

設置数合計　　87 箇所

資料46　災害用備蓄物資一覧表

令和８年３月現在

NO	備蓄場所		非常食等								飲料水			給水袋等			トイレ					避難所用物品						
			ビスケット（5年）	クラッカー（5年）	パン（5年）	アルファ化米（5年）	ベビーセット	使い捨て哺乳瓶	液体ミルク	授乳カップ	アルミボトル（490ml）	ペットボトル（2ℓ）	プラカップ	6ℓ	10ℓ	仮設給水槽	テント付き簡易トイレ（車椅子対応）	組立式仮設トイレ	簡易トイレ	携帯トイレ	トイレットペーパー	メジャー	養生テープ	蓋付きごみ箱	発電機（2.2kVA）	発電機（5.5kVA）	LPガス発電機	投光器
			食	食	食	食	セット	本	食	個	本	本	個	枚	枚	基	基	基	基	個	巻	個	本	個	台	台	台	個
1	市役所備蓄倉庫	（集中備蓄倉庫）				1,950										5			34						2			6
2	危機管理課分室倉庫																											
3	本庁整備室倉庫					500	220	960	2,160	900		522	18,000		3,073		2	1			1,152				3			18
4	西部生涯スポーツセンター第１備蓄倉庫	（集中備蓄倉庫）														5	10			22,020	720							
5	西部生涯スポーツセンター第２備蓄倉庫	（集中備蓄倉庫）																		75,200								
6	平城第３号近隣公園備蓄倉庫	（集中備蓄倉庫）															10			64,000	720							
7	消防局備蓄倉庫													800			12		35	43,200	720							
8	都祁行政センター及び針テラス防災倉庫（集中備蓄倉庫）	都祁行政センター														1									1			2
		駐車場倉庫																										
		針テラス防災倉庫													2,000		4		25		720							
9	企業局緑ヶ丘浄水場内倉庫														5,623													
10	企業局本局及び西部研修所										1,500			11,476														
11	企業局市坂ポンプ所										13,500																	
12	中登美ヶ丘近隣公園備蓄倉庫	（集中備蓄倉庫）															10		30	26,400	720				1			2
13	西大寺北地域ふれあい会館備蓄倉庫	（集中備蓄倉庫）																1	50		8					1		1
14	古市公園備蓄倉庫	（集中備蓄倉庫）													200	1	7		13	30,000	720							
15	鴻ノ池運動公園防災用第１備蓄倉庫																									20		
16	鴻ノ池運動公園防災用第２備蓄倉庫																											20
17	飛鳥小学校	（分散備蓄倉庫）	600	1,850		850						60					2	1	23	4,200	8				2	1		5
18	飛鳥中学校	（小型備蓄倉庫）																1	2	600	8				1	1	1	3
19	済美小学校	（分散備蓄倉庫）	480	2,000		1,000						60					2	1	23	4,200	8				3	1		7
20	春日中学校																										1	
21	生涯学習センター	（施設内保管）																1	2	600	8				1	1		3
22	済美南小学校	（分散備蓄倉庫）	780	1,200		300						60					2	1	25	4,800	8				1	1	1	3
23	鼓阪小学校	（分散備蓄倉庫）	480	2,000		1,800						60					2	1	23	4,200	8				3	1	1	7
24	若草公民館	（小型備蓄倉庫）																1	2	600	8				1	1		3
25	佐保小学校	（分散備蓄倉庫）		2,240	720	1,000						60					2	1	25	4,800	8				3	1		7
26	若草中学校																										1	
27	鼓阪北小学校	（分散備蓄倉庫）		2,240	720	1,000						60					2	1	25	4,800	8				1	1		3
28	椿井小学校	（分散備蓄倉庫）	600	1,850		900						60					2	1	21	4,400	8				1	1		3
29	中部公民館	（施設内保管）																1	2	600	8					1		3
30	ならまちセンター	（小型備蓄倉庫）																1	2	600	8				1	1		3
31	大宮小学校	（分散備蓄倉庫）	480	2,000		1,000						60					2	1	21	4,400	8				1	1		3
32	大宮児童館	（小型備蓄倉庫）																1	2	600	8				1	1		3
33	なら100年会館	（小型備蓄倉庫）																1	2	600	8				1	1		3
34	佐保川小学校	（分散備蓄倉庫）	480	2,000		1,000						60					2	1	25	4,800	8				1	2		4
35	一条高等学校及び附属中学校																								1		1	2
36	大安寺西小学校	（分散備蓄倉庫）	480	2,000		1,000						60					2	1	25	4,800	8				2	1		5
37	三笠中学校																										1	
38	東市小学校	（分散備蓄倉庫）	780	1,200		300						60					2	1	21	3,600	8				2	1	1	5
39	東人権文化センター	（施設内保管）																1	2	600	8				1	1		3
40	横井児童館	（小型備蓄倉庫）																1	2	600	8				1	1		3
41	明治小学校	（分散備蓄倉庫）		1,750	360	800						60					2	1	25	4,800	8				2	1	1	5
42	都南中学校																										1	
43	辰市小学校	（分散備蓄倉庫）	600	1,850		900						60					2	1	23	4,200	8				1	1	1	3
44	南人権文化センター	（小型備蓄倉庫）																1	2	600	8				1	1		3

NO	備蓄場所		避難所用物品						感染症対策用物品						ブルーシート	その他									
			コードリール	携行缶	エンジンオイル	テント型間仕切り	避難所用敷マット	大型エアーテント	マスク成人用(50枚/箱)	手指用消毒液(500ml/本)	ハンドソープ(600ml/本)	除菌シート(20枚/袋)	ペーパータオル(200枚/袋)	非接触式体温計		紙おむつ		生理用品			歯磨きシート	布団セット	圧縮毛布	防炎難燃カーペット	懐中電灯
																大人	子ども	ナプキン	吸水ショーツ	おりものシート					
			個	缶	個	張	枚	基	枚	本	本	袋	袋	個	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	セット	枚	枚	個
1	市役所備蓄倉庫	（集中備蓄倉庫）	2	3	2																	4	1,390	105	
2	危機管理課分室倉庫													34											61
3	本庁整備室倉庫				3	7	6		39,700	240			1,344			312	1,848	14,190	456	8,512	15,000		93		
4	西部生涯スポーツセンター第1備蓄倉庫	（集中備蓄倉庫）							16,000	90						3,672	3,528	5,160		3,024					
5	西部生涯スポーツセンター第2備蓄倉庫	（集中備蓄倉庫）																							
6	平城第3号近隣公園備蓄倉庫	（集中備蓄倉庫）							16,000	90						3,616	2,840	3,870		3,024					
7	消防局備蓄倉庫					28	28		16,000	90								1,290		3,024			840		780
8	都祁行政センター及び針テラス防災倉庫（集中備蓄倉庫）	都祁行政センター	2	1	1																		210		
		駐車場倉庫																					600	10	
		針テラス防災倉庫							16,000	90								1,290		3,024			450		
9	企業局緑ヶ丘浄水場内倉庫																								
10	企業局本局及び西部研修所																								
11	企業局市坂ポンプ所																								
12	中登美ヶ丘近隣公園備蓄倉庫	（集中備蓄倉庫）	2	1	1				16,000	90								1,290		3,024			1,840	70	
13	西大寺北地域ふれあい会館備蓄倉庫	（集中備蓄倉庫）			1				16,000	90								1,290		3,024			600		
14	古市公園備蓄倉庫	（集中備蓄倉庫）							16,000	90					225			9,030		3,024			510	100	
15	鴻ノ池運動公園防災用第1備蓄倉庫			10	10																				
16	鴻ノ池運動公園防災用第2備蓄倉庫							2																	
17	飛鳥小学校	（分散備蓄倉庫）	4	2	3								42										490	20	
18	飛鳥中学校	（小型備蓄倉庫）	2	1	2																		10		
19	済美小学校	（分散備蓄倉庫）	6	3	4	26	30						42									5	580	10	
20	春日中学校																								
21	生涯学習センター	（施設内保管）	2	1	2																		10		
22	済美南小学校	（分散備蓄倉庫）	2	1	2	30	30						42									5	600	10	
23	鼓阪小学校	（分散備蓄倉庫）	6	3	4	30	30						42									5	590	10	
24	若草公民館	（小型備蓄倉庫）	2	1	2																		10		
25	佐保小学校	（分散備蓄倉庫）	6	2	4								42									5	600	20	
26	若草中学校																								
27	鼓阪北小学校	（分散備蓄倉庫）	2	1	2	32	34						42									5	600	10	
28	椿井小学校	（分散備蓄倉庫）	2	1	2	14	14						42									5	580	10	
29	中部公民館	（施設内保管）	2		2																		10		
30	ならまちセンター	（小型備蓄倉庫）	2	1	2																		10		
31	大宮小学校	（分散備蓄倉庫）	2	1	2	32	24						42									5	580	10	
32	大宮児童館	（小型備蓄倉庫）	2	1	2																		10		
33	なら100年会館	（小型備蓄倉庫）	2	1	2																		10		
34	佐保川小学校	（分散備蓄倉庫）	2	1	3	32	32						42									5	600	20	
35	一条高等学校及び附属中学校		2	1	1																				
36	大安寺西小学校	（分散備蓄倉庫）	4	2	2	32	26						42									5	600	20	
37	三笠中学校																								
38	東市小学校	（分散備蓄倉庫）	4	2	3	32	32						42									5	580	10	
39	東人権文化センター	（施設内保管）	2	1	2																		10		
40	横井児童館	（小型備蓄倉庫）	2	1	2																		10		
41	明治小学校	（分散備蓄倉庫）	4	2	3	32	32						42									6	600	20	
42	都南中学校																								
43	辰市小学校	（分散備蓄倉庫）	2	1	2	30	30						42									5	590	10	
44	南人権文化センター	（小型備蓄倉庫）	2	1	2																		10		

NO	備蓄場所	非常食等								飲料水			給水袋等			トイレ					避難所用物品						
		ビスケット（5年）	クラッカー（5年）	パン（5年）	アルファ化米（5年）	ベビーセット	使い捨て哺乳瓶	液体ミルク	授乳カップ	アルミボトル（490ml）	ペットボトル（2ℓ）	プラカップ	6ℓ	10ℓ	仮設給水槽	テント付き簡易トイレ（車椅子対応）	組立式仮設トイレ	簡易トイレ	携帯トイレ	トイレットペーパー	メジャー	養生テープ	蓋付きごみ箱	発電機（2.2kVA）	発電機（5.5kVA）	LPガス発電機	投光器
		食	食	食	食	セット	本	食	個	本	本	個	枚	枚	基	基	基	基	個	巻	個	本	個	台	台	台	個
45	帯解小学校（分散備蓄倉庫）		1,750	360	750						60					2	1	23	4,200	8				1	1	1	3
46	南部公民館（小型備蓄倉庫）																1	2	600	8				1	1		3
47	南部公民館精華分館（分散備蓄倉庫）	600	1,850		900						60					1	1	50	4,800	8				5	1		11
48	大安寺小学校（分散備蓄倉庫）	600	1,850		900						60					2	1	25	5,600	8				1	1		3
49	伏見小学校（分散備蓄倉庫）	1,200	1,050		650						60						1	23	4,200	0				2	1	1	5
50	伏見公民館（小型備蓄倉庫）																1	2	600	8				1	1		3
51	伏見中学校																									1	
52	伏見南小学校（分散備蓄倉庫）	840	1,200		300						60					2	1	23	4,200	8				1	1		3
53	京西中学校（小型備蓄倉庫）																1	2	600	8				1	1	1	3
54	西大寺北小学校（分散備蓄倉庫）	900	1,200		300						60					2		25	5,600					1			2
55	京西公民館（小型備蓄倉庫）																1	2	600	8				1	1		3
56	六条小学校（分散備蓄倉庫）	420	2,000		900						60					2		23	4,200					1		1	2
57	あやめ池小学校（分散備蓄倉庫）		2,300		500						60					2	1	25	5,600	8				1	1	1	3
58	都跡小学校（分散備蓄倉庫）	780	1,200		300						60					2	1	25	4,800	8				3	1	1	7
59	都跡中学校																									1	
60	平城公民館（小型備蓄倉庫）																1	2	600	8				1	1		3
61	平城小学校（分散備蓄倉庫）	780	1,200		300						60					2		23	4,200					2		1	4
62	平城中学校																									1	
63	企業局西部研修所備蓄倉庫（分散備蓄倉庫）		1,850		900						60						1	18	4,800	8					1		1
64	富雄南公民館（小型備蓄倉庫）																1	2	600	8				1	1		3
65	富雄南小学校（分散備蓄倉庫）		2,300								60					2		23	5,000					2		1	4
66	富雄南中学校																									1	
67	富雄第三小中学校（分散備蓄倉庫）	420	2,100		800						60					2	1	25	4,800	8				1	1		3
68	三碓小学校（分散備蓄倉庫）	420	2,100		800						60					2	1	25	4,800	8				2	1		5
69	富雄中学校																									1	
70	登美ヶ丘公民館（小型備蓄倉庫）																1	2	600	8				1	1		3
71	登美ヶ丘小学校（分散備蓄倉庫）	480	2,100		900						60					2		23	4,200					1			2
72	東登美ヶ丘小学校（分散備蓄倉庫）	420	2,100		800						60					2	1	25	4,800	8				1	1		3
73	登美ヶ丘北中学校																									1	
74	登美ヶ丘中学校（小型備蓄倉庫）																1	2	600	8				1	1	1	3
75	登美ヶ丘南公民館（小型備蓄倉庫）																1	2	600	8				1	1		3
76	平城西小学校（分散備蓄倉庫）		2,240	720	1,000						60					2		21	3,600					1			2
77	鶴舞小学校（分散備蓄倉庫）	480	2,240		900						60					2	1	25	4,800	8				1	1	1	3
78	二名小学校（分散備蓄倉庫）	420	2,000		900						60					2	1	25	4,800	8				2	1		5
79	二名中学校																									1	
80	青和小学校（分散備蓄倉庫）		2,300								60					2	1	25	4,800	8				2	1		5
81	富雄北小学校（分散備蓄倉庫）	780	1,200		300						60					2	1	25	4,800	8				1	1	1	3
82	富雄公民館（小型備蓄倉庫）																1	2	600	8				1	1		3
83	鳥見小学校（分散備蓄倉庫）		2,240	720	1,000						60					2		23	4,200					1			2
84	田原公民館（小型備蓄倉庫）																1	2	600	0				1	1		3
85	（旧）水間小学校（小型備蓄倉庫）																1	2	600	8				1	1		3
86	田原小学校（分散備蓄倉庫）	420	1,540		800						60				1	2		21	3,600					2			4
87	柳生小学校（分散備蓄倉庫）		1,470	360	500						60					2	2	25	4,800	16				5	2	1	12
88	興東公民館（小型備蓄倉庫）																1	2	600	8				1	1		3
89	興東館柳生中学校（分散備蓄倉庫）	300	1,400		700						60					2		23	5,000							1	
90	興東小学校（分散備蓄倉庫）	480	2,000		650						60					2	1	25	5,600	8				5	1	1	11
91	月ヶ瀬公民館（小型備蓄倉庫）																1	2	600	8				1	1		3
92	月ヶ瀬行政センター（分散備蓄倉庫）	780	1,200		300						60				1	2		48	5,800					2			4

NO	備蓄場所	避難所用物品						感染症対策用物品						ブルーシート	その他									
		コードリール	携行缶	エンジンオイル	テント型間仕切り	避難所用敷マット	大型エアーテント	マスク成人用（50枚/箱）	手指用消毒液（500ml/本）	ハンドソープ（600ml/本）	除菌シート（20枚/袋）	ペーパータオル（200枚/袋）	非接触式体温計		紙おむつ		生理用品			歯磨きシート	布団セット	圧縮毛布	防炎難燃カーペット	懐中電灯
															大人	子ども	ナプキン	吸水ショーツ	おりものシート					
		個	缶	個	張	枚	基	枚	本	本	袋	袋	個	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	セット	枚	枚	個
45	帯解小学校（分散備蓄倉庫）	2	1	2	32							42									5	590	10	
46	南部公民館（小型備蓄倉庫）	2	1	2																		10		
47	南部公民館精華分館（分散備蓄倉庫）	10	5	6	10	10						42										600	10	
48	大安寺小学校（分散備蓄倉庫）	2	1	2		20						42										500	10	
49	伏見小学校（分散備蓄倉庫）	4	2	3																		390	20	
50	伏見公民館（小型備蓄倉庫）	2	1	2																		10		
51	伏見中学校																							
52	伏見南小学校（分散備蓄倉庫）	2	1	2								42									5	590	20	
53	京西中学校（小型備蓄倉庫）	2	1	2																		10		
54	西大寺北小学校（分散備蓄倉庫）	2	1	1	30	30						42									5	600	10	
55	京西公民館（小型備蓄倉庫）	2	1	2																		10		
56	六条小学校（分散備蓄倉庫）	2	1	1	26	20						42									5	590	10	
57	あやめ池小学校（分散備蓄倉庫）	2	1	2	30	30						42									5	600	10	
58	都跡小学校（分散備蓄倉庫）	6	3	4	24	24						42									5	600	20	
59	都跡中学校																							
60	平城公民館（小型備蓄倉庫）	2	1	2																		10		
61	平城小学校（分散備蓄倉庫）	4	2	2	40	40						42									5	590	20	
62	平城中学校																							
63	企業局西部研修所備蓄倉庫（分散備蓄倉庫）			1								42										620		
64	富雄南公民館（小型備蓄倉庫）	2	1	2																		10		
65	富雄南小学校（分散備蓄倉庫）	4	2	2	33							42									5	590	20	
66	富雄南中学校																							
67	富雄第三小中学校（分散備蓄倉庫）	2	1	2	39	40						42									5	600	10	
68	三碓小学校（分散備蓄倉庫）	4	2	3	30	30						42									5	599	20	
69	富雄中学校																							
70	登美ヶ丘公民館（小型備蓄倉庫）	2	1	2																		10		
71	登美ヶ丘小学校（分散備蓄倉庫）	2	1	1	16	18						42									5	590	10	
72	東登美ヶ丘小学校（分散備蓄倉庫）	2	1	2								42									5	600	10	
73	登美ヶ丘北中学校																							
74	登美ヶ丘中学校（小型備蓄倉庫）	2	1	2																		10		
75	登美ヶ丘南公民館（小型備蓄倉庫）	2	1	2																		10		
76	平城西小学校（分散備蓄倉庫）	2	1	1								42									5	580	20	
77	鶴舞小学校（分散備蓄倉庫）	2	1	2	30	30						42									5	600	10	
78	二名小学校（分散備蓄倉庫）	4	2	3	30	30						42										600	20	
79	二名中学校																							
80	青和小学校（分散備蓄倉庫）	4	2	3	22	12						42									5	600	10	
81	富雄北小学校（分散備蓄倉庫）	2	1	2	28	30						42									5	600	10	
82	富雄公民館（小型備蓄倉庫）	2	1	2																		10		
83	鳥見小学校（分散備蓄倉庫）	2	1	1	30	30						42									5	590	10	
84	田原公民館（小型備蓄倉庫）	2	1	2																		10		
85	（旧）水間小学校（小型備蓄倉庫）	2	1	2																		10		
86	田原小学校（分散備蓄倉庫）	4	2	2								42									5	560	20	
87	柳生小学校（分散備蓄倉庫）	10	5	7	27	24						42									5	600	20	
88	興東公民館（小型備蓄倉庫）	2	1	2																		10		
89	興東館柳生中学校（分散備蓄倉庫）				40	40						42										490		
90	興東小学校（分散備蓄倉庫）	10	5	5	16	20						42									5	500	20	
91	月ヶ瀬公民館（小型備蓄倉庫）	2	1	2																		10		
92	月ヶ瀬行政センター（分散備蓄倉庫）	4	2	3																		1,480	20	

NO	備蓄場所	非常食等								飲料水			給水袋等			トイレ					避難所用物品						
		ビスケット（5年）	クラッカー（5年）	パン（5年）	アルファ化米（5年）	ベビーセット	使い捨て哺乳瓶	液体ミルク	授乳カップ	アルミボトル（490ml）	ペットボトル（2ℓ）	プラカップ	6ℓ	10ℓ	仮設給水槽	テント付き簡易トイレ（車椅子対応）	組立式仮設トイレ	簡易トイレ	携帯トイレ	トイレットペーパー	メジャー	養生テープ	蓋付きごみ箱	発電機（2.2kVA）	発電機（5.5kVA）	LPガス発電機	投光器
		食	食	食	食	セット	本	食	個	本	本	個	枚	枚	基	基	基	基	個	巻	個	本	個	台	台	台	個
93	興東公民館狭川分館（分散備蓄倉庫）	240	1,400		700						60					2	1	25	4,800	8				1	1		3
94	平城西公民館（小型備蓄倉庫）																1	2	600	8				1	1		3
95	ならやま小学校（分散備蓄倉庫）		2,240	720	1,000						60					2		23	4,200					2			4
96	右京コミュニティスポーツ会館（分散備蓄倉庫）	600	1,800		900						60					2	1	25	5,600	8				1	1		3
97	平城東公民館（小型備蓄倉庫）																1	2	600	8				1	1		3
98	朱雀小学校（分散備蓄倉庫）	780	1,200		600						60					2		23	4,200					2			4
99	平城東中学校																									1	
100	左京小学校（分散備蓄倉庫）		2,300								60					2	1	25	5,600	8				1	1		3
101	佐保台小学校（分散備蓄倉庫）	600	1,850		900						60					2	1	25	5,600	8				1	1		3
102	（旧）並松小学校（分散備蓄倉庫）	420	1,470		800						60					2	1	25	4,800	8				1	1		3
103	（旧）吐山小学校（分散備蓄倉庫）	420	1,540		800						60					2	1	25	4,800	8				1	1		3
104	都祁小学校（分散備蓄倉庫）	300	2,000		650						60					2	1	25	4,800	8				2	1		5
105	（旧）六郷小学校（分散備蓄倉庫）		1,470	360	500						60					2	1	25	4,800	8				1	1		3
	指定避難所（避難所開設キット　150セット）																				150	1,500	300				
合計		20,640	90,230	5,040	38,400	220	960	2,160	900	15,000	3,522	18,000	12,276	10,896	14	150	67	1,480	511,220	6,000	150	1,500	300	116	87	33	335

NO	備蓄場所	避難所用物品						感染症対策用物品						ブルーシート	その他									
		コードリール	携行缶	エンジンオイル	テント型間仕切り	避難所用敷マット	大型エアーテント	マスク成人用（50枚/箱）	手指用消毒液（500ml/本）	ハンドソープ（600ml/本）	除菌シート（20枚/袋）	ペーパータオル（200枚/袋）	非接触式体温計		紙おむつ		生理用品			歯磨きシート	布団セット	圧縮毛布	防炎難燃カーペット	懐中電灯
															大人	子ども	ナプキン	吸水ショーツ	おりものシート					
		個	缶	個	張	枚	基	枚	本	本	袋	袋	個	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	セット	枚	枚	個
93	興東公民館狭川分館（分散備蓄倉庫）	2	1	2								42										600		
94	平城西公民館（小型備蓄倉庫）	2	1	2																		10		
95	ならやま小学校（分散備蓄倉庫）	4	2	2	33	18						42									5	590	20	
96	右京コミュニティスポーツ会館（分散備蓄倉庫）	2	1	2								42										500	10	
97	平城東公民館（小型備蓄倉庫）	2	1	2																		10		
98	朱雀小学校（分散備蓄倉庫）	4	2	2	32	31						42									5	590	20	
99	平城東中学校																							
100	左京小学校（分散備蓄倉庫）	2	1	2	30	30						42									5	600	10	
101	佐保台小学校（分散備蓄倉庫）	2	1	2	32	30															5	600	10	
102	（旧）並松小学校（分散備蓄倉庫）	2	1	2								42									5	600	10	
103	（旧）吐山小学校（分散備蓄倉庫）	2	1	2	20	24						42									5	594	10	
104	都祁小学校（分散備蓄倉庫）	4	2	3	30	30						42										500	20	
105	（旧）六郷小学校（分散備蓄倉庫）	2	1	2	20	20						42									4	600	10	
	指定避難所（避難所開設キット　150セット）								150	450	600		300											
合計		226	123	193	1,087	1,009	2	151,700	1,020	450	600	3,318	334	225	7,600	8,216	37,410	456	29,680	15,000	199	36,606	955	841

資料 47　施設の概況（西日本旅客鉄道㈱）

市内に存在する西日本旅客鉄道㈱の路線は、関西本線及び桜井線。

	関西本線	桜井線	合計
全線	15.5km	5.6km	21.1km
橋りょう	46 か所（0.7km）	17 か所（0.3km）	63 か所（1.0km）
高架橋	10 か所（2.6km）	4 か所（0.5km）	14 か所（3.1km）
トンネル	0 か所（0km）	0 か所（0km）	0 か所（0km）

資料 48　施設の概況（近畿日本鉄道㈱）

市内に存在する近畿日本鉄道㈱の路線は、京都線、奈良線、橿原線及びけいはんな線。

	京都線		奈良線		橿原線		けいはんな線		合計	
全線	3.962km		10.637km		3.670km		1.751km		20.020km	
橋りょう	9 か所	0.079km	23 か所	0.239km	9 か所	0.045km	3 か所	0.027km	44 か所	0.390km
（内地下道）	1 か所	0.009	6 か所	0.028km	2 か所	0.011km	0 か所	0km	9 か所	0.048km
高架橋	0 か所	0km	0 か所	0km	0 か所	0km	1 か所	0.082km	1 か所	0.082km
トンネル	0 か所	0km	2 か所	1.409km	0 か所	0km	1 か所	1.209km	3 か所	2.618km

資料 49　配水池緊急遮断弁等設置箇所

○設置済

施設名	容量（㎥）	緊急遮断弁	逆止弁	備考
奈良阪配水池	7,000	○	○	
	3,000		○	
緑ヶ丘高区配水池	500	○	※1	
	500			
緑ヶ丘低区配水池	1,250	○	} ○	
	1,250			
緑ヶ丘配水池	7,000	○	※1	
黒髪山配水池	5,000	} ○	○	
黒髪山第２配水池	5,000		○	
佐保山配水池	1,000	○	※1	
平城西配水池	300	○	○	
平城西第２配水池	16,400	○	○	
大渕配水池	2,500	○	※1	
	2,500			
大渕第２配水池	7,700	○	○	
登美ヶ丘配水池	7,000	○	○	
	3,000			
登美ヶ丘第２配水池	6,000	○	○	
鳥見配水塔	500	} ○	○	
鳥見第２配水塔	2,700		○	
大和田配水池	1,000	○	○	
白川配水池	5,000		○	
白川第２配水池	10,000	○	○	
藤ノ木配水池	7,900	○	} ○	
	2,600			
大渕配水塔	2,650	○	○	
鳥見配水池	1,500	※2	※1	
黒谷配水池	2,000	○	○	
平城東配水池	2,500	○	} ○	
	2,500			
大慈仙配水池	1,350	} ○	} ○	
	1,350			
大平尾配水池	455	} ○	} ○	
	455			

}：合流後に緊急遮断弁設置

※１：流入管立上り等で止水可能（逆止弁設置の必要なし）

※２：送水ポンプ緊急停止制御装置設置

資料 50　相互融通連絡管設置計画箇所

○設置済

融通市名	連絡位置	融通水量	備考
生駒市	松陽台一丁目 ―― 真弓３丁目	1,000 ㎥／日	○
	中登美ヶ丘三丁目 ―― 鹿畑町	500 ㎥／日	○
	帝塚山七丁目 ―― 東生駒２丁目	500 ㎥／日	
大和郡山市	池田町 ―― 美濃庄町	200 ㎥／日	○
	七条東町 ―― 九条町（九条東）	200 ㎥／日	○
	七条西町二丁目 ―― 九条町	300 ㎥／日	○
	石木町 ―― 城の台町	900 ㎥／日	
	西九条町四丁目 ―― 下三橋町	200 ㎥／日	○
天理市	窪之庄町 ―― 森本町	100 ㎥／日	○
	田中町 ―― 蔵之庄町	100 ㎥／日	○

（参考）

他市間の相互融通連絡管設置計画箇所

○設置済

連絡位置	融通水量	備考
大和郡山市八条町 ―― 天理市中町	100 ㎥／日	○
大和郡山市新庄町 ―― 天理市南六条町	100 ㎥／日	○

資料 51　都祁水道及び月ヶ瀬簡易水道の施設箇所

施設名	容量（㎥）	備　　考
石　打　配　水　池	163	月ヶ瀬簡易水道
長　引　配　水　池	239	
嵩　　配　　水　　池	51	
月　瀬　配　水　池	189	
桃　香　野　配　水　池	215	
友　田　配　水　池	191	都祁水道
白　石　配　水　池	198	
馬　場　調　整　池	144	
馬　場　配　水　池	49	
荻　　配　　水　　池	103	
深　川　配　水　池	131	
都　祁　浄　水　場	591	
高　松　配　水　池	35	
針ヶ別所配水池	119	
小　倉　配　水　池	108	
針　　配　　水　　池	224	
藺生・吐山配水池	595	
吐山高区配水池	87	
小倉工業団地配水池	139	
合　　計	3,571	

＊　馬場調整池のみ緊急遮断弁等設置

　　その他施設については、緊急遮断弁等未設置

資料 52　災害時動員計画表

令和７年度奈良市災害時動員計画表　　令和７年５月現在

部名	部長、副部長、部長付	班名	（班員所属課）	第1次防災体制 災害準備体制	第2次防災体制 災害注意体制	第3次防災体制 災害警戒体制	第4次防災体制 災害対策体制	第5次防災体制 全庁的災害対策体制
事務局 本部	2	本部事務班	●危機管理課	1	7	16	16	16
			小　計	1	7	16	16	16
総合調整部	6	総括班	●総合政策課	0	1	3	5	8
			財政課	0	1	2	3	10
			法務ガバナンス課	0	0	1	3	13
			小　計	0	2	6	11	31
		広報班	●秘書広報課	0	1	4	9	27
			小　計	0	1	4	9	27
		職員班	●人事課	0	1	5	11	15
			小　計	0	1	5	11	15
		地域班	●西部出張所各課	0	0	1	8	13
			●月ヶ瀬行政センター各課	0	0	3	8	10
			●都祁行政センター各課	0	0	3	11	11
			●東部出張所	0	0	1	2	8
			●北部出張所	0	0	1	2	8
			小　計	0	0	9	31	50
総務部	4	総務対策班	●資産管理課	0	2	5	10	20
			総務課	0	0	0	5	14
			DX 推進課	0	0	0	1	12
			AI 活用推進課	0	0	0	1	5
			小　計	0	2	5	17	51
		会計・契約班	●契約課	0	0	0	1	5
			会計課	0	0	0	1	7
			小　計	0	0	0	2	12
		調査班	●市民税課	0	0	1	1	15
			文化財課	0	0	0	4	16
			資産税課	0	0	1	4	17
			納税課	0	0	1	3	5
			滞納整理課	0	0	1	3	13
			小　計	0	0	4	15	66
土木復旧部	6	土木復旧第一班	●道路維持課	0	0	5	19	25
			農政課	0	0	3	5	8
			駅周辺整備事務所	0	0	3	7	7
			公園緑地課	0	0	3	8	12
			土木管理課	0	0	4	8	16
			道路インフラ保全課	0	0	3	7	10
			道路建設課	0	0	4	14	26
			河川耕地課	0	0	3	10	10
			小　計	0	0	28	78	114

部名	部長、副部長、部長付	班名	（班員所属課）	第1次防災体制 災害準備体制	第2次防災体制 災害注意体制	第3次防災体制 災害警戒体制	第4次防災体制 災害対策体制	第5次防災体制 全庁的災害対策体制
		土木復旧第二班	●都市計画課	0	0	3	11	12
			開発指導課	0	0	3	6	10
			交通バリアフリー推進課	0	0	1	3	5
			都市政策課	0	0	1	4	8
			建築指導課	0	0	2	10	10
			住宅課	0	0	3	9	14
			建築デザイン課	0	0	3	21	22
			農業委員会事務局	0	0	1	2	4
			小　計	0	0	17	66	85
保健救護部	6	保健救護班	●医療政策課	0	0	1	4	10
			健康増進課	0	0	1	1	7
			母子保健課	0	0	0	3	12
			保健・環境検査課	0	0	0	3	12
			保健衛生課	0	0	0	3	15
			保健予防課	0	0	0	1	6
			救護班員	0	0	0	0	68
			小　計	0	0	2	15	130
		衛生班	●斎苑管理課	0	0	0	1	1
			福祉医療課	0	0	0	2	10
			小　計	0	0	0	3	11
援護部	3	援護班	●福祉政策課	0	0	2	2	11
			障がい福祉課	0	0	1	3	20
			保護課	0	0	0	4	38
			長寿福祉課	0	0	0	1	6
			国保年金課	0	0	0	1	11
			介護福祉課	0	0	0	2	10
			小　計	0	0	3	13	96
市民支援部	8	市民支援班	●地域づくり推進課	0	0	1	4	9
			子ども政策課	0	0	1	3	5
			文化振興課	0	0	0	1	5
			スポーツ振興課	0	0	0	1	5
			幼保こども園課	0	0	0	4	19
			子ども給付課	0	0	1	4	11
			子ども安心課	0	0	0	1	12
			一時保護課	0	0	0	2	11
			子ども家庭支援課	0	0	0	3	14
			子ども育成課	0	0	1	2	5
			小　計	0	0	4	25	96
		観光経済支援班	●観光戦略課	0	0	1	4	9
			産業政策課	0	0	1	6	9
			小　計	0	0	2	10	18

部名	部長、副部長、部長付	班名	（班員所属課）	第1次防災体制 災害準備体制	第2次防災体制 災害注意体制	第3次防災体制 災害警戒体制	第4次防災体制 災害対策体制	第5次防災体制 全庁的災害対策体制
環境部	3	環境班	●環境政策課	0	0	0	3	9
			廃棄物対策課	0	0	1	4	16
			収集課	0	0	5	12	64
			まち美化推進課	0	0	5	12	53
			環境清美工場	0	0	3	10	47
			土地改良清美事務所	0	0	3	10	14
			クリーンセンター建設推進課	0	0	0	2	4
			工場整備課	0	0	2	3	8
			小　計	0	0	19	56	215
消防部	2	消防班	●総務課	0	1	3	14	15
			消防課	0	4	5	18	21
			予防課	0	1	3	6	12
			救急課	0	1	2	4	11
			指令課	0	4	10	18	22
			中央消防署	0	1	3	52	94
			南消防署	0	1	2	41	61
			西消防署	0	1	3	50	74
			北消防署	0	1	6	24	33
			東消防署	0	1	2	46	66
			小　計	0	16	39	273	409
上下水道部	4	総務班	●企業総務課	0	1	8	14	15
			経営企画課	0	1	5	10	11
			お客様センター準備課	0	1	5	7	7
			小　計	0	3	18	31	33
		給水班	●給排水課	0	1	8	13	15
			企業出納課	0	1	4	10	11
			小　計	0	2	12	23	26
		上水道復旧班	●水道計画課	0	1	10	13	15
			水道工務課	0	1	8	18	20
			小　計	0	2	18	31	35
		水源班	●送配水管理センター	0	3	14	27	27
			小　計	0	3	14	27	27
		下水道復旧班	●下水道事業課	0	4	9	16	16
			小　計	0	4	9	16	16
避難所部	6	避難所統括班	●教育総務課	0	1	3	5	7
			地域教育課	0	0	2	3	5
			共生社会推進課	0	0	1	4	9
			放課後児童育成課	0	0	1	2	4
			教育 DX 推進課	0	2	4	6	8
			教育施設課	0	1	3	5	11
			小　計	0	4	14	25	44
		避難所支援班	（避難所配置職員小学校担当）					

部名	部長、副部長、部長付	班名	（班員所属課）	第1次防災体制 災害準備体制	第2次防災体制 災害注意体制	第3次防災体制 災害警戒体制	第4次防災体制 災害対策体制	第5次防災体制 全庁的災害対策体制
			●学校教育課	0	0	0	5	15
			教育政策課	0	0	0	1	3
			いじめ防止生徒指導課	0	0	0	2	6
			計	0	0	0	8	24
			（避難所配置職員中学校担当）					
			●教職員課	0	0	4	6	8
			教育支援課	0	0	2	5	10
			特別支援教育支援課	0	0	0	1	9
			選挙管理委員会事務局	0	0	0	3	6
			監査委員事務局	0	0	0	1	6
			計	0	0	6	16	39
			（避難所配置職員小・中学校以外担当）					
			●中央図書館	0	0	4	8	11
			北人権文化センター	0	0	1	1	1
			東人権文化センター	0	0	1	2	2
			南人権文化センター	0	0	1	2	2
			一条高等学校事務室	0	0	1	1	1
			計	0	0	8	14	17
			小　計	0	0	14	38	80
		炊出し・食糧班	●市民課	0	0	4	9	19
			保健給食課	0	0	0	1	5
			小　計	0	0	4	10	24
合　計				1	47	266	852	1,727

注）1．災害対策本部が設置された時は全庁的な動員とし、状況によっては各班の判断で計画の範囲を超える動員を行えることとする。

2．救護班員については、原則として課長以上を除く正規職員の保健師及び看護師の全員を充てることとする。

資料 53　災害の被害認定基準

（令和３年６月24日府政防第670号）

被害種類		認定基準
死者		当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
行方不明者		当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
重傷者 軽傷者		災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは１月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、１月未満で治療できる見込みの者とする。
住家全壊 （全焼・全流失）		住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の７０％以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が５０％以上に達した程度のものとする。
住家半壊 （半焼）		住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の２０％以上７０％未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が２０％以上５０％未満のものとする。
	大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50％以上70％未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40％以上50％未満のものとする。
	中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30％以上50％未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30％以上40％未満のものとする。

被害種類		認定基準
	半壊	住宅半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。
準半壊		住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
住家		現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家		住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。

注）1　住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。

2　損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。

3　主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

資料 54　救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

災害救助事務取扱要領　別添令和７年度災害救助基準　令和７年４月現在

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 （災害救助法第４条第１項）	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	（基本額） 避難所設置費 １人１日当たり 360円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から７日以内	１　費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 ２　避難に当たっての輸送費は別途計上 ３　避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借り上げて実施することが可能。（ホテル・旅館の利用額は＠10,000円（税込）／泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整を行うこと）
避難所の設置 （法第４条第２項）	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	（基本額） 避難所設置費 １人１日当たり 360円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第２条第２項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間（災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間）	１　費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 ２　避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	○建設型応急住宅 １　規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 ２　基本額　１戸当たり 7,089,000円以内 ３　建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費	災害発生の日から20日以内着工	１　費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として7,089,000円以内であればよい。 ２　同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（50戸未満であっても小規模な施設を設置できる。） ３　高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 ４　供与期間は２年以内

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
		○賃貸型応急住宅 1　規模 建設型仮設住宅に準じる。 2　基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1　費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2　供与期間は建設型仮設住宅と同様
炊き出しその他による食品の給与	1　避難所に収容された者 2　住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,390円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 （1食は1/3日）
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1　夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2　下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1　備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2　現物給付に限ること。

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算
全壊 全焼 流失	夏	20,300	26,100	38,700	46,200	58,500	8,500
	冬	33,700	43,500	60,600	70,900	89,300	12,300
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,700	8,900	13,400	16,300	20,500	2,900
	冬	10,700	14,000	19,900	23,600	29,800	3,900

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	1　救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2　病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3　施術者…協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんし	1　救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
	た者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	2　助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額		
被災者の救出	1　現に生命、身体が危険な状態にある者 2　生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	輸送費、人件費は、別途計上
福祉サービスの提供	避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者	1　左記の者からの相談対応等 消耗器材費又は器物の使用謝金、借上費若しくは購入費（工事費を含む。）として当該地域における通常の実費 2　福祉避難所の設置 消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費若しくは購入費、光熱水費、仮設便所等の設置費として当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	令和7年7月1日から施行 輸送費、人件費は、別途計上
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸水等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、 1世帯当たり　53,900円以内	災害発生の日から10日以内	
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	1　住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2　大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当たり ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 739,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 358,000円以内	災害発生の日から3ヵ月以内（災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6ヵ月以内）	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用すること	1　教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費	災害発生の日から （教科書） 1ヵ月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1　備蓄物資は評価額 2　入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
	ができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	2　文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 5,500円 中学校生徒 5,800円 高等学校等生徒 6,300円		
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 232,200円以内 小人（12歳未満） 185,700円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	輸送費、人件費は、別途計上
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当たり3,700円以内 一時保存 ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外：1体当たり 5,900円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1　検案は原則として救護班 2　輸送費、人件費は、別途計上 3　死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 143,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第4条第1項）	1　被災者の避難に係る支援 2　医療及び助産 3　被災者の救出 4　飲料水の供給 5　死体の捜索 6　死体の処理 7　救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第4条第2項）	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の統括する都道	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
		府県等（法第17条第１号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。		
救助の事務を行うのに必要な費用	１　時間外勤務手当 ２　賃金職員等雇上費 ３　旅費 ４　需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） ５　使用料及び賃借料 ６　通信運搬費 ７　委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記１から７までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。 イ　３千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ　３千万円を超え６千万円以下の部分の金額については100分の９ ハ　６千万円を超え１億円以下の部分の金額については100分の８ ニ　１億円を超え２億円以下の部分の金額については100分の７ ホ　２億円を超え３億円以下の部分の金額については100分の６ ヘ　３億円を超え５億円以下の部分の金額については100分の５ ト　５億円を超える部分の金額については100分の４	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

資料 55　災害時相互応援協定

（令和 7 年 12 月現在）

協　　定　　名	協定締結先	協定締結年月日
災害時相互応援に関する協定 （姉妹・友好都市）	福島県郡山市＊	H08.09.26
	福井県小浜市＊	H10.03.20
	福岡県太宰府市＊	H14.06.27
	大分県宇佐市	H17.03.30
	宮城県多賀城市	H24.03.16
災害時相互応援に関する協定 （奈良市から 100km 圏前後）	和歌山県和歌山市＊	H08.12.16
	岐阜県岐阜市＊	H09.01.17
	大阪府枚方市＊	H09.04.09
	滋賀県大津市＊	H09.07.04
	三重県四日市市	H09.07.23
地震等災害時の相互応援に関する協定 （国際特別都市建設連盟加盟）	栃木県日光市	H29.10.19
	静岡県熱海市＊	H29.10.19
	静岡県伊東市	H29.10.19
	長野県軽井沢町	H29.10.19
	三重県鳥羽市	H29.10.19
	京都府京都市	H29.10.19
	兵庫県芦屋市	H29.10.19
	愛媛県松山市＊	H29.10.19
	島根県松江市＊	H29.10.19
	大分県別府市	H29.10.19
中核市災害時相互応援協定	北海道函館市	H18.01.26
	北海道旭川市	H14.08.02
	青森県青森市	H18.11.10
	青森県八戸市	H29.01.01
	岩手県盛岡市	H20.10.20
	秋田県秋田市	H14.08.02
	山形県山形市	H31.04.01
	福島県福島市	H30.04.01
	福島県郡山市＊	H14.08.02
	福島県いわき市	H14.08.02
	茨城県水戸市＊	R02.04.01
	栃木県宇都宮市	H14.08.02
	群馬県前橋市	H21.09.01
	群馬県高崎市	H23.04.01
	埼玉県川越市	H15.09.01
	埼玉県川口市	H30.04.01
	埼玉県越谷市	H27.04.01
	千葉県船橋市	H15.09.01
	千葉県柏市	H20.10.20

協　　定　　名	協定締結先	協定締結年月日
	東京都八王子市	H27.04.01
	神奈川県横須賀市	H14.08.02
	富山県富山市	H14.08.02
	石川県金沢市	H14.08.02
	福井県福井市＊	H31.04.01
	山梨県甲府市	H31.04.01
	長野県長野市	H14.08.02
	長野県松本市	R03.04.01
	岐阜県岐阜市＊	H14.08.02
	愛知県豊橋市	H14.08.02
	愛知県岡崎市	H15.09.01
	愛知県一宮市	R03.04.01
	愛知県豊田市	H14.08.02
	滋賀県大津市＊	H21.09.01
	大阪府豊中市	H24.04.01
	大阪府吹田市	R02.04.01
	大阪府高槻市	H15.09.01
	大阪府枚方市＊	H26.04.01
	大阪府八尾市	H30.04.01
	大阪府寝屋川市	H31.04.01
	大阪府東大阪市	H17.04.02
	兵庫県姫路市	H14.08.02
	兵庫県尼崎市	H21.09.01
	兵庫県明石市	H30.04.01
	兵庫県西宮市	H20.10.20
	和歌山県和歌山市＊	H14.08.02
	鳥取県鳥取市	H30.04.01
	島根県松江市＊	H30.04.01
	岡山県倉敷市	H14.08.02
	広島県呉市	H28.04.01
	広島県福山市	H14.08.02
	山口県下関市	H18.01.26
	香川県高松市	H14.08.02
	愛媛県松山市＊	H14.08.02
	高知県高知市	H14.08.02
	福岡県久留米市	H20.10.20
	長崎県長崎市	H14.08.02
	長崎県佐世保市	H28.04.01
	大分県大分市	H14.08.02
	宮崎県宮崎市	H14.08.02
	鹿児島県鹿児島市	H14.08.02

協　　定　　名	協定締結先	協定締結年月日
	沖縄県那覇市	H25.04.01
全国梅サミット協議会加盟市町災害時相互応援協定	茨城県水戸市＊	H18.02.23
	群馬県安中市	H18.02.23
	埼玉県越生町	H18.02.23
	東京都青梅市	H18.02.23
	神奈川県小田原市	H18.02.23
	静岡県熱海市＊	H18.02.23
	愛知県知多市	H18.02.23
	和歌山県みなべ町	H18.02.23
	神奈川県湯河原町	H18.02.23
	福岡県太宰府市＊	H22.03.31
	静岡県伊豆市	H25.03.09
	福井県若狭町	H29.04.03
災害時相互応援に関する協定 （共に歴史的風土及び文化遺産を保存する古都）	神奈川県鎌倉市＊	H24.07.21
災害時相互応援協定 （東大寺建立にかかわった市町村サミット実行委員会）	福井県福井市＊	H26.06.18
	宮城県涌谷町	H26.06.18
	福井県小浜市＊	H26.06.18
	神奈川県鎌倉市＊	H26.06.18
	山口県山口市	H26.06.18
	山口県美祢市	H26.06.18
	山口県防府市	H26.06.18
	福岡県太宰府市＊	H22.03.31
災害時相互応援に関する協定	東京都国分寺市	H25.02.25
	岡山県総社市	R02.02.27

＊複数の協定を締結している市町村

資料 56　水道災害に係る応援協定

（令和７年 12 月１日現在）

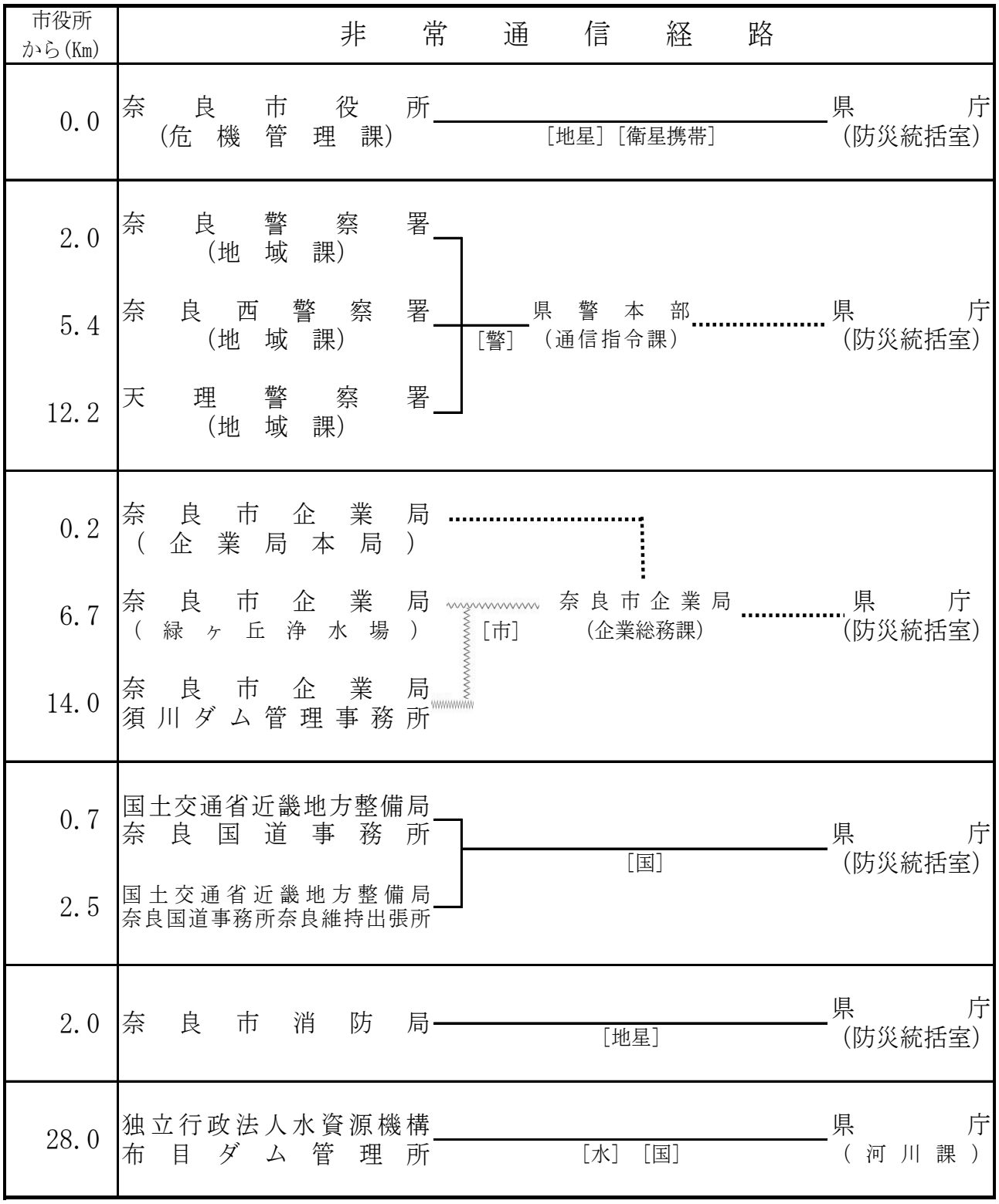
協定名	協定締結先	協定締結年月日
奈良県水道災害相互応援に関する協定	奈良県、県内 39 市町村、日本水道協会奈良県支部、奈良県簡易水道協会	平成 15 年６月２日
水道災害時相互応援に関する要綱に基づく協定	日本水道協会奈良県支部会員	平成９年５月 26 日
災害緊急時における水道水の相互融通に関する基本協定	大和郡山市、天理市、生駒市	平成 22 年 12 月 28 日
災害時における水道施設の応急復旧に関する協定書	奈良市上下水道協同組合	平成 26 年８月 12 日
事故・災害時等における水道水質に係る相互支援及び協力に関する協定書	奈良県、奈良広域水質検査センター組合管理者	平成 27 年２月 27 日
公益社団法人日本水道協会関西地方支部災害時相互応援に関する協定	日本水道協会関西地方支部長及び６府県支部長	令和３年３月 31 日
災害緊急時における水道水の相互融通に関する協定書	天理市上下水道局	令和３年４月１日
災害緊急時における水道施設の応援復旧支援に関する協定	株式会社光明製作所	令和６年 10 月２日

資料 57　防災協力事業所登録一覧表

（令和 7 年 12 月現在）

	事業所及び団体名	業種又は活動内容
1	奈良県農業協同組合 奈良市柏木支店	労務と避難場所の提供
2	奈良県農業協同組合 本店資金運用部ローン営業課	労務と避難場所の提供
3	奈良県農業協同組合 柏木営農経済センター	労務と避難場所の提供
4	奈良県農業協同組合 奈良東部営農経済センター	労務と避難場所の提供
5	奈良県農業協同組合 月ヶ瀬営農経済センター	労務と避難場所の提供
6	奈良県農業協同組合 都祁営農経済センター	労務と避難場所の提供
7	奈良県農業協同組合 奈良南部営農経済センター	労務と避難場所の提供
8	奈良県農業協同組合 田原営農経済	労務と避難場所の提供
9	奈良県農業協同組合 奈良支店	労務と避難場所の提供
10	奈良県農業協同組合 奈良南部支店	労務と避難場所の提供
11	奈良県農業協同組合 平城支店	労務と避難場所の提供
12	奈良県農業協同組合 富雄支店	労務と避難場所の提供
13	奈良県農業協同組合 伏見出張所	労務と避難場所の提供
14	奈良県農業協同組合 奈良東部支店	労務と避難場所の提供
15	奈良県農業協同組合 田原出張所	労務と避難場所の提供
16	奈良県農業協同組合 月ヶ瀬支店	労務と避難場所の提供
17	奈良県農業協同組合 都祁支店	労務と避難場所の提供
18	フジトランスポート株式会社	資機材の提供
19	住都営繕株式会社	労務と避難場所の提供
20	市民生活協同組合ならコープ本部	避難所・物資・資機材の提供
21	市民生活協同組合ならコープ西奈良支所	資機材の提供
22	市民生活協同組合ならコープ学園前	物資の提供
23	市民生活協同組合ならコープおしくま	物資の提供
24	市民生活協同組合ならコープ朱雀	物資の提供
25	株式会社弥杜工業	労務の提供
26	明武建設	労務と資機材の提供
27	株式会社ハシグチガーデン	労務と避難所と資機材の提供
28	西尾建設	労務と資機材と避難所の提供

資料 58　非常通信経路



（凡例）　———— 無線区間　〰〰〰〰〰〰〰〰有線区間　・・・・・・・・・・使送区間
［警］警察設備　　［市］市町村設備　　［国］国土交通省設備（消防庁設備含む）
［水］水資源機構設備　［地星］地域衛星通信ネットワークシステム

資料 59　奈良市防災無線一覧表

令和７年３月１日現在

同報系防災行政無線局				
番号	種別	施 設 名 称		識別信号
1	固定局	親局	奈良市役所	ぼうさいならし
2		中継局	一体山	ぼうさいならしちゅうけいいったいさん
3		再送信子局 1	南部公民館精華分館	ぼうさいならしさいそうせいかぶんかん
4		再送信子局 2	(旧)興東中学校	ぼうさいならしさいそうこうとうちゅう
5		再送信子局 3	(旧)柳生小学校	ぼうさいならしさいそうやぎゅうしょう
6		再送信子局 4	JA テクノグリーン	ぼうさいならしさいそうてくのぐりーん
7		再送信子局 5	都祁小学校	ぼうさいならしさいそうつげしょう
番号	種別	施 設 名 称		所在地
1	拡声子局	奈良市役所		奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号
2		都跡小学校　※		奈良市四条大路五丁目 6 番 1 号
3		平城中学校　※		奈良市秋篠町 1333 番地
4		平城公民館歌姫分館　※		奈良市歌姫町 1094 番地
5		押熊町街区公園　※		奈良市押熊町 232 番地の 1
6		田原小中学校		奈良市横田町 199 番地の 1
7		（旧）水間小学校		奈良市水間町 450 番地の 2
8		田原公民館杣ノ川分館		奈良市杣ノ川町 698 番地
9		（旧）柳生中学校		奈良市柳生町 212 番地の 2
10		柳生公民館邑地分館		奈良市邑地町 451 番地の 4
11		柳生公民館		奈良市柳生町 340 番地
12		柳生地域ふれあい会館		奈良市丹生町 847 番地
13		柳生公民館興ヶ原分館		奈良市興ヶ原町 349 番地の 1
14		（旧）大柳生幼稚園		奈良市忍辱山町 1303 番地
15		興東館柳生中学校		奈良市大柳生町 832 番地
16		興東公民館大平尾分館		奈良市大平尾町 471 番地
17		興東小学校		奈良市須川町 1424 番地
18		興東公民館狭川分館		奈良市下狭川町 3109 番地の 2
19		中部公民館		奈良市上三条町 23 番地の 4
20		春日中学校		奈良市西木辻町 67 番地
21		飛鳥中学校		奈良市高畑町 1475 番地の 1
22		鼓阪北小学校		奈良市青山九丁目 3 番地の 1

番号	種別	施 設 名 称	所在地
23	拡声子局	若草中学校	奈良市法蓮町 1416 番地の 1
24		飛鳥小学校　※	奈良市紀寺町 785 番地
25		青山七丁目街区公園　※	奈良市青山七丁目 56
26		一条高等学校及び附属中学校　※	奈良市法華寺町 1351 番地
27		大宮小学校　※	奈良市大宮町四丁目 223 番地の 1
28		佐保小学校　※	奈良市法蓮町 280 番地の 1
29		済美南小学校　※	奈良市南京終町 676 番地
30		奈良市消防局第２庁舎	奈良市八条五丁目 404 番地の 1
31		東市小学校	奈良市古市町 268 番地
32		東人権文化センター	奈良市古市町 1226 番地
33		都南中学校	奈良市南永井町 98 番地の 1
34		辰市小学校	奈良市西九条町一丁目 7 番地の 1
35		南部公民館精華分館	奈良市高樋町 640 番地の 1
36		米谷町集会所	奈良市米谷町 566 番地の 1
37		興隆寺町公民館	奈良市興隆寺町 356 番地の 2
38		中畑町公民館	奈良市中畑町 1276 番地
39		明治小学校　※	奈良市北永井町 414 番地
40		伏見中学校	奈良市西大寺野神町一丁目 6 番 1 号
41		ならファミリー	奈良市西大寺東町二丁目 4 番 1 号
42		京西中学校	奈良市平松四丁目 3 番 1 号
43		帝塚山学園	奈良市学園南三丁目 1 番 3 号
44		平城西小学校	奈良市東登美ヶ丘三丁目 1093 番地の 1
45		登美ヶ丘北中学校	奈良市北登美ヶ丘一丁目 1 番 1 号
46		二名小学校	奈良市二名一丁目 3716 番地の 1
47		鳥見小学校	奈良市鳥見町三丁目 11 番地の 2
48		三碓小学校	奈良市西千代ケ丘一丁目 20 番 9 号
49		富雄南小学校	奈良市中町 4185 番地
50		富雄南中学校	奈良市藤ノ木台一丁目 5 番 13 号
51		ならやま中学校	奈良市神功二丁目 1 番地
52		朱雀小学校	奈良市朱雀六丁目 10 番地の 1
53		佐保台小学校	奈良市佐保台三丁目 902 番地の 341
54		登美ヶ丘小学校　※	奈良市西登美ヶ丘四丁目 21 番１号
55		西登美ヶ丘１丁目街区公園　※	奈良市西登美ヶ丘１丁目 4100 番 183
56		朝日町２丁目１号街区公園　※	奈良市朝日町２丁目１－11
57		富雄北小学校　※	奈良市富雄北一丁目 13 番６号

番号	種別	施 設 名 称	所在地
58	拡声子局	あやめ池小学校　※	奈良市あやめ池南九丁目 939 番地の 39
59		伏見小学校　※	奈良市菅原町 370 番地
60		富雄第三小中学校　※	奈良市帝塚山南二丁目 11 番１号
61		西部生涯スポーツセンター　※	奈良市丸山一丁目 905 番地
62		七条コミュニティスポーツ会館　※	奈良市七条一丁目２番１号
63		鶴舞小学校　※	奈良市鶴舞東町２番１号
64		奈良県立大学附属高等学校　※	奈良市六条西三丁目 24 番 1 号
65		帝塚山５丁目街区公園　※	奈良市帝塚山五丁目 1655 番地の 136
66		藤ノ木台第２号街区公園　※	奈良市藤ノ木台三丁目１番地の 430
67		佐保台第３号街区公園　※	奈良市佐保台二丁目 840 番地の 58
68		月ヶ瀬小中学校	奈良市月ヶ瀬尾山 2551 番地
69		（旧）並松小学校	奈良市蘭生町 1894 番地
70		都祁小学校	奈良市都祁白石町 974 番地
71		（旧）吐山小学校	奈良市都祁吐山町 3939 番地
72		（旧）六郷小学校	奈良市針ヶ別所町 820 番地

※令和３年度新設分

移動系防災行政無線局

番号	種別	施 設 名 称		識別信号（呼出番号）		
1	基地局	基地局１	奈良市役所	ぼうさいならししやくしょ		
2		基地局２	西部会館	ぼうさいならしせいぶかいかん		
3		基地局３	一体山	ぼうさいならしいったいさん		
4		基地局４	都祁行政センター	ぼうさいならしつげぎょうせいせんたー		
5		基地局５	月ヶ瀬行政センター	ぼうさいならしつきがせぎょうせいせんたー		
6		基地局６	興東公民館狭川分館	ぼうさいならしこうとうさがわぶんかん		
7	固定局	固定局１	奈良市役所	ぼうさいならししやくしょこてい		
8		固定局２	西部会館	ぼうさいならしせいぶかいかんこてい		
9		固定局３	一体山	ぼうさいならしいったいさんこてい		
10	陸上移動局	半固定局１	奈良市役所内防災無線室	ぼうさいならし０１１	２９０１	０１１
11	（半固定）	半固定局２	奈良市役所内防災無線室	ぼうさいならし１０２	２９０１	１０２
12		半固定局３	奈良市役所内防災無線室	ぼうさいならし１０３	２９０１	１０３
13		半固定局４	西部出張所	ぼうさいならし１０４	２９０１	１０４
14		半固定局５	都祁行政センター	ぼうさいならし１０５	２９０１	１０５
15		半固定局６	月ヶ瀬行政センター	ぼうさいならし１０６	２９０１	１０６

移動系防災行政無線局						
番号	種別	施 設 名 称		識別信号（呼出番号）		
16	陸上移動局	半固定局 7	東市連絡所	ぼうさいならし１０７	２９０１	１０７
17	（半固定）	半固定局 8	（旧）平城連絡所	ぼうさいならし１０８	２９０１	１０８
18		半固定局 9	辰市連絡所	ぼうさいならし１０９	２９０１	１０９
19		半固定局 10	精華連絡所	ぼうさいならし１１０	２９０１	１１０
20		半固定局 11	田原公民館	ぼうさいならし１１１	２９０１	１１１
21		半固定局 12	土木管理センター	ぼうさいならし１１２	２９０１	１１２
22		半固定局 13	東部出張所	ぼうさいならし１１３	２９０１	１１３
23		半固定局 14	北部出張所	ぼうさいならし１１４	２９０１	１１４
24		半固定局 15	企業局	ぼうさいならし１１５	２９０１	１１５
25		半固定局 16	消防局	ぼうさいならし１１６	２９０１	１１６
26		半固定局 17	保健所・教育総合センター	ぼうさいならし１１７	２９０１	１１７
27	陸上移動局	車載型移動局 1	奈良市役所(公用車搭載)	ぼうさいならし２００	２９０１	２００
28	（車載型）	車載型移動局 2	奈良市役所(公用車搭載)	ぼうさいならし２０１	２９０１	２０１
29		車載型移動局 3	奈良市役所(公用車搭載)	ぼうさいならし２０２	２９０１	２０２
30		車載型移動局 4	奈良市役所(公用車搭載)	ぼうさいならし２０３	２９０１	２０３
31		車載型移動局 5	奈良市役所(公用車搭載)	ぼうさいならし２０４	２９０１	２０４
32		車載型移動局 6	奈良市役所(公用車搭載)	ぼうさいならし２０５	２９０１	２０５
33		車載型移動局 7	奈良市役所(公用車搭載)	ぼうさいならし２０６	２９０１	２０６
34		車載型移動局 8	企業局(公用車搭載)	ぼうさいならし２０７	２９０１	２０７
35		車載型移動局 9	奈良市役所(公用車搭載)	ぼうさいならし２０８	２９０１	２０８
36		車載型移動局 10	奈良市役所(公用車搭載)	ぼうさいならし２０９	２９０１	２０９
37		車載型移動局 11	奈良市役所(公用車搭載)	ぼうさいならし２１０	２９０１	２１０
38		車載型移動局 12	奈良市役所(公用車搭載)	ぼうさいならし２１１	２９０１	２１１
39		車載型移動局 13	奈良市役所(公用車搭載)	ぼうさいならし２１２	２９０１	２１２
40		車載型移動局 14	奈良市役所(公用車搭載)	ぼうさいならし２１３	２９０１	２１３
41		車載型移動局 15	奈良市役所(公用車搭載)	ぼうさいならし２１４	２９０１	２１４
42		車載型移動局 16	奈良市役所(公用車搭載)	ぼうさいならし２１５	２９０１	２１５
43		車載型移動局 17	奈良市役所(公用車搭載)	ぼうさいならし２１６	２９０１	２１６
44		車載型移動局 18	奈良市役所(公用車搭載)	ぼうさいならし２１７	２９０１	２１７
45		車載型移動局 19	奈良市役所(公用車搭載)	ぼうさいならし２１８	２９０１	２１８
46		車載型移動局 20	奈良市役所(公用車搭載)	ぼうさいならし２１９	２９０１	２１９
47		車載型移動局 21	土木管理センター(公用車搭載)	ぼうさいならし２２０	２９０１	２２０

移動系防災行政無線局						
番号	種別	施 設 名 称		識別信号（呼出番号）		
48	陸上移動局（車載型）	車載型移動局 22	土木管理センター(公用車搭載)	ぼうさいならし２２１	２９０１	２２１
49		車載型移動局 23	奈良市役所(公用車搭載)	ぼうさいならし２２２	２９０１	２２２
50		車載型移動局 24	奈良市役所(公用車搭載)	ぼうさいならし２２３	２９０１	２２３
51		車載型移動局 25	西部出張所(公用車搭載)	ぼうさいならし２２４	２９０１	２２４
52		車載型移動局 26	北部出張所(公用車搭載)	ぼうさいならし２２５	２９０１	２２５
53		車載型移動局 27	奈良市役所(公用車搭載)	ぼうさいならし２２６	２９０１	２２６
54		車載型移動局 28	奈良市役所(公用車搭載)	ぼうさいならし２２７	２９０１	２２７
55		車載型移動局 29	奈良市役所(公用車搭載)	ぼうさいならし２２８	２９０１	２２８
56		車載型移動局 30	奈良市役所(公用車搭載)	ぼうさいならし２２９	２９０１	２２９
57		車載型移動局 31	奈良市役所(公用車搭載)	ぼうさいならし２３０	２９０１	２３０
58		車載型移動局 32	奈良市役所(公用車搭載)	ぼうさいならし２３１	２９０１	２３１
59		車載型移動局 33	奈良市役所(公用車搭載)	ぼうさいならし２３２	２９０１	２３２
60		車載型移動局 34	奈良市役所(公用車搭載)	ぼうさいならし２３３	２９０１	２３３
61	陸上移動局（携帯型）	携帯型移動局 1	田原小学校	ぼうさいならし３００	２９０１	３００
62		携帯型移動局 2	奈良市役所	ぼうさいならし３０１	２９０１	３０１
63		携帯型移動局 3	田原公民館	ぼうさいならし３０２	２９０１	３０２
64		携帯型移動局 4	(旧)水間小学校	ぼうさいならし３０３	２９０１	３０３
65		携帯型移動局 5	柳生小学校	ぼうさいならし３０４	２９０１	３０４
66		携帯型移動局 6	(旧)柳生中学校	ぼうさいならし３０５	２９０１	３０５
67		携帯型移動局 7	柳生公民館邑地分館	ぼうさいならし３０６	２９０１	３０６
68		携帯型移動局 8	柳生公民館	ぼうさいならし３０７	２９０１	３０７
69		携帯型移動局 9	柳生地域ふれあい会館	ぼうさいならし３０８	２９０１	３０８
70		携帯型移動局 10	(旧)大柳生幼稚園	ぼうさいならし３０９	２９０１	３０９
71		携帯型移動局 11	興東館柳生中学校	ぼうさいならし３１０	２９０１	３１０
72		携帯型移動局 12	(旧)興東中学校	ぼうさいならし３１１	２９０１	３１１
73		携帯型移動局 13	興東公民館	ぼうさいならし３１２	２９０１	３１２
74		携帯型移動局 14	興東公民館大平尾分館	ぼうさいならし３１３	２９０１	３１３
75		携帯型移動局 15	興東小学校	ぼうさいならし３１４	２９０１	３１４
76		携帯型移動局 16	興東公民館狭川分館	ぼうさいならし３１５	２９０１	３１５
77		携帯型移動局 17	椿井小学校	ぼうさいならし３１６	２９０１	３１６
78		携帯型移動局 18	中部公民館	ぼうさいならし３１７	２９０１	３１７
79		携帯型移動局 19	済美小学校	ぼうさいならし３１８	２９０１	３１８
80		携帯型移動局 20	春日中学校	ぼうさいならし３１９	２９０１	３１９

移動系防災行政無線局						
番号	種別	施 設 名 称		識別信号（呼出番号）		
81	陸上移動局（携帯型）	携帯型移動局 21	春日公民館	ぼうさいならし３２０	２９０１	３２０
82		携帯型移動局 22	生涯学習センター	ぼうさいならし３２１	２９０１	３２１
83		携帯型移動局 23	済美南小学校	ぼうさいならし３２２	２９０１	３２２
84		携帯型移動局 24	奈良市役所	ぼうさいならし３２３	２９０１	３２３
85		携帯型移動局 25	飛鳥中学校	ぼうさいならし３２４	２９０１	３２４
86		携帯型移動局 26	飛鳥公民館	ぼうさいならし３２５	２９０１	３２５
87		携帯型移動局 27	鼓阪小学校	ぼうさいならし３２６	２９０１	３２６
88		携帯型移動局 28	若草公民館	ぼうさいならし３２７	２９０１	３２７
89		携帯型移動局 29	北人権文化センター	ぼうさいならし３２８	２９０１	３２８
90		携帯型移動局 30	東之阪児童館	ぼうさいならし３２９	２９０１	３２９
91		携帯型移動局 31	鼓阪北小学校	ぼうさいならし３３０	２９０１	３３０
92		携帯型移動局 32	佐保小学校	ぼうさいならし３３１	２９０１	３３１
93		携帯型移動局 33	若草中学校	ぼうさいならし３３２	２９０１	３３２
94		携帯型移動局 34	中人権・コミュニティセンター	ぼうさいならし３３３	２９０１	３３３
95		携帯型移動局 35	佐保川小学校	ぼうさいならし３３４	２９０１	３３４
96		携帯型移動局 36	一条高等学校及び附属中学校	ぼうさいならし３３５	２９０１	３３５
97		携帯型移動局 37	大宮小学校	ぼうさいならし３３６	２９０１	３３６
98		携帯型移動局 38	三笠公民館	ぼうさいならし３３７	２９０１	３３７
99		携帯型移動局 39	（旧）男女共同参画センター	ぼうさいならし３３８	２９０１	３３８
100		携帯型移動局 40	大宮児童館	ぼうさいならし３３９	２９０１	３３９
101		携帯型移動局 41	大安寺小学校	ぼうさいならし３４０	２９０１	３４０
102		携帯型移動局 42	大安寺西小学校	ぼうさいならし３４１	２９０１	３４１
103		携帯型移動局 43	三笠中学校	ぼうさいならし３４２	２９０１	３４２
104		携帯型移動局 44	奈良市消防局第２庁舎	ぼうさいならし３４３	２９０１	３４３
105		携帯型移動局 45	東市小学校	ぼうさいならし３４４	２９０１	３４４
106		携帯型移動局 46	東人権文化センター	ぼうさいならし３４５	２９０１	３４５
107		携帯型移動局 47	西大寺北地域ふれあい会館	ぼうさいならし３４６	２９０１	３４６
108		携帯型移動局 48	古市児童館	ぼうさいならし３４７	２９０１	３４７
109		携帯型移動局 49	横井児童館	ぼうさいならし３４８	２９０１	３４８
110		携帯型移動局 50	明治小学校	ぼうさいならし３４９	２９０１	３４９
111		携帯型移動局 51	都南中学校	ぼうさいならし３５０	２９０１	３５０
112		携帯型移動局 52	辰市小学校	ぼうさいならし３５１	２９０１	３５１
113		携帯型移動局 53	南人権文化センター	ぼうさいならし３５２	２９０１	３５２

移動系防災行政無線局						
番号	種別	施 設 名 称		識別信号（呼出番号）		
114	陸上移動局（携帯型）	携帯型移動局 54	帯解小学校	ぼうさいならし３５３	２９０１	３５３
115		携帯型移動局 55	南部公民館	ぼうさいならし３５４	２９０１	３５４
116		携帯型移動局 56	南部公民館精華分館	ぼうさいならし３５５	２９０１	３５５
117		携帯型移動局 57	米谷町集会所	ぼうさいならし３５６	２９０１	３５６
118		携帯型移動局 58	興隆寺町公民館	ぼうさいならし３５７	２９０１	３５７
119		携帯型移動局 59	中畑町公民館	ぼうさいならし３５８	２９０１	３５８
120		携帯型移動局 60	都跡小学校	ぼうさいならし３５９	２９０１	３５９
121		携帯型移動局 61	都跡中学校	ぼうさいならし３６０	２９０１	３６０
122		携帯型移動局 62	都跡公民館	ぼうさいならし３６１	２９０１	３６１
123		携帯型移動局 63	平城小学校	ぼうさいならし３６２	２９０１	３６２
124		携帯型移動局 64	平城中学校	ぼうさいならし３６３	２９０１	３６３
125		携帯型移動局 65	平城公民館	ぼうさいならし３６４	２９０１	３６４
126		携帯型移動局 66	伏見小学校	ぼうさいならし３６５	２９０１	３６５
127		携帯型移動局 67	伏見中学校	ぼうさいならし３６６	２９０１	３６６
128		携帯型移動局 68	伏見公民館	ぼうさいならし３６７	２９０１	３６７
129		携帯型移動局 69	西大寺北小学校	ぼうさいならし３６８	２９０１	３６８
130		携帯型移動局 70	伏見南小学校	ぼうさいならし３６９	２９０１	３６９
131		携帯型移動局 71	京西中学校	ぼうさいならし３７０	２９０１	３７０
132		携帯型移動局 72	六条小学校	ぼうさいならし３７１	２９０１	３７１
133		携帯型移動局 73	京西公民館	ぼうさいならし３７２	２９０１	３７２
134		携帯型移動局 74	あやめ池小学校	ぼうさいならし３７３	２９０１	３７３
135		携帯型移動局 75	西部公民館	ぼうさいならし３７４	２９０１	３７４
136		携帯型移動局 76	奈良市役所	ぼうさいならし３７５	２９０１	３７５
137		携帯型移動局 77	登美ヶ丘中学校	ぼうさいならし３７６	２９０１	３７６
138		携帯型移動局 78	登美ヶ丘南公民館	ぼうさいならし３７７	２９０１	３７７
139		携帯型移動局 79	鶴舞小学校	ぼうさいならし３７８	２９０１	３７８
140		携帯型移動局 80	青和小学校	ぼうさいならし３７９	２９０１	３７９
141		携帯型移動局 81	二名公民館	ぼうさいならし３８０	２９０１	３８０
142		携帯型移動局 82	東登美ヶ丘小学校	ぼうさいならし３８１	２９０１	３８１
143		携帯型移動局 83	奈良市役所	ぼうさいならし３８２	２９０１	３８２
144		携帯型移動局 84	登美ヶ丘小学校	ぼうさいならし３８３	２９０１	３８３
145		携帯型移動局 85	登美ヶ丘公民館	ぼうさいならし３８４	２９０１	３８４
146		携帯型移動局 86	二名小学校	ぼうさいならし３８５	２９０１	３８５

移動系防災行政無線局						
番号	種別	施 設 名 称		識別信号（呼出番号）		
147	陸上移動局（携帯型）	携帯型移動局 87	二名中学校	ぼうさいならし３８６	２９０１	３８６
148		携帯型移動局 88	富雄北小学校	ぼうさいならし３８７	２９０１	３８７
149		携帯型移動局 89	鳥見小学校	ぼうさいならし３８８	２９０１	３８８
150		携帯型移動局 90	富雄公民館	ぼうさいならし３８９	２９０１	３８９
151		携帯型移動局 91	三碓小学校	ぼうさいならし３９０	２９０１	３９０
152		携帯型移動局 92	富雄中学校	ぼうさいならし３９１	２９０１	３９１
153		携帯型移動局 93	富雄第三小中学校	ぼうさいならし３９２	２９０１	３９２
154		携帯型移動局 94	富雄南小学校	ぼうさいならし３９３	２９０１	３９３
155		携帯型移動局 95	富雄南中学校	ぼうさいならし３９４	２９０１	３９４
156		携帯型移動局 96	富雄南公民館	ぼうさいならし３９５	２９０１	３９５
157		携帯型移動局 97	ならやま小学校	ぼうさいならし３９６	２９０１	３９６
158		携帯型移動局 98	ならやま中学校	ぼうさいならし３９７	２９０１	３９７
159		携帯型移動局 99	平城西公民館	ぼうさいならし３９８	２９０１	３９８
160		携帯型移動局 100	右京コミュニティスポーツ会館	ぼうさいならし３９９	２９０１	３９９
161		携帯型移動局 101	朱雀小学校	ぼうさいならし４００	２９０１	４００
162		携帯型移動局 102	平城東中学校	ぼうさいならし４０１	２９０１	４０１
163		携帯型移動局 103	平城東公民館	ぼうさいならし４０２	２９０１	４０２
164		携帯型移動局 104	左京小学校	ぼうさいならし４０３	２９０１	４０３
165		携帯型移動局 105	佐保台小学校	ぼうさいならし４０４	２９０１	４０４
166		携帯型移動局 106	月ヶ瀬小中学校	ぼうさいならし４０５	２９０１	４０５
167		携帯型移動局 107	奈良市役所	ぼうさいならし４０６	２９０１	４０６
168		携帯型移動局 108	月ヶ瀬公民館	ぼうさいならし４０７	２９０１	４０７
169		携帯型移動局 109	(旧)並松小学校	ぼうさいならし４０８	２９０１	４０８
170		携帯型移動局 110	都祁小学校	ぼうさいならし４０９	２９０１	４０９
171		携帯型移動局 111	都祁中学校	ぼうさいならし４１０	２９０１	４１０
172		携帯型移動局 112	都祁公民館	ぼうさいならし４１１	２９０１	４１１
173		携帯型移動局 113	(旧)吐山小学校	ぼうさいならし４１２	２９０１	４１２
174		携帯型移動局 114	(旧)六郷小学校	ぼうさいならし４１３	２９０１	４１３
175		携帯型移動局 115	北椿尾集会所	ぼうさいならし４１４	２９０１	４１４
176		携帯型移動局 116	平城西小学校	ぼうさいならし４１５	２９０１	４１５
177		携帯型移動局 117	登美ヶ丘北中学校	ぼうさいならし４１６	２９０１	４１６
178		携帯型移動局 118	大安寺西地域ふれあい会館	ぼうさいならし４１７	２９０１	４１７
179		携帯型移動局 119	危機管理課	ぼうさいならし４１８	２９０１	４１８

移動系防災行政無線局						
番号	種別	施 設 名 称		識別信号（呼出番号）		
180	陸上移動局（携帯型）	携帯型移動局 120	危機管理課	ぼうさいならし４１９	２９０１	４１９
181		携帯型移動局 121	危機管理課	ぼうさいならし４２０	２９０１	４２０
182		携帯型移動局 122	危機管理課	ぼうさいならし４２１	２９０１	４２１
183		携帯型移動局 123	東里地域ふれあい会館	ぼうさいならし４２２	２９０１	４２２
184		携帯型移動局 124	飛鳥小学校	ぼうさいならし４２３	２９０１	４２３

IP無線機			
番号	配備場所	端末名称	グループ
1	奈良市役所	001（災対本部用①）	全グループ
2	奈良市役所	002（災対本部用②）	全グループ
3	飛鳥小学校	003（飛鳥小）	飛鳥(ｱｽｶ)、一次
4	飛鳥中学校	004（飛鳥中）	飛鳥(ｱｽｶ)、一次
5	済美小学校	005（済美小）	済美(ｾｲﾋﾞ)、一次
6	済美南小学校	006（済美南小）	済美南(ｾｲﾋﾞﾐﾅﾐ)、一次
7	鼓阪小学校	007（鼓阪小）	鼓阪(ﾂｻﾞｶ)、一次
8	若草公民館	008（若草公民館）	鼓阪(ﾂｻﾞｶ)、一次
9	佐保小学校	009（佐保小）	佐保(ｻﾎ)、一次
10	鼓阪北小学校	010（鼓阪北小）	青山(ｱｵﾔﾏ)、一次
11	椿井小学校	011（椿井小）	椿井(ﾂﾊﾞｲ)、一次
12	大宮小学校	012（大宮小）	大宮(ｵｵﾐﾔ)、一次
13	大宮児童館	013（大宮児童館）	大宮(ｵｵﾐﾔ)、一次
14	佐保川小学校	014（佐保川小）	佐保川(ｻﾎｶﾞﾜ)、一次
15	一条高等学校及び附属中学校	015（一条中高）	佐保川(ｻﾎｶﾞﾜ)、一次
16	大安寺西地域ふれあい会館	016（大安寺西ふれ）	大安寺西(ﾀﾞｲｱﾝｼﾞﾆｼ)、一次
17	東市小学校	017（東市小）	東市(ﾄｳｲﾁ)、一次
18	東人権文化センター	018（東人文C）	東市(ﾄｳｲﾁ)、一次
19	横井児童館	019（横井児童館）	東市(ﾄｳｲﾁ)、一次
20	明治小学校	020（明治小）	明治(ﾒｲｼﾞ)、一次
21	辰市小学校	021（辰市小）	辰市(ﾀﾂｲﾁ)、一次
22	南人権文化センター	022（南人文C）	辰市(ﾀﾂｲﾁ)、一次
23	帯解小学校	023（帯解小）	帯解(ｵﾋﾞﾄｹ)、一次
24	南部公民館	024（南部公民館）	帯解(ｵﾋﾞﾄｹ)、一次

IP無線機			
番号	配備場所	端末名称	グループ
25	南部公民館精華分館	025（南部精華分館）	精華(ｾｲｶ)、一次
26	大安寺小学校	026（大安寺小）	大安寺(ﾀﾞｲｱﾝｼﾞ)、一次
27	伏見小学校	027（伏見小）	伏見(ﾌｼﾐ)、一次
28	伏見公民館	028（伏見公民館）	伏見(ﾌｼﾐ)、一次
29	伏見南小学校	029（伏見南小）	伏見南(ﾌｼﾐﾐﾅﾐ)、一次
30	京西中学校	030（京西中）	伏見南(ﾌｼﾐﾐﾅﾐ)、一次
31	西大寺北地域ふれあい会館	031（西大寺北ふれ）	西大寺北(ｻｲﾀﾞｲｼﾞｷﾀ)、一次
32	京西公民館	032（京西公民館）	六条(ﾛｸｼﾞｮｳ)、一次
33	あやめ池小学校	033（あやめ池小）	あやめ池(ｱﾔﾒｲｹ)、一次
34	都跡小学校	034（都跡小）	都跡(ﾐｱﾄ)、一次
35	平城公民館	035（平城公民館）	平城(ﾍｲｼﾞｮｳ)、一次
36	西部公民館	036（西部公民館）	学園南(ｶﾞｸｴﾝﾐﾅﾐ)、一次
37	富雄南公民館	037（富雄南公民館）	富雄南(ﾄﾐｵﾐﾅﾐ)、一次
38	富雄第三小中学校	038（富雄第三小中）	奈良帝塚山(ﾅﾗﾃﾂﾞｶﾔﾏ)、一次
39	三碓小学校	039（三碓小）	学園三碓(ｶﾞｸｴﾝﾐﾂｶﾞﾗｽ)、一次
40	登美ヶ丘公民館	040（登美ヶ丘公民）	登美ヶ丘(ﾄﾐｶﾞｵｶ)、一次
41	東登美ヶ丘小学校	041（東登美ヶ丘小）	東登美ヶ丘(ﾋｶﾞｼﾄﾐｶﾞｵｶ)、一次
42	登美ヶ丘中学校	042（登美ヶ丘中）	平城西(ﾍｲｼﾞｮｳﾆｼ)、一次
43	登美ヶ丘南公民館	043（登美ヶ丘南公）	平城西(ﾍｲｼﾞｮｳﾆｼ)、一次
44	鶴舞小学校	044（鶴舞小）	鶴舞(ﾂﾙﾏｲ)、一次
45	二名小学校	045（二名小）	二名(ﾆﾐｮｳ)、一次
46	青和小学校	046（青和小）	青和(ｾｲﾜ)、一次
47	富雄北小学校	047（富雄北小）	富雄(ｾｲﾜ)、一次
48	富雄公民館	048（富雄公民館）	鳥見(ﾄﾘﾐ)、一次
49	田原公民館	049（田原公民館）	田原(ﾀﾜﾗ)、一次
50	（旧）水間小学校	050（旧水間小）	田原(ﾀﾜﾗ)、一次
51	柳生小学校	051（柳生小）	柳生(ﾔｷﾞｭｳ)、一次
52	柳生公民館邑地分館	052（柳生邑地分館）	柳生(ﾔｷﾞｭｳ)、一次
53	興東公民館	053（興東公民館）	大柳生(ｵｵﾔｷﾞｭｳ)、一次
54	東里地域ふれあい会館	054（東里ふれ）	東里(ﾋｶﾞｼｻﾄ)、一次
55	興東公民館狭川分館	055（興東狭川分館）	狭川(ｻｶﾞﾜ)、一次
56	月ヶ瀬公民館	056（月ヶ瀬公民館）	月ヶ瀬(ﾂｷｶﾞｾ)、一次
57	平城西公民館	057（平城西公民館）	神功(ｼﾞﾝｸﾞｳ)、一次
58	右京コミュニティスポーツ会館	058（右京コミスポ）	右京(ｳｷｮｳ)、一次

IP無線機			
番号	配備場所	端末名称	グループ
59	平城東公民館	059（平城東公民館）	朱雀(ｽｻﾞｸ)、一次
60	左京小学校	060（左京小）	左京(ｻｷｮｳ)、一次
61	佐保台小学校	061（佐保台小）	佐保台(ｻﾎﾀﾞｲ)、一次
62	（旧）並松小学校	062（旧並松小）	並松(ﾅﾝﾏﾂ)、一次
63	（旧）吐山小学校	063（旧吐山小）	吐山(ﾊﾔﾏ)、一次
64	都祁小学校	064（都祁小）	都祁(ﾂｹﾞ)、一次
65	（旧）六郷小学校	065（旧六郷小）	六郷(ﾘｸｺﾞｳ)、一次
66	飛鳥公民館	066（飛鳥公民館）	飛鳥(ｱｽｶ)、二次
67	春日中学校	067（春日中）	済美(ｾｲﾋﾞ)、二次
68	春日公民館	068（春日公民館）	済美(ｾｲﾋﾞ)、二次
69	生涯学習センター	069（生涯学習C）	済美(ｾｲﾋﾞ)、二次
70	北人権文化センター	070（北人文C）	鼓阪(ﾂｻﾞｶ)、二次
71	東之阪児童館	071（東之阪児童館）	鼓阪(ﾂｻﾞｶ)、二次
72	若草中学校	072（若草中）	佐保(ｻﾎ)、二次
73	中人権・コミュニティセンター	073（中人文C）	佐保(ｻﾎ)、二次
74	中部公民館	074（中部公民館）	椿井(ﾂﾊﾞｲ)、二次
75	三笠公民館	075（三笠公民館）	大宮(ｵｵﾐﾔ)、二次
76	（旧）男女共同参画センター	076（旧男女共参C）	大宮(ｵｵﾐﾔ)、二次
77	大安寺西小学校	077（大安寺西小）	大安寺西(ﾀﾞｲｱﾝｼﾞﾆｼ)、二次
78	三笠中学校	078（三笠中）	大安寺西(ﾀﾞｲｱﾝｼﾞﾆｼ)、二次
79	消防局第２庁舎	079（消防第２庁舎）	大安寺西(ﾀﾞｲｱﾝｼﾞﾆｼ)、二次
80	古市児童館	080（古市児童館）	東市(ﾄｳｲﾁ)、二次
81	都南中学校	081（都南中）	明治(ﾒｲｼﾞ)、二次
82	米谷町集会所	082（米谷町集会所）	精華(ｾｲｶ)、二次
83	興隆寺町公民館	083（興隆寺町公民）	精華(ｾｲｶ)、二次
84	中畑町公民館	084（中畑町公民館）	精華(ｾｲｶ)、二次
85	北椿尾町集会所	085（北椿尾町集会）	精華(ｾｲｶ)、二次
86	伏見中学校	086（伏見中）	伏見(ﾌｼﾐ)、二次
87	西大寺北小学校	087（西大寺北小）	西大寺北(ｻｲﾀﾞｲｼﾞｷﾀ)、二次
88	六条小学校	088（六条小）	六条(ﾛｸｼﾞｮｳ)、二次
89	都跡中学校	089（都跡中）	都跡(ﾐｱﾄ)、二次
90	都跡公民館	090（都跡公民館）	都跡(ﾐｱﾄ)、二次
91	平城小学校	091（平城小）	平城(ﾍｲｼﾞｮｳ)、二次
92	平城中学校	092（平城中）	平城(ﾍｲｼﾞｮｳ)、二次

IP無線機			
番号	配備場所	端末名称	グループ
93	富雄南小学校	093（富雄南小）	富雄南(ﾄﾐｵﾐﾅﾐ)、二次
94	富雄南中学校	094（富雄南中）	富雄南(ﾄﾐｵﾐﾅﾐ)、二次
95	富雄中学校	095（富雄中）	学園三碓(ｶﾞｸｴﾝﾐﾂｶﾞﾗｽ)、二次
96	登美ヶ丘小学校	096（登美ヶ丘小）	登美ヶ丘(ﾄﾐｶﾞｵｶ)、二次
97	登美ヶ丘北中学校	097（登美ヶ丘北中）	東登美ヶ丘(ﾋｶﾞｼﾄﾐｶﾞｵｶ)、二次
98	平城西小学校	098（平城西小）	平城西(ﾍｲｼﾞｮｳﾆｼ)、二次
99	二名中学校	099（二名中）	二名(ﾆﾐｮｳ)、二次
100	二名公民館	100（二名公民館）	青和(ｾｲﾜ)、二次
101	鳥見小学校	101（鳥見小）	鳥見(ﾄﾘﾐ)、二次
102	田原小中学校	102（田原小中）	田原(ﾀﾜﾗ)、二次
103	（旧）柳生中学校	103（旧柳生中）	柳生(ﾔｷﾞｭｳ)、二次
104	柳生公民館	104（柳生公民館）	柳生(ﾔｷﾞｭｳ)、二次
105	柳生地域ふれあい会館	105（柳生ふれ）	柳生(ﾔｷﾞｭｳ)、二次
106	（旧）大柳生幼稚園	106（旧大柳生幼稚）	大柳生(ｵｵﾔｷﾞｭｳ)、二次
107	興東館柳生中学校	107（興東館柳生中）	大柳生(ｵｵﾔｷﾞｭｳ)、二次
108	（旧）興東中学校	108（旧興東中）	大柳生(ｵｵﾔｷﾞｭｳ)、二次
109	興東公民館大平尾分館	109（興東大平尾分）	大柳生(ｵｵﾔｷﾞｭｳ)、二次
110	興東小学校	110（興東小）	東里(ﾋｶﾞｼｻﾄ)、二次
111	月ヶ瀬小中学校	111（月ヶ瀬小中体）	月ヶ瀬(ﾂｷｶﾞｾ)、二次
112	ならやま小学校	112（ならやま小）	神功(ｼﾞﾝｸﾞｳ)、二次
113	ならやま中学校	113（ならやま中）	神功(ｼﾞﾝｸﾞｳ)、二次
114	朱雀小学校	114（朱雀小）	朱雀(ｽｻﾞｸ)、二次
115	平城東中学校	115（平城東中）	朱雀(ｽｻﾞｸ)、二次
116	都祁中学校	116（都祁中）	都祁(ﾂｹﾞ)、二次
117	都祁公民館	117（都祁公民館）	都祁(ﾂｹﾞ)、二次
118	奈良市役所	118（災対本部用③）	災対本部
119	奈良市役所	119（災対本部用④）	災対本部
120	奈良市役所	120（災対本部用⑤）	災対本部
121	奈良市役所	121（災対本部用⑥）	災対本部
122	奈良市役所	122（災対本部用⑦）	災対本部
123	奈良市役所	123（災対本部用⑧）	災対本部
124	奈良市役所	124（災対本部用⑨）	災対本部
125	奈良市役所	125（災対本部用⑩）	災対本部
126	奈良市役所	126（災対本部用⑪）	災対本部

IP無線機			
番号	配備場所	端末名称	グループ
127	奈良市役所	127（災対本部用⑫）	災対本部
128	奈良市役所	128（災対本部用⑬）	災対本部
129	奈良市役所	129（災対本部用⑭）	災対本部
130	奈良市役所	130（災対本部用⑮）	災対本部
131	奈良市役所	131（災対本部用⑯）	災対本部
132	奈良市役所	132（災対本部用⑰）	災対本部
133	奈良女子大学附属中等教育学校	133（奈良女附属中）	飛鳥（ｱｽｶ）、二次
134	奈良教育大学	134（奈良教育大学）	飛鳥（ｱｽｶ）、二次
135	県立高円芸術高等学校	135（県立高円芸術）	飛鳥（ｱｽｶ）、二次
136	奈良女子大学	136（奈良女子大学）	佐保（ｻﾎ）、二次
137	学校法人奈良育英学園(中学校･高等学校)	137（奈良育英学園）	佐保（ｻﾎ）、二次
138	奈良教育大学附属中学校	138（教育大附属中）	佐保（ｻﾎ）、二次
139	公立大学法人奈良県立大学	139（奈良県立大学）	佐保（ｻﾎ）、二次
140	ならまちセンター（市民文化ホール）	140（ならまちC）	椿井（ﾂﾊﾞｲ）、二次
141	奈良市役所	141（個別141）	
142	奈良市役所	142（個別142）	
143	なら100年会館	143（なら100年）	大宮（ｵｵﾐﾔ）、二次
144	奈良女子高等学校	144（奈良女子高）	大宮（ｵｵﾐﾔ）、二次
145	近畿大学附属小学校	145（近大附属小）	あやめ池（ｱﾔﾒｲｹ）、二次
146	私立帝塚山大学（学園前キャンパス）	146（帝塚学園前）	あやめ池（ｱﾔﾒｲｹ）、二次
147	奈良学園大学登美ヶ丘キャンパス	147奈良学園大学	登美ヶ丘（ﾄﾐｶﾞｵｶ）、二次
148	県立国際中学校・高等学校	148県立国際中高	登美ヶ丘（ﾄﾐｶﾞｵｶ）、二次
149	育英西中学校・高等学校	149育英西中高	富雄（ﾄﾐｵ）、二次
150	北部会館（市民文化ホール）	150(北部会館)	右京（ｳｷｮｳ）、二次

【内訳】　同報系防災行政無線局

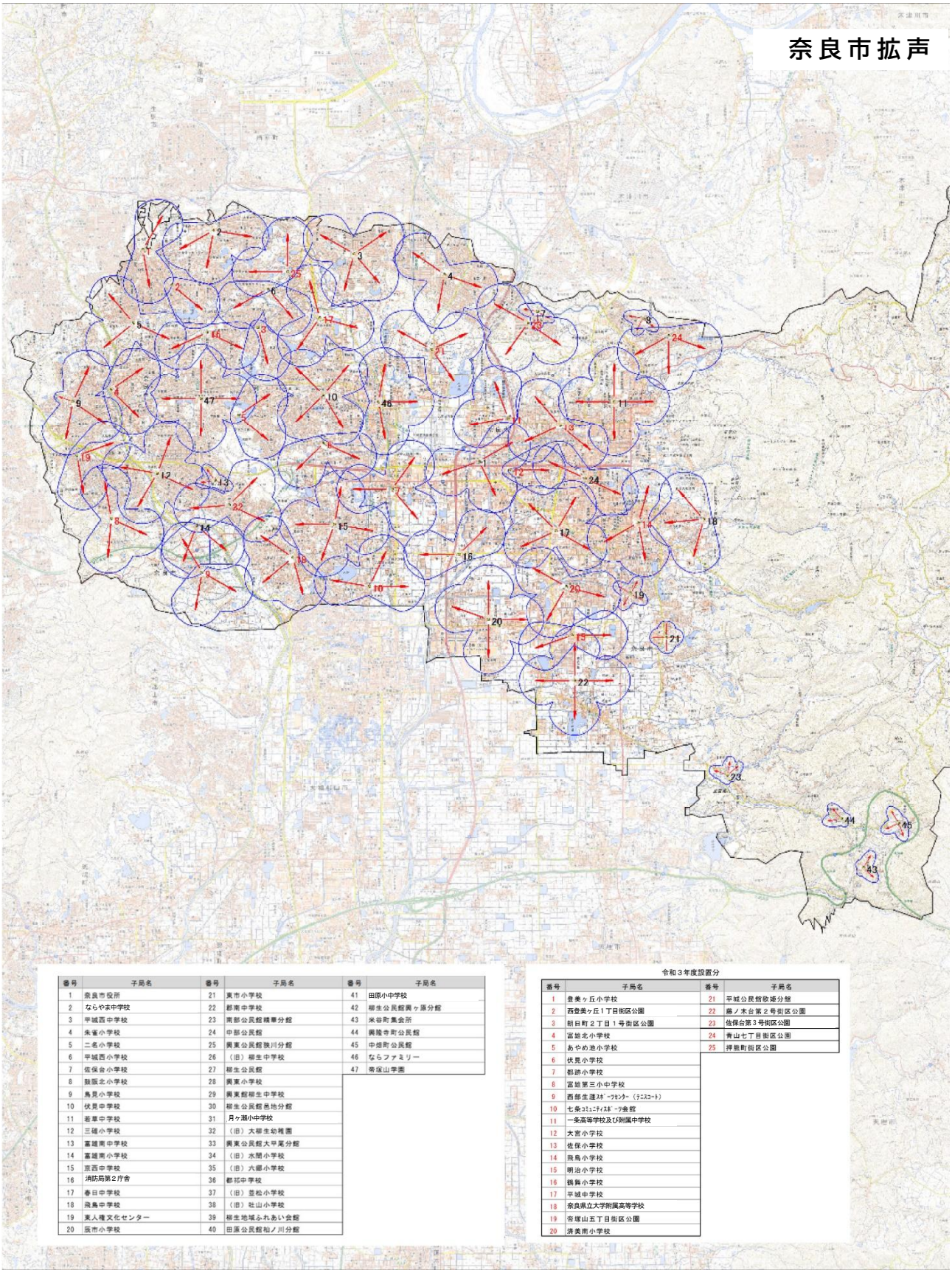
親局	1 台	基地局	1 台
再送信子局	5 台	拡声子局	72 局

移動系防災行政無線局

基地局	6 台	固定局	3 台
半固定局	17 台	車載型移動局	34 台
携帯型移動局	124 台		

ＩＰ無線機　150 台

資料 60　屋外拡声子局設置場所

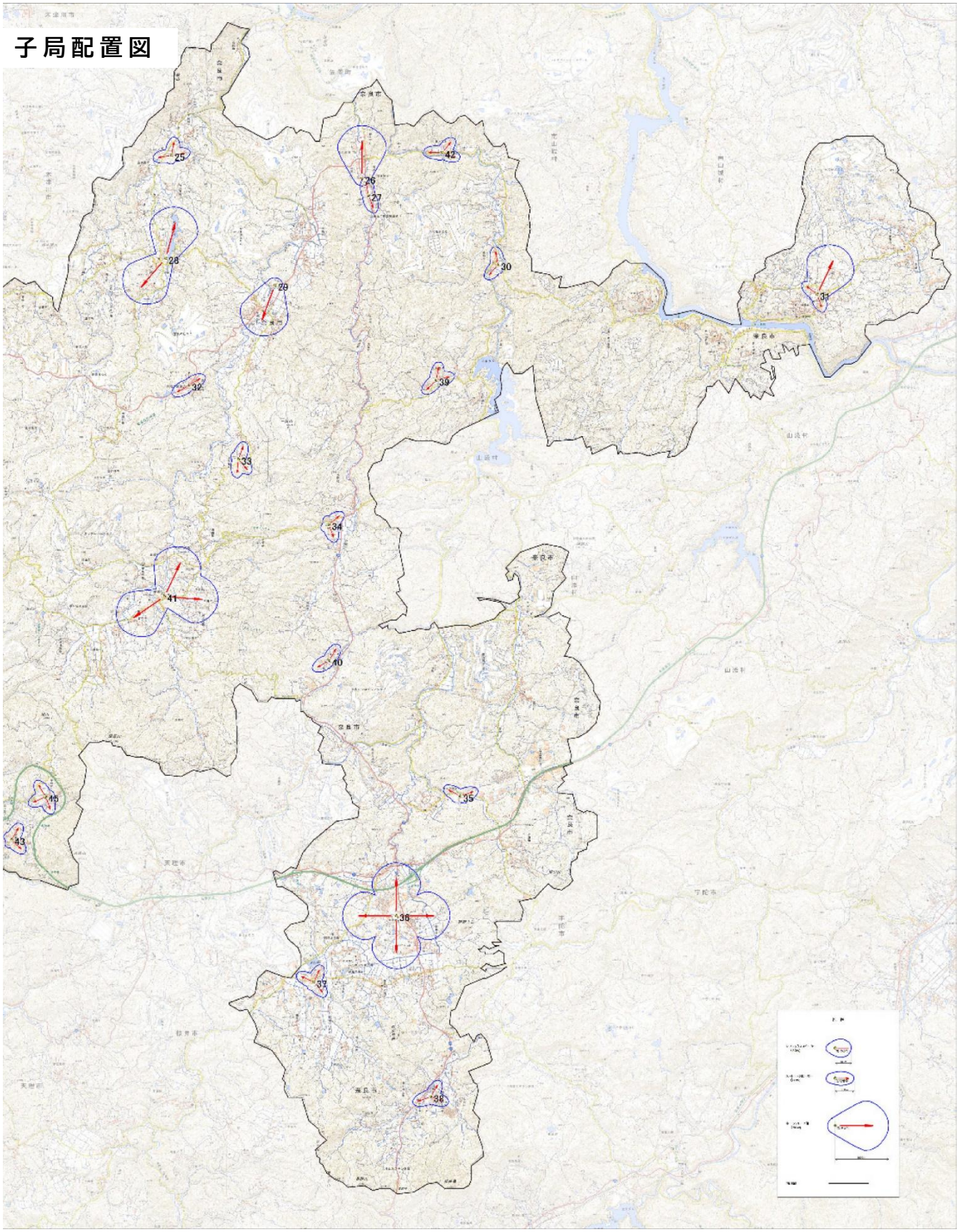


番号	子局名	番号	子局名	番号	子局名
1	奈良市役所	21	東市小学校	41	田原小中学校
2	ならやま中学校	22	都南中学校	42	柳生公民館興ヶ原分館
3	平城西中学校	23	南部公民館精華分館	43	米谷町集会所
4	朱雀小学校	24	中部公民館	44	興隆寺町公民館
5	二名小学校	25	興東公民館狭川分館	45	中畑町公民館
6	平城西小学校	26	（旧）柳生中学校	46	ならファミリー
7	佐保台小学校	27	柳生公民館	47	帝塚山学園
8	鼓阪北小学校	28	興東小学校		
9	鳥見小学校	29	興東館柳生中学校		
10	伏見中学校	30	柳生公民館邑地分館		
11	若草中学校	31	月ヶ瀬小中学校		
12	三碓小学校	32	（旧）大柳生幼稚園		
13	富雄中学校	33	興東公民館大平尾分館		
14	富雄南小学校	34	（旧）水間小学校		
15	京西中学校	35	（旧）六郷小学校		
16	消防局第２庁舎	36	都祁中学校		
17	春日中学校	37	（旧）豊原小学校		
18	飛鳥中学校	38	（旧）吐山小学校		
19	東人権文化センター	39	柳生地域ふれあい会館		
20	辰市小学校	40	田原公民館柏ノ川分館		

令和３年度設置分

番号	子局名	番号	子局名
1	登美ヶ丘小学校	21	平城公民館敬道分館
2	西登美ヶ丘１丁目街区公園	22	藤ノ木台第２号街区公園
3	朝日町２丁目１号街区公園	23	佐保台第３号街区公園
4	富雄北小学校	24	青山七丁目街区公園
5	あやめ池小学校	25	押熊町街区公園
6	伏見小学校		
7	都跡小学校		
8	富雄第三小中学校		
9	西部生涯ｽﾎﾟｰﾂｾﾝﾀｰ（ﾃﾆｽｺｰﾄ）		
10	七条ｺﾐｭﾆﾃｨｽﾎﾟｰﾂ会館		
11	一条高等学校及び附属中学校		
12	大宮小学校		
13	佐保小学校		
14	飛鳥小学校		
15	明治小学校		
16	鶴舞小学校		
17	平城中学校		
18	奈良県立大学附属高等学校		
19	帝塚山五丁目街区公園		
20	済美南小学校		

子局配置図



資料 61　災害時優先電話一覧表

令和７年３月時点

部等	課・施設等	電話番号	備　　考
危機管理監	危機管理課	３４－４７１４	
	災害対策本部増設用	３４－４７０４ ３４－４７１５ ３４－４７１６ ３４－４７１８	正庁
総合政策部	秘書広報課	３４－４７０５	
	人事課	３４－４７０６	
総務部	資産管理課（庁舎管理室）	３４－４７０７	
市民部	東部出張所	９３－００６１	ＦＡＸ兼用
	月ヶ瀬行政センター	０７４３－９２－０１３４ ０７４３－９２－０１３５	
		０７４３－９２－０３２０	ＦＡＸ
	都祁行政センター	０７４３－８２－０２０３ ０７４３－８２－０２０５	
	地域づくり推進課	３４－４８６９	
	ボランティアセンター	２６－２２７０	
	中人権・コミュニティセンター	２７－３０１９	
	東人権文化センター	６１－２１４８	ＦＡＸ兼用
福祉部	総合福祉センター	７１－０７７０ ７１－０７７２	
	東福祉センター	２４－３１５２	
	西福祉センター	４１－３１５１	
	北福祉センター	７１－３５０１	
	南福祉センター	６２－３７３０	
	都祁福祉センター	０７４３－８２－２６２４	
	月ヶ瀬福祉センター	０７４３－９２－０２０４	
子ども未来部	保育総務課	３３－５７０９	
健康医療部	市立奈良病院	２４－１２５６ ２４－１２５７	
	田原診療所	８１－００２７	
	柳生診療所	９４－０２１０	
	月ヶ瀬診療所	０７４３－９２－００３０	
観光経済部	農政課	３４－４７４０	
都市整備部	建築指導課	３２－５０５７	ＦＡＸ兼用
	ＪＲ奈良駅周辺整備事務所	３５－４７２５	
	住宅課	３４－８２３６	
建設部	道路維持課	３３－１４１６	ＦＡＸ兼用
	土木管理センター	３３－３０１５	
	河川耕地課	３５－３６０２	ＦＡＸ
消防局	指令課	３５－２４９７ ３５－２４９８ ３３－８４２３（ＦＡＸ）	救急課と共用
	予防課	３５－１１９２	
	消防課	３５－１１９３	
	消防局第２庁舎	３５－１１０６	事務所

部等	課・施設等	電話番号	備　　考
消防署	中央消防署	２２－７０５２	
	中央消防署南部分署	６１－７０２５	
	南消防署	３５－１１４９	
	南消防署西大寺分署	３３－４６０５	
	西消防署	４５－７６２２	
	西消防署富雄分署	４７－７１１９	
	北消防署	７１－９１１９	
	東消防署	０７４３－８２－０５１３ ０７４３－８２－０５１４	
	東消防署東部分署	９３－０１１９	
	東消防署月ヶ瀬分署	０７４３－９２－０９４５	
企業局	代表	３４－５２００ ３４－５２３３	
	経営企画課	３４－９２０４	ＦＡＸ兼用
	企業総務課	３４－９２０５	
	水道計画課	３４－９２０８	
	緑ヶ丘浄水場	２２－２４２９ ２２－７０８０	ＦＡＸ兼用
	須川ダム	９５－０２００	
	大渕配水池	４５－０４３１	
	平城浄化センター	７１－５０４４	
	都祁浄水場	０７４３－８４－０００７	
教育部	教職員課	３４－４７６２	
	埋蔵文化財調査センター	３３－１８２１	
小学校	田原小学校	８１－００２１	
	柳生小学校	９４－０２２３	
	興東小学校	９５－０２０２	
	月ヶ瀬小学校	０７４３－９２－００１４	
	（旧）並松小学校	０７４３－８２－０３１８	
	都祁小学校	０７４３－８２－００５３	
	（旧）吐山小学校	０７４３－８２－００５２	
中学校	田原中学校	８１－０２２２	
	（旧）柳生中学校	９４－０２２２	
	興東館柳生中学校	９３－００５０	
	平城中学校	４５－９４０５	
	月ヶ瀬中学校	０７４３－９２－００２０	
	都祁中学校	０７４３－８２－０８１２	ＦＡＸ兼用
	（旧）興東中学校	９３－０４０７	
公民館等	興東公民館	９３－０４００	
	興東公民館狭川分館	９５－０００４	
	月ヶ瀬公民館	０７４３－９２－０３４６	
	都祁公民館	０７４３－８２－１３６２	
	田原公民館	８１－０００１ ８１－０８８８	
各種委員会	選挙管理委員会事務局	３４－４７７１	

資料 62　関係機関の電話番号一覧表

令和７年 10 月現在

名　　称		一般加入電話	県防災行政無線（衛星系）
奈良県庁　防災統括室		２２－１１０１㈹	＊＊－１１１－９０１１
奈良土木事務所		２３－８０１１㈹	＊＊－１２１－９４１１
奈良県警察本部		２３－０１１０㈹	
奈良警察署		２０－０１１０㈹	
奈良西警察署		４９－０１１０㈹	
天理警察署		０７４３－６２－０１１０㈹	
奈良国道事務所		３３－１３９１㈹	
近畿農政局		３２－１８７０㈹	
奈良運輸支局		０７４３－５９－２１５１	
奈良地方気象台		２２－２５５６	＊＊－５７０－９２（有線系のみ）
関西電力送配電㈱奈良本部		０８００－７７７－３０８１	
ＮＴＴ西日本㈱奈良支店		３６－８５００	
大阪ガスネットワーク㈱		平日 ０７２－９６６－５３１４	
		休日夜間 ・地震、津波発生時 ０７２―９６６－５３２７ ・上記以外の災害発生時 ０７２－６７１－４２９１	
ＮＨＫ奈良放送局		３０－０３００㈹	＊＊－５７２－９１（有線系のみ）
奈良テレビ放送㈱		２４－２９００㈹	＊＊－５７３－９１（有線系のみ）
日本赤十字社奈良県支部		６１－５６６６㈹	＊＊－５７４－９１（有線系のみ）
奈良市　危機管理課		３４－１１１１㈹	＊＊－２０１－７－２２６０
		３４－４９３０	
奈良市消防局	指令課	３５－０１１９	＊＊－５４０－７－５３０
	消防課	３５－１１９３	＊＊－５４０－７－２３０

＊＊：衛星回線接続番号　奈良市からかける場合「１３」奈良市消防局からかける場合「８２」

＊＊：有線回線接続番号　奈良市からかける場合「１２」奈良市消防局からかける場合「８１」

資料 63　奈良市の警報・注意報発表基準一覧表

（奈良市西部）　　令和７年５月 29 日現在

奈良市西部	府県予報区	奈良県	
	一次細分区域	北部	
	市町村等をまとめた地域	北西部	
特別警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
	高潮		
	波浪		
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	
警報	大雨（浸水害）	表面雨量指数基準	16
	大雨（土砂災害）	土壌雨量指数基準	115
	洪水	流域雨量指数基準	富雄川流域＝9.6，佐保川流域＝6.9，菩提仙川流域＝7.7，地蔵院川流域＝5.5，秋篠川流域＝7.8，岩井川流域＝8.5，能登川流域＝5.4，菩提川流域＝4.8
		複合基準＊1	－
		指定河川洪水予報による基準	－
	暴風	平均風速	20m/s
	暴風雪	平均風速	20m/s　雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地　12 時間降雪の深さ 10cm 以上
			山地　12 時間降雪の深さ 20cm 以上
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	9
		土壌雨量指数基準	86
	洪水	流域雨量指数基準	富雄川流域＝7.6，佐保川流域＝5.5，菩提仙川流域＝6.1，地蔵院川流域＝4.4，秋篠川流域＝6.2，岩井川流域＝6.8，能登川流域＝4.3，菩提川流域＝3.9
		複合基準	富雄川流域＝(7,6.2)，佐保川流域＝(7,4.4)，菩提仙川流域＝(5,6.1)，地蔵院川流域＝(5,4.4)，秋篠川流域＝(5,5.5)，岩井川流域＝(5,6.8)，能登川流域＝(5,4.3)，菩提川流域＝(5,3.8)
		指定河川洪水予報による基準	－
	強風	平均風速	12m/s
	風雪	平均風速	12m/s　雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地　12 時間降雪の深さ 5cm
			山地　12 時間降雪の深さ 10cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪		
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度 40％で実効湿度 65％	
	なだれ	積雪の深さが 50cm 以上あり最高気温 10℃以上又はかなりの降雨＊2	
	低温	最低気温-5℃以下＊3	
	霜	晩霜期　最低気温１℃以下	
	着氷		
	着雪	24 時間降雪の深さ：平地　20cm 以上 気温：-2℃～2℃	
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量	100mm

＊1 （表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。
＊2 気温は奈良地方気象台の値。
＊3 気温は奈良地方気象台の値。

（奈良市東部）　　令和７年５月 29 日現在

奈良市東部	府県予報区	奈良県	
	一次細分区域	北部	
	市町村等をまとめた地域	北西部	
特別警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
	高潮		
	波浪		
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	
警報	大雨（浸水害）	表面雨量指数基準	17
	大雨（土砂災害）	土壌雨量指数基準	109
	洪水	流域雨量指数基準	佐保川流域＝4.2
		複合基準＊1	－
		指定河川洪水予報による基準	木津川上流［岩倉］
	暴風	平均風速	20m/s
	暴風雪	平均風速	20m/s　雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 20cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	10
		土壌雨量指数基準	81
	洪水	流域雨量指数基準	佐保川流域＝3.3
		複合基準	－
		指定河川洪水予報による基準	－
	強風	平均風速	12m/s
	風雪	平均風速	12m/s　雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 10cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪		
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度 40％で実効湿度 65％	
	なだれ	積雪の深さが 50cm 以上あり最高気温 10℃以上又はかなりの降雨＊2	
	低温	最低気温-5℃以下＊3	
	霜	晩霜期　最低気温１℃以下	
	着氷		
	着雪	24 時間降雪の深さ：平地　20cm 以上 気温：-2℃～2℃	
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量	100mm

＊1 （表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。
＊2 気温は奈良地方気象台の値。
＊3 気温は奈良地方気象台の値。

大雨及び洪水警報・注意報基準表の見方

(1) 大雨警報については、表面雨量指数基準値に到達することが予想される場合は「大雨警報(浸水害)」、土壌雨量指数基準値に到達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害)」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害)」として発表するため、大雨警報の欄中、(浸水害）は「大雨警報（浸水害)」、(土砂災害）は「大雨警報（土砂災害)」の基準をそれぞれ示している。

(2) 土壌雨量指数基準値は１km 四方毎に設定している。大雨の欄中、土壌雨量指数基準値には、「奈良市西部」・「奈良市東部」における基準値の最低値を示す。１km 四方毎の基準値については、省略。

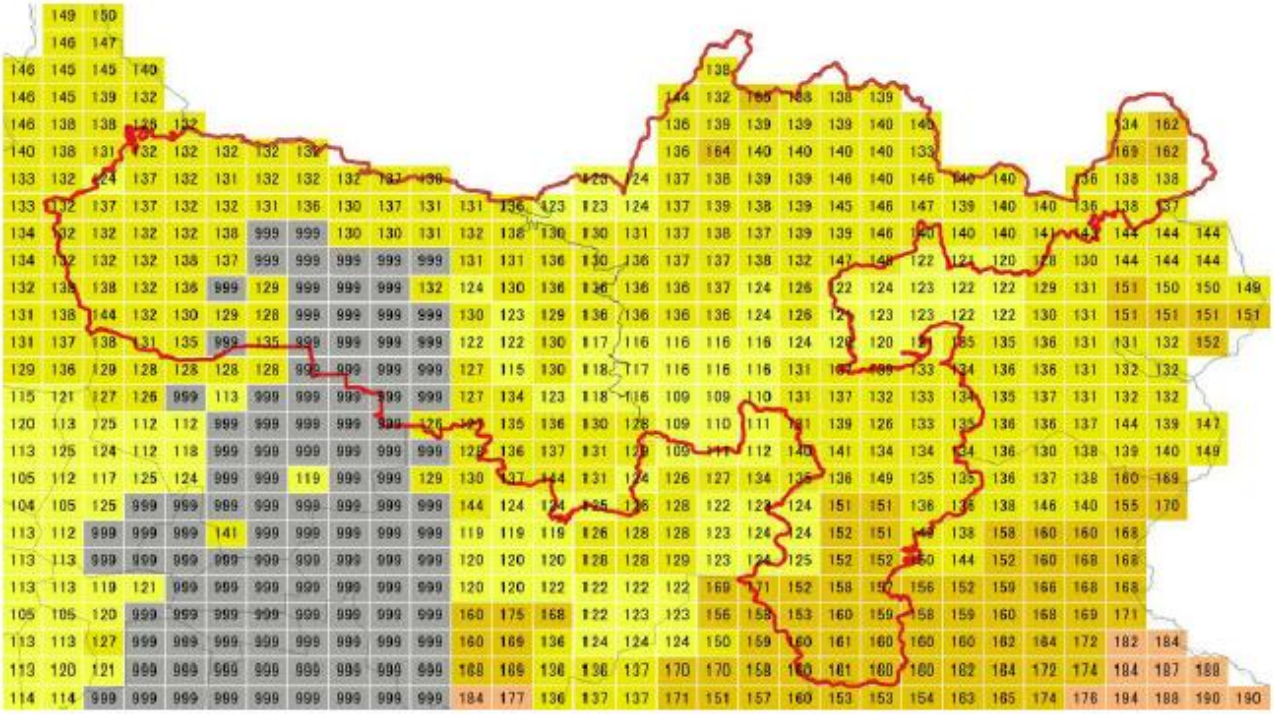
(3) 洪水の欄中、「○○川流域=30」は、「○○川流域の流域雨量指数 30 以上」を意味する。

＜参考＞

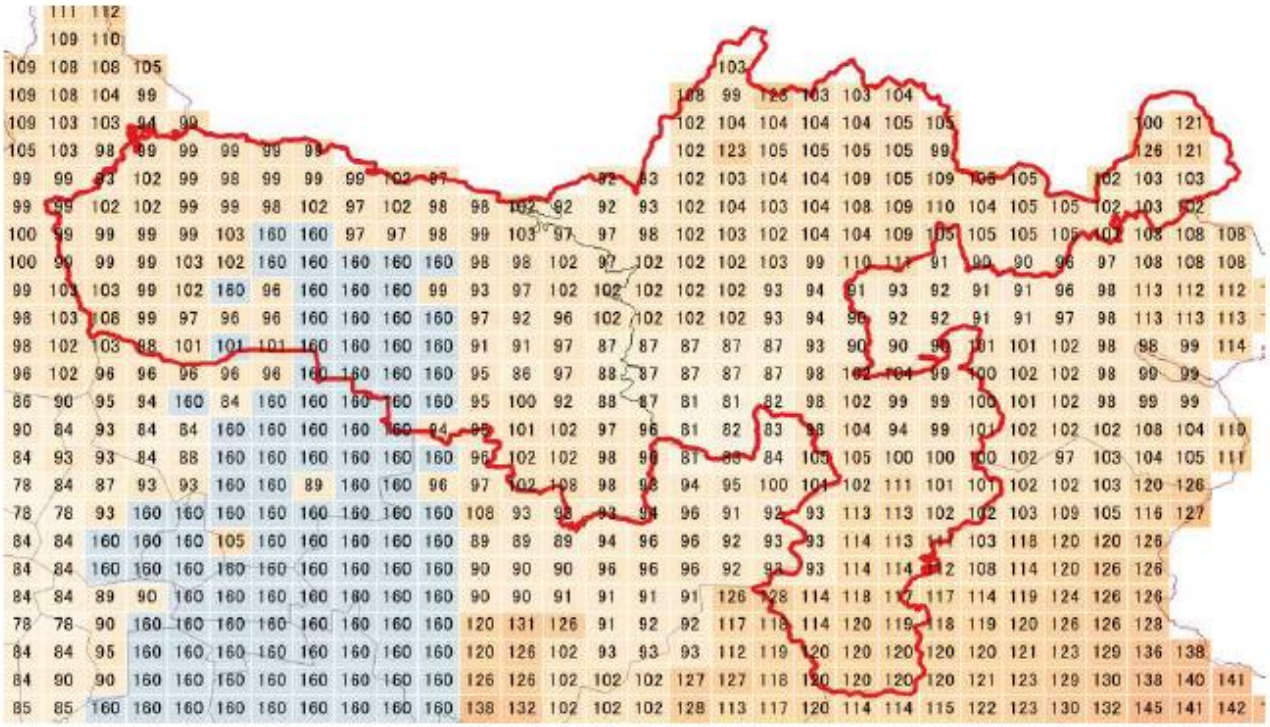
土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、１km 四方の領域ごとに算出する。

流域雨量指数：流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通って時間をかけて河川に流出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。

表面雨量指数：表面雨量指数は、短時間豪雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。

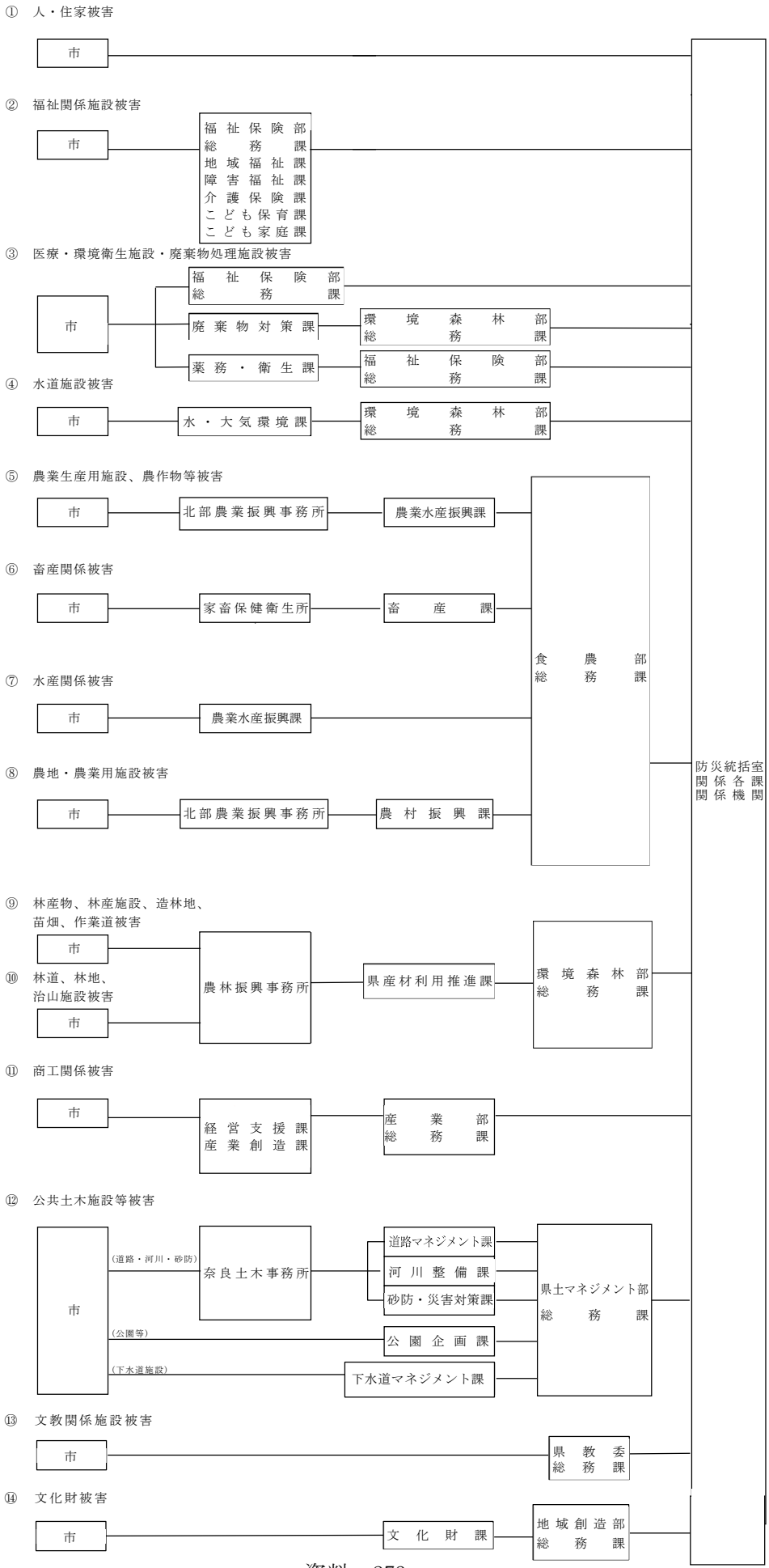


奈良市域における大雨警報（土砂災害）基準（1km 格子毎の土壌雨量指数）
＊「999」の格子は除外格子を示す。



奈良市域における大雨注意報（土砂災害）基準（1km 格子毎の土壌雨量指数）

資料 64　県担当課への被害状況報告系統

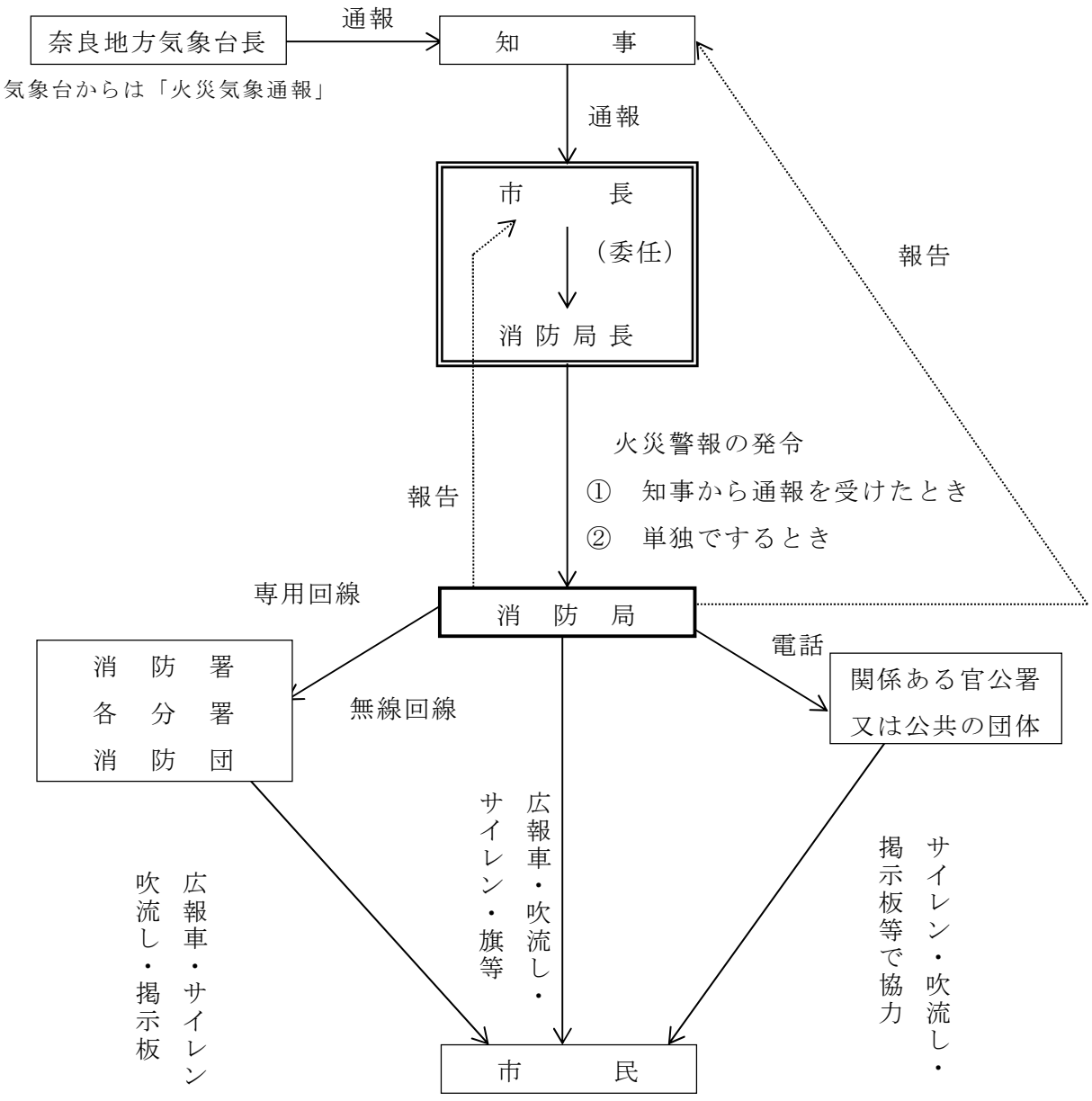


資料 65　出動体制区分表

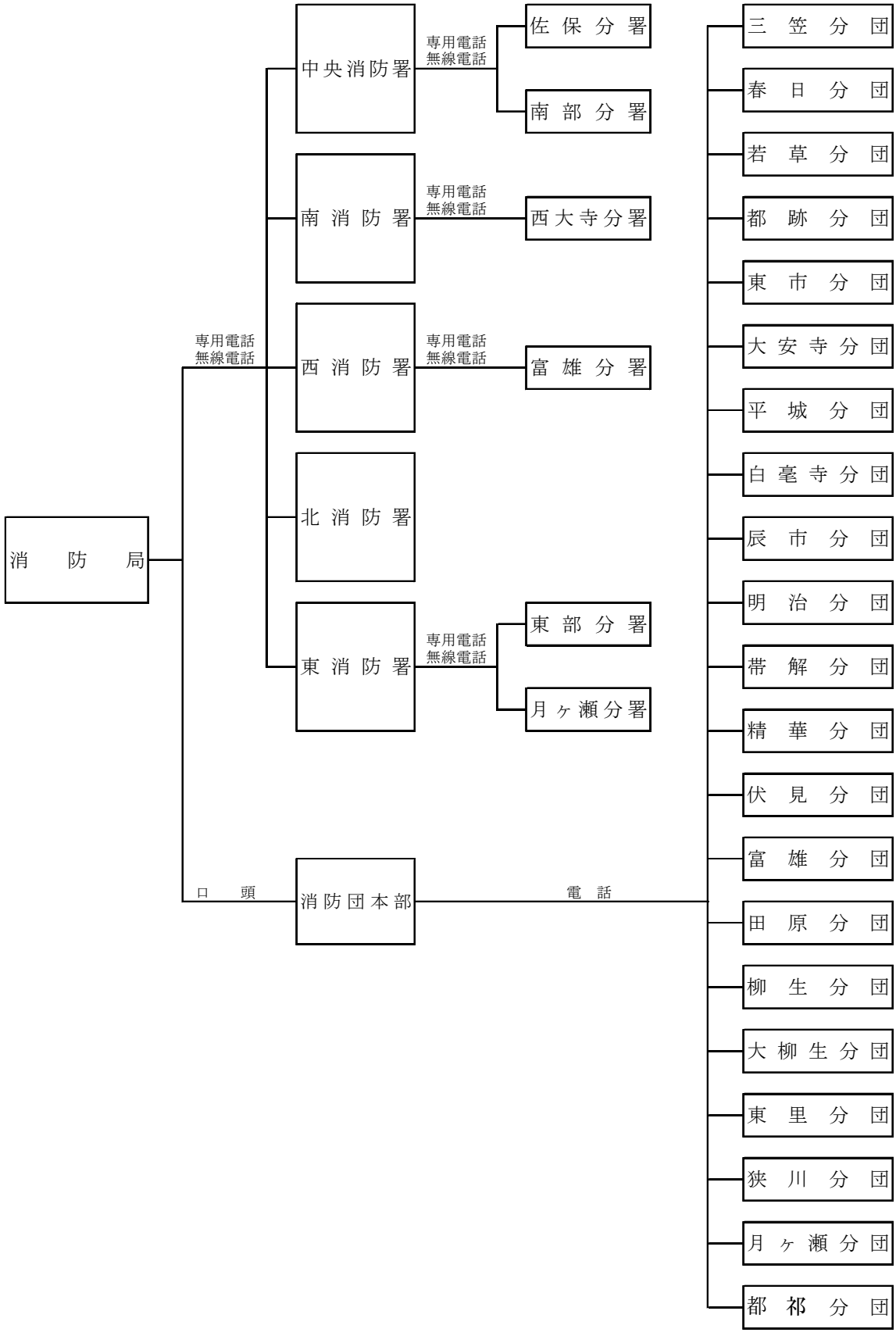
出動区分		内容	出動隊数				
			消防小隊指揮支援隊	高度救助隊 特別救助隊	救助小隊	救急小隊	計
火災出動	第１出動	火災を覚知（火災と認定される情報の受信を含む。）すると同時に出動するもの	2～7 (8)	0～1		0～2	2～9 (10)
	第２出動	1　特別消防対象物における火災に対し出動するもの 2　火災が拡大し、又はそのおそれがあり、第１出動では鎮圧しがたく、現場の最高指揮者からの要請により出動するもの 3　気象状況、地理的条件その他の状況から、火災が拡大し、又はそのおそれがあると認められる場合に出動するもの	4～9	0～1	0～1	0～2	4～11 (12)
	第３出動	第２出動に相当する火災が更に拡大し、又はそのおそれがあり現場の最高指揮者からの要請により出動するもの	8～10	0～1	0～1	0～2	8～13
救助出動	第１出動	救助事故を覚知（救助事故と認定される情報の受信を含む。）すると同時に出動するもの	0～3		1	1	2～5
	第２出動	1　特殊救助事故に対し出動するもの 2　第１出動では救助しがたく現場の最高指揮者からの要請により出動するもの	0～3	1	1	1	3～6
救急出動		救急事故を覚知（救急事故と認定される情報の受信を含む。）すると同時に出場するもの				1	1
特命出動	1　災害現場からの要請によるほか、災害種別、災害場所等により特に指定する隊及び小隊を出動させるもの 2　消防局長又は現場の最高指揮者の特命により出動するもの		必　要　隊　数				
警戒出動	第１出動	1　火災と紛らわしい通報の受信又は怪煙の発見により、調査及び警戒の必要がある場合に出動するもの 2　災害の発生が予測され、特に警戒の必要があると認められる場合に出動するもの 3　異臭・毒劇物漏洩に対し出動するもの	2～3	0～1		0～1	2～4
	第２出動		3	2		2	7
応援出動	消防相互応援協定に基づく要請又は消防局長の指示により出動するもの		必　要　隊　数				

備考　自署管内の出動は、中央消防署にあっては「救助小隊」を「高度救助隊」と、西消防署にあっては「救助小隊」を「特別救助隊」と読み替える。

資料 66　火災警報発令系統図



資料 67　警報の関係機関伝達系図



資料 68　消防団方面隊別管轄分団表

令和７年８月１日現在

区　　分	分　　団　　別	団　員　数
中部方面隊	三　笠　分　団	18
	春　日　分　団	20
	若　草　分　団	27
	白　毫　寺　分　団	11
	大　安　寺　分　団	20
南部方面隊	東　市　分　団	30
	辰　市　分　団	27
	明　治　分　団	30
	帯　解　分　団	30
	精　華　分　団	33
西部方面隊	都　跡　分　団	30
	平　城　分　団	30
	伏　見　分　団	30
	富　雄　分　団	63
東部方面隊	田　原　分　団	90
	柳　生　分　団	61
	大　柳　生　分　団	60
	東　里　分　団	33
	狭　川　分　団	30
	月　ヶ　瀬　分　団	67
	都　祁　分　団	124

備考　１．本団員は、地域にかかわらず出動するものとする。

２．警戒時における各所轄分団の警戒分担もこの表によるものとする。

資料 69　市有車両及びリース車両一覧表

（1） 市有車両

（令和８年２月現在）

種別／所属名	原付自	軽乗用車	小型乗用車	普通乗用車	軽貨物車	小型貨物車	普通貨物車	普通乗合車	パッカー車	緊急車	救急車	患者輸送車	身体障害者輸送車	清掃車	道路作業車	クレーン車	搭載型トラッククレーン車	バキューム車	移動図書館車	ブルドーザー	ショベルローダー	ホイルローダー	タンク車	フォークリフト	油圧ショベル	ダンプ	自走式搬入物展開検査装置	合計
保健所・教育総合センター管理室				2																								2
文化振興課					1																							1
南人権文化センター						1																						1
月ヶ瀬行政センター　地域振興課						1																						1
都祁行政センター　総務住民課			1																									1
東部出張所	2																											2
障がい福祉課								2					1															3
都祁保健センター		1																										1
保健予防課			1									1																2
衛生浄化センター														1												1		2
収集課									29																	7		36
まち美化推進課					1	2			17							3										6		29
環境清美工場							1		6											1	3			1		8	1	21
土地改良清美事務所	2																	1			1				3	2		9
奈良阪処分地管理事務所																					1				2	2		5
奈良町にぎわい課	1																											1

種別／所属名	原付自	軽乗用車	小型乗用車	普通乗用車	軽貨物車	小型貨物車	普通貨物車	普通乗合車	パッカー車	緊急車	救急車	患者輸送車	身体障害者輸送車	清掃車	道路作業車	クレーン車	搭載型トラッククレーン車	バキューム車	移動図書館車	ブルドーザー	ショベルローダー	ホイルローダー	タンク車	フォークリフト	油圧ショベル	ダンプ	自走式搬入物展開検査装置	合計
産業政策課						1																					1
駅周辺整備事務所					1																						1
土木管理課	1																										1
土木管理センター									2						1			1							1	5		10
企業局経営企画課				1																							1
企業局企業総務課				2	1																						3
企業局お客様センター準備課					2																						2
企業局水道計画課		1			6	1																2	1				11
企業局給排水課					2	1																					3
企業局水道工務課		1			6																						7
企業局下水道事業課			1		5					1																	7
企業局送配水管理センター			1		10	1				3							1				1	1	1		2		21
消防局	16	2		2		1		1		157	16																195
埋蔵文化財調査センター	2																										2
学校教育課	1																										1
保健給食課					1		2																				3
中央図書館																		2									2
合　計	25	5	4	7	36	9	3	3	54	161	16	1	1	1	1	3	1	2	2	1	5	1	3	3	6	33	1	388

（２） リース車両

（令和８年２月現在）

種別／所属名	軽乗用車	小型乗用車	普通乗用車	軽貨物車	小型貨物車	普通貨物車	普通乗合車	緊急車	車いす移動車	フォークリフト	油圧ショベル	ダンプ	合計
危機管理課	1			1									2
秘書広報課			2										2
保健所・教育総合センター管理室	19			6	2								27
資産管理課	69	4	4	18	12								107
市民課（市民サービスセンター）	1												1
斎苑管理課				1									1
地域づくり推進課				2									2
北人権文化センター				1									1
東人権文化センター		1											1
西部出張所　総務課	1			2									3
月ヶ瀬行政センター　総務住民課		1		2									3
月ヶ瀬行政センター　地域振興課	1		1		1								3
都祁行政センター　総務住民課	1	1		2									4
都祁行政センター　地域振興課				1			4						5
東部出張所	3			3									6
北部出張所				1									1
障がい福祉課									1				1
長寿福祉課							1						1
幼保こども園課	7						1						8

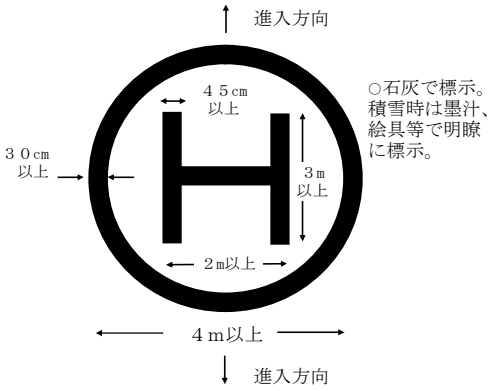
種別／所属名	軽乗用車	小型乗用車	普通乗用車	軽貨物車	小型貨物車	普通貨物車	普通乗合車	緊急車	車いす移動車	フォークリフト	油圧ショベル	ダンプ	合計
子ども安心課（子どもセンター）	10	4	1										15
都祁保健センター	2												2
廃棄物対策課	4		1	2									7
衛生浄化センター				1						1			2
収集課				1								10	11
まち美化推進課				2									2
環境清美工場	1				1						2		4
土地改良清美事務所	2			1	1								4
奈良阪処分地管理事務所	1												1
環境政策課				1		1							2
奈良町にぎわい課	1												1
駅周辺整備事務所	2			2	1								5
公園緑地課				1									1
土木管理課	2							1					3
道路維持課				1				2					3
土木管理センター				1								5	6
河川耕地課				1									1
教育総務課			1				4						5
埋蔵文化財調査センター				6									6
中央図書館			1	3									4
西部図書館				2									2

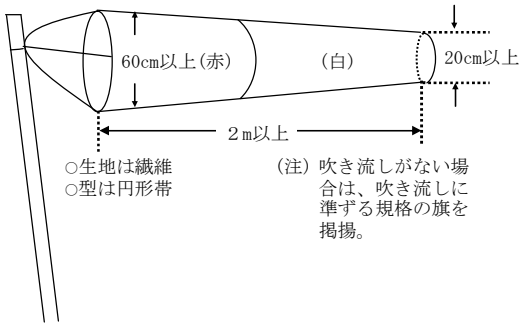
種別／所属名	軽乗用車	小型乗用車	普通乗用車	軽貨物車	小型貨物車	普通貨物車	普通乗合車	緊急車	車いす移動車	フォークリフト	油圧ショベル	ダンプ	合計
北部図書館				2									2
一条高等学校					1								1
議会総務課			1										1
合　　計	128	11	12	67	19	1	10	3	1	1	2	15	270

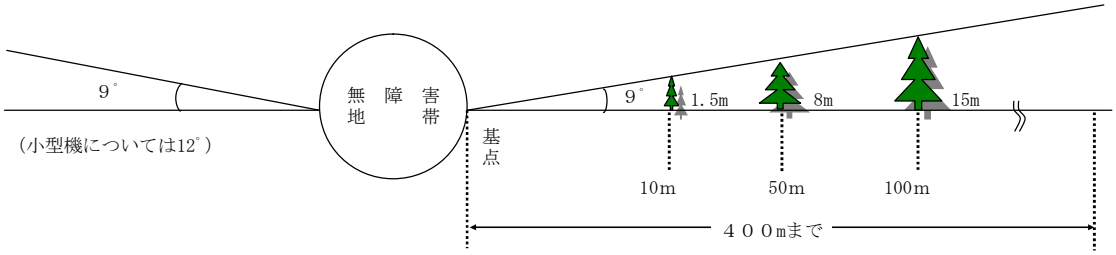
資料 70　緊急輸送拠点施設一覧表

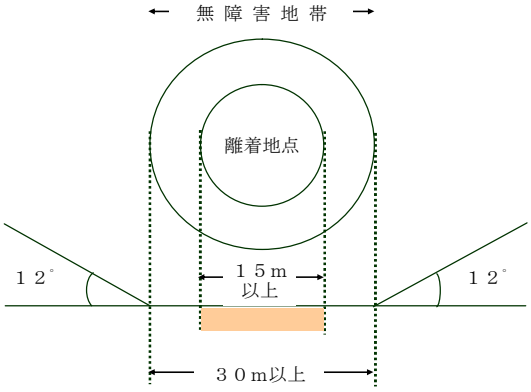
施設名	所在地	面　積	備　考
中央体育館 中央第二体育館	奈良市法蓮佐保山四丁目 1 番 3 号 〃　　6 番 1 号	アリーナ　3,665 ㎡ アリーナ　1,033 ㎡	（第３章）
鴻ノ池運動公園中央駐車場	奈良市法蓮佐保山四丁目 4 番	約 12,500 ㎡	（第４章）
南部生涯スポーツセンター体育館	奈良市杏町 467 番地の 1	アリーナ　768 ㎡	（候補施設）
西部生涯スポーツセンター体育館	奈良市中町 4860 番地	アリーナ　1,094 ㎡ 軽運動室　466 ㎡	（同上）
県立国際中学校・高等学校体育館	奈良市二名町 1944 番地の 12	1,130 ㎡	（同上）
近畿大学農学部講堂	奈良市中町 3327 番地の 204	497 ㎡	（同上）

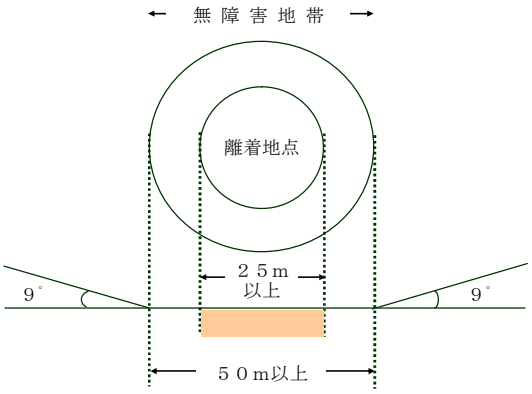
資料 71　ヘリコプター離着陸地点等の基準

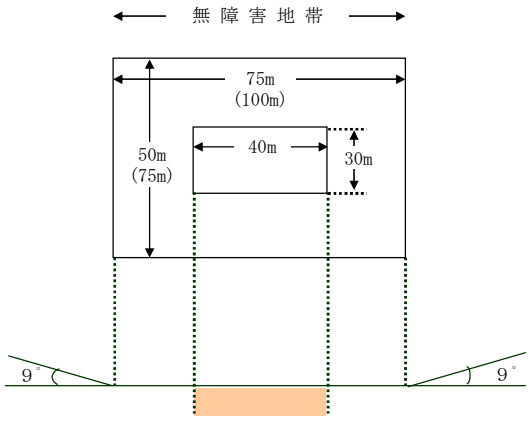


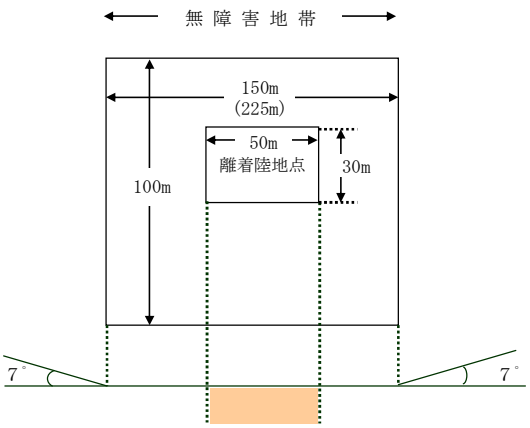












資料 72　市内のヘリコプター臨時発着場

（１）　防災ヘリコプター等飛行場外離着陸場

（令和６年 11 月現在）

名称	所在	座標	着地帯 長さ(m) ×幅(m)
平城宮跡	奈良市佐紀町	34°41’28” 135°47’26”	20×20
鴻ノ池陸上競技場補助競技場	奈良市法蓮佐保山四丁目５番１号	34°41’58” 135°49’48”	20×20
航空自衛隊幹部候補生学校	奈良市法華寺町１５７８番地	34°42’02” 135°48’20”	20×20
県営競輪場（駐車場）	奈良市秋篠町９８番地	34°42’17” 135°46’48”	20×20
布目ダム	奈良市丹生町１９７０番地	34°42’03” 135°58’51”	20×20
都祁中学校	奈良市針町２５５４番地	34°36’21” 135°57’13”	40×40
月ヶ瀬健民運動場	奈良市月ヶ瀬尾山２７７８番地の１	34°42’38” 136°02’36”	40×40
都祁生涯スポーツセンター	奈良市都祁馬場町８４６番地の５	34°37’43” 135°57’12”	40×40

（２）　自衛隊災害活動用緊急飛行場外離着陸場

（令和６年 11 月現在）

名称	所在	座標	着地帯 長さ(m) ×幅(m)
春日野園地	奈良市春日野町	34°41’08” 135°50’33”	180×80
平城宮跡	奈良市佐紀町	34°41’28” 135°47’26”	120×70
鴻ノ池陸上競技場補助競技場	奈良市法蓮佐保山四丁目５番１号	34°41’58” 135°49’48”	150×100
鴻ノ池球場	奈良市法蓮佐保山四丁目３番１号	34°41’54” 135°49’34”	160×100
航空自衛隊幹部候補生学校	奈良市法華寺町１５７８番地	34°42’02” 135°48’27	80×120

名称	所在	座標	着地帯 長さ(m) ×幅(m)
		34°42’01” 135°48’19	140×65
県営競輪場（駐車場）	奈良市秋篠町９８番地	34°42’18” 135°46’48	150×50
布目ダム	奈良市丹生町１９７０番地	34°42’02” 135°58’51	70×70
都祁中学校	奈良市針町２５５４番地	34°36’21” 135°57’15	120×60
月ヶ瀬健民運動場	奈良市月ヶ瀬尾山２７７８番地の１	34°42’40” 136°02’35	120×90
山辺高等学校	奈良市都祁友田町９３７番地	34°35’49” 135°56’20	100×70

資料 73　被災宅地危険度判定のシステム

1　用語の定義

(1) 宅地

「宅地造成等規制法第２条第１号」に規定する宅地のうち、住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長（土木復旧部長）が危険度判定の必要を認める建築物等の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地をいう。

(2) 危険度判定

被災宅地危険度判定士（以下、「宅地判定士」という。）の現場踏査により、宅地の被災状況を調査し、変状項目ごとの配点から危険度を分類することをいう。

(3) 被災宅地危険度判定士（宅地判定士）

危険度判定の実施に協力しようとする者で、被災宅地危険度判定連絡協議会が定める「被災宅地危険度判定実施要綱第６条第２項第１号から第４号」のいずれかに該当する者で、被災宅地危険度判定士養成講習会を受講し登録された者をいう。

(4) 危険度判定実施本部

被災宅地の危険度判定を実施するため、本市の災害対策本部に設置された組織をいい、土木復旧部長を実施本部長とする。

(5) 危険度判定支援本部

本市が被災した場合、本市の行う危険度判定活動を支援するため、奈良県災害対策本部に設置された組織をいう。

2　危険度判定のシステム

(1) 判定の実施及び判定士の派遣要請

市長（本部長）は、地震発生後建築物の被害程度の概略把握を行い、被災宅地危険度判定の必要性について検討し、必要があると認めた場合は危険度判定実施の決定を行うとともに、市災害対策本部に土木復旧部長を実施本部長とする被災宅地危険度判定実施本部を設置する。

実施本部は、市職員の中で判定士を招集するとともに災害の規模に応じて、県に設置される被災宅地危険度判定支援本部への判定士の派遣要請を行う。

(2) 調査

1)　目的及び体制

調査は、被害を受けた区域全体を対象に被害状況の概略を把握するとともに、二次災害につながる可能性のある被害を発見するために行うもので、目視できる範囲の箇所を速やかに調査する。

なお、調査班の編成は、宅地判定士を含む２～３名程度を標準とする。

2)　調査の内容

調査の内容は、擁壁・のり面等の基礎的条件及び被災状況の調査とする。ただし、基礎的条件については、危険度判定に直接関連しないため、できる範囲で実施する。

3)　調査の準備

調査を実施するにあたっては、以下のものを準備する。

ア　資料

イ　機器・用具

4)　調査の実施

擁壁・のり面等の被災状況調査を行い、被害の範囲及び被害状況を 1/1,000 程度の平面図と調査票に記入する。

(3) 危険度判定

危険度判定は、被害状況調査の結果に基づき、宅地ごとの擁壁、宅地地盤及びのり面等について行う。

(4) 結果の整理、報告

調査及び危険度判定の結果は、現地踏査終了後、速やかに整理を行い、危険度判定実施本部に報告する。

(5) 危険度判定結果の現地表示等

余震又は降雨等により、二次災害から宅地の所有者、管理者及び周辺住民等の生命、身体及び財産を保護するため、危険度判定結果については、現地表示等を通じて周知を図る。

(6) 宅地地盤全体の被害状況調査及び危険度判定

宅地地盤全体に被害が及んでいる場合は、地すべりや側方流動などが考えられるため、被害状況調査を行うとともに、状況に応じて、地すべり、地盤工学等の専門家の支援を得て詳細な調査を行う。

資料 74　警戒レベルに応じた奈良市の防災体制

警戒レベルに応じた奈良市の防災体制

▶内閣府が「避難勧告等に関するガイドライン」を改正

住民が速やかに避難しないケースが相次いだ平成30年7月豪雨を教訓に、気象庁などが出している
防災気象情報を、5段階の「警戒レベル」に区分し発表

5段階の「警戒レベル」

警戒レベルと色の表示	警戒レベル１ ー	警戒レベル２ 黄	警戒レベル３ 赤	警戒レベル４ 紫	警戒レベル５ 黒
気象情報	警報級の可能性	注意報	大雨警報 →		大雨特別警報
避難情報(※)			高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
住民が取るべき行動	災害への心構えを高める	自らの避難行動を確認	危険な場所から高齢者等は避難	危険な場所から全員避難	命の危険 直ちに安全確保

※避難情報＝高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

- ✓ 本市としても、この５段階の「警戒レベル」に対応した災害対策を行う。
- ✓ 「警戒レベル」と土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、洪水キキクル（洪水情報の危険度分布）による「避難所開設」、「避難情報の発令」をルール化する。

↓

- ➢ **注意報、警報だけでは伝わりにくかった危険の度合いを、「色による警戒区分」でわかりやすく。**
- ➢ **基準が不明瞭であったため決定に時間を要していた避難所開設や避難情報の発令を、迅速かつ効率的に。**

警戒レベルに応じた奈良市の防災体制

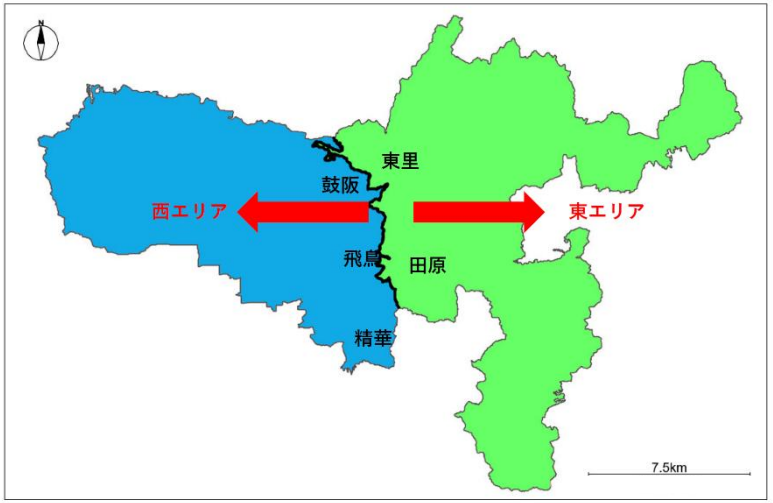
「防災気象情報」と「警戒レベル」に基づく、市の「防災体制」、「避難所開設」について

警戒レベルと色の表示	警戒レベル１ ―	警戒レベル２ 黄	警戒レベル３ 赤	警戒レベル４ 紫	警戒レベル５ 黒
気象情報	警報級の可能性	注意報	大雨警報 →		大雨特別警報
市の防災体制	―	防災体制１ 黄	防災体制２ 桃	防災体制３ 赤	防災体制４ 紫	防災体制５ 黒

避難所配置職員は自宅スタンバイ
（状況に応じて避難所に配置職員を配置）

１次避難所を開設(※)

必要に応じて、２次避難所を順次開設



※「警戒レベル」＋「土砂キキクル」＋「洪水キキクル」により、西エリアのみ、東エリアのみ、両エリアの３パターンで避難所を開設する。

警戒レベルに応じた奈良市の防災体制

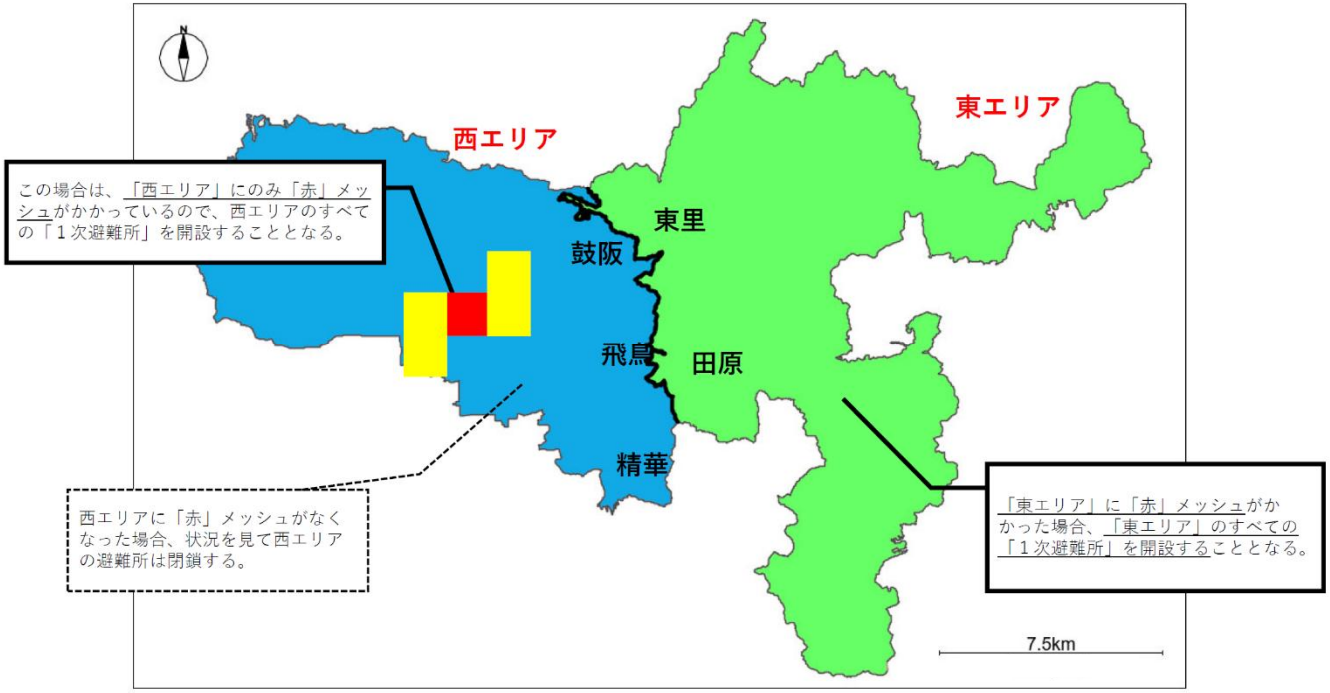
警戒レベル	防災気象情報等（いずれか１つ）	防災体制（基準※）	奈良市の対応（基準※）	地震等
1	**早期注意情報** （警報級の可能性）	－	（心構えを一段高める、連絡体制確認等）	―
2	**大雨・洪水注意報** 水防団待機水位到達	**第１次防災体制** **（災害準備体制）**	・危機管理課による情報収集	
2	**警報に切り替える可能性が高い注意報** **氾濫注意情報** 氾濫注意水位到達	**第２次防災体制** **（災害注意体制）**	・危機管理監又は参事等による情報収集・判断 ・**本部員は自宅スタンバイ** ・状況により、災害警戒本部の設置及び自主避難のための避難所の開設	
3	**大雨・洪水警報** **氾濫警戒情報** 避難判断水位到達	**第３次防災体制** **（災害警戒体制）**	・**高齢者等避難発令**(防災ｽﾋﾟｰｶｰ等での伝達) ・**災害警戒本部の設置** ・**自主避難のための避難所又は１次避難所の開設** ・避難所配置職員**(1次Aペア)は自宅ｽﾀﾝﾊﾞｲ**	**震度４**
4	**土砂災害警戒情報** **氾濫危険情報** 氾濫危険水位到達	**第４次防災体制** **（災害対策体制）**	・**避難指示発令**(ｻｲﾚﾝ音を含む防災ｽﾋﾟｰｶｰ、緊急速報ﾒｰﾙ等による伝達) ・**災害対策本部の設置** ・**１次避難所**などの開設	**震度５弱以上** **(自動設置)**
5	**大雨特別警報** **氾濫発生情報** 堤防天端水位到達、越水	**第５次防災体制** **(全庁的災害対策体制)**	・**緊急安全確保発令**(ｻｲﾚﾝ音を含む防災ｽﾋﾟｰｶｰ、緊急速報ﾒｰﾙ等による伝達) ・**全庁的な災害対策** ・**２次避難所**を含めた避難所の開設	**被害の状況による**

※防災体制・奈良市の対応については災害の状況に応じて柔軟に対応する。

警戒レベルに応じた奈良市の防災体制

避難所開設の基準について　※避難所開設については、災害の状況に応じて柔軟に対応する。

- 大雨警報（土砂災害）が発表され、「土砂キキクル」の「赤色（警戒）」がかかったエリアは、エリア内のすべての１次避難所を開設します。
- 洪水／大雨警報（浸水害）が発表され「洪水キキクル」の「赤色（警戒）」がかかったエリアは、エリア内のすべての１次避難所を開設します。

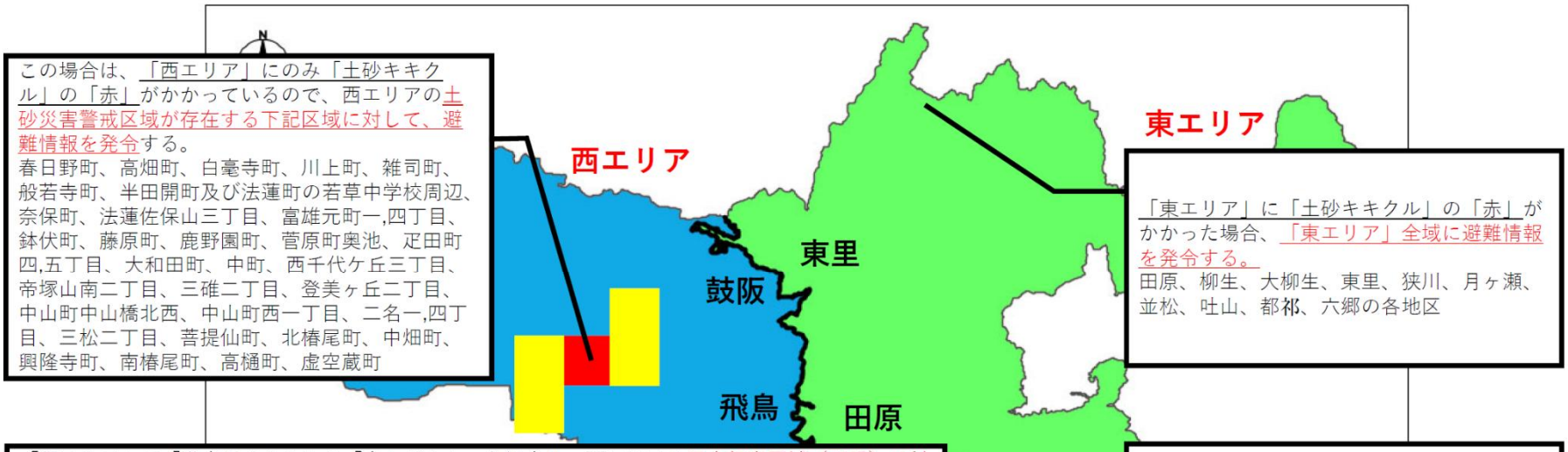


- 「土砂キキクル」の「紫（危険）」以上がかかったエリアは、必要に応じてエリア内の２次避難所の開設が始まります。
- 「洪水キキクル」の「紫（危険）」以上がかかったエリアは、必要に応じてエリア内の２次避難所の開設が始まります。

警戒レベルに応じた奈良市の防災体制

避難情報の発令基準について ※避難情報の発令については、災害の状況に応じて柔軟に対応する。

土砂災害、洪水ともに、避難情報の発令は「実質的な危険区域」（＝土砂災害警戒区域と浸水想定区域）に限定して行う。



この場合は、「西エリア」にのみ「土砂キキクル」の「赤」がかかっているので、西エリアの土砂災害警戒区域が存在する下記区域に対して、避難情報を発令する。
春日野町、高畑町、白毫寺町、川上町、雑司町、般若寺町、半田開町及び法蓮町の若草中学校周辺、奈保町、法蓮佐保山三丁目、富雄元町一,四丁目、鉢伏町、藤原町、鹿野園町、菅原町奥池、疋田町四,五丁目、大和田町、中町、西千代ケ丘三丁目、帝塚山南二丁目、三碓二丁目、登美ヶ丘二丁目、中山町中山橋北西、中山町西一丁目、二名一,四丁目、三松二丁目、菩提仙町、北椿尾町、中畑町、興隆寺町、南椿尾町、高樋町、虚空蔵町

「東エリア」に「土砂キキクル」の「赤」がかかった場合、「東エリア」全域に避難情報を発令する。
田原、柳生、大柳生、東里、狭川、月ヶ瀬、並松、吐山、都祁、六郷の各地区

「西エリア」に「洪水キキクル」の「赤」がかかった場合は、西エリアの浸水想定区域（下記）に対して、避難情報を発令する。

済美南・大安寺西・大安寺・都跡の小学校区
及び
三碓二,四,五,七丁目、今在家町、今小路町、雑司町、手貝町、川久保町、川上町、中御門町、東笹鉾町、東包永町、北御門町、法華寺町、北新町、押小路町、後藤町、西笹鉾町、西新在家町、西包永町、多門町、法蓮町、北魚谷東町、北市町、北川端町、北袋町、京終地方西側町、京終地方東側町、杉ヶ町、西木・町、大森西町、大森町、南京終町、南肘塚町、肘塚町、北京終町、西大寺栄町、西大寺新町一,二丁目、西大寺東町一,二丁目、西大寺本町、今市町、池田町、三条大宮町、三条大路一丁目、三条本町、二条大路南一丁目、杏町、西九条町、西九条町二～五丁目、東九条町、学園朝日元町二丁目、横井一～七丁目、横井町、古市町、鹿野園町、藤原町、東登美ヶ丘三丁目、紀寺町、高畑町、東紀寺町一,三丁目、南紀寺町一～五丁目、白毫寺町、富雄元町二丁目、富雄川西二丁目、石木町、大和田町、中町、西大寺国見町一丁目、中山町西一～四丁目、押熊町、山陵町、秋篠新町、秋篠早月町、秋篠町、中山町、神殿町、南永井町、北永井町、北之庄西町一,二丁目、北之庄町、六条町、菩提仙町、北椿尾町、興隆寺町、南椿尾町、高樋町、虚空蔵町、窪之庄町、田中町、池田町

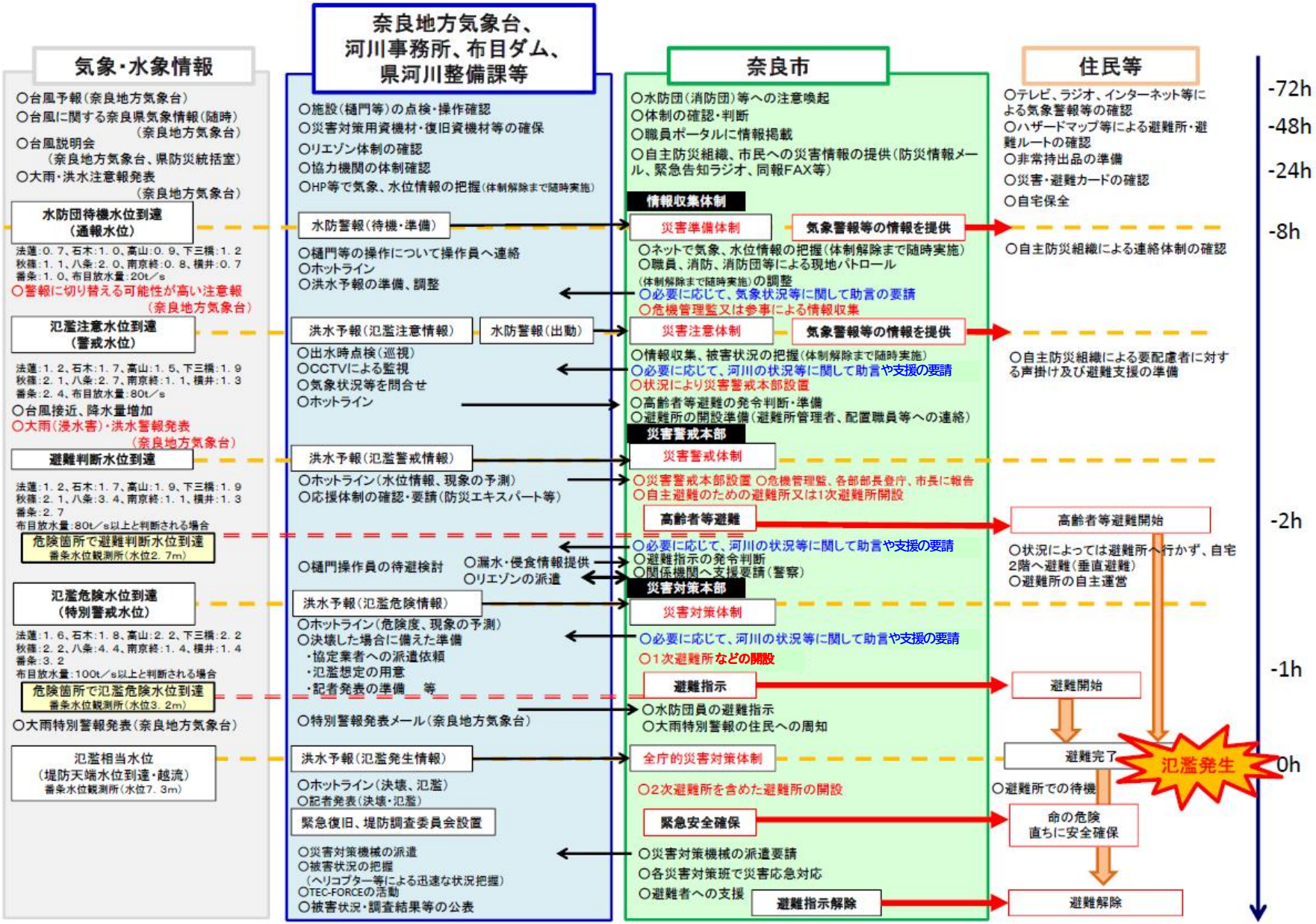
「東エリア」に「洪水キキクル」の「赤」がかかった場合は、東エリアの浸水想定区域（下記）に対して、避難情報を発令する。

茗荷町、横田町、此瀬町、沓掛町、和田町、別所町、水間町、阪原町、柳生下町、柳生町、大保町、興ヶ原町、邑地町、北野山町、丹生町、忍辱山町、大柳生町、大平尾町、南庄町、北村町、広岡町、下狭川町、西狭川町、狭川両町、狭川東町、須川町、都祁馬場町、荻町、小倉町、上深川町、下深川町、都祁吐山町

ただし、
その他の気象情報や、布目ダムの特別緊急放水に伴う避難情報より発令する場合がある。

資料 75

台風の接近に伴う洪水を対象とした、奈良市の避難指示の発令等に着目したタイムライン



資料 76　水害対応チェックリスト（奈良市）

河川水位低い

気象・水象情報	奈良地方気象台、河川事務所、布目ダム、県河川整備課からの情報	市の対応	チェック欄
○　水位観測所の水位が **水防団待機水位（通報水位）** に到達した場合 法蓮:0.7、石木:1.0、高山:0.9、 下三橋:1.2、秋篠:1.1、八条:2.0、 南京終:0.8、横井:0.7、番条:1.0 布目放水量:20t/s ○　大雨・洪水注意報発表	水防警報（待機・準備）	情報収集体制（災害準備体制）	
		台風接近に伴うタイムラインの確認	
		河川水位、雨量、降水短時間予報をネット等で確認	
		市民への災害情報の提供、職員ポータルへの掲載	
		水防警報発表文に記載されている対象河川、区間を担当する水防団に対し「待機、準備」を消防から指示	
		消防等による現地パトロール（ネックポイント、監視箇所及び危険箇所等）の調整	
		市管理又は操作を委託されている樋門・樋管等の操作担当者に、操作に関する注意喚起	
○　水位観測所の水位が **氾濫注意水位（警戒水位）** に到達した場合 法蓮:1.2、石木:1.7、高山:1.5、 下三橋:1.9、秋篠:2.1、八条:2.7、 南京終:1.1、横井:1.3、番条:2.4 布目放水量:80t/s ○　警報に切替える可能性が高い注意報の発表	水位到達情報（氾濫注意情報）	情報収集体制（災害注意体制）	
		・　危機管理監又は参事等による情報収集	
		・　職員、市民へ災害情報の伝達	
		・　被害箇所の把握と整理（道路冠水、床上・床下、土砂災害等）	
		・　状況により、災害警戒本部の設置	
	水防警報（出動）	水防団による巡視結果や水防活動の実施状況を把握し、水防上危険であると認められる箇所があるときは河川事務所に連絡して必要な措置を求める	
	ホットライン	必要に応じ、奈良地方気象台、河川事務所、布目ダム、県河川整備課等へ助言や支援を要請する。（降水量の推移予測、氾濫危険推移に達する見込み等について助言をいただく）	
○　水位観測所の水位が **避難判断水位**に到達した場合 法蓮:1.2、石木:1.7、高山:1.9、 下三橋:1.9、秋篠:2.1、八条:3.4、 南京終:1.1、横井:1.3、番条:2.7 布目放水量:80t/s 以上と判断される場合 ○　大雨警報（浸水害）・洪水警報発表	水位到達情報（氾濫警戒情報）	災害警戒本部（災害警戒体制）	
		危機管理監及び各部長登庁、市長に報告	
		・　水位等の監視体制を強化し河川水位、指定河川洪水予報、雨量、降水短時間予報を確認する。	
		・　消防等による現地パトロール（ネックポイント、監視箇所及び危険箇所等）の強化	
		・　職員、避難所管理者、市民へ災害情報の伝達、被害箇所の把握・整理、ライフライン・交通機関等の状況を把握	
		高齢者等避難を発令（避難指示の発令を判断）	
		・　重要水防箇所や危険箇所の位置、氾濫シミュレーション等を確認し、高齢者等避難の発令対象地域とタイミングを検討する	
		・　避難が必要な状況が夜間・早朝になることが想定される場合は、早めに高齢者等避難の発令の判断を行う	
		・　市民等に対し適時に情報を提供	
	水防警報（状況）	水防団による巡視結果や水防活動の実施状況を把握し、水防上危険であると認められる箇所があるときは河川事務所に連絡して必要な措置を求める	
	ホットライン	関係機関へ過去の洪水との比較等、洪水の切迫性について確認し、必要な助言を求める。特に、事後の見通し等	
		関係機関への支援要請	
○　水位観測所の水位が **氾濫危険水位（特別警戒水位）** に到達した場合 法蓮:1.6、石木:1.8、高山:2.2、 下三橋:2.2、秋篠:2.2、八条:4.4、 南京終:1.4、横井:1.4、番条:3.2 布目放水量:100t/s 以上と判断される場合	水位到達情報（氾濫危険情報）	災害対策本部（災害対策体制）	
		避難指示の発令	
	水防警報（状況）	水防団の活動状況を確認し、必要に応じ都道府県へ自衛隊の派遣を要請する。また、水防団に対し必要に応じ安全な場所に退避を指示する	
	ホットライン	更なる洪水の切迫性について確認し、必要な助言を求める。特に、事後の見通し等	
		関係機関への支援要請、必要に応じ河川事務所等に対しリエゾンの派遣要請	
○　堤防天端に水位が到達するおそれがある場合	水位到達情報（氾濫危険情報）	緊急安全確保の発令の判断を行う	
	水防警報（状況）	水防団の活動状況を確認し、必要に応じ都道府県へ自衛隊の派遣を要請する。また、水防団に対し必要に応じ安全な場所に退避を指示する	
	ホットライン	氾濫シミュレーション結果等の必要な助言を求める	
○　堤防の決壊等による氾濫が発生した場合 ○　大雨特別警報（浸水害）発表 ○　水位観測所の水位が氾濫相当水位（堤防天端水位到達・越流）に到達した場合 番条:7.3	水位到達情報（氾濫発生情報）	災害対策本部（全庁的災害対策体制）	
		堤防の決壊等の状況を確認し住民に対し周知、住民の安否確認の実施	
		水防団からの報告等により堤防の決壊をいち早く覚知した場合には、河川事務所、都道府県、所轄警察署等の関係機関に通知する。また、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める	
		緊急安全確保の発令	
	ホットライン	氾濫シミュレーション結果等の必要な助言を求める。必要に応じ都道府県へ自衛隊の派遣を要請	

資料 77　救急告示病院一覧表

（令和７年 12 月１日現在）

No.	病　　院　　名	住　　所	電 話 番 号
1	市立奈良病院	奈良市東紀寺町一丁目 50-1	24－1251
2	奈良県総合医療センター	奈良市七条西町二丁目 897-5	46－6001
3	済生会奈良病院	奈良市八条四丁目 643	36－1881
4	西奈良中央病院	奈良市鶴舞西町 1-15	43－3333
5	松倉病院	奈良市川之上突抜町 15	26－6941
6	沢井病院	奈良市船橋町 8	23－3086
7	奈良西部病院	奈良市三碓町 2143-1	51－8700
8	高の原中央病院	奈良市右京一丁目 3-3	71－1030
9	おかたに病院	奈良市南京終町一丁目 25-1	63－7700
10	吉田病院	奈良市西大寺赤田町一丁目 7-1	45－4601
11	クリニック石洲会	奈良市四条大路一丁目 5-52	34－6300
12	西の京病院	奈良市六条町 102-1	35－1121
13	独立行政法人国立病院機構 奈良医療センター	奈良市七条二丁目 789	45－4591
14	奈良小南病院	奈良市八条五丁目 437-8	30－6668

資料 78　救護所一覧表

設 置 場 所	所　　在　　地	電 話 番 号
休日夜間応急診療所	奈良市柏木町 519 番地の 28	34-1228
東登美ヶ丘小学校	奈良市東登美ヶ丘四丁目 21 番 33 号	43-3850
富雄第三小中学校	奈良市帝塚山南二丁目 11 番 1 号	43-9568
勤労者総合福祉センター	奈良市佐保台西町 115 番地	71-2444

資料 79　災害時における協定締結業者一覧表

令和８年１月１日現在

	企業・団体名	締結年月日	調達・支援内容
物資（食料品・飲料水・日用品・資機材等）の供給	イズミヤ株式会社学園前店	H 9. 1.21	食料品・日用品・衣料品・寝具類の供給
	敷島製パン株式会社	H 9. 2. 1	パン類の供給
	市民生活協同組合ならコープ	H 9. 2.13	食料品・日用品の供給
	山崎製パン株式会社京都工場	H 9. 3.31	パン類の供給
	白石薬品株式会社	H 9.10. 1	医薬品・衛生材料の供給
	小山株式会社	H10. 3. 5	寝具類の供給
	株式会社近鉄百貨店奈良店	H10. 3.14	日用品・衣料品・寝具類の供給
	株式会社ローソン	H10. 3.24	食料品・日用品・衣料品の供給
	イオンリテール株式会社近畿カンパニー	H19. 2. 1	食料品・生活必需品の供給
	ＮＰＯ法人コメリ災害対策センター	H21. 3.31	飲料水・日用品等の供給
	ダイドードリンコ株式会社	H23. 1.14	飲料水の供給
	奈良県石油商業組合奈良支部	H24. 3.30	燃料等の優先供給及び応急措置資機材の提供
	株式会社カインズ	H26.11.17	飲料水・日用品等の供給
	イオンビッグ株式会社	H27. 7. 9	食料品・生活必需品の供給
	奈良市プロパンガス販売商業協同組合	H27. 7. 9	ＬＰガス及びＬＰガス器具の供給
	５日で 5,000 枚の約束。プロジェクト実行委員会	H29.10. 2	避難所への畳の供給
	特定非営利活動法人ボランタリー・アーキテクツ・ネットワーク	H30.11.27	避難所用簡易間仕切りシステム等の供給
	株式会社ジュンテンドー	R 1. 6. 1	日用品の供給
	太陽工業株式会社	R 2. 5. 1	災害時における天幕等資機材の供給に関する協定
	株式会社アクティオ	R 2. 8.27	機材等の供給
	三協フロンテア株式会社	R 3. 9.29	ユニットハウス（仮設トイレ）等の供給
	トヨタユナイテッド奈良株式会社	R 3.12.21	避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力
	株式会社メルカート	R 4. 6. 9	災害時におけるキッチンカーによる物資の供給

	企業・団体名	締結年月日	調達・支援内容
物資（食料品・飲料水・日用品・資機材等）の供給	株式会社ナガワ	R 4. 6.22	ユニットハウス（仮設トイレ）等の供給
	株式会社ほっかほっか亭総本部	R 4. 7. 7	食料品の供給
	一般社団法人日本福祉用具供給協会	R 6. 6. 5	福祉用具等の供給
	株式会社丸エス	R 7. 5.16	ペット用品の供給
各種情報発信・提供	奈良県タクシー協会奈良市部会	H12. 3. 1	情報提供
	株式会社奈良シティエフエムコミニュケーションズ	H12. 7.27	災害時の緊急放送
	株式会社ゼンリン第一事業本部	H26. 3.28	地図製品等の供給
	ＬＩＮＥ ヤフー株式会社	H30. 2.15	災害情報の発信等
	奈良県下電柱広告協議会	H30. 9.21	防災情報等の発信等
	近鉄ケーブルネットワーク株式会社	H30.11.14	防災拠点、被災場所等の Wi-Fi 環境等通信回線の整備
	大阪ガスネットワーク株式会社	H31. 2.26	災害時における情報提供
	独立行政法人水資源機構木津川ダム総合管理所	R 5.10.16	災害情報の発信等
施設利用	株式会社奈良ホテル	H29. 6.30	避難場所の提供
	レイクフォレストリゾート	H29. 8.14	避難場所の提供
	奈良県外国人観光客交流館 （猿沢イン）	H29.11.21	外国人専用避難所
	有限会社天平フーズ (ボスコヴィラサッカーアカデミー 学生寮((旧)並松小学校))	H29.12.19	避難場所の提供
	国土交通省近畿地方整備局 国営飛鳥歴史公園事務所 (国営平城宮跡歴史公園)	H30. 3.21	災害等発生時の帰宅困難者等の施設利用
	社会福祉法人　大和清寿会 （旧吐山小学校）	R 2. 2.14	避難場所の提供
	株式会社　新英 （ゆららの湯　押熊店・奈良店）	R 3. 8.30	避難場所・トイレ・シャワーの提供
	社会福祉法人　青葉仁会 （旧六郷小学校）	R 4. 1.21	避難場所の提供
	株式会社マイステイズ･ホテル･マネジメント（亀の井ホテル　奈良）	R 4. 7. 7	避難場所・入浴・炊き出しの提供

	企業・団体名	締結年月日	調達・支援内容
施設利用	大和ハウス工業株式会社 （大和ハウス工業株式会社　奈良工場）	R 4.10. 3	支援物資の一時保管、集積場所の提供
	奈良少年院	R 5. 9.29	避難場所、防災関係機関の活動拠点等としての施設の一部提供
	奈良商工会議所	R 6. 5. 1	災害等発生時の帰宅困難者等の施設利用
被害状況調査	公益社団法人奈良県測量設計業協会	H23. 9.28	土木施設の被害状況調査の実施に対する応援協力
	京奈ＤＲＯＮＥ　ＳＴＡＴＩＯＮ （ＳＫＹＴＵＮＥ株式会社）	R 3. 7.15	・災害発生現場等の被災状況の把握及び被災者の捜索ならびに物資の運搬 ・防災啓発事業及びドローン活用のための人材育成への協力
	株式会社クラベール	R 5.10.16	・災害発生現場等の被災状況の把握及び被災者の捜索ならびに物資の運搬 ・防災啓発事業及びドローン活用のための人材育成への協力
応急復旧	一般社団法人奈良市建設業協会	H20. 4. 1	道路等の回復
	平井建設株式会社	H20. 7.15	道路等の回復
	七条建設株式会社	H20. 7.15	道路等の回復
	株式会社荻田造園	H21.12.21	道路等の回復
	若葉建設株式会社	H22. 2. 5	道路等の回復
	松柏協同組合	H22.11.11	道路等の回復
	株式会社清峰工業	H22.12.10	道路等の回復
	深田工務店	H22.12.10	道路等の回復
	中村エンジニアリング株式会社	H23. 1.21	道路等の回復
	奈良県電気工事工業組合	H23. 2.10	電気設備の応急復旧
	株式会社昭和設備工業所	H23. 4.22	道路等の回復
	株式会社良金興業	H24. 8. 9	道路等の回復
	三岡商事株式会社	H24.10.31	道路等の回復
	株式会社光成建設	H24.11.13	道路等の回復
	株式会社哲組	H25. 3.28	道路等の回復

	企業・団体名	締結年月日	調達・支援内容
応急復旧	株式会社コテツ建設	H25. 3.28	道路等の回復
	株式会社恵水園	H25. 8.26	道路等の回復
	堀内生好園	H25.11.29	道路等の回復
	奈良県広告美術塗装業協同組合	H26. 8. 5	道路等の回復
	奈良市上下水道協同組合	H26. 8.12	水道施設の応急復旧
	株式会社ハシグチガーデン	H27. 3.10	道路等の回復
	株式会社ヤマカ造園土木	H27. 4.24	道路等の回復
	株式会社伊田重機	H27. 7. 9	道路等の回復
	奥田石材工業	H27. 9. 3	道路等の回復
	明武建設	H27. 9. 3	道路等の回復
	西尾建設	H28. 2. 8	道路等の回復
	株式会社南浦	H28.10.25	道路等の回復
	株式会社坂内造園土木	H29. 2.23	道路等の回復
	有限会社たけなわ	H29. 7.27	道路等の回復
	株式会社東海大阪レンタル奈良営業所	H29.12.19	道路等の回復
	株式会社朝日土建	H30. 9.11	道路等の回復
	翔星建設株式会社	H30. 9.11	道路等の回復
	大結興業	H30. 9.11	道路等の回復
	株式会社中尾建設	H30. 9.11	道路等の回復
	中谷技建	H30. 9.11	道路等の回復
	株式会社ＴＭＴ	H30.11.21	道路等の回復
	株式会社弥杜工業	H30.12.17	道路等の回復
	大阪ガスネットワーク株式会社	H31. 2.26	災害時における後方支援活動拠点の使用
	有限会社　緑商関西	H31. 2.26	道路等の回復
	栗田工業	H31. 2.26	道路等の回復
	株式会社平城設備	H31. 3.15	道路等の回復
	株式会社三善建設	R 2. 1.14	道路等の回復
	株式会社ＧＡＤＯ	R 2. 1.14	道路等の回復

	企業・団体名	締結年月日	調達・支援内容
応急復旧	昌昇建設工業	R 2. 1.14	道路等の回復
	リーフガーデン	R 2. 1.14	道路等の回復
	暁月工業	R 3.10. 4	道路等の回復
	株式会社関西舗装	R 3.11.17	道路等の回復
輸送・配送	奈良県トラック協会奈良支部	R 2. 3.30	災害発生時における物資等の緊急輸送
	佐川急便株式会社	R 4. 2.25	災害時における支援物資の受入れ及び配送等
	有限会社ＩＳＤ	R 6. 7.28	災害時における患者等搬送用車両の利用
災害廃棄物処理	大栄環境株式会社	R 2.10. 1	災害廃棄物等の処理
	一般社団法人奈良県環境保全協会	R 5.10.25	災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬
医療救護	独立行政法人国立病院機構　奈良医療センター	H26. 8.22	療養介護事業所のある医療機関への入院の受入
	社会福祉法人　東大寺福祉事業団（東大寺福祉療育病院）	H26. 8.22	療養介護事業所のある医療機関への入院の受入
	社会福祉法人　バルツァ事業会（重症心身障害児学園・病院 バルツァ・ゴーデル）	H26. 8.22	療養介護事業所のある医療機関への入院の受入
	一般社団法人奈良市医師会	R 2. 3.23	災害時における医療救護活動
	一般社団法人奈良市薬剤師会	R 6. 1.12	災害時における医療救護活動
	一般社団法人奈良市歯科医師会	R 6.10. 3	災害時における医療救護活動
	一般社団法人奈良県歯科技工士会	R 7. 8.15	災害時における医療救護活動
	一般社団法人奈良県歯科衛生士会	R 6.10.29	災害時における医療救護活動
その他	一般社団法人全国霊柩自動車協会	H19. 8. 7	遺体輸送等
	公益社団法人奈良県獣医師会	H28. 5.17	災害時における動物救護活動
	奈良県行政書士会	H29. 2. 2	被災者支援のための行政書士業務
	奈良県葬祭業協同組合	H29.12.19	御棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等
	奈良弁護士会	R 4.10.26	被災者に対する法律相談、生活再建、被災地域の復興、その他被災者に有益な情報の提供等

	企業・団体名	締結年月日	調達・支援内容
	奈良県司法書士会	R 5. 1.17	被災地における相談用件調査、相続、不動産登記、成年後見制度、その他司法書士法に定める業務に関する相談業務等
	日本郵便株式会社 （奈良中央郵便局、奈良下御門郵便局）	R 5. 2. 1	災害時における郵便業務の無償化等
その他	株式会社南都銀行	R 6. 9.30	移動ＡＴＭ車による協力
	綜合警備保障株式会社　奈良支社	R 6.11.12	災害時における被災者支援
	株式会社ＪＴＢ　奈良支店	R 6.12.24	宿泊施設等の確保
計 119 社・団体			計 120 件

資料 80　炊出しが可能な場所

令和８年１月末現在

（１）炊出し拠点施設

防災地区	施設名	所在地	燃料の種類
飛鳥	飛鳥小学校	紀寺町 785 番地	都市ガス
飛鳥	飛鳥中学校	高畑町 1475 番地の 1	プロパンガス
済美	済美小学校	西木辻町 5 番地の 2	都市ガス
済美	春日中学校	西木辻町 67 番地	プロパンガス
済美南	済美南小学校	南京終町 676 番地	プロパンガス
鼓阪	鼓阪小学校	雑司町 97 番地	プロパンガス
佐保	佐保小学校	法蓮町 280 番地の 1	都市ガス
佐保	若草中学校	法蓮町 1416 番地の 1	プロパンガス
青山	鼓阪北小学校	青山九丁目 3 番地の 1	都市ガス
椿井	椿井小学校	椿井町 25 番地	都市ガス
大宮	大宮小学校	大宮町四丁目 223 番地の 1	都市ガス
佐保川	佐保川小学校	法蓮町 229 番地の 1	都市ガス
大安寺西	大安寺西小学校	大安寺西一丁目 342 番地	都市ガス
大安寺西	三笠中学校	三条川西町 3 番 1 号	プロパンガス
東市	東市小学校	古市町 268 番地	プロパンガス
明治	明治小学校	北永井町 414 番地	プロパンガス
明治	都南中学校	南永井町 98 番地の 1	プロパンガス
辰市	辰市小学校	西九条町一丁目 7 番地の 1	プロパンガス
帯解	帯解小学校	柴屋町 9 番地	プロパンガス
大安寺	大安寺小学校	大安寺二丁目 15 番 1 号	都市ガス
伏見	伏見小学校	菅原町 370 番地	プロパンガス
伏見	伏見中学校	西大寺野神町一丁目 6 番 1 号	プロパンガス
伏見南	伏見南小学校	宝来五丁目 2 番 1 号	都市ガス
伏見南	京西中学校	平松四丁目 3 番 1 号	プロパンガス
西大寺北	西大寺北小学校	西大寺赤田町一丁目 6 番 1 号	都市ガス
六条	六条小学校	六条二丁目 14 番 1 号	プロパンガス
あやめ池	あやめ池小学校	あやめ池南九丁目 939 番地の 39	プロパンガス
都跡	都跡小学校	四条大路五丁目 6 番 1 号	プロパンガス
都跡	都跡中学校	柏木町 13 番地	プロパンガス
平城	平城小学校	秋篠町 1394 番地	プロパンガス
平城	平城中学校	秋篠町 1333 番地	プロパンガス
富雄南	富雄南小学校	中町 4185 番地	プロパンガス
富雄南	富雄南中学校	藤ノ木台一丁目 5 番 13 号	プロパンガス
奈良帝塚山	富雄第三小中学校	帝塚山南二丁目 11 番 1 号	都市ガス
学園三碓	三碓小学校	西千代ヶ丘一丁目 20 番 9 号	都市ガス
学園三碓	富雄中学校	三碓二丁目 3 番 12 号	プロパンガス
登美ヶ丘	登美ヶ丘小学校	西登美ヶ丘四丁目 21 番 1 号	都市ガス
東登美ヶ丘	東登美ヶ丘小学校	東登美ヶ丘四丁目 21 番 33 号	都市ガス
東登美ヶ丘	登美ヶ丘北中学校	北登美ヶ丘一丁目 1 番 1 号	プロパンガス
平城西	平城西小学校	東登美ヶ丘三丁目 1093 番地の 1	都市ガス
平城西	登美ヶ丘中学校	東登美ヶ丘三丁目 1059 番地	プロパンガス
鶴舞	鶴舞小学校	鶴舞東町 2 番 1 号	プロパンガス
二名	二名小学校	二名一丁目 3716 番地の 1	都市ガス
二名	二名中学校	二名一丁目 3667 番地の 2	プロパンガス

防災地区	施設名	所在地	燃料の種類
青和	青和小学校	百楽園四丁目 1 番 1 号	都市ガス
富雄	富雄北小学校	富雄北一丁目 13 番 6 号	プロパンガス
鳥見	鳥見小学校	鳥見町三丁目 11 番地の 2	都市ガス
柳生	柳生小学校	柳生下町 138 番地	プロパンガス
神功	ならやま小中学校	神功二丁目 1 番地	プロパンガス
朱雀	朱雀小学校	朱雀六丁目 10 番地の 1	都市ガス
朱雀	平城東中学校	朱雀六丁目 11 番地	プロパンガス
左京	左京小学校	左京三丁目 1 番地の 1	都市ガス
佐保台	佐保台小学校	佐保台三丁目 902 番地の 341	都市ガス
都祁	都祁学校給食センター	都祁友田町 1798 番地	プロパンガス
計　54　施設			プロパンガス　32 都市ガス　22

*通常時における調理員人員（会計年度任用職員数）は担当課で把握

（2）その他　災害時におけるＬＰガス優先供給施設

防災地区	施設名	所在地	燃料の種類
佐保	東福祉センター	法蓮町 1702 番地の 1	都市ガス
青和	西福祉センター	百楽園一丁目 9 番 13 号	都市ガス
右京	北福祉センター	右京一丁目 1 番地の 4	都市ガス
柳生	柳生地域ふれあい会館	丹生町 847 番地	プロパンガス
精華	米谷町集会所	米谷町 556 番地の 1	プロパンガス
精華	興隆寺町公民館	興隆寺町 356 番地の 2	プロパンガス
精華	中畑町公民館	中畑町 1276 番地	プロパンガス
都祁	都祁福祉センター	藺生町 1922 番地の 8	プロパンガス
月ヶ瀬	月ヶ瀬福祉センター	月ヶ瀬尾山 1124 番地	プロパンガス
左京	総合福祉センター	左京五丁目 3 番地の 1	都市ガス
明治	南福祉センター	南永井町 45 番地の 1	電気（オール電化）

資料 81　応急給水車両及びタンクの保有数、容量

種別		台数	容量	備考
給水車	3　t	1	3.0　㎥	水道計画課
〃	1.2　t	1	1.2　㎥	送配水管理センター
〃	1.6　t	1	1.6　㎥	水道計画課
給水タンク	2　t	1	2.0　㎥	〃
〃	1.5　t	1	1.5　㎥	〃
仮設水槽	1　t	10	10.0　㎥	〃
計		15	19.3　㎥	

資料 82　応急仮設住宅建設候補地台帳（ライフライン復旧活動拠点候補地）

番号	候補地の名称（施設名）	所在地	所有者	有効面積（㎡）	洪水浸水想定区域	備考
1	競輪場	奈良市秋篠町 98	奈良県	67,144	○	
2	青山近隣公園	奈良市青山三丁目	奈良市	3,850		※
3	柏木公園	奈良市柏木町	奈良市	7,700	○	※
4	大渕池公園	奈良市大渕町	奈良県	9,757		※
5	登美ヶ丘近隣公園	奈良市北登美ヶ丘一丁目	奈良市	6,000		※
6	中登美ヶ丘近隣公園	奈良市中登美ヶ丘三丁目	奈良市	5,250		
7	平城第 3 号近隣公園	奈良市右京三丁目	奈良市	5,500		※
8	平城第 2 号公園	奈良市朱雀二丁目	奈良市	6,800		※
9	平城第 1 号近隣公園	奈良市左京二丁目	奈良市	6,500		※
10	佐保山近隣公園	奈良市佐保台二丁目	奈良市	3,400		
11	古市公園	奈良市古市町	奈良市	1,200		
12	西大寺近隣公園	奈良市西大寺東町一丁目	奈良市	2,900	○	
13	奈良公園（県庁前）	奈良市登大路町 48 番地	国、奈良県	750,000		
14	月ヶ瀬健民運動場	奈良市月ヶ瀬尾山	奈良市	12,200		
15	南部生涯スポーツセンター	奈良市杏町	奈良市	9,800		
16	西部生涯スポーツセンター	奈良市丸山一丁目	奈良市	10,200		※
17	都祁生涯スポーツセンター	奈良市都祁馬場町	奈良市	22,000		※
				930,201		

※印は、ライフライン復旧活動拠点候補地

必要戸数	10,203
確保面積	930,201
確保戸数	9,249

資料 83　薬剤散布実施要領

（１）浸水時の消毒措置

消毒すべき場所（屋外）：下水があふれた場所、動物の死がいや腐敗物、氾濫した汚水が付着した壁面、乾燥しにくい床下

（屋内）：汚水に浸かった壁面や床、家財道具、食器類　後片付け等で汚れた手指

避難所のトイレ等

①消毒の基本となる住民による清掃（汚泥や水のかきだし、水洗い、乾燥、熱湯・日光消毒）

②状況調査（被災場所、対象世帯、発生した又は発生が予想される疾病、汚染物の内容、散布予定場所の材質、周辺環境に与える影響等）

③消毒計画の策定（調査結果を基に、散布薬剤、散布量、散布方法、散布日時を決定）

④必要に応じて周辺住民へ周知（クレゾール等の環境影響が大きい薬剤を使用する場合。薬剤の影響を受け易い人に対しては避難措置。）

⑤消毒実施　（注意事項：使用濃度を守る　薬品を混合しない　長袖･長ｽﾞﾎﾞﾝ,ｺﾞﾑ手袋,ﾏｽｸ,ｺﾞｰｸﾞﾙ使用　効力減･汚染･誤飲等を防ぐため使用直前に希釈し作り置かない　使用後の機材は洗浄　薬品名･誤飲防止のラベル明示）

主要な消毒薬の効果と使用方法

薬剤名（一般的な製品例）	消毒作用	対象となる病原体（○:有効　△:効果が弱い場合がある　×:無効　－:不明）						環境や人体への影響	使用場所	汚れ（有機物）存在下での効果	使用方法	調整方法
		一般細菌（赤痢菌、ﾁﾌｽ菌、大腸菌等）	結核菌	真菌（ｶﾋﾞ）	芽胞形成菌（破傷風菌、ﾎﾞﾂﾘﾇｽ菌、ｾﾚｳｽ菌、ｳｪﾙｼｭ菌等	ウイルス ｴﾝﾍﾞﾛｰﾌﾟ有（ｲﾝﾌﾙｴﾝｻﾞ等）	ウイルス ｴﾝﾍﾞﾛｰﾌﾟ無（ﾉﾛ等）					
ベンザルコニウム塩化物等の逆性石鹸（ハイアミン、オスバン＝10%濃度製品）	陽ｲｵﾝが細胞表面に吸着し蛋白変性	○	×	△	×	△	×	経口毒性が強い 誤飲注意	屋内（汚水に浸かった壁面や床、家財道具）ｺﾝｸﾘｰﾄの床下 手指の消毒	低下	汚れを洗い流した後、消毒液を浸した布で拭いたり、ジョウロや噴霧器等で散布する。その後自然乾燥させる。	0.1%(1000ppm)（10%濃度製品の場合、本剤10mlに水を加え1ℓとする。100倍希釈）
次亜塩素酸ナトリウム（キッチンハイター＝約5%濃度製品、ミルトン＝1%濃度製品）	酸化作用による酵素疎外や蛋白質変性等	○	△	○	△	○	○	金属の腐食、ゴム・プラスチックの劣化 酸性薬剤との混合で塩素ガス発生に注意	汚水に浸かった食器や調理器具	低下	汚れを洗い流し、消毒液に５分以上浸したあと水洗いする。	0.02%(200ppm)（ﾊｲﾀｰ=約5%濃度製品の場合、本剤4mlに水を加えて1ℓとする。250倍希釈）
									便所･便器の消毒 糞便･嘔吐物の付着した床		消毒液に浸した雑巾やモップ等で拭く。噴霧スプレーで散布する。	0.1%(1000ppm)（ﾊｲﾀｰ=約5%濃度製品の場合、本剤20mlに水を加えて1ℓとする。50倍希釈）

薬剤名 （一般的な製品例）	消毒作用	対象となる病原体 （○:有効　△:効果が弱い場合がある　×:無効 －:不明） 一般細菌 （赤痢菌、ﾁﾌｽ菌、大腸菌等）	結核菌	真菌 （ｶﾋﾞ）	芽胞形成菌 （破傷風菌、ﾎﾞﾂﾘﾇｽ菌、ｾﾚｳｽ菌、ｳｪﾙｼｭ菌等	ウイルス ｴﾝﾍﾞﾛｰﾌﾟ有 （ｲﾝﾌﾙｴﾝｻﾞ等）	ウイルス ｴﾝﾍﾞﾛｰﾌﾟ無 （ﾉﾛ等）	環境や人体への影響	使用場所	汚れ（有機物）存在下での効果	使用方法	調整方法
消毒用エタノール	蛋白変性、代謝障害、溶菌作用	○	○	○	×	○	×	粘膜・創傷には使用不可	手指の消毒	低下	手洗い後、原液を手にとり摩擦し乾燥させる。（速乾性すりこみ式手指消毒剤として、ｳｴﾙﾊﾟｽ、ﾋﾞｽｺｰﾙ等がある。）	

（２）ねずみ族、昆虫等の駆除

発生が予想される主な衛生害虫等と、その発生源や生息場所

・ハエ・コバエ類　：生ゴミ、トイレ、動物の死がい、ヘドロ、がれき置き場

・蚊類：水溜り、側溝、ブルーシート等の溜まり水・湿地帯の水域、流れが滞った排水路

・ネズミ類　　：生ゴミや死がい、壊れた建物内やその周囲、ガレキの内部

・シラミ類、トコジラミ、ヒゼンダニ等の吸血・寄生虫害虫類　：避難所等（人体や衣類）

防除手順

①状況調査（発生源となり易い場所、発生昆虫の種類、発生予測、薬剤散布時に周辺環境に与える影響等）

②防除計画の策定（調査結果を基に、発生源の除去、殺虫剤散布計画を、対象昆虫別、対象場所別に計画立案）

③周辺環境への配慮（周辺住民へ周知、必要ならば退避措置、風下に人がいないことを確認、強風時は中止）

④防除実施　（注意事項：使用濃度を守る　長袖長ｽﾞﾎﾞﾝ,長靴ｺﾞﾑ手袋,ﾏｽｸ,ｺﾞｰｸﾞﾙ着用　使用直前に希釈し作り置かない　使用後の機材は洗浄　誤飲防止のラベル明示）

主要な殺虫剤の効果と使用方法

対象害虫	使用場所	種別	有効成分と製品の一例		剤型	使用法	希釈倍率	処理量	処理間隔	備考
ハエ・蚊などの幼虫	糞便や死がい等の汚物 汚泥 トイレ ガレキ 生ゴミ 溜まり水 側溝や小河川	有機塩素系	ｵﾙﾄｼﾞｸﾛﾛﾍﾞﾝｾﾞﾝ	オルソ剤 （クレゾールとの混合剤は殺虫に加えて殺菌効果あり）	乳剤	対象に直接散布 噴霧器で散布	100倍程度	2～4ℓ/㎥	1～2週間に1回	散布器機のパッキン変質 不快臭が残存 成虫には無効
		有機リン系	ﾌｪﾆﾄﾛﾁｵﾝ	スミチオン	乳剤		400倍	2～4ℓ/㎥	7～10日に1回	幼虫・成虫に有効
		昆虫成長制御剤	ﾋﾟﾘﾌﾟﾛｷｼﾌｪﾝ	スミラブ	水和剤	直接噴霧	100倍	2ℓ/㎥	20日に1回	幼虫の羽化を阻害 成虫には無効 低毒性
					発泡錠剤 粒剤、	水域に投入	粒剤、錠剤のまま投入	4ｇ/ｔ	1ヶ月に1回	残効性が高い
	屋外	有機リン系	ﾌｪﾆﾄﾛﾁｵﾝ	スミチオン	乳剤	直接噴霧 残留噴霧	10～30倍	直接噴霧 5ml/㎥ 間接噴霧 50ml/㎥	大量発生時に適宜	幼虫・成虫に有効
	避難所の壁面	ピレスロイド系(様)	ｴﾄﾌｪﾝﾌﾟﾛｯｸｽ （＝ﾋﾟﾚｽﾛｲﾄﾞ様）	ベルミトール	水性乳剤					人体に比較的低毒性 忌避効果 ﾋﾟﾚｽﾛｲﾄﾞ系殺虫剤は魚毒性に注意

資料 84　飲料水の消毒について

1　井戸水の利用

災害時には井戸水の水質の変化が生じることが多いため、飲用ではなく、あくまで生活用水としての利用を原則とする。

2　上水道の消毒

塩素消毒を強化し、管末における遊離残留塩素を 0.2ppm 以上に保持する。

⇒上水道は企業局の水道部門の管轄事項

資料 85　被災建築物応急危険度判定のシステム

1　被災建築物応急危険度判定士

被災建築物応急危険度判定士とは、地震により被害を受けた建築物による二次災害を防止するために行う被災建築物応急危険度判定を実施する者として、知事の認定を受けた者（以下、「判定士」という。）をいう。

なお、奈良県は「奈良県地震被災建築物応急危険度判定士登録要綱」に基づき、以下の者を受講対象者とし、講習会を開催したうえ受講者を判定士として登録している。

(1) 奈良県内に在住又は在勤している者で建築士法による一級・二級・木造建築士の免許を有し、建築士名簿に登録されている者

または

(2) 知事が(1)に掲げる者と同等の知識及び技能を有すると認めた者として

①建築基準適合判定資格者

②建築に関する行政経験を有する地方公共団体又は建築学科等を卒業した地方公共団体の職員

③②と同等の知識及び技能を有するものとして市町村長の推薦する地方公共団体職員

2　応急危険度判定のシステム

(1) 判定の実施及び判定士の派遣要請

市長（本部長）は、地震発生後建築物の被害程度の概略把握を行い、応急危険度判定の必要性について検討し、必要があると認めた場合は応急危険度判定実施の決定を行うとともに、市災害対策本部に土木復旧部長を実施本部長とする被災建築物応急危険度判定実施本部を設置する。

実施本部は、市職員の中で判定士を招集するとともに地震災害の規模に応じて、県に設置される被災建築物応急危険度判定支援本部への判定士の派遣要請を行う。

(2) 判定士の輸送

実施本部は、判定士を輸送するため、指定業者からの調達を含め、車両（自転車、オートバイを含む。）の確保に努める。

(3) 判定作業の準備

実施本部は、判定作業実施の当日までに以下の準備を行い、判定がスムーズに行えるようにする。

1)　判定マップと判定街区の割当て

2)　判定士受入名簿と判定チーム編成

3)　判定実施マニュアル、判定調査票、判定標識、判定備品

4)　判定建物の範囲（規模・用途）

(4) 判定作業の広報

実施本部は、広報班を通じてマスコミ機関等により、被災者へ危険度判定作業に関する広報を実施する。

判定士の参集要請ができない場合には、報道機関に放送依頼することもあり得る。

広報の主な内容は、以下のとおりである。

1)　危険度判定の重要性と目的

2)　判定作業の内容

3) 判定対象建築物

4) 判定作業の実施区域と実施時期

5) 判定作業への協力要請

6) その他注意事項

7) 判定士の参集要請

被災者への広報を行う際、この応急危険度判定は、人命の安全性を確保するための緊急的に危険度を判定する作業であり、罹災証明のためのものではないことを正確に広報することに留意する必要がある。

(5) 判定結果の表示

判定士は、応急危険度判定結果を、判定した建築物の入口もしくは外壁等の見やすい位置に表示する。

(6) 判定結果の集計・報告

判定士は判定終了後、当日の判定結果を実施本部に報告する。実施本部は、必要に応じて支援本部へ応急危険度判定結果について中間報告を行い、判定調査終了後、判定結果の最終確定報告を行う。

資料 86　避難路一覧表

国道

番号	道　　路	範　　囲
①	国道 24 号	法華寺町東交差点～菰川橋東交差点、二条大路南一丁目交差点～柏木町交差点
②	国道 169 号	県庁東交差点～紀寺町交差点
③	国道 369 号	二条大路南一丁目交差点～県庁東交差点

県道

番号	道　　路	範　　囲
①	主要地方道枚方大和郡山線	高樋橋付近～黒谷橋東詰交差点
②	主要地方道奈良精華線	新山陵橋東詰交差点～西大寺橋東詰交差点、二条町交差点～近鉄西大寺第１号踏切
③	県道谷田奈良線	西大寺橋東詰～二条町交差点
④	県道奈良西ノ京斑鳩自転車線	西紀橋付近～尼ヶ辻橋付近
⑤	県道木津平城線	府県境付近～ならやま橋下の交差点
⑥	県道木津横田線	梅谷口交差点～青山一丁目付近の交差点、油阪交差点～大森町交差点
⑦	主要地方道奈良加茂線	梅谷口交差点～法蓮仲町交差点
⑧	主要地方道奈良生駒線	尼ヶ辻橋付近～二条大路南一丁目交差点
⑨	県道京終停車場薬師寺線	薬師寺東口交差点～柏木町交差点

市道

番号	道　　路	範　　囲
①	西部第 763 号線	西部第 787 号線との交差点～黒谷橋東詰交差点
②	西部第 787 号線	西部第 763 号線との交差点～黒谷公園
③	二条谷田線	奈良西警察署北側交差点～新富雄橋交差点
④	二名線	全線
⑤	奈良阪南田原線	全線
⑥	西部第 129 号線	全線
⑦	登美ヶ丘中町線	全線
⑧	登美ヶ丘鹿畑線	全線
⑨	中部第 20 号線	登美ヶ丘鹿畑線との交差点～西部第 43 号線との交差点
⑩	西部第 43 号線	全線
⑪	登美ヶ丘中山線	登美ヶ丘２交差点～登美ヶ丘中学校付近
⑫	西部第 86 号線	全線
⑬	中部第 1074 号線	奈良阪南田原線との交差点～中部第 1066 号線との交差点

番号	道　　路	範　　囲
⑭	中部第 1066 号線	中部第 1074 号線との交差点～中部第 1088 号線との交差点
⑮	中部第 1088 号線	全線
⑯	中部第 1058 号線	中部第 1088 線との交差点～中部第 1124 号線との交差点
⑰	中部第 1124 号線	中部第 1058 号線との交差点～県道木津平城線との交差点
⑱	中部第 1161 号線	全線
⑲	中部第 1194 号線	全線
⑳	北部第 595 号線	全線
㉑	北部第 604 号線	全線
㉒	北部第 22 号線	全線
㉓	六条奈良阪線	法蓮仲町交差点～八軒町東交差点
㉔	杉ヶ町高畑線	全線
㉕	北部第 495 号線	全線
㉖	西九条佐保線	菰川橋東交差点～新大宮交差点
㉗	三条線	全線
㉘	大森高畑線	大森町交差点～紀寺交差点
㉙	中部第 556 号線	西紀橋付近～近鉄西大寺第１号踏切
㉚	西部第 350 号線	全線
㉛	西部第 358 号線	全線

資料 87　上水道水源

（１）配水池等

施　設　名	確　保　量（㎥）	備　考
緑ヶ丘浄水場	12,000	拠点給水場所
木津浄水場	2,500	
緑ヶ丘高区配水池	600	拠点給水場所
緑ヶ丘低区配水池	750	
緑ヶ丘配水池	4,200	拠点給水場所
奈良阪配水地	4,200	
黒髪山配水池	3,000	拠点給水場所
黒髪山第２配水池	3,000	拠点給水場所
佐保山配水池	600	
平城東配水池	1,500	
平城西配水池	180	拠点給水場所
平城西第２配水池	9,840	拠点給水場所
大渕配水池	3,000	拠点給水場所
大渕第２配水池	4,620	拠点給水場所
大渕配水塔	1,590	拠点給水場所
登美ヶ丘配水池	6,000	拠点給水場所
登美ヶ丘第２配水池	3,600	拠点給水場所
鳥見配水塔	300	拠点給水場所
鳥見第２配水塔	1,620	拠点給水場所
藤ノ木配水池	4,740	拠点給水場所
鳥見配水池	900	
黒谷配水池	1,200	拠点給水場所
大和田配水池	600	拠点給水場所
白川第２配水池	6,000	拠点給水場所
大慈仙配水池	1,620	拠点給水場所
大平尾配水池	550	拠点給水場所
計	78,710	

（２）耐震性貯水槽

施　設　名	確　保　量（㎥）	備　考
中登美ヶ丘近隣公園	80	拠点給水場所
西大寺近隣公園	40	拠点給水場所
古市公園	40	拠点給水場所

資料 88　都祁水道及び月ヶ瀬簡易水道の水源（配水池等）

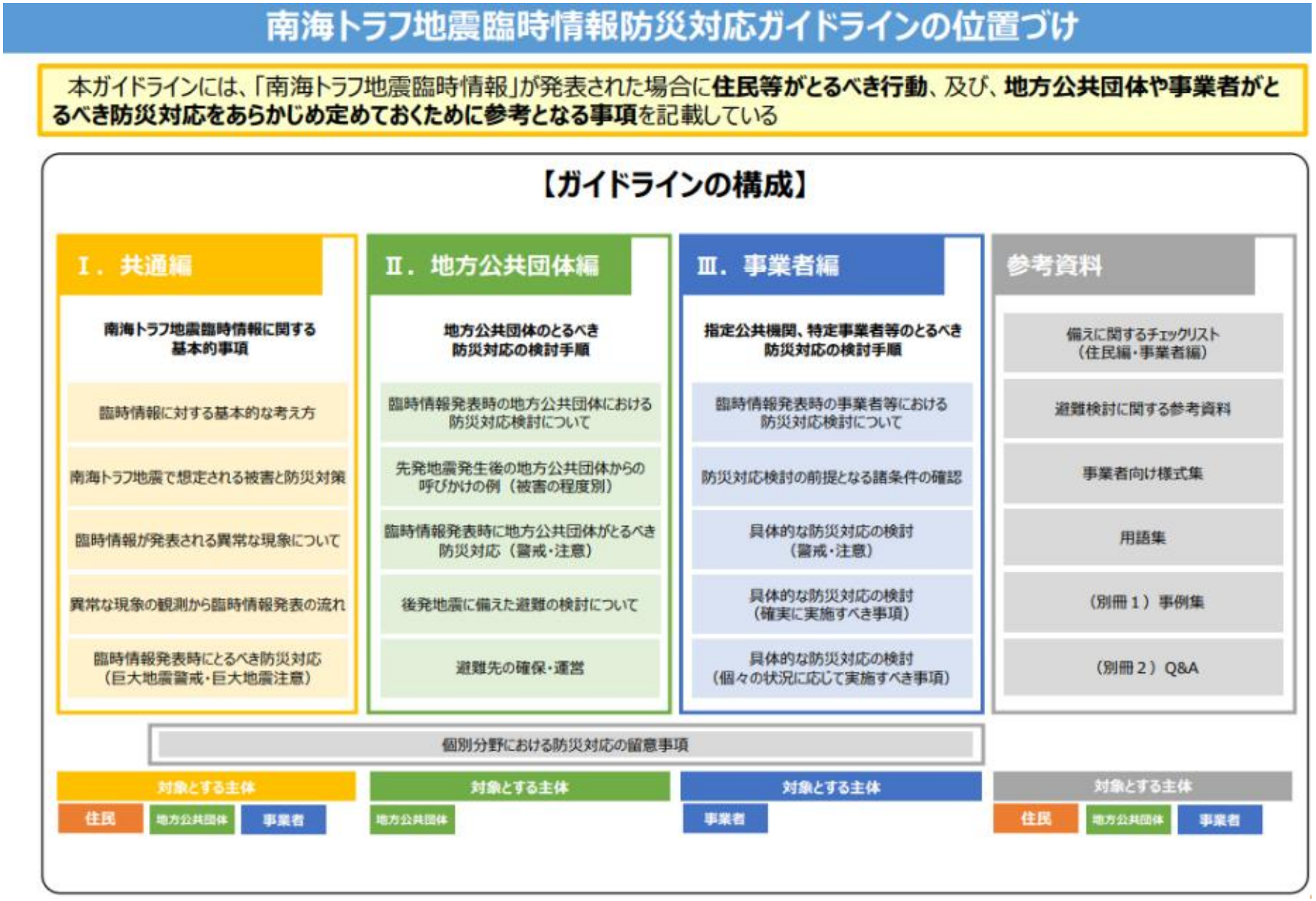
施　設　名	容量(㎥)	備　　考
石打配水池	163	月ヶ瀬簡易水道
長引配水池	239	
嵩配水池	51	
月瀬配水池	189	
桃香野配水池	215	
友田配水池	191	都祁水道
白石配水池	198	
馬場調整池	144	
馬場配水池	49	
荻配水池	103	
深川配水池	131	
都祁浄水場	591	
高松配水池	35	
針ヶ別所配水池	119	
小倉配水池	108	
針配水池	224	
藺生・吐山配水池	595	
吐山高区配水池	87	
小倉工業団地配水池	139	
計	3,571	

資料 89　許可業者等のバキューム車保有台数

（単位：台）

	２ｔ	４ｔ	８ｔ	計
衛生浄化センター		1		1
土地改良清美事務			1	1
㈱奈良市清美公社	5	4	1	10
計	5	5	2	12

資料 90　「南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン概要版（令和 7 年 8 月改定）」（抜粋）



Ⅰ．共通編　臨時情報に対する基本的な考え方

南海トラフ地震臨時情報

南海トラフ沿いの想定震源域で一定規模以上の地震が発生した場合等に、続けて大規模地震が発生する可能性が平常時と比べて相対的に高まった場合に発表される情報
先発地震の発生場所や規模等によって「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」や「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」等が発表され、これを受けて国は情報の種類に応じた防災対応を呼び掛ける

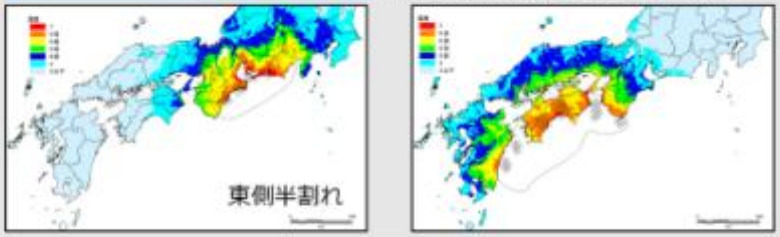
時間差をおいて発生する地震は、**先発地震と後発地震の間の行動によって被害の程度が大きく変わる**ことから、**臨時情報の発表を受けて事前避難等の防災対応をとることで、後発地震が発生した場合における人的被害等の軽減が期待**される

一方、現時点の科学的な知見では、地震発生時期・規模・場所についての**確度の高い予測は困難**であり、臨時情報が発表されたとしても、**後発の大規模地震が発生するかどうかは不確実**

「各主体が、臨時情報の種類、各地域のリスクや各業種の特徴などの実情を考慮して自らの行動を自ら決める」ことが重要

臨時情報が発表された際に戸惑うことなく防災対応をとるために**「臨時情報が発表された時の行動はあらかじめ決めておく」**ことが有効

時間差をおいて発生する地震の被害想定



	先発地震　東半割れ	後発地震　西半割れ
揺れによる全壊棟数	約 684,000棟	約 594,000棟 ※単独で発生するより31,000棟の被害が増加。
津波による死者 （後発地震では先発地震の影響による避難意識が高くなると設定）	約 29,000人	単独で発生する場合の約66,000人に対し、約 13,000人
津波による死者 （上記に加え、早期に津波が到達する地域の住民が事前避難をした場合）		単独で発生する場合の約66,000人に対し、約 700人

留意事項：今回想定した時間差で発生する地震はあくまで一例であり、それ以外の多様なパターンも想定されることに注意が必要
：最大クラスの半割れモデルで推計した揺れや津波であり、必ずしも過去に発生した地震を再現するものではない。
：最初の地震の影響による堤防の破壊や地殻変動については、２回目の地震による津波推計では考慮していない。

住民　「**自らの命は自らが守る**」という原則に基づき、臨時情報が発表されたときの**自らの行動を自ら判断**する

地方公共団体
事業者　「**地域や利用者等の安全確保**」と「**社会経済活動の継続**」との**バランスを考慮**しつつ、臨時情報が発表されたときの**自らの行動を自ら判断**し、あらかじめ決めておく。

日常生活等への影響を減らし、より安全性を高めるために、**平時から地震に備えた事前対策を進めることも重要**

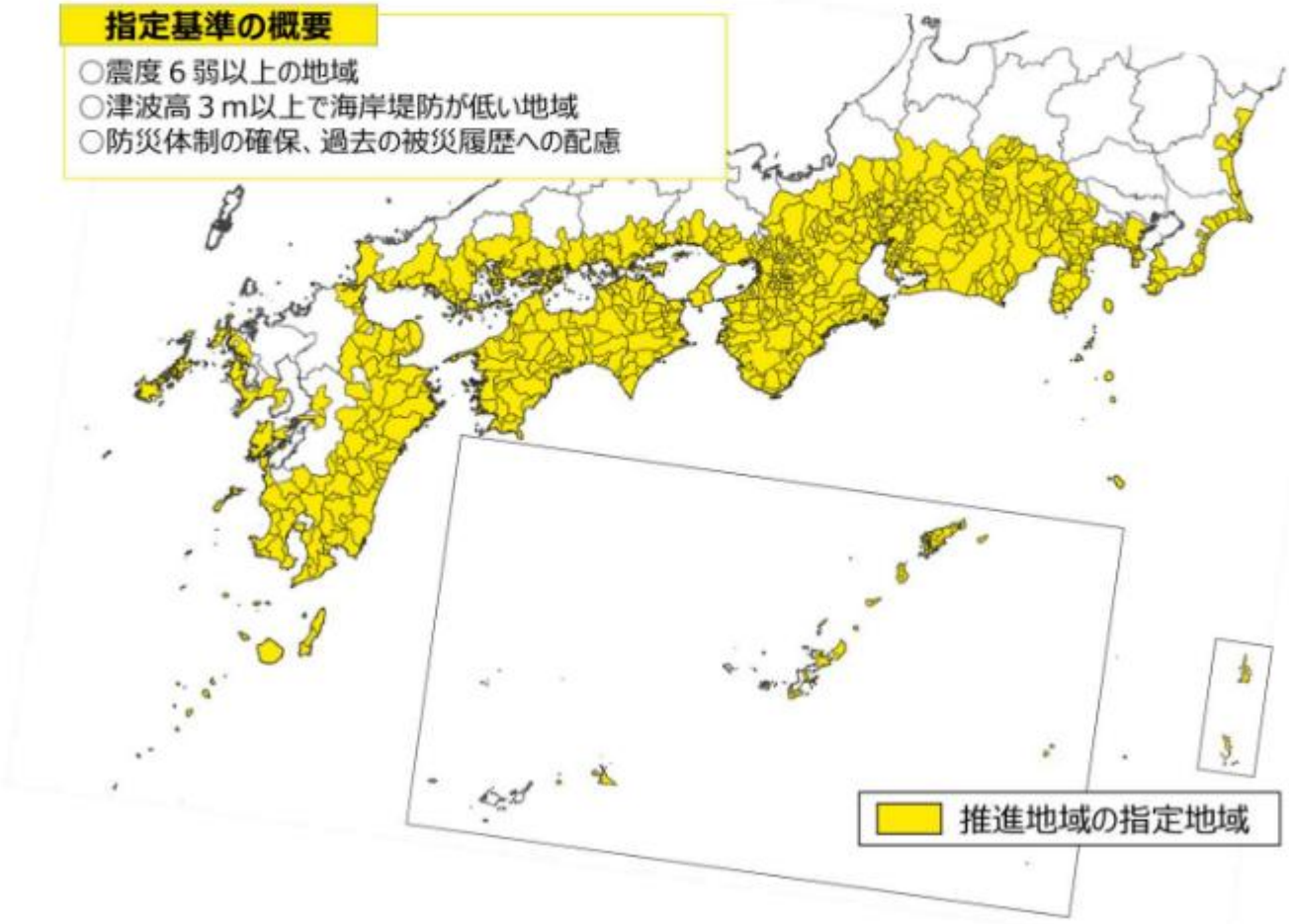
臨時情報発表時に防災対応をとるべき地域

臨時情報の発表に伴い防災対応をとるべき地域は、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」第３条に基づき指定されている「**南海トラフ地震防災対策推進地域**」である。

南海トラフ地震防災対策推進地域の地方公共団体及び指定公共機関においては、同法第５条に基づき「南海トラフ地震防災対策推進計画」を、また、同地域の事業者においては同法第７条に基づき、「南海トラフ地震防災対策計画」を作成することとなっており、臨時情報発表時の防災対応は、その中に記載すべき事項の一つと定められている。

指定基準の概要

○震度６弱以上の地域
○津波高３ｍ以上で海岸堤防が低い地域
○防災体制の確保、過去の被災履歴への配慮

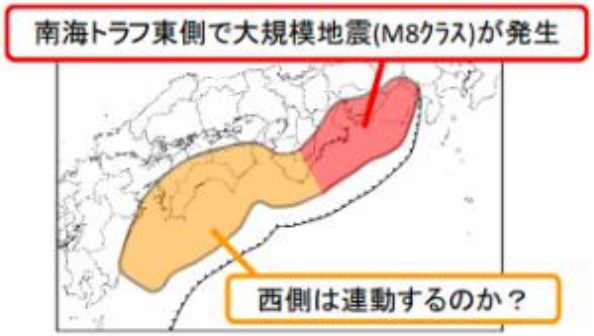


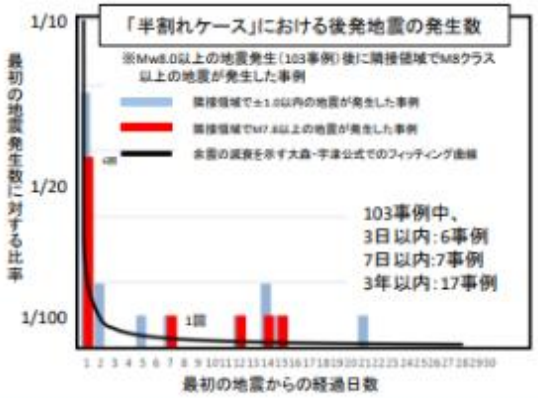
臨時情報が発表される現象について

南海トラフ沿いで速報的な評価で算出された**M6.8以上の地震**が発生した場合や**プレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり**等が発生した場合、南海トラフ地震との関連性について調査を開始し、大規模地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された際には、以下の３ケースに応じた防災対応をとる。

①半割れケース（大規模地震 *Mw*8.0* 以上）

＜評価基準＞
南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において**Mw8.0以上**の地震が発生した場合





７日以内に発生する頻度は
十数回に１回程度
（７事例／103事例→**約７%**）
→通常の**100倍程度**の頻度

※通常
「30年以内に80%程度」の確率を
７日以内に換算すると
おおむね千回に１回程度
→おおむね0.1%程度

②一部割れケース（前震可能性地震 *Mw*7.0* 以上）

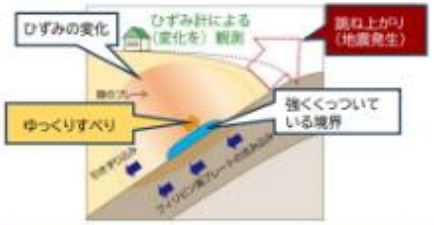
＜評価基準＞
南海トラフ沿いの想定震源域及びその周辺において**Mw7.0以上**の地震が発生した場合（半割れケースの場合を除く）



７日以内に発生する頻度は
数百回に１回程度
（６事例／1,437事例→**約0.4%**）
→通常の**数倍程度**の頻度

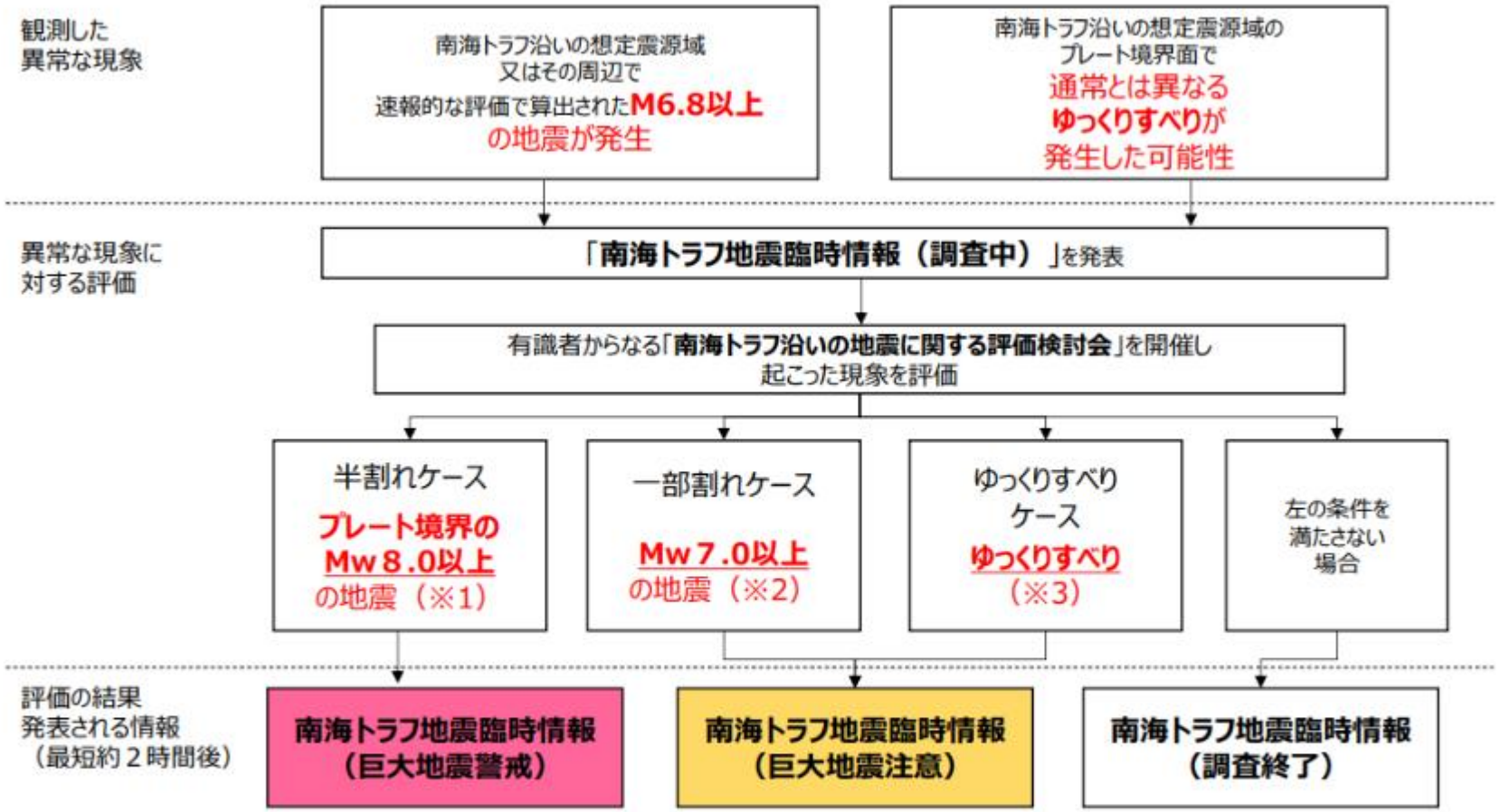
③ゆっくりすべりケース

＜評価基準＞
南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面において、ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような**通常とは異なるゆっくりすべり**が観測された場合



*Mw：モーメントマグニチュード　震源断層の断層面積と断層すべり量等から求められ、地震波の最大振幅から求められる他のマグニチュードと異なり、頭打ちになることはなく、国際的にも共通して広く用いられている。
なお、このマグニチュードを求めるには若干時間を要する。

臨時情報が発表されるまでの流れ

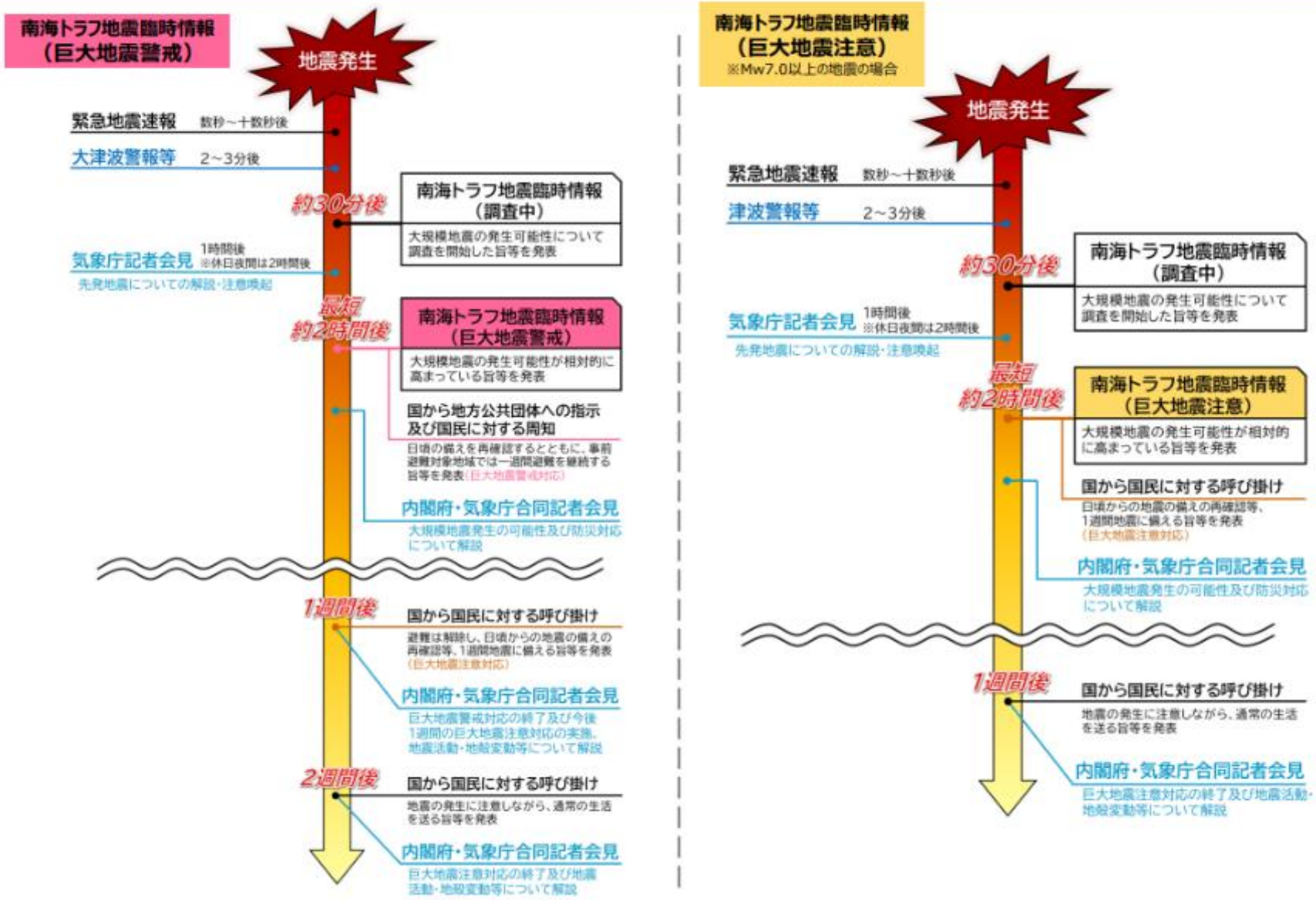


※1 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてMw8.0以上の地震が発生した場合（半割れケース）

※2 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてMw7.0以上、Mw8.0未満の地震が発生した場合、又は南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でMw7.0以上の地震が発生した場合（一部割れケース）

※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）

臨時情報発表時における情報の流れのイメージ



Ⅱ．地方公共団体編　臨時情報発表時の地方公共団体の防災対応検討について

住民一人ひとりが防災対応を検討・実施することを基本とし、**地方公共団体は必要な情報提供を行う**等、その検討を促していく。
臨時情報発表時の防災対応は、日常生活を行いつつ日頃からの地震への備えの再確認等を行うことが基本となるが、**巨大地震警戒対応**における**津波避難が間にあわない地域等の避難のあり方や避難所の確保等については、地方公共団体が検討する**必要がある。

巨大地震警戒対応



○備えに対する呼び掛けの実施
- ✓ 冷静な行動を促すとともに、日頃からの地震への備えの再確認を呼び掛ける
- ✓ 可能な範囲で、より安全な行動を選択するよう周知

<地方公共団体の防災対応>

○避難対象者及び事前避難対象地域の検討
- ✓ 避難対象者の特性に応じて健常者、要配慮者の避難速度を設定
- ✓ 津波到達時間の設定
- ✓ 避難可能範囲の設定
- ✓ 事前避難対象地域の設定

○住宅の倒壊、地震火災への検討
- ✓ 耐震性の不足する住宅の住民は避難をあらかじめ検討
- ✓ 地震火災は器具の使用控えによって火災の発生を防止

○土砂災害・海抜ゼロメートル地帯への検討
- ✓ 地域の実情に応じて避難のあり方を検討

○避難所の選定及び移動方法
- ✓ 避難所の受入れ人数の把握
- ✓ 避難所候補リストの作成
- ✓ 避難所の選定
- ✓ 避難所が不足する場合の対応
- ✓ 避難所への移動方法の検討

○避難所の運営
- ✓ 運営体制や運営する際の役割の検討

○避難のあり方や避難所の確保等の検討

巨大地震注意対応



<地方公共団体の防災対応>

○備えに対する呼び掛けの実施
- ✓ 冷静な行動を促すとともに、日頃からの地震への備えの再確認を呼び掛け
- ✓ 可能な範囲で、より安全な行動を選択するよう周知

臨時情報発表時に地方公共団体がとるべき防災対応

本文P.80～

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、事前避難対象者以外は、日常生活を行いつつ、**【日頃からの地震への備え】**の再確認や、個々の状況に応じて、臨時情報の発表に伴う**【特別な備え】**を行うことが重要であり、**地方公共団体は、住民があわてて地震対策をとることがないよう、機会を捉えて、これらについて周知すること**が重要である。

なお、これらの呼び掛けは**南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）**が発表された際にも実施する。

日頃からの地震への備えの再確認



- ○避難場所・避難経路の確認
- ○家族との安否確認手段の確認
- ○家具の固定の確認
- ○非常持出品の確認　　など

臨時情報の発表に伴う特別な備え



すぐに逃げられる
態勢の維持



非常持出品の常時携帯

- ○高いところに物を置かない
- ○屋内のできるだけ安全な場所で生活
- ○すぐに避難できる準備（非常持出品等）
- ○危険なところにできるだけ近づかない

など

資料 91　災害緊急資金及び農林漁業セーフティネット資金

種別	災害緊急資金（アグリマイティー資金）	農林漁業セーフティネット資金
貸付対象事業	災害によって被害を受けた農業経営の再建に必要な資金	災害によって被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金
貸付対象者	農業者	認定農業者、認定新規就農者、その他
貸付限度額	災害ごとに変動	600 万 特認：年間経営費等の 6/12 以内 （簿記記帳を行っており、特に必要と認められる場合）
貸付利率	災害ごとに変動	借入時の金利は、金融情勢により変動
償還期限	災害ごとに変動	15 年以内 （うち据置３年以内を含む。）
実施主体	奈良県農業協同組合	日本政策金融公庫

資料 92　災害援護資金

種別	災害援護資金	
貸付対象者	災害救助法による救助の行われる災害、その他政令で定める災害により、療養に要する期間が概ね１月以上である世帯主の負傷又は政令で定める相当程度の住居もしくは家財の損害を受けた世帯で、所得の合計額が政令で定める額に満たない世帯主	
貸付限度額	350 万円以内	
貸付条件	利子	措置期間中は無利子 措置期間経過後は年 1.5%（連帯保証人がある場合は無利子）
	償還方法	年賦、半年賦又は月賦により元金均等償還
	延滞利子	年５％
	据置期間	３年以内
	償還期間	10 年以内
根拠法令等	災害弔慰金の支給等に関する法律 奈良市災害弔慰金の支給等に関する条例	

資料 93　災害弔慰金及び災害障害見舞金

種別	災害弔慰金	災害障害見舞金
対象者	政令で定める災害により死亡した者がある世帯で、死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母のいずれかの者に対し、条例に定める順位	政令で定める災害により著しい障害を受けた者で条例に規定される障害を受けたもの
支給額	死亡者が災害弔慰金を受ける遺族の生計を主として維持していた場合 500 万 その他の場合 250 万	災害を受けた者がその世帯の生計を主として維持していた場合 250 万 その他の場合 125 万
根拠法令等	災害弔慰金の支給等に関する法律 奈良市災害弔慰金の支給等に関する条例	

資料 94　生活福祉資金

種別	生活福祉資金	
貸付対象者	低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯	
使途	災害を受けたことにより臨時に必要となる経費	
貸付限度額	150 万円以内	
貸付条件	利子	据置期間中は無利子 据置期間経過後は年 1.5%(連帯保証人がある場合は無利子)
	延滞利子	年 3.00%
	据置期間	貸付の日から６か月以内
	償還期間	据置期間経過後７年以内（貸付金額により異なる。）
連帯保証人	原則１名	
借入手続き	借入希望者は所定の書類を作成し、民生委員を通じて市社会福祉協議会へ提出	
根拠	生活福祉資金貸付制度要綱	

資料 95　母子・父子・寡婦福祉資金

（１）事業開始資金、事業継続資金、住宅資金

種　　別		事業開始資金	事業継続資金	住宅資金
使　　途		事業を始めるのに必要な資金	現在営んでいる事業を継続するために必要な資金	住宅の建設、購入、補修、保全、改装又は増築に必要な資金
貸付限度		個人　358 万円 団体　537 万円	179 万円	特別　200 万円 （災害等により、住宅が全壊等の場合）
据置期間		貸付けの日から１年間	貸付けの日から６箇月間	同左
償還期間		据置期間経過後 ７年以内	同左	据置期間経過後 ６年以内
利率	連帯保証人あり	無利子		
	連帯保証人なし	年 1.0％		

＊特例措置

事業開始資金、事業継続資金又は住宅資金の貸付金であって、災害により全壊、流失、半壊、床上浸水又はこれらに準ずる被害を受けた住宅に当該災害の当時居住していた者に対し、当該災害による被害を受けた日から１年以内に貸付けられるものについては、その据置期間を貸付けの日から２年を超えない範囲内において、その者が受けた被害の種類及び程度に応じて、内閣総理大臣が定める期間延長することができる。

（２）償還猶予

内　　容	猶予期限
災害により借主が支払期日までに償還することが困難となった場合、償還を猶予する。	１年以内（１年後も、さらにその事由が継続し、特に必要と認める時は改めて猶予できる。）

（３）違約金免除

内　　容
支払期日までに償還されなかった元利金に課せられる違約金を免除することができる。

資料 96　被保護世帯に対する布団類等の支給内容

令和７年４月１日現在

品目	世帯人員別	金額	
		夏季（４月～９月）	冬季（10 月～３月）
布団類・被服	２人まで	21,900 円以内	39,300 円以内
	４人まで	41,700 円以内	66,500 円以内
	５人	53,600 円以内	84,600 円以内
	６人以上１人を増すごとに加算する額	7,800 円以内	11,600 円以内

資料 97　協定締結先一覧表（福祉避難所関係）

令和６年 11 月現在

	協定締結先	備　　考
1	社会福祉法人　福寿会	
2	社会福祉法人　大倭安宿苑	
3	社会福祉法人　カトリック聖ヨゼフホーム	
4	社会福祉法人　晃宝会	
5	社会福祉法人　奈良市和楽園	
6	社会福祉法人　南都栄寿会	
7	社会福祉法人　万葉福祉会	
8	社会福祉法人　秋篠茜会	
9	社会福祉法人　大和清寿会	
10	社会福祉法人　奈良苑	
11	社会福祉法人　広瀬福祉会	
12	社会福祉法人　大和会	
13	社会福祉法人　サンライフ	
14	社会福祉法人　大和まほろば会	
15	社会福祉法人　楽慈会	
16	社会福祉法人　嘉耶の会	
17	社会福祉法人　博遊会	
18	医療法人　岡谷会	
19	医療法人　清和会	
20	医療法人　康仁会	
21	医療法人　北寿会	
22	社会福祉法人　大和高原育成福祉会	
23	医療法人　松本快生会	
24	医療法人　宝山会	
25	医療法人　泰山会	
26	医療法人　あすか会	
27	医療法人　新仁会	
28	社会福祉法人　中川会	
29	社会福祉法人　わたぼうしの会	
30	社会福祉法人　ならやま会	
31	社会福祉法人　青葉仁会	
32	社会福祉法人　史明会	
33	社会福祉法人　あゆみの会	
34	特定非営利活動法人　かかしの会	
35	特定非営利活動法人　マーブル	
36	医療法人財団　北林厚生会	
37	特定非営利活動法人　あず	
38	株式会社ハッピーサービスグループ	
39	認定ＮＰＯ法人　きららの会	
40	ウェルコンサル株式会社	
41	医療法人　仁誠会	
42	社会福祉法人　大和清泉会	
43	社会福祉法人　奈良市社会福祉協議会	
44	一般社団法人　奈良県訪問看護ステーション協議会	（人的支援）
45	日本ホームヘルパー協会奈良県支部	（人的支援）
46	奈良県立奈良養護学校	（体育館を除く。）
47	奈良県立奈良東養護学校	（体育館を除く。）
48	奈良県立奈良西養護学校	（体育館を除く。）
49	有限会社ほのぼの	
50	ホームケアー株式会社	
51	特定非営利活動法人　ならサポートワークラボ	

資料 98　指定福祉避難所一覧表

	名称	住所	対象区分
1	総合福祉センター	左京五丁目３番地の１	障害者

奈良市職員必携
災害時初動マニュアル

～災害から市民の命を守るために～



令和7年度版





① 災害時の行動指針
② 防災体制等の基準
③ 災害対策本部の編制
④ 災害情報伝達体制
⑤ 初動における行動基準
⑥ 避難所配置職員業務の概要
⑦ 参集時の服装と携行品
⑧ ミッション・シート

奈良市

① 災害時の行動指針

災害時における職員の責務

災害時、市民の生命・身体・財産を守る責務を有する市の職員の一人として、与えられた職務を誠実かつ積極的に実行する。

災害時における職員の行動指針

❶ 災害時における**職務の理解**
災害時における自分自身の職務をよく理解しておく。
9ページの「ミッション・シート」を常に最新の状態に整理・確認

❷ **平素からの準備**
災害時において職務を遂行するために必要となる準備を平素から行っておく。

❸ **迅速な参集**
災害が発生したならば、まずは「自らの命は自らが守る」。次いで、防災体制等の基準に基づき、速やかに参集する。電車や車が使用できない場合も、自転車や徒歩など、手段を尽くして参集する。

❹ **報告・連絡・相談**（確実な「ホウレンソウ」の実行）
災害時は、家族を含む自らの安否や、活動の状況等を積極的に報告するなど、自ら進んで上司の掌握下に入る。

❺ **臨機応変と協働連携**
災害対応は、想定外が多発する中、市民の命を守るためのスピード感が求められることから、臨機応変かつ迅速に職務を遂行する。
活動にあたっては、他部・他班（課）、関係機関などとの協働連携を大切にする。

❻ **被災者への親身な対応**
被災者等に接する際は、市の代表という意識で、相手の心を我が心とし、誠心誠意対応する。

❼ **安全管理**
自らの安全確保と健康管理には、細心の注意を払う。

職員の服務の宣誓（参考）

私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、且つ、擁護することを固く誓います。
私は、地方自治の本旨を体するとともに諸法規を厳守し、公務を民主的、且つ、能率的に運営すべき責務を深く自覚し、一部の奉仕者たることを排し、全体の奉仕者として誠実、且つ、公正に職務を執行することを固く誓います。

② 防災体制等の基準

台風等の水害編

（「気象庁HP・キキクル（危険度分布）」などで確認）

警戒レベル	防災気象情報等	防災体制（基準※）	奈良市の対応（基準※）
1	**早期注意情報** （警報級の可能性）	－	（心構えを一段高める、連絡体制確認等）
2	**大雨・洪水注意報** 水防団待機水位到達	**第１次防災体制** **（災害準備体制）**	・危機管理課による情報収集
2	**警報に切り替える可能性が高い注意報** **氾濫注意情報** 氾濫注意水位到達	**第２次防災体制** **（災害注意体制）**	・危機管理監又は参事等による情報収集・判断 ・**本部員は自宅スタンバイ** ・状況により、災害警戒本部の設置及び自主避難のための避難所の開設
3	**大雨・洪水警報** **氾濫警戒情報** 避難判断水位到達	**第３次防災体制** **（災害警戒体制）**	・**高齢者等避難発令**(防災スピーカー等での伝達) ・**災害警戒本部の設置** ・**自主避難のための避難所又は１次避難所の開設** ・避難所配置職員は**自宅スタンバイ**
4	**土砂災害警戒情報** **氾濫危険情報** 氾濫危険水位到達	**第４次防災体制** **（災害対策体制）**	・**避難指示発令**(サイレン音を含む防災スピーカー、緊急速報メール等による伝達) ・**災害対策本部の設置** ・**１次避難所**などの開設
5	**大雨特別警報** **氾濫発生情報** 堤防天端水位到達、越水	**第５次防災体制** **（全庁的災害対策体制）**	・**緊急安全確保発令**(サイレン音を含む防災スピーカー、緊急速報メール等による伝達) ・**全庁的な災害対策** ・**２次避難所**を含めた避難所開設

地　震　編

※防災体制・奈良市の対応については災害の状況に応じて柔軟に対応する。

震度４	第２次又は 第3次防災体制	状況に応じて災害警戒本部設置（第3次防災体制）
震度5弱以上	第4次防災体制	災害対策本部自動設置
被害状況によって	第5次防災体制	全庁的な災害対応

③ 災害対策本部の編制

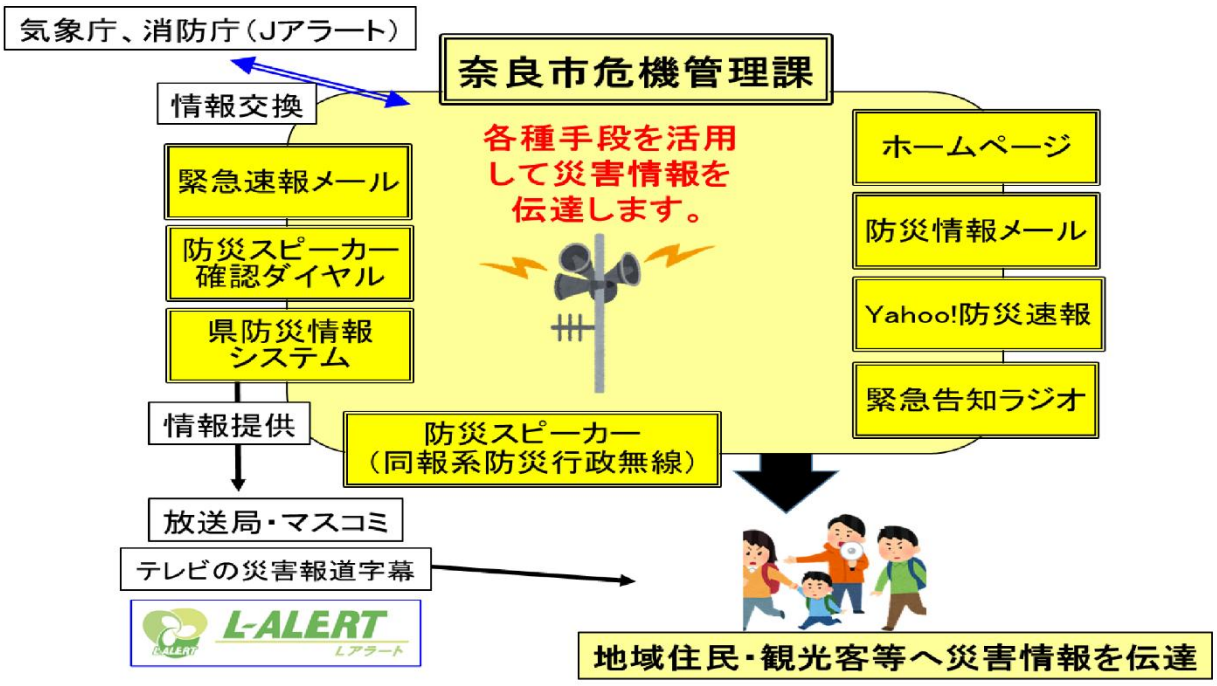
部　名（部長）	班　名　（班長）	主な所掌事務
本部長（市長）・副本部長（副市長） 本部長付（法令遵守監察監、最高情報統括責任者（CIO）、教育長、消防局長、公営企業管理者）		
本部事務局 （危機管理監）	本部事務班（危機管理課長）	・本部の設置、運営 ・関係機関との連絡調整
総合調整部 （総合政策部長）	総括班（総合政策課長）	・本部事務局の支援
	広報班（秘書広報課長）	・広報、報道対応
	職員班（人事課長）	・職員の動員、配備、安否確認
	地域班（出張所長　等）	・所管地域の被害状況把握
総務部 （総務部長）	総務対策班（資産管理課長）	・庁舎等の応急復旧
	会計・契約班（契約課長）	・災害予算の執行
	調査班（市民税課長）	・り災証明書発行
土木復旧部 （建設部長）	土木復旧第一班（道路維持課長）	・道路、河川、橋等の応急復旧
	土木復旧第二班（都市計画課長）	・被災宅地の危険度判定
保健救護部 （健康医療部長）	保健救護班（医療政策課長）	・救護所の開設
	衛生班（斎苑管理課長）	・遺体の収容及び埋火葬
援護部 （福祉部長）	援護班（福祉政策課長）	・要援護者、要配慮者に対する支援 ・福祉避難所の開設、運営
市民支援部 （市民部長）	市民支援班（地域づくり推進課長）	・救援物資の受領、配分 ・災害ボランティアの活用
	観光経済支援班（観光戦略課長）	・観光客、帰宅困難者対策
環境部 （環境部長）	環境班（環境政策課長）	・災害廃棄物の処理 ・被災地域のし尿処理
消防部 （消防局長）	消防班（消防局総務課長）	・消防、救急活動 ・人命救助
上下水道部 （経営部長）	総務班（企業総務課長）	・上下水道被害状況の把握及び報告
	給水班（給排水課長）	・飲料水の供給
	上水道復旧班（水道計画課長）	・水道施設の応急復旧
	水源班（送配水管理センター所長）	・水源及び浄水施設の応急復旧
	下水道復旧班（下水道事業課長）	・下水道施設の応急復旧
避難所部 （教育部長）	避難所統括班（教育総務課長）	・避難所に係る統括
	避難所支援班（学校教育課長）	・避難所の開設
	炊出し・食糧班（市民課長）	・炊出し等の連絡調整

※　細部は、「奈良市災害対策本部規程」による。　３

④ 災害情報伝達体制

◎ 奈良市における災害情報伝達体制

避難指示等を広く確実に伝達するため、また、停電や機器・システムの予期せぬトラブル、豪雨による騒音等があることも想定して、多様な伝達手段を複線的に組み合わせて伝達しています。



◎ 奈良市防災情報メール

地震、風水害などに関する緊急情報等を登録された方にメール配信します。

【配信内容】
- 気象警報、注意報など
- 防災情報、避難指示などの緊急情報
- 防災スピーカーの放送内容
- 国民保護情報（大規模テロ、弾道ミサイル攻撃等）

スマホでも、ガラケーでもOK
登録をお願いします！

スマホ用二次元コード

ガラケー用二次元コード

＜奈良市防災スピーカー確認ダイヤル＞



- 24時間365日利用可能です。
- 放送直後から利用できます。
- フリーダイヤル（無料）です。

0120－090163
おくれ、いいムセン

⑤ 初動における行動基準

区　分	行 動 の 内 容 （ 基 準 ）
平素の準備	○ 災害時における自分自身の職務の理解 ・ ９ページの「ミッション・シート」を作成、確認 ・ 「ミッション・シート」は常に最新の状態に整理 ○ 普段から防災・減災、気象情報などに関心を持つ ○ 非常持ち出し品などの準備（7ページを参照） ○ １週間を目安とする「日常備蓄」を自ら実践 ○ 家具の転倒防止、避難場所・経路の確認、家族での話合いなど、「防災習慣」を普段の生活の延長に
災害直前の準備 （台風接近時）	○ 最新の気象情報と「②防災体制等の基準」を確認 ○ 参集する場合の通勤経路の状況を確認
災害発生 （勤務時間外）	○ 災害発生時は、まず、家族を含む身の安全を確保 （自分自身の身を守る） ○ 「②防災体制等の基準」に基づき、勤務場所等（避難所配置職員は避難所）に速やかに参集する。電車や車が使用できない場合も、自転車や徒歩など、手段を尽くして参集 ○ 安否確認システム等を利用して家族を含む安否を速やかに所属長に報告 ○ 参集途上において、周辺地域の被害状況を携帯のカメラ等を活用して情報収集（登庁後、所属長等に報告） ○ 登庁後、登庁時刻等を所属長等に報告 ○ 参集が困難な場合は、最寄りの市出張所等に集まり、その責任者の指示を受け、応急活動に従事するとともに、本来の職務に復帰するよう努力する。 家族に死傷者が出た場合や自宅が全半壊した場合などは、できる限りその旨を上司に報告するとともに、可能な限り早い時期に職務に復帰するよう努力する。
災害発生 （勤務時間内）	○ 災害発生時は、まず、身の安全を確保 （自分自身の身を守る） ○ 災害対策本部からの指示に従う。 ○ 所属長の指示を仰ぎ、積極的に掌握下に入る。 ○ 可能な限り、家族の安否を確認して、所属長に報告 ○ 各部局で被害状況等をとりまとめて、災害対策本部に報告
非常時優先業務の遂行	○ 「奈良市業務継続計画（BCP）」に基づき、速やかに、非常時優先業務を開始する。

⑥ 避難所配置職員業務の概要

区　分	業 務 の 概 要
平素の準備 （任命されたら）	○ 避難所施設（場所）の確認、経路・所要時間などもチェック ○ バディ（もう1人の職員）と交代する職員の連絡先等を確認 （※担当する避難所が自主防災組織に一部委任されている場合は、交代する職員のみ） ○ 施設管理者、地区自主防災防犯組織の役員等との調整 ○ 非常持ち出し品などの準備（7ページを参照） ○ 地区の防災訓練等が実施される際は、積極的に参加
災害直前の準備 （台風接近時）	○ まず、身の安全を確保（自分自身の身を守る） ○ 家族や近隣の方々の安全を確認 ○ 避難所へ向かう準備 ○ 経路の状況を確認し、移動手段を考え、安全に移動 ○ バディに連絡
避難所の開設 ※担当する避難所が開設されない場合は、所属課の指揮下に入ってください。	○ キーボックスの確認（設置施設のみ） ○ 避難所部に到着した旨を連絡（施設管理者がいる場合は声かけ） ○ バディや地区自主防災防犯組織の役員、避難所運営委員会等と連携・協働 ○ 避難所開設キット・避難所グッズ（設置施設のみ）の確認 ○ 避難所開設キット（アクションシート）・運営マニュアル等に沿って避難所開設 ・ 安全確認（施設安全点検用紙でチェック） ・ 避難所受付システムの各種二次元コードの掲示 ・ 感染症対策に留意し、避難者スペースの確保、各種設備・装備品の展開 ○ 交代要員・予備配置職員となっている場合や、担任する避難所が未開設の場合は、自宅又は職場において待機
避難所の運営	○ 各地区作成の避難所運営マニュアル、奈良市避難所運営ガイドラインを参考に運営を行う。 ○ 避難所運営委員会からの要望には誠実に対応 ○ 避難者の入所・退所時に、避難所受付システムへの登録案内 ○ 定期報告及び随時の報告（状況に応じて無線機等を使用） ○ 「避難所勤務状況」及び「避難所日誌」の作成・記入
職員の交代	○ 交代時には、関係者（施設管理者、運営委員会）等に連絡 ○ 申し送り、引継ぎを確実に実施 ○ 避難所部へ報告
避難所の閉鎖	○ 施設管理者、自主防災防犯組織（避難所運営委員会）等の関係者に対して、避難所閉鎖の旨を伝達 ○ 自宅等から持参されたものは、各自に持ち帰ってもらう。 ○ 避難者が退所した後、防災倉庫を含め、物品等の後片付けを全員で行い、避難場所施設を元の状態に戻す。 ○ 開設キットやグッズ等の物品を収納し、足りない消耗品を報告 ○ 使用した消耗品等は、記録するとともに報告 ○ 避難所閉鎖時刻等を施設管理者と避難所部に報告

⑦ 参集時の服装と携行品（非常持ち出し品）





72時間は帰宅できないことを想定して準備

携行品リストの一例（各自で工夫を）

- 職員証
- 運転免許証・健康保険証（公的資格免許証等）
- 筆記用具（ボールペン、ノートなど）
- 非常食（乾パン、クラッカー、栄養調整食品など）
- 飲料水（水筒やペットボトルなど）
- 懐中電灯
- 携帯ラジオ
- 防寒着（朝夕の冷え込みがある場合など）
- 着替え（下着、靴下やタオルなどを含む）
- マスク、消毒液
- 応急医療品
- ティッシュ、ウェットティッシュなど
- 現金（小銭）
- 携帯電話（充電器具、予備バッテリーなど含む）
- 常備薬など

⑧ ミッション・シート

～ 災害時における「あなたの役割」 ～

記入例

災害時の所属	避難所部　避難所支援班
災害時の役職	避難所配置職員（○●地区・○×小学校）/○○課○○係
災害時の役割	【担当避難所開設時】 避難所の開設準備、開設、運営、避難者等の管理（避難者名簿の作成等）、避難所情報の記録、～交代～避難所の閉鎖 『避難所配置職員の業務の概要等』に基づき行動 【担当避難所未開設時】 所属課の指揮下に入り、所属の指示に従い行動
参集する防災体制	第4次防災体制（災害対策体制）で参集 状況により、第3次防災体制で参集
自主参集する地震の震度	震度5弱以上（第4次防災体制）
参集場所	○●地区・○×小学校 / 所属課（避難所未開設時）
班等の連絡先	避難所支援班（0742－34－5318）
電話連絡網による連絡先	○×さん（090－****-****） ●▲さん（080－****-****）
部長の氏名	○●部長（災害対策本部の部長名）
所属長の氏名（連絡先）	○●課長
バディ・交代職員 （避難所配置職員の場合）	○●課　○○さん ◆◆課　◇◇さん ◆■課　■◇さん
関係者の連絡先	自主防会長○○さん 避難所施設管理者△△さん
危機管理課	0742－34－4930

※　自身で記入し、所属長に報告。原本は自身が携行。

⑧ ミッション・シート

～ 災害時における「あなたの役割」 ～

災害時の所属	部　　班
災害時の役職	
災害時の役割	
参集する防災体制	
自主参集する地震の震度	
参集場所	
班等の連絡先	
電話連絡網による連絡先	
部長の氏名	
所属長の氏名（連絡先）	
バディ・交代職員 （避難所配置職員の場合）	
関係者の連絡先	
危機管理課	0742－34－4930

※　自身で記入し、所属長に報告。原本は自身が携行。

法令集

目次

法令　奈良県小災害に対する救助内規……1
法令　奈良市小災害等救助内規……4
法令　奈良市災害対策本部条例……8
法令　奈良市災害対策本部規程……9
法令　奈良市防災会議条例……21
奈良市防災会議委員及び幹事一覧表……24
法令　奈良市防災会議運営規程……26
法令　災害派遣手当等の支給に関する条例……28
法令　奈良市災害弔慰金の支給等に関する条例……30
法令　奈良市防災協力事業所登録制度要綱……35
法令　奈良市防災行政無線局管理規程……42

法令　奈良県小災害に対する救助内規

（目的）

第1条　この内規は、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用基準に達しないがこれに準ずる災害（以下「小災害」という。）により、住家又は家財を滅失し、或いは住家又は家財に甚大な被害を受けた世帯に対して、迅速適切な応急救助を行なうことを目的とする。

（災害の範囲）

第2条　小災害の範囲は、次のとおりとする。

(1)　住家が滅失した世帯の数が当該市町村の区域内の人口に応じ、次の世帯数以上の災害。

市町村の区域内の人口		住家の滅失世帯数
5,000人未満		10世帯
5,000〃以上	15,000人未満	13　〃
15,000〃以上	30,000〃　〃	16　〃
30,000〃以上	50,000〃　〃	20　〃
50,000〃以上	100,000〃　〃	26　〃
100,000〃以上		33　〃

(2)　前項第1号の住家の滅失した世帯の数の算定にあっては、次の換算率によるものとする。

1）住家の全壊（焼）、流失、埋没　　1　世帯

2）住家の半壊（焼）　　1／2　〃

3）住家の床上浸水　　1／3　〃

（救助の程度）

第3条　小災害により、り災した世帯に対して、次に定める範囲内において衣服・寝具その他生活必需品の給与を行う。

り災世帯に対する衣服・寝具等の給与

災害救助法施行細則（昭和38年7月1日奈良県規則第10号）第5条別表第1の3を準用する。

（救助の方法）

第4条　知事は、この内規の適用を決定したときは、当該市町村長に通知すると同時に、第3条による救助物資を市町村長あてに送付し、市町村長は、り災世帯に配分するものとする。

（受領書及び救助実施報告書の提出）

第5条　市町村長は、前条の規程による救助物資を受領したときは、受領書（様式第1号）を、救助の実施を完了したときは、救助実施報告書（様式第2号）をそれぞれ知事あて提出するものとする。

附　則

この内規は、昭和42年6月15日から適用する。

様式第1号

番　　号

年　　月　　日

奈良県知事　　殿

市町村長

受　　領　　書

　　年　　月　　日発生の　　災害における罹災者救助物資として下記のとおり受領しました。

記

物資の種類	数量	備考

様式第2号

番　　号

年　　月　　日

奈良県知事　　殿

市町村長

救助実施報告書

　　年　　月　　日付け社福第　　号をもって送付願った救助物資を別紙のとおり配分したので報告します。

様式第２号の１

救　援　物　資　配　分　表　　市町村長

番号	住家被害程度区分	世帯主氏名	基礎となった世帯構成人員	内訳									救援物資の品名			物資給与の数量			備考（給与月日）
				大人			中学生以上			中学生以下			毛布			毛布			
				男	女	計	男	女	計	男	女	計							
			人	人	人	人	人	人	人	人	人	人							
計		全壊　　世帯	人																
		半壊　　世帯	人																
		合計　　世帯	人																

法令　奈良市小災害等救助内規

（目的）

第１条　この内規は、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用基準に達しない災害が発生し、災害対策本部（以下「本部」という。）が設置されていない場合に、迅速かつ適切な応急救助を行うことを目的とする。

（災害の範囲）

第２条　この内規により応急救助を行う災害とは、住家の滅失した世帯の数が 33 世帯以上の災害（以下「小災害」という。）及び小災害に達しない小範囲の災害（以下「小範囲の災害」という。）とする。

２　前項の滅失した住家の数の算定にあっては、次の換算率によるものとする。

(1) 住家の全壊（焼）、流失　　１世帯

(2) 住家の半壊（焼）　　1/2 世帯

(3) 住家の床上浸水　　1/3 世帯

（用語の意義）

第３条　この内規において掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

用語	意義
住家	現実にその建物を居住のため使用しているもの
世帯	生計を一つにしている実際の生活単位
全壊（焼）及び流失	住家が滅失したもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの、又は主要構造部（壁、柱、はり、屋根、階段等をいう。以下同じ）の被害額がその住家の時価の 50%以上に達した程度のもの
半壊（焼）	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の 20%以上 50%未満のもの
床上浸水	住家の床上以上に浸水したもの、又は全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹木などのたい積のため一時的に居住することができないもの

（罹災者の救助）

第４条　小災害により、罹災した者及びその遺族に対しては、次の各号に定める救助を行う。ただし、他の法令によって救助の措置が講じられたとき、又は他より補償があるときは、救助を行わない。

(1) 生活必需品の支給

必要がある場合は、奈良県小災害に対する救助内規により奈良県知事から送付を受けた救助物資を支給する。

(2) 炊出しその他による食品の給与

必要がある場合は、災害救助法に準じて行う。

(3) 避難所の設置

必要がある場合は、被災地の付近で適当な場所を選定して設置する。この場合において、その期間は、原則として７日以内とする。

(4) 宿泊施設への避難利用支援制度の利用

必要がある場合は、宿泊施設への避難利用支援制度の利用を開始する。

(5) 応急仮設住宅の供与

必要がある場合は、適当な場所を選定して応急仮設住宅を設置し、これを供与する。この場合において、その期間は、原則として２年以内とする。

また、応急仮設住宅の建設状況に応じ、被災者の住宅を保護するため、県営住宅・市営住宅等の民間賃貸住宅を応急仮設住宅として提供する。

(6) 救護の実施

必要がある場合は、避難所等において傷病者に対する応急手当を行う。

２　小範囲の災害により、罹災した者（災害により被害を受けた当時、市内に現に居住し、かつ住民基本台帳法（昭和 24 年法律第 81 号）の規定により住民基本台帳に記載されていた者又は外国人登録法（昭和 27 年法律第 125 号）の規定により外国人登録されていた者及びその遺族に限る。）に対し、前項第４号定める救助を行う。

（救助業務等の分担）

第５条　小災害が発生した場合は、本部設置がされていない場合においても、災害本部規程に準じて救助業務を行うほか、次に掲げる業務を担当課等において行うものとする。

業務内容	担当課等
被害状況及び応急対策活動状況のとりまとめ並びに関係課との連絡調整に関すること。	危機管理課
県小災害救助内規適用手続に関すること。	福祉政策課
宿泊施設への避難利用支援制度の利用に関すること。	危機管理課
日本赤十字社からの救援品の配付に関すること。	地域づくり推進課、西部出張所、東部出張所、北部出張所、月ヶ瀬行政センター及び都祁行政センター

２　小範囲の災害が発生した場合は、本部が設置されたときを除き、次に掲げる業務を担当課において行うほか、その他の救助業務を各部課の平常業務に関連し、当該部課において行うものとする。

業務内容	担当課等
被害状況及び応急対策活動状況のとりまとめ並びに関係課との連絡調整に関すること。	危機管理課
災害による被害状況及び人的被害の情報収集に関すること。	火災：消防局指令課 火災以外：地域づくり推進課、西部出張所、東部出張所、北部出張所、月ヶ瀬行政センター及び都祁行政センター

宿泊施設への避難利用支援制度の利用に関すること。	危機管理課
災害による家屋損壊、商品損害及び土地の損壊等の被害状況並びに家屋損壊にかかわる人的被害の調査に関すること（火災及び爆発によるものを除く。）。	資産税課、納税課及び滞納整理課
日本赤十字社からの救援品の配付に関すること。	地域づくり推進課、西部出張所、東部出張所、北部出張所、月ヶ瀬行政センター及び都祁行政センター
浸水家屋の消毒に関すること。	保健衛生課
浸水家屋を対象とするし尿汲取料金の減免に関すること。	廃棄物対策課
罹災証明書の発行（火災及び爆発によるものを除く。）に関すること。	市民税課

（調査報告）

第６条　小範囲の災害の場合、被害状況調査の報告は、本部が設置された場合を除き、次の表に掲げるところにより行う。

内容	担当課	報告先
災害による被害状況及び人的被害に関する調査	火災：消防局指令課 火災以外：地域づくり推進課	危機管理課、資産税課、環境清美工場及び住宅課
災害による家屋損壊、商品損害及び土地の損壊等の被害状況並びに家屋損壊にかかわる人的被害の調査（火災及び爆発によるものを除く。）	市民税課	危機管理課及び地域づくり推進課（出張所又は行政センターの所管区域内のものにあっては、当該出張所又は行政センター）

（その他）

第７条　この内規に定めるもののほか、応急救助に関し必要な事項は、その都度市長の指示により行う。

附　則

（施行期日）

１　この内規は、平成３年２月 28 日から施行する。

（旧内規の廃止）

２　小災害救助内規（昭和 43 年 12 月 21 日制定）は廃止する。

附　則

この内規は、平成 20 年４月１日から施行し、この内規による改正後の奈良市小災害等救助内規は、同月１日から適用する。

附　則

この内規は、平成 21 年４月１日から施行し、この内規による改正後の奈良市小災害等救助内規

は、同月１日から適用する。

附　則

この内規は、平成 22 年４月 16 日から施行し、この内規による改正後の奈良市小災害等救助内規は、同月１日から適用する。

附　則

この内規は、平成 23 年 11 月 28 日から施行する。

附　則

この内規は、平成 24 年４月 20 日から施行し、この内規による改正後の奈良市小災害等救助内規は、同月１日から適用する。

附　則

この内規は、平成 25 年５月 14 日から施行し、この内規による改正後の奈良市小災害等救助内規は、同年４月１日から適用する。

附　則

この内規は、平成 28 年８月 25 日から施行し、この内規による改正後の奈良市小災害等救助内規は、同年４月１日から適用する。

附　則

この内規は、平成 29 年５月 17 日から施行し、この内規による改正後の奈良市小災害等救助内規は、同年４月１日から適用する。

附　則

この内規は、平成 30 年４月６日から施行し、この内規による改正後の奈良市小災害等救助内規は、同月１日から適用する。

附　則

この内規は、令和元年５月３０日から施行し、この内規による改正後の奈良市小災害等救助内規は、平成３１年４月１日から適用する。

附　則

この内規は、令和３年４月９日から施行し、この内規による改正後の奈良市小災害等救助内規は、令和３年４月１日から適用する。

附　則

この内規は、令和４年６月１７日から施行し、この内規による改正後の奈良市小災害等救助内規は、令和４年４月１日から適用する。

附　則

この内規は、令和５年４月２８日から施行し、この内規による改正後の奈良市小災害等救助内規は、令和５年４月１日から適用する。

附　則

この内規は、令和７年２月１３日から施行する。

附　則

この内規は、令和７年１０月２９日から施行する。

法令　奈良市災害対策本部条例

昭和38年７月16日条例第18号

最終改正　平成24年10月３日条例第40号

奈良市災害対策本部条例

（目的）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の２第８項の規定に基づき、奈良市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第２条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

２　災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

３　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第３条　災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

２　部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

３　部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

４　部長は、部の事務を掌理する。

（現地災害対策本部）

第４条　現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもつて充てる。

２　現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

（雑則）

第５条　前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成８年３月25日条例第３号抄）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成24年10月３日条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。

法令　奈良市災害対策本部規程

平成22年12月２日災害対策本部告示第２号

改正

平成23年４月11日災対告示第１号
平成23年７月28日災対告示第２号
平成24年４月23日災対告示第１号
平成25年５月14日災対告示第１号
平成26年６月６日災対告示第１号
平成27年３月20日災対告示第１号
平成27年５月22日災対告示第２号
平成28年２月25日災対告示第１号
平成28年６月30日災対告示第２号
平成29年６月21日災対告示第１号
平成30年７月３日災対告示第１号
令和元年５月29日災対告示第１号
令和２年４月30日災対告示第１号
令和３年５月10日災対告示第１号
令和４年５月31日災対告示第１号
令和５年６月14日災対告示第１号
令和６年５月24日災対告示第１号
令和７年５月28日災対告示第１号

奈良市災害対策本部規程

奈良市災害対策本部規程（平成14年奈良市災害対策本部告示第１号）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　奈良市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）及び奈良市災害対策本部条例（昭和38年奈良市条例第18号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（組織）

第２条　本部に次の部及び班を置く。

部	班
本部事務局	本部事務班
総合調整部	総括班、広報班、職員班、地域班
総務部	総務対策班、会計・契約班、調査班
土木復旧部	土木復旧第一班、土木復旧第二班
保健救護部	保健救護班、衛生班

援護部	援護班
市民支援部	市民支援班、観光経済支援班
環境部	環境班
消防部	消防班
上下水道部	総務班、給水班、上水道復旧班、水源班、下水道復旧班
避難所部	避難所統括班、避難所支援班、炊出し・食糧班

（部及び班の所掌事務）

第３条　部及び班の所掌事務は、別表第１のとおりとする。

（副本部長、危機管理監及び本部長付）

第４条　副本部長は、副市長をもって充てる。

２　条例第２条第２項の規定により、副本部長が本部長の職務を代理するときは、奈良市副市長事務分担規則（平成 22 年奈良市規則第 82 号）第３条に掲げる副市長の順序によりその職務を代理するものとする。

３　前項の場合において、副本部長に事故があるときは、危機管理監が本部長の職務を代理する。

４　前項の場合において、危機管理監に事故があるときは、奈良市行政組織条例（平成 13 年奈良市条例第 37 号）第１条に掲げる部等（危機管理監を除く。）の順序で、奈良市行政組織規則 （平成 14 年奈良市規則第 43 号）第 66 条第１項の部長が本部長の職務を代理する。

５　危機管理監は、本部長の命を受け本部長及び副本部長を補佐し、危機管理体制の総合的な調整を図る。

６　本部長付は、法令遵守監察監、最高情報統括責任者、教育長、消防局長及び公営企業管理者をもって充て、副本部長及び危機管理監を補佐する。

（部長及び副部長）

第５条　部長及び副部長は、別表第２の部長、副部長及び部長付欄に掲げる者をもって充てる。

２　部長は、本部長の命を受け部の事務を掌理し、所属班長を指揮監督する。

３　副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるとき、又は部長が欠けたときは、その職務を代理する。

４　部に部長付を置き、別表第２の部長、副部長及び部長付欄に掲げる者をもって充て、所属する部の部長及び副部長を補佐する。

（班長及び副班長）

第６条　班に班長及び副班長（本部事務班、広報班、職員班、地域班、水源班及び下水道復旧班にあっては班長）を置き、別表第２の班長及び副班長欄に掲げる者をもって充てる。

２　班長は、上司の命を受け班の事務を掌理し、所属班員を指揮監督する。

３　班長に事故があるとき、又は班長が欠けたときは、副班長又は上席の班員がその職務を代理する。

（班員）

第７条　班員は、別表第２の班員欄に掲げる課等（課のかいを含む。）に属する職員をもって充てる。

２　前項の規定にかかわらず、本部長が指名する職員は、本部長が命じる班に属するものとする。

（本部の設置基準）

第８条　法第 23 条第１項の規定により本部を設置する場合の基準は、おおむね次のとおりとする。

（１）　気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）に基づく暴風、大雨又は洪水等の注意報及び警報が市域を含

めて発令され総合的な対策を必要とするとき。

（２） 市内に震度５弱以上の地震が発生したとき、又はそのおそれがあるとき。

（３） 市内に火災、爆発等が発生し総合的な対策を必要とするとき。

（４） その他市長が必要と認めたとき。

（本部会議）

第９条　災害に関する総合対策その他必要な事項を協議するため、本部に本部会議を置く。

２　本部会議は、本部長、副本部長、危機管理監、本部長付及び部長をもって構成する。

（本部駐在員）

第 10 条　本部事務局に本部駐在員として各班（上下水道部にあっては部）から１名以上を置き、部長が指名する者をもって充てる。

２　本部駐在員は、本部が設置された場合において、必要に応じて本部事務局に駐在し、情報収集及び当該本部駐在員の所属する部への伝達を遅滞なく正確に実施する。

（連絡員）

第 11 条　部に連絡員１名以上を置き、部長が指名する者をもって充てる。

２　連絡員は、本部が設置された場合において本部駐在員を通して本部事務局と当該連絡員の所属する部との連絡に当たるものとする。

（通報）

第 12 条　各班において災害情報を得たときは、直ちに本部事務局に通報するものとする。

２　本部事務局は、各班から災害情報を受理したときは、直ちに本部長、副本部長、危機管理監、本部長付及び部長に通報しなければならない。

（情報の発表）

第 13 条　災害情報の発表は、本部会議を経て、危機管理監が行うものとする。

（本部の閉鎖）

第 14 条　本部の閉鎖は、災害の応急措置が完了したときに、本部長の命により行うものとする。

２　本部閉鎖後の事後の対応は、危機管理監の命により行うものとする。

（その他）

第 15 条　この規程に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附　則

この告示は、平成 23 年３月１日から施行する。

附　則（平成 23 年４月 11 日災対告示第１号）

この告示は、平成 23 年４月 11 日から施行し、この告示による改正後の奈良市災害対策本部規程の規定は、同月１日から適用する。

附　則（平成 23 年７月 28 日災対告示第２号）

この告示は、平成 23 年７月 28 日から施行し、この告示による改正後の奈良市災害対策本部規程の規定は、同月１日から適用する。

附　則（平成 24 年４月 23 日災対告示第１号）

この告示は、平成 24 年４月 23 日から施行し、この告示による改正後の奈良市災害対策本部規程の規定は、同月１日から適用する。

附　則（平成 25 年５月 14 日災対告示第１号）

この告示は、平成 25 年５月 14 日から施行し、この告示による改正後の奈良市災害対策本部規程の規定は、同年４月１日から適用する。

附　則（平成 26 年６月６日災対告示第１号）

この告示は、平成 26 年４月１日から施行し、この告示による改正後の奈良市災害対策本部規程の規定は、同年３月 20 日から適用する。

附　則（平成 27 年３月 20 日災対告示第１号）

この告示は、平成 27 年３月 20 日から施行し、この告示による改正後の奈良市災害対策本部規程の規定は、同年３月 20 日から適用する。

附　則（平成 27 年５月 22 日災対告示第２号）

この告示は、平成 27 年５月 22 日から施行し、この告示による改正後の奈良市災害対策本部規程の規定は、同年４月１日から適用する。

附　則（平成 28 年２月 25 日災対告示第１号）

この告示は、平成 28 年２月 25 日から施行し、この告示による改正後の奈良市災害対策本部規程の規定は、同年２月 25 日から適用する。

附　則（平成 28 年６月 30 日災対告示第２号）

この告示は、平成 28 年６月 30 日から施行し、この告示による改正後の奈良市災害対策本部規程の規定は、同年４月１日から適用する。

附　則（平成 29 年６月 21 日災対告示第１号）

この告示は、平成 28 年６月 21 日から施行し、この告示による改正後の奈良市災害対策本部規程の規定は、同年４月１日から適用する。

附　則（平成 30 年７月３日災対告示第１号）

この告示は、平成 30 年７月３日から施行し、この告示による改正後の奈良市災害対策本部規程の規定は、同年４月１日から適用する。

附　則（令和元年５月 29 日災対告示第１号）

この告示は、令和元年５月 29 日から施行し、この告示による改正後の奈良市災害対策本部規程の規定は、平成 31 年４月１日から適用する。

附　則（令和２年４月 30 日災対告示第１号）

この告示は、令和２年４月 30 日から施行し、この告示による改正後の奈良市災害対策本部規程の規定は、同年４月１日から適用する。

附　則（令和３年５月 10 日災対告示第１号）

この告示は、令和３年５月 10 日から施行し、この告示による改正後の奈良市災害対策本部規程の規定は、同年４月１日から適用する。

附　則（令和４年５月 31 日災対告示第１号）

この告示は、令和４年５月 31 日から施行し、この告示による改正後の奈良市災害対策本部規程の規定は、同年４月１日から適用する。

附　則（令和５年６月 14 日災対告示第１号）

この告示は、令和５年６月 14 日から施行し、この告示による改正後の奈良市災害対策本部規程の規定は、同年４月１日から適用する。

附　則（令和６年５月 24 日災対告示第１号）

この告示は、令和６年５月 24 日から施行し、この告示による改正後の奈良市災害対策本部規程の規定は、同年４月１日から適用する。

附　則（令和７年５月 28 日災対告示第１号）

この告示は、令和７年５月 28 日から施行し、この告示による改正後の奈良市災害対策本部規程の規定は、同年４月１日から適用する。

別表第１（第３条関係）

部名	班名	所掌事務
各班共通		１　本部事務局及び他班との連絡調整に関すること。 ２　管理施設等に関する被害状況の情報収集及び報告に関すること。 ３　班内の連絡調整と部内協力に関すること。 ４　班内業務計画の策定に関すること。 ５　班内職員の活動計画に関すること。
本部事務局	本部事務班	１　本部の設置及び運営に関すること。 ２　各部及び関係機関との連絡調整（他部に属するものを除く。）に関すること。 ３　県本部への連絡及び報告に関すること。 ４　自衛隊等への応援要請に関すること。 ５　災害情報及び災害対策活動のとりまとめに関すること。 ６　被害状況のとりまとめに関すること。 ７　災害情報の発信及び防災行政無線の運用に関すること。 ８　応急対策活動の調整に関すること。 ９　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）、災害救助法又は小災害に対する救助内規の適用手続に関すること。 １０　各種協定（他部に属するものを除く。）に関すること。
総合調整部	総括班	１　被害状況の把握及び収集に関すること。 ２　被害状況に基づく応急対策の調整に関すること。 ３　本部事務局の支援に関すること。 ４　本部長及び副本部長の特命に関すること。 ５　災害予算及び災害時の資金運用に関すること。 ６　災害に伴う財政計画及び政府機関との連絡に関すること。 ７　その他各部に属さない事務の調整に関すること。
	広報班	１　災害時の広報（安否情報の広報を含む。）に関すること。 ２　記録写真の作成及び保存に関すること。 ３　報道機関との連絡調整に関すること。 ４　本部長及び副本部長の秘書に関すること。
	職員班	１　被災職員の調査（安否確認）のとりまとめに関すること。 ２　職員の動員及び配備に関すること。 ３　職員及び派遣職員の宿舎、給与及び給食に関すること。 ４　職員の健康管理及び衛生管理のとりまとめに関すること。 ５　避難所配置職員の選定に関すること。
	地域班	１　各種民間団体の活用及び連絡調整に関すること。 ２　所管地域の被害状況調査における調査班への協力に関すること。 ３　土木、農林施設等の被害状況の把握・収集及び応急復旧等（東部担当、月ヶ瀬担当及び都祁担当に限る。）に関すること。 ４　各地域における各班業務への協力に関すること。

部名	班名	所掌事務
総務部	総務対策班	1　来庁者等の安全確保に関すること。 2　災害視察者及び見舞者の対応に関すること。 3　通信及び通話の確保に関すること。 4　物資車両等の調達及び確保に関すること。 5　災害用車両の配車（総務班に属するものを除く。）に関すること。 6　庁舎等の応急復旧に関すること。 7　情報設備の応急対策に関すること。 8　災害の状況に応じ、総合調整部への協力に関すること。
	会計・契約班	1　災害に係る義援金等の管理に関すること。 2　災害予算の執行に関すること。 3　災害の状況に応じ、総合調整部への協力に関すること。
	調査班	1　被害家屋に係る調査に関すること。 2　罹災証明書発行に関すること。 3　市税の減免等に関すること。 4　文化財に係る被害状況の調査及び県との調整に関すること。 5　災害の状況に応じ、総合調整部への協力に関すること。
土木復旧部	土木復旧第一班	1　道路、河川、橋りょう等の土木施設の応急復旧及び技術に関すること。 2　住宅内の障害物の除去に関すること。 3　堤防等の危険測定及び応急復旧に関すること。 4　ため池、井せき等の危険測定及び応急復旧の指導に関すること。 5　水利組合との連絡調整に関すること。 6　罹災農地、山林、ため池等の復旧に関すること。 7　罹災農林業者に対する融資に関すること。 8　災害資金貸付に関すること。
	土木復旧第二班	1　道路、河川、橋りょう等被害状況の把握・収集に関すること。 2　避難者の誘導に関すること。 3　被災宅地の危険度判定に関すること。 4　被災建築物の応急危険度判定に関すること。 5　応急仮設住宅の建築に関すること。 6　災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく住宅の応急修理に関すること。 7　市有施設の応急復旧に関すること。 8　公費家屋解体の申込受付及び解体業者の選定に関すること。
保健救護部	保健救護班	1　市医師会等との連絡調整に関すること。 2　市立奈良病院との連絡調整に関すること。 3　救護所の開設に関すること。 4　保健救護班員の配備に関すること。 5　救援救護に係る関係機関との連絡調整に関すること。

部名	班名	所掌事務
		6　傷病者の応急手当、助産その他の救護に関すること。 7　飲料水及び食品衛生に関すること。 8　感染症の発生及びまん延の防止に関すること。 9　愛玩動物の収容対策に関すること。 １０　被災者の健康管理に関すること。 １１　被災地の環境保全に関すること。 １２　浸水被害における家屋の消毒に関すること。
	衛生班	1　罹災による遺体の収容及び埋火葬に関すること。 2　警察署及び消防班等との連携に関すること。
援護部	援護班	1　所管施設の使用協力に関すること。 2　災害援護資金の貸付けに関すること。 3　被災者生活再建支援金の申請等の受付に関すること。 4　応急仮設住宅の供与に関すること。 5　住宅の応急修理対象者の認定に関すること。 6　要援護者及び要配慮者に対する支援に関すること。 7　福祉避難所の開設及び運営に関すること。
		8　避難行動要支援者名簿の活用に関すること。
		9　災害弔慰金の支給に関すること。
		１０　災害障害見舞金の支給に関すること。
市民支援部	市民支援班	1　生活必需品等の給（貸）与及び運搬に関すること。 2　応急物資の運搬及び配分に関すること。 3　救援物資（義援金を含む。）の受領及び配分に関すること。 4　保育所、こども園及び幼稚園を利用中の子どもの被害状況の把握、安全対策及び連絡調整に関すること。 5　災害ボランティア及び関係団体の受入れ、活用、連携及び連絡調整に関すること。
	観光経済支援班	1　観光客及び帰宅困難者の被災状況の把握及び安全対策に関すること。 2　観光客及び帰宅困難者に関する連絡及び調整に関すること。 3　通訳支援に関すること。 4　国際関係に関する連絡及び調整に関すること。 5　協定企業等からの応急食糧の調達に関すること。 6　労働の供給に関すること。 7　被災中小企業者に対する融資に関すること。 8　罹災住宅の復旧資材購入あっせんに関すること。
環境部	環境班	1　災害時における廃棄物の処理に関すること。 2　廃棄物処理施設の管理及び応急復旧に関すること。 3　仮設トイレの調達及び関係業者との調整に関すること。 4　被災地域のし尿処理に関すること。

部名	班名	所掌事務
		5　災害廃棄物の広報及び住民対応に関すること。 6　災害廃棄物の処理に係る関係主体との連携に関すること。 7　災害廃棄物処理実行計画に関すること。 8　被災家屋の公費解体事務に関すること。 9　災害廃棄物処理に係る補助金申請及び査定対応に関すること。 １０　災害廃棄物仮置場の設置及び運営に関すること。 １１　災害廃棄物の処理に関する受援計画及び体制に関すること。
消防部	消防班	1　119 番通報を含む被害状況の把握及び情報収集に関すること。 2　職員及び消防団員の動員に関すること。 3　災害現場における救急活動に関すること。 4　災害現場における消防活動及び防災業務に関すること。 5　人命救助に関すること。 6　避難者の誘導に関すること。 7　消防無線通信の確保に関すること。 8　災害時の消防隊出動統制に関すること。 9　消防団員との連絡調整に関すること。 １０　広報活動（広報班に属するものを除く。）に関すること。 １１　部の経理及び給与に関すること。 １２　消防活動の運用に関すること。 １３　水防資材の調達及び保守管理に関すること。
上下水道部	総務班	1　上下水道被害状況の把握及び報告に関すること。 2　部内各班の連絡調整に関すること。 3　上下水道の応急対策活動等の調整に関すること。 4　広報（広報班に属するものを除く。）に関すること。 5　部内における被害状況のとりまとめに関すること。 6　部の災害用車両の管理と配車等に関すること。 7　部の経理及び給与に関すること。
	給水班	1　飲料水供給に関すること。 2　非常給水に関すること。
	上水道復旧班	1　水道施設の被害状況の調査及び報告に関すること。 2　水道施設の応急復旧工事に関すること。
	水源班	1　水源及び浄水施設に係る被害状況の調査及び報告に関すること。 2　水源及び浄水施設の応急復旧工事に関すること。
	下水道復旧班	1　下水道施設の被害状況の調査及び報告に関すること。 2　下水道施設の応急復旧工事に関すること。
避難所部	避難所統括班	1　部内の動員及び配備に関すること。 2　避難所に係る統括に関すること。 3　避難所における情報のとりまとめ及び報告に関すること。 4　社会教育等関係団体の活用及び連絡調整に関すること。 5　学校教育施設の使用協力に関すること。

部名	班名	所掌事務
	避難所支援班	1　避難所の開設及び避難者の収容（福祉避難所を除く。）に関すること。 2　避難所の管理運営の統括に関すること。 3　施設管理者等との連絡調整及び協力に関すること。 4　学用品の配布に関すること。
	炊出し･食糧班	1　応急食糧の炊出し等による食糧の給付に関すること。 2　炊出し等における関係機関との連絡調整に関すること。 3　避難所支援班への協力に関すること。

別表第２（第５条・第６条・第７条関係）

部名	部長、副部長及び部長付	班名	班長及び副班長	班員
本部事務局	部長　危機管理監 部長付　危機管理監付参事	本部事務班	班長　危機管理課長	危機管理課
総合調整部	部長　総合政策部長 部長付　総合政策部次長 総合政策部参事 総合政策部ＣＩＯ補佐官 総務部次長 東部振興監	総括班	班長　総合政策課長 副班長　財政課長	総合政策課　財政課　法務ガバナンス課
		広報班	班長　秘書広報課長	秘書広報課
		職員班	班長　人事課長	人事課
		地域班	班長　西部出張所長　月ヶ瀬行政センター所長　都祁行政センター所長　東部出張所長　北部出張所長	西部出張所各課　月ヶ瀬行政センター各課　都祁行政センター各課　東部出張所　北部出張所
総務部	部長　総務部長 部長付　総務部参事 総務部参事 会計管理者	総務対策班	班長　資産管理課長 副班長　総務課長	資産管理課　総務課　ＤＸ推進課　ＡＩ活用推進課
		会計・契約班	班長　契約課長 副班長　会計課長	契約課　会計課
		調査班	班長　市民税課長 副班長　文化財課長	市民税課　文化財課　資産税課　納税課　滞納整理課
土木復旧部	部長　建設部長 副部長　都市整備部長 部長付　建設部次長 都市整備部次長 都市整備部参事 都市整備部参事	土木復旧第一班	班長　道路維持課長 副班長　農政課長	道路維持課　農政課　駅周辺整備事務所　公園緑地課　土木管理課　道路インフラ保全課　道路建設課　河川耕地課
		土木復旧第二班	班長　都市計画課長 副班長　開発指導課長	都市計画課　開発指導課　都市政策課　交通バリアフリー推進課　建築指導課　住宅課　建築デザイン課　農業委員会事務局

部名	部長、副部長及び部長付	班名	班長及び副班長	班員
保健救護部	部長　健康医療部長 副部長　健康医療部理事 部長付　健康医療部次長 健康医療部参事 看護専門学校長 保健所長	保健救護班	班長　医療政策課長 副班長　健康増進課長	医療政策課　健康増進課 母子保健課　保健・環境検査課　保健衛生課　保健予防課　救護班員
		衛生班	班長　斎苑管理課長 副班長　福祉医療課長	斎苑管理課　福祉医療課
援護部	部長　福祉部長 部長付　福祉部次長 福祉部参事	援護班	班長　福祉政策課長 副班長　障がい福祉課長	福祉政策課　障がい福祉課　保護課　長寿福祉課 国保年金課　介護福祉課
市民支援部	部長　市民部長 副部長　子ども未来部長 子ども未来部理事 観光経済部長 部長付　市民部次長 子ども未来部次長 観光経済部次長 子ども未来部参事	市民支援班	班長　地域づくり推進課長 副班長　子ども政策課長	地域づくり推進課　子ども政策課　文化振興課 スポーツ振興課　幼保こども園課　子ども給付課 子ども安心課　一時保護課　子ども家庭支援課 子ども育成課
		観光経済支援班	班長　観光戦略課長 副班長　産業政策課長	観光戦略課　産業政策課
環境部	部長　環境部長 副部長　環境部理事 部長付　環境部次長	環境班	班長　環境政策課長 副班長　廃棄物対策課長	環境政策課　廃棄物対策課　収集課　まち美化推進課　環境清美工場　土地改良清美事務所　クリーンセンター建設推進課 工場整備課
消防部	部長　消防局長 部長付　消防局次長	消防班	班長　総務課長 副班長　消防課長	総務課　消防課　予防課　救急課　指令課　中央消防署　南消防署　西消防署　北消防署　東消防署
上下水道部	部長　経営部長 副部長　事業部長 部長付　経営部次長 事業部次長	総務班	班長　企業総務課長 副班長　経営企画課長	企業総務課　経営企画課 お客様センター準備課
		給水班	班長　給排水課長 副班長　企業出納課長	給排水課　企業出納課
		上水道復旧班	班長　水道計画課長 副班長　水道工務課長	水道計画課　水道工務課
		水源班	班長　送配水管理センター所長	送配水管理センター
		下水道復旧班	班長　下水道事業課長	下水道事業課

部名	部長、副部長及び部長付	班名	班長及び副班長	班員
避難所部	部長　教育部長 副部長　市民部理事 部長付　教育部次長 教育部ＣＩＯ補佐官 選挙管理委員会事務局長 監査委員事務局長	避難所統括班	班長　教育総務課長 副班長　地域教育課長	教育総務課　地域教育課　共生社会推進課　放課後児童育成課　教育ＤＸ推進課　教育施設課
		避難所支援班	（小学校担当） 班長　学校教育課長	避難所配置職員（小学校担当）　学校教育課　教育政策課　いじめ防止生徒指導課
			（中学校担当） 副班長　教職員課長	避難所配置職員（中学校担当）　教職員課　教育支援課　特別支援教育推進課　選挙管理委員会事務局　監査委員事務局
			（小・中学校以外担当） 副班長　中央図書館長	避難所配置職員（小・中学校以外担当）　中央図書館　北人権文化センター　東人権文化センター　南人権文化センター　一条高等学校事務室
		炊出し・食糧班	班長　市民課長 副班長　保健給食課長	市民課　保健給食課

備考　この表に定める「保健救護部　保健救護班　救護班員」については、原則として課長以上を除く正規職員の保健師及び看護師の全員を充てることとする。

法令　奈良市防災会議条例

昭和38年７月16日条例第17号

最終改正　平成25年12月24日条例第70条

奈良市防災会議条例

（目的）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第６項の規定に基づき、奈良市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第２条　防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

（１）　奈良市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

（２）　水防法（昭和24年法律第193号）第33条に規定する水防計画を調査審議すること。

（３）　市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

（４）　前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

（５）　前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第３条　防災会議は、会長及び委員45人以内をもつて組織する。

２　会長は、市長をもつて充てる。

３　会長は、会務を総理する。

４　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

５　委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

（１）　指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者

（２）　奈良県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者

（３）　奈良県警察の警察官のうちから市長が任命する者

（４）　市長がその部内の職員のうちから指名する者

（５）　教育長

（６）　消防長及び消防団長

（７）　指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者

（８）　自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

（９）　前各号のほか市長が特に必要と認めて任命する者

６　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

７　補欠の委員（第５項第９号の委員を除く。）には、その任命又は指名の対象となつていた前任者の職に就任した者が、その職に就任した時に充てられたものとする。

８　委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第４条　防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

２　専門委員は、関係地方行政機関の職員、奈良県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定

地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（幹事）

第５条　防災会議に幹事を置く。

2　幹事は、委員の属する機関の職員のうちから市長が任命する。

3　幹事は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

（部会）

第６条　防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2　部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3　部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもつて充てる。

4　部会長は、部会の事務を掌理する。

5　部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

（議事等）

第７条　前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮つて定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和39年１月１日条例第１号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和54年３月29日条例第９号）

この条例は、昭和54年４月１日から施行する。

附　則（平成12年３月30日条例第３号抄）

（施行期日）

1　この条例は、平成12年４月１日から施行する。

附　則（平成20年３月28日条例第５号）

（施行期日）

1　この条例は、平成20年４月１日から施行する。

（奈良市水防協議会条例の廃止）

2　奈良市水防協議会条例（昭和30年奈良市条例第33号）は、廃止する。

附　則（平成24年３月30日条例第４号）

この条例は、平成24年４月１日から施行する。

附　則（平成24年10月３日条例第37号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成25年12月24日条例第70号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の奈良市防災会議条例の規定は、平成25年９月

1日から適用する。

奈良市防災会議委員及び幹事一覧表

（1）奈良市防災会議委員一覧表

種　別	委 員 名
（１号） 指定地方 行政機関	奈良地方気象台長 陸上自衛隊第７施設群長 航空自衛隊幹部候補生学校教務課長
（２号） 県の職員	奈良土木事務所長
（３号） 県の警察官	奈良警察署長 奈良西警察署長 天理警察署長
（４号） 市の職員	奈良市副市長 奈良市福祉部長 奈良市子ども未来部長 奈良市子ども未来部理事 奈良市健康医療部長 奈良市市民部理事
（５号） 教育関係	奈良市教育長
（６号） 消防機関	奈良市消防局長 奈良市消防団長
（７号） 指定公共機関	西日本旅客鉄道株式会社ＪＲ奈良駅長 日本赤十字社奈良県支部事務局長 ＮＨＫ奈良放送局コンテンツセンター長 関西電力送配電株式会社奈良配電営業所長 大阪ガスネットワーク株式会社北東部事業部緊急保安チームマネージャー ＮＴＴ西日本株式会社奈良支店設備部長
指定地方 公共機関	近畿日本鉄道株式会社取締役常務執行役員大阪統括部長 奈良交通株式会社自動車事業本部乗合事業部統括部長 一般社団法人奈良市医師会長
（８号） 自主防災組織	奈良市自主防災防犯協議会長
（９号） 市長が特に 必要と認める者	奈良市企業局長 奈良市自治連合会長 奈良市女性防災クラブ連合会長 株式会社奈良シティエフエムコミュニケーションズ代表取締役 社会福祉法人奈良市社会福祉協議会事務局長 奈良市民生児童委員協議会連合会長 奈良市地区社会福祉協議会長 奈良市自主防災防犯協議会代表 奈良市立小学校長会代表 奈良市教育委員代表 奈良市消防団広報指導分団長 奈良商工会議所青年部代表 奈良青年会議所代表 奈良市自主防災防犯協議会代表

（2）奈良市防災会議幹事一覧表

種　別	幹 事 名
指定地方行政機関	奈良地方気象台防災管理官 陸上自衛隊第７施設群第３科長 航空自衛隊幹部候補生学校教務課企画班長
県の職員	奈良土木事務所管理課長
県の警察官	奈良警察署警備課長 奈良西警察署警備課長 天理警察署警備課長
市の職員	秘書広報課長 福祉政策課長 子ども政策課長 医療政策課長 市民課長
教育関係	奈良市教育委員会事務局教育総務課長
消防機関	奈良市消防局総務課長 奈良市消防団副団長
指定公共機関	西日本旅客鉄道株式会社ＪＲ奈良駅副駅長 日本赤十字社奈良県支部事業推進課長 関西電力送配電株式会社奈良本部奈良地域統括部長 ＮＴＴ西日本株式会社奈良支店設備部災害対策室次長
指定地方公共機関	近畿日本鉄道株式会社近鉄奈良駅長 奈良交通株式会社自動車事業本部乗合事業部部長 一般社団法人奈良市医師会理事
自主防災組織	奈良市自主防災防犯協議会副会長
市長が特に必要と認める者	奈良市企業局共同事務推進課長兼事業部次長 奈良市女性防災クラブ連合会副会長 株式会社奈良シティエフエムコミュニケーションズ編成部長 社会福祉法人奈良市社会福祉協議会総務課長

（令和６年 11 月１日現在）

法令　奈良市防災会議運営規程

昭和38年８月30日防災会議告示第１号

最終改正　平成24年６月22日防災会議告示第１号

奈良市防災会議運営規程

（趣旨）

第１条　奈良市防災会議（以下「防災会議」という。）の運営については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）並びに奈良市防災会議条例（昭和38年奈良市条例第17号。以下「条例」という。）に定めるもののほかこの規程の定めるところによる。

（会議）

第２条　防災会議は会長が招集する。

２　前項の招集は、会議の日時、場所及び議題を記載した文書をもつてしなければならない。

３　防災会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

（議事）

第３条　防災会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

（会議録）

第４条　会長は会議録を作成し、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

（１）　会議の日時及び場所

（２）　出席者の職名及び氏名

（３）　会議の経過

（４）　議決事項

（５）　その他参考事項

（代理者）

第５条　委員はやむを得ない事情により防災会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

２　前項の場合において委員はあらかじめ代理者を指名し会長に届け出ておかなければならない。

（専決）

第６条　会長は、防災会議が処理すべき事項のうち、次の各号に掲げるものについては、専決することができる。

（１）　災害に関する情報を収集すること。

（２）　関係行政機関等の長に対し資料又は情報の提供、意見の開陳、その他必要な協力を求めること。

（３）　緊急を要する事項で会議を招集するいとまのない時

（４）　その他軽易な事項

（庶務）

第７条　防災会議の庶務は、危機管理課において処理する。

（その他）

第８条　この規程に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附　則

この規程は、昭和38年８月30日から適用する。

附　則（昭和39年５月18日防災会議告示第１号）

この規程は、公布の日から施行し、昭和38年12月３日から適用する。

附　則（昭和43年10月23日防災会議告示第１号）

この告示は、昭和43年10月９日から適用する。

附　則（昭和46年４月９日防災会議告示第１号）

この告示は、昭和46年４月１日から適用する。

附　則（平成元年８月23日防災会議告示第１号）

この告示は、公布の日から施行する。

附　則（平成８年４月25日防災会議告示第１号）

この告示は、平成８年４月25日から施行し、この告示による改正後の奈良市防災会議運営規程の規定は、同年４月１日から適用する。

附　則（平成11年４月14日防災会議告示第１号）

この告示は、平成11年４月14日から施行し、この告示による改正後の奈良市防災会議運営規程の規定は、同月１日から適用する。

附　則（平成16年４月９日防災会議告示第１号）

この告示は、平成16年４月９日から施行し、この告示による改正後の奈良市防災会議運営規程の規定は、同月１日から適用する。

附　則（平成18年４月19日防災会議告示第１号）

この告示は、平成18年４月19日から施行し、この告示による改正後の奈良市防災会議運営規程の規定は、同月１日から適用する。

附　則（平成21年６月15日防災会議告示第１号）

この告示は、平成21年６月15日から施行し、この告示による改正後の奈良市防災会議運営規程の規定は、同月１日から適用する。

附　則（平成24年６月22日防災会議告示第１号）

この告示は、平成24年６月22日から施行し、この告示による改正後の奈良市防災会議運営規程の規定は、同月１日から適用する。

法令　災害派遣手当等の支給に関する条例

平成８年９月25日条例第31号

最終改正　令和５年12月27日条例第37号

災害派遣手当等の支給に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第５項の規定に基づき、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第１項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第26条の８において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する職員（以下「職員」という。）に対する災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当（以下「災害派遣手当等」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

（災害派遣手当等の額）

第２条　災害派遣手当等の額は、職員が住所又は居所を離れて本市の区域内に滞在した期間及び利用施設の区分に応じ、別表に定める額とする。

（支給方法）

第３条　災害派遣手当等の支給方法は、市長が規則で定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成18年３月24日条例第５号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成25年６月24日条例第47号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の災害派遣手当等の支給に関する条例の規定は、平成25年４月13日から適用する。

附　則（平成28年３月30日条例第13号）

この条例は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（平成30年７月３日条例第42号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和５年12月27日条例第37号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第２条関係）

利用施設の区分 本市の区域内に滞在した期間	公用の施設又はこれに準ずる施設 （１日につき）	その他の施設 （１日につき）
30日以内の期間	3,970円	6,620円
30日を超え60日以内の期間	3,970円	5,870円
60日を超える期間	3,970円	5,140円

備考

1　この表において「本市の区域内に滞在した期間」とは、職員が本市の区域内に到着した日から同区域を出発した日の前日までの期間をいう。

2　この表において「公用の施設又はこれに準ずる施設」とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第２条第２項に規定する旅館・ホテル営業の施設以外の施設をいう。

法令　奈良市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年７月１日条例第21号

最終改正　令和６年10月７日条例第37号

奈良市災害弔慰金の支給等に関する条例

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もつて市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

（１）　災害　暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

（２）　市民　災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した者をいう。

第２章　災害弔慰金の支給

（災害弔慰金の支給）

第３条　市は、市民が令第１条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

（災害弔慰金を支給する遺族）

第４条　災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第３条第２項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

（１）　死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。

（２）　前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア　配偶者

イ　子

ウ　父母

エ　孫

オ　祖父母

（３）　死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であつて兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

２　前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

３　遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前２項の規定により難いときは、前２項の規定にかかわらず、第１項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

４　前３項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が２人以上あるときは、その１人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

（災害弔慰金の額）

第５条　災害により死亡した者１人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては500万円とし、その他の場合にあつては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

（死亡の推定）

第６条　災害の際、現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第４条の規定によるものとする。

（支給の制限）

第７条　災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には、支給しない。

（１）　当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

（２）　令第２条に規定する場合

（３）　災害に際し、市長の避難の指示に従わなかつたことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不適当と認めた場合

（支給の手続）

第８条　市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

２　市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第３章　災害障害見舞金の支給

（災害障害見舞金の支給）

第９条　市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

（災害障害見舞金の額）

第10条　障害者１人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかつた当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあつては250万円とし、その他の場合にあつては125万円とする。

（準用）

第11条　第７条及び第８条の規定は、災害障害見舞金について準用する。この場合において、第７条第１号中「当該死亡者の死亡」とあるのは「当該障害者の障害」と、同条第２号中「令第２条」とあるのは「令第２条の３において準用する令第２条」と、第８条第２項中「遺族」とあるのは「障害者」と読み替える

ものとする。

第４章　災害援護資金の貸付け

（災害援護資金の貸付け）

第12条　市は、令第３条に掲げる災害により、法第10条第１項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

２　前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第１項に規定する要件に該当するものでなければならない。

（災害援護資金の限度額等）

第13条　災害援護資金の１災害における１世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

（１）　療養に要する期間がおおむね１月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア　家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね３分の１以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合　150万円

イ　家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合　250万円

ウ　住居が半壊した場合　270万円

エ　住居が全壊した場合　350万円

（２）　世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア　家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合　150万円

イ　住居が半壊した場合　170万円

ウ　住居が全壊した場合（エの場合を除く。）　250万円

エ　住居の全体が滅失又は流失した場合　350万円

（３）　第１号ウ又は前号イ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

２　災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち３年（令第７条第２項括弧書の場合は、５年）とする。

（保証人及び利率）

第14条　災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

２　災害援護資金は、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1.5パーセントとする。

３　第１項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第９条の違約金を包含するものとする。

（償還等）

第15条　災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

２　償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還を

することができる。

３　償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第１項及び第16条並びに令第８条、第９条及び第12条の規定によるものとする。

第５章　災害弔慰金等支給審査委員会

第16条　法第18条の規定に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、市長の附属機関として、奈良市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

２　委員会は、委員７人以内をもつて組織する。

３　委員は、医師、弁護士その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

４　委員の任期は、２年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

５　前３項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

第６章　雑則

（委任）

第17条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和50年３月27日条例第３号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年１月23日から適用する。

附　則（昭和51年12月17日条例第46号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和53年７月１日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和56年６月26日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の奈良市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例第５条の規定は昭和56年４月１日以後に生じた災害により死亡した者の遺族に対する災害弔慰金の支給について、同条例第10条第１項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附　則（昭和57年12月17日条例第40号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の奈良市災害弔慰金の支給等に関する条例第９条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年７月10日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかつた住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附　則（昭和62年３月27日条例第６号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の奈良市災害弔慰金の支給等に関する条例第13条第１項の規定は、昭和61年７月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附　則（平成３年12月11日条例第40号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の奈良市災害弔慰金の支給等に関する条例第５条の規定は平成３年６月３日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、同条例第10条の規定は当該災害により負傷し又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について、同条例第13条第１項の規定は同年５月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附　則（平成24年３月23日条例第１号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の奈良市災害弔慰金の支給等に関する条例第４条第１項の規定は、平成23年３月11日以後に生じた災害により死亡した市民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附　則（令和元年７月１日条例第12号）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の奈良市災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条の規定は、平成31年４月１日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附　則（令和２年３月31日条例第５号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和６年10月７日条例第37号）

この条例は、公布の日から施行する。

法令　奈良市防災協力事業所登録制度要綱

（目的）

第１条　この要綱は、事業所等が保有する施設、資機材、組織力等を地域の重要な防災力と考え、災害の発生時における協力を申し出た事業所等を防災協力事業所として登録する奈良市防災協力事業所登録制度を構築することにより、市、事業所及び地域が連携した防災協力態勢を整えて本市の災害対応能力の充実を図り、もって災害に強いまちづくりを推進することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において「事業所等」とは、市内に店舗、工場、事務所等を有するもの及び市内に活動拠点を置く団体（ＮＰＯ法人及びボランティア団体を含む。）をいう。

（登録手続等）

第３条　防災協力事業所として登録をしようとする事業所等は、奈良市防災協力事業所登録（変更）届（別記第１号様式）により市長に届け出るものとする。登録された内容に変更が生じた場合も、同様とする。

２　市長は、防災協力事業所として登録をしようとする事業所等が次のいずれかに該当するときは、当該事業所等について登録しないものとする。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）に規定する暴力団

(2) 市税を滞納している事業所等

(3) 事業所等又はその役員若しくはその役員であった者が届出の日前２年以内に当該事業所等の業務に係る刑事事件に関し起訴された事業所等（無罪の判決又は公訴棄却の決定が確定した場合を除く。）

(4) 前３号に掲げるもののほか、市長が防災協力事業所として適当でないと認める事業所等

（協力業務）

第４条　災害発生時において、防災協力事業所として登録した事業所等（以下「登録事業所」という。）に協力を要請する業務（以下「協力業務」という。）の内容は、次のとおりとする。

(1) 初期消火、障害物除去等に係る労務の提供

(2) 食料品、飲料水等の物資の提供

(3) 避難所の提供

(4) 負傷者等の搬送

(5) 資機材の提供

(6) その他市長が必要と認める業務

（登録の抹消）

第５条　市長は、登録事業所が次のいずれかに該当するときは、その登録を抹消するものとする。

(1) 廃業したとき。

(2) 市外に移転したとき。

(3) 市内に有する店舗、工場、事務所等を第三者に譲渡又は売却し、引き続き防災協力の意思が確認できないとき。

(4) 登録した後に第３条第２項各号に該当することとなったとき。

(5) 奈良市防災協力事業所登録抹消届（別記第２号様式）の提出により、登録の抹消を申し出たとき。

(6) その他市長が防災協力事業所として適当でないと認めるとき。

（協力の要請）

第６条　市長は、登録事業所に協力業務について要請しようとするときは、奈良市防災協力要請書（別記第３号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、次の事項を明らかにして電話等により要請することができるものとする。

(1) 災害の状況

(2) 要請する協力業務

(3) その他必要な事項

２　登録事業所は、前項の要請があったときは、その諾否、要請のあった協力業務に従事する者の氏名等、実施可能な協力業務の内容等について、奈良市防災協力業務諾否連絡票（別記第４号様式）により、市長に連絡するものとする。

（ボランティア活動保険への加入）

第７条　市長は、前条第２項の規定により登録事業所から協力の応諾の連絡があったときは、奈良市防災協力業務諾否連絡票に記載された協力業務の従事者のすべてについて、ボランティア活動保険に加入させるものとする。

（経費等）

第８条　協力業務に要する経費等は、登録事業所の負担とする。

２　前項の規定にかかわらず、前条の規定によるボランティア活動保険に係る掛金は、市の負担とする。

（協力期間）

第９条　登録事業所の協力期間は、災害発生後の一時的な防災協力活動として、登録事業所本来の業務の支障とならない期間とし、市と登録事業所が協議して定める。

（登録事業所の公表等）

第 10 条　市長は、登録事業所の名称、所在地等を公表することができる。

（庶務）

第 11 条　奈良市防災協力事業所登録制度に関する庶務は、危機管理課において処理する。

（委任）

第 12 条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、平成 20 年９月１日から施行する。

附　則（平成 21 年４月１日告示第 160 号）

この告示は、平成 21 年４月１日から施行する。

附　則（平成 24 年５月 31 日告示第 340 号）

この告示は、平成 24 年５月 31 日から施行し、この告示による改正後の奈良市防災協力事業所登録制度要綱の規定は同年４月１日から適用する。

（表面）

奈良市防災協力事業所登録（変更）届

年　　月　　日

（あて先）　奈 良 市 長

〒　　－

届出者所在地

届出者名　　称

（フリガナ）

代　表　者　名

奈良市防災協力事業所登録制度要綱第3条の規定に基づき、防災協力事業所として登録（変更）したいので届け出ます。

事業所の詳細	業種又は活動内容		
	電話番号		
	FAX番号		
	メールアドレス		
	従業員又は会員数		
緊急の連絡先	担当部署及び担当者名		
	携帯電話番号		
	携帯電話メールアドレス		
防災協力事業所としての公表		1 承諾する	2 承諾しない
協力業務（該当するものに○をつけてください。）		1 労務の提供	2 物資の提供
		3 避難所の提供	4 負傷者等の搬送
		5 資機材の提供	6 その他
協力可能人数		人程度	
（協力業務の内容を具体的に（品名・数量・場所等）記入してください。）			

（裏面）

奈良市防災協力事業所登録制度要綱第3条第2項第1号及び第3号に該当しません。

また、奈良市防災協力事業所登録制度要綱第3条第2項第2号の確認のため、税務台帳を閲覧することを了承します。

年　　月　　日

届出者所在地

届出者名　　称

代　表　者　名

第２号様式（第５条関係）

奈良市防災協力事業所登録抹消届

年　　月　　日

（あて先）　奈 良 市 長

〒　　－

届出者所在地

届出者名　　称

（フリガナ）

代　表　者　名

奈良市防災協力事業所の登録の抹消をしたいので届け出ます。

事業所名		
代表者名		
担当者	部署名	
	氏名	
電話番号		
ＦＡＸ番号		
メールアドレス		
登録抹消の理由		
備考		

第３号様式（第６条関係）

奈良市防災協力要請書

年　　月　　日

様

奈 良 市 長

奈良市防災協力事業所登録制度要綱第6条第1項の規定に基づき、次のとおり要請します。

災害の状況	
防災協力を必要とする場所	
協力業務の内容	
協力を必要とする期間	年　　月　　日　から 年　　月　　日　まで
その他必要な事項	

第４号様式（第６条・第７条関係）

奈良市防災協力業務諾否連絡票

（あて先）　奈 良 市 長

年　　月　　日

〒　　－

登 録 事 業 所　所 在 地

登 録 事 業 所　名　称

（　フ　リ　ガ　ナ　）

代　　表　　者　　名

奈良市防災協力事業所登録制度要綱第6条第2項の規定に基づき、次のとおり連絡します。

諾　　否	□ 実施可能	□ 実施不可能
協力業務実施予定の人数及び氏名	従業者数	人
	(フリガナ) 氏名	年齢　　歳
	(フリガナ) 氏名	年齢　　歳
	(フリガナ) 氏名	年齢　　歳
	(フリガナ) 氏名	年齢　　歳
	(フリガナ) 氏名	年齢　　歳
	*5名を超えるときは、別紙に氏名・年齢を記載してこの連絡票に添付してください。	
協力業務の予定内容		
実施予定場所		
実施予定期間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで	

法令　奈良市防災行政無線局管理規程

平成９年３月28日訓令甲第３号

最終改正　平成27年３月31日訓令甲第４号

奈良市防災行政無線局管理規程

（趣旨）

第１条　この規程は、奈良市防災行政無線局（以下「防災行政無線局」という。）の管理及び運用に関し、電波法（昭和25年法律第131号。以下「法」という。）及び関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　無線局　無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。

（２）　同報系　親局と子局との間の通信系をいう。

（３）　親局　特定の２以上の受信設備に対し、同時に同一内容の通報を送信する無線局をいう。

（４）　子局　屋外拡声子局と再送信子局の総称をいう。

（５）　屋外拡声子局　親局又は再送信子局の通信の相手方となり屋外拡声装置を備える子局をいう。

（６）　再送信子局　親局と子局との間の通信を中継する子局をいう。

（７）　同報系遠隔制御器　親局と有線で接続された送受信設備で、親局の機能を分掌するものをいう。

（８）　移動系　基地局と陸上移動局との間及び陸上移動局相互間の移動通信系（移動系中継によるものを含む。）をいう。

（９）　基地局　陸上移動局を通信の相手方として、本庁内に設置する移動しない無線局をいう。

(10)　移動系遠隔制御器　基地局と有線で接続された送受信設備で、基地局の機能を分掌するものをいう。

(11)　陸上移動局　陸上を移動中又は特定しない地点において停止中に運用する車載型、車載携帯兼用、集落用可搬型及び携帯型の無線局をいう。

(12)　中継局　専ら無線通信の中継のため、本庁以外の場所に設置する移動しない無線局をいう。

(13)　無線従事者　無線設備の操作を行う者であって、総務大臣の免許を受けたものをいう。

(14)　防災情報メール配信システム　防災情報、災害情報等行政情報に関する電子メールを親局から市民及び職員に配信するシステムをいう。

（防災行政無線局の構成及び配置）

第３条　防災行政無線局の構成は、別表第１及び別表第２のとおりとする。

２　防災行政無線局の無線局及び遠隔制御器（以下「無線局等」という。）の設置場所及び常置場所は、市長が別に定める。

（総括管理者）

第４条　防災行政無線局に、総括管理者を置く。

２　総括管理者は、防災行政無線局の管理及び運用の業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。

３　総括管理者は、危機管理監をもって充てる。

（管理責任者）

第５条　防災行政無線局に、管理責任者を置く。

２　管理責任者は、総括管理者の命を受け、防災行政無線局の管理及び運用の業務を所掌するとともに、通信取扱責任者及び管理者を指揮監督する。

３　管理責任者は、危機管理課長をもって充てる。

（通信取扱責任者）

第６条　防災行政無線局に、通信取扱責任者を置く。

２　通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け、管理責任者の業務を補助する。

３　通信取扱責任者は、危機管理課の職員で無線従事者の資格を有するもののうちから、管理責任者が指名する。

（管理者）

第７条　無線局等に、管理者を置く。

２　管理者は、管理責任者の命を受け、無線局等の管理を行う。

３　管理者は、次の各号に掲げる無線局等の区分に応じ、当該各号に掲げる者をもって充てる。

（１）　同報系無線局　次のア及びイに掲げる区分に応じ、当該ア及びイに定める者をいう。

ア　親局及び再送信子局　危機管理課長

イ　同報系遠隔制御器又は屋外拡声子局　設置場所又は常置場所の長又は施設管理者

（２）　移動系無線局　次のア及びイに掲げる区分に応じ、当該ア及びイに定める者をいう。

ア　基地局及び中継局　危機管理課長

イ　遠隔制御器又は陸上移動局　設置場所又は常置場所の長

（無線従事者の配置、養成等）

第８条　総括管理者は、防災行政無線局の運用体制に見合った無線従事者を配置するものとする。

２　総括管理者は、無線従事者の適正な配置を確保するため、常に無線従事者の養成に留意するものとする。

３　総括管理者は、無線従事者の現状を把握するため、毎年４月１日をもって無線従事者名簿（別記第１号様式）を作成するものとする。

（無線従事者の任務）

第９条　無線従事者は、無線局等の無線設備の操作を行うほか、通信取扱者の行う無線設備の操作を指揮監督する。

２　基地局及び子局に配置された無線従事者は、無線局業務日誌（別記第２号様式）を毎日、作成するものとする。

３　前項の無線局業務日誌は、毎月、管理責任者及び通信取扱責任者の閲覧を受けるものとする。

（通信取扱者）

第10条　無線局等に、通信取扱者を置く。

２　通信取扱者は、無線従事者の指導のもとに、法及び関係法令に基づき、適正に無線局等の運用を行う。

３　通信取扱者は、管理者が所属職員の中から指名する。

（備付書類等の管理）

第11条　管理責任者は、法及び関係法令に基づく防災行政無線局の備付書類等の管理及び保管を行う。

（防災行政無線局の運用方法）

第12条　防災行政無線局の運用方法については、市長が別に定める。

（無線設備の保守点検）

第13条　管理者は、無線設備の正常な機能を維持するため保守点検を行い、異常を発見したときは、直ちに、管理責任者に報告するものとする。

２　保守点検の項目については、市長が別に定める。

（通信統制）

第14条　総括管理者は、災害発生時その他通信の円滑な運用を確保するために必要と認めたときは、通信を統制すること（以下「通信統制」という。）ができる。

２　総括管理者が事故その他の理由により通信統制を行うことができないときは、管理責任者が通信統制を行うことができる。

（通信訓練）

第15条　総括管理者は、非常災害の発生に備え、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、次のとおり定期的な通信訓練を実施するものとする。

（１）　防災訓練に併せた通信訓練　年１回以上

（２）　定期通信訓練　年２回以上

２　訓練は、通信統制、情報収集及び伝達訓練を重点として行うものとする。

（研修）

第16条　総括管理者は、年１回以上、通信取扱者等に対し、法及び関係法令、無線設備の取扱い等について研修を行うものとする。

（補則）

第17条　この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この訓令は、平成９年４月15日から施行する。

附　則（平成11年３月26日訓令甲第４号）

この訓令は、平成11年４月１日から施行する。

附　則（平成12年12月21日訓令甲第５号）

この訓令は、平成13年１月６日から施行する。

附　則（平成16年３月29日訓令甲第３号）

この訓令は、平成16年４月１日から施行する。

附　則（平成18年３月31日訓令甲第３号）

この訓令は、平成18年４月１日から施行する。

附　則（平成18年10月10日訓令甲第８号）

この訓令は、平成18年10月10日から施行し、この訓令による改正後の奈良市防災行政無線局管理規程第４条第３項の規定は、同年４月１日から適用する。

附　則（平成19年５月16日訓令甲第12号）

この訓令は、平成19年５月16日から施行し、この訓令による改正後の奈良市防災行政無線局管理規程第７条第３項第２号の規定は、同年４月１日から適用する。

附　則（平成21年３月31日訓令甲第２号）

この訓令は、平成21年４月１日から施行する。

附　則（平成24年３月30日訓令甲第６号）

この訓令は、平成24年４月１日から施行する。

附　則（平成25年６月25日訓令甲第７号）

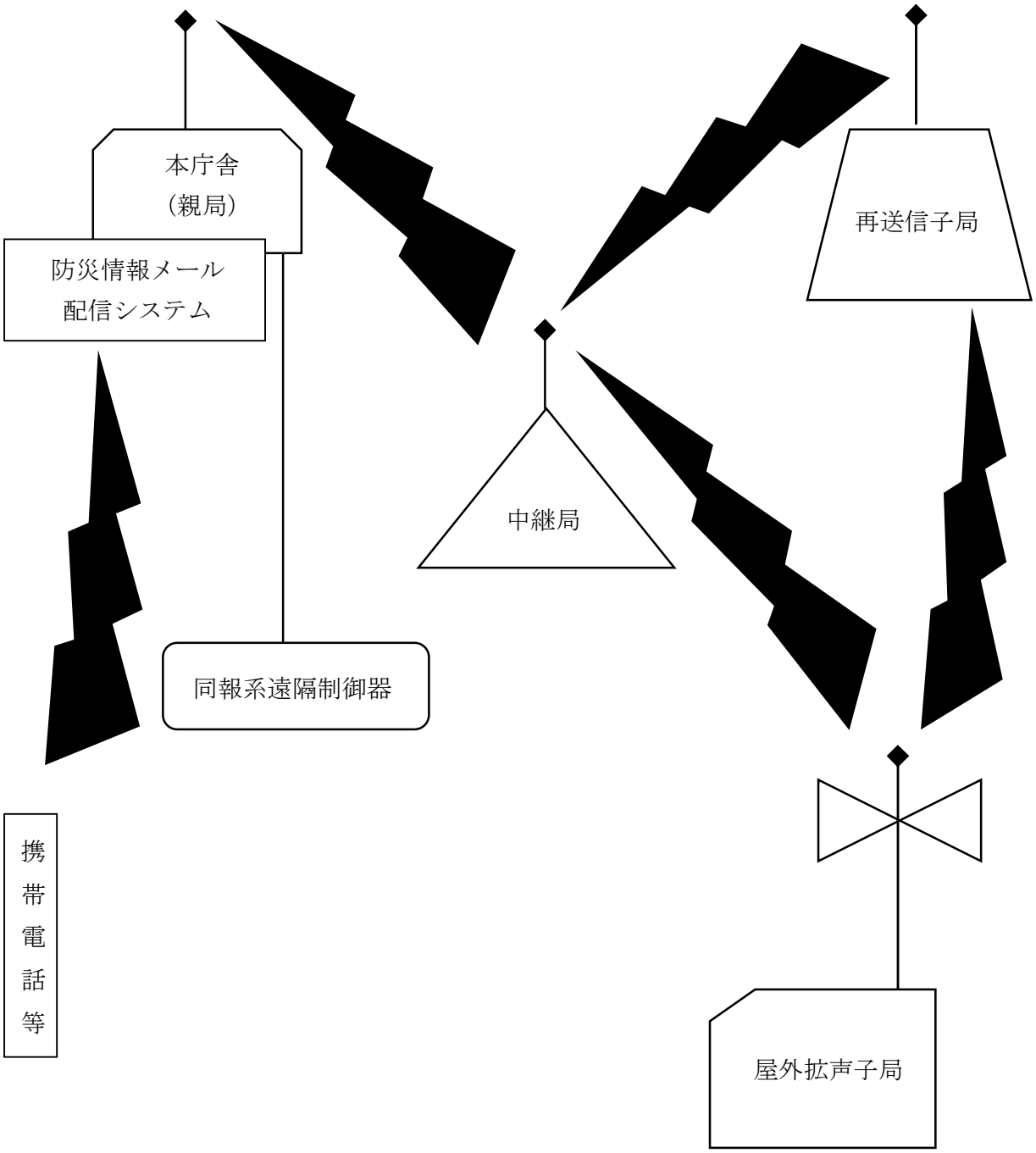
この訓令は、平成25年６月25日から施行し、この訓令による改正後の奈良市防災行政無線局管理規程の規定は、同年４月１日から適用する。

附　則（平成27年３月31日訓令甲第４号）

この訓令は、平成27年４月１日から施行する。

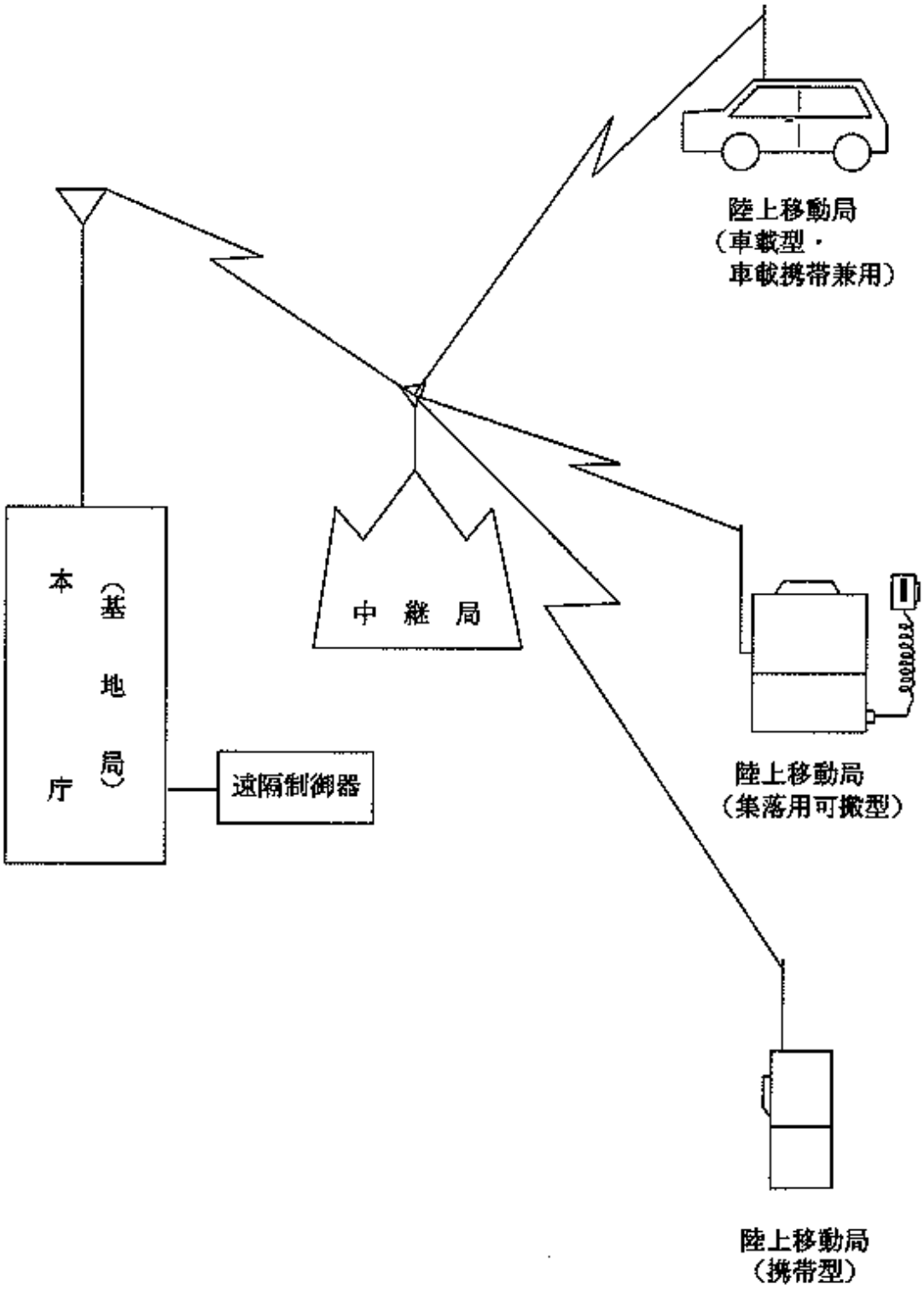
別表第１（第３条関係）

同報系防災行政無線局の構成



別表第２（第３条関係）

防災行政無線局構成図



第１号様式

（第８条関係）

無　線　従　事　者　名　簿

年　　月　　日

番号	所属部課名	（ふりがな） 氏　　名	免許証の番号	資　　格	免許の年月日	備　考

第２号様式

（第９条関係）

無　線　局　業　務　日　誌

通信取扱責任者	管理責任者

年　　月

無線従事者	資　格	氏　名	資　格	氏　名	勤務時間（平常時）
					平日　（月曜日～金曜日） 時　分～　時　分

日	曜日	勤務時間変更の場合	無線従事者氏名	日	曜日	勤務時間変更の場合	無線従事者氏名
1				16			
2				17			
3				18			
4				19			
5				20			
6				21			
7				22			
8				23			
9				24			
10				25			
11				26			
12				27			
13				28			
14				29			
15				30			
				31			

日	曜日	時　間	・非常通信の実施状況　・空電、混信、受信感度の減退等の通信状態 ・機器状態　・その他参考となる事項